吉備群書集成

第七輯

吉備温故秘録　元之巻

島嶼之圖(一)
凡例
カクイ島
寒河村
大濮
島嶼之圖(二)
前島
長島
犬島
内島
小島
喜嶋

島嶼之圖 (三)

赤崎村
塩濱
味野村
凡例
古城山
下津井村
吹上村
田ノ浦村
南

凡例

一、本書は、原本として、先ず東京帝國大學史料編纂所本を採り、次に岡山縣立圖書館本に索め、更らに池田家文庫本に倚つた。　東京帝國大學史料編纂所藏本　七十册　岡山縣立圖書館藏本　九十六册

一、池田家文庫には、著者大澤惟貞氏の自筆原本と木畑道夫氏編纂の寫本との二本がある。前者は、卷數百九册より成つてゐるが、紙魚の害甚だしく、文字讀み難く、又卷帙に損傷多く、且つ、完全のものでない。後者は、册數百十一册より成るものであつて、明治十八年九月の編輯である。そして、部門を上下兩篇に頒ち、邦土の典故・沿革に屬するものを上篇とし、池田氏の典章に繋るものを下篇としてゐる。

木畑氏は、特にこの下篇を秘錄としてゐる。本書の池田家本とあるは、主として、この木畑道夫氏寫本に依つたのである。

一、本書は、上述の如く、編纂所本、縣立圖書館本、池田家文庫本（大澤自筆本 木畑本）を底本として、參照校合したのみでなく、古備部の如く難解の部分は、永山氏の古備原本による透寫、及び縣立圖書館の模字等を參考として眞に集成完璧を期したのである。

一、然し、城府の下卷、家譜の六卷等九册を闕ぎ、推定卷數百二十卷を蒐集することは不可能であつた。

一、本書底本には、或は吉備溫故とあり、或は吉備溫故秘錄とあり、或は卷頭卷數を記せるもの、卷數を記せずして無卷數となせるものがある。本集成は、輯纂の便宜上、本書を吉備溫故秘錄とし、卷數の記載せるものは固より底本卷數の序に從ひ、無卷數のものは、本集成自ら卷數を記入し、幷て底本の卷頭卷數をも記する事とした。

一、本書紀事十二册中、土肥經平著す備前軍記五卷は、業に本集成第三輯（戰記）に收載してゐるものと、全然同一のものであるから、特に重複を避け、紀事中の備前軍記のみは、本書より消略する事とした。

一、本書は、本集成第七輯に始まり、元・亨・利・貞及び遺補（大澤自筆本 木畑本）の五卷として發行する豫定である。

森田敬太郎識

吉備溫故秘錄の集輯を了りて

吉備に關する古文獻の中で、最も完璧に近いものは、一百十一卷より成る大澤惟貞氏の吉備溫故秘錄であつて恐らく備前の國に關する限り、本書を以て白眉とするであらう。しかも、本書は、纔かに池田家文庫百〇九卷の自筆原本及び寫本を藏する外、岡山縣立圖書館に寫本九十六卷、東京帝國大學史料編纂所に寫本八十卷を存するに過ぎない程の珍籍である。

惟ふに、岡山縣の舊記・古文書の蒐輯を第一義とする本集成に、大冊の故を以て、又は文章難解の故を以て、本書の收載を闕ぐならば、本集成完成の曉、畫龍點睛を闕ぐの憾みを遺すであらう。そこで、沼田頼輔博士と協議の結果本書を收載することに決し、昭和五年十月より東京帝國大學史料編纂所の寫本に就て筆寫を始め、翌六年五月末迄に、漸く軍令已下五十三卷の筆寫を了した。是より先、岡山縣立圖書館長武藤正治氏の厚意によつて、特に同館の一室を借り、河本一夫氏・荒木誠一氏・永山卯三郎氏・妹尾薇谷氏指導監督の下に、同館所藏の古書筆耕を行つてゐたのを中止し、編纂所本筆寫の原稿と同館本との校合を始めると同時に、同館本によつて編纂所本の闕漏を補ふことゝし、昭和六年六月上旬を以て、本書鄕莊已下四十六冊の筆寫と校合とを完了した。

更らに、池田侯爵家岡山事務所長代理松村見二氏・藏知矩氏の好意によつて、池田家文庫所藏の同書を閲覽することを得、同文庫本によつて、再び縣立圖書館本の闕を補ふ事とし、筆生を同事務所に派して筆耕の事に從はしめ、七月下旬を以て吉備溫故百十一卷の筆寫校合を完了することゝなつた。

茲に吉備溫故秘錄の發刊に際して、是れが編纂に臻る過程の概梗を述べ、併而この珍帙蒐集の完成には、左記諸氏の異常なる努力と苦心とが織込まれてゐることを併記し、諸氏の勞に敬意を表す。

永山卯三郎氏　河本一夫氏　荒木誠一氏　妹尾薇谷氏

上目黑の草居にて　無適生記

吉備群書集成第七輯目次

吉備温故秘錄（自卷之一至卷之二十六）元之卷

（原本卷數）

吉備群書集成第七輯（吉備溫故秘錄 元之卷）目次終

吉備温故解題

文學博士　沼田頼輔

吉備温故は、岡山藩士大澤惟貞が寛文年中編纂したものであつて、現存せるものは、池田文庫の著者自筆原本（冊數百〇六卷、文字の難解なると紙魚の害の甚だしい爲めに、殆んど讀むに堪えない。）木畑道夫氏の寫本（冊數百十一卷）岡山縣立圖書館藏本（冊數九十六冊）東京帝國大學史料編纂所藏本（冊數七十冊）である。そして、本書が未完成のものであることは、序跋のないのに徴しても、卷數の順序を記入してゐない事に稽へても、明である。

けれども、その內容は、備陽國誌や和氣絹などにも見えない事實を網羅してゐるから、備前の鄕土史を知らうとするものに取つては、必讀の書である。今その內容を擧げて見ると、鄕莊、村落、城府、島嶼、山川、官道、神社、佛刹、名所、古蹟、人物、墳墓、城趾、紀事、備中領分、池田氏本譜、家譜、公子、詠草、葬祭、東照宮御祭禮、公務、巡見使、來客、廟墓、有斐錄、學校、人數出張、天災、火災、預人證人、諸職原、知行割、法令、軍役、軍令、揭示、山狩、古簡、干城等であつて、その配列の次序も至つて雜駁であるが、その收載された記錄は、寔に精細のものであつて、史家の見逃すべからざるものが尠くない。例へば、神社・佛刹の條には、必ずその社寺に古來傳はつてゐる緣起を採錄し、干城の條には、池田家々臣の傳記、公務の條には、德川幕府より賦課せられた河川の修築、城塞の普請等、山狩の條には、半田山・龍口山に於ける大規模の狩倉、名所の條には、古來詠ぜられたと云ふ和歌・漢詩を揭げ、官道の條には、岡山より播州・備中・美作に至る道程、宿場、茶屋を、村落の條には、各村の戶數、人口、田畑等、預人證人の條には、幕府の忌憚に觸れた罪人を預つた事跡等を記したもの等である。その他、古簡の條には、社寺及び武家・民家に傳はる文書・制札の類を集蒐し、華押六百餘箇を揭げ、紀事の條には、軍記の類をも羅織してゐる。

蠹魚の香より（本書は、岡山縣立圖書館司書河本一夫氏の手記也）

吉備温故秘錄 百二十卷

（實は、卷數不明にして、推定冊數百二十卷なり。池田侯爵家藏の一異本、木畑道夫筆寫のものも、同氏推定の結果百二十卷となせり。現存百十一冊也）

備前藩士大澤惟貞編纂、大澤氏實名惟貞、通稱市大夫といふ、國學教授大澤平藏貞雄（號松堂）の長男、元文五年五月庚申岡山に生る、文化元年甲子七月十四日年六十五にして卒す、國學に通し程朱の學亦精し、寛政年中惟貞公務の餘暇を以つて自ら編集功全く了らず、故に冊子の順序跋なく眞の草稿なり、部門亦遺漏せしものあり、其原稿殘餘若干卷、在大阪大澤家に所藏せしを其孫千賀太氏、明治初年舊藩主家へ献納、池田家文庫に藏す。世上類本ありと雖も、全部完整のもの僅少、舊藩中完本二部存在するのみ。其一部は維新の際岡山縣へ引渡、明治五年九月皇國地誌編輯に付、關渉の書類可指出旨、史官より達ありしにより、同六年一月、本縣參事新庄厚信進達中舊江戸西城燒失、烏有に屬したり。幸に池田氏藏本あるを以つて公借謄寫して、本縣廳に藏す。これ岡山縣立圖書館本なり。同本は最初岡山縣史誌編輯係が、地方關係の部四十二卷を謄寫したるに始る、其際既に第一卷たる鄕莊部に第二卷と記しあり、最初より卷一を缺ぎたるが如し、而して目次には第一卷鄕莊と記せり。恐らく著者大澤氏編輯終了後、序文目次等を編して第一卷とする豫定ならん。尙本書は謄寫の際既に第三十七卷城趾部散佚せり、爲缺本、他日若有得之、則將謄寫以補焉と記せり。（今回池田家藏明治十八年木畑道夫筆寫の異本により補ひ了る。）筆寫も必要なる地方部より始め後に完本たらしめたる跡ありて中途より卷數の記入なし、冊數にして百十一冊現存せり。

緒　言　「この緒言は岡山縣立圖書館本卷一册目にあり」

吉備溫故は、寛政中舊岡山士人、大澤市大夫惟貞著す所、部數九十餘册、岡山學校に藏す。立縣の初太政府御達に因り之を進達す、其後回祿に罹り、竟に烏有となる。然るに、右の書地誌編輯中參考缺ぐ可らざるを以て、池田氏に請て、其藏本を借用す。但殘闕全からずと雖ども、其補益尠からず。因て事務の餘暇、其中地方關係の部四十二卷を謄寫し、以て備品となすと云。

明治十二年五月

岡山縣史誌編輯係印

遺　補

著者大澤惟貞は、貞雄（元祿十一年三月出生、綱政・繼政に仕へ、明和八年七月十五日歿す、享年七十四、松堂と號す。）の長男、元文五年五月の誕生文化元年甲子七月十四日歿、享年六十五歲。（蠹魚の香）

大澤惟貞は、元文五年出生、文化五年七月十四日歿、年六十五。（岡山縣人名辭書）

惟ふに、元文五年より、文化元年までが、六十五年となるのであつて、岡山縣人名辭書の元文五年出生、文化五年歿までは、六十五歲と云ふ年齡に符合しない事となる。之れは、恐らく人名辭書に於ける「五」と「元」との誤植であらうと思ふ。

森　田　無　適　記

闕本

本書卷之一は、闕本也。編者大澤氏の意を忖度するに、本卷に凡例・目錄の類を蒐輯せんとして、遂に果さざりしものにして、本書原本の「卷之二、郷莊」より起りをるも、之れが爲めならん。

森田敬太郎 記

吉備溫故秘錄

（鄉　莊）

吉備温故秘錄 卷之二

鄉莊目錄

吉備温故秘錄　卷之二目次終

吉備溫故秘錄　卷之二

鄉莊

一、鄉・莊・保

鄉

周禮百家之內曰、鄉又萬二千五百家爲ㇾ鄉。釋名曰、鄉向也、衆所ㇾ向也。
鄉は郡内の都會にて、衆の向ふ所なり。諸事物を交易し、其近村を支配する所なり。

莊

字書莊舍也、俗作ㇾ庄非也。
莊園などゝいふも同じ事にて、何國何莊を給ふといふこと、古書に數多あり。御野郡鹿田鄉の內を元興寺へ寄附せられし故、其處に役所を建て役人を置、其領分を支配するに依て、元興寺莊といひしならんか、今に西古松村を元興寺莊といふ。

保

禮記檀弓曰、公叔禹人過(遇)ㇾ肩(負)ㇾ杖入ㇾ保者息。保縣邑小城
唐書大宗貞觀二十一年曰、釋ㇾ耒入ㇾ堡。堡通作ㇾ保
保は小城とあれば、我國にても、鄉內に小さき城を築き、武士を其處に置き、諸事を司らしめ、非常にそなへしなり。今いふ陣屋の類ならんか。
按ずるに、鄉は古へよりの名にして、其鄉內に後世莊・保は出來しものなり。和名抄などには、鄉ばかり記して、莊・保はなし。
昔は何鄉內何庄何保といひしならんか。

坂長佐加奈加
和氣
物理毛土呂井
邑久於保久久
尾張乎波利
周匝
枚石比良之
驛家
三家美也希

二、和名抄之郷

和氣郡
　藤野布知乃　益原萬須波良　新田爾布多　香止加々止

磐梨郡
　石生伊波奈須　那磨　肩背加多世　磯名　物部

邑久郡
　靫負由介比　土師反之　須惠　長沼奈加奴　尾沼乎奴
　柘梨　石上伊曾乃加美　服部波土里

赤坂郡
　宅美　輕部　高月　鳥取止々利　葛木

御野郡
　廣世比呂世　出石伊豆之　御野美乃　伊福伊布久　津島都之萬

津高郡
　加茂　津高　建部

兒島郡
　都羅　加美　兒島古之萬

上道郡

宇治　幡多　可知　上道　財田　居都
日下　那紀　寄田

三、御野郡 當時民間に郷・莊・保の書付左に記す。

御野郷
三野村　宿村　原村

牧石郷
川本村　宮本川本の枝　平瀬同斷　畑村　金山寺村　鮎歸村
船山原村の枝　中原新田イニ(村)

伊福郷
上伊福村　別所上伊福村の枝　下伊福村　西崎下伊福村の枝　國守同斷　三門同斷

出石郷
上出石村　下出石村　西河原村　東河原村　濱村

野田保
野田村　高柳村　島田村　新島享保十三年出來

元興寺莊イニ(保)
西古松村

鹿田莊
新保村　下中野村　東古松村　田住村　二日市村　圓覺村
濱野村　西市村　今村　上中野村　奥内村　十日市村

七日市村　青江村　大供村　京殿村　岡村　内田村

新堤保

福永村　木村

大安寺荘

大安寺村　西野田村（大安寺村の枝）　矢坂（同断）

西野田荘

西長瀬村　田中村　辰巳村　中仙道村

市久保

辻村　北長瀬村

津島郷

市場（津島村の本村）　西坂（津島村の枝）　福居（同断）　新野（同断）　奥坂（同断）　萬成村

弘西郷

南方村　北方村　中井（北方村の枝）　四日市（同断）　竹田村

郷・庄・保の內に無レ之村々左に記す。皆新田なり。

新福村　福富新田　福島村　平福村　濱田新田　福成村

福田村　當新田村　米倉村　平吉新田（イニ村）

四、津高郡　口分。同。

馬屋郷

今保村　久米村　白石村　野殿村　花尻村　尾上村
一ノ宮村　一ノ宮敷地村　西辛川村　今岡村　山崎村　辛川市場村
東楢津村　中楢津（東楢津の枝）　西楢津同斷　首部村　佐山村　松尾村
大窪村　磯ケ部村　池谷村　長野村　横尾村　面室（おもむろ）村
安部倉（面室村の枝）　深嵶村　狼谷（深嵶村の枝）　清水村　芳賀村　下芳賀（芳賀村の枝）
勝尾村　日應寺村

津高鄕

中原村　東原（中原村の枝）　富原村　大岩（富原村の枝）　横井上村　田中（横井上村の枝）
栢谷村　益田村　高野尻村　中野村　辛香村　菅野村
西菅野（菅野村の枝）　田原村

宇垣鄕

野々口村　吉尾村　中山村　大坪村　大月村　下牧村
中牧村　湯須（中牧村の枝）　十（と）谷同斷　小山村　河内村　原（河内村の枝）
富谷村同斷　山條同斷　母谷（ほうだに）同斷　小田（おた）同斷

五、津高郡　奥分。同。

長田莊

江與味村　杉谷村　栗井谷村　溝部村　森久村　爲重村
笹目村　尾原村　和田村　大王村　森上村　長尾村
下土井村　大木村　井原村　加茂市場村　三谷村　豐岡村

柿山 豊岡村の枝　小森同断　平岡村　三納谷村　大谷村　十力 大谷村の枝

野原同断　元兼同断　下賀茂村　廣面村　上賀茂村　神瀬村

鹽谷 神瀬村の枝　黒瀬大向村　年末村 黒瀬大向村の枝　細田村　五明村　上田村

圓城村　安田 圓城村の枝

建部郷 イニ(保共)

田地子村　西原村　櫻村　市場村　宮地村　富澤村

建部上村　中田村　品田村　久々 品田村の枝

紙工保

紙工（しとり）三ケ村　久保 紙工三ケ村の枝　天滿同断　虎倉村

宇甘郷

宇甘（うかひ）上村　中泉 宇甘上村の枝　下畑同断　九谷同断　中島同断　菅（すけ）村

下田村

以下四ケ村郷・莊・保の唱不分明由

金川村 私に曰、慶長十年改帳には、建部郷内とあり　鹿瀬村 私に曰右同断　草生村　建部新町

六、赤坂郡 同。

鳥取莊

牟佐（むさ）村　馬屋村　和田村　穂崎村　岩田村　長尾村

立川村　南方村　齋富村　沼田村　石井原村　中島村

日古木村　二井村　高屋村　三叉村　正崎村　上市村
下市村　河本村　門前村　熊崎村　河原村　善應寺村
西中村　下二保村　上仁保村　上地山村　斗有村　鍋谷村
大鹿村　幡寺山村　山口村　由津里村　西窪田村　東窪田村
五日市村　尾谷村　津崎村　神田村　大苅田村　町苅田村
國ケ原村

輕部莊

西輕部村　笠寺山村　東輕部村　今井村　大屋村　南佐古田村
北佐古田村

笹原莊

山手村　多賀村　出屋村　菖蒲山村　正滿寺村　小原村
坂邊村　山ノ上村　平山村　惣分村

周匝鄕

周匝村　草生村　是里村　黑澤村　福田村　中山村
黑本村　瀧山の枝黑本村　下鹽木村

仁堀莊

仁堀東村　仁堀中村　仁堀西村　廣戸村　小鎌(おがま)村　仁堀河原毛村
西勢實村　中勢實村　戸津野村　上鹽木村　沓石山村

平岡鄕イニ(庄)

中畑村　大松山村　石上村　矢知村　佐野村　平岡西村
寺部村　新庄村　伊田村　矢原村　川高村

竹枝莊

大田村　上谷（大田村の枝）　下谷同斷　吉田村　土師方村　小倉村

七、磐梨郡　同。

肩背鄉

肩背村　江尻村　大內村

物理（もとろい）保

板根村　森末村　寺地村　光明谷村　瀨戶村　下村
沖村

可眞鄉

可眞上村　可眞下村　彌上村　野間村　稗田村　石蓮寺村

佐伯莊

稻蒔村　鹽木村　來光寺村　石村　暮田村　八島田村
矢田部村　寺山村　津瀨村　頭村　市場村　父井村
小原村　壁村　三宅村　田中村　酌田村　東谷村
西谷村　田尻村　加賀知田村　壬生村　宇屋村　大方村

吉岡莊

梅保木村　多田原村　大井(だゐ)村　吉谷村梅保木村の枝　鹽納村　鍛冶屋村

宗堂村　南方村

小野田莊

佐古村　岡村　殿谷(とんだに)村　澤原(そうのはら)村

川田莊 井手下共云。

田原上村　田原下村　原村　元忍寺村　本村　圓光寺村

松木村　小瀬木村　川田原村　鈎井村　德富村

吉原村　二日市村　右二箇村は和氣郡新田莊の内といふ。

一本に　田原上村。田原下村。原村。元忍寺。村本村。圓光寺。松木村。已上七箇村を石生鄕と有追て可レ考。

同　小瀬木村。川田原村。鈎井村。德富村。吉原村。二日市村。已上六箇村を和氣鄕とあり追て可レ考。

原村を古へは石生原村といふ。

八、和氣郡

伊里莊

伊里中村　木谷村　友延村　八木山村　麻宇野村　難田村

日生村　閑谷新田

吉永保

吉永中村　南方村　倉吉村　三股村　葛籠村　吉永北方村

本條莊

尺所(しやくそ)村　大田原の枝尺所村　森村　日室村　下原村　小中山村

曾根村　南曾根村（曾根村の枝）　稻坪村　入田村（にふた）　野吉村（野吉は、古へ寺地にて村數に入らざる由。）

新田莊

大中山村　清水村　西片上村　東片上村

三石保

三石村　宿（三石村の枝）　船坂同斷　森石同斷　福石同斷　土師神根同斷

五石同斷　田倉村

金剛莊

金谷村　野谷村一に、三石保內と云。

藤野保

藤野村　吉田村　働（かせぎ）（吉田村の枝）　奴久谷同斷

益原保

益原村

和氣鄉

和氣村

神根保

神根本村　小板屋村　山津田村　門出村（かどいで）　南谷村　大股村

大藤村　樫村　脇谷村　和意谷新田

香登莊

香登本村（かがと）　香登西村　大內村　弓削村　坂根村　新庄村

畑田村　福田村

菅原莊

伊部村　浦伊部村 一に云、此二村共香登莊内。

日笠保

日笠下村　日笠上村　木倉村　岸野村　室原村　飯掛村

半中村　大岩村　片倉村

八塔寺保

八塔寺村　瀧谷村　東畑村　下畑村

田土莊

上田土村　下田土村 上田土村の枝　杉澤 同斷　川本村　龍ケ鼻村　天瀬村

矢田郷

矢田村　南山方村　北山方村　苦木村

新田新莊 イニ(伊里莊)

福浦(ふくら)村　寒河(さうご)村　蕃山(しげやま)村　井田村

郷・莊・保唱へなき分

久々井　鹽田村　奥鹽田村　大多府

九、邑久郡 同。

笠賀郷

箕輪村　北地新田　上笠賀村　下笠賀村　南谷村

包松郷

包松村　閏徳村

笠松郷

大ケ島村　圓張村

遊慶郷

長船村

土師郷

土師村

福岡郷イニ(莊)

福岡村　八日市村　豆田村　福長村

服部莊

服部村　福里新田

山田莊

山田庄村

裳懸莊

虫明(むしあげ)村　間口新田　福谷村

佐井田莊

佐井田村　庄田村　尻海(しりみ)村

小津村　横尾村　土佐村

牛窓荘

牛窓村　大浦新田

鹿忍荘

鹿忍(かしの)村　上田田村　下山田村　奥浦村

豊原荘

千手村　藤井村　東片岡村　西片岡村　久々井村　正像新田

上阿知村　下阿知村　宿毛村　邑久郷村　神崎村　乙子村

新村　濱村　五明村　長沼村　門前村　北地村

向山村　大富村　上寺村　射越村　新地村　川口村

福山村　久志良村　大山村　宗三村　百田村　福本村

大窪村　幸崎村　幸田村　幸西村

尾張保

尾張村　山手村

須恵保

西須恵村　東須恵村　飯井(いゐ)村　磯上村　牛文村　佐山村

鶴見村

十、上道郡

上道郷

四御神村（しのごぜ）　湯迫村（ゆば）　小町村　國府市場村（こふのいちば）　中井村　荒井村
中田村　新屋敷村　今在家村　祇園村　脇田村　段の原村
中島村　八幡村

財郷

財村　長原村　土田村

可知郷

中川村　長利村　目黒村　大多羅村　松崎村　松崎新田村
益野（中川村の枝）　神下村　乙多見村

幡多郷

關村　高屋村　藤原村　赤田村　清水村　圓山村
澤田村　湊村　山崎村

宇治郷

平井村　網濱村　門田村　國富村　森下（國富村の枝）　原尾島村
穝村

當麻荘

當麻村　岩見村

吉富荘

勅旨村　蘄田村　今谷村　海面村　福泊村　福吉村

古津荘　以下奥分。

下村　藤井村　南方村　宍甘(しゃかい)村　矢津村　宿村
鐵(くろがね)村　北方村　中尾村　菊山村　沼村　沖益(沼村の枝)
南古津村

草ヶ部郷

草ヶ部村　築地山村　宿奥村　觀音寺村　笹岡村　谷尻村
砂場村

福岡莊

西平島村　東平島村　西島村(東平島村の枝)　浦間村　矢井寺　淺川村
西祖村　寺山村　一日市村　吉井村　猶原村　内ヶ原村
百枝目村　戈崎村

金岡莊

西庄村　廣谷村　金岡村　西大寺村　久保村　中野村
富崎村　金岡新田村　原村

竹原莊イニ(豆田郷)

西隆寺(さいりゅうじ)村　竹原村

淺越莊

淺越村　山守村　吉田村　堀内村　吉原村

十一、兒島郡

三宅郷

小串村　番田村　下山坂村　上山坂村　阿津村　宮浦村
飽浦村（あくら）　北浦村　郡村　碁石村　宇多見村　廣木村
波知村　西田井地村　東田井地村　梶岡村　胸上村　山田村
沿村　後閑村

林郷

串田村　會原村　福江村　林村　木見村　植松村

豊岡莊

池迫村　八濱村　大崎村

加茂莊

大籔村　田井村　福浦（田井村の枝）　福原同斷　槌ケ原村　迫間村
宇藤木村　用吉村　木目村　小島地村　廣岡村　瀧村
長尾村　宇野村　玉村　利生村　日比村　向日比村
澁川村　イニ、豊岡庄に屬す。槌ケ原村・迫間村・長尾村・瀧村・廣岡村・小島地村・木目村・用吉村・宇藤木村　欄外朱書）

畷莊　イニ（柳田郷）

小川村　稗田村　格田村

灘目莊

迫川村　宗津村　片岡村　川崎村　彥崎村

・郷・莊・不・知・分・

引網村　田之口村　下村　上村　味野村　下津井村

通生村　鹽生村　宇野津村　呼松村　廣江村　福田村
福田新田　浦田村　八軒屋　黑石　粒江村　粒浦
天城村　藤戸村　尾原村　山村　白尾村

一說に、梶岡村を東郷といふとあり。

私考に、和名抄に當郡に都羅鄕あり、若上に記せし鄕莊不知分など都羅ならんか。今備中國に連島あり。此島古へは海中に離れありしが、後世新墾出來地續きとなりし。本は備前の內なりしが、今備中になりしもしれず。しかれども何の據もなければ、後人の考を待つのみ。

十二、和氣郡働村民家所藏之鄕・莊を、爰に記す。

和氣郡　高　一萬八千六百五十二石一斗七升五合。

新田莊(にふた)　香登莊　吉永保　藤野保　伊里保　日笠保
益原保　三石保　裳懸保

石生郡　高　一萬五千九百三十一石五斗。

石生鄕(いはなし)　肩背鄕　物理保(もどろい)　可眞鄕　佐伯莊　吉岡莊

邑久郡　高　二萬五千二百九十六石三斗八升五合。

邑久鄕(おく)　土師鄕　須惠保　礒上保　包松保　長沼保
靱負鄕(ゆけひ)　栢梨鄕　尾張保　牛文保　服部保　豐原莊
鹿忍莊(かしの)　山田莊　南北莊　津留海莊　佐井田莊

赤坂郡　高　三萬三百二石七斗八升。

宅美鄕(たくみ)　武枝保　周匝保　楢津保　戸津野保　勢實保

平岡莊　鳥取莊　葛木莊　高月莊　仁堀莊　輕部莊

上東郡　高　二萬二千五百三十石四斗八升七合。

草部郷　豆田郷　淺越莊　金岡莊　竹原莊　福岡莊
百枝月莊　西隆寺莊　居津莊

上道郡　高　二萬八千七百九十三石二升三合。

上道郷　財郷　可知郷　幡多郷　宇治郷　當麻莊
藥師莊　吉富莊　高田莊　建部郷　闕大井莊　眞島郷

三野郡　高　三萬六百十四石一斗二升八合。

三野莊　牧石郷　伊福郷　出石郷　野田保　鹿田莊
元興寺莊　新堤保　大安寺莊　三野新莊　興福寺莊　西野田莊
市久保　津高郷　弘西郷

津高郡　高　三萬五千二百五十八石一斗七升。

津高郷　馬矢郷　宇垣郷　紙工保　長田莊　建部保

兒島郡　高　一萬八千三百七十石六斗四升一合。

波知保　比々莊　利生莊　豐原莊　家浦莊　兒林莊
波佐川莊

小豆島郡

尾美郷　草部莊　池田莊

惣合　二十二萬五千七百五十九石二斗八升。小豆島は外なり。

散・在・入・勘・地・

法興院　勸學院　國分寺　羽野庄　淳(和カ)知院莊　極眞院新勅旨
左京權大夫位田　圓宗寺勅旨　大窪莊　平等院　竹岡出佐　陰陽頭位田
前陰陽頭位田　內匠頭位田　法界院　感心院

永祿九寅歲十月日改之。

十三、御野郡　慶長十年備前國高物成帳之內鄕・莊・保(以下二十迄同)

三野の新庄

市久村　長瀨村　上中野村　下中野村　今村　西市村
京殿村

大安寺莊

大庵寺村　萬成村

西野田莊

島田村　高柳村　間田村

鹿田莊

濱(イニ野)田村　十日市村　新保村　青江村　圓覺村

出石鄕

出石本村　下村　川原村　東川原村　濱村

弘世鄕

南方村　竹田村　北方村

枚石郷

三野村　宮本村　畑村　鮎歸村　原村　宿村

伊福郷

城村　立川村

三野郷

大供村　實相村

東野田保

木村　西古松村　奥打村　田住村　東古松村

宮野保

田中村　中山道村　西長瀨村　多つみ村

津島郷

津島村　福永村

十四、津高郡 口分。

馬屋郷

今保村　久米村　白石村　花尻村　野殿村　尾上村
一ノ宮村　芳賀村　長野村　池谷村　磯ケベ村　横尾村
淸水村　から川村　大久保村　佐山村　楢原村　山崎村
菅野村　田原村　尾室村　ふかだは村　勝尾村　日應寺村

津高郡

横井村　原村　東原村　貝谷村　中村　小屋尻村

からこ村　大坪村　大月付

長田荘　以下奥分。

三谷村　廣毛村　平岡村　上村　下村　大谷村

野原村　本金村　市場村　下土井村　和田村　井原村

大木村　篠目村　爲重村　杉谷村　溝部村　栗谷村

尾原村　河内村　江よみ村　鶴瀬村　みのを村　神瀬村

細田村　圓城坊村　黒瀬村　大向村　三谷村

建部郷

宇甘村　野々口村　中山村　吉尾村　小山村　下牧村

金川村　下田村　菅村　しとり村　建部村　宮地村

中牧村　西原村　市場村　中田村　加世村　櫻村

久々村　田地子村

十五、赤坂郡

高月荘

牟佐村　馬屋村　和田村　岩田村　穂崎村　長尾村

立川村　河本村

鳥取荘

南方村　池田村　沼田村　中島村　日古木村　仁居村（イニ井）
革田村　高屋村　正崎村　上市村　下市村　門前村
熊崎村　川原村　尾谷村　津崎村　石井原村

葛木莊

神田村　苅田村　中村　漥田村　上仁保村　下仁保村
斗有村　山口村　油津里村　河高村　國原村　大鹿村
鍋谷村　上地山村　幡寺　五日市村　大苅田村　仁保くぼ田村
善應寺村

輕部莊

西輕部村　東輕部村　迫田村（さこイニ）(南)　北迫田村　多賀村　出屋村
小原村　坂邊村　惣分村　平山村　山手村　大矢村
(地)笠山淨土寺　葛蒲山村　正滿寺　山方村　今井村

仁堀莊

戸津野村　西勢實村　中勢實村　東村　西村　中村
廣戸村　河原毛村　小鎌村　袴石村　鹽木村

平岡莊

中畑村　寺部村　野知村　佐野村　石上村　西村
新庄村　大松山村

宅美郷

上矢原村　下矢原村　伊田村

楢津保

楢津村　黒澤村　中山村　下鹽木村

周匝保

周匝村　是里村　黒本村　草生村

武枝保

小倉村　太田村　吉田村　土師方村

十六、磐梨郡

佐井木荘

田尻村　父井村　賀部村　三宅村　大方村　下村

宇屋村　頭村　矢田部村　いなまき村　石村　八島田村

幕田村　田生村　西谷村　東谷村　田中村　酌田村

小野荘

澤村（澤原村）　左子村　殿谷村　岡村

川田荘

松木村　長福村（イニ寺）　原村　釣井村

かま荘

矢上村　上村　野間村　下村　比延村　石蓮寺

吉岡莊

南方村　保喜村　大井村　かぢや村　鹽納村　宗堂村
二日市村

岩生鄉

岩生村　原村　圓光寺村

肩背鄉

江尻村　中村　大内村　肩背村

物理保

森末村　寺地村　坂根村　下村　瀬戸村　明谷村（イニ光）

十七、和氣郡

香登莊

本村　畠田村　西村　浦伊部村　久々井村　福田村
大地村（イニ内）　新庄村　坂根村　弓削村　千體（せんだ）村　勢力村
奧吉原村　中山村　清水村

新田莊

益原村　和氣村　鹽田村　奧村　矢田村　山方村
田土村　山片村　にが木村　河本村　天瀬村　龍鼻村
片上村　木谷村　中村　友延村　難田村　日生村

福浦村　寺口村　寒河村　伊部村　八木山村　麻宇那村
曾根村　入田村　平松村　日室村　下原村　小中山村
森村　尺所村　安養寺村　下畑村　上村　下村
木倉村　岸野村　大岩村　片倉村　室原村　牛打村
井掛寺　八塔寺　瀧谷村　安養寺　東畑村

藤野荘

吉永村　吉田村　北方村　南方村　つゞら村　三股村
三石村　金谷村　野吉村　田倉村　藤野村　神根本村
脇村　南谷村　門出村　小板屋村　山津田村　樫村
大藤村　大叉村

十八、邑久郡

尻海荘

尻海村　佐井田村　小津村　朝日寺

鹿忍荘

牛窓村　西村　阿知村　山田庄村　山田村　下山田村

豊原荘

久志良村　大久保村　宗三村　百田村　芝下村　射越村
大富村　向山村

南北條荘

新地村　門前村　五名村　川口村　濱村　新村
別所村　乙子村

邑久鄕

藤井村　邑久鄕村　宿毛村　島地村　西片岡村　東片岡村

服部保

長船村　服部村　三村　車村　土師村

尾張保

包松村　尾張村　山手村　鄕村　圓張村　笠加上村
笠加下村

伊井保

磯上村　伊井村

佐山保

鶴見村　佐山村　虫明西村　虫明東村

神崎保

神崎村　大賀島村　南長沿村　北地村

須惠保

須惠村　牛文村

十九、上東郡

福岡莊

浦間村　屋井村　楢原村　一日市村　吉井村　西祖寺村

内野原村　淺川村　寺山村　百枝月村　平島村　南居都村

西平邊村　福岡村　八日市村

居都莊

宍甘村　下村　谷尻村　中尾村　黒鐵村　藤井村

宿村　北方村　南方村　菊山村　沼村

金岡莊

金岡村　西大寺村　久保村　中野村　富崎村　狩（イニ獅）原村

西莊

西莊村　廣谷村

豆田鄉

豆田村　加領（イニ須）村　西隆寺村　竹原村

草部鄉

草部村　篠岡村　觀音寺村　築地山村　砂場村　宿奥村

淺越莊

淺越村　山守村　吉田村　堀內村　吉原村

二十、上道郡

宇治鄉

網濱村　平井村　門田村　原尾島村　國富村　瓶井村
在所村　兩湊村

幡郷

澤田村　圓山村　關村　高屋村　藤原村　清水村
赤田村

東可知郷

松崎村　長利村　東河原村　目黑村　大だ羅村

西可知郷

神下村　をたみ村

たから郷

たから村　長原村　土田村

上道郷

祇園村　しのごぜ村　尾町村　湯はざま村　中井村　荒井村
中田村　脇田村　新屋敷村　反(たん)野原村　今在家村　中島村
八幡村

吉富荘

手串村　今谷村　苅田村　岩間村　西中川村　海面村

當麻荘

當麻村

二十一、御野郡

圓鄉寺莊

三代實錄に、備前國御野郡圓覺寺莊見へたり。今當郡に圓覺村有。是圓覺寺の莊の殘れるなるべし。此圓覺寺、岡山府下に平醫山圓覺寺有。寺僧の說に、昔は上道郡平井村に有し故に、平井山圓覺寺といふといへり。未詳。

今岡山城中に鐘あり。太田山經森圓覺寺院主仙遐享保四年辛卯六月一日とあり。若此鐘は、此圓覺寺の物にて、此寺のありし處を、經森といひしが、又太田山といふは、別にある圓覺寺か尋ぬべし。

鹿田莊

弘仁四年、南圓堂を建て、法花會のありし料所に、備前國鹿田莊を寄られし事、東齋隨筆に見へたり。

西野田保

東鑑八巻文治四年二月二日、一の宮下文の中に、

備前國吉備津宮領、西野田保地頭職貞光寺

とあり。

興福寺莊

元慶五年九月、備前國穀二百斛此分七箇國あり略之。興福寺に施して、鐘樓僧房料に充と、三代實錄に見へたり。

當莊の事出事と見へて、西古松村を興福寺に充行れて、爰に改所を建て、興福寺といひしならん。又當村に今に堂屋敷と呼ぶ田地あり。されどもこれは役所跡と見へず。

按ずるに、堂屋敷は、廢寺の部に記す。日蓮宗妙仰山大乘寺のあとならん。

伊福鄉

金山寺に正安三年の免田和與狀中に、

在ニ伊福鄕高山里十四坪一、金山寺免田地主臣分也。

弘西鄕

同寺に德治二年の寄進狀中に、

在ニ弘西鄕所（北）方、菅原里十二坪一也。

津島鄕

同時に文永七年十二月二十六日、淸原淸三郎寄進狀中に、

在ニ津島鄕楠本三十六坪内一（但、金山）寺田也。

牧石鄕

同寺に古き寄進狀中にあり。左に記す。

奉ニ寄進一田地事、合一段、在ニ牧石鄕上村田谷里十八坪一。

正和二年三月十八日　丹治宗行　在判

私に曰、枚石を牧石に作る。牧は誤りなり。日本釋名に曰、一枚（ひら）一まいなり。平也。河內國枚方・枚岡などにも枚の字を書く、牧の字を書は誤りなり。神武記にも八十枚（やそひら）と讀り。

二十二、津高郡

宇甘鄕

東鑑文治四年六月四日、所地頭沙汰之間事注條々令ニ付帥中納言經房給一レ之處御返報到着、悵於ニ勅答之處一者爲レ讓子細所ニ副獻一權右中辨定長朝臣奉書也。（諸國莊園の事略之。）

備前國宇甘鄕事。

委尋披の條尤神妙候。此旨被レ仰ニ沙汰一畢、役夫工前料國々莊々注文事可レ給レ行ニ事辨一候。以ニ前條々一以ニ此趣一可下致レ計遣上之由、御氣色候。恐々謹言。

五月十二日　　權右中辨

宇垣鄕

野々口村民家所藏證文中に

宇垣鄕德光名內宮の事

文明十八、三月日

とあり。以下は略之。

建部鄕

建部鄕宮地內、給分下作役又給候、與に加墨居ニ判形進一候、次郎右衞門分一段の事は、大夫殿と可レ被ニ申合一候。恐々謹言。

三月十八日　　元　成 在判

難波右馬吉殿

右、赤坂郡伊田村民家所藏なり。

長田莊

國重左兵衞尉といふ鍛冶あり、長田莊住人と打。長船小反の內、長田兵右衞門吉長といふ鍛冶あり。これも、爰に住して長田と稱せしなり。

二十三、赤坂郡

周匝鄕 又保共

黑本村の枝、瀧山に藥王山慶立寺といふ寺あり。此寺に承安三年十二月の古文書に、

備前國赤坂郡周匝郷内

周匝保内瀧山

と有。建保二年正月の古文書に、

と有。

鳥取莊

戸有村民間に、所持する古文書の中に、

備前國鳥取莊内開發、葛木時末於二子孫一掟の事。其文略レ之

貞治三年二月三日　葛木次郎左衛門（華押）

沙彌雲了

二十四、磐梨郡

可眞郷

源平盛衰記三十三曰、和氣の渡を打渡し、可眞郷へ打入てとあり。

佐伯莊

東鑑曰、池大納言沙汰佐伯莊備前弓削莊美作此外十五箇所略之。右十七箇所載二沒官注文一自於レ院所レ給レ預也然而如レ元爲二彼家一沙汰。爲レ有二知行一勤狀如レ件。壽永三年四月五日。

右可眞・佐伯は、元赤坂郡なりしが、天平神護二年に割て藤野郡和氣郡の事なり。に屬せしが、延暦七年、又割て、始て當郡を建られし事、高野記・桓武記に見へたり。委しくは前に記す故に爰に註せず。

物理郷・肩背郷・沙石郷

此三郷も、元上道郡なりしが、阿磨佐伯と同じく、天平神護二年に藤野郡となり、延暦七年、又割て當郡となる。

石生鄉

文德記に見へたり。すでに上に見へたり。爰に記さず。

吉岡莊

赤坂郡伊田村民家所ㇾ藏の古翰に、

吉岡莊南方田所殘の事、爲ニ兵粮料ニ可ㇾ有ニ進退ー候也。仍狀如ㇾ件。

永正十六十一月十六日　村宗在判

難波田次郎殿

河田莊

福岡一文字鍛冶の銘の內、

備前國河田莊吉岡住則宗

とあり。

私に曰、則宗は正月番鍛冶にて、元曆頃の人なり。これは福岡に居て、當所へも來り鍛冶せしならん。子孫は多く此處に居て、鍛冶せし故、吉岡村といふ。今吉岡鄉內八箇村あり。其內に鍛冶村在り。此處に鍛冶せし故、村名とすると見へたり。河田莊は吉岡莊の北を越て河田原と云所有、往古は河田莊內吉岡なりしが、後世吉岡莊と別れたるならん。

二十五、和氣郡

新田莊

後太平記に曰、赤松兵部少輔政則、南帝を弑し奉り、神璽をうばひ取、都へ入奉る。此恩賞に加賀國と備前國新田莊を賜る、とあり。

香登鄉　又香登鄉內とも

上古は邑久郡なりしが、當郡になりし事、高野記、天平神護二年五月丁丑、太政官奏曰の大中(文カ)に、伏乞割ニ邑久郡香登郷赤坂郡阿曽・佐伯二郷上道郡物理・肩背・沙石三郷一隷ニ藤野郡一（藤野郡後に和氣郡と改む。）

伊部村小幡山長法寺免田状にも香登莊内伊部村小幡山とあり。

藤野保

寂室語錄に曰、大日本國備前州藤野保居住菩薩戒弟子某、とあり。

八塔寺所藏の古備中にも、藤野保とまゝ見へたり。

二十六、邑久郡

福岡莊

太平記（三十六巻）清氏叛逆の條下に、備前の福岡の莊は頓宮四郎左衛門尉が所領なり。然るを頓宮が軍志中絶の刻、赤松律師是を申給る。後頓宮細川が手に屬して忠ありしかば、細川是を贔負して、安堵の御發書を申與ふ、と云々。

東鑑元暦二年五月一日、故伊豫守義仲朝臣妹君宇菊白ニ京都一參上、是武衛令根引ニ給之一故也。給ニ先日一所々押領由事奸曲之族假レ名立レ面之條全不レ知ニ子細之旨一陳謝云々。豫州爲ニ朝敵一雖レ預ニ討罰一無指雜意之女姓盍レ憐レ之乎云々。仍所レ賜美濃國遠山莊内一村又武衛被レ遣ニ御書於左兵衛佐局一是崇德院法華堂領新加事也。去年以ニ備前國福岡莊一被ニ寄進一之處牢籠之間取ニ替之一被レ進ニ妹尾一畢爲ニ供レ佛施レ僧之媒一可レ被レ奉レ訪ニ御菩提一之趣被レ載之件禪尼者武衛親類也。當初爲ニ彼院御寵女一云々。

同文治四年十月四日、以ニ右衛門權佐定經奉書一被ニ仰下之一備前國福岡莊之事、今日所レ被ニ御請一之也。

先日所被仰下候の備前國福岡莊の事、被入沒官注文下賜候畢。西宮法師御房被令勤修、讃岐院御國着の由被歎仰候の間、以件莊可爲彼御料由申候て、無ニ左右ニ不レ知ニ子細一令レ奉レ進候畢。此條々非別の僻事候か。而今如レ此候御下候畢。隨重御定可レ令ニ左右一候。御定の上雖ニ一事一何令下及ニ緩怠一候上。以ニ此趣一可

レ令ニ披露ー候。恐惶謹言。

十月四日　　頼　朝 在判

進上　右衛督殿

按ずるに、福岡莊は上道郡にて有しか、天正十九卯年洪水の後川筋替りて、今は福岡莊上道郡と當郡とに二つ有る。されども福岡村は今邑久郡の内なれば爰に記す。

豐原郷

體源抄に、大津皇子（天武皇子）朱雀元年六月薨じ給ひし時、其御子粟津王を、此國豐原の郷へ流されさせし事見へたり。此粟津王の子公達に、初て豐原の姓を賜ひしを、此故あるによりてなり。今樂人豐原氏なる事も、同書に見へたり。又寶曆九乙卯年十月、京師樂官豐伊賀守、此國豐原莊は、先祖の出所なればとて、邑久郡へ來りて三四日逗留、夫より岡山へ出、學校へ同月二十五日上校、それより校内客舍に止宿し、十一月五日歸京。千手山弘法寺、建長三年の免田狀にも、豐原御莊、と在。

體源抄に系圖あり、左のごとし。

天武天皇
- 大津皇子（持統天皇元年、依謀叛被誅、二十四。見唐書、始作詩、賦我朝詩自之始云々。）
- 舍人親王（癈帝（廢カ））

粟津王（實知太政官事、舍人親王子云々。依父皇子謀叛、配備前國豐原郷、後勅免。）
- 公連（始賜豐原姓、以父配所爲姓。）
- 岡本宮（配所丹波國、丹波國有子孫。）

眞連（號大領。母野州大領女。）— 有連（從五位下）— 有秋（鳳笙始、自少納言行見相傳、村上天皇御師。）

笠賀鄕・豆田鄕

笠賀鄕內法心名事相計訖。然上者、彌可ㇾ抽ニ奉公忠一者也。仍狀如ㇾ件。

天正三、五月十七日　宗景

馬場源亟殿

豆田鄕內島村買地分の事、於ニ公用一者、守ニ近年の例一可ㇾ全ニ領知一者也。仍狀如ㇾ件。

天正三、五月十七日　宗景

馬場源亟殿　右は、上道郡西大寺村、民家所藏。

靱負

私名抄に、靱負（由介比）とあり。長船村を當時民間に遊慶鄕といふ。長船鍛冶の先祖近忠は、靱負住人と切しも、稀には在るといふ。（祐定元祖書は、產業部に記するを合せ見るべし。）

邑久鄕

安仁神社の室藏に、文明二年浦上則宗より、島村彈正左衛門への書翰に、

邑久鄕內安仁神社牲免事

とあり。

二十七、上道郡

居都莊

本郡鐵村に、青雲山安國彈（禪）寺と云佛刹あり。此寺に明應六年の勸化帳あり。其文中に

日域備中前州上東郡居都莊、青雲山安國寺化疏

とあり。

上道鄉

金山寺に正和元年の寄進狀あり。其文中に、

合水田　二段者、在上道鄉菅田里二十一坪。

幡多鄉

同寺所藏の寄進狀に、

合一段者、在幡多鄉畠田里十九坪也。平政有在判 正和三年甲寅四月十一日

宇治鄉

本郡門田村に、大治二年の古文書あり。左のごとし。

備前國宇治鄉領家公文所以下略。

財鄉

財鄉內大知坊分の事、屋敷相加二十一石餘の事、爲加給相計者也。仍狀如件。

天正十八年二月二十八日　秀　家　在判

長原菅作どのへ

右、本郡長原村、醫師長原玄古所藏。

草部鄉

天正二年十月六日、宗景より馬場源丞への折紙に、

草部鄉內宮地分の事。

金岡莊

備州金岡莊藤田給幷三島跡國松名一分事、去月七日任御奉書旨、浦上源六退競望西大寺爲寄進上者、嚴密可被渡付者也。此分可有相知狀如件。

文明二、五月七日　基　景　在判

右は、西大寺所藏なり。又同寺にある古簡の內に、金岡本莊・金岡東莊・金岡西莊などゝいふあり。皆々文明頃前後の古簡なり

島村彈正左衛門殿

二十八、兒島郡

豐岡莊

東鑑承久三年七月二十五日、冷泉宮を令≡千遷≡備前國豐岡莊兒島一。

三宅鄉

和名抄には、三家とあり。按ずるに、日本紀欽明天皇十七年に、備前國兒島郡屯倉（みやけ）を置候ことあり。又、敏達天皇十二年和事始に、同屯倉とは、天子の御米を收め置倉なり。今に國々に三宅と云村あるは、其內址なるべしと云々。吉備羽島を百濟に遣し日羅を召し、羽島・日羅をつれて、吉備の兒島屯倉に到るとあり。

波佐川莊　私に曰、當時民間にては灘日莊といふ。此所ならん。

林村十二所權現寶藏古簡中に、

備前國兒島の內波佐川莊の事

とあり。承元四年九月十九日。

林莊

同所寶藏、永錄十一年、毛利家よりの制札に見へたり。

通生新莊

備前國兒島內、通生新莊公文職事所ニ預置一也。早守ニ先例一、可レ致ニ沙汰一之狀如レ件。

應永十一年二月二十一日

宇利三郞入道殿當

右、本郡味野村、民家所藏、

吉備溫故秘錄　卷之二一（鄉莊）終

吉備温故秘録

（村落）

吉備温故秘録　巻之三

大澤惟貞輯録

村落一目録

御野郡

一、上伊福村　城跡、別所、榮ケ崎、定國、津倉
二、津島村　西坂、奥村、新野、福居、羽淨
三、北方村　四日市、中井
四、三野村　法界寺
五、宿村　三軒屋、小室
六、原村　船山
七、畑村　笠井
七、鮎歸村
八、河本　宮本、平瀬
九、金山寺村
十、中原新田村
十一、竹田村
十二、東河原　沙山
十三、西河原村
十四、濱村　出屋敷、小性町
十五、南方村
十六、上出石村
十七、下出石村
十八、野田村
十九、島田村　新島
二十、高柳村　市場、北の丸
二十一、下伊福村　三門、西崎、國守、石井寺、富
二十二、萬成村　谷
二十三、大安寺村　正野田、矢坂
二十四、北長瀬村
二十五、辻村
二十六、西長瀬村
二十七、中仙道
二十八、今村
二十九、辰巳村
三十、平吉新田
三十一、米倉村
三十二、田中村
三十三、西市村
三十四、京殿村
三十五、上中野村
三十六、下中野村　野崎
三十七、萬倍村
三十八、當新田村
三十九、泉田村
四十、新保村
四十一、青江村
四十二、青江新田
四十三、大供村
四十五、東古松村

吉備溫故秘錄　卷之三（村落一）目錄終

吉備溫故秘錄　巻之三

大澤惟貞輯錄

村落　一

御野郡

伊福郷

一、上伊福村　平場。　萬町口迄道程　八町。　高 二千十八石三斗七升。　田畠 畝七十五町三反五畝十三歩半。
家數 九十九軒。　男女 五百七人。

東は南方村より、田地境。西は下伊福村の枝、國守と山を境ひ。又同村枝三門(みかど)・萬成村共、山田境。南は下伊福村萬町と堺ひ。北は津島村隣。村前西國海道なり。

城跡　中村彌右衛門　麥藏。

別所　山寄。　同口迄道程　十二町。　田畠 四十八町八反七畝二十九歩半。
家數 九十一軒。　男女 四百五十七人。

日蓮宗大乘山妙林(寺)。　栗岡大明神　九月八日祭り。

榮(え)ケ崎

エイガフクラと云所に、惡田多くこれありしに、數年出百姓此處に家を建たき望のあるに依て、寶永七年庚寅の春願ひの如く、民家二十軒出來、榮ケ崎と改名。

定國

津倉

津島郷

二、津島村「是を市場といふ。」　山寄。　萬町口迄道程　二十町。　高 二千九百九十六石八斗八升。　田畠 五十町五反二畝十七歩半
家數 五十四軒。　男女 二百九十九人。

東は北方村と田地界。西は萬成村と隣、叉笹ケ瀬川を限り、向は津高郡首部村なり、南は上伊福村と隣、北は津高郡の內、中原村と山の峯を限り境ふ。　天神社。

西坂•　山寄。　同口迄　二十町。　田畠　四十町二反九畝十三歩半。　家數　五十軒。　男女　二百五十四人。

妹尾太郎墓。

奥坂•　山寄。　同口迄　二十四町。　田畠　三十八町八反六畝二十六歩半。　家數　三十八軒。　男女　百八十三人。

新野•　平場。　同口迄　十六町。　田畠　二十四町一反三畝七歩。　家數　四十軒。　男女　二百二人。

福居•　山寄。　同口迄　三十町。　田畠　三十三町八反七畝二十九歩。　家數　五十九軒。　男女　三百六十二人。

天神社。山伏塚。

羽浮•　「土生とも書く。」　山寄。

古へは歌島といいし由、半田山の裾に少さき山あり。島の如し。八幡宮　九月二十日祭り。

三、北方村　平場。　伊勢宮口迄　十二町。　高　千五百九十一石二斗六升。　家數　九十八軒。　田畠　五十四町七反七畝二十九歩半。　男女　五百十六人。

東は大川を限り、向上道郡中島村、西は津島村と堺、南は南方村と隣り、北は半田山•三野村と田地界。　村中作州海道、茶店あり。　金間山城宅地跡。　八幡宮　八月七日祭禮。　俗に之を神宮寺といふ。　當村の內にて、南手の方を北富といふ。　ゑどういふ處あり。宇喜多の臣、遠藤河内が宅地の跡なり。ゑんとうの略語なり。されども御國繪圖には、ゑとうの名なし。　今民家二十軒計りあり。氏神土生八幡宮。

四日市••　平場。　伊勢宮口迄　十三町。　田畠　十一町八反五畝二十一歩半。　家數　二十五軒。　男女　百四十六人

當所にて紙を漉き、業とする者あり。これを四日市紙漉といふ。　御崎宮　九月十日祭。

中・井・ 平場。 南方迄 十町。 田畠 三十町九反二十歩。 家數 二十五軒。 男女 百四十六人。

村在土手通作州海道、少し家居も在り。又此所に水車座あり。氏神、四日市御崎宮。

三野郷

四、三野村 山寄大川端。 伊勢宮口迄 十五町。 高 二百五十二石五斗六升。 田畠 十六町九反八畝十九歩。 家數 五十三軒。 男女 三百九人。

東は大川を限り、向は上道郡中島村なり。西は津島村、南は北方村と田地堺、北は宿村と山田地を境ふ。 池、一箇所。 麥藏。鑵子釣、身投岩あり。古へ此所官道にて、釣の渡りといひしなり。中間民家もなかりしが、寛政の初より再び茶店出來、甚だ絶景なり。 周匝海道なり。 土手の上に烈公御納涼の舊跡あり。三野の御涼所といふ。箕山、箕里といふ名所も此村の事なり。明見山城跡、須々木四郎兵衛居城なりといふ。 明見宮 九月六日祭り。

法・界・寺・ 山寄。

眞言宗金剛山遍照寺法界院。

五、宿村 山寄。 伊勢宮口迄 二十一町。 高 四百五十一石二斗。 田畠 二十六町五反四畝二十歩半。 家數 六十七軒。 男女 四百四十八人。

東は大川を限り、向は上道郡中島村なり。西は半田山、南山三野村と山堺、北は原村と山田地堺。 渡し船、一艘。 池、六箇所。村前大川堤。赤坂郡周匝海道なり。

三・軒・屋・

小・室・

六、原村 山寄。 出石町口迄 二十八町。 高 四百四十五石二斗八升。 田畠 三十町三反九畝十七歩。 家數 六十四軒。 男女 四百九十二人。

東は大川を限り、向は中原新田、西は津高郡横井上村と山境、南は宿村、北は河本村と山田地堺。 池、四箇所。

若宮八幡宮。 天台宗西谷山法寺(滿)。

船山

船山城　須々木豊前。

七、畑村　山の上。　出石町口迄　二里。　高 二百八石四斗二升。　家數 六十三軒。　田畠 二十七町七反五畝十四歩。　男女 四百三十人。

東は原村河本村と山を境、西は鮎歸(あいがへり)村又は津高郡栢谷村・益田村と山堺、南は宿村・原村と山堺、北は金山寺村と山田地堺。　池、五箇所。　八幡宮 春秋彼岸入の祭禮。　當村は昔元暦の戰已後、平家の落人當山に隱住みしに依て、五月端午に幡(のぼ)りを立ずといふ。今も此例なりといふ。

笠井　山上。

名所、笠目山。　同所古墳あり。　天台宗、笠井山妙法寺。　龍燈の松あり。

七、鮎歸村　山の上。　同口迄　二里。　高 六十二石一升。　家數 二十九軒。　田畠 九町六反八畝二十三歩半。　男女 二百十五人。

東は河本村と山堺、西は津高郡大月村・高野(や)尻村と山田地堺、南は畑村・原村と山田地堺、北は金山寺村と山田地堺。　里民の語傳に、當村の東金山谷の方に小瀧あり。是處迄西大川鮎上り來て、此瀧より引歸すによりて、村名を鮎歸りといふ由。　池、二箇所。　八幡宮 彼岸入祭。

八、河本　山寄。「古名、平瀬村。」　同口迄　一里。　高 八百三十一石九斗三升。　家數 四十九軒。　田畠 三十町四反四畝四歩。　男女 四百八人。

東は大川限、向は中原新田村。西は金山寺村・畑村と山堺。南は原村と山田地境。北は津高郡下牧村と山堺、又は大川を限、向は赤坂郡牟佐村なり。　村前大川堤筋、周匝海道なり。　池、一箇所。　諏訪神社 七月二十八日祭り。

宮本　山寄。　同口迄　一里十九町。　田畠 二十町六反二畝七歩。　家數 三十一軒。　男女 二百二十人。

八幡宮 八月十五日祭り。　天台宗高光山清照寺上興院。　宮本より赤坂郡牟佐村へ船渡あり。

牧石郷

平瀬　山寄「古は一打村。」大川端。　同口迄一里。　田畠 二十町六反二畝二歩。　家數 三十一軒。　男女 二百二十八人。

古へ牧石郷といふは、此處の事なり。牧石と書て、ひらしと唱ふ。ひらせと誤りしより、平瀬の文字にせしならん。此處に高瀬舟改の船番所ありて、歩行の者在番せしに、近比川の様かはりて、改の事不便利に依て、天明の頃より、赤坂郡牟佐村へ船番所を移せり。　村北山の中程に、五尺四方の岩穴あり。深さ五六間ありて、奥になるほど細くなりて、行きがたし。　平瀬七村といふは、宿・小室・原・河本・平瀬・宮本・中原なり。

九、金山寺村

谷間。　同口迄　二里半。　高　百六十六石七斗二升。　田畠　十八町四反七畝二十六歩。　家數　六十三軒。　男女　四百三十三人。

東は河本村と山境、西は津高郡絵田村・大月村・高野尻・山田地堺、南は畑村・原村と山田地堺、北は下牧村と山境。　池、一箇所。　繪師雲津墓、當山頂を一本松といふ。天台宗銘金山觀音寺遍照院、當國第一の伽藍。當村高殘らず將軍家より御朱印にて賜はる。　八幡宮。

十、中原新田村

大川の中洲なり。　初は中島新田といふ。何年墾といふ事未詳。「御朱印高の外なり。」　同口迄　二十九町。　高　四百三十五石。　田畠　二十二町九反三畝四歩半。　家數　三十二軒。　男女　三百二十八人。

東は川限、向は上道郡段の原・祇園村なり。西川向は、本郡川本なり。　河魚を漁する者多し。　村中に格の井と云名水あり。此側に烈公御納涼の古跡あり。　別に記すゆへ爰に略す。　荒神　九月二十一日祭り。

十一、竹田村

平場大川端。　同口迄　十町。　高　百五十七石二斗。　田畠　十二町九反八畝二十一歩半。　家數　五十軒。　男女　三百十二人。

東は上道郡穝村と田地堺。西は大川向は、中非村・四日市村、南は東河原村・西河原村と、田地境、北は上道郡中島村、田地境。　漁者多し。　日蓮宗、花用山妙龍寺。　穢多。

十二、東河原村

平場。　同口迄　十四町。森下口迄　八町。　高　三百五十九石二斗一升。　田畠　三十二町二反七歩。　家數　五十三軒。　男女　七十三人。

東は上道郡穝村・原尾島村と田地境。西は本郡西河原村。南は濱村・原尾島村、北は竹田村と田地境。

沙山。

十三、西河原村

平場大川端。　同口迄　十二町。森下口迄　九町。　高　六百十二石二斗四升。　田畠　三十七町七反七畝十九歩。　家數　六十九軒。　男女　三百七十人。

東は東河原村と田地境、西は大川を限り、向南方村并岡山上出石町・中出石町（御後園竹門迄。）南は濱村と田地堺、北は竹田村と田地堺。　日蓮宗法昌山大林寺（帝釋堂あるに依て俗姿を河原の庚申といふて寺號を唱ふるもの少し。）　近藤因幡墓（當村の住人なり。）　同人宅地跡もあり。

十四、濱村　平場大川端。　中出石馬道迄。　高　七百十石三斗六升。　田畠　五十町四反六畝二十一歩半。　家數　四十二軒。　男女　二百二十七人。

東は上道郡原尾島村と田地堺。西は大川を限り、向は中出石町・下出石町・石關町なり。南は大川、向は御城内なり。（此間に御後園あり。）又は上道郡國富村と田地堺、北は東西の河原村と田地堺。

出屋敷

小性町　元祿年中御後園と成て、當村名のみ殘りて、民の家居はなし。されども御國繪圖には、小性町の名出す。

弘西郷

十五、南方村　平場大川端、岡山へ家續き。　高　七百五十七石八斗七升。　田畠　三十九町三畝十一歩。　家數　五十八軒。　男女　三百三十六人。

東は大川を限り、向は西河原村なり。西は上伊福村と田地境。南は岡山或は士屋敷と入交り。北は北方の枝中井と田地堺。　村の東大川端に、東照宮の御旅所あり。　大川に竹田村・西河原村への渡し船あり。（これを竹田の渡しといふ。）御旅所北手土手の上に、渡守の家あり。　眞言宗二箇寺藥園山長泉寺醫王院・青王山覺雲寺歸命院。　麥藏。

出石郷

十六、上出石村　平場、岡山と町續き。　高　六百六十五石三斗一升。　田畠　三十六町七反五畝七歩半。　家數　四十軒。　男女　二百二十人。

東は岡山西川士屋敷、西は島田村下伊福村と田地堺。北は萬町・岩田町を限り、南下出石村と田地境。　出石上下の村は、古へは今の出石町の處にて、出石郷といひしを、天正の比、宇喜多家當村を今の野田町に移され、又其後今の所へ移さる。　下出石村は、同じ比今の仁王町へ移され、又其後今の所へ移さるゝといふ。　天台宗天龍興國山子孫長延寺。

十七、下出石村　平場、岡山と家續き。　高　八百九十三石一斗一升。　田畠　四十八町三反七畝十一歩。　家數　四十六軒。　男女　二百四十二人。

東は岡山西川武家と隣、西は島田村、南は大供村、北は上出石村と田地堺。寛文八年岡山町家にまじはり居る鑄物師三人へ、御野郡出石村にて、七畝十五歩の屋敷を賜はる。是は市中に在て、火の恐れある故にはなれたる所をたまふといふ。

十八、野田村 野田保 「古は、問村と唱ふ。」 高 千百九十三石六斗九升。 田畠 七十五町六反五畝六歩半。 家數 九十五軒。 男女 四百二十二人。

東は大供村、西は辻村・北長瀬村、南は今村・上中野村・西古松村。北は高柳村と悉く田地境。八幡宮。

十九、島田村 平場。 岡山町口迄 十五町。 高 六百四石八斗二升。 田畠 三十四町五反半歩。(マヽ) 家數 四十九軒。 男女 二百四十五人。

東は下出石村、西は高柳村、南は大供村、北は下伊福村と田地堺。

新島 享保十三年戌申月日缺ぐ出來。

二十、高柳村 平場。 同口迄 二十八町。 高 七百二十七石六斗六升。 田畠 四十一町三反三畝十二歩半。 家數 三十六軒。 男女 百七十三人。

東は島田村、西は大安寺村の枝正野田村、南は野田村、北は正野田・下伊福村の枝西崎と田地堺。

市場

北の丸 北の丸城 中村左馬介行連。

二十一、下伊福村 「古は、立川村といふ。」 平場。 同口迄 十二町。 高 千七百五十七石四斗一升。 田畠 四十一町二反二畝二十八歩半。 家數 五十四軒。 男女 二百八十人。

東は上出石村、西は正野田・萬成村と山田地境、南は島田村・高柳村、北は伊福村と田地境。 村北、西國海道なり。

三門 山寄。 萬町口迄 十二町。 田畠 二十二町四反八步。 家數 四十一軒。 男女 二百二人。

村中西國海道、茶屋多し。池、一箇所。 三門刻たばこ名所なり。 伊福八幡宮 俗赤宮といふ。 國神社。天野神社。

麥藏。當所近來繁榮家數甚增益をり。鍋井といふ井水あり。

西崎 山寄。 同口迄 二十一町。 田畠 十八町七反七畝七步半。 家數 二十六軒。 男女 四十三人。

國守・　山寄。　同口迄　十四町。　田畠 十八町一畝九歩半。家數 四十二軒。　男女　二百六十六人。

同　穢多・　此處に眞言宗妙見山常福寺寶泉坊屠兒の寺なり。

石井寺・　「古は、岩井島といふ。」　山寄。

名所は、此所なりといふ。

富・　平場。

二十二、萬成村　平場谷合。　萬町口迄　二十町。　高 三百九十石二斗一升。家數 五十六軒。　田畠 二十九町三畝三歩。男女 二百九十四人。

東は別所新野、西は矢坂・國守・大安寺村と山田地堺。北は津島村の奥坂と田地境。又笹ヶ瀬川を限りて、川向は津高郡首部村なり。　池、五箇所。　八幡宮。　西國街道茶屋あり。此所に一里塚あり。　富山城 松田家代々。

谷・　俗此所を谷萬成と唱ふ。　春日大明神。

大安寺庄

二十三、大安寺　山寄。　同口迄　三十二町。　高 千六百八十七石九斗七升。家數 六十七軒。　田畠 二十五町四反二畝五歩半。男女 三百七十七人。

東は高柳村伊福村の枝西崎と山田堺、西は笹ヶ瀬川を限り。向は津高郡なり。南は津高郡野殿村、又は本郡北長瀬村と田地堺、北は萬成村西崎と田地境。　春日大明神。

正野田・　山寄。　同口迄　三十一町。　田畠 二十八町二反二畝二十五歩。家數 九十一軒。　男女　五百十一人。

日吉大明神。日蓮宗岩根山太然寺最禪院。　村前西國海道茶店あり。四つ堂あり。宗社大明神。　辻川城跡 矢坂の坤野中に在辻將監。富山城。地藏谷。大古。說經谷。

二十四、北長瀬村　平場。　岡山町口迄　一里。　高 千百六十五石六斗一升。家數 六十一軒。　田畠 七十二町九反五畝九歩。男女 三百三十三人。

東は野田村と田地堺、西は白石川を限り、南は西長瀬村・中仙道村田地堺、北は津高郡野殿村と川を境。　白鬚宮 九月中の申祭。　麥藏。

二十五、辻村

平場。　同口迄二十七町。　高二百三十石六斗四升。家數十八軒。　田畠十五町五畝二十九歩。男女九十四人。

東は今村・野田村と田地堺、西は北長瀬村、南は中仙道村・北長瀬村と田地堺。　村前庭沼海道なり。往來より今村へ分れ口に茶店あり。是を竹通しの茶屋といふ。當村の內なり。

二十六、西長瀬村

平場。　庭瀬口迄一里三町。　高四百七十二石三斗七升。家數三十七軒。　田畠二十八町一反二畝十六歩半。男女百八十七人。

東は中仙道村と田地境、西は白石川を限り、向は津高郡久米村・白石村なり。南は田中村、北は北長瀬村と田地堺。　村前庭瀬海道なり。白石川橋東詰土手の上に茶店あり。當村の內なり。

二十七、中仙道

平場。　庭瀬口迄一里。　高八百十八石六斗二升。家數四十七軒。　田畠五十町三反八畝二歩半。男女二百六十九人。

東は今村、西は西長瀬村・田中村、南は辰巳村、北は辻村と田地堺。　白髮宮九月中の申祭。

二十八、今村

平場。　庭瀬口迄二十八町。　高千六十一石六斗三升。家數八十五軒。　田畠六十七町七反九畝七歩。男女四百五十四人。

東は上中野村・下中野村、西は辰巳村・中仙道村、南米倉村、北は野田村・辻村と田地堺。　今村宮八月二十八日祭。

二十九、辰巳村

平場。　同口迄一里。　高□□□□□□。家數五十五軒。　田畠四十五町七反一畝七歩半。男女三百四十七人。

東は今村、西は田中村、南は平吉新田、北は中仙道村と田地境。

三十、平吉新田

寛永十九年新墾。　平場。　同口迄一里十四町。　高「御朱印高の外」百一石五斗四升四合。田畠五町六反五畝二十九歩。　家數一軒。男女十人。

東は今村と田地堺、西は白石川を限り、南も川を限り、向は津高郡今保村又は備中國都宇郡妹尾村の內大福新田なり。北は辰巳村と田地堺。　此新田、平吉といふ者自身にて取立る故に、新田名に平吉を唱ふる由。

三十一、米倉村

寛永五年新墾なり。御移封已前なり。　平場。　岡山町口迄一里十四町。　高二百三十三石一斗。田畠十七町五反八畝十九歩。　家數十二軒。男女六十九人。

東は萬倍村と田地境、西は白石川を限り、向は備中國都宇郡妹尾村なり。南は當新田村、北は今村・西市村田地堺。　禪宗蘆原山常慶寺。

貞享元年甲子、備中國御領分村々にて、信州君へ御分知ありしに、新田計にては、不足に付、本村九千二十四石六斗八升、御分知あり。この本田の代地、當郡九箇村上道郡二箇村と本村と成れり。他皆倣之。

三十二、田中村　平場。　同口迄一里四町。　高 七百五十四石四斗。　田畠 五十五町四畝十八歩半。　家數 五十五軒。　男女 二百八十三人。

東は中仙道村、辰巳村と田地境、西南は白石川を限り、向は津高郡今保村なり。北は西長瀬村と田地堺。　古城跡。條。

三十三、西市村　平場。　同口迄一里五町。　高 五百五十石七斗三升。　田畠 四十一町七反六畝五歩。　家數 五十四軒。　男女 二百五十三人。

東は京殿村、西は今村、南は米倉村、北は下中野村と田地堺。　天神宮。　古城跡。

三十四、京殿村　平場。　同口迄一里五町。　高 二百六十八石四斗二升。　田畠 十七町三反五畝二十六歩。　家數 二十四軒。　男女 百三十人。

東は新保村、西は西市村、南は萬倍村、北も西市村と田地境。　麥藏。

三十五、上中野村　平場。　同口迄二十六町。　高 三百五十三石五斗五升。　田畠 二十二町一反二畝二十一歩半。　家數 二十八軒。　男女 百三十七人。

東は西古松村、西は今村、南は下中野村、北も西古松村と田地境。　古城跡 前田越前守。

三十六、下中野村　平場。　同口迄二十六町。　高 八百八十六石一斗二升。　田畠 五十八町六反四歩半。　家數 七十三軒。　男女 三百六十五人。

東は新保村・木村、西は今村、南は西市村、北は上中野村と田地境。

野崎。

三十七、萬倍村　寛文十四年新墾。貞享年中本村と成。　平場。　同口迄一里八町。　高 三百七十九石七斗五升。　田畠 二十一町四反六畝四歩半。　家數 □□□□□。(マヽ)　男女 □□□□□。(マヽ)

東は泉田村、西は米倉村、南は當新田村、北は西市村と田地堺。

三十八、當新田村　貞享年中より本村と成る。　平場。　同口迄一里。　高 九百三十三石二升。　田畠 五十九町四反一畝二十四歩半。　家數 二十八軒。　男女 二百八人。

東は青江村、西は白石川を限り、向は備中國都宇郡妹尾村なり。南は內海限り、向は兒島郡村々なり。北は萬倍村と田地境。

三十九、泉田村　平場。　同口迄　二十八町。　高　九百五十八石四斗九升。　田畠　五十五町二反七畝十九歩半。　家數　五十一軒。　男女　三百四十四人。

寛永五年墾田「御移封より已前。」貞享年中本村と成る。

東は青江村・福田村、西は萬倍村、南は福田村・當新田村、北は新保村と田地堺。

四十、新保村　平場。　同口迄　三十町。　高　千三百九十三石五斗。　田畠　八十三町六反九畝十一歩。　家數　百軒。　男女　六百九十八人。

東は新福村・圓覺村、西は新保村、南は福田村・泉田村、北は田住村・富田村と田地堺。　天神宮 九月十七日祭り。　八幡宮

加子浦

四十一、青江村　平場。　同口迄　十五町。　高　九百二十六石八斗一升。　田畠　五十六町六畝一歩。　家數　百二十七軒。　男女　六百九十八人。

東は新福村・圓覺村、西は新保村、南は福田村・泉田村、北は田住村・富田村と田地境。　八幡宮。　麥藏。

四十二、青江新田　元祿元年墾田。　獵船三艘。　平場、堤側。　高　「御朱印の外」百五十七石八斗一升三合。　田畠　十一町七反五畝十三歩半。　家數　三軒。　男女　十三人。

四十三、大供村　平場。　庭瀨口迄　□□□。　高　千六百六十一石七斗三升。　田畠　六十四町二反五畝十二歩。　家數　百五軒。　男女　四百七十四人。

東は西川を限り、又は內田村・岡村、西は野田村、南は東古松村・西古松村、北は下出石村と田地堺。　村中庭瀨海道茶店數軒あり。　麥藏。

庭瀨口といふは、岡山瓦町西のはづれ、西川の向、往來の南に少し商家あり。當村の內なり。庭瀨口饅頭屋といふて、昔より名高し。鳥銃藥を製す。　戸隱大明神 九月十五日祭り。

四十五、東古松村　平場。　同口迄　□□□□□。　高　七百三十三石五斗七升。　田畠　四十二町七反八畝二十五歩半。　家數　五十九軒。　男女　二百七十四人

東は岡村、西古松村・木村、南は富田村、北は大供村と田地境。　疫神宮 九月八日祭り。

元興寺庄
四十六、西古松村　平場。同口迄　□□□□□（マヽ）。高　九百六十九石九斗五升。家數　八十二軒。田畠　四十八町七反七畝十五歩。男女　三百九十八人。
東は東古松村、西は上中野村、南は下中野村・木村、北は大供村・野田村と田地境。

・松江・
四十七、木村　平場。同口迄　□□□□□（マヽ）。高　二百九十七石五斗四升。家數　二十二軒。田畠　十八町九反六畝十九歩。男女　九十七人。
東は富田村・新保村、西は下中野村、南は新保村。北は東古松村、西古松村と田地境。

四十八、奥內村　平場。岡山町口迄　十町。高　四百三十五石四斗四升。家數　三十軒。田畠　二十五町六反七畝二歩半。男女　百五十九人。
東は二日市村、西は東古松村、南は富田村・田住村、北は內田村・岡村と田地堺。天野神社。

四十九、田住村　平場。同口迄　八町。高　百八十九石七斗三升。家數　十八軒。田畠　十町九反二十四歩。男女　八十人。
東は二日市村・十日市村、西は奥內村、南は富田村、北は奥內村と田地堺。石神社。

五十、岡村　平場。同口迄　十町。家數　十八軒。高　三百三十七石三斗八升。男女　八十八人。田畠　十町九反二十七歩。
東は內田村、西は古松村、南は奥內村、北は大供村・內田村と田地境。

五十一、內田村　平場。岡山町外れ道程　二町。高　四百三十石五斗九升。家數　二十五軒。田畠　二十四町五反五畝二十歩。男女　百三十七人。
東は岡山町續き、西は大供村、南は奥內村・二日市村、北も大供村と田地堺。鼠塚あり。麥藏。日蓮宗惠日山妙福寺　小原町光清寺の隣　當村の內なり。

五十二、二日市村　平場、上に同じ。高　三百六十六石四斗四升。家數　六十三軒。田畠　二十町七反七畝二十五歩半。男女　三百五十七人。
東は岡山町に續、西は奥內村、南は七日市村、北は內田村と田地堺。錢屋敷　寛永年中此處にて新錢を鑄たる故に云。穢多。

五十三、七日市村　大川端岡山町口迄　四町。高　二百四十四石五斗六升。家數　四十一軒。田畠　十二町五反四畝二十八歩半。男女　二百二十一人。

古名春日村とあり。未詳。私に云、古へは二日市と一村なりしを、二村になして七日市と唱へしならんか。一宮所存（藏）の康永元年の記に、二日市春日大明神とあり。

東は大川を限り、向は上道郡網濱村なり。西北は二日市村、南は十日市・濱野村と田地堺。　春日大明神九月二十日祭。

眞言宗青龍山安養寺最城院。

五十四、十日市村　平場。　同口迄　十二町。　高　五百十六石二斗九升。　田畠　三十町八反一畝三步。　家數　二十八軒。　男女　百三十三人。

東は七日市村、西は富田村、南は圓覺村・青江村・濱野村、北は七日市村と田地堺。　天神宮。

五十五、富田村　新堤保　「古名福永村。」　平場。　同口迄　十八町。　高　五百六十一石四斗六升。　田畠　三十三町二反五畝四步。　家數　四十八軒。　男女　二百五十七人。

東は十日市村、西は米倉村、南は青江村・新保村、北は奥内村・東古松村と田地堺。　八幡宮。

五十六、圓覺村　平場。　同口迄　十六町。　高　三百九十六石三升。　田畠　二十四町三反四畝四步半。　家數　二十七軒。　男女　百二十三人。

東は濱野村、西は青江村・南新福村、北は十日市村と田地境。　三代實錄に見へし圓覺寺の庄は、當村の事ならん。

五十七、濱野村　鹿田庄、加子浦　平場大川端。　同口迄　十五町。　高　千六十三石七斗五升。　田畠　六十八町一反六畝二十八步半。　家數　百三十五軒。　男女　七百九十四人。

東は大川を限り、向は上道郡・平井村なり。西は十日市村、南は福富村、北は七日市村と田地堺。　麥藏。　內宮。

山王宮。野々宮。日蓮宗立石山松壽院寺內に、多田入道賴貞墓あり。同宗威善山妙法寺、此寺邊りを安宅といふ。

獵船、十七艘。

五十八、福富新田　寛永五年新墾「御移封以前。」　平場。　岡山京橋迄　二十三町。　高　「御朱印の高外」千四百八石三斗六升二合。　田畠　八十一町三反三畝四步半。　家數　四十九軒。　男女　三百二十二人。

東は濱野新田、西は新福村、南は福成村・濱田新田、北は濱野村と田地境。　麥藏。

五十九、新福村　□□□（マヽ）新墾「御移封已前」　貞享年中より本田となる。　平場。　同所迄　□□□□□（マヽ）。　高　三百六十三石一斗一升。　田畠　二十二町二反一畝二十一步。　家數　二十一軒。　男女　百四十三人。

東は福富新田、西は青江村・泉田村、南は福田村、北は圓覺村と田地境。

六十、福成村　「古へは福井新田。」寛永七年新墾「御移封已前」貞享年中より本村となる。　平場。　高　六百六十九石四斗。　家數　□□□□□□。(マヽ)　田畠　四十三町三反二畝十四步半。　男女　□□□□□□(マヽ)

東は平福村、西福田村、南内海、向は兒島郡なり。北は福富村新田と田地堺。

六十一、平福村　寛永元年新墾「御移封已前。」貞享年中より本村と成る。　平場。　同所迄　一里。　高　三百二十一石三升。　家數　二十二軒。　田畠　十八町六反八畝十二步半。　男女　百二十二人。

東は福島村、西は福成村、南は福島村•福成村、北は濱田新田と田地境。

或說に、當村初めは御野郡にてはなく、上道郡平井村の新田にて、同村の名主其外別家して耕作せしが、いつの比よりか當郡に屬せしといふ。按ずるに、此說を得たりとせんか、村東福島は寛永二年新田なり。又氏神も平井村と同じく、門田村の玉井宮の敷地にて、今寛政に至れり。

六十二、福田村　寛永八年新墾「御移封已前。」貞享年中より本村に成る。　平場。　同所迄　三十五町。　高　千石五升。　家數　三十九軒。　田畠　六十四町三反九畝十二步半。　男女　三百五人。

東は福成村、西は青江村と田地境、南は兒島郡と內海を境ひ、北は新福村と田地境。

六十三、濱田村　平場。　同所迄　二十五町。　高　八百十七石四斗二升三合。　家數　四十六軒。　田畠　四十七町九反四畝九步半。　男女　二百四十七人。

寛永五年新墾「御移封已前。」元祿十三年の御繪圖に、濱野村の內濱田新田となる。

東は平福村、西は福成村•福富村、南は福島村•平福村、北は濱野村と田地境。

六十四、福島村　寛永二年新墾「御移封已前。」貞享年中より本村と成る。　平場。大川端町並。　同所迄　一里。　高　九百十一石八升。　家數　五十六軒。　田畠　五十九町七反二畝四步半。　男女　三百四十六人。

東は大川を限り、向は上道郡沖新田なり。西は平福村と田地堺、南は內海、向は兒島郡なり。北は濱田新田と田地境。　町並の南外れに川口御番所あり。船の出入を改。　燈樓堂、住吉大明神。

六十五、尾上新田　平場。堤ぎはなり。　高「御朱印高の外」百六十四石六升九合。　家數　二軒。　田畠　十三町。　男女　□□□□□。(マヽ)

東は福島村、西は青江新田と同地堺。南は內海、向は兒島郡なり。北は青江村と田地堺。元祿年中御繪圖には、福島村の內尾上新田とあり。

福島村の前大川尻は、內海との堺なり。故に爰を川口といふ。此所に潮時大略、爰に記す。

	晝干詰	滿詰	夜干詰	滿詰
朔日	卯四歩	午五歩	酉四歩	子五歩
二日	卯八歩	午九歩	酉八歩	子九歩
三日	辰二歩	未三歩	戌二歩	丑三歩
四日	辰六歩	未七歩	戌六歩	丑七歩
五日	巳時	申一歩	亥時	寅一歩
六日	巳四歩	申五歩	亥四歩	寅五歩
七日	巳八歩	申九歩	亥八歩	寅九歩
八日	午二歩	酉三歩	子二歩	卯三歩
九日	午六歩	酉七歩	子六歩	卯七歩
十日	未時	戌一歩	丑時	辰一歩
十一日	未四歩	戌五歩	丑四歩	辰五歩
十二日	未八歩	戌九歩	丑八歩	辰九歩
十三日	申二歩	亥三歩	寅二歩	巳三歩
十四日	申六歩	亥七歩	寅六歩	巳七歩
十五日	酉時	子一歩	卯時	午一歩

	晝干詰	滿詰	夜干詰	滿詰
十六日	酉四歩	子五歩	卯四歩	午五歩
十七日	酉八歩	子九歩	卯八歩	午九歩
十八日	戌二歩	丑三歩	辰二歩	未三歩
十九日	戌六歩	丑七歩	辰六歩	未七歩
二十日	亥時	寅一歩	巳時	申一歩
二十一日	亥四歩	寅五歩	巳四歩	申五歩
二十二日	亥八歩	寅九歩	巳八歩	申九歩
二十三日	子二歩	卯三歩	午二歩	酉三歩
二十四日	子六歩	卯七歩	午六歩	酉七歩
二十五日	丑時	辰一歩	未時	戌一歩
二十六日	丑四歩	辰五歩	未四歩	戌五歩
二十七日	丑八歩	辰九歩	未八歩	戌九歩
二十八日	寅二歩	巳三歩	申二歩	亥三歩
二十九日	寅六歩	巳七歩	申六歩	亥七歩
晦日	卯時	午一歩	酉時	子一歩

右大概如此なれ共、或は月の大小により、又は四季にて、少し宛の替りあり。

本村、五十九箇村。　枝、四十三。　新田、二箇村。

田畠畝數　二千八百五町四段五畝十四歩。　高　四萬二千七百七石一斗九升。

新田高　三千八十四石六斗一升八合。　池　二十八箇所。
家　三千八百三十一軒。　男女　二萬千九百七十一人。
船　三十六艘。

吉備温故秘錄　卷之三（村落一）終

吉備温故秘錄 巻之四

大澤惟貞輯錄

村落二 目錄

津高郡

四十六、金川村　四十七、下田村　四十八、菅村
四十九、宇甘上村　中泉、下畑　九谷、中島　五　十、草生村　久志井　五十一、鹿瀬村
五十二、紙工三ヶ村　久保、天満　星原　五十三、下加茂村　鍋谷、梅原　和中、ませふ　五十四、上加茂村
五十五、廣面村　葛籠　五十六、虎倉村　大野、宿　五十七、平岡村
五十八、大谷村　十力、野原　元傘　五十九、加茂市場村　六　十、下土井村
六十一、長尾村　六十二、大王村　六十三、森上村
六十四、和田村　六十五、土田村　油浮、南上田　六十六、圓城村　案田
六十七、神瀬村　鹽谷、大向、伊中原　水谷、小原、大日　六十八、黒瀬大向村　蔵末　六十九、五明村
七　十、三谷村　七十一、細田村　七十二、三納谷村
七十三、長尾村　知守　七十四、爲重村　七十五、江與味村　川尻、松尾
七十六、森久村　七十七、篠目村　七十八、杉谷村
七十九、粟井谷村　八　十、大木村　八十一、溝部村
八十二、井原村　八十三、豐岡村　柿山、小森　大師　八十四、建部上村
八十五、西原村　八十六、中田村　馬驰、光本　建部新町　八十七、市場村　神力
八十八、宮地村　八十九、田地子村　九　十、櫻村
九十一、富澤村　九十二、品田村　久々

吉備温故秘録　巻之四(村落二)目録終

吉備溫故秘錄　卷之四

大澤惟貞輯錄

村落　二

津高郡

加子浦

一、今保村　平場、潮川端。　萬町迄　一里二十九町。　高　六百十石五斗。　田畠　五十二町五反二十五步。
庭瀨口迄　一里十九町。　家數　百六軒。　男女　六百三十七人。

東は白石川を限り、向は御野郡田中村、西は備中國都宇郡延友村と溝川を境、南は潮川を限り、向は備中妹尾・大福新田也。北は久米村と田地堺。　獵船、十一艘。　麥藏。

新・保・

二、久米村　平場。　萬町口迄　一里十五町。　高　五百四十二石九斗。　田畠　三十六町二反七畝一步半。
庭瀨迄　一里十町。　家數　三十三軒。　男女　百六十九人。

東は白石川を限り、向は御野郡西長瀨村、西は備中國都宇郡平野村、南は今保村、北は白石村と田地境。　白石川の橋の西に茶屋あり。俗にこれを白石の茶屋といふ、誤なり。國境の石表あり、當村より四町四十間。　八幡宮　八月十五日祭り。

北・方・　御國繪圖には上久米とあり。

三、白石村　平場。　萬町口迄　一里五町。　高　八百八十七石六斗九升。　田畠　六十二町八反四畝一步。
庭瀨口迄　一里七町。　家數　三十七軒。　男女　二百二十九人。

東は白石川を限り、向は御野郡北長瀨村なり。西は備中國都宇郡庭瀨町分の田地と小川を堺ひ、南は久米村、北は花尻尾上村と田地境。　八幡宮。

上・白・石・

四、野殿村　平場、山裾。　萬町口迄　二十九町。　高　八百三十四石五斗六升。　田畠　五十町八反。
家數　七十軒。　男女　三百七十三人。

東は御野郡大安寺村と小川を境、西は花尻村、尾上村と白石川を堺、南は御野郡長瀬村と小川を境、北は同郡大安寺村の枝矢坂と山田地境。　麥藏。　天滿天神 九月十五日祭り。　野殿城 宇喜多左京亮　比丘尼橋 長二十間巾一間半。　間の橋 長二間横二間半

五、花尻村　山寄。　同口迄　一里九町。　高　二百七十八石二斗二升。　田畠　十九町五反六畝二十八歩半。　家數　六十二軒。　男女　三百三十六人。

東は白石川を限り、向は野殿村なり。西は備中國都宇郡花尻村と山田堺ひ、南は白石村と田地境、北は尾上村と山田地境。　八幡宮 八月十五日祭り。　宇野則武墓。

六、尾上村　山寄。　同口迄　一里十一町。　高　千六百八十石六斗五升。　田畠　百五町五反十二歩半。　家數　百三十四軒。　男女　七百九十三人。

東は白石川を限り、向は野殿村、西は備中國都宇郡西花尻村田地境ひ、南は花尻村と山田地境、北は一ノ宮敷地村と山田地境ひ。　池、五ケ所。　麥藏。　八幡宮 八月十五日祭り。

七、一ノ宮村　山寄。　同口迄　一里十五町。　一ノ宮敷地村　兩村田地居宅とも入交り、一所なり。古へは一村なりといふ。いつ比二村に分れしといふ未詳。

高　八百九十三石五斗。「一ノ宮分」　田畠　五町九畝二十八歩半。「一ノ宮分」　家數　百二軒。「兩村分」
高　百五十五石八斗四升。「敷地分」　田畠　十四町六反七畝二十七歩。「敷地分」　男女　五百二十八人。「兩村分」

東は山崎村と田地境、西は備中國加陽郡宮内村と山境ひ、南は尾上村と山田地境ひ、北は西辛川村と田地境ひ。村中西國往還なり。町並の茶店あり。　一品吉備津宮、當國の一宮なり 九月中の申日祭り。　天台宗山神山神力寺。　山神山徳壽寺 社僧なり、獻地村にあり。　吉備津彥命の陵 青木谷の南の山頂にあり、陵山といふ。　新大納言成親の墓。　名所吉備中山細谷川 半は備中國なり。

八、西辛川村　平場。　同口迄　一里十八町。　古は唐皮と書く、西の字も追て加へしなり。「古の津高驛なり」

高　九百八十三石九斗九升。　田畠　六十二町九反八畝十二歩半。
家數　七十六軒。　男女　四百九十四人。

東は砂川辛川市場村なり。西は備中加陽郡宮内村と山田地境、北は備中國加陽郡多津田村と山境。　池、三ケ所村前西國海道茶店あり。　備前、備中と國境の石碑あり。　古城 虫明市内　當所にて市内同左近等の墓あり。　八幡宮。　古戰場。

九、辛川市場村　平場。　同口迄　一里十七町。　高 七百一石六斗八升。 家數 六十六軒。　田畠 四十八町一反八畝八歩半。 男女 四百一人。

東は今岡村と田地堺、西は西辛川村砂川を限り、南は一ノ宮村と田地境、北は大窪村と山田地境。　池、二ケ所。

麥藏。　城跡。　大覺上人墓。

十、今岡村　山寄。　同口迄　十七町。　高 三百三十一石九斗三升。 家數 三十軒。　田畠 四十八町一反八畝八歩半。 男女 百八十三人。

東は山崎村と山田地境、西は辛川市場村、南は一ノ宮村と田地境ひ、北は佐山村・松尾村と山田地境。　池、八ケ所。　古跡、呼坂。　在學校。

十一、山崎村　山寄。　同口迄　一里十二町。　高 三百六十三石九斗六升。 家數 二十四軒。　田畠 二十四町七反二十七歩。 男女 百九十一人。

東は東楢津村の枝西楢津、西は今岡村、北は佐山村と山田地境、南は一ノ宮村と田地堺なり。　池、三ケ所。　橋本五郎左衞門宅地跡。

十二、東楢津村　山寄。　同口迄　三十町。　高 千五百四石二斗。 家數 二十八軒。　田畠 三十二町四反二畝十六歩。 男女 百九十六人。

東は首部村、西は中楢津、北は富原村と山田地境、南は一ノ宮村と田地境。　池、二ケ所。　當村前は楢津村と唱しが、枝を分けて、東・中・西といふ字を加之たりといふ。

中楢津　山寄。　同口迄　三十二町。　田畠 二十九町六反五畝七歩。 男女 二百四十人。　家數 四十軒。

東は本村、西は西楢津、北は佐山村と山田地境、南は一ノ宮村と田地境。　池、二ケ所。　明現宮、若宮八幡。

西楢津　山寄。　同口迄　一里四町。　田畠 三十二町七反七畝二十九歩。 男女 二百四十六人。　家數 三十二軒。

東は中楢津、西は山崎村、南は佐山村と山田地境、北は一ノ宮村と田地境。　池、二ケ所。　古跡、木船。

十三、首部村　山寄。　同口迄　三十町。　高 二百十七石六斗九升。 家數 三十二軒。　田畠 十三町四反九畝六歩半。 男女 百六十八人。

東は笹ヶ瀬川を限り、向は御野郡津島村、西は東楢津村と山田地境、南も笹ヶ瀬川を限り、向は御野郡萬成村又同郡大安寺村の枝矢坂なり、北は中原村の枝東原と川を境ふ。　池、一ヶ所。　白山權現。　古跡、首塚ありし故に村名とす。

十四、佐山村　谷合なり。　同口迄　一里十六町。　高 □□□□。〔マヽ〕　田畠 十八町三反四畝十二歩。　家數 二十九軒。　男女 百三十九人。

東は富原村、西は芳賀村・松尾村と山境、南は楢津村と山田地境、北は富原村の枝大岩と山境なり。　山王宮。　池十ヶ所。

十五、松尾村　山寄。　同口迄　一里二十八町。　高 三百八十六石九斗六升。　田畠 三十一町一畝七歩半。　家數 三十八軒。　男女 二百六十八人。

東は佐山村と山境、西は芳賀村の枝下芳賀、南は今岡村・大窪村、北は芳賀村と山田地境。　池、四ヶ所。　八幡宮神田。

十六、大窪村　平場。　同口迄　一里二十七町。　高 四百四十四石八斗。　田畠 三十町四反七畝二十五歩。　家數 四十九軒。　男女 三百七十九人。

東は松尾村と田地境、西は備中賀陽郡和意本村と山境、南は辛川市場村と田地境、北は磯ヶ部村と山田地境ひ。　池、七ヶ所。　古城跡。　古城〔宿カ〕跡。

十七、磯ヶ部村　平場。　同口迄　一里三十一町。　高 二十四石一斗九升。　田畠 六町一反五畝三歩半。　家數 九軒。　男女 七十一人。

東は松尾村、西は大窪村、南は大窪村、北は池谷村・長野村と山田地境。　池、一ヶ所。

十八、池谷村　山合。　同口迄　二里十五町。　高 二十一石九升。　田畠 二町八反六畝二十六歩。　家數 六軒。　男女 三十四人。

東は芳賀村、西は長野村、南は磯ヶ部村、北は芳賀村と山境。　池、二ヶ所。　木倉大明神。

十九、長野村　山合。　同口迄　二里十七町。　高 百八十三石二斗四升。　田畠 十四町一反八畝二十三歩半。　家數 三十二軒。　男女 二百十六人。

東は芳賀村、西は備中賀夜〔陽カ〕郡稻荷村と山境、南は磯ヶ部村と山田地境、北は芳賀村と山境。　池、三ヶ所。　古城

跡（今田右衛門尉）。 八幡宮。 古跡、龍王山鏡掛松、梨ケ原。

二十、横尾村 山の上。 同口迄 二里三十二町。 高 五十四石八斗。 田畠 十一町四反八畝一歩。 家數 十九軒。 男女 百七人。

東は芳賀村、西は備中賀陽郡平山村、南は備中同郡稲荷村と山境、北は面室山田地境、深嵡とは山を境。 城跡（瀬原佐渡） 池、十一ケ所。 御崎大明神。 古跡、太閤本陣跡。

二十一、面室村 山上。 同口迄 三里十五町。 高 三百四十九石一斗。 田畠 十九町六反八畝五歩半。 家數 二十七軒。 男女 百六十六人。

東は深嵡村、西は備中賀陽郡日近村と山境、南は横尾村、北は枝安部倉と山田地境。 池、六ケ所。 八幡宮。

安部倉 山上。 同口迄 三里三十町。 田畠 十三町一反四畝十三歩。 家數 二十二軒。 男女 百三十五人。

東は深嵡村、西は備中賀陽郡山之上村と山境、南は面室村、北は日應寺村と山田地境。 池、四ケ所。 松尾明神

二十二、清水村 山上。 同口迄 二里一町。 高 二十五石六斗六升。 田畠 三町二反六畝十三歩。 家數 四軒。 男女 三十六人。

東は富原村の枝大岩、西は嵡深村、南は芳賀村、北は田原村と山堺。 池、四ケ所。 八幡宮。

二十三、芳賀村 山寄。 同口迄 二里八町。 高 七百六十八石一斗二升。 田畠 三十六町五反九畝九歩。 家數 五十八軒。 男女 三百八十二人。

東は佐山村、西は池谷村、北は清水村・深嵡村と山境、南は枝下芳賀と山田地境。 池、十四ケ所。 疫神。

下芳賀 山寄。 同口迄 二里。 田畠 十七町三反五畝十五歩。 家數三十七軒。 男女 二百五十四人。

東は松尾村、西は深嵡村と山田地境、南は池谷村と山堺、北は東と山田地境。 池、七ケ所。 麥藏。 主大明神。

二十四、深嵡村 山上。 同口迄 二里二十五町。 高 三百五十一石八斗二升。 田畠 三十一町七反二畝二十三歩半。 家數 五十七軒。 男女 三百五十一人。

東は芳賀村と山田地境、又は清水村、西は面室村同枝安部倉、南は横尾村と山境、北は田原村と山田地境。 八幡宮。 池、十三ケ所。

狼谷。　谷間。　同口迄　三里十五町。　田畠　一町五反二歩半。男女　二十三人。　家數　四軒。

東は下芳賀深嶺村、南は横尾村、北は田原村と山境、西は面室村と山田地境。　池、二ケ所。

二十五、富原村「古へは西原村といふ。」　山寄。　同口迄　一里五町。　高　五百四十六石四斗三升。家數　八十二軒。　田畠　四十七町九畝十一歩。男女　六百七十二人。

東は中原村と横井川を境、西は佐山村、楢津村と山境、北は枝大岩と山田地境。　池、十二ケ所。　松野尾御寄宮　八月十七日祭り。　古城跡　蜂谷某といふ。　古跡　點頭坂。

大岩。　山寄。　同口迄　一里十町。　田畠　三十七町七反六畝九歩半。男女　三百五十八人。　家數　四十六軒。

東は横井上枝の枝田中と田地境、西は佐山村、南は本村、北は田中と山境。　池、十一ケ所　内一つ姫が池と云ふ。　麥藏。

白山權現。

富野。

穢多。

二十六、中原村「古へは東原村といふ。」　平場。　同口迄　一里。　高　七百八十五石五斗六升。家數　四十六軒。　田畠　三十五町二反九畝。男女　二百五十四人。

東は枝東原上田地境、西は富原村と横井を境、南は御野郡津島村と山境、北は富原村の枝大岩、横井上村枝田中と田地境。　池、二ケ所。

東原。「古へは荒原といふ。」　平場。　同口迄　一里。　田畠　十七町七反五畝十三歩。男女　二百二十七人。　家數　三十五軒。

西は本村と田地境、東は牛田山御林を限り、南は御野郡津島村、北は横井上村と山境。　池、六ケ所。　御崎八幡宮。

二十七、横井上村「古へは上の字なし。」　平場。　同口迄　二里十八町。　高　二千百六十三石六斗五升。家數　七十九軒。　田畠　五十三町一反九畝六歩半。男女　五百九十九人。

東は牛田山御林限り、西は枝田中、南は中原村と田地境、又東原と山堺、北は栢谷村と田地堺。　池、十六ケ所。

白壁池水面五町。　麥藏。

田中。「古名中村」　平場。　同口迄　一里十四町。　田畠　四十二町六畝二十七歩。男女　五百二十七人。　家數　七十四軒。

東は本村と田地境、西は芳賀村と山境、南は中原村と田地境、北は栢谷村と山又は池堤を堺。　池、七ケ所（内一ケ所香橋池水面凡六町。）

八反田。

内田。

小林。

二十八、栢谷村　平場。　出石町口迄　二里。　高　七百八十二石三斗六升。　家數　七十三軒。　田畠　四十一町一反九畝三歩半。　男女　五百七十一人。

東は御野郡畑村、西は清水村と山境、南は横井上村と田地境、又は同村枝田中と山地堤と堺、北は菅野村益田村と山田地堺。　池、九ケ所。　村中作州伯州海道茶屋有（二軒茶屋といふ。）　岩倉八幡宮。

高畑。

二十九、中野村「古へは黒澤村といふ。」　山上。　同口迄　二里二十町。　高　九十七石五斗。　家數　十七軒。　田畠　十一町三反九畝十五歩。　男女　百七十三人。

東は高野尻村、西は中山村辛香村、南は益田村、北は中山村、大坪村と山境。　池、四ケ所。　土甕を製す。　八幡宮。

三十、高野尻村「古へは小屋尻村と書く。」　山上。　同口迄　二里四町。　高　七十六石六斗九升。　家數　十軒。　田畠　九町一反二畝十八歩半。　男女　八十三人。

東は御野郡畑村、西は中野村、南は栢谷村、北は大坪村中山村と山境。　池、二ケ所。　土甕を製す。　八幡山。

三十一、大坪村　山上。　同口迄　三里。　高　六十二石。　家數　二十軒。　田畠　八町二反九畝二十八歩。　男女　百二十二人。

東は御野郡金山寺村、西は中山村、南は中野村、北は大月村と悉く山境。　池、三ケ所。　麥藏。

三十二、大月村　山上。　同口迄　三里半。　高 六十八石八斗五升。 家數 二十六軒。　田畠 八町九反一畝十四歩半。 男女 百六十一人。

東は中野村、西は中山村、南は大坪村北も中牧村の枝十谷の山境。　池、三ケ所。

三十三、益田村　山寄。　同口迄　二里。　高 二百八十六石八斗八升。 家數 三十四軒。　田畠 十八町四反九畝九歩。 男女 二百五十六人。

「古へは吉宗村と云しが、將軍有德廟の御諱たるに依つて、享保元年丙申九月十五日より益村田と改る。」

東は高野尻村・中野村と山境、西は栢谷村と田地境、南は横井村、北は辛香(からかう)村と山田地境なり。　池、六ケ所。　村中作州海道、岡山より二里の塚あり。

三十四、田原村　山間。　同口迄　二里十八町。　高 二百四十二石六斗。 家數 四十七軒。　田畠 二十三町八畝八歩半。 男女 三百十八人。

東は菅野村と山境、西は深瀧村と山田地堺、南は栢谷村・清水村、北は日應寺村と山境。　池、十三ケ所。　八幡宮。

三十五、菅野村　「古へは、東菅野村といふ。」　山間。　同口迄　二里十五町。　高 八百二十九石一斗六升。 家數 七十一軒。　田畠 二十一町一反五畝十七歩半。 男女 五百十四人。

東は吉尾村、西は田原(たはら)村、南は栢谷村、北は日應寺村・河內村の枝小田と山境。　池、十三ケ所。　松尾大明神。

日蓮宗正保山幸福寺圓珠院。　麥藏。

西菅野　「古へは一打村なりて本村を東菅野と云しが、いつ比よりか枝村と成。」　山間。　同口迄　二里十五町。　田畠 三十八町九反五畝六歩。 家數 七十五軒。　男女 五百四十一人。

東は本村、西は田原村、南は栢谷村、北は日應寺村、又は河內村の枝小田と山境。　池、二十四ケ所内、一つかむりかふり池、水面凡六町餘。　八幡宮。

尾越(おうごし)

晴見谷

三十六、辛香村　山間。　同口迄　二里十二町。　高　五十七石八斗四升。　田畠　四町九反四畝十四歩。　家數　十四軒。　男女　九十四人。

東は中野村・中山村、南は谿田村、北ば吉尾村と山境、西は菅野村と山田地境。　池、一ケ所。　作州海道なり。當村より中山村まで間に山坂あり、是を辛香峠といふ。

三十七、中山村　山間。　同口迄　二里二十三町。　高　百五十八石一斗五升。　田畠　十五町七反三畝十四歩半。　家數　三十軒。　男女　二百八人。

東は大月村、西は幸香村、南は谿田村、北は吉尾村と山境、又は野々口村とは山田地境。　池、六ケ所。　八幡宮。日蓮宗臥龍山道林寺本行院。　作州海道。

三十八、野々口村　山寄大川端。　同口迄　三里。　京橋迄船路　四里十町。　高　三百五十石四斗八升。　家數　七十八軒。　田畠　三十町六反九畝廿四歩半。　男女　四百二十人。

東は中牧村の枝十谷と山境、西は吉尾村、南は中山村、北は小山村と山田地境。　池、五ケ所内、一つみとろ池水面凡六町。高瀬船、一艘。　麥藏。　磁石、硯石あり。　在學校。

三十九、吉尾村　山間。　同口迄　三里十町。　高　百九十九石。　家數　五十九軒。　田畠　二十一町二反六畝二歩。　男女　三百七十一人。

東は小山村、野々口村と山田地堺、西は菅野村、南は中山村、北は河内村の枝原と山境。　池、九ケ所。　宗形神社。中將塚といふ石塔あり。

四十、中牧村　山寄大川端。　同口迄　三里十六町。　京橋迄船路　三里半。　高　四百五十二石二斗五升。　田畠　二十二町五反十八歩半。

東は大川を限り、向は赤坂郡鍋谷村なり、西は枝湯須、南は乙牧村、北も枝湯須と山境。　池、七ケ所。　淀子大明神。　高瀬船、八艘。

十谷　山寄大川端。　同口迄　四里八町。　船路　同斷。　田畠　十六町六反八畝一歩。　男女　二百十二人。　家數　三十五軒。

東は湯須、西は野々口村と山境、南は大月村と山田地境、北は大川を限り、向は赤坂郡國ケ原村なり。　池、七ケ所。　高瀬船、十五艘。

湯・須・ 山寄大川端。 同口迄 三里二十町。 田畠 四町六反六畝二十三歩。 男女 二百十八人。 家數 二十六軒。
東は大川を限り、向は赤坂郡鍋谷村なり。西は野々口村と山境ひ、南は本村、北は十谷と山田地境。 池、三ヶ所
鄕・（ごう）

四十一、下牧村 山寄大川端。 同口迄 三里。 船路 三里十町。 高 二百八十五石四斗二升。 家數 七十二軒。 田畠 二十一町八反三畝二十六歩半。 男女 五百三十八人。
東は大川を限り、向は赤坂郡牟佐村の枝大久保なり。西は中野村又は御野郡金山寺村、南は同郡河本村、北は中牧村と山境。 池、五ヶ所。 高瀬船、十四艘。 松尾大明神。 猪股小平六則綱墓。

四十二、小山村 山寄。 同口迄 三里八町。 高 八十石二斗八升。 家數 二十四軒。 田畠 十一町二反八畝三歩。 男女 百九十三人。
東は大川を限り、赤坂郡國ヶ原村なり。西は河内村、吉尾村、北は原村と山境、南は野々口村と山田地境。 池、五ヶ所。 首塚 長門塚とも云。 當村大川端に大竹の藪あり。國中第一の竹なり。是を岩子の竹といふ。

四十三、勝尾村 山上。 同口迄 四里二十三町。 高 百六十一石九斗八升。 家數 三十七軒。 田畠 十八町一反三畝七歩半。 男女 二百二十人。
東は河内村の枝小田、西南は備中賀夜（陽カ）郡山之上村、北は紙工（しとり）三ヶ村の枝天満、又は宇甘上村の枝九谷と山境。 池、七ヶ所。 八幡宮。 十二本木・勝尾たり、國境なり。 備中賀陽郡山の上村の內賀戸迄、當村より三町五十九間。

四十四、日應寺村 山上。 同口迄 三里十八町。 高 二百五十八石七斗七升。 家數 六十一軒。 田畠 三十一町八反一畝十歩。 男女 三百七十五人。
東は菅野村、西は備中賀陽郡石妻村、南は田原村・深緇村。北は河内村の枝小田と境。 池、九ヶ所。 八幡宮。 日蓮宗吉祥山日應寺舜領院。 船山城 同但馬。 勅使屋敷。 海野因幡守宅地跡。

四十五、河內村 山間。 同口迄 四里。 高 千五百九十五石五斗二升。 家數 六十八軒。 田畠 三十町六反四十六歩。 男女 四百八十人。
東は枝原と山田地境、西は日應寺村、又は枝小田、南は菅野村・吉尾村、北は枝母谷と山境。 池、七ヶ所。 春大

明神。戸倉城 太平記等に見えて古き城なり。 麥藏。

母谷(ほうだに)「古へは顯照寺と唱ふ。」 山寄。 同口迄 三里三十二町。 田畠 二十一町九反四畝五歩。 男女 三百七十五人。 家數 五十九軒。

東は源母谷と田地境、西は菅野村、又は田の山境、南は河內村、北は山條と山田地境。 池、五ケ所。 藏田權現。

山條 山寄。 同口迄 三里三十二町。 田畠 二十九町一反四畝二十五歩。 男女 二百七十五人。 家數 四十六軒。

東は富谷、西は菅野村、又は母谷と山田地境、北も母谷と同斷、北は菅野村の山境。 池、五ケ所。 八幡宮。

富谷(とびたに)「古へは、本明寺といふ。」 山寄大川端。 同口迄 三里二十八町。 船路 五里。 田畠 二十三町六反四畝四歩。 男女 二百九十五人。 家數 四十七軒。

東は大川を限り、向は赤坂郡國ケ原村なり、西は山條と山田地境、南は原と田地境、北は金川村と山境。 池、五ケ所。 八幡宮。 當所は一里塚あり。是より金川驛まで六町あり。

原 山寄大川端。 同口迄 三里二十町。 田畠 十七町八反九畝四歩。 男女 百七十八人。 家數 二十六軒。

東は大川を限り、向は赤坂郡川高村なり。西は母谷と田地境、又は本村と山田地境、南は小山村と山境、北は富谷と田地境。 八幡宮。

小田(おた) 山上。 同口迄 四里三十町。 田畠 五町五反五畝四歩半。 男女 百七人。 家數 十六軒。

東は河內村母谷、西は勝尾村又は備中國賀陽郡山ノ上村、南は日應寺村又は備中山ノ上村、北は宇甘上村の枝九谷、同枝下畑と山境。 池、三ケ所。 八幡宮。

河內村迄以上四十六ケ村、是を口津高と唱ふ。

【奥津高の分】

四十六、金川村 山寄、町並大川端。 出石町口迄 四里六町。 船路京橋迄 五里十八町。 高 百二十七石七斗一升。 家數 二百二十六軒(在町とも)。 田畠 六町三畝十六歩。 男女 千三百三十人(在町とも)。

北（實カ）は大川を限り、南は赤坂郡伊田村也、西は下田村と山田地境、南は河内村の枝富谷と山境、北は草生村と山田地境。　高瀬船、十艘。　麥藏。　箕を製す。　臥龍山城 松田家累代居城。　七曲大明神。老臣日置家の在所にて、同家の臣居住の者多し。　當村は作州海道にて、馬驛もあり。建部上村に至る二里なり。大都會にて商家多く居住せり。町の名左に記す。「以下記載なし。」

四十七、下田村　山寄。　同口迄　四里半。　高　二百十石二斗一升。　家數　六十軒。　田畠　十三町八反七畝二十五歩。　男女　三百九十人。

東は金川村、西は宇甘（うかい）上村の枝中泉下畑と山田地境、南は河内村の枝山條と山境、北は金川村の古城山と境。

四十八、菅村　山寄。　同口迄　五里。　高　百六十二石一斗七升。　家數　三十一軒。　田畠　十五町五反七畝十六歩。　男女　二百十二人。

東は河内村の枝富谷山條、南は同村の枝小田と山境、西は宇甘上村の枝中畑、北は下田村と山田地境。　池、一ケ所。　當村紙を漉く業とする者多し。　正八幡宮。

四十九、宇甘上村「古へは上の字なし。」　山寄。　同口迄　五里半。　高　六百六十七石九斗三升。　家數　二十五軒。　田畠　十町四反五畝一歩。　男女　百六十二人。

東は中泉、西九谷と山田地境、南は河内村の枝小田と山境、北は九谷と山田地境。　若王子權現。

中泉。　山寄。　同口迄　五里半。　田畠　十八町七反一歩。　男女　百六十二人。　家數　五十六軒。

東は下畑、西は山田地境、南は河内村の枝小田、北は西原村山境。　王子權現。　紙漉多し。

下畑。　山寄。　同口迄　五里。　田畠　二十町七反一畝二十四歩。　男女　三百十四人。　家數　五十九軒。

東は菅（すげ）村、西は本村、又は中泉、北は下田村と山田地境ひ、南は河内村の枝小田と山境。　池、一ケ所。　麥藏。　牛頭天王。　海野豐前守宅地跡。

九谷（くだに）　谷間。　同口迄　六里。　田畠　十町七反四畝四歩。　男女　二百三人。　家數　二十七軒。

東は本村と山田地境、西は勝尾村、南は本村又は河内村の枝小田と山境、北は紙工三ケ村天滿と山田地境。　紙

漉多し。池、三ケ所。栢原大明神。古城跡遠藤河内。

中島 田畠 三反餘。

五十、草生村 山寄大川端。同口迄 五里。舟路 六里。高 三百四十三石九斗五升。家數 九十九軒。田畠 三十六町二反四畝十三步半。男女 七百三十六人。

東は大川を限り、向は赤坂郡矢原村也、西は金川村古城山、南は金川村、北は鹿瀨村と山田地境。池、二ケ所。

煙草の名物。八幡宮、川瀨大明神。

久志井 横尾大明神。

五十一、鹿瀨村 山寄大川端。同口迄 五里十八町。舟路 六里半。高 百四十七石四斗三升。家數 三十九軒。田畠 十三町四反一畝十八步半。男女 二百十六人。

東は草生村、西は建部村、南は宇甘上村の內美濃踏の山と山境、北は大川を限り、向は赤坂郡土師方村なり。

古森大明神。古城跡 丹生民部。

五十二、紙工三ケ村 同口迄「里程記入なし」高 五百十三石三斗三升。家數 五十二軒。田畠 二十八町一反三畝十四步半。男女 三百九十人。

「古へは紙工上村といふ。」

東は久保、西は虎倉村、南は天滿と山田地境、北は本宮山又は建部の內櫻村と山境。池、一ケ所。加茂大明神

麥藏。在學校。古より當村にて鼻紙を漉く紙工といふて名所なり。故に村名にも紙工を用ゆ、此外郡中鼻紙を漉く村多く、皆紙工といふ。

久保 山寄。同口迄 五里半。田畠 十八町六反二畝一步半。家數 四十五軒。男女 三百六十二人。

東は宇甘上村と山境、西は天滿と山田地境、南は宇甘上村の枝九谷、北は櫻村と山境。八幡宮。池、四ケ所。

天滿 山寄。同口迄 五里。田畠 十五町七反六畝十三步。家數 五十五軒。男女 三百七十二人。

東は久保と田地境、西は勝尾村、南は宇甘上村の枝九谷、北は虎倉村と山境。若一王子權現。池、四ケ所。箱崎大明神。

星原・

五十三、下賀茂村「古は賀茂下村といふ。」山寄。同口迄八里半。高三百三十三石二斗。田畠三十八町二反九畝七歩。家數八十二軒。男女百六十七人。

東は田地子村、西は大谷村と山境、南は上田村、北は平岡村又は上加茂村と山田地境。池、三ケ所。麥藏。日吉山王。

鍋谷・鍋谷城伊賀修理。

梅原。

和中・

ませふ・此處にて炭を燒く。

五十四、上加茂村「古は加茂上村といふ。」山寄。同口迄七里半。高三百二十石六斗。田畠三十三町三反八畝二歩。家數九十三軒。男女五百九十人。

東は面宗村、西は平岡村、南備中國賀陽郡皆竹部村と山境、北は下賀茂村と山田地境。池、二ケ所。加茂大明神。八幡宮。麥藏。河原四郎左衛門宅地跡。

五十五、廣面村山上。同口迄六里半。高三百八十二石一斗五升。田畠四十四町二反二十七歩半。家數九十四軒。男女六百七人。

東は虎倉村、西は備中國賀陽郡皆竹部村、南も同國同郡掛畑村、北は上加茂村と山境。池、六ケ所。風倉大明神。麥藏。煙草、佳品。國境千升たり、峯通りなり。往來あり。當村より掛畑村へ十四町二十六軒〔間カ〕あり。

葛籠・

五十六、虎倉村「古へは小倉とも云ふ。」山寄。同口迄六里。高三百四十八石九斗七升。田畠五十三町三反九畝十三歩。家數百三十軒。男女九百五十六人。

東は紙工三ケ村と山田地境、西は廣面村、南は備中國賀陽郡眞星村、北は櫻村、田地子村と山境。池、三ケ所。若一王子權現。三十八社大明神。箕を製。虎倉城古き城にて大平記にも見ゆ。城跡に石原新太郎墓。麥藏。鼓田煙草佳なり。

大野。

宿。

五十七、平岡村

山上。同口迄 八里半。高 百六十七石七斗四升。田畠 二十三町七反七畝二十二歩。家數 四十一軒。男女 二百二十六人。

東は上加茂村、西は大谷村の枝十力、南は備中賀陽郡上野村、北は下賀茂村と山田地境。池、四ケ所。麥藏。

五十八、大谷村

谷間。同口迄 八里半。高 四百七十一石七斗六升。田畠 八町二反一畝二十八歩半。家數 十九軒。男女 八十八人。

東は平岡村、西は枝十力、南も十力、北は枝野原と山田地境。池、四ケ所。古城跡 伊賀伊勢守。

十力。山上。同口迄 八里半。田畠 三十四町二反二畝二十五歩半。家數 六十三軒。男女 三百七十三人。

東は平岡村、西は元兼、南は備中賀陽郡上野村、北は野原と山田地境。池、四ケ所。備中上野村へ出る道あり この山峠を舊井たわといふ。國境なり。

野原。山寄。同口迄 九里。田畠 二十四町七反八畝二十五歩半。家數 六十七軒。男女 三百八十四人。

東は大谷村下賀茂村、西は元兼、南は十力、北は上田村と山田地跡。池、二ケ所。麥藏。

元兼。谷間。同口迄 九里。田畠 十八町三反四畝二十四歩半。家數 四十二軒。男女 二百二十六人。

東は十力、西は下土井村、南は十力、北は三納谷村と山田地境。池、三ケ所。福山城 伊賀兵庫。伊賀左衛門・河原五郎兵衛・河原源左衛門兄弟三人の別業跡。

五十九、加茂市場村

山間。同口迄 九里。高 百九十七石七斗八升。田畠 二十三町八反二畝十二歩半。家數 四十一軒。男女 二百四十八人。

東は元兼と山田地境、西は備中賀陽郡神原村と山境ひ、南は元兼、北は長尾村と山田地境。　池、五ケ所。　麥藏惣社大明神。　藤才城（藤澤共書き猩ケ城とも云ふ）粟屋與十郎。　古跡、高祖山。　藤才峠、峯通り國境、當村より備中上田土村の內下田土へ出る九町三十間。

六十、下土井村　山寄。　同口迄　九里半。　高　三百二十四石一斗八升。　田畠　三十八町九反二十二步。　家數　八十七軒。　男女　四百二十六人。

東は三納谷村、西は井原村、南は加茂市場村、北は細田村と山田地境。　池、五ケ所。　玉藻宮。

六十一、長尾村　山上。　同口迄　九里半。　高　八十八石一斗三升。　田畠　十四町一反四畝二十七步半。　家數　二十七軒。　男女　百二十八人。

東は下土井村と山境、西は備中賀陽郡吉長村と山田地境、南は加茂市場村、北は備中吉長村又は和田村と山田地境。　池。

六十二、大王村　山上。　同口迄　九里半。　高　百六十三石九斗一升。　田畠　十八町六反六畝十五步半。　家數　四十一軒。　男女　百九十七人。

東は井原村、西は長尾村、南下土井村、北は森上村と山田地境。　池、三ケ所。　麥藏。

六十三、森上村　山上。　同口迄　十里。　高　百十三石二斗六升。　田畠　十三町六反一畝三步。　家數　三十軒。　男女　百二十七人。

東は井原村と山田地境、西は和田村、南は大王村と田地境、北は井原村と山境。　池、三ケ所。

六十四、和田村　山寄。　同口迄　十里。　高　三百四十六石六斗一升。　田畠　四十二町八反二十七步半。　家數　七十四軒。　男女　三百四十一人。

東は森上村、南は長尾村と山田地境、西は尾原村の枝知守、北は備中國賀陽郡矢野村と山境。　池、二ケ所。　麥藏。　牛頭天王。

六十五、上田村　山上。　同口迄　九里。　高　九百三石三斗九升。　田畠　百四町五反一畝一步。　家數　百七十二軒。　男女　九百七人。

東は本宮山品田村の枝久々、南は下賀茂村と山境、西は三納谷村、北は三谷村と山田境。　池、十六ケ所。　御前大明神。　麥藏。

油浮

南上田　麥藏。

六十六、圓城村　山上。　同口迄　九里。　高　二百六十八石五升。　田畠　二十六町一反六畝四歩。　家數　九十四軒。　男女　四百五十三人。

東は本宮山上田村、南は下賀茂村と山境、西北は上田村と田地境。　池、四ヶ所。　麥藏。　天台宗本宮山圓城寺觀音院。

桒田　山上。　同口迄　九里。　田畠　十八町七反三畝十五歩。　家數　五十軒。　男女「なし」

東は本宮山神瀬村と山境、西南は上田村と山田地境、北は豐岡村の枝小森と山境。　池、三ヶ所。　麥藏。　化氣大明神。

六十七、神瀬村　山寄大川端。　同口迄　十里。　舟路　十一里半。　高　三十四石六斗二升。　家數　五十四軒。　田畠　五町二反七畝二十七歩。　男女　三百二十二人。

東は大川を限り、向は作州久米南條郡川口村、西は豐岡村の枝栃山黑瀬大向村の枝藏末、南は上田村、北は黑大向村と山境。　高瀬船、十六艘　但し渡船とも。　古森大明神。

鹽谷　谷間。　同口迄　十一里。　田畠　十一町九反七畝二十歩半。　男女　百九十九人。　家數　四十五軒。

東は大川を限り、向は作州久米南條郡栃原なり。西は三谷村、南は豐岡村の枝柿山、北は小森村と山境。　池、一ヶ所。　高瀬船、八艘　但し渡船とも。

大向

伊中原　まなこの瀧、墨染松といふあり。絶景なり。

水谷

小原

大目。

六十八、黒瀬大向村「古へは黒瀬村といふ。」　山寄大川端。　同口迄　十二里。　高　三十三石九斗四升。　田畠　二町六反二畝六歩（マヽ）　船路「なし」　家數　十八軒。　男女　八十四人。

東は大川限り、向は作州久米南條郡栃原村なり。西は蔵末、南は神瀬村枝鹽谷と山境。　渡船、一艘。　麥藏。

蔵末。　山上。　同口迄　十里。　田畠　十一町三反一畝十一歩半。　男女　百五十六人。　家數　三十三軒。

東は神瀬村と山境、西は豐岡村の枝柿山と山田地境、南は神瀬村、北は神瀬村の枝鹽谷と山境。

六十九、五明村　山上。　同口迄　九里半。　高　百五十一石二斗五升。　田畠　七町五反十一歩。　家數　二十一軒。　男女　百十四人。

東は神瀬村の枝鹽谷、西は豐岡村の枝小森、南は同村の枝柿山、北も同村の枝小森と山境。

七十、三谷村　谷間。　同口迄　九里半。　高　四百三石三斗三升。　田畠　二十一町六反二畝。　家數　五十軒。　男女　二百四十人。

東は五明村と山境、西は細田村、南は上田村、北は豐岡村と山田地境。　池、一ケ所。　麥藏。　森清山城　山脇民部。

七十一、細田村　山上。　同口迄　九里半。　高　五百四十石八斗二升。　田畠　五十四町九反一畝七歩。　家數　九十七軒。　男女　四百八十七人。

東は三谷村、西は下土井村、南は上田村と山田地境、北は大木村と山境。　池、四ケ所。　麥藏。　明見山城　能勢常陸。

鼻紙を漉く。

七十二、三納谷村　山寄。　同口迄　九里。　高　二百二十石七斗九升。　田畠　二十六町五反二畝三歩半。　家數　六十八軒。　男女　三百六人。

東は上田村、西は下土井村、加茂市場村と山境、南は大谷村の枝野原、北は下土井村。細田村と山田地境。　池、二ケ所。　麥藏。　若宮三所權現。　古城　高見小四郎。

七十三、尾原村　谷間。　同口迄　十里半。　高　六百十九石七斗七升。　田畠　六十五町六反六畝五歩半。　家數　百三十一軒。　男女　七百十三人。

東は豐岡村、西は備中賀陽郡矢野村と山境。南は井原村。豐岡村、北は粟井谷村。森久村と山田地境。　池、三箇

所。　麥藏。　新山城 新山兵庫。　知皇火大明神、天神。　田邊九郎宅地跡。
知守。

七十四、爲重村　谷間。　同口迄　十一里。　高　二百十七石七斗一升。　田畠　十八町八段七畝五歩半。
家數　五十軒。　男女　二百五十八人。

東は森久村と田地境、西は備中上房郡川關村、南は笹目村、北は溝部村と山境。　池、一箇所。　關宮津飯山城。
麥藏。　飯山峠、備前。備中國境、往來あり、當村より備中上房郡上有漢村の内川關村出る、三十町二十間、岡山よりこの飯山峠迄十二里五町五十間。

七十五、江與味村　谷間大川端。　同所迄　十一里。　船路　十三里半。　高　五百六十九石五斗二升。　田畠　五十八町一段三畝八歩半。
家數　二百十九軒。　男女千二百十一人。

東は大川向は作州久米北條郡上山村なり。西は粟井谷村。豐岡村の枝小森と山境、北は作州眞嶋郡吉村と山田地境。　池、三箇所。　麥藏。　高瀬船、四艘。　八幡宮、大明神。　古城跡 大野修理。　茶上品 これを、加茂茶といふ。

川尻　美作國久米北條郡溪尻村へ渡二町三十五間。

松尾　美作國眞嶋郡吉村へ出る、二十間。岡山より境まで十二里二十五間。

七十六、森久村　谷間。　同口迄　十一里。　高　二百二十五石二斗一升。　田畠　十七町四段六畝一歩。
家數　四十三軒。　男女　百八十四人。

東は粟井谷村と山境。西は爲重村と田地境。南は篠目村。尾原村、北は溝部村と山境。　池、一箇所。　國師大明神。　野々平城跡。

七十七、篠目村　谷間。　同口迄　十里半。　高　百三十五石六斗四升。　田畠　十七町一段七畝十八歩。
家數　三十九軒。　男女　百五十六人。

東は尾原村、西は備中國上房郡柳村と山田地境。南は尾原村、北は爲重村と山境ひ。　池、一箇所。　麥藏。　八幡宮。

七十八、杉谷村　山上。　同口迄　十一里。　高　百七十三石五斗。　田畠　二十二町九段十四歩半。　家數　五十六軒。　男女　二百三十四人。

東は作州眞嶋郡上山村と山境。西は溝部村、南は栗井谷村と山田地境。北も作州上山村と山境。　池。　麥藏。　古跡、摺鉢兇。　高野大明神。　摺鉢兇のたわ峰通り國堺、岡山より此境迄十二里三十間。當村より作州上山村迄十三町四十五間。

七十九、栗井谷村　山上。　同口迄　十一里。　高　二百七石六斗二升。　田畠　二十五町六段五畝二十三歩半。　家數　□□□。(マヽ)　男女　□□□□。(マヽ)

東は江與味村、西は森久村、北は杉谷村と山境。南は尾原村と山田地境。　池、二箇所。

八十、大木村　谷間。　同口迄　十里。　高　二百十二石四斗。　田畠　十八町八段五畝八歩半。　家數　二十八軒。　男女　百四十七人。

東は三谷村と山境。西は豐岡村と田地境。南は細田村と山田地境。北は豐岡村と田地境。　池、一箇所。

八十一、溝部村　谷間。　同口迄　十一里。　高　百八十七石。　田畠　十五町二段一畝二十二歩。　家數　四十七軒。　男女　二百十五人。

東は杉谷村と山田地境。西は作州上房郡川關（簀カ）村、南は爲重村、北は作州上山村と山境。　池。　三室大才宮。　古跡、三飛。

八十二、井原村　谷間。　同口迄　九里半。　高　四百十二石五斗六升。　田畠　三十二町七段九畝十四歩。　家數　五十九軒。　男女　三百十三人。

東は細田村、西は大王村と山田地境。南は下土井村と田地境。北は尾原村・豐岡村と山田地。　池、四箇所。　麥藏。

八十三、豐岡村　山寄。　同口迄　十里。　高　千三十石二斗九升。　田畠　九十町八段一畝九歩。　家數　百九十四軒。　男女　千十九人。

古へは、河内村といひしを、寛文四年豐岡に改。「享保四年、分て上下の二村とせり」。

東は枝小森、西は井原村、北は栗井谷村と山田地境。南は大木村と田地境。　池、三箇所。　麥藏。　八幡宮、　大

梵天王。　郷田城 富澤村茶臼山の城主郷田三河守が一族か。　妹尾太郎兼家宅地跡。

柿山　山上。　同口迄　九里半。　田畠　二十七町九段十歩。男女　三百七人。　家數　五十七軒。

東は黒瀬大向村の枝蔵末と山田地境。西は三谷村・上田村、南は圓城村の枝案田、北は神瀬村の枝鹽谷と山境。

池、三箇所。　麥藏。

小森　山寄大川端。　同口迄　十里。舟路　十三里。　田畠　三十七町十八歩半。男女　六百十五人。　家數　百五軒。

東は大川向は作州久米南條郡栃原村なり。西は三谷村、南は神瀬村枝鹽谷、北は江與味村と山境。　池、三箇所。

麥藏。　高瀬船、三艘。　百坂山城 菱川右京之允。　城跡 菱川與九郎。　當所に、溫泉あり、近國より入湯の者多し。

大師

建部郷「以下九村なり」

八十四、建部上村　平場大川端。　同口迄　六里六町。舟路　八里半。　高　六百十四石三斗九升。家數　八十三軒。　田畠　三十五町九段一畝二十三歩。男女　四百六十三人。

東は富澤村と田地境。西は本宮本、南は田地子村と山境。北は大川向は赤坂郡大田村又は作州久米南條郡福渡村なり。　作州海道、此堺迄岡山より六里六町十間、當村より福渡へ二町。　池、一箇所。　麥藏。　高瀬船。　七社八幡宮。　日蓮宗法住山妙淨寺蓮正院。　茶臼山城 郷田左衛門尉。

八十五、西原村　平場大川端。　同口迄　五里半。船路　七里半。　高　三百六十五石七斗七升。家數　五十四軒。　田畠　三十町一段七畝二歩。男女　三百十五人。

東は鹿瀬村、南は紙工三ケ村と山境。西は中村と田地境。北は大川向は赤坂郡吉田村なり。　池、三箇所。　保木山城 山口兵庫。　高瀬船、一艘。　嚴島大明神。

八十六、中田村　平場大川端町並。　同口迄　五里三十町。船路　八里。　高　五百八十六石五斗八升。家數　九十四軒。　田畠　三十四町四段一歩半。男女　五百五人。

東は西原村、西は市場村と田地境。南は紙工三ケ村と山境。北は大川向は赤坂郡吉田村なり。　池、九箇所。　高瀬船、渡舟とも六艘。　沼山城 中山治部大夫。　天神。　日蓮宗宗昌山龍淵寺遠壽院。

馬。　馳。

光。　本。

建。部。新。町。

老臣池田（本性森寺）家の在邑にて、屋敷を構へ、諸子の者居住せり。　作州一の往來道なり。當所町家を經て、市場へ出る處に、橋あり、此橋まで、岡山より五里三十町といふ。　町並の商家あり　家數 八十三軒。　男女 四百十一人。

八十七、市場村　平場大川端。　同口迄 五里三十五町。 舩路 八里。　高 三百六十石四斗九升。 家數 八十七軒。　田畠 二十四町八段十五歩。 男女 四百七十三人。

東は中田村。建部新町、西は宮地村、南は櫻村と田地境、北は大川向は赤坂郡大田村。吉田村なり。　麥藏。　王子權現。

按ずるに、當村は、建部鄕の、市場所にて、諸色を商ひし所ならん。

神。力。

八十八、宮地村　平場大川端。　同口迄 六里。 舩路 六里半。　高 三百四十七石三斗一升。 家數 三十一軒。　田畠 二十二町七段一畝一歩。 男女 二百一人。

東は市場村、西は建部上村と田地境。南は富澤村と田地境、北は大川向は赤坂郡大田村なり。

八十九、田地子村　谷間山寄。　同口迄 七里六町。　高 三百四十一石二斗四升。 家數 六十六軒。　田畠 二十二町五段三畝十歩半。 男女 三百三十八人。

東は富澤村と山田地境。西は本宮山越ては下加茂村、南は櫻村、北は本宮山越ては品田村の枝久々と山境。　池一箇所。　古城跡。　五社八幡宮。

九十、櫻村　山寄。　同口迄 六里十一町。　高 三百八十石九斗四升。 家數 七十五軒。　田畠 二十七町九段九畝一歩半。 男女 三百四十三人。

東は中田村と田地境、西は木宮山越ては紙工三ケ村、南は西原村、北は田地子村と山境。　池 十一箇所。　王子大明神。　麥藏。

九十一、富澤村「古へは小山村といふ。」 平場。 同口迄 六里十二町。 高 二百八十一石九斗。 家數 四十三軒。 田畠 二十五町九段九畝二十二歩半。 男女 二百二十四人。

東は市場村と田地境。西は田地子村、南は櫻村と山田地境、北は建部上村と田地境。 番社二社。 日蓮宗藤田山成就寺惠音院。 茶舊（臼）山城 郷田三河守。 野見城。

九十二、品田村 山寄大端。 同口迄 八里。 船路 十里。 高 三百三十二石七斗四升。 家數 三十二軒。 田畠 六町七段四畝十九歩。 男女 百三十七人。

東は枝久々、西は神瀬村と山田地境。南は上田村と山境、北は大川向は作州久米南條郡川口村なり。 池、一箇所。 正八幡宮。日蓮宗池本山孝德寺。 渡し船、一艘。

久々 平場大川端。 同口迄 七里。 船路 九里。 田畠 十町四段九畝十二歩半。 男女 十九人。 家數 三十五軒。

東は建部上村、西は品田村と山田地境、南は本宮山越ては上田村と山境、北は大川向は作州久米南條郡川口村なり。 高瀬船、一艘。 天神。

以上四十七箇村を奥津高といふ。

本村 四十六箇村。 枝 三十一。
田畠 千五百九十六町七段九畝十五歩半。 高 二萬二千二百七十七石三斗四升。
家 二千七百五十九軒。 男女 一萬八千九百九十四人。
池 三百五十八箇所。 船 七十九艘。

右口分。

本村 四十七箇村。 枝 三十八。
田畠 千六百二十町二段一畝三歩半。 高 一萬五千九百九十三石七斗六升。
家 四千百九十一軒。 男女 二萬三千八百二十二人。

池　百五十九箇所。　船　五十五船。

右奥分

合木村　九十三箇村。　枝　六十九。

田畠　三千二百十七町十九歩。　高　三萬八千二百七十一石一斗。

家　六千九百五十軒。　男女　四萬二千八百十六人。

池　五百十七箇所。　船　百三十四艘。

吉備温故秘錄卷之四（村落三）終

吉備溫故秘錄 卷之五

大澤惟貞輯錄

村落三目錄

赤坂郡

一、牟佐村 大久保、地藏谷 大堂谷
二、馬屋村 片山
三、和田村 口和田
四、岩田村 山之上
五、穗崎村 福吉、向新屋敷
六、長尾村
七、立川村 福地
八、鍋谷村 梅谷
九、大鹿村 田土谷
十、河本村 片山、小山
十一、下市村
十二、門前村 千田
十三、熊崎村
十四、川原村
十五、善應寺村
十六、西中村 光善寺、伊尸丸
十七、下仁保村 西仁保
十八、上仁保村 吉原
十九、上地山村
二十、五日市村
二十一、尾谷村 岡久保
二十二、津崎村
二十三、南方村 宇根
二十四、齋富村
二十五、沼田村 八軒屋
二十六、石井原村
二十七、日古木村
二十八、中島村
二十九、三叉村
三十、二井村
三十一、高屋村
三十二、上市村
三十三、正崎村 行末
三十四、神田村 赤坂
三十五、東窪田村 唐藥
三十六、西窪田村 越ヶ原
三十七、戸有村 間嶋
三十八、幡寺山村
三十九、由津里村 關原、久保河內
四十、山口村 佐倉、奧山口
四十一、町苅田村 八町、眞光寺
四十二、大苅田村 國松
四十三、東輕部村 福井、澤田 宮口
四十四、西輕部村 成戸、保志田 荒ヶ原
四十五、笠寺山村

吉備溫故秘錄卷之五（村落三）目錄終

吉備溫故秘錄 卷之五

大澤惟貞輯錄

村落 三

赤坂郡

一、牟佐村「古へは裳佐。」 山寄大川端。 出石口迄 二里。船路 三里。 高 九百五十石二斗七升。 田畠 五十六町五段五畝二十五步。 家數 百四十五軒。 男女 九百十六人。

東は馬屋村と山田地境、西は大川向は津高郡下牧村なり、南は上道郡土田村・四御神村・段の原村、北は大鹿村・鍋谷村と山境なり。坤は大川向は御野郡河本村なり。 池、九箇所。 麥藏。 高瀨船、二十艘。 窟 長九間計、中に石棺の如き物あり。 高倉大明神。上八幡宮、下八幡宮、天神、天王宮。 紺屋形を製す。 高瀨船改舟番所、在番歩行也 初御野郡河本村の枝平瀨に在し、不便利に付。

大久保。 天台宗金光山德光寺。 天神。

地藏谷。

大堂谷。 榊原香庵老宅地跡。

二、馬屋村 山寄。 同口迄 二里二十九町。 高 五百七十二石六升。 田畠 三十七町五畝九步。 家數 六十六軒。 男女 四百四十二人。

東は岩田村と田地境、西は牟佐村、南は穗崎村、北は和田村と山田地境。 池、八箇所。 春日大明神。王子權現。 國分寺八幡宮 高屋村の宮なり。 上月城 浮田大和。 國分寺跡に七重塔あり。 眞言宗金光山普教寺圓壽院。

片山。

三、和田村「古名高月。」 山寄。 同口迄 三里。 高 三百三十五石七斗六升。 田畠 二十二町三段一畝十七步半。 家數 三十六軒。 男女 二百二十五人。

古へ和田村・河本村・立川村の三村一村なり、高月村といひしが後、今の如く、三村に分れしなり。古への官道にて、高月驛なり。

東は河本村、西は馬屋村と山田地境、南は岩田村と田地境、北は鍋谷村と山境。池、五箇所。麥藏。城跡和田伊織 八幡宮。龍王。

口・和・田・

四、岩田村　山寄。同口迄三里。高五百二十八石三升。田畠三十一町六段二十六歩。家數六十六軒。男女三百九十八人。

東は河本村、西は和田村、南は穗崎村、北も和田村と山田地境。池、三箇所。兩宮八幡大明神。

山・の・上・

五、穗崎村　山寄。同口迄三里。高二百九石六斗六升。田畠七十六町八段五畝二十一歩半。家數九十五軒。男女六百九十七人。

東は長尾村、西は牟佐と山境、南は上道郡觀音寺村、北は馬屋村と山田地境。池、十一箇所。八幡宮。松尾大明神、天神宮、王子權現。龍宮山城、新田陳陣山。

福・吉・

向・新・屋・敷・

六、長尾村　山寄。同口迄三里八町。高三百八十六石二斗九升。田畠二十七町七段二畝二歩。家數五十五軒。男女二百五十八人。

東は立川村と田村境、西は穗崎村、南は上道郡笹岡村と山田地境、北は岩田村と田地境なり。池、五箇所。八幡宮。大明神。

七、立川村「古名高月村、すでに和田に、委しく記す。」平場。同口迄三里十一町。高千六十一石八斗七升。田畠六十七町一段四畝二十三歩半。家數五十軒。男女二百五十九人。

東は南方村、西は長尾村と田地境、南は磐梨郡瀬戸村と山田地境、北に河本村・下方村と田地境。池、一箇所。

福•地•

八、鍋谷村　山寄大川端。　同口迄　三里二十四町。　高　五十八石六斗三升。　田畠　四町九段六畝二十五歩。
舟路　三里。　家數　三十六軒。　男女

東は下仁保村と山田地境、西は大川向は津高郡中牧村なり、南は牟佐村と山田地境、北は大鹿村と山境。　池。

高瀬船、十艘。

河•瀬•　天神宮。

梅•谷•

九、大鹿村　山寄大川端。　同口迄　三里二十五町。　高　五十三石六斗。　田畠　三町七段五畝五歩半。
舟路　三里七町。　家數　三十九軒。　男女　二百五十人。

東は戸有村と山境、西は大川向は津高郡中牧村の枝湯須なり、南は鍋谷村、北は國ケ原と山境。　池、　明現。

日蓮宗妙見山圓立寺直性院。　瀧ノ城　伊賀左衞門勝隆。

田•土•谷•

十、河本村「古月（名カ）高月村。」　平場。　同口迄　三里八町。　高　七百四十四石三斗。　田畠　四十一町九段五畝一歩。
家數　六十軒。　男女　三百五十一人。

東は立川村•沼田村と田地境、西は和田村と山田地境、南は長尾村•穗崎村、北は門土村と田地境。　麥藏。　祇園神社、久保八幡宮、櫻大明神。　池、七箇所。

片•山•

小•山•

十一、下市村　平場。　同口迄　三里十一町。　高　五百四十三石一斗八升。　田畠　二十八町四段四畝十四歩。
家數　四十一軒。　男女　二百二十七人。

東は沼田村、西は河本村、南は立川村、北は門前村と田地境。

十二、門前村　平場。　同口迄　三里十二町。　高　百三十九石一斗五升。　田畠　七町五段五畝二十一歩。
家數　十四軒。　男女　八十四人。

東は上市村と田地境、西は和田村と山田地境、南は河本村・下市村、北は熊崎村と田地境。池、三箇所。四ツ堂。

千・田・

十三、熊崎村　山寄。同口迄　三里十八町。高　四百四石五斗四升。田畠　二十四町九段一畝十一歩。家數　三十八軒。男女　九十五人。

東は上市村と田地境、西は善應寺村と山田地境、南は門前村、北は川原と田地境。池、三箇所。八幡宮、大明神。

十四、川原村　平場。同口迄　三里十五町。高　三百四十八石五斗九升。田畠　二十四町四段六畝十六歩半。家數　四十三軒。男女　二百七十九人。

東は正崎村、西は善應寺村、南は熊崎村、北は西中村と田地境。池、四箇所。

十五、善應寺村　山寄。同口迄　三里十二町。高　三十六石一斗三升。田畠　三町三段二十九歩半。家數　二十軒。男女　百三十八人。

東は上市村と田地境、西は鍋谷村と山境、南は熊崎村、北は西中村と山田地境。古城跡。

十六、西中村　山寄。同口迄　三里十八町。高　九百三十五石九斗三升。田畠　七十町八段三歩半。家數　男女

東は正崎村と田地境、西は鍋谷村と山田地境、南は河原村、北は下仁保村と田地境。池、三箇所　内一つ、天満池水面凡七町。麥藏。中八幡宮、正八幡宮。遠藤河內・同修理・同內藏助墓在。在學校。笊・茶筅を製す。

光・善・寺・

伊・戸・丸・

十七、下仁保村　同口迄　三里二十三町。高　五百五十四石九斗。田畠　四十二町六段四畝十四歩。家數　男女

東は五日市村と田地境、西は大鹿村と山境、南は西中村と田地境、北は戸有村と山田地境。池、七箇所。小山八幡宮。

西仁保

十八、上仁保村　谷間。　同口迄　三里三十町。　高　三百十四石三斗。　田畠　二十一町四段八畝十四歩。
家數　六十一軒。　男女　三百六十三人。

東は下仁保村、北は戸有村と山田地境、西は大鹿村、南は和田村と山境。　池、十一箇所。　六社權現宮、西王子權現、松尾大明神、天神宮。　古城山　葛木左京進時景。

吉原

十九、上地山村　山寄。　同口迄　三里二十八町。　高　十七石三斗七升。　田畠　一町二段五畝十三歩半。
家數　六軒。　男女　十五人。

東は上仁保村と田地境、西は大鹿村と山境、南も上仁保村と田地境、北は戸有村と山田地境。　村中に地藏堂あり。　眞言宗上地山滿樂寺地藏院。

二十、五日市村　平場。　同口迄　三里三十町。　高　四百八十九石三斗七升。　田畠　二十八町四段八畝半歩。
家數　二十二軒。　男女　百十人。

東は尾谷村、西は西中村、南は熊崎村、北は東窪田村と田地境。

二十一、尾谷村　山寄。　同口迄　四里。　高　五百八十石一斗四升。　田畠　三十六町五畝一歩半。
家數　五十二軒。　男女　三百一人。

西は五日市村と田地境、東は二井(ふたゐ)村、南は正崎村、北は神田(こうだ)村と山田地境。　池、四箇所。　中八幡宮。

岡久保

二十二、津崎村　平場。　同口迄　四里四町。　高　四百八石三斗五升。　田畠　二十六町九段五畝十五歩半。
家數　三十二軒。　男女　百九十二人。

東は二井村・日古木村、西は東窪田村、南は五日市村・尾谷村、北は大苅田(かんだ)村と田地境。　池、二箇所。　內王子權現。

二十三、南方村　山寄。　同口迄　四里。　高　三百十五石。　田畠　二十一町二段五畝二十五歩。
家數　五十八軒。　男女　二百九十九人。

東は磐梨郡森末村・宗堂村と山境、西は立川村と田地境、南は磐梨郡瀬戸村と山田地境、又は上道郡笹岡村と砂川を境ひ、北は富永村・石井原村と山田地境。　池、七箇所。

宇・根・

二十四、齋富村　山寄。　同口迄　三里二十町。　高　四百六石五斗六升。　田畠　二十九町八段十一歩。

古は、池田村といひしが、慶長八年癸卯、國淸公當國を御加封に付興國公岡山へ御入城ありし後、いつ頃にか、池田村を改め、齋富村と名を變られしといふ。

東は磐梨郡鹽納村と山境、西は下市村・南方村と田地境、北は中嶋村・日古木と山田地境。　池、五箇所。

二十五、沼田村　山寄。　同口迄　三里二十六町。　高　四百九十六石五斗。　田畠　四十町四段三歩。　家數　六十六軒。　男女　三百六十四人。

東は齋富村、此は日古木村と山田地境、西は三叉村、南は立川村と山田地境。　池、四箇所。　麥藏。　野原八幡宮。　村原に四つ堂有り 本尊觀音。　沼田左衛門大夫・同左京進宅地跡。

八・軒・屋・

二十六、石井原村 「古は石井原山村と云ふ」 谷間。　同口迄　四里五町。　高　四十五石。　田畠　三町四段五畝十二歩半。　家數　十二軒「寺共」。　男女　四十人。

東は磐梨郡彌上村と山境、西は沼田村と山田地境、南は齋富村と田地境、北も磐梨郡彌上村と山境。　池、三箇所。　天台宗石井山千光寺教王院。

二十七、日古木村　山寄。　同口迄　四里。　高　三百五十三石四斗二升。　田畠　二十二町四畝十七歩。　家數　五十二軒。　男女　二百五十二人。

東は磐梨郡彌上村・可眞上村山境、西は二井村、南は沼田村と山田地境、北も磐梨郡野間村と山境。　山田八幡宮。　池、九箇所 内一つ、大池 水面凡十二三町。

二十八、中島村　山寄。　同口迄　三里三十二町。　高　三百九石二斗二升。　田畠　二十二町二段二十三歩。　家數　四十四軒。　男女　二百五人。

東は磐梨郡彌上村と山境、西は高屋村、南は沼田村、北は日古木村と山田地境。池、八箇所。

二十九、三叉村　「古は、茸屋村と云て正崎村の分部なり。」　平場民家無し。　高　百二石七斗二升。　田畠　六町一段三畝十四歩。

初穢多村にて有しに穢多盗賊をせしに依て、死罪に行れ、人家悉く亡びて、今は村名のみ殘りて、正崎村・高屋村・上市村・二井村・沼田村・上市村より入作なり。

東は沼田村、西は上市村、南は立川村、北は二井村と田地境。

三十、二井村　「古へは仁の字を用。」　山寄。　同口迄　四里。　高　三百十二石三斗六升。　田畠　二十町四段七畝十二歩。　家數　四十四軒。　男女　二百二十四人。

東は日古木村、西は正崎村、南は沼田村と山田地境、北は神田村と山境。池、六箇所。

三十一、高屋村　同口迄　三里二十五町。　高　百七十四石。　田畠　十二町五段六畝二十八歩半。　家數　九軒。　男女　四十九人。

東は中島村と山田地境、西は上市村、南は下市村と田地境、北は尾谷村と山田地境。池、四箇所。天王宮。村東に四つ堂あり　本尊觀音。

三十二、上市村　平場。　同口迄　三里二十六町。　高　四百十八石二斗。　田畠　二十四町二段二畝二十二歩半。　家數　三十六軒。　男女　百八十三人。

東は沼田村、西は熊崎村、南は下市村、北は正崎村と田地境。惠美須宮。

三十三、正崎村　平場。　同口迄　三里二十五町。　高　四百八十二石。　家數　五十四軒。

東は二井村と山田地境、西は西中村と砂川を境、南は上市村と田地境、北は尾谷村と山田地境。池、三箇所。麥藏。　王子權現。　天台宗藥王山眞福寺。　城山　苅田萬三郎、後遠藤修理。行末。

三十四、神田村　山寄。　同口迄　四里十一町。　高　三百十三石九斗三升。　田畠　二十六町六段七畝二十八歩。　家數　四十二軒。　男女　三百六十九人。

東は磐梨郡彌上村・同郡野間村・同郡可眞上村と山境、西は東窪田と田地境、南は尾谷村と山田地境、北は大苅

田村と田地境。　池、十四箇所。

赤坂

三十五、東窪田村　平場。　同口迄　四里五町。　高　五百六石七斗。　田畠　三十三町二段九畝二十二歩半。　家數　三十四軒。　男女　百九十九人。

東は神田村と田地境、西は西窪田村と砂川を境ひ、南は五日市村、北は町苅田(かんだ)村と田地を境ふ。　池、一箇所。

麥藏。　唐樂。

三十六、西窪田村　「古は仁保村の屬村なりしに依て、仁保窪田といふ由。」　山寄。　同口迄　四里。　高　三百二十九石。　田畠　二十一町一段六畝三歩。　家數　二十七軒。　男女　百八十人。

東は東窪田村と砂川を境、西は戸有村、南は下仁保村、北は由津里(り)村と山田地境。　池、五箇所。　天滿天神。

越ケ原(宗カ)

三十七、戸有村　山寄。　同口迄　四里十六町。　高　五百八十石二斗一升。　田畠　三十九町六段八畝七歩。　家數　八十八軒。　男女　(三百)七十八人。

東は西窪田村、西は山口村と山田地境、南は上仁保村と山境、北は由津里村山田地境。　池、十二箇所。　十二所權現、天神宮、南王子權現。

間嶋

三十八、幡寺山村　山上。　同口迄　五里。　高　四十四石二斗二升。　田畠　二町一段八畝十七分半。　家數　四軒「但し寺なり」。　男　七人。

東は戸有村と山田地境、西は關ケ原村、南は大鹿村、北は山口村と山境。　池、一箇所。　眞言宗幡降山極樂寺普院、同寺中光明院・泉藏院・千手院なり。當寺領高、十八石一斗。外に屋敷畑五畝五歩、御免地なり。民家になく、唯寺計なり。

三十九、由津里村　山寄。　同口迄　四里半。　高　八百九十石四斗三升。　田畠　五十三町六段七畝六歩半。　家數　百二軒。　男女　六百八十人。

東は町苅田村、西山口村、南は戸有村と山田地境、北は矢知村と山境。池、十五箇所。片山大明神、御崎宮、王子權現。古戰場。首塚。高尾山城 神田四郎左衛門。小屋谷城 花房與左衛門。

鬪•原•

久•保•河•內•

四十、山口村 山寄。同口迄 四里二十八町。高 七百九十九石四斗八升。田畠 四十八町二段九畝四步半。家數 百十軒。男女 六百九人。

東は由津里村と山田地境、西は伊田村、南は大鹿村、北は伊田村と山境。池、十六箇所。尾崎大明神、王子權現、八幡宮、嚴敷大明神。古城山 花房助左衛門職之。

佐•倉•

奥•山•口•

四十一、町苅田村 山寄町並。同口迄 四里十五町。高 九百九十七石五斗三升。田畠 六十一町七段一畝十三步。家數 百九軒。男女 五百六十三人。

當村は因幡海道の驛にて、町並の都會なり。

東は大苅田村、西は由津里村と山田地境、南は滝田村と田地境、笠寺山村と山境。池、八箇所。王子權現。八幡宮。麥藏。おんし城 擽田與次右衛門。

八•町•

眞•光•寺•

四十二、大苅田村 山寄。同口迄 四里十五町。高 五百六十石一斗九升。田畠 三十一町一段。家數 四十五軒。男女 二百五十六人。

東は磐梨郡野間村と山村、西は町苅田村、南は神田村と田地境、北は東輕部村と山田地境。池、十二箇所 内一つ大池、水面凡七町餘。八幡宮。

國松。

四十三、東輕部村　山寄。　同口迄　五里三町。　高　六百七十石一斗二升。　田畠　六十町四段九畝十二歩。　家數　八十九軒。　男女　四百三十二人。

東は磐梨郡石蓮寺村と山境、西は西輕部村と田地境、南は神田村と山境、北は今井村と山田地境。　八幡宮、箱明神。　池、十二箇所。　ほうじ山城　額田十內。　龍王山城　福島兵衞佐。

福井。澤田。宮口。

四十四、西輕部村　山寄。　同口迄　四里三十四町。　高　五百四十二石二斗。　田畠　三十六町五段五畝。　家數　八十軒。　男女　四百六十三人。

東は東輕部村と田地境、西は笠寺山と山境、南は町苅田村、北は多賀村と山田地境。　池、九箇所。　左古谷城　額田喜介。

成戸。保志田。荒ヶ原。

四十五、笠寺山村　山上。　同口迄　三十四町。　高　三十石四斗七升。　田畠　三町七段八畝二十七歩半。　家數　五軒「寺共」。　男女　十七人。

東は西輕部村と山田地境、西は由津里村と山境、南は町苅田村と山田地境、北は多賀村と山境。　天台宗笠山淨(寺)土寺持教院。

四十六、今井村　山寄。　同口迄　五里半。　高　三百四十一石二斗二升。　田畠　三十九町一段四畝二十四歩。　家數　七十四軒。　男女　四百四十七人。

東は南佐古田村、西は多賀村、南は東輕部村、北は大屋村・北佐古村と山田地境。　池、十三箇所　內、眞德池水面凡五町餘。

朝日明現。

尾熊。

四十七、南左古田村「古へは迫田の字を用。」　谷間。　同口迄　五里三十町。　高　三百五十石二斗九升。　田畠　二十町一段七畝十歩。　家數　四十一軒。　男女　二百八十一人。

東は磐梨郡酌田村と山境、西は東輕部村と山田地境、南は磐梨郡石蓮寺村と山境、北は北佐古田村と山田地境。

朝日明現。　池、九箇所。

高屋

四十八、北佐古田村「古は迫田の字を用。」　谷間。　同口迄六里。　高 四百九十三石三斗二升。　田畠 三十二町九段九畝二十一歩。　家數 五十四軒。　男女 三百六十六人。

東は磐梨郡東谷村と山境、西は今井村、南は南佐古田村、北は大屋村と山田地境。　池、九箇所。　津八幡宮、尾中大明神。

今村

四十九、菖蒲山村　山村。　同口迄六里。　高 二十一石二斗四升。　田畠 二町六畝十四歩。　家數 七軒。　男女 二十九人。

東は正滿寺村、西は小原村、南は今井村、北は惣分村と山境。　天台宗菖蒲山西光寺隨緣院。

五十、正滿寺村「古へは正滿寺山村と云。」　山上。　同口迄六里半。　高 二十一石二斗六升。　田畠 二町四段四畝九歩。　家數 四軒「寺共」。　男女 二十四人。

東は磐梨郡西谷村と山境、西は小原村、南は大屋村、北は惣分村と山田地境。　池、一箇所。　天台宗金泉山正滿寺妙覺院。

五十一、大屋村「古へは大矢と書く。」　山上。　同口迄六里。　高 百三十八石八斗七升。　田畠 十三町三段九畝六歩。　家數 二十九軒。　男女 百五十九人。

東は磐梨郡東谷村、西は多賀村と山境、南は北佐古村、北は正幡寺村と山田地境。　池、八箇所。　妙燈八幡宮、明現。

尾坂

五十二、山手村　山上。　同口迄六里十町。　高 二百九十二石七斗四升。　田畠 二十六町二段四畝二十四歩。　家數 四十五軒。　男女 二百七十八人。

東は磐梨郡加賀知田村、西は惣分村、南は磐梨郡東谷村と山境、北は平山村と山田地境。　池、八箇所。　津八幡宮。

久保。

五十三、惣分村　山寄。同口迄　六里十町。　高　八百五十四石九斗。　田畠　五十四町一段九畝十五歩。　家數　百二十二軒。　男女　八百六十二人。

東は磐梨郡矢島田村、西は山の上村と山村と山境、南は大屋村、北は仁堀東村と山田地境。　池、二十三箇所。

天神宮、稲妻八幡宮。　麥藏。　城山　湯原藤内。同甚兵衛。　湯原石山の墓。　舟岩、疊岩、烏帽子岩　少しふるれば動くなり。

持行　福八幡宮。

多田原　イニ菅原此方ならん　當時惣分下といふ。

五十四、平山村　山上。同口迄　七里。　高　二百三十二石三斗一升。　田畠　三十三町八段七畝七歩半。　家數　五十三軒。　男女　三百二十九人。

東は磐梨郡石村、西は仁堀河原毛村と山境、南は山手村、北は仁堀東村と山田地境。　池、十一箇所。　八幡宮。

尾の池。北谷。長田。

五十五、仁堀東村　山寄。同口迄　七里。　高　三百七十六石三斗八升。　田畠　二十八町四段九畝二十歩。　家數　四十五軒。　男女　三百六人。

東は上鹽木村、西は仁堀中村、南山手山村、北は戸津野村・沓石村と山田地境。　池、八箇所。　麥藏。　日蓮宗正氣山妙法寺智善坊。　古城跡。

五十六、上塩木村　谷間。同口迄　七里半。　高　百四十石八斗九升。　田畠　十三町七段八畝七歩。　家數　四十三軒。　男女　二百三十六人。

東は鹽木村、西は仁堀東村、南は平山村、北は磐梨郡石村と山田地境、又戸津野・中山村と山境。　池、三箇所。

五十七、下塩木村　谷間。同口迄　七里半。　高　五十九石二斗。　田畠　五町一段九畝十八歩。　家數　十四軒。　男女　六十人。

東は磐梨郡稲蒔村、西は上鹽木村、南も磐梨郡石村・上鹽木村と山田地境、北は中山村と山境。　池、一箇所。

八幡宮。　瀧一つ　瀧の口と云、古へ瀧出たる處。

五十八、戸津野村　山上。同口迄　八里。　高　二百十一石二斗七升。　田畠　二十六町六段十一歩。　家數　五十六軒。　男女　三百十六人。

東は中山村、西は沓石山村、南は仁堀東村、北は黒本村の枝瀧山と山田地境。池。戸津野炭。引矢八幡宮。

天王。

森影。

五十九、沓石山村　山上。同口迄八里。高 四十六石八斗二升。田畠 五町九畝六歩。家數 十四軒「寺共」。男女 五十一人。

東は戸津野村、西は中勢實村、南は仁堀東村、北は黒本村の枝瀧山と山田地境。天台宗沓石山高福寺蓮花院。

六十、中勢實村　山上。同口迄八里。高 五百三十七石二斗二升。田畠 四十六町四段六畝八歩半。家數 九十軒。男女 五百十一人。

東は沓石山村、西は美作國久米南條郡全間村、南は仁堀中村、北は黒木村の枝瀧山と山田地境。池、三箇所。

麥藏。大貳塚。王子權現、龍王。

長坂。

六十一、仁堀中村　山寄。同口迄七里。高 四百七十五石八斗二升。田畠 三十二町五段九畝二歩半。家數 五十九軒。男女 四百二十七人。

東は仁堀東村・平山村、西は仁堀西村、南は仁堀河原毛村、西北は西勢實と山田地境。池、十一箇所。貴船明神。在學校。古城山 平尾源吾。

明田。

六十二、坂邊村　山寄。同口迄六里。高 三百四十石五斗七升。田畠 二十二町六畝十八歩。家數 五十三軒。男女 三百六十三人。

東は惣分村、西は山の上村と山田地境、南は小原村と田地境、北は仁堀河原毛村と山境。池、七箇所。松尾大明神、八幡宮。

安國。淵ヶ原。

六十三、福田村「古名橋津。」　山寄大川端。同口迄船路八里二十八町十二里「東川なり。」高 六百六十九石四斗。田畠 四十町一畝十八歩半。家數 七十五軒。男女 三百九十四人。

東は大川向は和氣郡鹽田村なり、西は中山村・下鹽木村と山境、乾は黒澤村と山田地境、南は磐梨郡稍蒔村、北は周匝村と田地境。　池、四箇所内、福萬池、水面凡八町餘。　正八幡宮。　小原源次兵衛宅地跡。

小枝。門前。

六十四、周匝村　山寄大川端。　同口迄　九里五町。　船路　十二里半。　高　九百四十石四斗四升。　家數　百八十四軒。　田畠　六十四町七段九畝十六歩。　男女　千二十一人。

東は大川向は和氣郡鹽田村の山なり、西は黒澤村、南は福田村と田地境、北は草生村と山境、又大川向は美作國勝南郡飯岡村なり。　高瀨舟渡し舟共五艘。　村東に辻藥師堂。　炭燒。　大根の名物。　正八幡宮。　麥藏。　古戰場。　諏訪大明神。　城山星賀藤内。　星賀仙千代墓。

町分因幡海道の驛なり。

老臣池田本性片桐氏。家の在所にして、家臣多く居住す。　禪濟家隨雲山大龍寺、一向宗光專寺、日蓮宗日影山蓮現寺妙應院。

穢多。

六十五、草生村　山寄大川。　同口迄　九里二十三町。　船路　十二里三十六町。　高　二百七石二斗。　家數　四十一軒。　田畠　十七町六段七畝一歩。　男女　二百五十二人。

東は大川向は作州勝南郡飯岡村なり、西は黒本村、南は周匝村と山境、北は是里村の枝河原屋と田地境。　池、六箇所。　日蓮宗金福山久成寺。　弓矢八幡宮。　草生煙草といふて名品なり。

上草生。

六十六、黒澤村　山寄。　同口迄　九里半。　高　二百三十二石八斗四升。　家數　田畠　二十八町七段五畝二十五歩半。　男女

東は周匝村と田地境、西は戸津野村、南は下鹽木村、北は是里村と山境。　池、二箇所。　麥藏。　杉原鼻紙を製す五社大明神、明現。

持井田。室原。河原。

先谷。　先谷城 森はいか。
土師方。
六十七、是里村　山上。　同口迄　十里五町。　高　七百五十九石七斗九升。　田畠　六十二町三段一畝二十六歩。　家數　百四十四軒。　男女　七百四十七人。
東は河原屋、南は黑澤村と山田地境、西は作州久米南條郡羽土木村、北も同國同郡山の上村と山境。　池、二箇所。　麥藏。　卷宗八幡宮。　山鳥城 平賀大進。　手洗の瀧。
六十八、河原屋　山寄大川端。　同口迄　九里三十四町。　舟路　十二里十一町。　田畠　十八町二段九畝五歩。　家數　五十四軒。　男女　三百三十五人。
東は大川向は作州勝南郡飯岡村へ、北も同郡吉ケ原村へ、西は是里村と山田地境、南は黑本村と山境、巽は草生村と山田地境。
鍛冶屋。　山口。　延定。　馬場。　大谷。
船木。　物理。　葛。　定成。　高見。
六十九、黑本村　山寄。　同口迄　九里五町。　高　七百二十一石九斗二升。　田畠　三十三町五畝二十歩半。　家數　六十二軒。　男女　三百五十三人。
東は周匝村と田地境、西は枝瀧山と谷川を境、北は是里村、艮は草生村と山境。　池、四箇所。　杉原紙を漉く。
天神宮。　辻堂觀音。
七十、瀧山　山谷間。　同口迄　九里八町。　田畠　十七町六畝八歩。　家數　八十軒。　男女　四百五十五人。
東は本村、南は戸津野村と山田地境、西作州久米南條郡羽土木村と山境、北は、　奥多池 水面凡四町餘。　山王宮。　日蓮宗二在山慶立寺覺圓坊。　杉原紙を漉く、炭を燒て業とする者多し。
大林。　戸屋。　大坂。　燒松。　炭先。　谷口。
和田　天台宗和田山聖觀寺無量院。

高•廣•下•

七十一、中山村　山上。　同口迄　八里半。　高　百五十一石三斗。　田畠　十七町九段十三歩半。　家數　三十三軒。　男女　百九十六人。

東は福田村、西は戸津野村、南は鹽木村、北は黒澤村と山境。　池、四箇所。　弓矢八幡宮。

松•峰•

七十二、吉田村　山寄大川端。　同口迄　六里。　西川船路　七里半。　高　五百二十石二斗六升。　田畠　四十三町八段六畝七歩半。　家數　九十六軒。　男女　六百九十三人。

東は土師方村と山田地境、西は大川向は津高郡宮地村・市場村なり、南も大川向は同郡西原村・鹿瀬村へ、北は太田村と山境。　池、三箇所。　十二所權現。　日蓮宗江久山蓮光寺一如院。　丹生民部墓。　高瀬船。

土•橋•

七十三、土師方村　谷間大川端。　同口迄　五里十八町。　船路　七里。　高　二百八十六石八斗七升。　家數　百十軒。　田畠　二十三町二段五畝。

西は吉田村と山田地境、東は佐野村・石上(いそのかみ)村、南は小倉(おぐら)村、北は太田(おうだ)村と山境。　池、四箇所。　麥藏。　明現七社大明神、小森大明神。　比沙門大岩。　古城跡　山口與兵衞。　炭燒を業とす。

行•常。葛•谷。山•の•內•。

七十四、小倉村　山寄大川端。　同口迄　五里半。　船路　六里半。　高　百三十三石五斗九升。　田畠　九町八段二畝。　家數　四十四軒。　男女　三百一人。

東は新庄と山境、西は大川、向は津高郡鹿瀬村なり。南も大川、向は津高郡草生村なり。北は土師方村と山境。

八幡宮。

江•ノ•口•

七十五、矢原村　山寄大川端。　同口迄　四里十町。　船路　六里。　高　三百五十八石二斗。　田畠　三十町四段十二歩。　家數　百二軒。　男女　六百三十二人。

東は伊田村と山田地境、西は大川、向は津高郡草生村なり。南は川高と山田地境、北は新庄村と山境。　池、五ケ

所。麥藏。古城山（檜村又四郎）。十二所權現。牛蒡の名所。

上矢原。原。大園。熊谷。檜谷。

七十六、川高村　山寄大川端。同口迄 三里二十町。船路 五里。高 九十四石一斗。家數 四十軒。田畠 八町六畝八歩。男女 二百六十九人。

東は國ヶ原村と山境、西は大川向は郡高郡河内村の枝富谷、南も大川向は同郡中牧村の枝湯須なり、北は伊田村と山境。池、一箇所。三折鼻紙を漉く。祇園社、六社權現。

大曾根

七十七、國ヶ原村　山寄大川端。同口迄 三里三十町。船路 四里。高 二百六十一石三斗。家數 八十二軒。田畠 十九町八段五畝。男女 四百五十五人。

東は大鹿（じか）村と山境、西は大川向は津高郡中牧村の枝十谷（とたに）、南も大川向は中牧村なり、北は山口村と山境。八幡宮。日蓮宗瑞輪山香雲寺本妙院。

七十八、太田村　谷間。同口迄 七里。船路 八里。高 六百四十八石六斗六升。家數 六十六軒。田畠 九町三段十五歩。男女 四百八十四人。

東は土師方村、西は作州久米南條郡下神目（こうのめ）村、北も同國同郡峠村、南は吉田村と山境。池、一箇所。麥藏。天下大明神、酒本大明神、明現宮。日蓮宗正順山妙圓寺常音院。村中に三間四方の觀音堂。

太田上谷　同口迄 七里半。田畠 十三町七畝十七歩。家數 二十九軒。男女 二百三十七人。池、一箇所。

太田下谷　谷間。同口迄 六里半。船路 八里。田畠 十四町九段八畝二十四歩半。家數 四十一軒。男女 三百四十九人。

若宮權現。高瀬船、三反（双カ）。

井手口。鎌谷。

白石　白石城（田淵十郎左衛門氏光）。

上山

七十九、小鎌村　山上。　同口迄　七里。　高 五百八十二石三斗一升。 家數 五十四軒。 田畠 三十町七畝二十九步。 男女 三百六十三人。

東は廣戸村と山田地境、西は太田村と山境、南は大松山村と山田地境、北は作州久米南條郡峠村と山境。　池、三箇所。　十二所權現。　麥藏。

小鎌下分(おがも したわけ)「古名下谷。」　山上。　同口迄　六里十四町。　田畠 二十四町五段五畝三步半。 家數 五十一軒。　男女　三百一人。

安友。峠。

八十、西勢實村　山上。　同口迄　七里半。　高 二百十一石三斗一升。 家數 三十三軒。　田畠 二十一町二段三畝二十步半。 男女 百八十九人。

東は中勢實村と山境、西は小鎌村、南は廣戸村と山田地境、北は作州久米南條郡全間村と山境。　池、二箇所。

王子權現。

宮の前。

八十一、仁堀西村　山寄。　同口迄　七里。　高 四百四十二石五斗二升。 家數 三十九軒。　田畠 二十四町一段八畝一步半。 男女 二百六十五人。

東は仁堀中村、西は廣戸村、南は山の上村と山田地境、北は中勢實村。西勢實と山境。　池、十一箇所。　古戰場。

加茂神社。　宮内城　羽床大和守貞久。

京都加茂領 高 百五十石。 家數 十六軒。 田畠 八町一段三畝十六步。 男女 八十六人。　京都西池左兵衞領 高 五十四石八斗六升二合。 男女 三十一人。 家數 五軒。

葛山(つゞらやま)　天台宗葛山高仙寺青蓮院。

下忍地。江下(えげ)

八十二、廣戸村　谷間。　同口迄　七里。　高 二百二石八斗二升。 家數 三十九軒。　田畠 二十一町一段三畝十七步。 男女 二百八人。

東は仁堀西村、西は小鎌村、南は中畑村と山田地境、北は西勢實村と山境。　池、三箇所。　麥藏。　王子權現、明

現。當山方山伏左京。

延谷

八十三、大松山村「古は大松山寺村と云し」 山上。 同口迄 六里半。 高 三十九石六斗二升。 田畠 五町六畝二十四歩。 家數 八軒「寺共」。 男女 三十五人。

東は石上村、西は土師方村と山境、南は佐野村、北は小鎌村と山田地境。 池、三箇所。 眞言宗大松山高福寺觀音院。

大山。二つ堂。

八十四、佐野村 谷間。 同口迄 五里半。 高 百四十九石二斗五升。 田畠 十二町三段五畝四歩半。 家數 三十一軒。 男女 二百十人。

東は石上村、西は土師方村と山境、南は平岡村と山田地境、北は石上上村とも山田地境。 池、五箇所。 龍王。

此村に銅山あり、度々掘り見れども不宜。

八十五、石上村「古は西上村と云。」 山寄。 同口迄 六里。 高 二百十六石三斗二升。 田畠 十八町五段三畝十歩。 家數 四十五軒。 男女 二百九十四人。

西は佐野村と山境、東は中畑村、南は矢知村、北は大松山村・中畑村と山田地境。 池、八箇所。 靈神社。

大山。日室。男松(をんまつ)

八十六、中畑村 山上。 同口迄 六里。 高 五百二十六石四斗。 田畠 四十三町一段二畝二十六歩。 家數 八十二軒。 男女 五百三十人。

東は山の上村と山境、西は石上村、南は矢知村、北は廣戸村と山田地境。 池、六箇所。 麥藏。 古城跡。 龍王明現。

石橋 眞言宗石橋山寶壽寺西明院。

柿坂。定重。大淵。道重。

八十七、山の上村「古名山方村。」 山上。 同口迄。□□□マヽ、 高 □□□□マヽ 田畠 十八町八段六畝十三歩半。 家數 四十二軒。 男女

東は惣分村・坂邊村と山境、西は中畑村、南も中畑村。小原村、北は仁堀西村・仁堀村と山田地境。　池、四箇所。　天王宮。

西山の上。淵河原。

八十八、仁堀河原毛村「古名河原毛村と云。」　谷。　同口迄　六里半。　高　六十二石三斗七升。　田畠　五町六段九畝二十五歩半。　家數　八軒。　男女　六十四人。

東惣分村・平山村、西は山の上村・仁堀西村、南も山の上村、北は仁堀中村。仁堀西村と山境。　池、三箇所。

梅原。

八十九、平岡村　山寄。　同口迄　五里。　高　三百五十二石六斗六升。　田畠　二十六町六段七畝二十六歩半。　家數　五十一軒。　男女　三百二十三人。

東は寺部村と田地境、西は佐野村と山境、南は新庄村、北は矢知村・中山村と山田地境。　池、九箇所。　八幡宮。

古城山　田松

横山。加地久。乙道(おと)

九十、新庄村　山寄。　同口迄　五里。　高　八百二十石四斗七升。　田畠　六十七町一段五畝二十五歩。　家數　百二十軒。　男女　七百三十七人。

東は多賀村、西は小倉村・土師方村と山境、南は伊田村・平岡西村と山田地境。　池、十三箇所。　麥藏。　八幡宮、大梵天王、三社權現。　西谷城　松田彦次郎。

西廣內。尾上。河牛(かきう)

九十一、伊田村　山寄。　同口迄　四里二十八町。　高　九百五十一石三斗八升。　田畠　六十九町三畝二十三歩半。　家數　百六十五軒。　男女　千百二十四人。

東は山口村、南は矢原村と山境、西も矢原村、北は新庄村と山田地境。　池、十二箇所。　八幡宮。　明現。　松撫城　浦上伯耆守基景。

小林。淸水。殿谷。鑄冶(いもち)

九十二、寺部村　山寄。　同口迄　五里十町。　高　百二十四石四斗九升。　田畠　十町一段五畝一歩半。　家數　三十軒。　男女　百五十八人。

東は多賀村と山境、西は平岡西村・新庄村、南も新庄村、北は矢知村と山田地境。　池、五箇所。　十二所權現。

九十三、矢知村「古は野知の字を用。」　山寄。　同口迄　五里半。　高　三百五十三石九斗。　田畠　二十二町九段二畝六歩。　家數　五十一軒。　男女　三百七十人。

西は平岡西村と田地境、東は小原村・多賀村、南は寺部村、北は中畑村と山田地境。　池　五箇所　内、梅尾池水面凡四町。

城跡、二つ。

堀坂。赤鉢。

九十四、小原村　谷間。　同口迄　五里三十二町。　高　五百八十三石九斗一升。　田畠　四十町九段六畝二十八歩半。　家數　五十六軒。　男女　四百五十人。

東は出屋村・惣分村と田地境、西は矢知村・中畑村、南は多賀村、北は山の上村・坂邊村と山田地境。　池、[illegible]箇所。

古城山。　天神宮、權現宮。

奧小原。鹽畠（しやうはたけ）

九十五、出屋村　山寄。　同口迄　五里二十一町。　高　二百四石二斗。　田畠　十六町四段十四歩。　家數　二十四軒。　男女　百六十六人。

東は今井村と山境、西は小原村と田地境、北は正滿寺村・惣分村、南は多賀村と山田地境なり。　池、五箇所。　御崎宮。

栗皮。

九十六、多賀村　山寄。　同口迄　五里十六町。　高　七百二石一斗二升。　田畠　四十町八段八畝二十五歩。　家數　七十九軒。　男女　五百六人。

東は今井村、西は新庄村と山境、南は由津里村、西は輕部村、北は出屋村・小原村と山田地境。　池、十五箇所。

權現宮、紫明現、八幡宮。　那須與市墓。

大シゲ。友長。

本村　九十四箇村。　　　　　　　　　　枝　百四十。

田畠　二千七百十九町一段七畝二十二歩。　高　三萬七千九百六十四石四斗。

家數　五千五百七十八軒。　　　　　　男女　三萬四千百五十六人。

池　五百二十三箇所。　　　　　　　　船　五十六艘。

吉備温故秘錄　卷之五（村落三）終

吉備温故秘録　巻之六

大澤惟貞輯録

村落四目録

磐梨郡

吉備溫故秘錄卷之六（村落四）目錄終

吉備溫故秘錄 卷之六

大澤惟貞輯錄

村落 四

磐梨郡

一、下村［古は、物理下村といふ。］ 平場。 京橋迄 三里十四町。 高 三百三十七石。 田畠 二十八町八段二十六步。 家數 三十九軒。 男女 二百六十二人。
東は江尻村と田地境、西は砂川、向は上道郡谷尻村なり。南は沖村、北は瀨戶村と田地境。 田淵靑藥。 三寶荒神。

二、沖村 平場。 同所迄 二里十町。 高 百八十一石一斗三升。 田畠 十七町一段六畝二十一步。 家數 二十七軒。 男女 二百二人。
東は江尻村と田地境、西は砂川、向は上道郡谷尻村なり。南も同郡砂場村、北は本村と田地境。 八幡宮。

三、瀨戶村 平場。 同所迄 三里二十町。 高 四百五十二石九斗一升。 田畠 □□□□□。 家數 □□□□□。 男女 三百五十四人。
東は光明谷村と山田地境。西は砂川を限り、向は上道郡笹岡村なり。南は下村と田地境、北は赤坂郡南方村と山境。 池、二箇所。 松御崎大明神。

四、光明谷村 山寄。 同所迄 三里二十三町。 高 二百六十一石九斗二升。 田畠 十六町三段二畝十八步半。 家數 三十軒。 男女 百五十六人。
東は寺地村、西は瀨戶村と山田地境、南は谷尻村、北は赤坂郡南方村と山境。 池、二箇所。

五、寺地村 山寄。 同所迄 四里。 高 五百五十二石四斗八升。 田畠 三十三町三段四畝十七步半。 家數 五十九軒。 男女 三百四十七人。
東は森末村西光明谷村と山田地境、南は江尻村、北は赤坂郡南方村と山境。 池、三箇所。 八幡宮。 龍王。

六、森末村 山寄。 同所迄 四里十一町。 高 三百五十四石九升。 田畠 二十二町六段五畝二十三步。 家數 四十九軒。 男女 二百七十六人。

東は宗堂村、西は寺地村と山田地境、南は江尻村、北は赤坂郡石井原村と山境。　池、八箇所。　麥藏。

七、坂根村　山寄。　同所迄　四里半。　高 三百二十五石四斗三升。　田畠 二十六町三段二歩。　家數 四十二軒。　男女 二百六十人。

古へは物理（もとるひ）坂根といふ。今も和氣郡に同名あるに依、物理坂根といふ。

東は南方村、西は寺地村と山田地境、南は瀨戸村と山境、北は宗堂村と田地境。　池、九箇所。　春日大明神。

物理城　物理貞茂。

八、江尻村　山寄。　同所迄　四里。　高 千七十四石七斗二升。　田畠 六十町七段四畝十二歩半。　家數 百六軒。　男女 六百八十六人。

東は大內村と山境、西は沖村、南は上道郡浦間村と田地境、北は坂根村と山境。　池、六箇所。　八幡宮。　村中に藥師堂あり。　前城　岡六郎兵衞。

九、肩瀨（背）村　山寄。　同所迄　四里。　高 九百四十二石五斗七升。　田畠 六十四町八段四畝十五歩半。　家數 百十五軒。　男女 六百九十六人。

東は大內村、西は江尻村、南は上道郡吉井村、同郡一日市村と山田地境、北は坂根村・南方村と山境。　池、九箇所。　麥藏。　瀑 閼伽井谷にあり。　井水、四箇所 閼伽井、尾原井。白拍子井、鹽井。　御崎大明神、天乘大明神。　辻に藥師堂あり。　肩瀨城 岡豐前。　高尾城 佐藤將監。

伏•門•

中•津•山•　天台宗中津山元興寺大乘院。

十、大內村　山寄。　同所迄 四里半。新川通船路 四里二十一町。　高 三百八十六石五斗九升。　田畠 四十三町八段八畝九歩半。　家數 百三軒。　男女 七百三十三人。

東は大川、向は和氣郡弓削村なり。西は肩背村と山田地境、南は大川、向は同郡坂根村、又は邑久郡長船村なり。北は南方村と山境。　池、五箇所 內、兒の池。　煙草。　正八幡、明現、諏訪大明神。　古城跡。　麥藏。　瀧 木庭谷にあり。　井水、二箇所 くす井。向井。

鵜居（うずへ）鵜居池。古は、別の一村なりしに、洪水にて田地減少後、大内に屬す。

十一、南方村　山寄大川端。　同所迄　四里二十三町。新川船路　六里十町。　高　九百三十五石九斗。家數　百軒。　田畠　五十五町三段四畝二十七歩。男女　五百八十九人。

東は大川、向は和氣郡弓削村なり。西は坂根村と山田地境なり。南は大内村と山境、北は宗堂村と山境。　池、三箇所。　燧石。　古城山　長船左京・日置孫一郎。

十二、宗堂村　山寄。　同所迄　四里半。　高　三百三十一石八斗八升。家數　五十一軒。　田畠　三十九町三段三歩。男女　三百五十九人。

東は梅保村と田地境、西は森末村と山田地境、南は坂根村と田地境。北は赤坂郡石原村と山境。　池、五箇所。在學校。　牛頭天王。

日置新田　御移封已前新墾なり。

十三、塩納村　山寄。　同所迄　四里半。　高　四百九十四石六斗五升。家數　五十三軒。　田畠　三十八町六段一畝二十一歩半。男女　□□□□□

東は鍛冶屋村と山田地境、西は赤坂郡石井原村と山境、南は宗堂村と山田地境、北は彌上村と山境。　池、四箇所。　森井　もりの池の底にありて、旱にても池水の渇る時は此水を用といふ。

十四、鍛冶屋村　山寄。　同所迄　四里三十三町。　高　五百二十九石一斗七升。家數　八十一軒。　田畠　四十三町四段六畝二十二歩半。男女　四百七十八人。

古へ、一文字吉光爰に居住し、其外鍛冶多く居住せし故に、村の名とすといふ。

東は大井村・西鹽納村と山田地境、南は宗堂村と田地境、北は可眞下村と山境。　池、五箇所。　天神宮。　かな井。

十五、大井村「古へ大井と云。」　山寄。　同所迄　五里。　高　百六十石二斗。家數　六十五軒。　田畠　十六町五段七畝一歩。男女　三百八十九人。

東は多田原村、西は鍛冶屋村、南は梅保木村と山田地境、北は可眞下村と山境。　池、二箇所。　大井といふ名水の井あり。

十六、多田原村「古へは、田土原村といふ。」　山寄。　同所迄　五里。　高　百六十六石八斗六升。　田畠　十二町一段一畝四歩。　家數　二十四軒。　男女　百五十九人。

東は梅保木村の枝吉谷、南は二日市村と田地境、西は大井村と山田地境、北は可眞下村と山境。　池、二箇所。

正八幡宮。

十七、梅保木村　山寄。　同所迄　四里二十六町。　高　八百六十九石一斗八升。　田畠　三十町八段四畝二十二歩。　家數　四十八軒。　男女　二百四十九人。

東は枝吉田、西は宗堂村、南は南方村、北は大井村と田地境。　麥藏。　在學校。　熊野權現。　古へ、太田といふ所にて、南都東大寺の瓦燒。

吉谷　山寄。　同所迄　五里。　高　[ ][ ][ ][ ]　田畠　三十二町二段五歩。　家數　四十九軒。　男女　三百人。

東は德富村と山境、西は多田原村、南は二日市村と田地境。北は可眞下村と山境。　池、一箇所。

十八、二日市村　平場大川端。　同所迄　五里。　高　二百五十二石四斗八升。　田畠　十七町八畝二十八歩半。　新川舟路　六里半。　家數　六十二軒。　男女　四百四十三人。

古へは、和氣郡に屬する由。

東大川、向は和氣郡勢力村なり。西は宗堂村と田地境、南は大川、向は同郡弓削村なり。北は梅保木村と田地境。

船、六艘。

十九、德富村　山寄大川端。　同所迄　五里。　高　百三十石。　田畠　四町二段十八歩半。　舟路　六里二十三町。　家數　十六軒。　男女　九十二人。

前は長福村といひしが、享保元年、有德廟將軍となり給ひ、御長子を長福君と申奉ければ、長福の二字を憚り改めて、德富村と唱ふ。「長福は將軍家重公の御童名なり。」

東は川田村、西は梅保木村の枝、吉谷と田地境なり、南は大川、向は和氣郡勢力村なり、北は小瀬木村と山田地境。　船、三艘。　熊野權現。　保木城　明石源三郎。

二十、松木村　山寄。　同所迄　六里十町。　高　二百二十石九斗一升。　田畠　二十七町一段十歩。　家數　四十七軒。　男女　二百九十六人。

東は圓光寺村、西は澤原村と山田地境、南は小瀬木村と田地境、北は父井村と山境。　池、一箇所。　和氣淸麿の

墓。

松原新田

二十一、圓光寺村　山寄。　同所迄　六里。　高　百二十一石五斗六升。　田畠　十六町六段三畝二十四歩。　家數　三十三軒。　男女　百三十七人。

東は吉原村、西は松木村と山田地境、南は川田原村と田地境。北は父井村と山境。　池、一箇所。　大明神。

二十二、吉原村　平場大川端。　同所迄　六里十一町。　船路　七里十一町。　高　三百八十二石。　家數　七十一軒。　田畠　四十九町六段四畝六歩。　男女　四百六十三人。

古へは、和氣郡奥吉原村の内にて、原吉原と云しが、先年洪水の後、今の所へ移る。當村の内、畑といふ處は、本郡畑村といひしが、いつ比にか當村に屬す。

東は元恩寺村と田地境。西は圓光寺村と山田地境ひ、南は川田原村と田地境。北は父井村と山境。　船、三艘。

二十三、釣井村　平場大川端。　同所迄　五里三十一町。　舟路　六里十七町。　高　三百四十六石五斗一升。　家數　三十軒。　田畠　二十一町七段四畝十五歩。　男女　二百二十九人。

東は川田原村、西は徳富村と田地境、南は大川、向は和氣郡勢力村なり。北は小瀬木村と田地境。　渡船、一艘。

二十四、川田原村　平場大川端。　同所迄　六里。　舟路　七里。　高　百七十石二斗四升。　家數　四十軒。　田畠　十九町七段四畝二十三歩。　男女　二百五十五人。

東は大川、向は和氣郡奥吉原なり。西は徳富村。釣井(つるゐ)村と田地境。南は大川、向は同郡千體村なり。北は圓光寺村と田地境。　渡し船、一艘。

二十五、本村「古へは岩生本村といふ。」　山寄。　同所迄　六里十八町。　舟路　七里十八町。　高　四百八十三石六升。　家數　六十四軒。　田畠　四十町一段三畝八歩半。　男女　三百八十七人。

東は原村、西は吉原村と田地境。南は大川、向は和氣郡奥吉村なり。北は父井村と山境。　池、七箇所。

二十六、原村　山寄大川端。　同所迄　六里十三町。　舟路　七里十二町。　高　百八十七石一斗六升。　家數　三十四軒。　田畠　二十町七段六畝二十八歩半。　男女　二百二十一人。

古へは、岩生原村といふ。「按ずるに岩生本村の屬なりしを後世別村になりしならん。」

東は大川、向は和氣郡和氣村なり。西は本村と田地境、南も大川、向は同郡奥吉原村なり。北は田原下村と山境。

八幡宮。

二十七、元恩寺村　山寄。同所迄　六里二十三町。舟路　七里十二町。　高　三十八石一斗。家數　十軒「寺共」。　田畠　三町五段九畝二歩。男女　四十四人。

東は原村と入組、西は本村と田地境、南大川、向は和氣郡奥吉原村なり。北は田原下村と山境。　正八幡宮。　天台宗岩生山元恩寺常明院。

二十八、田原下村「初は下田原村と云。」　山寄大川端。　同所迄　七里。船路　九里。　高　四百四十石七斗五升。家數　百九軒。　田畠　四十八町七畝十一歩。男女　六百九十一人。

東は田原上村と山田地境、西は父井村と山境、南は原村元恩寺村、北も父井村と山境。　池、四箇所。　飛松大明神、春日大明神。　船、十五艘。

二十九、田原上村「古は上田原村と云」　山寄大川端。　同所迄七里。船路　八里十五町。　高　二百十七石七斗七升。家數　九十六軒。　田畠　三十二町八段一畝十四歩半。男女　六百五十三人。

東は大川、向は和氣郡天瀬なり、西は田原下村と山田境、南は大河、向は同郡益原村なり、北は父井村と山境。船、十四艘。　古城山　字喜多土佐。　同人墓もあり。

三十、彌上村　山寄。　同所迄　五里。　高　五百二十七石一斗二升。家數　六十四軒。　田畠　二十町九段八畝十六歩半。男女　百七十八人。

東は鍛冶屋村・大井村、西は赤坂郡二井村、みなみも同郡石井原村と山境、北は可眞上村と山田地境。　若宮八幡宮。　池、十四箇所。　山の池權現。　松田左近將監元成墓、大村出雲墓。

三十一、可眞上村　山寄。　同所迄　四里三十町。　高　五百七十七石六斗。家數　八十一軒。　田畠　四十町五段八畝二十三歩半。男女　五百九十人。

東は多田原村・大井村、西は赤坂郡二井村と山境、南は彌上村と山田地境、北は野間村稗田村と山境。　池、二十七箇所　内、一つ、可眞大池　水面凡四町餘。　正八幡宮。　城山　上村出雲。　松田將監妻子墓。

三十二、可眞下村　同所迄　五里十二町。　高　九百三石九斗。家數　百十二軒。　田畠　五十八町八段二十七歩半。男女　七百五十三人。

東は小瀬木村と山境、西は稗田村・石蓮寺村、西も可眞上村、北は澤原村と山田地境。　池、十九箇所。　正八幡

宮、八幡宮か山にありといふ。　麥藏。　矢田平。

三十三、澤原村　山寄。　同所迄　五里二十三町。　高 四百六十石八升。家數 九十一軒。　田畠 四十三町一段三畝六歩半。男女 五百十四人。

東は松木村と山田地境、西は佐古村、南は可眞下村と田地境、北は父井村と山境。　岩土大池 水面凡十一町。　小川御所八幡。　湯神温泉の跡あり。　慈照院義政の墓、小川御所の墓。　澤原源左衛門宅地跡。　天台宗小川山常念寺慈昭院。

山吹。

三十四、殿谷村　山寄。　同所迄　五里二十三町。　高 五百三十五石七斗六升。家數 六十二軒。　田畠 三十八町八段六畝十七歩。男女 三百三十二人。

東は澤原村と山田地境、西は岡村、南は佐古村と田地境、北は三宅村壁村と山境。　池、七箇所。　古城山。　麥藏。

三十五、佐古村「古へは、迫村と書く。」　山寄。　同所迄　五里十三町。　高 四百石。家數 四十六軒。

東は澤原村と田地境、西は石蓮寺村、南は可眞原村、北は岡村と山境。　池、九箇所。　正八幡宮。

三十六、岡村　山寄。　同所迄　五里二十三町。　高 四百三十五石六升。家數 七十五軒。　田畠 三十一町十一歩。男女 三百九十七人。

東は殿谷村、西は酌田村、南は佐古田村と山田地境、北は大方村と山境。　池、八箇所。　王子權現。　小野田城 小野田左馬進。

三十七、石蓮寺村　山上。　同所迄　五里二十一町。　高 八十六石二斗五升。家數 三十一軒。　田畠 十五町三段一畝二十六歩半。男女 百九十四人。

東は可眞下村、北は酌田村と山田地境。　西は赤坂郡南佐古田村、南も同郡今井村と山境。　池、十六箇所。　山王宮。　石蓮寺跡に十三重の石塔あり。

三十八、稗田村　谷間。　同所迄　五里三町。　高 五百七十一石七斗。家數 七十軒。　田畠 三十六町四畝。男女 四百十二人。

東は可眞下村と山田地境、西は赤坂郡今井村と山境、南は野間村、北は石蓮寺石村と山田地境。　池、十箇所。

武津神社。　明現。

三十九、野間村　谷間。　同所迄　四里二十八町。　高　二百三十一石六斗四升。　田畠　十七町三畝九歩。　家數　四十二軒。　男女　二百五十八人。

東は可眞下村と山田地境、西は赤坂郡今井村、西も同郡神田村と山境、北は稗田村石蓮寺村と山田地境。　池、十八箇所。　瀑　今行山にあり。　黑田權現。

四十、酌田村　山上。　同所迄　六里。　高　二百六十八石。　田畠　二十町二段五畝十三歩。　家數　四十二軒。　男女　三百五人。

東は岡村と田地境、西は赤坂郡山手村、南も同郡北佐古田村と山境、北は東谷村と山田地境。　池、十一箇所。

子守八幡宮。

四十一、東谷村　山寄。　同所迄　六里十町。　高　二百四十五石九斗九升。　田畠　十四町九段三畝十五歩半。　家數　二十三軒。　男女　□□□

東は田中村と山田地境、西は赤坂郡山手村、同郡平山村と山境、南酌田村と山田地境、北は加賀知田村と山境。

池、四箇所。

四十二、西谷村　山寄。　同所迄　六里十町。　高　二百十四石五斗五升。　家數　三十軒。

東は田尻村と山田地境、西は赤坂郡平山村と山境、南は東谷村と山田地境、北は加賀知田村と山境。　池、九箇所。

四十三、田中村　山寄。　同所迄　六里十町。　高　九十三石六升。　田畠　十五町六段三畝十二歩半。　家數　三十五軒。　男女　百六十三人。

東は大方村、西は東谷村と山田地境、南は岡村と山境、北は田尻村と田地境。　池、五箇所。　麥藏。

四十四、大方村　山寄。　同所迄　六里半。　高　百七十三石二斗三升。　田畠　十四町七段七畝八歩半。　家數　二十一軒。　男女　百人。

東は三宅村、西は田中村と山田地境、南は岡村と山境、北は土生村と田地境。　池、五箇所。

四十五、三宅村　山寄。　同所迄　六里三十四町。　高　二百一石一斗三升。　田畠　十五町一段一畝二十六歩。　家數　二十六軒。　男女　百五十六人。

東は壁村、西は大方村と山田地境、南は、殿谷村と山境、北は宇屋村と田地境。　池、三箇所。　春日大明神。

四十六、壁村　山寄。　同所迄　六里二十五町。　高　百六十二石四斗七升。　田畠　十一町六段三畝二十六歩。　家數　二十三軒。　男女　百六十六人。

東は父井村、西は三宅村と山田地境、南は殿谷村と山境、北は矢田部村と田地境。　池、四箇所。　加茂大明神。

四十七、父井村　山寄。　同所迄　六里三十町。　舟路　十里十町。　高　七百四石。　家數　百二軒。　田畠　五十一町二段一畝十四歩半。　男女　七百三十人。

東は小原村、西は壁村と山田地境、南は澤原村と山境、北は市場村と田地境。　池、十五箇所。

王子權現。　麥藏。　父井、母井。

大成

四十八、小原村　山寄大川端。　同所迄　七里。　舟路　十里半。　高　十二石一斗。　家數　三軒。　田畠　一町一段六畝十八歩。　男女　六十人。

東は大川、向は和氣郡川本村なり。西は父井村と山田地境、南は田原上村と山境、北は大川、向は同郡龍ケ鼻村矢田村なり。　船、一艘。

四十九、市場村　平場町竝大川端。　同所迄　七里。　舟路　九里三十一町。　高　三百四十五石三斗八升。　家數　八十八軒。　田畠　二十町一段四畝十八歩半。　男女　五百二十五人。

「古へは、佐伯市場村といふ。」

東は大川、向は和氣郡矢田村なり、西は寺山村・矢田部村と山田地境、南は父井村と田地境、北は頭村と山田地境。但し頭村とは町續きなり。　池、二箇所。　船、二艘。　□□の名所。

五十、頭村　山寄大川端。　同所迄　七里。　舟路　十里半。　高　三百九十一石七斗。　家數　百四軒。　田畠　二十六町一段五畝八歩。　男女　六百五十九人。

東は大川、向は和氣郡矢田村なり、西は矢田部村と山境、半は市場村と町續き山田地境、北は津瀬村・稻蒔村と

山田地境。　池、五箇所。　船、七艘。　古城山。　宇佐八幡宮。　一向宗光珍寺 寺務は土倉家に屬す。　宇喜多土佐屋敷跡。

五十一、寺山村　山寄。　同所迄 七里。　高 二十三石八斗。　田畠 二町二段四畝四歩。　家數 六軒「寺共」。　男女 二十一人。

東は市場村、西は矢田部村と山田地境、南は父井村と田地境、北は頭村と山田地境。　日蓮宗大王山本久寺。

五十二、津瀬村　山寄大川端。　同所迄 七里二十町。舟路 七里半。　高 二十五石一斗。　田畠 二町三段八畝二十五歩。　家數 十八軒。

東は大川、向は和氣郡矢田村苔木村なり、西は幕田村と山境、南は頭村と山田地境、北は稻蒔村と山境。

五十三、稻蒔村　山寄大川端。　同所迄 八里十八町。船路 十三里。　高 二百九十一石一斗六升。　田畠 十九町五段四畝二十七歩。　家數 六十六軒。　男女 四百十二人。

東は大川、向は和氣郡鹽田村なり、西は來光寺村と山田地境、南は頭村・津瀨村と山境、北は赤坂郡福田村と山田地境。　池、四箇所。　船、四艘。　宇佐八幡宮。　古城山。

上・田・高・田・

五十四、來光寺村　谷間山寄。　同所迄 七里二十町。　高 二十二石六斗三升。　田畠 一町二段八畝二十三歩。　家數 十軒。　男女 六十四人。

東は稻蒔村、西は八島田村石村、南は幕田村、北は赤坂郡鹽木村と山田地境。　池、一箇所。

五十五、塩木村　谷間。　同所迄 七里半。　高 百石九斗三升。　田畠 六十町五段一畝二十五歩半。　家數 十二軒。　男女 八十九人。

東は來光寺村と山田地境、西は赤坂郡物分村と山境、南は石村、北は赤坂郡下鹽木村と山田地境。

五十六、石村　山上。　同所迄 七里十二町。　高 二百五十四石一斗八升。　田畠 二十七町二段五畝二十五歩。　家數 六十軒。　男女 三町八十一人。

西は赤坂郡物分村と山境、東は來光寺村、南は八島田村、北は鹽木村と山田境。　池、四箇所。　八幡宮。　村中に四ツ堂あり。

平・岩・

五十七、暮田村　山上。　同所迄　七里三十町。　高　百四十七石二斗八升。　田畠　十六町四段七畝十六步。
家數　二十七軒。　男女　百六十四人。

東は津瀨村。頭村、西は八島田村、南は宇屋村と山境、北は來光寺村と山田地境。　池、三箇所。　天神。

五十八、八島田村　山上。　同所迄　七里半。　高　二百十八石四斗三升。　田畠　二十四町四段二十四步。
家數　五十二軒。　男女　七十九人。

東は暮田村、西は加賀知田村、南は田尻村と山境、北は石村と山田地境。　池、四箇所。　天王宮。

五十九、矢田部村　山寄。　同所迄　五里。　高　二百二十八石四斗二升。　田畠　十六町一段一畝二十步。
家數　四十四軒。　男女　百四十三人。

東は寺山村、西は宇屋村と山田地境、南は三宅村と田地境、北は暮田村と山境。　池、五箇所。　雨吹大明神。

六十、宇屋村　山寄。　同所迄　六里十五町。　高　二百九十五石七斗七升。　田畠　十九町四段三畝十五步半。
家數　五十七軒。　男女　二百三十七人。

東は矢田部村、西は土生村と山田地境、南は大方村と田地境、北は八島田村と山田地境。　池、四箇所。　諏訪大明神。

六十一、土生村　山寄。　同所迄　六里十五町。　高　百二十六石七斗七升。　田畠　七町三段九畝二步半。
家數　三十七畝。　男女　百六十三人。

東は宇屋村、西は田尻村上山田地境、南は田中村と田地境、北は八島田村と山境。　三寶荒神。　池、一箇所。

六十二、田尻村　山寄。　同所迄　六里十三町。　高　二百七十七石七斗。　田畠　十九町一畝十七步半。
家數　五十五軒。　男女　三百三十六人。

東は壬生村、西は加賀知田村、南は田中村。東谷村と山地境、北は八島田村と山境。　池、三箇所。　天神、二宮八幡宮。

六十三、加賀知田村　山上。　同所迄　六里十町。　高　五十三石六斗一升。　田畠　三町九段十三步半。
家數　十四軒。　男女　九十五人。

東は八島田村、西は赤坂郡平山村、南は西谷村、北は石村と山境。　池、二箇所。

六十四、小瀨木村　山寄。　同所迄　六里。　高　二百六十七石二斗四升。　田畠　十八町六段二畝十步半。
家數　五十四軒。　男女　二百九十八人。

東は吉原村と田地境、西は德富村と山田地境、南は釣井村と田地境、北は澤原村と山田地境。　瀧野山にあり。　麥藏春日大明神。

本村　六十四箇村。　枝　十三。

田畠　千六百五十五町。　高　二萬二千八十八石七斗四升。

家　三千三百九十三軒。　男女　二萬千二百三十一人。

池　二百九十九箇所。　船　五十七艘。

吉備溫故秘錄　卷之六（村落四）終

吉備溫故秘錄 卷之七

村落五 目錄

大澤惟貞輯錄

和氣郡

一、三石村　陽川、船坂、守石、福石、土師神根、五石谷
二、八木山村
三、閑谷新田
四、木谷村
五、伊里中村
六、友延村　徳當、山田原
七、井田新田村
八、東片上村　大淵
九、西片上村
十、福浦村　寺山新田、坂揚島、福浦新田
十一、寒河村　中屋
十二、蕃山村
十三、日生村　大多府
十四、麻宇那村
十五、灘田村　木生
十六、久々井村
十七、香登本村
十八、香登西村
十九、坂根村　宇治
二十、弓削村
二十一、畠田村
二十二、新庄村
二十三、大內村
二十四、福田村
二十五、浦伊部村
二十六、伊部村　小畑山
二十七、手中山村
二十八、東畑村
二十九、下畑村
三十、飯掛村
三十一、瀧谷村
三十二、大股村
三十三、大藤村　上大藤
三十四、岸野村
三十五、室原村
三十六、日笠村　鞦（しりがい）、馬場
三十七、日笠上村　湯屋谷
三十八、木倉村　市倉、助安
三十九、八塔寺村　城ケ畑、西畑
四十、南山方村
四十一、大岩村
四十二、片倉村
四十三、鹽田村
四十四、苦木村　二軒屋、枝谷
四十五、矢田村

吉備温故秘録巻之七(村落五)目録終

吉備温故秘録　巻之七

大澤惟貞輯録

村落　五

和氣郡

一、三石村　山寄。町迄　九里。高　四百三十七石六斗五升。田畠　五十四町七段七畝二十五歩半。家數　百三十九軒。男女　千五十六人。

西國海道にて、驛町並なり。村東に一里塚あり。爰より播州梨ヶ原へ一里、宇根へ三里なり。片上驛へ三里。

東は播磨國赤穂郡船坂村と山境絶頂なり。西は八木山村、南は福原村と山境、北は野谷村と山田地境。　池、八箇所。　麥藏。　瀧。　疣水　しこう坂にあり。　古城跡　浦上家代々。城内に千貫釣井あり。　古戰場　度々あり。　古跡、恵美須社、柿木たは、和氣關、關川、三石明神、春日大明神、八幡宮、天王。　篦竹　名品　一向宗經納山西方寺、眞言宗日光山光明寺寶珠院　寺内に浦上家の石塔四つあり。　白石　名品　俗八木山石といふ。

關川　古跡なり。

船坂　古戰場、船坂峠　國境の石表あり。　爰迄岡山より九里二十一町二十間あり。船坂より播州舟坂村迄、二十五町三十二間。

守石　一間四方の四ツ堂あり。

福石　福石池　水面凡七町。

土師神根

五石谷　山寄。　高　「御朱印高の外」七十六石五斗四合。　田畠　八町二段七畝三歩。　家數　二十軒。　男女　百二十八人。

東は播州赤穂郡西宇根村、南も同郡大津村、北は本村の枝船坂と山境。西は本村と山田地境。　池、一箇所。

二、八木山村　山間。　同所迄　八里。　高　百八石五斗三升。　田畠　十一町八段六畝二十七歩。　家數　三十軒。　男女　百六十四人。

西國街道、町並茶店あり。

東は三石村、西は閑谷新田、南は蕃山(しげやま)村、北は野谷村と山境。　池、八箇所。　村西に一里塚あり。　熊野權現、鏡石神社 相殿　古城山 木村三郎兵衛。　村民に二間四方の藥師堂あり。

三、閑谷新田　谷間。　同所迄　八里。　高　百七十二石九斗一合。　田畠　二町九段九畝一歩。　家數　四十一軒。　男女　二百九十一人。

寛文十年庚戌、本郡木谷村奥谷を閑谷新田と唱へ、學校を造營あり。此處御朱印高の内なれば、同郡友延村新田を古地にして、此處と替地にして、閑谷新田と號し、御朱印高の外にせらる。委しくは學校の部に記す。諸事岡山學校より司之。

東は八木山村、西は清水村、南は東片上村・木谷村と山境、北も田倉村と同斷。　池、八箇所。　福神社。　万五郎塚。

四、木谷村　山寄。　同所迄　七里十町。　高　二百三十二石八斗二升。　田畠　十四町九段九畝五歩半。　家數　五十六軒。　男女　三百三十人。

東は八木山村と山田地境、西は大中山村と山境、南は友延村・伊里中村と田地境、北は閑谷新田・金谷村と山境。

池、一箇所。　天神。　浦上村宗墓。　閑谷道入口に往來茶屋あり。

五、伊里中村　山寄。　同所迄　七里十町。　舟路井田迄出て　十一里。　高　二百九十九石四斗三升。　田畠　七町八段四畝七歩。　家數　八十六軒。　男女　五百六十八人。

東は蕃山村と山境。西は東片上村、南は友延村、北は木谷村・野谷村と山田地境。　海船、九艘。　麥藏。　一向宗鳴瀧山淨光寺。　村中に觀音堂あり。

西國海道、村より上に四軒茶屋といふあり。八木山村の内といふはあやまれり。

六、友延村　「古名、栃香寺村。」(にようこうちむら)　山寄。　同所迄　七里二十二町。　舟路井田より　十一里。　高　五百十二石七斗七升。　田畠　二十八町九段七畝十歩。　家數　四十九軒。　男女　三百三人。

東は蕃山村、西は西片上村、南は伊里中村と山境、北は伊里中村と山田地境。　海船、五艘。　天神。　眞言宗瑞石山香雲寺正善院、眞言宗鶴林山長樂寺。

德當。山田原。

七、井田新田村

山寄海端。　同所迄七里二十一町。舟路十一里。　高百六十石一斗四合。家數二十七軒。　田畠十五町二段五畝十三歩半。男女二百一人。

寛文元年辛丑より初りて、同四年に至新墾出來、友延新田と號しけるが、同十一年井田の地割ありて、井田と唱へ、閑谷新田の替地となりしといふ。

東は日生村と山境、西は灘田村、北は友延村と田地境、南は海なり。　海船、六艘。

八、東片上村

山寄町並。　同所迄六里二十一町。船路十三里。　高六百十石六斗四升。家數百四十七軒。　田畠七十一町八段五畝九歩。男女八百二十三人。

東は友延村、西は清水村と山境、又は西片上村と山田地境、南は灘田村、北は閑谷新田と山境。　池、十六箇所内一つ、花園池といふ。

西國海道にて、村より上に藤茶屋といふあり。少し西に一里塚あり。

大淵。

九、西片上村

山寄海端。　同所迄六里七町。船路十三里。　高四百六十二石二斗一升。家數四百三十六軒。　田畠四十町一段五畝十三歩。男女千九百八十人。

古へは潟上潟神等の字を用し由、天正の初比より今の字を用ゆ。往還も葛坂を通らず。浦伊部村を通り、伊部村へ出る由。

東は東片上村と山田地境、又は友延村、西は伊部村、南は浦伊部村、北は清水村と山境。　池、五箇所。　麥藏。　八幡宮八月十日祭禮　惠美子堂。　海船、三十三艘。　毛拔、白藻、飯章魚。　眞言宗御瀧山眞光寺花藏院、淨土宗潮音山大長寺善立坊、日蓮宗常照山法鏡寺專明院、一向宗潮光山正覺寺。　富田松山城浦上近江守國秀。　御米藏あり奉行歩行の者勤番

西國海道、町並驛なり、三石へ三里、在番士一人あり。諸國大名通行の時、用事等を勤む。番所町名左の通。西の町

中の町、北の町、市裏町、中浦町、濱の町、西福原町、新屋敷町、寺道町、西横町、内座町、懸の町、市場町、東福原町。 以上十四町なり。 梔島、村の内海の入口にあり、延寶七年馬牧に取立らる。

十、福浦村　山寄海端。　同所迄九里三十四町。舟路十四里。　高百六十二石一斗二升。家數百十一軒。　田畠四十六町三段三畝十二歩半。男女七百二十五人。

東は播州赤穗郡眞木村、西は寒河村と山境、南は海なり、北は三石村と山境。 池、五箇所内一つ、入日池と云名池なり。 正八幡宮、荒神相殿 海船、五艘。 一向宗放香山法光寺。 名物、煙草、橘柑。 鳥打たは峯通國境、播州眞木村迄、當所より十一町三十七間。

寺山新田

取揚島　海中の小島なり。播州の境にて、半は備前領、半は播州赤穗領なり。

福浦新田　海端。　同所迄十里。船路十四里。　高「御朱印高の外」三百八十石六升三合。家數二十五軒。　田畠二十五町五段三畝四歩。男女百八十九人。

「天和二年新墾なり。」

十一、寒河村　山寄海端。　同所迄九里十町。船路十一里。　高四十二石一斗五升。家數百十九軒。　田畠三十一町七段二畝二十九歩半。男女九百三十九人。

東は福浦村、西は日生村と山境、南は海なり、北は三石村と山境。 池、九箇所。 海船、十二艘。 麥藏。 八幡宮、權現宮。 一向宗西願寺。 名物、煙草。

中星

十二、蕃山村　谷間。　同所迄八里。　高六十一石五斗一升。家數六十九軒。　田畠二十八町九段四畝二十歩半。男女四百五十九人。

古へは、寺口村といひしが、熊澤助右衛門食邑にて居宅を建て、家來等も爰に居住せしめ、助右衛門も不平の事ありて、此處へ引籠り居て、古歌、「築葉山は山蕃山しげゝれど、思ひ入にはさはらざりけり。」此歌を以て蕃山と村名を改め、自身も後に仕を辭して蕃山了介と改名せしなり。

東は福浦村と山境、西は麻宇那村と山田地境、南は日生村、北は八木山村と山境。　池、八箇所。　眞言宗日光山正樂寺千手院　寺内に野尻藤兵衛墓在。

加子浦

十三、日生村

山寄海端。　同所迄　九里十六町。舟路　十一里。　高　八十三石四斗。家數　百六十三軒。　田畠　十五町四段八畝十五歩。男女　九百二十二人。

東は寒河村、西は灘田村、北は蕃山村と山境、南は海なり。　池、三箇所。　海船、四十六艘。　春日大明神、八幡宮。　一向宗正念寺。

大多府　離島。　舟路　十一里。　高　「御朱印高の外」□□□□　畠　四町三段一歩。家數　十軒。　男女　六十四人。

元祿十一年戊寅、新墾の畠出來、海上通船の湊と成。岡山より在番士來る。海上通船の標的に燈堂あり。

春日大明神。　船、三艘。

鹿久居島　古へは、鹿久居千軒とて漁民居たる由、今は民家なし。　鶴島。　おつるぎ島。　頭島。　楚島。　香島　又鴻島とも書く。延寶年中馬牧となる。

十四、麻宇那村

谷間海端。　同所迄　八里。船路　十里。　高　四百九十二石四斗一升。家數　六十六軒。　田畠　三十町八段八畝二十九歩半。男女　四百九十六人。

東は蕃山村と山田地境、西は八木山村と山境、又友延村と田地境、南は日生村と山境、北も八木山村と山境。

池、二箇所。　春日大明神。　塚　村堺の表石か。

加子浦

十五、灘田村

山寄海端。　同所迄　七里十一町。舟路　十里。　高　六十八石三斗一升。家數　二百三十九軒。　田畠　二十三町三段七畝三歩半。男女　七百人。

此村四季共漁を業とす。依て高は少なくても人數多し。

東は井田村と田地境、西は海なり、南も海なり、北は東片上村と山境。　池、六箇所。　海船、百八十二艘。　住吉大明神、天神、辨才天。　名品、海參、海鼠腸。　眞言宗清瀧山双圓寺正智院、同宗愛染山多門寺柳青院。

木生(きぶ)　小島村東の磯邊にあり。

十六、久々井村　山寄海端。　同所迄七里。舟路十二里。　高二百三十二石八斗二升。家數七十二軒。　田畠二十五町六段四畝二十四歩半。男女三百六十八人。

東は海なり、西は福田村、南は邑久郡鶴見村、北は浦伊部村と山境。　池、十二箇所。　海船、十艘。　八幡宮。

十七、香登本村「古へは、本の字無し。」　山寄、町並。同所迄五里六町。　高九百七石五斗六升。家數二百三十八軒　田畠五十四町九段一畝二十二歩半。男女千三百十二人。

當村は西國海道、間の宿なり。村中に一里塚あり。都會なり。片上へ一里七町三十間、一日市へ一里二十間。

東は伊部村、大内村、西は香登西村、南は福田村と山田地境、北は熊山なり、山を越ては曾根村・小中山村・大中山村・奥吉原村なり。　池、二箇所。　村中に一間四方の地藏堂あり。　熊山城太平記比より　四社大明神、熊山權現。

鶴山城浦上宗久六介。　菅藥。

十八、香登西村　山寄。　同所迄四里三十町。川船路五里半。　高五百四十四石八斗八升。家數九十三軒。　田畠三十七町六段三畝八歩。男女五百二十六人。

東は香登本村、西は坂根村と山田地境、南は畠田(はたけだ)村と田地境、北は熊山なり、先へ越しては弓削村・奥吉原村なり。　池、二箇所。　麥藏。　大將軍。　古城跡浦上右衛門。

十九、坂根村　山寄。　同所迄四里半。舟路五里。　高百一石三斗四升。家數五十七軒。　田畠二十二町二段三畝八歩半。男女三百四十四人。

東は熊山、先は香登西村なり、西は大川、向は磐梨郡大内村なり、南は邑久郡長船村と田地境、北は勢力村と山境。　池、一箇所。　八幡宮。　古城跡赤石右京。　鯉魚。

當村の大川端に、高瀬船改の番所ありて、歩行の者勤。

宇治　大川端向磐梨郡大内村の脇にあり。「古へは、宇治より西に大川流れしに、洪水にて川筋替り、今は宇治より東を流る。」

二十、弓削村　山寄大川端。　同所迄五里。舟路五里。　高四十七石五斗五升。家數六十一軒。　田畠三十一町三段三歩半。男女四百四十一人。

東は熊山、先は曾根村なり、西は大川、向は磐梨郡南方村・大内村なり、南は坂根村、北は勢力村と山境。　高瀬船、七艘。　八幡宮。

二十一、畠田村　平場。　同所迄 四里半。　高 八百七石八斗九升。　田畠 四十九町六段二畝歩半。　家數 七十八軒。　男女 三百八十一人。

東は新庄村と山田地境、西は邑久郡長船村、南も同村、北は香登西村と田地境。　池、三箇所。　天神。　丸山城 高坂彈正能佐。

二十二、新庄村　平場。　同所迄 五里。　高 千二百六十三石二斗六升。　田畠 八十一町四段一畝六歩。　家數 百七十九軒。　男女 八百四十四人。

東は邑久郡磯上村と山田境、西は畠田村又同郡長船村、南も同郡福里村・服部村と田地境、北は香登村と山境。

池、二箇所。　八幡宮。

二十三、大内村　山寄。　同所迄 五里八町。　高 五百三石一升。　田畠 四十五町一段七畝二十五歩。　家數 五十五軒。　男女 三百二十五人。

東は伊部村、西は香登本村、南は福田村と山田地境、北は熊山、先は清水村と山境。　池、二箇所 内一つ、大千の池水面凡十七町、國中の大池なり。西に茶屋在。　天神。　眞言宗大瀧山福生寺西明院 寺内に名瀧あり。　寺迄往來より十八町、寺内に大明神あり。　岩井。

二十四、福田村　山寄。　同所迄 五里二十町。　高 二百四十六石八斗九升。　田畠 二十七町八段三畝十四歩。　家數 六十軒。　男女 三百十六人。

東は久々井村・伊部村と山境、西は香登本村と田地境、南は磯上村、北は大内村と山境。　池、八箇所。　村中に一間半四面の毘沙門堂あり。　天神。

二十五、浦伊部村　山寄海端。　同所迄 六里。海上 十三里。　高 百五十九石七斗三升。　田畠 二十四町一畝四歩半。　家數 六十四軒。　男女 四百十四人。

古へは、下伊部村といふ。已前西國海道にて、片上驛より當村を經て伊部村へ出る。今の如く葛坂(くず)をば通らず。

東は海なり、西は伊部村と山田地境、南は久々井村、北は西片上村・伊部村と山境。　海船、六艘。　上の山城 安達主馬介。　日蓮宗淨光山妙玉寺。

二十六、伊部村　山寄。　同所迄 五里二十三町。　高 千三百五十石一斗。　田畠 百一町四段三畝二十歩。　家數 二百五十軒。　男女 千五百十八人。

東は西片上村と山境、西は大内村と山田地境、南は磯上村・久々井村、北は清水村と山境。　池、十六箇所。　當

村往古より陶器を製す、國中第一の名物なり伊部焼といふ。　たい山城安達彦理助。　同人墓も當所にあり。首塚。古城跡。
小畑山　木々す大明神。　眞言宗小幡山長法寺光明院。

二十七、手中山村　「古へは、手打山村と書し由。」　谷間。　同所迄　九里半。　高　七十八石七斗八升。　田畠　七町五段六畝十八歩。　家數　十八軒。　男女　八十一人。
東は樫村、西は室原村、南は飯掛村、北は大藤村と山境。　池、一箇所。　八幡宮。

二十八、東畑村　谷間。　同所迄　十二里二十八町。　高　八十五石三斗。　田畠　十町六段二畝一歩半。　家數　三十軒。　男女　百六十二人。
東は播州赤穂郡小皆坂村、西は瀧谷村、南は下畑村、北も同國佐用郡大ロ山村、同郡西新宿村と山境。　播州西新宿村へ出る小道あり。

二十九、下畑村　谷間。　同所迄　十二里。　高　四十三石八斗七升。　田畠　七町一段八畝七歩半。　家數　二十一軒。　男女　百六人。
東は播州赤穂郡大皆坂村、西は八塔寺村の枝城ヶ畑と山境、南は大股村、北は八塔寺村と山田地境。　麥藏。　八幡宮、岩戸七社。

三十、飯掛村　谷間。　同所迄　九里。　高　五十四石六斗。　田畠　四町五段七畝三歩。　家數　十三軒。　男女　七十二人。
東は和意谷村。樫村。西は岸野村、南は日笠上村、北は手中山村と山境。　池、一箇所。　熊野權現。

三十一、瀧谷村　谷間。　同所迄　十二里二十町。　高　四十七石四升。　田畠　五町五段三畝十二歩半。　家數　十三軒。　男女　八十一人。
東は東畑村と山境、西は八塔寺村と山田地境、南は下畑村、北は作州英田郡泉村と山境。　池、一箇所。　瀧大明神、山神、八代荒神。

三十二、大股村　谷間。　同所迄　十一里半。　高　九十三石六斗。　田畠　六町七段六畝十歩半。　家數　二十六軒。　男女　百三十六人。
東は播州赤穂郡行堂村の枝延野、西は大藤村、南は南谷村、北は八塔寺村と山境。　王子權現。　藤原末光墓。

鳥がなる城 明石大和景行。 大股城。

國境を山伏越のたはといふ。播州大皆坂村へ出る道なり。當村より同所迄、一里十三町五間、岡山より此境迄、十二里一町。

三十三、大藤村 谷間。 同所迄 十里十町。 高 百八十二石二斗。 田畠 十二町三畝十一步半。 家數 四十三軒。 男女 百九十九人。

東は大股村と山境。西は作州英田郡横尾村と山田地境、南は牛中(山)村、北も同國同郡同村と山境。 王子權現。

上大藤 國境を梨木峠といふ。作州横川村へ出る道なり。大藤より同所迄、二十四町四十二間、岡山より國境迄、十里二十六町。

三十四、岸野村 谷間。 同所迄 八里三十町。 高 百十一石四升。 田畠 十二町一段八畝十三步。 家數 四十七軒。 男女 二百七十五人。

東は飯掛村、西は片倉村と山境、南は日笠上村と山田地境、北は室原村と山境。 神明宮。

三十五、室原村 谷間。 同所迄 十里。 高 七十七石二斗九升。 田畠 九町八段三畝十七步半。 家數 三十五軒。 男女 百三十三人。

東は牛中山村と山境、西は作州英田郡上(うえ)山村と山田地堺、南は岸野村、北は同國同郡横尾村と山境。 池、四箇所。 八幡宮。

三十六、日笠下村 谷間。 同所迄 八里。 高 四百二十五石七斗三升。 田畠 三十四町三段四畝二十四步半。 家數 百九軒。 男女 六百四十四人。

東は和意谷村と山境、西は益原村と山田地境、南は藤野村と山境、北は日笠上村・木(きの)倉村と山田地境。 池、六箇所。 麥藏。 紙漉多し 日笠紙といふ。 八幡宮。 青山城 日笠次郎兵衛頼房。 圓山城、上見城 日笠彈正墓。

鞦(しりかい) 馬場

三十七、日笠上村 谷間。 同所迄 八里十四町。 高 五百二十一石六斗一升。 田畠 三十七町二段二十九步半。 家數 百六軒。 男女 五百二十六人。

東は和意谷村と山境、西は木倉村、南は日笠下村、北は岸野村と山田地境。 池、四箇所。 若王子權現。 日蓮宗

常立山長泉寺。　歸當田城 日笠甚右衛門。　天王久保城 宇喜多出城。

湯屋谷

三十八、木倉村

山上。　同所迄 八里。　高 四百四十五石二斗七升。　田畠 三十七町六段六畝半歩。　家數 百軒。　男女 五百六十六人。

東は日笠上村・岸野村と山田地境、西は上田土村同枝下田土と山境、南は釜原村・日笠下村と山田地境、北は片倉村と山境。　池、八箇所。　朝日明現。　龍徳山城、大坊山城。

市倉。助安

三十九、八塔寺村

山上。　同所迄 十一里十五町。　高 四十七石六斗四升。　田畠 十七町二段八畝十三歩。　家數 三十七軒。　男女 百七十七人。

東は瀧谷村と山田地境、西は作州英田郡横川村、南は大股村、北は同國同郡白水村・同角南村と山境。　池、一箇所。　男瀑 高て十二丈餘、作州なり。「作州にては爰を大峠越と云」　山王宮。　古跡、飯盛山。　天台宗照境山八塔寺常照院寺中眞言宗明王院・寶壽院。　男瀧たは、谷國境。

當村より作州白水村迄一里十六町。岡山より此境迄十二里十三町。

城ケ畑 山神。　西畑 山王。

四十、南山方村

山上。　同所迄 八里十八町。船路 十里。　高 七十九石七斗。　田畠 十二町五段八畝十三歩。　家數 四十五軒。　男女 二百二十八人。

東は片倉村、西は落木村、南は矢田村・杉澤村、北は北山方村と山境。　池、一箇所。　麥藏。　八幡宮。

山桝。延原。

四十一、大岩村

山上。　同所迄 九里。　高 三十石五斗。　田畠 四町三段十八歩。　家數 十五軒。　男女 六十七人。

東は岸野村、西は北山方村、南は南山方村、北は作州英田郡上山村と山境。　池、一箇所。　明現。

國境を打札たはといふ。作州上山村へ出る道あり。當村より上山村迄十二町四十一間、岡山より此境迄、十二里

十三町。

四十二、片倉村　山上。　同所迄　九里。　高　二十四石五斗四升。　田畠　四町二畝十歩。
家數　十四軒。　男女　七十五人。

東は岸野村、西は南山方村、南は上田土村、北は大岩村と山境。　池、一箇所。　片倉小十郎宅地跡。

四十三、塩田村　大川端。　同所迄　十里。　船路　十二里。　高　二百九十石二斗八升。　田畠　二十一町八段四畝二十七歩半。
家數　七十軒。　男女　三百六十八人。

東は奥鹽田村と山田地境、西は大川、向は赤坂郡福田村、南も大川、向は磐梨郡稻蒔村なり、北は作州英田郡奥村と山境。　池、三箇所。　麥藏。　八幡宮、明現。

四十四、苦木村　山寄大川端。　同所迄　八里。　船路　十一里。　高　六十四石八升。　田畠　七町二段一畝二十一歩半。
家數　二十八軒。　男女　百九十六人。

東は南山方村、北は北山方村と山境、南は矢田村と山田地境、西は大川、向は磐梨郡稻蒔村なり。　池、二箇所。

高瀬船、二艘。　御崎神社。

二軒屋。　枝谷。

四十五、矢田村　大川端。　同所迄　七里。　船路　十里。　高　二百九石五斗五升。　田畠　三十三町四畝十二歩。
家數　六十七軒。　男女　四百十四人。

東は上田土村の枝下田土と山境、西は大川、向は磐梨郡市場村、南も大川、向は同郡父井村なり、北は苦木村と山田地境。　池、二箇所。　麥藏。　觀音山城　糠田與次右衞門。　延原八郎左衞門墓。

四十六、龍ヶ鼻村　大川端。　同所迄　七里。　船路　十里。　高　三十石二斗。　田畠　三町三段九畝二十七歩。
家數　八軒。　男女　五十九人。

東は川本村と山境、西は大川、向は磐梨郡市場村、南も大川、向は同郡小原村なり、北は上田土村の枝杉澤と山境。　池、一箇所。　耳塚　今は形もなし。　古城山。

四十七、川本村　大川端。　同所迄　八里。　船路　九里半。　高　四十九石一斗四升。　田畠　三町一段五畝十歩。
家數　十七軒。　男女　八十九人。

東は上田土枝の枝下田土村と山田地境、西は龍ケ鼻村と山境、南は大川、向は磐梨郡父井村なり、北は上田土村の枝杉澤と山境。　高瀨宿、□艘。　天神宮、八幡宮。　浦上松之亟墓。　䌫(額)田與次右衛門宅地跡。

四十八、天瀨村　山寄大川端。　同所迄七里十八町。船路八里三十町。　高十八石二斗八升。家數三十軒。　田畠三町六段三畝三歩半。男女二百十四人。

東は木谷村と山境、西は大川、向は磐梨郡田原上村なり、南は益原村、北は川(河)本村と山境。

四十九、上田土村　谷間。　同所迄八里。船路九里。　高四百十九石四斗二升。家數五十三軒。　田畠二十町五段二十五歩。男女二百七十三人。

東は岸野村と山境、西は枝下田土と山田地境、南は木倉村、北は枝杉澤と山境。

杉•澤•　山上。　同所迄八里半。　田畠五町八歩。家數八軒。　男女七十七人。

東は本村又は片倉村、西は矢田村、南は下田土、南山方村と山境。　池、二箇所。　天台宗杉澤山長樂寺圓了院。

下•田•土•　山寄大川端。　同所迄八里。舟路九里。　田畠二十四町八段九畝二十四歩半。家數七十五軒。　男女四百二十人。

東は東村、西は川本村、南は天瀨(あまぜ)村と山田地境、北は杉澤と山境。　池、六箇所。　天神山城　浦上氏代々。　城跡に、百貫池井　今は水なしといふ。

五十、北山方村　山上。「麓は大川。」　同所迄九里。船路十一里。　高二百七十六石一斗。家數九十六軒。　田畠三十七町五段一畝二十二歩。男女五百十一人。

東は大岩村、西は鹽田村と山境、南は南山方村•苦木村と山田地境。北は作州英田郡上山村と山境。　池、八箇所

古城山。　八幡宮、竹馬天王。　瑩明院。

西•野。成•佛。大•多•羅(イニ今田)。椰•澤。正•坪。常•瀨。

五十一、奥塩田村　谷間。　同所迄八里半。舟路十二里。　高百五十二石九斗七升。家數九十七軒。　田畠二十七町七段六畝十歩。男女六百一人。

東は美作國英田郡上山村と山境、西は鹽田村と山田地境、南は苦木村•北山村•北は同國同郡奥村、同く福田村

と山境。　池、二箇所。　麥藏。　古城山。
國境を才のたはといふ。「作州にては佐比峠と云。」奥村へ出る道、當村より同所迄十三町九間、又作州西谷へ出る道あり。くに木だはと云。上山村迄當村より五町五間。

日衛。

五十二、釜原村　大川端。　同所迄 七里。舟路 八里十四町。　高 三百十二石七斗七升。家數 百二十九軒。　田畠 三十三町三段三畝二十八歩半。男女 八百二十八人。

東は日笠下村・藤野村と山境、西は大川、向は磐梨郡田原上村なり、南は和氣村、北は天瀬村・木倉村と山田地境。　池、五箇所。　船、二十二艘。　八幡宮。　反魂丹 萬代氏の醫代々製藥なり。

五十三、和氣村　大川端町並。　同所迄 六里二十二町。舟路 八里。　高 三百二十石五斗三升。家數 百五十九軒。　田畠 二十二町三段七畝二十五歩。男女 七百一人。

東は野谷村・曾根村と山田地境、西は大川、向は磐梨郡元恩寺村なり、南は北中山村・奥吉原村と田地境、北は釜原村と山境。　舟、九艘。　麥藏。　日蓮宗豐光山本成院。　古戰場。　和氣絹 今は絶ゆ。　和氣の渡 磐梨郡吉原村へ渡す。

五十四、曾根村　山寄。　同所迄 七里。船路 八里。　高 二百二十一石五斗八升。家數 二十八軒。　田畠 十五町七段四畝二十六歩。男女 百八十五人。

東は尺所村と田地境、西は和氣村と山田地境、南は枝南曾根と田地境、北は日笠下村と山境。　船、二艘。　名黒山城 經次隼人。明石右近。

南曾根。　山寄。　同所迄 七里。船路 八里。　田畠 十二町九段七畝五歩。家數 三十二軒。　男女 百八十五人。

東は大中山村と山田地境、西は奥吉原村と山境、南は小中山村、北は本村と田地境。

五十五、大中山村　谷間。　同所迄 七里十八町。　高 二百七十六石三斗六升。家數 百九軒。　田畠 三十五町一段八畝十三歩。男女 七百三十二人。

東は閑谷新田、西は小中山村・奥吉原村、南は伊部村と山境、北は稻坪村と山田地境。　池、五箇所。　水引の瀧。八幡宮。　眞言宗金剛山善養寺觀音坊。　北山城 中山伊賀守家能。　麥藏。

福尾。富山。

五十六、清水村　谷間。　同所迄　七里。　高 七十石七斗九升。　田畠 九町二段四歩半。　家數 三十八軒。　男女 二百七人。

東は伊里中村、西は熊山、先は弓削村と山境、南は西片上村、北は大中山村と山田地境。　池、三箇所。

五十七、小中山村　谷間。　同所迄　七里。　高 二百十七石七斗五升。　田畠 十八町四段十四歩半。　家數 三十七軒。　男女 百八十二人。

東は本山村、西は奥吉原村と山田地境、南は熊山、先は伊部村なり、北は尺所(しやくそ)村と田地境。　池、二箇所。　古城跡　森中務。

五十八、入田村　谷間。　同所迄　七里半。　高 百七十七石四升。　田畠 十一町二段五畝五歩。　家數 十八軒。　男女 七十五人。

東は稻坪村、西は曾根村と田地境、南は熊山、先は伊部村なり、北は森村と田地境。

五十九、下原村　山寄。　同所迄　七里二十町。　高 百十七石七升。　田畠 十町八段。　家數 四十九軒。　男女 三百四十四人。

東は藤野村、西は野吉村と田地境、南は藤野村、川向は日室村なり、北は日笠下村と山境。　池、二箇所。

六十、稻坪村「古へは、平松村と云。」　山寄。　同所迄　七里十四町。　高 百九十九石八斗。　田畠 十八町七段二畝一歩半。　家數 三十六軒。　男女 二百四人。

東は閑谷新田と山境、西は入田(にふた)村と田地境、南は大中山村、北は日室村と山田地境。　池、二箇所。　牛頭天王。

盆田。

六十一、野吉村「古へは、安養寺村と云。」　山寄。　同所迄　七里八町。　高 百十一石三斗三升。　田畠 十町六段七畝二歩。　家數 三十二軒。　男女 百七十一人。

「古へは、寺地にて鄕・庄・保にも入らず、村數にも入らずと云。」

東は下原村と田地入組、西は尺所村の枝大田原と山田地境、南は藤野、川向は日室村なり、北は日笠下村と山境。　北辰權現二社　村方にて兩社を東宮。西宮と唱へ來るよし。　天台宗照久山安養寺延壽院。　石川主殿・同左近墓。

六十二、吉田村　山寄。　同所迄　七里三十二町。　高　六百五十四石六斗二升。　田畠　三十七町二段二畝七歩。　家數　六十五軒。　男女　四百五十七人。

東は藤野、川向は吉永中村なり、西は藤野村、北は枝働（かせぎ）と田地境、南は稻坪村と山境。　池、一箇所。　麥藏。　八幡宮、龍王。

奴•久•谷（ぬくだに）「古名地呑寺。」　山寄。　同所迄　田畠　十一町八段八畝十九歩。　家數　男女

東は枝働、西は藤野村と山境、南は本村と山田地境、北は如意谷と山境。　池、四箇所。　瀑。　龍王、山王、明現。

働•「古閼の字を用ゆ。」　山寄。　同所迄　八里六町。　田畠　二十五町四畝十二歩。　家數　四十六軒。　男女　二百六十五人。

東は吉永北方村の山川を境、西は奴久谷と山境、南は本村と田地境、北は和意谷新田と山境。　池、五箇所。　八幡宮。　宮山城　明石飛彈守行雄。　明石宗訥宅地跡。　同人墓もあり。

六十三、森村　山寄。　同所迄　七里。　高　百九十石四斗八升。　田畠　十二町八段二歩。　家數　二十六軒。　男女　百三十一人。

東は稻坪村、西は曾根村、南は入田村•南曾根、北は尺所村と田地境。

六十四、奥吉原村　山寄大川端。　同所迄　六里。　船路　七里半。　高　二百五十二石八斗四升。　田畠　二十八町九畝十二步半。　家數　七十九軒。　男女　四百七十四人。

東は大中山村と山境、西は大川、向は磐梨郡田原村なり、南は熊山、先は大内村なり、北も大川、向は同郡元恩寺村なり、又和氣村とは藤野川末を境　此所にて藤野川は、東大川へ出て一とつとなる。　池、六箇所。　船、四艘。　八幡宮。　天台宗帝釋山靈山寺戒光院　熊山なり。　同宗本光山藥王寺寶生院。

六十五、勢力村　山寄大川端。　同所迄　五里半。　舟路　八里。　高　百二石四斗七升。　田畠　十一町五畝六歩。　家數　二十八軒。　男女　二百一人。

東は千體（せんだ）村と山田地境、南は弓削村と山境、西は大川、向は磐梨郡一日市村なり、北も大川、向は同郡釣井村なり。　池、二箇所。　船。　大谷八幡宮。

六十六、尺所村　山寄。　同所迄　七里。　高　二百三十七石三升。　田畠　二十二町三段一畝一歩。　家數　七十六軒。　男女　四百十六人。

東は日室村、西は曾根村、南は森村と田地境、北は藤野川を限り、向は大田原なり。　池、一箇所。

大田原　山寄。　同所迄　七里。　田畠　六町九歩。　家數　十七軒。　男女　百十三人。

東は野吉村と山田地境、西は谷原村と山境、南は藤野川を限り、向は本村なり、北は日笠村と山境。　八幡宮。

備前平四郎宅地跡、大田原備前守晴清宅地跡。　紙漉多し。

庄内

六十七、千體村　山寄大川端。　同所迄　六里。　舟路　七里六町。　高　五十七石六斗七升。　家數　二十八軒。　田畠　十町七段六畝二歩。　男女　百四十二人。

東は奥吉原村と山田地境、西は大川、向は磐梨郡釣井村なり、南は熊山、先は香登本村なり、北も大川、向は同郡吉原村なり。　池、三箇所。　武内神社。

六十八、吉永中村　山寄。　同所迄　八里十一町。　舟路　九里二十五町。　高　三百七十四石九斗七升。　家數　五十四軒。　田畠　三十町三段八畝十一歩半。　男女　三百七十二人。

東は田倉村・倉吉村と山田地境、西は吉田村の枝働と山境、南は南方村、北は三股村と田地境。　池、四箇所。　麥藏。

六十九、倉吉村　「古へは、萬願寺村といふ。」　谷間。　同所迄　八里二十町。　高　二十二石五斗六升。　家數　二十六軒。　田畠　四町八段五畝二十八歩。　男女　百四十九人。

東は田倉村、西は三股村・吉永村と山境、南は山方村と山田地境。　池、二箇所。　仙人塚、兒が塚。

七十、金谷村　谷間。　同所迄　九里八町。　高　二百十四石六斗七升。　家數　四十一軒。　田畠　十五町七段二畝二十七歩半。　男女　二百四十八人。

東は田倉村、西は吉永中村、南は南山方村、北は葛籠（つゞら）村と山境。　池、一箇所。　麥藏。　村北に辻堂。　金子大明神。　眞言宗寶生山金克寺正光院。　堡、二つ。　首塚。　古跡、まみ谷。

七十一、三股村　山寄。　同所迄　八里十二町。　高　百六十八石四斗一升。　家數　三十八軒。　田畠　十四町三段二畝十六歩。　男女　二百二十八人。

東は吉永中村と山境、西は吉田村の枝働、南は吉永中村、北は吉永北方村と山田地境。

七十二、吉永北方村「古へは、北方村。」 山寄。 同所迄 八里十六町。 高 二百三十石四斗九升。 田畠 十七町九段一畝二十九歩半。 家數 四十五軒。 男女 二百三十一人。

東は倉南村と山境、西は吉田村の枝働と山田地境、南は三股村、北は葛籠村と田地境。 東山城 明石三郎左衛門京親。

七十三、葛籠村 谷間山寄。 同所迄 八里二十四町。 高 二十八石八斗。 田畠 六町五畝二十九歩半。 家數 十六軒。 男女 九十三人。

東は倉吉村、西は吉田村の枝働と山境、南は吉永北方村と田地境、北は神根本村と山境。瀑。 明石右近別業跡。

七十四、南谷村 山寄。 同所迄 十里九町。 高 八十三石八斗三升。 田畠 八町七段四畝。 家數 三十七軒。 男女 百七十九人。

東は播州赤穂郡行頭村、西は樫村、南は門出村、北は大股村と山境。 南谷村の門出村の山半分。 和氣清麻呂宅地跡。

久保ヶ市。中ヶ市。五大橋

七十五、山津田村 山寄。 同所迄 九里十二町。 高 九十五石九升。 田畠 九町二段一畝六歩半。 家數 三十三軒。 男女 百七十九人。

東は三石村、西は吉田村の枝働、南は田倉村、北は神根本村と山境なり。 池、三箇所。 今伊勢宮。 論議山城。

竹藤

七十六、小板屋村 谷間。 同所迄 九里五町。 高 六十七石二斗一升。 田畠 九町一段三畝二十歩半。 家數 二十二軒。 男女 百五十八人。

東は三石村、西は吉田村、南は田倉村、北は神根本村と山境。 明石掃部宅地跡并墓もあり。

七十七、神根本村 谷間。 同所迄 九里十五町。 高 二百四十八石五斗三升。 田畠 二十三町四畝二十三歩半。 家數 六十九軒。 男女 三百七十五人。

東は播州赤穂郡山下村、西は和意谷新田、南は山津田村、北は樫村と山境。 池、一箇所。 麥藏。 らつそく。

神根神社。 いをう山城 高取備前。

七十八、南方村 山寄。 同所迄 八里十四町。 高 二百二十六石二斗八升。 田畠 三十六町五段三畝十六歩。 家數 六十八軒。 男女 五百四十二人。

東は田倉村と山境、 西は吉田村と川を境、南は閑谷新田と山境、北は吉永中村と田地境。 池、五箇所。 眞言

宗松尾山松本寺理性院。

栢原

七十九、田倉村　山寄。　同所迄　九里。　高　三百六石九斗一升。　田畠　二十五町五段十二歩半。　家數　三十八軒。　男女　二百三十八人。

東は金谷村と山田地境、西は倉吉村と田地境、南は関谷新田、北は小板屋村と山境。　池、一箇所。　麥藏。　荒神。

八十、樫村　山寄。　同所迄　十里八町。　高　百一石五斗四升。　田畠　七町四畝二十六歩。　家數　二十二軒。　男女　百八十七人。

東は門出村、西は手中山村、南は和意谷新田、北は大藤村と山境。　熊野權現。　古城山。

八十一、門出村　谷間。　同所迄　十里一町。　高　八十九石五斗七升。　田畠　八町三段五畝十二歩半。　家數　三十四軒。　男女　百九十五人。

東は播州赤穗郡行頭村、西は和氣谷新田、南は山津田村、北は南谷村と山境。　八幡宮。　淸麿屋敷。

宿清ヶ市。小原。赤ほうき。

八十二、日室村　山寄。　同所迄　七里九町。　高　三百六十三石七斗七升。　田畠　二十三町二畝。　家數　二十一軒。　男女　百三十八人。

東は稻坪村と山境、西は尺所村と田地境、南も稻坪村と山田地境、北は下原村と三石川を境。

山田

八十三、野谷村　谷間。　同所迄　九里十八町。　高　百六十八石九斗二升。　田畠　十二町九段六畝二十歩。　家數　四十一軒。　男女　二百二十六人。

東は三石村と山境、西は金谷村と山田地境、南は八木山村と三石川を境、北は小板屋村と山境なり。　池、一箇所。　蠟石。　古城跡、二箇所。

野谷新田　同所迄　八里半。　高　「御朱印高の外」四十六石　田畠　十町七段六畝一歩。（十は誤りなり。）　家數　四軒。　男女　二十人。

東は三石村、西は金谷村と山境、南は野谷村と田地境、北は小板屋村と山境。　池、一箇所。

八十四、脇谷村　谷間。　同所迄　九里十一町。　高　四十六石三斗二升。　田畠　二町八段四畝十七歩。　家數　六軒。　男女　三十七人。

東は和意谷新開、西は日笠上村、南は吉田村の枝働、北は樫村と山境。　池、一箇所。

八十五、和意谷新開　山上。　同所迄　九里十四町。　高「御朱印高の外」五十三石三斗一升五合。　田畠　四町五段八畝十歩。　家數　十軒。　男女　五十八人。

東は門出村、西は飯掛村・牛中村、南は吉永中村・吉永北方村、北樫村と山境。　大山祇神社　當所の諸事學校より司る。　寛文七年丁未、烈公の思召に寄て、御祖考の御墓を京都妙心寺より爰に御改葬ありて、和意谷新田と唱へ給ふ。

八十六、藤野村　山寄。　同所迄　七里十六町。　高　六百九石八斗。　田畠　五十四町一段六畝二十二歩半。　家數　百十八軒。　男女　八百七十八人。

東は吉田村、西は下原村と田地境、南は日室村と藤野川を境、北は日笠下村と山境。　池、四箇所。　猿目大明神。　日蓮宗福昌山實成寺。　古跡、藤野寺。　金光三郎兼光墓。　麥藏。　古墳。　幸川城主　大森新四郎。

坂本

本村　八十三箇村。　枝　五十三。

田畠　二千百一町五段七畝二十七歩。　高　二萬九百七十八石六斗五升「新田高、九百八十八石八斗八升七合。」

家　六千六十四軒。　男女　三萬五千六百九十七人。

池　二百五十二箇所。　船　三百六十七艘。

吉備温故秘錄　卷之七（村落五）終

吉備温故秘録 巻之八

村落六 目録

大澤惟貞輯録

邑久郡

一、長船村
二、土師村 馬場ノ下、高橋 正通寺
三、福岡村 車
四、八日市村
五、福永村
六、豆田村 八町
七、福山村
八、箕輪村
九、上笠賀村 片山
十、下笠賀村 樋ノ口、北谷 後著新田
十一、北地新田
十二、福里新田 長崎、干田 稲荷山
十四、磯上村 西ノ岡、堀 山田、大塚
十五、飯井村 柏山、和田 出屋敷
十六、佐山村 富尾、大井
十七、鶴海村
十八、虫明村 岩井
十九、福谷村 知尾
二十、間口新田
二十一、東須恵村 畑寺、島寺
二十二、西須恵村 西谷
二十三、牛文村 多門寺
二十四、山手村 眞徳
二十五、南谷村
二十六、土佐村
二十七、庄田村
二十八、横尾村
二十九、佐井田村 大土井
三十、尻海村 大土井
三十一、小津村 栗里郷
三十二、奥浦村
三十三、牛窓村 中浦、綾浦 紺浦
三十四、大浦新田
三十五、鹿忍村 子父鷹、小里安
三十六、千手村
三十七、藤井村 丸山
三十八、久々井村
三十九、犬島
四十、東片岡村 法田
四十一、西片岡村
四十二、正儀新田
四十三、東幸崎村 西幸崎
四十四、北幸田村 南幸田
四十五、東幸西村 西幸西
四十六、上阿知村 島池

吉備温故秘録巻之八（村落六）目録終

吉備溫故秘錄 卷之八

大澤惟貞輯錄

村落 六

邑久郡

一、長船村 平場大川端。京橋迄四里半。舟路〔新川 五里。海上 七里半。 高 四百九十四石七斗。 田畠 五十七町七段二畝二十一歩。家數 百二十軒。 男女 七百十一人。

古へ靫負(ゆげひ)(ゆきえ)村といふあれども、按ずるに、村名にはあらず。鄕の名ならん。古き刀劍の銘にも長船(おさふね)の住人と銘あるもの數多なり。新羅三郎の太刀を作りし近忠を、靫負の住といへども、近忠が子の光忠は長船光忠と銘を切りたり。

二、土師村 山寄。 同所迄 五里。 高 千百八十三石五斗三升。 田畠 百十二町六段七畝。 家數 百九十二軒。 男女 千五十八人。

東は牛文村と山田地境、西は福岡村・福永村と田地境、南は北地新田・箕輪村と山田地境、北は福里新田・服部村と田地境。 池、四箇所。 眞言宗醫王山正通寺醫光院。 木鍋八幡宮。 片山日子神社、松尾神社。

馬場ノ下。高橋。正通寺

三、福岡村 大川端、町並。 同所迄 四里半。海上 六里半。 高 千五百六十八石一斗一升。 家數 二百六十六軒。 田畠 八十六町二段六畝二十歩。 男女 千四百六十七人。

此福岡村を初めとして、下流八日市村(下流にあらず川上なり。)福田村・豆田村・福山村、已上五箇村は、古へ上道郡にて、東大川より西にてありしが、洪水の節、川筋替りて、大川は村の西になりても、其儘上道郡なりし(寛文四年迄は上東郡福岡とあり。)が、いつ比よりか、當郡に屬せりといふ。

東は土師村・福田新田と田地境、西は大川、向は上道郡一日市(ひといち)村なり、南は福永村、北は服部村・八日市村と田地境。 麥藏。 麵線(そうめん)の名物。 與の城「稲荷山又は小鳥山共云。」(太平記比より。) 古城跡 長船長左衛門。 日蓮宗本住山實教寺了覺院、日

蓮宗教意山妙興寺淨應院。　寺內に赤松氏の墓。

私に曰く、當村は古へ備前國中の大都會にて、守護職の人も爰に居たりと見へたり、「上道郡國府は源平比其後太平記比よりは爰なり。」尊氏將軍當所に逗留の事共あり。宇喜多直家比迄も、大都會なりしが、岡山城へ宇喜多移りし後、當所の商家多く岡山へ移りしより、當所商家少くなりしと見へたり。

東。

四、八日市村「古へは上道郡なり。委しくは上に記す。」　平場。大川端。　同所迄 四里　海上 七里。　高 三百八十六石九升。家數 六十八軒、　田畠 三十六町二段五畝十四歩。男女 三百八十四人。

東は服部村と田地境、西は大川、向は上道郡一日市村なり、南は福岡村、北は長船村と田地境。　八幡宮、大將軍。

五、福永村「古へは上道郡なり。上同斷。」　平場。大川端。　同所迄 四里半。海上 六里半。　高 二百五十六石一斗六升。家數 三十四軒。　田畠 二十一町三段八畝二歩。男女 百七十四人。

東は土師村と田地境、西は大川、向は上道郡寺山村なり、南は豆田村、北は福岡村と田地境。　荒神。

六、豆田村「古へは上道郡なり。上同斷。」　平場、大川端。　同所迄 四里。海上 六里。　高 九百三十八石四升。家數 百三十二軒。　田畠 六十四町九段四畝九歩半。男女 七百七十二人。

東は下笠賀村、西は川原上道郡百枝月村の內原、南は大山村福本村と田地境。　船、一艘。　八幡宮。　眞言宗福田山圓福寺妙樹院。

八。町。

七、福山村　山寄、大川端。　同所迄 三里半。海上 五里。　高 六百七十二石一斗一升。家數 七十七軒。　田畠 四十四町一段七畝二十三歩。男女 四百三十六人。

古へは糟村といふて、上道郡なり。上同斷。

東は大富村と山田地境、西は大川、向は上道郡久保村の枝鴨越なり、南は射越村と山田地境、北は久志良村と田地境。　池、一箇所。　船、四艘。　郷藏。　八幡宮。

八、箕輪村「當村、古へは笠賀(加)新村といふよしよし。」　平場。　同所迄 四里半。海へ廻り 六里半。　高 六百六十八石二斗七升。家數 六十八軒。　田畠 四十五町六畝一歩半。男女 四百一人。

東は上師村、西は豆田村、南は上笠賀村、北は福岡村•福永村と田地境。　麥藏。　八幡宮。

九、上笠賀村　山寄。　同所迄　四里半。　高 三百七十二石四斗二升。　田畠 二十七町五段三畝二十七步。　家數 八十軒。　男女 四百五十一人。

東は北地新田と山田地境、西は豆田村と田地境、南は下笠賀村と山田地境、北は箕輪村と田地境。　村中に溜池一箇所あり。　王持八幡宮、權現。

片山。

十、下笠賀村　平場。　同所迄　四里。　高 五百六十四石六斗六升。　田畠 四十一町九段二畝十八步。　家數 百十七軒。　男女 五百八十人。

東は山手村、北地新田と山田地境、西は豆田村、南は山田庄村、北は上笠賀村と田地境。　麥藏。　當山方山伏、大樂院、清樂院、得正院（當時一軒株潰れ。）　同山伏支配の比丘尼庵四軒有（笠賀比丘尼といふて、近國の旦那を廻る。）永長、惠春、利德、壽山。

樋ノ口。北谷。後著新田。

十一、北地新田「御移封已前。」　谷間山崎。　同所迄　四里半。　高「御朱印高の外」四百十四石七斗四升。　田畠 二十五町五段六畝二十五步半。　家數 五十軒。　男女 三百十八人。

東は牛文村と山境、西は箕輪村、南は下笠賀村と山田境、北は土師村と山境。　池、二箇所。

十二、福里新田「御移封已前。」　平場。　同所迄　五里。　高 二千百七十一石七斗六升五合。　田畠 百三十六町五段二十四步。　家數 八十三軒。　男女 三百九十七人。

東は磯上村、西は服部村•福岡村、南は土師村、北は長船村、又は和氣郡新庄村と田地境。　麥藏。　海佐介墓。

長崎。干田。稻荷山。

十四、磯上村　山寄。　同所迄　五里半。　高 八百三十九石八斗九升。　田畠 八十四町九段二十五步半。　家數 百七十八軒。　男女 千二人。

東は和氣郡福田村と山境、西は福里新田と田地境、南は牛文村•飯井村、北は服部村又和氣郡新庄村と山田地境池、十二箇所。　家高八幡宮、美和神社、多賀神社。　古城山。

西ノ岡。堀。山田。大塚

十五、飯井村

山寄。同所迄　五里半。高　千百二十六石四斗四升。田畠　九十一町三段一畝十七歩半。家數　百七十四軒。男女　八百五十一人。

東は佐山村和氣郡久々井村と山田地境、西は稲里新田、南は牛文村東須惠村と田地境、北は磯上村と山田地境。池、十六箇所。麥藏。八幡宮。眞言宗宇瀧山醫王寺藥照院、日蓮宗大金山妙光寺善如院。

柏山。和田。出屋敷

十六、佐山村

谷間山寄。同所迄　六里半。高　九百七十三石九斗六升。田畠　八十八町八段一畝二歩。家數　百六十一軒。男女　九百八十九人。

東は鶴海村、西は飯(いゐ)井村と山田地境、南は福谷村東須惠村、北は和氣郡久々井村と山境。池、二十四箇所。柿名品

八幡宮。村中に四つ堂あり。

富尾。大井

十七、鶴海村「鶴見共書く。」

山寄海邊。同所迄　七里。海上　十二里。高　四百三十七石二斗三升。田畠　五十町六段七畝十歩半。家數　百九十二軒。男女　千二十五人。

東は海也、西は佐山村、南は虫明(むしあけ)村、北は和氣郡久々井村と山境。池、二十七箇所。海船、八艘。鹽濱。八幡宮、住吉大明神。一向宗西善寺、當山方山伏大藏院。横島、堂島（一に唐島とも云。）馬の上島。

十八、虫明村

山寄、海邊町並。同所迄　七里十町。海上　九里。高　二百五十六石三斗九升。田畠　三十町二段五畝四歩半。家數　百八十一軒。男女　千百四十五人。

古へは、東藻掛村とも書しよし、されども古き書に虫明と書けり。藻掛とかきても、むかけとよむといふ。

東は海なり、西は佐山村、北は鶴見村と山境、南は福谷村、間口新田と山田地境。池、十五箇所。船、四十五艘。八幡宮、井垣大明神、鍋島大明神。眞言宗黒井山等覺寺、禪宗圓通山興禪寺。名所、虫明嚮・韓泊・扇の濱・裳掛岩・王子瀧・黒井・長島・楯ヶ崎・喜島・段島・鍋島。

岩井　當村は老臣伊木家の采地にて、亭宅を建て外同家の臣こゝに居住するもの多し。

十九、福谷村「古へは、西藻掛村といふ由。」 山寄、海邊。 同所迄七里。海上九里。 高 六百石八斗五升。家數 百三十二軒。 田畠 四十八町二十二歩。男女 七百六十三人。

東は虫明村間口新田と山田地境、西は佐山村東須惠村、南は庄田村、北は佐山村と山境。 池、十四箇所。 麥藏。

惣堂大明神、三輪大明神。 船、四艘。 古城趾。

知尾

二十、間口新田 海邊。 同所迄七里。海上九里。 高 百八十八石三斗九合。田畠 十一町三段五畝二十九歩。

家はなし。福谷村より出作なり。

東は海なり。西南は福谷村、北は虫明村と山田地境。 地、一箇所。

此所を間口と名付よりは、新開出來の時、福谷村と虫明村との間へ潮さし込の入口を築き切り、新田と成る、故に兩村の論所となるにより、間口と名るよし。

二十一、東須惠村 山寄。 同所迄五里半。 高 六百二十八石九斗二升。家數 百三十軒。 田畠 五十二町七段三畝二十七歩。男女 六百二十六人。

東は佐山村と山田地境、西は牛文村、南は西須惠村、北は飯井村と田地境。 池、十四箇所。 麥藏。 八幡宮。

畑寺。島寺。穢多。

二十二、西須惠村 山寄。 同所迄五里半。 高 七百二十石五斗二升。家數 百三十八軒。 田畠 七十三町六段四畝十五歩半。男女 七百三十二人。

東は庄田村と山境、西は牛文村。山手村、南は土佐村、北は東須惠村と山田地境。 池、十九箇所。 若王子權現。

古城山 高取備中。

西谷

二十三、牛文村 山寄。 同所迄五里。 高 二百五十四石九斗六升。家數 九十三軒。 田畠 三十町七段四畝二十歩。男女 五百七十四人。

東は西須惠村・東須惠村と田地境、西は土師村、南は山手村、北は飯井村・磯上村と山田地境。 池、五箇所。 諏

訪大明神。

多門寺

二十四、山手村　山寄。　同所迄　四里半。　高　八百三十八石六升。　田畠　七十四町五段四畝十一歩。
家數　百二十一軒。　男女　七百八十四人。

東は西須惠村と山田地境、西は山田庄村・尾張村、南は下山田村と田地境、北は北地新田と山田地境。　池、七箇所。　大垣八幡宮、加茂大明神、百枝八幡宮。

眞德

二十五、南谷村「古へは南谷村。」　山寄。　同所迄　四里半。　高　六十八石五升。　田畠　三町八段四畝二十三歩。
家數　五軒。　男女　二十五人。

東は山手村と山境、西は下笠賀村と田地境、南北も同じく下笠賀村と境。

二十六、土佐村　山寄。　同所迄　四里三十町。　高　二百十五石八斗八升。　田畠　二十二町二段二畝七歩半。
家數　二十四軒。　男女　百七十七人。

東は尻海村、西は山手村と山田地境、南は佐井田村と田地境、北は西須惠村と山田地境。　池、三箇所。　土佐塚。

二十七、庄田村「古へは朝日寺。」　谷間、山寄。　同所迄　六里。　高　百四十八石五斗九升。　田畠　十七町五段八畝二十八歩半。
家數　四十七軒。　男女　二百六十七人。

東は尻海村、西は西須惠村と山境、南は佐井田村と山田地境、北は福谷村と山境。　池、二十五箇所。　眞言宗庄田山朝日寺。

二十八、横尾村「古へは、横尾山村。」　山上。　同所迄　五里。　高　百六十三石七斗七升。　田畠　十七町三段四畝六歩半。
家數　二十六軒。　男女　百人。

東は小津村、西は下山田村、南も同村と山田地境、北は土佐村と山境。

二十九、佐井田村　山上。　同所迄　五里。　高　千五百八十二石七斗九升。　田畠　百十六町三段七畝八歩半。
家數　百三十五軒。　男女　八百五十三人。

東は横尾村と山田地境、西は山手村と田地境、南は下山田村、北は土佐村と山田地境。　池、十箇所。　八幡宮。

古城山　河本家本。　麥藏。

大土井

加子浦

三十、尻海村 海邊、山寄。 同所迄 六里半。 海上 七里半。 高 四百二十五石二斗一升。 家數 二百七十四軒。 田畠 五十九町六段三畝一歩。 男女 千七百六人。

東は海なり、西は佐井田村、南は小津村と山田地境、北は庄田村•福谷村と山境。 池、二十八箇所。 海鼠 四季共に海獵あり。 若宮八幡宮、大島權現。 二端帆より二十一端帆迄の海船、百艘。 大島 大島權現。 小島 辨才天。 内島。

大土井

三十一、小津村 海端、過半は山上。 同所迄 六里半。 海上 八里半。 高 四百六十二石四斗七升。 家數 二百二十九軒。 田畠 六十八町八段三畝二十九歩。 男女 千三百三十九人。

「田畠高の内、八段十二歩鹽瀬なり。」

東は海なり、西は佐井田村、南は奥浦村、北は尻海村と山田地境。 池、三箇所。 船、八艘。 白藻 名品 當山方山伏、明王院。

栗里郷

三十二、奥浦村 海邊、山寄。 同所迄 六里。 海上 八里半。 高 二百四十九石八斗。 家數 百四十二軒。 田畠 四十町五段二畝十二歩。 男女 八百七十三人。

東は海なり、西は横尾村•上山田村と山田地境、南は牛窓村鹿忍(かしの)村と山境、北は小津村と山田地境。 池、三十二箇所。 麥藏。 名所、大泊海。 春日大明神、八幡宮、明現。

加子浦

三十三、牛窓村 海邊、山寄湊なり。 同所迄 六里二十八町。 海上 七里。 高 六百二十八石六斗四升。 家數 八百八十三軒。 田畠 百二十二町五段五畝十一歩半。 男女 四千二百四十一人。

東南は海なり、西は鹿忍村と山田地境、北は奥浦村と山境。 池、二十八箇所。 船、百六十五艘。 麥藏。

西海通船の湊にて、韓客も爰に泊す。村前は迫門(せと)なり。東南の風ある時は、泊船に不便利なれば、潮除の波戸を築き、其内に泊せば、風潮の害あるべからずとて、元祿七年、新に波戸を築かる。

遠見番所。 燈籠臺。 茶亭 御茶屋番。 在番の士一人。 名所 古へは、牛轉の字を用ゆ。 八幡宮、五香宮、天神。 古城跡 鳥山左馬頭。

日蓮宗本蓮寺 寺内に石原一族十二人の墓あり。 眞言宗寶谷山金剛頂寺眞光院 西寺といふ。 同宗海岸山妙福寺觀音院 東寺といふ。 樵父・漁者等多し。 都會にて國中第一の繁榮なり。 町數。

中浦。綾浦。紺浦。紺浦城

三十四、大浦新田 牛窓東の町はづれ。 高「御朱印高の外」八石六斗九升。 田畠 一町七段四畝二十五歩半。

民家なし。本村より行て耕作す。

前島 宮本村に屬す。古へは塵輪島。 鼠島、上筏、下筏、大島、釜のふた島、中の小島、木島、黑島、端の小島、百尋そはい。 晴（暗カ）礁。

三十五、鹿忍村 海邊山寄。 同所迄 六里。海上 六里。 高 七百九十三石五斗。 家數 三百六十軒。 田畠 百三十二町五畝三歩半。 男女 二千四百人。

田畠高の内、七町四段三畝十八歩半。 鹽濱、鹿忍鹽といふ國中鹽の名品なり。

東は牛窓村、西は千手村・久々井村と山田地境、南は海なり、北は奥浦村・上山田村と山田地境。 池、三十八箇所。 五社大明神。 船、五十九艘。 御崎大明神、國師大明神、天神、明現。 古城山。 大船山寶光寺 寺内に小笠原兵部少輔墓、馬場左近墓。 小島 島内に辨才天。 蓮ケ崎、矢寄濱。

子父雁ゝ小里安

三十六、千手村 山上。 同所迄 五里。 高 二百六十二石六斗。 家數 六十九軒。 田畠 十七町六段一畝二十九歩半。 男女 三百六十一人。

東は鹿忍村、西は藤井村と山田地境、南は東片岡村と山境、北は上阿知村と山田地境。 池、十三箇所。 山王宮、地主權現、報恩大師、眞言宗千手山弘法寺遍明院 寺内にきみが塚。

三十七、藤井村 谷間山寄。 同所迄 五里。 高 四百五十一石三斗七升。 家數 六十六軒。 田畠 三十八町八段一畝九歩。 男女 四百十八人。

東は千手村と山田地境、西は寄毛（しゅくも）村・幸崎村と田地境、南は東片岡村、北は宿毛村と山田地境。 池、六箇所。 藤井孫次郎惟景宅地跡。 安仁神社、瀧權現、山王權現。

丸山「圓山とも書。」

三十八、久々井村　海邊山寄。　同所迄五里。海上四里半。　高百六石七升。家數四十九軒。　田畠十二町四段一畝十四歩。男女三百四十五人。

東は鹿忍村、西は西片岡村と山境、南は海なり、北は東片岡村と山境。　池、六箇所。　船、二十艘。

「田畠高の内、一町一段三畝十四歩は、鹽濱なり。」

三十九、犬島　周圍一里三十一町三十間。　海上　四里半。　高「御朱印高の外」八石四斗一升五合。家數二軒「外に番所一軒。」　田畠一町七段六畝二十六歩半。男女十三人。

天滿天神。　船、三艘。　眞石　國中の名品、犬島石といふ。　古跡なり　枕草紙に見へたり。　戸坂の穴。　大島、竹の子島、小島、つゝみ島、白石島、皷ヶ瀬暗礁、いはし暗礁　右何れも犬島に屬す。

四十、東片岡村　山寄。　同所迄五里。船路五里。　高七百十一石六斗八升。家數百九十四軒。　田畠八十九町七段四畝三歩半。男女千三百五十二人。

古へは、東西片岡村本一村にして、入賀村といひしなり。後別れて二村となりし。

は藤井村・千手村と山田地境、西は幸崎村と田地境、南は西片岡村、北は宿毛村と山田地境。　池、二十三箇所。

八幡宮、天神。　朝日山城。　船、八艘。　麥藏。　西幸島　貞享年中新田と成今は陸地となる。

法田

四十一、西片岡村　山寄。　同所迄四里半。船路三里半。　高二百六十三石四斗七升。家數百二十三軒。　田畠六十六町三段七畝二十五歩。男女六百四十四人。

東は東片岡村・久々井村と山田地境、西は幸崎村と田地境、南は海なり、北も東片岡村と山田地境。　池、三十一箇所。　船、七艘。　明現。　大つげの城　片岡八郎經春。

四十二、正儀新田　御移封已前。　海邊山寄。　同所迄四里半。船路三里半。　田畠三十一町八段四畝一歩。家數六十五軒。　男女五百六十五人。

東北は本村と山田地入交り、西南は海なり、村南の出崎を東米崎といふ。古へは、光明崎と云由。　船、十二艘。　女冠者。　飯盛島　飯の山といふ。磯部にある小島なり。今陸と大方一所なり。島の内辨才天の祉ありとあれ共、今はなし。　臼島。

四十三、東幸崎村「貞享元年甲子新墾。」　海邊平場。　同所迄　五里。　舟路　四里半。

高　「御朱印高の外」三千三百三十六石七斗五升。　田畠　百七十五町六段三畝二十七歩。
家數　八十三軒。　男女　五百二十八人。

東は東片岡村・西片岡村、西は幸田村と田地境、南は内海なり、北は宿毛村・邑久郷村と田地境。　脇島　島中に佛岩といふあり

西幸崎　玉島。

四十四、北幸田村「貞享元年甲子新墾。」　海邊平場。　同所迄　三里半。　海上　四里半。

高　「御朱印高の外」三千二百三十四石六升一合。　田畠　百六十九町六段一畝二歩。
家數　五十二軒。　男女　三百三十五人。

東は幸崎村と田地境、南は海なり、西は幸西村と悪水川を境、北は邑久郷村・神崎村と田地境。　船、二艘。　白石明神、稲荷。

南幸田　東島崎「幸島とも書、古へは神島の字。」

四十五、東幸西村「貞享元年甲子新墾。」　海邊平場。　同所迄　三里半。　海上　三里。

高　「御朱印高の外」三千六百七十九石七斗六升五合。　田畠　二百十六町七段八畝十九歩。
家數　百軒。　男女　六百三十四人。

東は幸田村と悪水川を堺ひ、西は大川、向は上道郡沖新田なり、南は海なり、北は神崎村・乙子(おとこ)村と田地境。　船、五艘。　鍋島　今は陸地。　飯島　百しまとも。

西幸西　鶊嶋(ひしやこ)、卒都婆島、羽島、大羽、中羽、小羽。

幸崎・幸田・幸西の三村を幸島新田と唱ふ。

四十六、上阿知村　谷間山寄。　同所迄　五里。

高　二百五十九石七斗九升。　田畠　三十一町一段七畝二歩半。
家數　八十三軒。　男女　五百十六人。

古へは、東阿知村といふ。

東は鹿忍村と山境、西は下阿知村・宿毛村と山田地境、南は藤井村、北は大ケ島村と山境。　池、十八箇所。　春日

宮、天神。　作州山城。

島池

四十七、下阿知村　谷間、山寄。　同所迄　四里二十町。　高　四百十六石五斗五升。　田畠　三十五町五畝十七歩。　家數　七十五軒。　男女　四百七十一人。

東は上阿知村、西宿毛村と田地境、南は藤井村、北は大ケ島村と山境。　池、十二箇所。　村中に四つ堂本尊藥師。

野々串。坪合

四十八、宿毛村　山寄。　同所迄　五里。　舟路　四里。　高　五百九十石。　家數　百一軒。　田畠　五十一町五段一畝三歩半。　男女　六百六十八人。

東は下阿知村、西は邑久鄉村と山田地境、南は幸崎村と田地境なり、北は邑久鄉村と山田地境。　池、四箇所。

船、二艘。

牛能

四十九、邑久鄉村　山寄。　同所迄　四里半。　船路　四里。　高　九百二石二斗一升。　家數　二百六十五軒。　田畠　百二町八畝二十五歩。　男女　千七百八十七人。

東は宿毛村、西は神崎村と山田地境、南は幸島村と田地境、北は長脇村と山境。　池、十六箇所。　麥藏。　船、六艘。　八幡宮、天神、龐御山明神。　宇喜多五郎右衞門墓。　江岸寺城宇喜多五郎左衞門。　城島。　古墳。

清野。內山。吉塔古跡なり。

五十、神崎村　山寄。　同所迄　三里半。　舟路　四里半。　高　二百五十八石四斗。　家數　百九十一軒。　田畠　八十三町七段二十五歩半。　男女　千二百十人。

東は邑久郡、西は乙子村と山田地境、南は幸田村と田地境、北は長沼村と山境。　池、三箇所。　船、十六艘。　乙子大明神。　天台宗吉塔山成願寺。　古城跡。

五十一、乙子村「古へは、音湖の字を用ゆ。」　海邊、山寄。　同所迄　三里半。　舟路　三里半。　高　五百四十三石六升。　家數　七十八軒。　田畠　三十町九段九畝十歩。　男女　五百四人。

東は神崎村と山田地境、西は大川、向は上道郡金岡村沖新田なり、南は幸西村と田地境、北は長沼村・新村と山

田地境。　船、二十三艘。　麥藏。　若宮大明神。　青湖城 宇喜多三郎左衛門直家。　和田備後守範家墓。

五十二、長沼村　山寄。　同所迄　四里。　高　千百九十石五斗四升。　田畠　八十四町一段九畝二十八歩半。　家數　百四十五軒。　男女　七百八十人。

東は大ヶ島村と山田地境、西は五明村と田地境、南は邑久郷村・神崎村・乙子村と山田地境、北は北地村と田地境。　池、四箇所。　五輪 田原藤太秀郷墓。　八幡宮。　高尾城 宇喜多勘兵衛。

圓定寺。　東谷。

五十三、五明村　平場。　同所迄　三里半。　高　五百六十一石七斗六升。　田畠　三十七町二段五畝五歩半。　家數　五十七軒。　男女　三百四十九人。

東は長沼村・北地村、西は濱村、南は北地村、北は門前村と田地境。

五十四、新村　平場、大川端。　同所迄　三里十町。　船路　三里半。　高　六百四十六石八斗。　田畠　五十三町九段一畝二十九歩。　家數　七十一軒。　男女　四百十人。

東は五明村と田地境、西は大川、向は上道郡金岡村なり、南は乙子村、北は濱村と田地境。　船、八艘。　白山權現。

五十五、濱村　平場、大川端。　同所迄　三里。　舟路　四里。　高　千七百一石七斗五升。　田畠　五十九町四段九畝六歩。　家數　百二十軒。　男女　六百五十五人。

東は五明村、北は川口村、南は新村と田地境、西は大川、向は上道郡西大寺村なり。　船、十三艘。　古城跡 宇喜多宗院。

同人墓も當村に在り。　春日大明神。

久留。

五十六、門前村　平場。　同所迄　四里。　舟路　五里。　高　八百三十六石六斗六升。　田畠　四十七町三段四畝歩。　家數　五十一軒。　男女　三百四十八人。

東は北地村、西は新地村、南は五明村、北は射越村と田地境。

五十七、新地村　平場、大川端。　同所迄　三里半。　船路　五里。　高　五百九十七石七斗八升。　田畠　三十九町四段一畝十九歩。　家數　五十九軒。　男女　三百三十四人。

當村を古へは、荷橋といひしや、上寺の涅槃像裏書に、荷橋とあり。

東は北地村•門前村と田地境、西は大川、向は上道郡西大寺村なり、南は川口村、北は射越村と田地境。船、四艘。山王權現。

五十八、川口村　平場、大川端。同所迄　三里半。舟路　四里半。高　五百六十六石四斗九升。家數　五十二軒。田畠　三十六町二段八畝五步。男女　三百十六人。

東は門前村、西は大川、向は上道郡西大寺村なり。南は濱村、北は新地村と田地境。麥藏。八幡宮。

五十九、射越村　平場、大川端。同所迄　三里半。舟路　五里。高　二百七十一石四斗。家數　五十六軒。田畠　十九町四段二十五步。男女　三百八十九人。

東は北地村と山田地境、西は大川、向は上道郡原村なり、南は新地村と田地境、北は福山村•上寺村と山田地境。

船、二艘。城跡。瓜•茄子の名品。

和•田•

六十、上寺村「古へは、上寺山村と云。」　山上。同所迄　四里。高　二百九石三斗七升。家數　二十七軒。田畠　十町七段二畝十五步。男女　九十七人。

東は向山村、西は射越村•福山村、南は北地村、北は大富村と山田地境。正八幡宮。天台宗上寺山餘慶寺本乘院。祠官成業氏に佐々木の鎧あり。

六十一、北地村「古へは、東北池村と云。」　山寄。同所迄　四里。高　九百三十一石八斗六升。家數　百一軒。田畠　六十二町九畝二十七步。男女　七百四人。

東は閏徳村、西は射越村、南は五明村•長沼村と田地境、北は上寺村•向山村と山田地境。八幡宮。

田•淵。荷•歩•田•

六十二、大ケ島村　山寄。同所迄　四里。高　二百二十八石一斗四升。家數　三十八軒。田畠　十四町四段九畝一步半。男女　二百一人。

東は圓張村、西は長沼村と山田地境、南は上阿知村•下阿知村と山境、北は北地村閏徳村と田地境。池、一箇所。煙草。權現、天神、山王、笠松明神。砥石城宇喜多能家。高取城島村彈正左衛門より代々。天台宗大雄山等覺院寺内に宇喜多能家墓。

長•谷•

六十三、圓張村 山寄。 同所迄 四里半。 高 二百十七石二斗六升。 田畠 二十三町八段二畝十五歩。 家數 七十八軒。 男女 四百三十四人。
東は下山田村、西は大ヶ島村と山田地境、南も大ヶ島村と山境、北は尾張村・包松村と田地境。 池、三箇所。 大鋸を製す。 天神。 村東に四つ堂あり 本尊觀音。

六十四、上山田村 谷間、山寄。 同所迄 五里半。 高 三百九十三石七斗七升。 田畠 三十三町八段一畝二十八歩。 家數 九十八軒。 男女 六百六十一人。
東は佐井田村と山境、西は下山田村と山田地境、南は下阿知村と山境、北は下山田村と山田地境。 池、十三箇所。 古城山。 貴船大明神、八幡宮、天神二社。

六十五、下山田村 谷間、山寄。 同所迄 五里。 高 七百二十五石八斗二升。 田畠 五十六町七段五畝五歩半。 家數 百四十三軒。 男女 九百七十一人。
東は横尾村、西は圓張村、南は上山田村と山田地境、北は尾張村と田地境。 池、九箇所。 八幡宮。

六十六、包松村 平場。 同所迄 四里。 高 九百五十五石三斗七升。 田畠 五十八町五段三畝半歩。 家數 八十一軒。 男女 四百二十九人。
東は尾張村、西は閏德村、南は圓張村・大ヶ島村、北も尾張村と田地境。

六十七、閏德村 「古へは郷村といふ。」 平場。 同所迄 四里。 高 八百六十三石九斗六升。 田畠 四十七町八段六畝二十二歩。 家數 五十六軒。 男女 三百二十八人。
東は包松村と田地境、西は大窪村・百田村と用水川を限り、南は大ヶ島村、北は尾張村・百田村と田地境。

今田

六十八、尾張村 平場。 同所迄 四里。 高 二千三百十五石二斗二升。 田畠 百四十町九段三歩半。 家數 百八十八軒。 男女 千五十二人。
東は山田庄村・山手村、西は百田村・壬（閏）德村、南は包松村・圓張村・下山田村、北は山田庄村・下笠加村と田地境。
百枝八幡宮。 古城趾 鷲見越中。

小物屋

六十九、山田庄村　平場。　同所迄　四里。　高　千四百五十五石八斗七升。　田畠　九十一町三段七畝九歩。　家數　百二十九軒。　男女　六百八十七人。

東は山手村と山田地境、西は尾張村、南も同村、下（北）は下笠賀村と田地境。　池、□箇所。　麥藏。

原。北山

七十、百田村　平場。　同所迄　四里。　高　五百四十九石七升。　田畠　二十七町九段二畝十九歩。　家數　四十六軒。　男女　二百四十七人。

東は尾張村、西は宗三村、南は大窪村、北は福本村と田地境。

七十一、宗三村　平場。　同所迄　四里。　高　三百九十二石一斗三升。　田畠　二十二町四段六畝十三歩。　家數　三十軒。　男女　百七十八人。

東は百田村、西は久志良村・大富村、南は大窪村、北は福本村と田地境。　明現宮。

七十二、大窪村　平場。　同所迄　四里。　高　八百五十五石三斗。　田畠　四十町五段五畝十五歩。　家數　五十軒。　男女　二百五十九人。

東は壬徳村、西は大富村、南は北地村、北は百田村・宗三村と田地境。　阿知木八幡宮。

北山

七十三、向山村　山寄。　同所迄　四里。　高　九百四十三石五斗一升。　田畠　五十二町三段三畝十四歩半。　家數　七十五軒。　男女　五百四人。

東は大窪村と田地境、西は上寺村、南は北地村、北は大富村と山田地境。　今木城　源平の戰比より在。

七十四、大富村　山寄。　同所迄　四里。　高　千五百三十三石八斗一升。　田畠　六十九町七段三畝三歩半。　家數　百十軒。　男女　六百八十七人。

東は大窪村と田地境、西は福田村と山田地境、南は向山村、北は久志良村と田地境。　八幡宮。　光明寺城　大富太郎幸範

七十五、大山村　「古へは、大山寺村といふ。」　山寄。　同所迄　四里。　高　百三十五石二斗。　田畠　十二町八段三畝十八歩半。　家數　十五軒。　男女　六十六人。

東は福本村、西は久志良村、南は福山村と田地境、北は大川、向は上道郡西隆寺村なり。　八幡宮。　古城跡。

七十六、久志良村　平場、大川端。　同所迄　四里。　船路　六里。　高　五百九十一石六斗三升。　田畠　四十二町一段四畝二十四歩。　家數　七十五軒。　男女　四百四十七人。

東は大山村と田地境、西は大川、向は西降寺村なり、南は大富村、北は福本村と田地境。平池、三箇所。舟、一艘。八幡宮、大明神。

山根。穢多

七十七、福本村　平場、大川端。同所迄四里。舟路七里。高七百九十九石六斗七升。田畠五十六町一段三畝二十六歩半。家數七十九軒。男女四百二十八人。

古へは、當村を芝下村といふ。寛永四年改帳には柴下村とあり。

東は尾張村、西は久志良村、南は宗三村、北は豆田村と田地境。岡八幡宮。

本村　六十八箇村。　枝　六十四。

新田　七箇村。　田畠　四千四百七十一町八段五畝十五歩　古地新田鹽濱共。

高　四萬五千五百八十三石九斗五升。　新田高　一萬三千二十五石六斗八升。

池　五百三十二箇所。　家數　八千五百八軒　寺社共。

男女　五萬五百六十一人。　船　六百二十六艘。

吉備温故秘録　巻之八（村落六）終

吉備温故秘録 巻之九

村落七 目録

大澤惟貞輯録

上道郡

一、門田村 徳吉
二、網濱村
三、平井村
四、湊村 東湊
五、圓山村 岩坪
六、澤田村
七、瓶井門前村
八、國富村 森下、新畠
九、原尾嶋村 尾島
十、藤原村 出屋敷
十一、清水村 小淵
十二、穝村
十三、中嶋村
十四、八幡村
十五、荒井村
十六、赤田村
十七、高屋村
十八、中井村
十九、國府市場村 新屋敷
二十、今在家村 西今在家
二十一、祇園村 惣社、長守 西田、山浦
二十二、段の原村
二十三、脇田村
二十四、中田村
二十五、湯迫村
二十六、四の御神村
二十七、雄町村
二十八、關村
二十九、乙多見村 日千屋
三十、財村
三十一、長原村
三十二、下村
三十三、神下村
三十四、苅田村
三十五、勅旨村
三十六、今谷村
三十七、當麻村
三十八、岩間村
三十九、海面村
四十、中川村
四十一、瓫野新田
四十二、松崎新田
四十三、松崎村
四十四、大多羅村
四十五、目黒村

吉備溫故秘錄卷之九（村落七）目錄終

吉備溫故秘錄 卷之九

大澤惟貞輯錄

村落 七

上道郡

一、門田村 山寄。 京橋迄 十町。 高 五百四十二石四斗三升。 田畠 三十四町三段六畝二十六歩半。 家數 五十三軒。 男女 七百七人。

東は濱村・圓山村と山境、西は網濱村と田地境、南は平井村網濱、北は國富村と山田地境。 池、三箇所。 東照大權現宮、玉井宮 八月二十四日祭り。 天台宗東岳山松客寺利光院、淨土宗高照山台崇寺圓月院、眞言宗幣立山能滿寺、同宗聖滿山大福寺法成院、天台宗愛宕山十輪寺松壽院、禪宗青龍山松琴寺、同宗大華山格岸寺、同宗神光山蓬雲寺、淨土宗通眞山圓乘寺、同宗平□山玉峰院。 山伏 本山方。 快樂院、圓万院、源成院、千手院、滿性院、寶藏院。 峠の茶屋半分は當村、半分は湊村なり。 石風呂 今は絶ゆ。

德・吉・ 淨土宗一心山常念佛寺一行院、眞言宗塔の山德與寺藥師坊 寺内に宇喜多秀家の母の墓。 同宗能滿山觀音寺大乘院、車座あり。 當山の山に、非人山あり、新山といふ。

二、網濱村 「岡山士屋敷と續き。」 平場。 高 八百八十石七斗三升。 田畠 四十八町二段六畝八歩半。 家數 百二十軒。 男女 六百七十六人。

東は門田村と田地境、西は大川、向は岡山町家也、南は平井村と山田地境、北も門田村・岡山町なり。 池、四箇所。 倉安川新川 尻に水門番所あり 高瀨船の出入を改。 荒神 玉井宮の末社。 天神 此處を天神屋敷といふ。 蟲、藻深谷。 麥藏。 眞言宗寶壽山安樂寺上生院。

當村東南の山に非人山あり、古山といふ。又、南方大川堤の外に、柳原といふ所あり、罪人死刑の場所なり 今の死刑場少し南へ寄 平井村分。

加子浦　平場。　京橋迄　一里。　高　千三百十八石八斗。　田畠〔百十九町五段八畝一歩半。四十八町二段七畝二十四歩。

三、平井村　「古へは、吉田村といひしよし。」　大川端。　舟路　三十町。　家數〔二百二十四軒。百十六軒。　男女〔千三百十一人。七百二十五人。

東は湊村倉田新田と山田地境、西は大川向は御野郡濱野村なり、南は沖新田と田地境。池、四箇所。船、五十八艘。

一村の內にて三つ分れ、上平井・下平井・洲賀等と唱ふ。此所の民漁者多し、年中業とす。白魚の名所。竹の子笠。日蓮宗平井山妙廣寺（寺內に、平井助之進母の墓。）同宗沖邑山妙樂寺惠性院。元平井といふ處あり、此處に名高き平井の清水あり、今は此處を五軒屋といふ。老臣、日置元八郎・池田隼人・伊木長門・土倉四郎兵衞・池田和泉五人の船入あり、和泉舟入邊より川下を八段地といふ。倉安川二の水門あり。古城跡（平井右兵衛尉家兼。）大川端に罪人死刑の場所あり。

四、湊村　山寄。　同所迄　一里。船路　一里。　高　四百十九石二斗。　家數　百十六軒。　田畠　四十八町二段七畝二十四歩。　男女　七百二十五人。

古へは、春の湊村といひしが、宇喜多の頃、其唱長しとて湊とばかりに改めしといふ。名所の春の湊といふも此處なり。

東は圓山村、西は平井村と山田地境、南は倉田新田と田地境、北は門田村・網濱村と田地境。池、五箇所。船、七艘。池の內（大池の端）茶店あり。天台律瑞光山佛心寺。峠の茶屋（半分當村。半分門田村なり。）

東湊。

五、圓山村　山寄。　同所迄　一里。　高　四百六十八石七斗三升。　田畠　二十七町二段五畝七歩半。　家數　七十七軒。　男女　四百七十四人。

東は福泊新田、西は湊村と山田地境、南は山崎新田・倉田新田と田地境、北は澤田村と山境。池、七箇所。八幡宮。古城跡（寺尾十左衞門。）禪宗護國山曹源禪寺、寺中長泉庵、下寺、眞言宗光明院、天台宗玉泉院、淨土宗清光院、日蓮宗大光院（寺中に、大疊上人の墓あり。）

岩坪。

六、澤田村　山寄。　同所迄　三十四町。　高 五百八十二石三升。　田畠 三十四町二段二畝十二歩半。　家數 五十三軒。　男女 三百四十七人。

東は今谷村、西は瓶井(みかゐ)門前村山田地境、又原尾嶋村と田地境、南は圓山村と山境、北は高屋村と田地境。　池、四箇所。　眞言宗澤田山恩德寺西方院。　明禪寺城 宇喜多直家築。　當所古跡あり。

七、瓶井門前村　山寄。　同所迄　五町。　高 百三十七石八斗六升。　田畠 十一町六段七畝二十二歩半。　家數 三十二軒。　男女 百五人。

東は澤田村と山境、西は國富村と山田地境、南は門田村と山境、北は原尾嶋村と田地境。　瓶井八幡。　眞言宗瓶井山禪光寺安壽院 寺中十院。

八、國富村　山寄。　同所迄　五町。　高 七百四十六石七斗二升。　田畠 十六町二畝二十四歩半。　家數 五十一軒。　男女 二百八十五人。

東は原尾嶋村・瓶井門前村と山田地境、西は岡山町、又御野郡濱村と田地境、南は門田村と山田地境、北は濱村と田地境。　眞言宗勝鬘(まん)山法輪寺明王院、禪宗國富山少林寺 五百羅漢在。　比丘尼山城 國富左衞門佐。

森下・「町續き。」 田畠 二十六町八畝十七歩。　家數 四十三軒。　男女 二百五十八人。

桃子名物、御堂桃といふ。　繭笠。

新畠・

九、原尾嶋村 「古へは原村。」　平場。　同所迄　十町。　高 九百七十四石一斗六升。　田畠 五十八町四段二十六歩。　家數 八十九軒。　男女 五百人。

東は澤田村・藤原村、西は御野郡濱村・同郡東河原村、南は門前村・國富村、北は藤原村と田地境。

百間川東堤に一本松、西國海道茶屋あり、六枚橋の茶屋といふ。　鬼道八幡宮。　眞言宗興雲山龍翔寺。　南に立石明神。　洪水の節用船あり。　尾嶋池 長三百間。幅二十間。　倉淵。　麥藏。

尾島・

十、藤原村　平場。　同所迄　一里。　高 四百七十三石八斗一升。　田畠 二十九町一段二畝半歩。　家數 三十一軒。　男女 百六十三人。

東は高屋村。西は原尾嶋村・穝村、南も原尾嶋村・高屋村、北は清水村と田地境。

村前西國海道茶屋あり、是を二本松の茶屋といふ。少し東に一里塚あり、榮町より一里。

出。屋。敷。

十一、清水村　平場。　同所迄　一里。　高 六百十一石七斗。　家數 四十七軒。　田畠 三十九町七段二畝十九歩。　男女 三百七十三人。

東は關村、西は財村、南は藤原村・原尾嶋村、北は荒井村・新屋敷村と田地境。

小。淵・

十二、穝村　平場。　同所迄　一里。　高 二百九十一石九斗八升。　家數 三十八軒。　田畠 二十三町三段五畝八歩半。　男女 二百十三人。

東は藤原村・清水村、西は八幡・中嶋村、又は御野郡河原村、南は原尾嶋村、北は新屋敷村と田地境。

十三、中嶋村　平場、大川端。　出石迄　二十町。　高 二百九十五石八斗九升。　家數 四十九軒。　田畠 二十三町七段四畝十二歩。　男女 二百八十四人。

東は八幡村　村と田地境、西は大川を限り、向は御野郡三野村・北方村なり、南は同郡竹田村、北は今在家村と田地境。　古城跡　中島筑前・同大炊。　首塚。

百間川の荒手より京橋上の鳫木三ツ日と高さ同斷積。

十四、八幡村　平場。　同所迄　二十五町。　高 百二十六石四斗七升。　家數 二十五軒。　田畠 十一町二十五歩。　男女 百四十九人。

東は新屋敷村・今在家村、西は中嶋村、南は穝村、北も今在家村と田地境。　八幡宮　八月十五日祭禮なり。九月二十五日民家祭禮。　三祖神社。

十五、荒井村　平場。　同所迄　一里。　高 五十石五斗八升。　家數 七軒。　田畠 三町四段六畝十二歩半。　男女 五十六人。

東は中井村、西は新屋敷村、南は清水村、北は中井村と田地境。

十六、赤田村　平場。　同所迄　一里。　高 三百二十石四斗四升。　家數 四十五軒。　田畠 二十二町三段一畝十五歩。　男女 二百二十二人。

東は關村高屋村、南は高屋村藤原村、西は清水村、北も同村と田地境。村北に藥師堂あり。胡蘿蔔名物。石田。

十七、高屋村　平場。　同所迄　一里。　高　七百八十八石七斗三升。　田畠　四十八町八段七畝十歩。　家數　五十二軒。　男女　二百六十九人。

東は關村勅旨村、西は藤原村、南は澤田村、北は赤田村と田地境。　村前西海道茶屋あり、　道端に四ツ堂あり。

八幡宮。

十八、中井村　平場。　同所迄　一里。　高　六百三十二石二斗七升。　田畠　三十八町一段五畝十三歩半。　家數　四十八軒。　男女　二百八十四人。

東は雄町村、西は新屋敷村、南は清水村・荒井村、北は國府市場と田地境。　清水用水、川の内に井筒あり、是より清水湧出せり、至つて冷水なり　川中の井の上略にて村名とせしなり。

十九、國府市場村　平場。　同所迄　一里。　高　千三百十九石一斗八升。　田畠　八十一町十歩。　家數　百十八軒。　男女　六百五十二人。

東は四御神村、西は祇園村、南は中井村、北は湯迫村と田地境。　國長宮　卜定宮ならん。　天台宗法泉寺、同宗泉福寺。

古へ當國の國府の古跡なり。

新屋敷。

二十、今在家村　平場、大川端。　同所迄　一里。　舟路　同斷。　高　百七十石七斗七升。　田畠　二十五町一段七畝一歩。　家數　七十八軒。　男女　四百十七人。

東は國府市場村と田地境、西は大川を限り、向は御野郡三野村なり、南は新屋鋪村・中嶋村・八幡村、北は祇園村と田地境。　天台宗祥雲院花藏坊。　五靈天神宮　八月十五日祭り。　古官道にして、釣の渡し守子孫今に在。

西今在家。

二十一、祇園村　平場、大川端。　同所迄　一里五町。　船路　一里。　高　二百十二石五斗八升。　田畠　二十八町八段七畝十三歩半。　家數　六十七軒。　男女　五百十九人。

東は脇田村・中田村、南は今在家村と田地境、西は大川を限り向は御野郡中原村なり、北は段の原村と山境。

船五艘。

長守。西田。山浦。

惣社　惣社大明神 九月十三日祭り。

二十二、段の原村　谷間、大川端。　同所迄 一里三十町。船路も 同斷。　高 二十六石二斗五升。家數 三軒。　田畠 二町七畝二十五步。男女 二十五人。

東は矢澤村・土田村と山境、西は御野郡中原村と田地境、南は祇園村、北は赤坂郡牟佐村と山境。　正八幡宮 八月十五日祭り。　龍口天神山城 最所氏代々。　紙漉奉書紙上品。

二十三、脇田村　山寄。　同所迄 一里十町。　高 七十七石二斗五升。家數 二十五軒。　田畠 五町八段七畝二十八步半。男女 百五十一人。

東は湯迫村、西は祇園村と山田地境、南は中田村と田地境、北は段の原村と山境。　池、一箇所。　山王權現 九月十五日祭り。　天台宗脇田山安養寺常行院。

二十四、中田村　平場。　同所迄 一里十五町。　高 二百七十九石六斗四升。家數 十九軒。　田畠 二十町二段八畝二十八步半。男女 百二十九人。

東は湯迫村・國府市場村と山田地境、西は祇園村、南は國府市場村、北は脇田村と田地境。

二十五、湯迫村　山寄。　京橋迄 一里十八町。　高 七百九石九斗七升。家數 七十九軒。　田畠 四十四町八段六畝九步半。男女 四百九十九人。

東は四の御神村と山田地境、西は中田村、南は國府市場村と田地境、北は段の原村と山境。　池、一箇所。　山王宮 九月中の申の日祭。　天台宗湯迫山淨土寺新成院、淨土寺の內の常子塚。　古城跡 彌延大和守。　關白屋鋪。

二十六、四の御神村　「古へは、土師村といふよし。」　山寄。　同所迄 二里。　高 六百六十九石三斗二升。家數 六十一軒。　田畠 四十四町一段二畝三步半。男女 三百六十九人。

東は土田村、西は脇田村と山田境、南は雄町村と田地境、北は段の原村と山境。　大神神社。

二十七、雄町村　平場。　同所迄 一里半。　高 七百二十九石八斗一升。家數 六十一軒。　田畠 四十三町六段十二步。男女 三百三十一人。

初は小町村とも云しが、正德元年より雄の字を用ゆ。

東は長原村・土田村、西は中井村、南は國府市場村と田地境。　麥藏。

雄町井上池上に湧出し、名水いふばかりなり、惣て當村は清水湧出る、國中第一の井水なり。

二十八、闘村　平場。　同所迄　一里。　高　七百六石七斗八升。　田畠　四十五町一段八畝四歩半。　家數　六十一軒。　男女　三百三十一人。

東は乙多見村、西は赤田村、南は勅旨村・高屋村、北は雄町村と田地境。

村前西海道茶屋あり、追分といふ。北側計なり、南側は勅旨なり。

二十九、乙多見村　平場。　同所迄　一里二十町。　高　六百二十一石七斗四升。　田畠　三十七町八段二十一歩半。　家數　五十二軒。　男女　二百七十四人。

東は長原村、西は闘村、南は勅旨村・荊田村、北は雄町村と田地境。　八幡宮。　村前西國海道。

日・・千屋

三十、財村　平場。　同所迄　一里半。　高　百一石二斗一升。　田畠　五町七段五畝二十五歩。　家數　二十五軒。　男女　百九人。

東は長原村、西は乙多見村、南は神下村、北は土田村と山田地境。　天神。　村前西國海道茶屋あり。

三十一、長原村　平場。　同所迄　一里半。　高　五百九十石二斗九升。　田畠　三十四町六段二畝一歩半。　家數　三十九軒。　男女　二百六十人。

東は下村、西は財村、南は神下村、北は土田村と田地境。　村前西國海道茶屋あり。

三十二、下村　平場。　同所迄　一里半。　高　九百五石一斗二升。　田畠　五十二町四段二畝十八歩半。　家數　五十五軒。　男女　三百五十四人。

東は南方村と山田地境、西は神下村と田地境、南は當麻村・長利村と山田地境、北は宍甘村と田地境。　浮田大明神。

三十三、神下村　平場。　同所迄　一里半。　高　六百六石六斗。　田畠　三十六町五段五畝二十五歩。　家數　六十七軒。　男女　四百三十人。

東は當麻村・下村、西は乙多見村・荊田村、南は岩間村、北は長原村と田地境。　天神。　穢多。

三十四、荊田村　平場。　同所迄　一里。　高　百九石二斗四升。　田畠　六町四段一畝八歩半。　家數　十七軒。　男女　八十五人。

東は神下村・今谷村、西は勅旨村、南は今谷村、北は乙多見村・神下村と田地境。

三十五、勅旨村　平場。　同所迄　一里餘。　高　五百十三石二斗四升。　田畠　三十町六段四畝七歩半。　家數　三十六軒。　男女　二百四十二人。

東は苅田村、西は澤田村と田地境、高屋村と山田地境、南は圓山村と山境、北は乙多見村と田地境。　池、二箇所。

春日大明神。

村より西の方、西國海道茶屋あり。上方道と邑久郡道との分れ道あり、依て分れの茶屋と巳前はいひしが、正德元年辛卯年十月八日より、追分の茶屋と改名、北側は關村なり、南側は當村なり。　又當村を勅使と書きたるあり、誤なり。上古の勅旨田の名、殘りたるなるべし。

三十六、今谷村　山寄。　同所迄　一里餘。　高　四百三十六石九斗四升。　田畠　二十六町五歩半。　家數　七十二軒。　男女　三百四十五人。

東は海面村・岩間村と山境、西は勅旨村と田地境、南も海面村と山境、北は苅田村・勅旨村と田地境。　池、一箇所。　深田大明神。　眞言宗今谷山長樂寺光明院。

三十七、當麻村　山寄。　同所迄　一里半。　高　三百八十六石。　田畠　二十一町四段三歩。　家數　四十軒。　男女　百八十四人。

東は長利村、西は岩間村、南は中川村、北は下村と田地境。　五社大明神。

三十八、岩間村　山寄。　同所迄　一里半。　高　百七十八石七斗五升。　田畠　十二町六段一畝八歩。　家數　三十四軒。　男女　百六十八人。

東は當麻村と田地境、西は今谷村と山田地境、南は中川村と山境、北は神下村と田地境。　權現宮。　眞言宗岩間山西明寺山本院。　梅の名所　いまいの里といふ名所は當村ならん。

三十九、海面村　山寄。　同所迄　一里十町。新川船路　一里半。　高　千二百十石二斗五升。　田畠　八十町六段十四歩半。　家數　百十七軒。　男女　八百七人。

東は中川村と田地境、西は福泊新田・今谷村と山田地境、南は福吉新田と田地境、北は岩間村と山境。　池、五箇所。　船四艘。　麥藏。　吉備神社。

四十、中川村　平場。　同所迄　一里二十八町。　船路　二里。　高　千三百五十一石九斗一升。　家數　百六十一軒。　田畠　七十一町三段五畝二十五歩半。　男女　三百九十五人。

東は大多羅村と田地境、西は海面村・岩間村と山田地境、南は枝益野新田、北は當麻村・長利村と田地境。　船、十二艘。　正木城　岡但馬。　正木の井。

四十一、益野新田「御移封以前。」「古へは、中川新田。」　同所迄　二里。　高　千四百八十六石九升三合。　家數　五十四軒。　田畠　九十八町八段四畝二十七歩半。　男女　三百九十五人。

東は松崎新田村、西南は沖新田、北は本村と田地境。

四十二、松崎新田村　平場。　同所迄　二里二十町。　高　千四百二十四石一斗六升。　家數　三十七軒。　田畠　八十九町四段十四歩半。　男女　三百十五人。

寛永三年新墾なり、貞享年中備中國御領分の内、信州君に御分知に付き、備中本田の代りに、本村となる。

東は廣谷村・金岡新田村、西は中川村の枝益野新田と田地境、南は沖新田東の方と古堤を境、北は松崎村と田地境。

四十三、松崎村　同所迄　高　家數　田畠　男女

東は廣谷村と田地境、西は大多羅村と山田地境、南は松崎新田村と田地境、北は廣谷村と山田地境。

四十四、大多羅村　山寄。　同所迄　二里三町。　高　二百四十二石三升。　家數　三十一軒。　田畠　二十町五段五畝十五歩半。　男女　百八十九人。

東は松崎村と山田地境、西は中川村、南は中川村の枝益野新田と田地境、北は目黒村と山田地境。　牛頭天王、句々廼馳神社、八幡宮。　眞言宗千福山寶泉寺。

四十五、目黒村　同所迄　二里。　船路　二里半。　高　三百九十五石一斗。　家數　五十五軒。　田畠　二十四町三段六畝十五歩半。　男女　三百七十四人。

東は西庄村と山境、西は長利村・中川村、南は大多羅村と山田地境、北は下村と田地境。　船、一艘。　村中に藥師堂あり。

四十六、長利村　平場。　同所迄　一里二十町。　高　四百十四石三斗九升。　家數　七十三軒。　田畠　二十三町八段一畝八歩半。　男女　四百一人。

東は日黑村、西は宮脇村、南は中川村、北は下村と田地境。

新屋鋪

四十七、福泊新田　平場。　同所迄一里七町。　高「御朱印高の外」五百四十九石五斗九升一合。　田畠三十町三段九畝六步。　家數二十二軒。　男女百十九人。

元祿十三辰年新繪圖には海面の内、福泊新田と成る。

東は福吉・福田、西は圓山村・山崎村、南は倉田村、北は海面村と田地境。

四十八、福吉新田「福泊と同じ。」　平場。　同所迄一里十四町。　高二百五十五石九斗四合。　田畠十五町二段五畝十步。　家數五軒。　男女三十四人。

東は沖新田東の方、西は福泊新田、南は海面村、北も同村と田地境。

四十九、山崎新田　平場。　同所迄一里。　高「御朱印高の外」七百四石八斗五升。　田畠四十二町七段二十步半。　家數十七軒。　男女百人。

寛文四年新墾なり、元祿十三年新繪圖には圓山村の内、山崎新田と成る。

東は福泊新田、西は湊村・圓山村、南は倉益村、北は圓山村と田地境。

五十、倉田村「延寶七年己未新墾なり」　平場。　同所迄一里。　高「御朱印高の外」二千三百二十五石七合。　田畠百三十三町四段五畝八步半。　家數四十一軒。　男女二百四十人。

東は倉富村、西は平井村、南は沖新田、西の手古堤と境、北は湊村と田地境。

五十一、倉富村　平場。　同所迄一里五町　高「御朱印高の外」千四百九十一石八斗八升三合。　田畠八十二町九段九畝三步。　家數三十六軒。　男女二百五十四人。

延寶七年己未新墾なり。

東は倉益村、西は倉田村、北は湊村・圓山村と田地境、南は沖新田と古堤を境。

五十二、倉吉村「延寶七年己未新墾なり。」　平場。　同所迄一里十町。　高千百八十七石一斗四升五合。　田畠八十町一段六畝九步半。　家數四十三軒。　男女二百六十一人。

東は沖新田と古堤を境、西は倉富村、南も沖新田と古堤を堺、北は山崎新田・福泊新田と田地境。

五十三、沖新田「初は、高嶋新田とも云。」「元祿五年壬申正月鍬初にて、新墾なり。」

海手石堤長五千九百三十三間、町にして二里二十五町十三間。

一番　同所迄　一里十町。　高　三千四百四十五石四斗八升三合。　田畠　百七十五町七段三畝十步。
家數　百三十六軒。　男女　七百七十一人。

淨土宗。　船、十一艘。

三番　同所迄　一里三十町。　高　二千六百八十四石七斗六升。　田畠　百三十九町三段四畝十八步。
家數　五十五軒。　男女　六百二十九人。

少しの鹽溜りあり、樋、一箇所。　船、一艘。

四番　同所迄　一里三十町。　高　五千五百三十三石四斗九升。　田畠　二百二十八町一段八畝八步半。
家數　九十四軒。　男女　五百七十九人。

鹽溜りあり。此の中に鯔魚多く生す、毎年運上にて漁す。　沖田神社。

五番　同所迄　一里三十二町。　高　二千九百八十一石二斗二升五合。　田畠　百六十二町七段二畝十五步。
家數　百二十九軒。　男女　七百六十六人。

鹽溜りあり、至て大きなり。百間川の下流にて、洪水の時水抜の樋あり、から樋といふ　樋口二十。　鯔魚運上あり。

樋。　船、三艘。

六番　同所迄。　高　三千四百二十六石三斗九升。　田畠　百七十九町二段四畝二十三步。
家數　百五軒。　男女　五百七十九人。

鹽溜りあり、鯔魚運上あり。　樋。　船、三艘。

七番　高　二千三百七十石九斗八升八合。　田畠　百二十七町四段九畝二十三步。
家數　百十七軒。　男女　七百二十九人。　船、二艘。

外七番　同所迄　二里三十町。　高　五千五十一石五斗六升。　田畠　二百十八町五段十二步半。
家數　百三十二軒。　男女　七百六十三人。　船、三艘。

九番　同所迄　三里九町。　高　二千五百四十五石九升二合。　田畠　百三十六町七段三步半。
家數　百二十五軒。　男女　六百八十五人。　船、三艘。

倉田三箇村沖田中　高　三萬三千百五十五石五斗三升四合。
田畠　千六百六十四町五段四畝十三步半。

奥分。

五十四、南方村　谷間。　京橋迄　二里十八町。　高　千二百三十一石八斗九升。　田畠　八十一町三段七畝十歩半。　家數　百三十七軒。　男女　八百四十九人。

東は竹原村と山境、西は宿村・下村と田地境、南は下村・目黒村、北は藤井村・鐵村・北方村・中尾村・沼村と山田地境。　池、十箇所。　眞言宗室山滿願寺慈昭院。　中山八幡宮。　室山。　寺坂。　燒剣。

五十五、宍甘村　山寄。　同所迄　一里二十六町。　高　千四十八石五斗。　田畠　六十町一畝四歩半。　家數　六十軒。　男女　四百十五人。

東は藤井村、西は土田村と山田地境、南は財村と田地境、北は宿村と山田地境。　池、五箇所。　正八幡宮。　宍甘太郎兵衛宅地跡。　一里塚　岡山より二里の場。　村東西國街道山鼻より、岡山城見ゆる。　水内茶屋。

水内

五十六、土田村　山寄。　同所迄　二里。　高　九百五十五石六斗一升。　田畠　六十四町八段八畝十六歩半。　家數　百十四軒。　男女　六百七十五人。

東は矢津村・宍甘村、西は四御神村と山田地境、南は長原村と田地境、北は赤坂郡牟佐村と山境。　池、五箇所。

古城跡。

新屋敷。　矢津

五十七、矢津村　「古へは、宍甘村より分部の由。」　谷間。　同所迄　二里七町。　高　九十二石九斗二升。　田畠　四町一段五畝三歩。　家數　十軒。　男女　五十四人。

東は宿村、西は土田村と山田地境、南は宍甘村と田地境、北は宿奥村、又は赤坂郡牟佐と山境。　池、六箇所。

五十八、宿村　山寄。　同所迄　二里五町。　高　九百五十九石七斗五升。　田畠　五十六町二段二十八歩半。　家數　七十軒。　男女　四百二十九人。

東は藤井村、西は宍甘村、南は土田村と山田地境、北は宿奥村と山境。　池、八箇所。

村前西國街道。古へは、當村は、西國海道驛なりしによりて、宿といふよし。宇喜多秀家卿の時、往來道筋替りて今の通りになりたりといふ。

新屋敷

五十九、宿奥村 「古へは、宿村の内。」 谷間。 同所迄 二里二十五町。 高 二百八十三石三斗二升。 田畠 二十三町二段七畝九歩半。 家數 四十七軒。 男女 二百八十六人。

東は菊山村、西は矢津村、南は鐵村と山境、北は觀音寺村と山田地境。 池、十一箇所。 春日大明神。

草井。

六十、藤井村 山寄。 同所迄 二里五町。 高 五百七十石七斗。 田畠 二十九町八段六畝二歩。 家數 四十八軒。 男女 三百三十一人。

町並驛なり 岡山驛へ二里四町。片上驛へ四里二町。 本陣、八郎兵衞。

東は鐵村、西は宍甘村、南は南方村と田地境、北は宿村と山田地境。 池、三箇所。 中山備中守墓。 岡屋八幡宮 八月二十日祭なり。 惣神八幡宮、牛頭天王。

六十一、鐵村 山寄。 同所迄 二里九町。 高 六百五石七斗。 田畠 三十三町四段八歩半。 家數 五十六軒。 男女 三百六十八人。

東は中尾村、西は藤井村、南は南方村と山田地境、北は宿奥村と山境。 池、二箇所。 村前西國海道。 眞言宗春雲山安國寺地藏坊。 麥藏。

六十二、北方村 山寄。 同所迄 二里十四町。 高 七町七十二石七斗四升。 田畠 五十一町八段三畝二十九歩。 家數 八十三軒。 男女 四百四十六人。

東は中尾村、西は鐵村、南は南方村と山田地境、北は菊山村と山境。 池九箇所。 村前西國海道。 眞言宗藥王山高福寺醫光院。

六十三、中尾村 山寄。 同所迄 二里十九町。 高 四百七十三石九升。 田畠 二十九町一段一畝九歩半。 家數 四十四軒。 男女 二百五十四人。

東は沼村、西は北方村と山田地境、南は南方村と山境、北は菊山村と山田地境。 池、十箇所。 村前西國海道茶屋あり。 源爲朝墓不審。 熱田八幡宮 八月二十日祭り。藤井へ出るなり。

六十四、觀音寺村 谷間。 同所迄 二里十五町。 高 三百四十石四斗七升。 田畠 二十五町四段四畝十九歩半。 家數 五十九軒。 男女 三百九十八人。

東は笹岡村、西は宿奥村と山田地境、南は築地山村、北は赤坂郡穗崎村と山境。 池、九箇所。 麥藏。 牛頭天

王 九月十五日祭り。　土田八幡宮。

湯谷

六十五、笹岡村　山寄。　同所迄　二里二十五町。　高　九百九十五石三斗五升。　田畠　五十四町四段七畝二十三歩。　家數　百十二軒。　男女　六百七十五人。

東は磐梨郡瀬戸村と砂川を境、西は觀音寺村、南は谷尻村と山境、北は赤坂郡長尾村・穗崎村と山田地境。　池七箇所。　佐藤因幡守宅地跡。　穢多。

六十六、菊山村　谷間。　同所迄　二里三十町。　高　二百十七石二斗二升。　田畠　十七町七段一畝六歩。　家數　二十七軒。　男女　百六十四人。

東は沼村と山境、西は宿奥村、南は中尾村と山田地境、北は築地山村・草ケ部村と山境。　池、二十箇所。　正八幡宮　八月二十日祭り。藤井へ出る。

六十七、谷尻村　山寄。　同所迄　三里。　高　百七十六石八斗六升。　田畠　十四町九段七畝十九歩半。　家數　四十四軒。　男女　二百二十五人。

東は磐梨郡沖村、又は砂場村と田地境、西は築地山（ついぢさん）村と山境、南は草部村と山田地境、北は笹岡村と山境。　池、二箇所。　武部八幡宮。

六十八、築地山村　山上。　同所迄　三里十町。　高　百十八石八斗六升。　田畠　九町七段十二歩半。　家數　十九軒。　男女　三十六人。

東は谷尻村、西は宿奥村・觀音寺村と山境、南は草ケ部村と山田地境、北は笹岡村と山境。　池。　天台宗築地山常樂寺明靜院。

六十九、草部村　山寄。　同所迄　二里三十町。　高　九百二十六石一斗六升。　田畠　六十六町二段二畝十九歩。　家數　七十五軒。　男女　四百人。

東は砂湯村と田地境、西は菊山村・築地山村、南は沼村・中尾村、北は谷尻村・築地山村と山田地境。　池、七箇所。

立川大明神　九月十五日祭り。　王子權現、八幡宮。　古跡あり。

法大井

七十、沼村　山寄。　同所迄　二里三十町。　高 三百五十四石六斗四升。　田畠 二十七町三段一畝十五歩。　家數 五十軒。　男女 三百八人。

東は南古都村と田地境、西は中尾村と山田地境、南は南方村と山境、北は草部村と山田地境。　池。　西國海道茶屋あり、池の上といふ。　あをず池。　春津八幡宮　八月二十日祭り。藤井村へ出る。

沖益新田　平場、山寄。　同所迄　三里。　高「御朱印高の外」八百六十石一合。　田畠 四十七町八段九畝一歩半。　家數 三十軒。　男女 二百六十二人。

楢部　龜山城　中山備中信正。　辨才天。

八塚

赤坂　一里塚あり、岡山より三里の場。

七十一、南古都村　平場。　同所迄　三里五町。　高 二百三十一石三斗五升。　田畠 二十七町一段二十七歩半。　家數 五十軒。　男女 二百七十一人。

東は東平島村、西は沼村の枝沖益新田、南は竹原村・楢原村、北は西平島村と田地境。　八幡宮。

七十二、西平島村　平場。　同所迄　三里十町。　高 三百六十七石七斗六升。　田畠 二十七町二段二十五歩半。　家數 五十二軒。　男女 三百三十四人。

東は東平島村の枝西島、西は沼村の枝沖益新田、南は南古都村、北は沙湯村と田地境。　天神、杵築八幡宮。村中に辻堂あり。

七十三、東平島村　平場。　同所迄　三里十町。　高 千百七十六石六升。　田畠 六十町一段四畝十三歩半。　家數 百十二軒。　男女 六百三十四人。

東は浦間村、西は平嶋村、南は楢原村、北は磐梨郡江尻村と田地境。　麥藏。　北古都八幡宮。　天台宗寶珠山福田寺。

七十四、西島　平場。　同所迄　三里五町。　田畠 三十三町二段五畝二十七歩。　家數 四十七軒。　男女 二百七十二人。

東は本村、西は西平嶋村、南は南古都村、北は磐梨沖村と田地境。

七十五、砂場村　平場。　同所迄　三里十町。　高　二百八十四石五斗二升。　田畠　十九町四段二畝九歩半。　家數　二十七軒。　男女　百五十九人。

東は磐梨郡江尻村、西は草ヶ部村、南は西平嶋村又は沼村の枝沖益新田と田地境、北も同郡沖村。　村中に辻堂あり。

七十六、矢井村　山寄。　同所迄　三里二十町。　高　二百六十七石。　田畠　十七町三段六畝二十九歩。　家數　五十三軒。　男女　三百三人。

東は淺川村、西は東平嶋村、南は楢原村と田地境、北は浦間村と山田地境。　朝尾八幡宮。　眞言宗朝尾山藥王寺。

七十七、浦間村　山寄。　同所迄　三里二十町。　高　三百八十九石一斗二升。　田畠　七十八町八段九畝一歩。　家數　八十三軒。　男女　四百七十五人。

東は西祖(さいそ)村と山田地境、西は東平嶋村と田地境、南は矢井村、北は磐梨郡肩背村と山田地境。　池、四箇所。　龍王。　天台宗の庵あり　築地山司之。　茶臼山城。

西部(べ)

七十八、西祖村　山寄。　同所迄　三里十五町。　高　四百八石八斗二升。　田畠　二十五町二段七畝八歩半。　家數　六十九軒。　男女　三百七十三人。

東は一日市(ひといち)村、西は浦間村。淺川村、南は寺山村と田地境、北は一日市村と山田地境。　池、六箇所。

古は、西祖寺と云ふ、此所に禪宗西祖寺ありし古跡なり。

新町(まち)　平場。　西國海道、町並にて茶屋も多し。

七十九、吉井村　平場、大川端。　同所迄　四里五町。　高　二百三十四石七斗四升。　田畠　十四町九段四歩半。　家數　五十四軒。　男女　二百九十九人。

東は大川、向は邑久郡八日市村、西は一日市村と山田地境、南も邑久郡大川、向は福岡村なり、北は磐梨郡大内村と山境。　池、五箇所。　船八艘　渡し船共。　石津大明神、八幡宮。　吉井の渡り、西國街道なり。　新川用水當村より掛る水門あり、平井水門迄四里八町。

八十、一日市村　平場、大川端。　同所迄　四里。　高　三百九十石五斗一升。　田畠　二十四町二段二畝二十九歩。　家數　七十五軒。　男女　四百十六人。

西國街道、間の宿にて、町並、本陣などあり。

東は吉井村、西は西祖村と山田地境、南は大川、向は邑久郡福岡村なり、北は磐梨郡肩瀬村と山田地境。池、二箇所。麥藏。船。村外れ堤の上に一里塚あり（岡山より四里。）大川渡し場あり。穢多。

八十一、寺山村　平場。同所迄　三里三十町。高　三百七十四石八斗二升。田畠　二十三町七段八畝二十三歩。家數　四十三軒。男女　二百四十三人。

東は大川、向は邑久郡福岡村なり、西は淺川村と田地境、南は向ヶ原村と山境、北は西祖村と田地境。宇喜多秀家母墓。

本庄。

八十二、淺川村　山寄。同所迄　三里二十町。高　四百七十七石八斗九升。田畠　二十八町五畝二歩半。家數　四十三軒。男女　二百五十三人。

東は西祖村・寺山村と田地境、西は楢原村・矢井村と山田地境、南は才崎村・內ヶ原村と山境、北は浦間村と山田地境。春日大明神。火鉢ヶ城（三河守觀阿彌。）村北西國海道なり。

八十三、內ヶ原村　山寄、大川端。同所迄　三里半。高　五百七十八石七斗四升。田畠　三十七町九段二畝七歩半。家數　六十七軒。男女　三百六十八人。

東は大川、向は邑久郡豆田村なり、西は才崎村と山田地境、南は百枝月村と山境、北は淺川村・楢原村と山境。池、三箇所。津宮八幡宮。王子鼻城（河本氏代々。）

八十四、才崎村　山寄。同所迄　三里半。高　四百二十七石七斗五升。田畠　二十六町三段五畝二歩半。家數　六十軒。男女　三百四十人。

東は內ヶ原村、西は竹原村と山田地境、南は百枝月村と山境、北は楢原村と山田地境。

北山。沖。

八十五、楢原村　山寄。同所迄　三里。高　五百七十五石四斗三升。田畠　三十四町九段七畝二十七歩半。家數　五十五軒。男女　四百三十七人。

東は淺川村、西は竹原村、南は才崎村と山田地境、北は矢井村と田地境。船、三艘。船橋、源五郎橋。和田八

幡宮。村前西國海道茶屋あり舟橋の茶屋といふ。源五郎橋茶屋、新町茶屋。

北椅原

八十六、竹原村　山寄。同所迄。　高　家數　百九十五軒。　田畠　七十三町六段二畝二十四歩。男女　千三十八人。

東は才崎村、西は南方村・沼村の枝沖益新田・南古都村、南は堀内村・吉田村、北は椅原村と山田地境。船、三艘。

片岡大明神、八幡宮、貴船大明神。　新庄山城新庄助之進。

高下。門前。上分。

馬路山　天台宗馬路山明王寺現成院。

辻

八十七、堀内村　平場。同所迄　三里半。　高　百七十一石八斗九升。家數　二十軒。　田畠　十町七段九畝二十五歩半。男女　八十一人。

東は竹原村・吉田村、西は山間村、南も同村、北は南方村と山田地境。船、三艘。

八十八、西庄村　山寄。同所迄　三里。　高　三百六十九石五斗四升。家數　二十三軒。　田畠　二十六町一畝六歩。男女　百四十八人。

東は吉原村、西は廣村と山田地境、南は淺越村と田地境、北は南方村と山境。池、一箇所。八幡宮、天神。

八十九、吉原村「古へは、文讀里といふ。」　平場。同所迄　三里。　高　二百四十一石二斗八升。家數　六十七軒。　田畠　十三町五段六畝十七歩。男女　三百九十二人。

東は富崎村、西は西庄村、南は淺越村と田地境、北は南方村と山境。船、一艘。村中に辻堂あり本尊阿彌陀。

九十、富崎村　山寄。同所迄　三里。　高　三百五十九石八斗二升。家數　五十二軒。　田畠　二十三町二段五畝十八歩半。男女　二百五十二人。

東は山間村・久保村、西は吉原村・淺越村と山田地境、南は西大寺村・久保村、北も吉原村と田地境。池、一箇所。

神原。　荒神。

九十一、山間村　平場。同所迄　二里。　高　二百七十六石三斗四升。家數　百四十九軒。　田畠　三十八町六段九畝五歩半。男女　七百九十一人。

東は內ヶ原村と山境、西は西隆寺村と田地境、南は大川を越し向に田地あり、邑久郡豆田村・福本村と田地境、北は才崎村と山境。池、一箇所。船、四艘渡し舟とも。岩倉八幡宮。眞言宗塚原山西明寺持光院。

塚原。坂本

九十二、吉田村 山寄。同所迄 三里十一町。高 百三十九石九斗一升。田畠 八町九段三畝十一步。家數 二十軒。男女 百十六人。

東は西隆寺村と田地境、西は堀內村と田地境、南は山間村・富崎村、北は竹原村と山田地境。天神。

九十三、百枝月村 山寄、大川端。同所迄 四里。高 千四十二石四斗二升。田畠 六十八町六畝十九步半。家數 百四十九軒。男女 七百九十一人。

東は內ヶ原村と山境、西は西隆寺村と田地境、南は大川向は當村の內原の田地と、邑久郡豆田村・福本村と田地境、北は才崎村と山境。池、一箇所。船、四艘渡し舟とも。岩熊八幡宮。王子ヶ鼻の墓。眞言宗弘慶山圓福寺。

中村。岡

九十四、西隆寺村 山寄、大川端。同所迄 三里十町。高 九百五石一斗八升。田畠 五十五町六段六畝。家數 九十三軒。男女 四百八十一人。

東は百枝月村と田地境、西は久保村、南は富崎村と山境、北は吉田村と田地境、巽は大川、向は邑久郡久志良村なり。池、一箇所。船、一艘。諏訪八幡宮。眞言宗菩提山鶯梅院、同宗圓成院。

樋の口

九十五、久保村 山寄、大川端。同所迄 三里。高 六百七十二石六斗四升。田畠 四十町九段八畝九步半。家數 九十軒。男女 四百九十二人。

東は大川端、向は邑久郡福山村なり、西は淺越村・富崎村と山田地境、南は西大寺村・原村と田地境、北は西隆寺村と山境。池、一箇所。船、八艘、渡し船あり、鴨越の渡しといふ。八幡宮。眞言宗紫雲山瑞泉寺聚福院。同宗妙慶山寶光寺地藏院。

鴨越。佐古。穢多

九十六、原村　平場、大川端。　同所迄　三里。　高　百九十五石六斗。　田畠　十六町二段六畝四歩。
家數　八十六軒。　男女　四百九十四人。

東は大川、向は邑久郡福山村なり、西は淺越村、南は西大寺村、北は久保村と田地境。　村中に藥師堂あり 西大寺觀音院の司なり。

河本。

九十七、淺越村　平場。　同所迄　二里半。　高　七百六石三斗二升。　田畠　四十五町三段八畝六歩。
家數　百十七軒。　男女　五百八十三人。

東は西大寺原村、西は廣谷村、南は中野村、北は西庄村と田地境。　船、四艘。　麥藏。　金山八幡宮。　東山寺、眞言宗富海山東山寺松壽院。

九十八、廣谷村　山寄。　同所迄　二里半。　高　百四十九石三升。　田畠　三十二町九段九畝十歩半。
家數　四十四軒。　男女　二百五十五人。

東は淺越村と田地境、西は目黑村と山境、南は松崎村、北は西の庄村と山田地境。　眞言宗廣谷山妙法寺無量壽院。

芳岡新田。

九十九、西大寺村　平場、大川端。　同所迄　三里。　高　千四百五十四石二斗。　田畠
家數　二百七十一軒。　男女　千五百三十六人。

東は大川、向は邑久郡濱村なり、西は中野村、南は金岡村、北は久保村・原村と田地境。　船、二十八艘 渡し船共。　眞言宗金陵山西大寺觀音坊、當山方山伏利生院。　村内に宇喜多直家の別業跡あり。　麥藏。

當村は郡中の都會にて、商家多く、町並にて、南方の金岡村迄町續きなり。

百、中野村　平場。　同所迄　二里二十七町。　高　九百八十二石六斗八升。　田畠　六十九町八段四畝四歩。
家數　百四十一軒。　男女　七百六十九人。

東は西大寺村、西は金岡新田村、南は金岡村、北は淺越村と田地境。　潮見塚、宗心塚。　岡崎常感墓。

百一、金岡村　平場、大川端。　同所迄　三里。　高　千三百三十六石一斗六升。　田畠　百十四町七段二十八歩。
家數　二百七十二軒。　男女　千五百二十三人。

東は大川、向は邑久郡乙子村・新村、西は金岡新田村、南も同村、北は中野村・西大寺村と田地境。 船、大小二十七艘 渡し舟共。 巨勢金岡塚。 天神宮。 眞言宗泰應山法村寺天神坊。 御米藏あり。 作州公領私領の藏本あり。

西岡。

百二、金岡新田村 平場。 同所迄 三里。 高 千七百五十一石五斗九升。 田畠 百三十二町八段七畝。 家數 九十一軒。 男女 五百五十一人。

萬治三年新墾なり、貞享年中本村となる事上に同じ。

東は大川、向は邑久郡乙子村なり、西南は沖新田東の手と古堤を境ひ、金岡村・中野村と田地境。 天神。

本村 四十八箇村。　　枝 二十。

新田 三箇村。　　田畠 千九百二町三段九畝二十五歩半。

高 二萬五千五百四十四石九斗四升。　　新田高 千五百十三石三斗。

池 三十三箇所。　　家 二千九百六十六軒。

男女 二萬五千五十八人。沖新田共。　　船 百三艘。

右口分

倉田三箇村沖新田寄

田畠 千六百六十四町五段四畝十三歩半。　　高 三萬三千五百五十五石五斗三升四合。

家數 千四百六軒 外八十八軒。下作人、通作小屋。　　男女 六千三百五十一人 外四百六十六人、下作人、通作人。但し口分寄の内。

右新田中、石樋十六箇所。

本村 四十八箇村。　　枝 三十六。

田畠 千十二町七段一畝九歩。　　高 一萬三千四百七十石一斗九升。

家 千六百五十五軒。　　男女 二萬千二百三十五人。

池　百三十四箇所。　　船　百三十四艘。

右奥分

奥口合

本村　百七箇所。　　枝　五十六　外三箇村新田。

田畠　四千六百九十四町一段一畝二十九歩。　　高　七萬二千七十石六斗六升四合　外に、千五百十石三斗二「新田」

池　百七十七箇所。　　家　五千七百五十五軒。

男女　四萬六千二百九十三人。　　船　二百三十七艘。

吉備温故秘録　巻之九（村落七）終

吉備温故秘録 巻之十

村落八 目録

大澤惟貞輯録

兒島郡

一、小串村 西米崎、向小串田高田　　二、宮浦村　　三、阿津村
四、番田村　　五、北方村　　六、下山坂村
七、胸上村 石島　　八、東田井地村　　九、上山坂村
十、梶岡村　　十一、西田井地村　　十二、山田村
十三、沼村　　十四、後閑村　　十五、波知村
十六、八濱村　　十七、池迫村　　十八、廣木村
十九、大崎村 奥　　二十、宇多見村　　二十一、碁石村
二十二、郡村　　二十三、北浦村　　二十四、飽浦村
二十五、宇藤木村　　二十六、用吉村 用吉新田　　二十七、木目村 豐岡
二十八、廣岡村　　二十九、瀧村 長井　　三十、長尾村 尾越、長富新田
三十一、迫間村　　三十二、槌ヶ原村 横田、加茂會都　　三十三、田井村
三十四、福浦 福原新田、元川池の内、十善寺　　三十五、大藪村　　三十六、宇野村
三十七、玉村 玉原新田　　三十八、利生村　　三十九、向日比村
四十、日比村　　四十一、澁川村　　四十二、引網村
四十三、田ノ口村 小田の口　　四十四、下村 堀江、たは　　四十五、味野村 井戸

吉備溫故秘錄卷之十（村落八）目錄終

吉備溫故秘錄　卷之十

大澤惟貞輯錄

村落　八

兒島郡

加子浦
一、小串村　海邊。町並。　京橋迄　十二里。海上　三里。　高　五百石六斗一升。家數　四百三十軒。　田畠　六十一町一段八畝二十七歩半。「田畠の內、四町三段八畝四歩鹽濱。」男女　二千二百四人。

東北は海なり、西は阿津村と山田地境、南は番田村と山境。　池、二十四箇所。　船、百四艘。　御米倉あり。　町並都合湊なり。　舟着船掛共善。　漁者多し。　鹽竈大明神。　古城趾　高島和泉守。　眞言宗如意山持齋寺延壽院、同宗頂城山西光寺高明院。　大浦暗礁。　上道郡沖新田九番迄、海上七町餘の渡海なり。　西米崎「古へは、光明崎といひし由。」　內海への入口なり。邑久郡片岡村の枝正儀の內東米（こめ）崎迄、海上十六町。　水が暗礁。　向小串。　田高田。

加子浦
二、宮浦村　海邊。　同所迄　十里半。海上　二里。　高　三百四十二石一斗九升。家數　百六十五軒。　田畠　三十二町三段八畝二十八歩半。男女　九百六十三人。

東は阿津村、西は飽（あくら）浦村と山田地境、南は上山坂村と山境、北は內海なり。　池、十二箇所。　船、五十三艘。　荒神。　眞言宗楊柳山東光寺千手院、同宗新花山、醫王寺福壽院。　馬塚。　高島。　高島大明神　春日なり。　眞言宗高島山松林寺普門院。　はたかの暗礁。　漁者多し。

加子浦
三、阿津村　海邊。　船懸り惡し。舟着善し。　同迄（所）　十一里半。海上　二里半。　高　三百三十九石六斗。家數　二百五十八軒。　田畠　三十一町八畝二畝（反カ）二十歩半。男女　千二百六十四人。

東は小串村、西は宮浦村と山田地境、南は番田村、北方村と山境、北は內海なり。　池、十一箇所。　船、九十艘。

石垣石を商ひ、渡世とするもの多し。漁者も多し。水母八幡宮。眞言宗厚學山海清寺持福院、同宗同山伊勢寺寶積院。岡御崎城 高畠遠江守。貝がら山城、鼻つら山城。鳩島甚三郎窟。つふり。鳩島の瀬、はいか瀬。

四、番田村 海邊。船着惡し。 同所迄 十二里。海上 四里半。 高 三百二十九石九斗二升。家數 田畠 三十一町六段六畝十三步。男女

田畠高の内、三町四段九畝二步半鹽濱なり。

東は海、向は公料豐島なり、西は北方村南に胸上村、北は小串村と山田地境。池、十一箇所。船、十艘。八幡宮。眞言宗圓山阿彌陀寺明王院。村北の山上に番田の建石といふ名石あり。鉾島、鍋ヶ島そはひ。

五、北方村 海邊、谷間。 同所迄 十一里半。船路 四里半。 高 八百八十石二斗一升。家數 九十八軒。 田畠 二十七町四段五畝二十六步半。男女 五百九十五人。

田畠高の内、三段十七步半鹽濱。

東は番田村、西は上山坂村、南は下山坂村と山田地境、北は阿津村と山境。池、五箇所。船、九艘。眞言宗横尾山千柱寺瑞泉院、同宗眞福山藥王寺中藏院。

六、下山坂村 山寄、谷間。 同所迄 十里。舟路北浦迄 陸一里半出て船。 高 二百九十七石一斗。家數 六十九軒。 田畠 二十一町二段八畝十二步。男女 五百十一人。

田畠高の内、九段四畝二十四步半鹽濱。

東は番田村、西は梶岡村。上山坂村、南は胸上村、北は北方村と山田地境。池、四箇所。船、三艘。

七、胸上村 加子浦 海邊。 同所迄 十一里。北浦迄 一里二十一町。 海上 五里。 高 三百五十四石一斗八升。家數 二百二軒。 田畠 三十七町七段二畝二十七步半。男女 千三百三十一人。

田畠高の内、六町四段二十二步半鹽濱。

東は番田村、西は梶岡村と山田地境、南は海なり、北は下山坂村。北方村と山境。池、七箇所。船、八十八艘。八幡宮、明現、蛭兒神社。古城山 高畠源兵衛。眞言宗醫王山藥王寺慈等院、同宗南海山稱名寺吉祥院、同宗宮尾山神宮寺地藏院。筏島、藥島、かくそはひ。漁者多し。學鰹。石首魚。龍鬚菜。麪線。

石島 高 三斗一升。家數 三軒。 男女 九人。

此島半は備前。半は讃岐國直島なり。元祿十五年爭論濟。

八、東田井地村

山寄海邊。船着遠淺にて惡。 同所迄 十里半。舟路 五里。 高 二百六十六石六斗五升。家數 五十六軒。 田畠 二十一町六段三畝六步半。男女 三百二人。

田畠高の内、二町二段九畝二十五步半鹽濱。

東は梶岡村、西は西田井地村と山田地境、南も同村と山境、北は上山坂村と山境。 池、十三箇所。 船、四艘。

眞言宗東嶽山松園寺龍乘院。 東鄕太郞墓。 伊賀粟之介宅地跡。

九、上山坂村

谷間。 同所迄 十一里。海路 五里。 高 二百七十二石五斗八升。家數 五十九軒。 田畠 十九町一段一畝八步半。男女 四百七人。田畠高の内、一町七畝六步鹽濱。」

東は北方村。下山坂村、南は梶岡村。東田井地と山田地境、西は飽浦村、北は宮浦村と山境。 池、二十二箇所内、長谷池水面凡二町餘。 眞言宗林松山常光寺福壽院。 古城山 高畠右近。

十、梶岡村

海邊、山寄。 同所迄 十里半。海上 五里。 高 二百六十七石七斗。家數 七十七軒。 田畠 十九町四段四畝二十五步半。男女 五百七十五人。

田畠高の内、一町四段九畝五步鹽濱。

東は胸上村、西は東田井地村、北は上山坂村と山田地境、南は海なり。 池、十一箇所。 船、九艘。 村中に四堂有。 眞言宗長屋山正德寺常樂院。

十一、西田井地村

海邊、山寄。 同所迄 十里半。海上 五里。 高 三百七十二石二斗四升。家數 九十一軒。 田畠 三十一町二十四步。男女 六百二十五人。

田畠高の内、三町六段九畝九步半鹽濱。

東は東田井地村と山田地境、西は波知村と山境、南は海又は山田村、北は郡村。東田井地村と山田地境。 池、十一箇所。 舟、六艘。

十二、山田村

海邊、山寄。舟着惡し。 同所迄 十里半。八濱へ出る 一里七町。 海上 五里。 高 七百三十六石四斗三升。家數 百五十二軒。 田畠 五十五町三段四畝六步。男女 九百五十七人。

東は海なり、西は波知村と山境、南は沼村後閑村、北は西田井地村と山田地境。　池、十九箇所。　船、五艘。　水守大明神。　麥藏。　古城山 三宅源左衛門尉信虎。　於期名品

十三、沼　村

海邊、山寄。船着船掛り共善し。　同所迄十里半。八濱へ一里二十町。　海上五里。　高七十九石四斗九升。家數十九軒。　田畠七町二段十七歩。男女百三十五人。

田畠の內、二段七畝十三歩鹽濱。

東西南は海なり、北は山田村・後閑村と山田地境。　池、十一箇所。　船、六艘。　圓山城 明田日向守。　大蛭島、小蛭島。はへて暗礁。　若王子權現。

十四、後閑村

海島、山寄。舟着善し。　同所迄十里半。八濱迄一里六町。　海上六里。　高百五十九石六斗七升。家數三十三軒。　田畠十町八段二畝二十二歩。男女二百四十二人。

田畠高の內、一段九畝十九歩鹽濱。

東は沼村、西は田井村の枝福浦と山田地境、南は海なり、北は山田村と山境。　池、十二箇所。　船、一艘。　八幡宮。　中藻洲、小中藻洲。

十五、波知村

谷間。　同所迄九里十六町。八濱へ出る十六町。　船路三里。　高四百九十五石七斗五升。家數五十九軒。　田畠三十二町二段七畝二歩。男女百四十五人。

東は山田村・後閑村と山田地境、西は內海又は濱村と田地境、南は田井村の枝福浦・池迫村・後閑村、北は廣木村宇多見村・鄕村と山田地境。　池、六箇所。　八幡宮 八月十五日祭り。　寶物品々　觀音堂あり 八濱宗藏寺司之。　小丸山城 佐々木氏代々。砂山城 佐々木盛綱の傳といふ。　佐々木塚。　此外官臣の墓數多し。

十六、八濱村

加子浦

海邊、町並。船着善し。　同所迄九里。海上三里。　高二百六十七石三斗八升。家數三百四十九軒。　田畠三十九町五段一畝九歩半。男女二千百七十五人。

東は廣木村・波知村と田地境、西は大崎村と山田地境、南は池迫村・田井村・大藪村と山境、北は內海なり。　池、四箇所。　八幡宮 八月十五日祭。　快神社。　麥藏。　船。　禪宗實相山宗藏寺、同藏泉庵、同養泉庵、眞言宗兩兒山金剛寺不動院、同山法雲寺蓮光院、同山淨光寺寶積院。　二子山城 宇喜多與太郎基家。　中曾の瀬、礒際の瀬、小曾根の瀬、中

曾根の瀨。 橫山出しの洲、宮出しの洲、曾根の洲。

當村は近邊の郡會にて、町並商家多く、湊なり。漁者も多し。 鰻鱺(うなぎ)。 海筍。鰄(たいらぎ)。

十七、池迫村 古は庄池迫村。 谷間。 同所迄 九里六町。八濱迄 十五町。 高 五十六石六斗二升。 家數 二十二軒。 田畠 四町一段七畝八歩半。 男女 百五十四人。

東は波知村。田井村の枝福浦、西は八濱村と山田地境、南は大藪村と山境、北は波知村と田地境。 池、四箇所。

十八、廣木村 海邊、山寄。 同所迄 九里六町。海上 三里。 高 百二石四斗七升。 家數 十一軒。 田畠 十町五段九畝十九歩。 男女 七十九人。

東は波知村、南も波知村、北は宇多見村と山田地境、西は内海なり。 池、二箇所。 八幡宮 今は社なし。

十九、大崎村 海邊、山寄。舟着悪し。 同所迄 八里。海上 四里。 高 四百七十石四斗九升。 家數 百四軒。 田畠 三十四町六段五畝十六歩半。 男女 五百九十八人。

東は八濱村と山田地境、西は槌ケ原村、南は田井村と山境、北は内海なり。 池、十一箇所。 船、二艘。 指甲蝶(めりわれや)。蚄。 八幡宮 八月十五日祭。 天神 九月二十五日祭。 海中に天神硯水といふあり。 麥飯山城 明石源三郎。 觀音堂。 宇喜多興太郎碁家墓、河本與五兵衞墓。

奥。

二十、宇多見村 海邊、山寄。舟着悪、小舟は着。 同所迄 九里。海上 三里。 高 百三石三斗二升。 家數 二十八軒。 田畠 八町七段八畝二十四歩。 男女 百八十七人。

東は東田井地村と山境、西は八濱村と田地境、南は廣木村と山田地境、北は内海なり。 池、一箇所。 船、二艘。

八幡宮。 禪宗降龍山大雲寺。 村中に藥師堂。

二十一、碁石村 「古名、中の浦と云し由。」 海邊、山寄。船着波戸の所は善。 同所迄 十里。海上 三里。 高 九十九石八斗。 家數 二十三軒。 田畠 五町九段四畝六歩。 男女 百十七人。

東は郡村、西は波知村と山境、西(南カ)は宇多見村と山田地境、北は内海なり。 池、三箇所。 船、十艘。 洲。 八幡宮。 禪宗慈光山普門寺。

二十二、郡村（加子浦）　海邊、町並。船着、舟掛り共悪。　同所迄十里。舟路二里半。　高七百六十八石四斗九斗九升。家數三百十三軒。　田畠五十四町九段八畝十歩。男女千九百七人。

東は北浦村と山田地境、西は波知村・菰石村・南は鈴浦村・西田井地村と山境、北は内海なり。　池、十二箇所。　船、六十一艘。　八幡宮二社、國津大明神。　麥藏。　高山城（飽浦三郎左衛門信胤より代々。）　南谷城。　眞言宗花學山松海寺開藏院、同宗城淵山青藏寺三藏院、禪宗童子山常善寺。（已下皆同宗なり。）　向上庵、香雲庵、香善庵、正覺庵、正口庵。　高畠林齋宅地跡。　辨才天島。　松尾暗礁。　にしか瀨。

當村は大工疊屋多し。又船持多く諸國へ廻船して業とす。當村に酒製す（兒島諸白といふ。）　漁者も多し。

二十三、北浦村（加子浦）　海邊、町並。船着善。　同所迄十里。海上二里十二町。　高二百二石九斗。家數百九十八軒。　田畠十八町七段九畝三歩。男女千二百二十七人。

東は内海なり、西は郡村、南は飽浦村と山田地境。　池、三箇所。　船、百八十八艘。　村中に四つ堂あり。　八幡宮。　眞言宗慈眼山普門寺本覺院。　つむり島。　海老、猴菜（べか）、鱠殘魚、鯡。

二十四、飽浦村　海邊、山寄。船着悪し。　同所迄十里。海上二里八町。　高三百十一石一斗六升。家數四十九軒。　田畠二十二町一段七畝二十三歩半。男女二百七十六人。

東は宮浦村、西は北浦村と山田地境、南は東田井地村・上山坂村と山境。　池、九箇所。　船、二艘。　村前四つ堂あり。　磯邊より上道郡沖新田三番鼻迄、七町五十間あり。　素盞嗚宮、稻荷。　禪宗松光院。

二十五、宇藤木村　海邊、山搦。遠淺、舟着悪し。　同所迄七里。海上五里七町。　高三十六石八斗三升。家數二十三軒。　田畠四町四段五畝十八歩。男女五十六人。

東北は内海なり。西は迫川村、南は用吉村と山田地境。　船、四艘。　戸川肥後守墓。　鱝の名品。

二十六、用吉村　海邊、山寄。遠淺、舟着悪し。　同所迄八里。舟路五里。　高五百六十三石三斗二升。家數百三十一軒。　田畠六十六町五段三畝二十六歩。男女七百七十六人。

東は槌ケ原村と田地境、西は木目村と山田地境、南は迫間村と田地境、北は内海なり、又は宇藤木村とは山田地境。　池、五箇所。　船、七艘。　麥藏。　八幡宮（八月十五日祭。）　天神（同）　村中觀音堂あり。　禪宗豐岳山久昌寺。　常山

城　上月肥前守隆德。　篦竹。

用吉新田。　高 四百六十四石九斗九升四合。　田畠 十二町六段一畝。

二十七、木目村　山寄。　同所迄 八里。海上 五里半。　高 四百二十一石八斗三升。家數 八十五軒。　田畠 二十五町六段二畝十六步半。男女 四百四十九人。

東は用吉村、西は廣岡村と山田地境、南は迫間（はざま）村・長尾村と田地境、北は小島地村と山田地境。　池、七箇所。　飯尾彥六左衛門常春墓。　八幡宮 九月十五日祭禮競馬練等あり。　善兒宮 祭禮同斷。

豐岡。

二十八、廣岡村　山寄。　同所迄 八里。陸三十町出、船路五里。　高 二百四十三石八斗八升。家數 五十七軒。　田畠 十五町七段五畝二十八步半。男女 三百七十五人。

東は木目村、西は瀧村と山田地境、南は長尾村と田地境、北は小島村と山境。　池、四箇所。　王子權現。　古城山、二箇所。

二十九、瀧村　山寄。　同所迄 八里。舟路 五里十八町。　高 五百三十五石八斗七升。家數 八十三軒。　田畠 三十町四段九畝六步。男女 四百五十九人。

東は廣岡村と山田地境、西は山村と山境、南は長尾村・山村の枝白尾と山田地境、北は木目村と山境。　池、九箇所 內、三堀池といふあり。水面凡四町餘あり。　村中四つ堂あり 本尊、藥師觀音。　早瀧大明神。　眞言宗早瀧山建暦寺正藏院。　早瀧 國中第一の瀑なりしが、明和の洪水につぶる。惜ひかな。

長井。

三十、長尾村　山寄。　同所迄 八里。　高 千百八十六石六斗八升。家數 百三軒。　田畠 六十八町一段六畝。男女 六百八十三人。

東は迫間村、西は瀧村と山田地境、南は灘川村・日比村と山境、北は廣岡村と田地境。　池、八箇所 內、天王池といふあり。水面凡二十八町、南谷にあり。　村中辻堂あり。

尾越。長富新田

三十一、迫間村　山寄。海上　同所迄八里。五里。　高七百五十一石六斗九升。家數九十三軒。　田畠四十八町五段七畝二十二歩。男女六百四十二人。

東は槌ヶ原村と山田地境、西は廣岡村と田地境、南は宇野村利生村と山境、北は用吉村と田地境。　池、八箇所。

村中堂二つあり本尊、藥師觀音。　疫神、荒神二社。長尾八幡の末社。　眞言宗佛光山東光寺持性院。

三十二、槌ヶ原村　山寄、海道。舟着惡し。　同所迄八里。海上五里。　高六百五十一石八斗一升。家數百五十三軒。　田畠五十一町九段三畝四歩半。男女八百七十七人。

東は大崎村・田井村と山境、西は用吉村と田地境、南は宇野村と山境、北は内海なり。　池、十六箇所。　船、四艘。

村中に四つ堂あり。東尊藥師又一つ、藥師又一つ。　觀音八幡宮。　小島礁。脚は暗　しうてん茶屋。　同橋。

横田。加茂曾都

三十三、田井村　海邊、山寄。船着惡し。　同所迄九里。海上六里半。　高千九百六(石)斗四升。家數二百一軒。　田畠七十二町一段六畝十八步半。男女千四百二十六人。

田畠高の內、四町一段三畝一步半鹽濱。

東は後閑村・大籔村と山田地境、西は槌ヶ原村・大籔村、北は波知村、南は宇野村と山境、又南は海なり。　池、二十五箇所。　船、十二艘。　麥藏。　八幡宮。　するが山城梶原三郎。　古城趾。　京上郎、田舍上郎。　阿波の石番川手茂三郎。

三十四、福浦　山寄。海上　同所迄十里。七里。　田畠四町二段九畝一步。「內、一町一段四畝四步半、鹽濱。」家數十軒。男女六十五人。　池、四箇所。　荒神。

福原新田　海邊、山寄。　田畠十三町三段六畝二十四步半。「內、四段四畝二十七步鹽濱。」家數二十三軒。男女百五十七人。　池、五箇所。

元川。池の內

十善寺　山上なり。　古へ十善寺といふ寺ありし。　山王權現。

三十五、大籔村　海邊。舟着悪し。　同所迄 九里半。八濱迄 二十九町。　高 百二十二石七斗五升。家數 二十三軒。　田畠 九町三段五畝十一步。「内二段鹽濱。」男女 百七十七人。

東は田井村の枝福浦、西は田井村と山境、南は海なり。　池、五箇所。　荒神。　暗礁。

三十六、宇野村　海邊、山寄。船着悪し。船掛りは善。　同所迄 九里。海上 七里。　高 二百六十六石八斗六升。家數 百十三軒。　田畠 二十町一段八畝二十一步。男女 五百二十六人。

田畠高の内、一町三段七畝十六步半鹽濱。

東北は田井村、西は玉村と山境、南は海なり。　池、十九箇所。　八幡宮。　猪ノ子島。　舟、十八艘。

三十七、玉村　海邊谷間。舟着悪、舟掛り善。　同所迄 九里。海上 七里。　高 三百九十八石五斗。家數 七十二軒。　田畠 三十二町六段八畝十五步。男女 七百八人。

田畠高の内、七段一畝二十五步半鹽濱。

東は宇野村、西は長尾村。利生村、北は槌ヶ原村。迫間村と山境、南は海、向は直島の内桂島なり。　池、十四箇所。　船、十艘。　八幡宮。　名所、玉浦。　城趾。　毘沙門堂。

玉原新田

三十八、利生村　海邊、谷間。遠干、舟着悪、舟掛善。　同所迄 十里。海上 九里。　高 四百四十三石九斗二升。家數 八十七軒。　田畠 二十六町一段九畝二十一步。男女 六百三十三人。

東は玉村と山境、西は日比村と山田地境、北も玉村と山境、南は海なり。　池、十三箇所。　船、五十三艘。　御影堂。　八幡宮、御崎大明神。　漁者あり。　馬鮫魚(さはら)。

三十九、向日比村　海邊山寄。舟着悪、舟掛善。　同所迄 十里。海上 八里。　高 四十一石九斗三升。家數 二十二軒。　田畠 三町三段一畝二十七步。男女 二百二十一人。

東西南の三方とも海なり、北は利生村と山田地境。　池、一箇所。　船、十七艘。　漁者多し。

四十、日比村　加子浦　海邊、町並。舟着舟懸りともよし。　同所迄 十里。海上 八里。　高 二百六十一石。家數 百十三軒。　田畠 十六町五段三畝二十五步。男女 六百四十人。

東南は海なり、西は澁川村、北は利生村と山田地境。　池、八箇所。　船、二十六艘。　漁者多し。　鯛網。　八幡宮。

眞言宗與樂山當光寺觀音院。名所、響灘。比々ノ手。地藏山城 四宮隱岐守行蒔。墓も此山にあり。 當村は湊にて、泊舟多し。

こゝより讃州高松城段浦等、よく見ゆる。高松は海上四里なり。大槌島、蓼籾島。

四十一、澁川村 海邊、山寄。舟着善、舟掛り惡。 同所迄海上 九里。八里半。 高家數 二百十三石四斗五升。三十五軒。 田畠男女 十三町四段五畝十九步。二百二十五人。

東は日比村と山田地境、北は長尾村・瀧村と山境、西南は海なり。池、四箇所。船、九艘。八幡宮。名所、浦田

四十二、引網村 海邊、山寄。舟着、舟掛共よし。 同所迄海上 八里。九里。 高家數 百八十三石一斗。四十七軒。 田畠男女 十三町四段四畝二十步。三百四十五人。

東は澁川村と山境、西は田ノ口村、北は山村の枝白尾と山田地境、南は海なり。池、十一箇所。船、八艘。明現、天神。社内に名木の梅あり。名所、琴浦。祖父祖母暗礁、暗礁。村東に烏岩といふあり。

四十三、田ノ口村 海邊、山寄。舟着善。 同所迄海上 八里。九里。 高家數 七百十四石四斗。百四十三軒。 田畠男女 四十三町八段四畝二十九步半。千六十人。

新開、六段一畝二十九步、鹽濱。

東は引網村、西は下村、北は山村の枝白尾と山田地境、南は海なり。池、十七箇所。船、七艘。かん山城 一に向山城。難波若狭守。藥師堂。

小田ノ口 此處船懸り善。

四十四、下村 海邊、平場。舟着惡し。舟掛りよし。 同所迄海上 七里半。十里。 高家數 八百三十六石四斗六升。百二十一軒。 田畠男女 五十一町一段二步半。八百三十一人。

當村を、古へは柘榴濱といふ由。

東は田ノ口村、西は小川村、北は上村と山田地境、南は海なり。池、十二箇處。船、五艘。觀音堂二つ。麥藏。八幡宮。本山方山伏二軒。光明院。右近。村北に今り岩とていふて、藥師を彫付の岩あり。

堀江。たは

四十五、味野村　海邊、山寄。　同所迄八里。海上十里。　高四百九十四石九斗三升。家數百十九軒。　田畠三十九町六段九畝六歩。男女八百八十五人。

田畠高の內、三町二段八畝二十八歩鹽濱。

東は海邊、西は鹽生村と山境、南は赤崎村、北は小川村•柳田村と山田地境。　池、十三箇處。　舟、十二艘。　天神。　眞言宗岩崎山本願寺持寳院。　神水山城。

井•戸•

四十六、赤崎村　海邊、山寄。舟着、舟懸共惡。　同所迄八里。海上十里。　高四百五十三石三斗一升。家數百二十四軒。　田畠三十八町八段八畝八歩。男女千六人。

田畠高の內、六畝（町）三段八畝二十四歩鹽濱。

東は海なり、西は孤池村、南は下津井村と山田地境、北は味野村と田地境。　池、十二箇所。　舟、三十八艘。　八幡宮、鹽竈大明神。　禪宗經立山天祥寺。

阿•津•

四十七、大畠村　海邊、山寄。遠淺、舟着懸共あしく。　同所迄九里。海上十里。　高八十石二斗五升。家數百四十三軒。　田畠六町一段八畝二十五歩。男女千百人。

東南は海なり、西は田ノ浦村、北は赤崎村と山田地境、此村漁獵を專して、四季共有。　明神。　眞言宗鷲羽山大室寺法定院。　陣所跡　此所にて毎年七月十五日、なもて踊りあり。　木食上人墓。　高洲の瀨、沖の藻瀨、中藻瀨。

四十八、田ノ浦村　海邊、町並。舟かゝりよし。　同所迄九里。海上十里。　高七十四石五斗六升。家數百十六軒。　田畠五町八段七畝二十八歩半。男女六百六十六人。

東は大畠村、西は吹上村と山田地境、南は海なり、北は赤崎村と山境。　池、三箇所。　舟、四十三艘。　明神。　眞言宗鷲羽山弘泉寺不動院。　四季共漁獵を業とす。

四十九、吹上村　海邊、町並。船着懸り共に善し。　同所迄九里。海上十里。　高百五石二斗六升。家數八十一軒。　田畠六町一段五畝二十四歩。男女五百四十五人。

東は田ノ浦村、西は下津井と山田地境、北は赤崎村と山境、南は海なり。　池、六箇所。　舟、十四艘。　稻荷、明

神。四季共に漁獵す。下津井村と町續にて、湊なり。商ひを業とするものも多し。

五十、下津井村 海邊、町並。船着掛り善し。 同所迄九里。海上十里。 高百八十四石七升。家數二百六十三軒。 田畠十四町四段四畝八歩半。男女千九百六十九人。

東は吹上村と山田地境、北は菰池村と山境、西南は海なり。池、十二箇處。舟、百艘。湊して大都會なり。町數あり 東町・中町・西町・立町・上町。 海上備中笠岡へ七里、同國白石同斷、備後鞆へ十里、讚州高松へ六里半、同國丸龜へ四里、牛窓へ十里。

商家多く米穀其外の問屋多し。四季共漁獵す。鰯網の元をす。其外魚物品々なれども、別て名品は、先鯛・目張・章魚・飯章魚・蟹辛類なり。 下津井四ケ浦といふは、大畠村・田ノ浦村・吹上村・下津井村を唱ふるなり。古へは、下津井を長濱といふとあり。この四箇村の惣名ならんか。 八社明神、四社明神、八大荒神。 眞言宗潮音山圓福寺福昌院。 下津井城 池田河內・池田出羽。 燈籠堂あり。 遠見番所在番の士并歩行者あり、郡醫者もあり、舟手より一箇月代りに加子の者交代勤め、池田和泉家士も一人在勤せり。下津井の漁者、鹽飽海にて獵する。 船、六十艘。公儀より御免あり。

小。下。津。井。 本村と町續き。

大。寶。

釜島。 開畠一町八段。家數一軒。 男女八人。 城跡 前太平記に見ゆ。 松島。 開畠一段二畝七歩半。家數二軒。 男女九人。 古城跡あり 松島庄大夫。

六口島。池田和泉采地なり、同家より在番の者あり、又開畠もあり、馬牧等もあり。 もろき島。めくらの暗礁二つ。上水島。藻島。 大ひしやく。 小ひしやく。 上農地島。 牛の首農地島。 ふと農地島。 いさろ農地島。

農地の四島は、下津井村と通生村と爭論の場所なりといふ。

六十一、菰池村 谷間。 同所迄八里。海上赤崎迄十一町出て舟なり。 高百八十七石三斗三升。家數三十五軒。 田畠八町九段十五步。男女二百四十八人。

東は赤崎村と山田地境、西は通生村、南は下津井村と山境、北も又赤崎村と山田地境。 池、十一箇所。 天王。

眞言宗佛母山善岡寺文珠院。

六十二、上村　谷間。　同所迄　六里半。　海上　下村迄二十五町出て船。　高　六百四十三石八斗。　家數　九十三軒。　田畠　三十七町九段一畝二十一歩半。　男女　七百人。

東は田ノ口村、西は小川村と山境、南は下村、北は稗田村と山田地境。　池、十二箇所。　天王。

六十三、稗田村　谷間。　同所迄　七里。　海上　下村迄一里出て舟なり。　高　七百三十一石三升。　家數　百六軒。　田畠　五十町九段六畝二十歩半。　男女　八百七十三人。

東は上村、西は柳田村・宇野津村、南は小川村と山田地境、北は尾原村・福江村と山境。　池、二十五箇所。　八幡宮。

六十四、柳田村　谷間。　同所迄　七里。　舟路は　小川村迄十六町出。　高　五百五十七石四斗四升。　家數　七十五軒。　田畠　三十八町三段三畝十五歩。　男女　五百四十人。

東は小川村と田地境、西は宇野津村・鹽生村と山境、南は味野村、北は稗田村と山田地境。　池、十三箇所。　八幡宮。　眞言宗吉初山善養寺福壽院。　麥藏。　古城山。

六十五、小川村　谷間。　同所迄　七里半。　海上　十里。　高　六百四十三石九斗二升。　家數　百九軒。　田畠　四十町八段四畝七歩。　男女　九百七十二人。

田畠高の内、三段六畝鹽濱ありしが、今は畠となる。

東は下村と山境、西は柳田村・味野村、北は稗田村と山田地境、南は海なり。　池、十三箇所。　船、四艘。　八幡宮。

六十六、塩生村　海邊、山寄。　舟着舟懸り共善。　同所迄　七里半。　海上　十二里。　高　三百三十一石二斗八升。　家數　七十九軒。　田畠　二十四町三段四畝八歩半。　男女　六百九十四人。

東は味野村と山境、西は海なり、南は通生村、北は宇野津村と山境。　池、七箇所。　舟、十四艘。　疫神。　眞言宗醫王山德成寺吉祥院。　本太城　能勢修理。　同人墓も當村にあり。　高島。

六十七、宇野津村　海邊、山寄。　同所迄　七里。　海上　十二里。　高　八十八石七斗六升。　家數　三十一軒。　田畠　七町九段一畝十五歩半。　男女　二百六十一人。

東は柳田村と山境、西は海なり、南は通生村、北は呼松村と山田地境。　池、五箇所。　明神。

新田　村の西方にあり。　高　「御朱印高の外」十六石三斗一合。　田畠　二町二畝十四歩。

六十八、通生村　海邊、山寄。舟掛惡し。　同所迄八里。海上十二里半。　高三百四十九石九斗四升。家數六十九軒。　田畠二十六町八段三畝二十歩半。男女六百六十八人。

東は菰池村•味野村と山境、西は海なり、南は下津井村、北は鹽生村と山境。池、十三箇所。船、二十三艘。八幡宮。眞言宗通生山神宮寺般若院。村中に辻堂あり本尊、觀音。葛島。しこみの暗礁、白石暗礁、備前が瀬。高•室•

六十九、呼松村　海邊、山寄。舟着惡し。　同所迄七里。船路十三里半。　高九十一石九斗三升。家數八十七軒。　田畠十町三段三畝二十一歩。男女六百九十二人。

東は稗田村と山境、西は海なり、南は宇野津村、北は廣江村と山境。池。船、三十九艘。四季共漁獵にて渡世す。八幡宮。眞言宗島向山松音寺安樂院、禪宗安倉山萬藏庵。大島、長島、稻村、うふめ島。

七十、廣江村　海邊、山寄。舟着惡し。　同所迄六里半。海上十四里。　高九十三石七斗。家數七十七軒。　田畠二十七町八段二十一歩半。男女六百九十一人。

東は稗田村と山境、西は海なり、南は呼松村、北は福田村•粒江村•曾原村と山境。池、十一箇所。船、七艘。天刑星宮。眞言宗瑠璃山醫王寺持命院。村中に四つ堂あり。

七十一、福江村　海邊、山寄。舟着懸共惡し。　同所迄六里。舟路植松村迄一里出。　高二百六十八石五斗。家數五十一軒。　田畠二十三町五段一歩。男女四百六人。

東は尾原村•林村と山田地境、西は福田村、南は稗田村と山境、北は曾原村と山田地境。村中に四つ堂。池、五箇所内、村西に相引池•福林池といふ池二つあり。福林池は、水面凡四町八段ほどゝいふ。福南山明現。眞言宗新熊野山、寶壽院、同宗安養山總持寺。

七十二、福田村　海邊、山寄。　同所迄六里。海上十五里。　高二百九十二石七斗二升。家數七十一軒。　田畠三十九町五段二畝二十八歩半。男女四百八十三人。

東は廣江村、北は粒江村と山境、西は浦田村と山田地境、南は海なり。•池、一箇所内、まゆみ池水面凡七段。天神、明神。眞言宗梅光山般若寺。

福•田•新•田•「享保十巳年新築。」　高　「御朱印高の外」千三百十七石二斗三升。

七十三、浦田村　海邊、山寄。　同所迄 六里六町。 海上 十五里。 高 三百十七石三斗七升。 家數 七十五軒。 田畠 二十四町九段五畝十九步半。 男女 五百一人。

東は粒江村、南は福田村と山田地境、西は備中酒津川を境、向は連島なり、北は備中窪屋郡福井村・吉岡村と潮川を境。　池、十七箇所。　船、三艘。　權現。　眞言宗岩龍山弘長寺蓮花院。　黑山城 鹽津左衞門尉。　古跡、琴捨藪。

浦・益・　谷間。　同所迄 五里。 海上 七里半。 田畠 六町七段十九步。 家數 三十二軒。 男女 二百四十八人。

黑・石・　山寄。　同斷。 同斷。 田畠 二十七町六段十四步半。 家數 四十八軒。 男女 三百五人。　池、八箇所。　村中に荒神。

黑・田・新・田・　高「御朱印高の外」八十石一斗九合。 家數 七軒。 田畠 六町八段二畝二十九步。 男女 四十七人。

七十四、八軒屋　平場。　同所迄 五里。 海上 七里。 高「御朱印高の外」四百十八石二斗九升七合。 田畠 二十七町四段二畝二十一步半。 家數 三十二軒。 男女 二百十人。

東は備中國窪屋郡有木村と瀨川(潮カ)を堺、西は同郡沖村・吉岡村、北も同郡倉敷新田村、南は粒江村の枝粒浦新田と田地境。

七十五、藤戸村　海邊、山寄。　同所迄 五里。 海上 七里。 高 三百七十七石五斗八升。 家數 九十八軒。 田畠 三十八町三段六畝十六步。 男女 五百五十一人。

東は植松村、西は粒江村、南は串田村と山田地境、北は天城村と潮川を境。　池、二十一箇所。　船、五艘。　浮洲岩迄二町二十三間、八濱迄二里三十五町、小串迄六里三十四町、下津井迄三里二十三町半。　古跡、經ケ島 島内に浦男の墓あり。　行役神。　眞言宗補佗落山藤戸寺。

七十六、粒江村　山寄。　同所迄 五里。 海上 七里。 高 五百十六石二斗。 家數 八十五軒。 田畠 三十七町五畝。 男女 五百八十四人。

東は串田村・藤戸村、西は浦田村の枝黑石と山田地境、南は曾原村・廣江村・福田村と山境、北は枝粒浦新田と潮川を境。　池、十九箇所。　船、三艘。　田槌神社、明現。　麥藏。　眞言宗海光山明王寺西明院、同寺構先陣寺。　佐々木陣取跡。　からけ崎。引馬が嶝。腸川。箒地藏。淸瀧越。　浦男宅地跡、鹽津三河守宅地跡。　本山方山伏加納院。

鞭木新田　平場。　同所迄　田畠　三十九町八段二畝二十五歩半。　家數　四十軒。　男女　三百九人。　池、三箇所。　鞭木。

粒浦新田　平場。　同所迄　五里。　海上　七里。

東は備中窪屋郡有木村と潮川を境、西は同郡吉岡村、北は同郡倉敷新田又は浦田村の枝八軒屋と田地境、南は浦田村の枝黒石と潮川を境、又又本村とも潮川を境。

七十七、天城村

海邊、山寄町並。　同所迄　四里半。　海上　七里。　高　二百九十六石三斗四升。　家數　百十五軒。　田畠　二十五町二段十七歩。　男女　七百三十三人。

東は海なり、西は備中窪屋郡有木村、北は同國都宇郡高沼新田村、南は藤戸村と潮川を境。　池、十六箇所。

商家町の名天城町「本町といふ。」。上之町・下之町・横町・裏町　東分に片原といふあり。　町分　家數　百四十二軒。　男女　七百三十六人。

當村より藤戸村への間、昔は船渡しせしが、正保四年海中を築切、大小二つの橋を掛るといふ。大橋長さ二十一間横二間、小橋長十四間半横二間。二橋とも、楠方構　小橋は今はなし。　藤戸の內より天城へ用水を取掛樋橋の脇にあり。長九十七間。

廣田大明神。　古跡、笹無山。　一向宗靜光寺、眞言宗惠日山後嶽寺遍照院、淨土宗光照山正覺寺、禪宗西光山海禪宗、日蓮宗惠光山正福寺。

當所は池田和泉釆邑にて、屋敷あり。同人家來多く爰に居住せり。海禪寺は和泉家の代々菩提寺なり。　靜光寺・海禪寺・正福寺等は、寺務同家司之なり。

七十八、植松村

海邊、平場。　同所迄　六里。　海上　六里。　高　二百六十二石七斗七升。　家數　六十六軒。　田畠　十九町七段六畝二十九歩。　男女　三百八十二人。

東は彥崎村、西は藤戸村、南は林村・串田村と山田地境、北は內海なり。　池、三箇所。　船、五艘。　荒神。

七十九、川張村

海邊、山寄。　同所迄　六里半。　海上　五里。　高　百四十二石一斗二升。　家數　五十四軒。　田畠　十九町一段四畝十九歩半。　男女　三百三十七人。

東は片岡村、西は彥崎村と山田地境、南は木見村と山境、北は內海なり。　池、十七箇所。　麥藏。　別補海龍王。

八十、彦崎村　海邊、山寄。舟着悪し。　同所迄　六里。海上　六里。　高　六百四十八石四斗五升。家數　百四十二軒。　田畠　五十町九段一畝二歩半。男女　八百二人。

東は川張村、西は植松村と山田地境、南は林村・木見村と山境、北は内海なり。　池、十八箇所。　船、二十八艘。

天神。　遍照庵、辻に大日堂、十王堂。　伏老(はいかい)。

八十一、片岡村「古は片茢村。」　海邊、山寄。遠淺、舟着悪し。　同所迄　六里半。海上　五里。　高　二百五十三石四斗五升。家數　六十三軒。　田畠　二十三町二段五畝五歩半。男女　三百六十四人。

東は宗津村、西は川張村と山田地境、南は木見村と山境、北は内海なり。　池、九箇所。　船、五艘。　古名　片茢村と云。

庄大明神　九月九日祭り。　眞言庵二、慶昌庵・圓長庵。　まし奥山城　三村孫太郎行清。

八十二、宗津村　海邊、山寄。　同所迄　七里。海上　五里。　高　八十六石七斗四升。家數　三十七軒。　田畠　十二町四段四畝四歩半。男女　二百八人。

東は迫川村、西は片岡村、南は奥迫川(はさかは)村・木見村と山田地境、北は内海なり。　池、二箇所。　船、二艘。

八十三、迫川村　海邊、山寄。　同所迄　七里。海上　五里。　高　三百十四石三斗一升。家數　八十軒。　田畠　三十三町一段十九歩。男女　五百十六人。

東は宇藤木村、西は宗津村、南は奥迫川村と山田地境、北は内海なり。　池、四箇所。　船、二十一艘。　伏老。　御崎宮　八月十八日祭。

茂・會・路・

八十四、奥迫川村　谷間、山寄。　同所迄　七里半。海上　十六町出て五里。　高　四百二十石一斗。家數　五十五軒。　田畠　十二町三畝十四歩。男女　三百十八人。

東は小島地村、西は木目村・片岡村・宗津村、南は山村と山境、北は迫川村と山田地境。　池、五箇所。　若一王子權現　九月八日祭り。

八十五、山村　山上。　同所迄　七里半。　高　五百七十七石五斗八升。家數　九十九軒。　田畠　二十八町三段十二歩。男女　六百八人。

東は瀧村・小島地村・澁川村と山田地境、西は木見村・尾原村、南は引網村・田ノ口村、北は木見村・奥迫川村と山

境。池、十五箇所。墓三つ 鬼神の墓といふ。 酒手王子、柴坂王子。

白尾・ 谷間。同所迄 八里。 田畠 十六町二段六畝十五歩半。家數 五十六軒。 男女 四百四十人。 山神。池、十四箇所。

上峠・

瑜伽・ 山上。 瑜伽山蓮臺寺慈聖院。寶暦年中より別て參詣諸國より來る者多く、繁榮しければ、今寬政に至るまで、年々山を開旅宿屋多く出來せり。

八十六、尾原村 谷間。同所迄 六里半。 高 三百二十五石九斗九升。家數 百二軒。 田畠 二十四町六段十一歩半。男女 六百九十八人。

東は山村・白尾、南は上村・稗田村と山境、西北は木目(見カ)村と山田地境なり。池、十五箇所。古城山 鳶野某。 三台明現。眞言宗光應山大悲寺慈眼院。

黑谷・

八十七、木見村 山寄。 同所迄 六里半。 高 六百八十一石九斗一升。家數 百三十一軒。 田畠 四十八町一段三畝十二歩。男女 七百七十四人。

東は尾原村、西は林村と山田地境、南は稗田村、北は彥崎村と山境。池、七箇所 内、森の池、水面凡七町餘。 天神、疫神。 冷泉宮賴仁親王墓。木見戸山城 水澤和泉守。同人墓も當村にあり。 眞言宗天滿山自在寺文珠院。

八十八、曾原村 山寄。 同所迄 六里。 高 二百七十七石四斗七升。家數 六十六軒。 田畠 二十町三段六畝十九歩。男女 三百七十七人。

東は林村と田地境、西は福田村・浦田村と山境、南は福江村・廣江村、北は粒江村・串田村と山田地境。池、十三箇所。 清田八幡宮。 眞言宗法輪山一等寺清淨院。 村中に四つ堂あり。又阿彌陀堂あり。

八十九、串田村 山寄。 同所迄 六里。 高 三百四十八石九斗九升。家數 四十一軒。 田畠 二十四町五段七畝二十七歩。男女 二百七十九人。

東は植松村と田地境、西は粒江村と山境。 南は曾原村、北は藤戸村と山田地境。 池、九箇所。 眞言宗熊野山西方寺。 鼻高山城 上月源次郎兼次。

九十、林村 山寄。同所迄六里。海上 植松村迄十五町出て。高 千百八十石三斗九升。家數 百四十五軒。田畠 七十七町九段六畝四歩。男女 八百九十二人。

東は木見村、北は彥崎村・植松村と山田地境、西は曾原村・串田村と田地境、南は福江村・稗田村と山境。池、十八箇所。三宅備後守範長宅地跡。眞言宗金光山妙音寺眞淨院。熊野大權現、社内に櫻井宮覺仁親王墓。天台宗新熊山大願寺。本山方山伏左の如し。

太法院。 聳瀧院。 建德院。 報恩院。 傳法院是迄五流。 知蓮光院。 常住院政所。 寶良院同。 覺成院公卿。
正壽院同。 青雲院同。 常樂院同。 大泉院同。 南瀧院同。 仙壽院同。 寶乘院同。 本乘院同。 大願寺山伏家來譜代共 家數 四十二軒。男女 百九十八人。

本村 七十九箇村。 枝 三十八。
田畠 二千四百六十三町七段三畝十一步半 「内、四十八町五段一畝十四步半。」 高 二萬九千四百二十一石二斗八升。
家 八千三百五十二軒。 男女 五萬五千九百四十二人。
池 八百三十三箇所。 船 千四百四十艘。

吉備溫故秘錄 卷之十（村落八）終

吉備温故秘録

（城府）

闕　本（城府下）

城府は、上・中・下の三卷より成つてゐるが、東京帝國大學史料編纂所にも、岡山縣立圖書館にも亦池田家文庫にも、「城府下」の一卷を闕いでゐる。（森田無適記）

吉備溫故秘錄 卷之十一

大澤惟貞輯錄

城府上目錄

吉備溫故秘錄卷之十一（城府上）目錄終

吉備温故秘錄　卷之十一

大澤惟貞輯錄

城府　上

一、岡山

東西凡二十餘町、南北凡一里餘、西大川をまたがりて、西は御野郡に屬し、東は上道郡に屬せり。

北極出地三十四度八歩强、上道郡古津庄藤井宿三十五度。

右享保四年己亥長崎住人西川愬見、於藤井驛考之。（備陽記）

岡山、往古は大島といふて、一つの離島なり。大島といふ名所にて、古歌共數多あり。委敷は名所の部に記す。其時の地の樣は今の半田山の下に福林寺阡（なはて）とて、道一條ありて、南の方は皆干潟遠く、海に續きたる處の後に、墾田となりしものと見へたり。されども、南の沖なる、伊福村・野田村等の地は、古き鄕保にて、和名抄・東鑑等にも見へたり。圓覺寺庄奥福寺庄等は、三代實錄にも見へたり。鄕庄の部に委く記。又其ならびに武內神・岩戸別神社もあり。東しは今の上道郡網濱村平井邊より、遙かに海上西へさし出て有し地にて、是等は後世の墾田にはあらず。又半田山よりは東に、三野村・南方村古へ廣瀨鄕と云。出石村今は市店となりて出石町といふ所なり。等遙に南へ出たる所なり。是も三野鄕・廣瀨鄕・出石鄕とて、和名抄に見へ、其所に武內の伊勢神社有。神宮寺山といふ所にも、武內神鎭坐ありて、新墾の地にはあらず。

岡山を考ふるに、出石鄕內ならん。鎌倉將軍時代より次第に墾田となりて、昔の川筋も替りて、あらたに濱野村・平井村の間へ川を堀り、海近き方へ流せしものと見へたり。しかりしより、大島もおのづから地方となり、今は島といふべくなし。如是なり。かはりて、岡山とばかり稱せし初は、何つの頃よりの事か未詳。しかれども此大島の內に三つの峯ありて、岡山・石山・天神山と唱へしなは岡山は、今の本丸の內、石山は今西丸の邊、天神山は今の酒折宮の

邊なり。右富山の寸簸の塵にしたがひて、これを記す。

岡山此處に古へ酒折宮鎭坐在て、此人岡山大明神と稱せし由。天正元年今の處へ移。

二、岡山城

南朝正平の年の始、上神太郎兵衛尉高直といふもの備前岡山に在城せし由、櫻雲記に見へたり。是岡山と云名の見へし始なれば、此正平の頃少し前、始て川の流れをほり、新墾四方に出來て、大島の地陸地となり、城をも築きて、岡山に稱しけるにや、夫より上神氏代々爰に居城せしや未詳。

續太平記に曰、應仁元年細川勝元すゝめによりて、赤松兵部太輔政則・浦上美作守則行・宇野・小寺・別所等を將ひて、五百餘騎を五手に分け、姫路・明石・白旗・若縄、備前岡山五箇所の敵城を即時に攻すとあり。然れども我國にては、何の語り傳へもなし。

本朝通紀にも、此事をのせて、岡山之城亦不レ守降、州内悉應レ風屬レ政-則。とあり。これも續太平記によるものならん。

大永の頃、金光備前といふ者在城して、松田家に屬しけるよし。されども事跡つまびらかならず。此備前に嗣子なし。依て能勢修理が子與次郎を養ふて、家を繼せしといふ。松田能勢が事跡は、城跡の部に記す。合せ見るべし。

金光與次郎宗高は、養父備前が家を繼ぎて、岡山城に其儘居たりしなり。其時迄は城内狹少なりし由。今の御廟堂のところ。與次郎も金川城主松田に屬して居たりしが、永祿七八年の頃、松田と宇喜多直家と和睦し、浦上遠江守家景へ附屬して、備中へ働くべき用意ありければ、備中の三村紀伊守これを聞て、まづ當國へ働き出で、岡山城を攻けるに、城兵少なく防戰なりがたく、金光は三村へ心ならず降參して、松田宇喜多の兩家と不和になりしが、其後明禪寺合戰の時、備中庄元祐の案内者となりて、春日の前額か瀬を渡り、東山へかゝりしとき、明禪寺の城落ち、元祐も討れければ、備中勢惣敗軍なり。合戰の次第紀事に委し。金光與次郎宗高も、やう〳〵命を助かり、沼の城へ出仕して罪を謝し、直家の麾

下に屬しければ、其儘岡山の城を守らしむ。元龜の頃、宗高又直家に叛く由風聞ありし處に、金光が家來に後藤某といふものあり。此者を兼て直家懇にして、沼の城へ度々呼寄て、碁の相手とす。直家岡山を取らんと思ひ、間者を以て金光に後藤こそ貴君を殺し、直家に從はんとする由をいひければ、金光大に怒て後藤を殺害す。直家は此由を聞て、金光を沼城へ呼寄申けるは、先年明禪寺軍の後、直家に敵しがたく、當分味方に屬すといへども、内々には叛心をいだく故に、直家に懇なる後藤を、罪なきに殺害す。此まゝに捨置がたしとて、金光に切腹を申付けるに。宗高是を陳謝すれども、更に許容なく。宗高最後に及んで直家下知して、死後子供に所領を與ふべし。城をば異儀なく渡すべしと、いふことを認め置くべきなりと有。是又異儀に及びがたく、書狀を書て後切腹せり。則岡山城は富川平右衛門請取けり。宗高の子を文右衛門といふ。直家に仕へて少知を取りしが、宇喜多家亡て後、當國御野郡古松村の民間に隱れしといふ。文右衛門が子孫今に當村に在。宗高の法名を友讃といふ。菩提寺は金光山岡山寺といふ。古へは今の郭内にありしが、其後今の處磨屋町に移るといふ。天正元年直家當城を廣けし時森下へ移し又其後今の所磨屋町へ移せしといふ。

かくて當城には宇喜多より城番を入置しが、直家年々手も廣がり、沼の城は手狹にて兵卒の置處もなければ、岡山は山下殊外廣大にして、大川は海に通じ、已來繁昌すべき土地なれば、此城へ移るべくと思へども、今迄金光が居たる城なれば、家居も狹く家中屋敷もすくなく、居住成がたければ、岡平内を奉行とし、城中廣げ新に繩張を仕直し、土居・堀等まで改め、此地に在し寺社を外へ移し、門・櫓・塀等大概出來せしかば、沼城より天正元年の秋宇喜多和泉守直家當城へ移徙ありて、當城の主となり、追々家臣の屋敷等あり。町家も諸方の富家集り繁昌しけり。夫より直家は國中を併呑の志ありて、主君浦上遠江守宗景を攻て天神山落城、宗景行方しれずなりければ、備前國を脚下にふまへて、作州所々の城を攻取、播州赤松家を追ひて、跡三郡を領し、備中大半をしたがへ、近國を呑の勢ひなり。されども或時は出雲の尼子に屬し、或は毛利家へ從ひて人質を出し、天正五年秀吉と毛利との戰には兩端を計りて彼へも不附是へも不附しが、近來信長公諸國を大半討從へ給ひければ、秀吉へ賴み信長公に降參し、毛利家と手切になりけり。天正九年二月十四日、行年五十三にて卒去なり。法名は涼雲星友といふ。嫡子龜松は早世、二男八郎此

年九歳なりしを、家督と定めたれども、戰國の事なれば死去をふかく隱して、其儘病と稱して、浮田與六郎事をはからひ、翌年正月九日卒去と披露ありけり。

宇喜多八郎は天正十年直家の家督、備前國・美作國・播州三郡、備中の內をも以前のごとく、八郎に賜るとの信長公の御朱印を給はり、當城の主と成けれども、八郎未だ幼少なれば、浮田七郎兵衞後見し、老臣戶川平右衞門・岡平內・戶川助七郎・長船又三郎、政を取、國を治めける。同年秀吉備中高松攻の時、岡平內・戶川助七郎・長船又三郎、加勢として先陣に進みしが、同年信長公を明智光秀弑しければ、秀吉備中を指置、播州へ被歸ければ、宇喜多勢も歸陣し、夫より城州山崎合戰に加勢を出し、同十一年志津ヶ嶽合戰に加勢有て、六月に歸陣、同十二年尾州小牧合戰に、岡・花房一萬五千人を率して加勢し、冬に至て歸陣す。同十三年春、紀州根來を討るゝ時、戶川・岡と出勢、同年三月八郎（時十三歳）元服あり。秀吉公より秀の一字を賜りて秀家と名乘、從五位下に叙し、侍從に任ぜらる。同年五月四國退治に戶川長船出陣、同十四年に從四位下に叙し、左少將に任ぜられ、同十二月に左中將にうつり、同十五年九州島津退治の時秀家初陣。二月朔日岡山出陣人數一萬三千兵具等、甚美麗出立ける。島津家降參ありて、秀家も六月中旬岡山歸城、同年八月參議從三位に昇進、同十七年春前田筑前守利家卿の三女を關白秀吉公の養女として、秀家卿の大阪中の島の屋敷へ入輿あり。同十八年小田原攻に加勢被出、又奧州陣に秀吉卿四月に出陣、九月に至る開陣かくの如く、天下無異に治りければ、岡山の本城を今迄より猶東なる岡山の高みなる所に移し、天守も初て造立、其外櫓等迄造營、慶長二年迄に成就す。天正十九年に豐臣太閤命じて秀吉（家）卿を朝鮮征伐の惣大將とす。これに依て大船五十艘を新に造り、翌年三月朔日出船して朝鮮へ渡海。文祿二年十二月歸陣。同三年五月朝鮮の軍功を賞して、權中納言に任ぜられ、慶長元年八月初て五大老を置るゝ時、其一人に輔せられて、一天下の政事にも預れり。慶長二年再び朝鮮へ渡海、明る三年八月太閤薨去ありければ、同年十月に歸陣なり。かくて秀家は奢り日々に增長し、鷹狩猿樂其外遊興に長じ、老臣の諫を聞入なく、政道に心を用ひず。長船紀伊守・浮田太郎右衞門・中村次郎兵衞等の邪智佞奸の者共、國政を取り返て、老臣共を害せんと謀りければ、家中度々騷動ありけり。同五年奧州上杉追討の時、浮田左京に

人數を付て指出されけるが、其跡にて石田三成が催促に應じ大阪へ行、八月朔日伏見城攻落、九月十五日關ケ原に出陣。西軍利なくして、秀家敗軍やう〳〵家臣近藤三左衞門・黒田甚十郎只二人を召連、伊吹山へ落行、方々とさまよひ大阪へ出、夫より舟にて大隅の國へ落行、島津家を賴みて隱れ居けるが、一兩年過て秀家薩摩に在由風聞ありければ、慶長七年島津家より御恩免の事、種々愁訴ありけれ共、御許容なく、されども願も餘儀なければ、父子共に一命を助られて、八丈島へ遠流。此時秀家薙髮して休福と號す。嫡子八郎・次男某・家臣眞田七郎右衞門以下五人、相從ひて八丈が島へぞ至りける。備前・美作兩國の主にて、中納言たりし人故に、其島にても尊み敬ひけるが、長壽にて、寛永年中行年八十餘歳にて病死あり。其子孫今も此島にありといふ。

さて當城は戸川肥後守・浮田左京亮・花房志摩守等、將軍家の命を蒙り、城受取りけり。

金吾中納言秀秋卿は、關原の戰功に依て同年五月五日備前國美作國備中數郡を賜はり、同年備前岡山城へ移られし。翌六年辛丑に至り、領地の檢地これあり。又山川海陸共境堺を定、同六月古代より寺社の領地ありしも、減少して寄附せらる。一品宮の社領も宇喜多の時は千四百五十石なりしを、此時三百石に減ぜらる、其外寺社減少せられし折紙今に在り。同年秀秋卿神君へ言上して、岡山城造營幷外堀をほれり。これを二十日堀といふ。同き冬に至りて、秀秋卿奢甚しく、近國の境目等も無理多く。これに依て老臣杉原紀伊守・稻葉内匠頭共いろ〳〵諫言すれ共、曾てこれを用ひず。返て秀秋卿立腹ありて、杉原を村山越中に討てと命ぜらる。杉原はかく共しらず、登城して秀秋卿へ直に言葉を盡し諫言しければ、秀秋卿も理に服し、其詞を聞屆られ。兒小姓を以て、最早杉原を打におよばぬよし、村山に告よと有て、玄關へ兒小姓此儀を傳へに出る處に、越中は物陰にひそみて居けるを知らずして行過る。其跡より杉原出るを、村山言葉を懸て切殺せり。二丸の臺所なりといふ。かく間違ければ、内々にもなりがたく、紀伊守が子加賀にも切腹申付られける。稻葉内匠頭も此事を聞て、禍の身にかゝらん事を慮て岡山を白晝に退去せり。兼て戸川肥後守と心安ければ、案(内)して庭瀨へ行しに、戸川より家臣池田市左衞門・小森三郎左衞門に、足輕五十人を添て迎に出し、内匠頭を引つゝんで庭瀨に入る。内匠頭は肥後守と相談にて、兒島郡下津井に出、こゝより船にて上方へ趣きしといふ。同老臣松野主馬も退去、これよりいよ〳〵秀秋卿我儘になり、毎度人を殺

し家士を手打にせらるゝ内に、一時上道郡を鷹野有しに、俄に雨降りければ、民家に入雨をやめらるゝ内、兒小姓火をおこしけるに、火早く燃ざるとて、脇差を拔き首を爐中へ切落し。又或時は民家に入て鴨居にて頭を撲ち、大に怒て其家を作りし大工を呼んで成敗せんとありしに、殺生の仕合宜かりければ、召捕來りし大工入川になし、ゆるせ〳〵といひてかへされし。其他此類勝て記すべからず。同七年壬寅十月十八日、俄に秀秋卿薨ぜられぬ。一說に横死なれども、他の聞へを憚りて、瘡瘠の患にて薨去と披露すと云。時に年二十三歲、法名を隨雲院秀巖日詮といふ。當郡出石鄉内に葬り、其墓前に本行院といふ。今隨雲寺と改名。日蓮宗の寺を建て是を守らしむ。位牌は京都東山高臺寺の中、隨雲院にあり。秀秋卿に嗣子なし。家斷。

秀秋卿横死の說まち〳〵あり。左のごとし。

一說に鷹狩のとき、一人の百姓を斬らんとあれば、甚懲傷するを、秀秋卿笑ひて刀を拔て所々疵付て之を弄ばれしに、其百姓起て陰囊を蹴あげたれば、秀秋卿卽死といふ。一說には、山伏の訟事有しを呼出し、理非を斷ぜず、兩手を切られしに、其山伏怒て飛かゝり、秀秋卿をけたをし、踏殺すともいふ。又一說に、兒小姓を手打にせんとして、かへり討にあはれしともいふ。又一說に、西大寺の堂の下の川にては、昔より殺生を堅く禁ぜし處なるに、此卿網して鯉・鮒を多く得て、其歸りに、廣谷の橋の上に落馬し薨ぜられしともいふ。(其實說今も知らずといふ。)

金吾中納言秀秋は、小早川左衛門督大江隆景のよつぎなり。隆景は三原中納言と申せし也。公卿補任には、隆景中納言に任ぜし事見へず。まことは木下肥後守家定が四男、豐臣太閤家北廳(まんどころ)の御甥なり。はじめ北廳、自らの御子なき事を深くなげき給しかば、此中納言いまだ幼とき童名は辰之介太閤の御養君となされ、御寵書淺からず。天正十九年のはる、隆景が望申によつて、其嗣とはなされてけり。抑隆景が此人を養て子とせし事、いはれありとぞ聞へたり。隆景の甥毛利右馬頭輝元がよつぎいまだなかりし時、黑田勘解由孝高・生駒右馬(雅樂カ)頭親正二人は、毛利が家にしたしかりければ、その世つぎの事をはかる。孝高はからひて、殿下に申て、御養君して家つがせたらんには、家の爲にも、國の爲にもよからんと覺ゆといふ。親正も此事もつともしかるべしとて、まづ左衛門督隆景の許に來て、此由を告ぐ。隆景聞て、その事若なりなんには、我等幸にこそ候はんなれと計こたへて、生駒が歸るを待兼て、いそぎ施藥院の許に行向ひて、隆景殿下の御恩によつて、貧

前の國領するのみにあらず、筑後・肥前の中にして、二郡づゝの地を下し給ふ。我齡すでにかたぶきぬ、此恩に報ぜん日なし。秀秋に國を讓り參らせ、隆景は山陽のうちにして老を養ふべきほどの地給て、籠り居てさふらはんには、何事の幸かこれにすぐべき。此由を以て、內々御氣色をうかゞひ給るべしとぞいひてける。關白此由を聞し召、悅給ふことなゝめならず。隆景が云ふによつて、其よつぎこそなされける。其後隆景がはからひにて、これも又故陸奥守元就が孫なりける。秀元して世つぎとなす。（輝元秀元は從弟なり。）隆景かくばかりしは、輝元が家は嫡流にて、已が家は庶子なれば、嫡流の種性たへる事をかなしみて、自らその禍にかはりけるこそあはれなれ。文祿の始、朝鮮の事起り、隆景彼國に渡て王城の一戰に大明の李如松を討敗り、又晉州の城を攻落す。其勸賞に從三位の中納言に任じて、慶長二年六月十二日、年六十六歲にて卒しぬ。秀秋隆景が家を繼て、中納言になさる。（秀秋を金吾中納言といひしは、左衛門督が子たるによる共いふ。又秀秋も元左衛門督たりし故に、はじめより金吾殿といひし共いふ。後の說しかるべきか。）此年二月いまだ隆景が卒せざりしうち、秀秋十六歲にして、朝鮮をうたれん大將軍を承て、宗徒の大名あまた引具し、都合其勢十六萬三千人、五月二十二日大阪を立て、同き七月二日朝鮮におしはたり、釜山城へ入。明れば慶長三年正月四日、蔚山うしろまきしまつさきにすゝみ、秀秋が手にかけて、馬武者十三騎きつくおとす。およそ討取所の首一萬三千二百三十八、太閤に獻る。此使者同き月二十四日、伏見の城へはせまいる。太閤軍のやうを聞し召て、御感なゝめならず。石田治部少輔三成、ひそかに申けるは、金吾殿の御ふるまひゆゝしくも聞えさせ給ふ。去りながら、既に御代官として、むかはせ給ひし御身の、みづから釜山城を出給ひ、ふかく敵の中に入て戰はせ給ひし事、こゝの聽え輕忽にこそ存ずれ。かたきもし其隙をうかゝいて、釜山城を攻とり候はんには、本朝の通路自在なるべからず。此後はかゝる御ふるまひ、しかるべからず旨を、仰下さるべうもや候と申ければ、太閤げにもと思召御氣色にて、秀秋の功を賞し給はず。秀秋太閤の仰かうぶりて、城を築事九箇所、軍勢をこめ置て、同き三月十七日釜山湊に船をうかめ、四月四日大阪につき、明れば五日、伏見城に參らる。秀秋にしたがふ所の七人の軍奉行幷に加藤左馬助嘉明同く參る。伏見にありあふ大名ことぐ〵參りつどひ、秀秋の開軍を賀し申しける。太閤聞て御出ありて、御對面事終て後、太田飛彈守一吉、秀秋の軍し給ひしやう、一々に陳じて感じ申す。太閤、

いや〳〵大將のみづから諸軍の功を爭ひ、かろ〴〵しき軍せんことしかるべからず。我秀秋をさしむけし事、かへす〴〵後悔に思ひきと仰らる。秀秋聞もあへず、よのつねの御使ならんには、幼弱の身など辭し申さでは有べき、追討の御使なればこそ仰を承れ。然るに今人々の聞給ふ處にて、御後悔の旨を承知こそ口惜しけれ、秀秋が不覺の事あらんには、軍奉行の人々、只今御前にてまつすぐに申、すみやかに秀秋が首をめされて、御憤りを散んぜられんやうに、はからふべしと、おし返し〳〵申されければ、太閤御座を御立あつて、內に入らせ給ふ。治部少輔三成參て、秀秋の老臣杉原下野守・山口玄蕃允にむかひ、大殿の御氣色よからず、先づ御館に歸し入參らせらるべしといふ。秀秋聞てしやくひうち落さんずる氣色にて、うち刀取てたつ。德川殿とゞめ給ひとかく制して、彼館にともなひ給ひしに、太閤の御使として尼孝藏主入來り、仰をつとふ。抑去し頃、蔚山の戰に、かろ〴〵しきふるまひし、又只今の申條甚奇怪の至りなり。すべからく、はやく筑前の國を返し獻りて、越前の地へ移るべしと、ありければ、中納言大にいかつて、やあ尼前秀秋の身に、國はかれん罪覺へず、命あらんかぎりは、たゞもとの儘にこそあるべけれ、すみやかにかうべをはねらるやう候と申せ尼前とて、おつか〈追返〉へさる。德川殿孝藏主にむかひ給ひ、仰謹て承りぬと宣ふてこそ申さるべけれとありければ、尼前承りて、此上は內府の御はからひにこそ候べけれ、政所の御方へも、其由を申べきにて候と申て罷出。德川殿秀秋にむかひ給ひ、只とにもかくにも、仰せにしたがひ給はん事こそ、あらまほしけれ。政所のなげかせ給はんに、太閤もさのみは、心づよくはおはせじ物をと、仰ければ。さらば秀秋自三成が首切てのち、內府の仰にこそまかせ候めと申さる。德川殿も今は仰らるべきやうもなく、杉原・山口をひそかに召れ、まづ家人少々、越前の國に下さるべしと、仰ければ、外樣の侍少々をさし下す。かくて德川殿、大納言利家と共に、秀秋の事、御なげきあらんとありしかども、利家辭して申さる。德川殿は日々に太閤へ參り給ひ、仰出さるゝ旨もなし。太閤、いかにかくは每日見へ給ふやらんと、仰ければ、秀秋の國うつされん事、いたはしう覺て、此由申さんとて參り候へども、えこそ申出され侍らねとこたえ給ひて、そのゝちも日ごとに參り給へば、太閤またはじめのごとく仰ければ、德川殿の答給ふやうも、はじめのごとくなりしに、太閤さほどに思ひ給はんには、內府のはからひに、まかせ

參らすべしと仰ければ、德川殿よろこばせ給ひて、秀秋のもとにむかひ給ひ、杉原・山口めして越前に下りし侍どもめしかへさる。この時秀秋には、越前北の庄地十六萬石をたぶべし。山口には加賀國大聖寺の城を給て、秀秋のうしろ見すべしとありし。これによりて秀秋のそのまゝに筑前を領しけれども、山口は此時より太閤の御家人になされしなり。程なく六月三日に德川殿秀秋と打連まいらせ給へば、太閤御對面あつて、饗宴の儀事終り、秀秋に物多く給ひ安宅貞宗の刀・吉光の脇指・大般若撫子の茶壺・鷹二連・黃金千枚なり。德川殿へも引出物給はる。光忠の刀・黃金三百枚。秀秋この日長崎伊豆守を德川殿へ使として、此度御芳恩いづれの時にかわすれ候べき、むくひ參らすべき時こそ侍るべけれと、申されたる。秀秋越前にうつされんとせし事、始終は大河內秀元が朝鮮物語に詳なり。世の人詳なる事をしらざるにや、異說多し。信ずるにたらず。また蔚山の戰の事は、諸家の說まち〳〵なり。今爰にはこと〴〵く大河內が物語の說をとれり。太閤薨じ給ひ、同五年の秋德川殿奥の上杉追討の爲、御下向有しかば、秀秋もいそぎ軍勢を催して、奥に下らんとて本國をうつたつ。大阪の軍又起て諸國の軍勢を催促す。秀秋德川殿の芳恩を報ぜんこと、此時にありと思ひしかば、舍兄木下右衛門太夫延俊が播磨國姫路の城にたて籠て、東國の御勢の攻のぼらんほどをまたばやとおもひて、先山岡備前入道道阿彌につきて此由を關東に申せしに、舍兄延俊あえて城を借さず。秀秋大きに怒て延俊と中たがひして大阪に至り、夫より都に上りて政所の御方に參り、秀秋は內府の御方に仕るべう思ひなして候と申さる。政所きこしめして、大阪の兵伏見の城攻らるべしと聞ゆ、は君が兄の宰相これ勝俊の事なり、長嘯子と申せし人なり。內府の兵と共にかの城にあり、は君も大阪の兵と同じく、かの城をせめんに、わらは、かの城に入て兄弟の軍せん事淺ましとて、とかく中なをしせんほどには、東國の勢も攻のぼりてんあなかしこ、君ひとり奉行等と中たがひして、軍起さんこととしかるべからずとて、返し給ひしに、勝俊伏見の城に入て、東國の勢と共にたて籠り、內府をまちつけ參らすべしとて、伏見の城に使たて、此由をいはせらる。鳥井彥右衛門尉元忠その旨にしたがはず。まこと內府の味方せさせ給んには、寄手の人々と共に此城に向ひ給ひ、いかにも人々に疑れ給はぬやうにこしらへて、東國軍勢のぼらん時に、うら切をせさせ給ふべし。御使の旨をば關東に申べきにて候とこたへて、元忠が郎等一人關東に下してかくと申、伊與田彌右衛門といふ郎等を下せしといふ。秀秋力およばず、家人平岡石見守して、黑田甲斐守長政につきて平岡は黑田如水入道がめいむこなり。關東に此由を申て、寄手にぞくはゝりけり。伏見の城落て後、此城かりて東國の勢のぼらんほどを待べしと思ひしに、城悉くやかれぬ。かくて上方の軍勢東山・東海・

北陸より攻下る。秀秋も忩ぎ發向あるべしと、催促度々におよぶ。或は伏見にて手負し兵をたすけ、或は本國よりはせのぼる勢をまつなどいひて日を送り、かさねて黑田が許へ、平岡が弟出羽守を質として、神木 右兵衛尉 齋藤 與右衛門 二人の使つけて關東に下す。さのみいかゞあるべきとて、やふ〳〵大阪をうちたち、道の程又日數を經て、德川殿すでに、尾張國に打入らせ給ふと聞て、關ケ原のこなた、松尾の山に至て陣をとり、九月十五日東西の軍矢合すと見てければ、上方の軍勢のうしろより、きつてかゝりしほどに、かたき前後をふせぎかねて、たちまちやぶれうせにけり。軍終て後德川殿の御陣に參られしかば、御よろこびなゝめならず。秀秋また佐和山の先陣をのぞまる。同き二十七日こゝをも攻やぶりて、石田が一族こと〴〵くに誅せられぬ。ことし十一月勳賞を行はる。まづ秀秋に備前・備中・美作三箇國をぞたまはりけると云々。三箇國合せて高七十二萬石を領す。本領は三十五萬六千四十石なりしとなり。

右・藩・翰・譜・

慶長八年癸卯二月六日に、備前國を國淸公の御次男忠繼公へ賜ひしよりこの方、池田家代々當城にまし〳〵て、四神相應自然に備りたる務地なれば、年をかさねて繁昌して、今寬政にいたれり。

私に曰、忠繼公御幼少につき、興國公これに代りて、當城に居城まし〳〵、慶長十八年癸丑正月二十五日、國淸公逝し給ひければ、興國公御家督、播州姬路へ入城し給ひ、夫より忠繼公當城へ移らせ、元和元年乙卯二月三日逝し給ひ、嗣子なきにより御舍弟忠雄公世繼に立給ひ、備前を國賜はりければ、同年淡路國より岡山城へ移らせ居給ひしが、寬政九年壬申四月三日逝し給ふ。光仲公御家繼給ひけれども、いまた御幼少なれば、同年六月に至りて御移封の台命ありて、同年より烈公御居城まし〳〵、夫より御代々なり。

當府古へは商家少なけれども、運漕よき土地なれば、海川の船日々に來り、每日市をなして、當國幷に備中・美作を初め、諸國の產物集り、交易ありしなり。其市場五箇所にて、月六度づゝにて、都合三十日の市ありしよし。その市場五箇所は、市の町 一六 二日市 二七 大炊殿市 三八 四日市 四九 十日市 五十 なりといふ。大炊殿市は今、川崎町川端なり。

一書には十日市はなく、七日市を入て五箇所にせり。

右市場より一宮へ運上出し來ると見へて、一宮寶藏に、文明三年六月十三日の掟書あり。其內に、

一、國中市町にて、萬賣物の諸初尾、六さい取中て上中は、借屋より奉行長光と中社人差遣役なり。

かくのごとく商家少なかりしに、天正元年宇喜多直家沼城より當府へ移徙にて、諸士の屋敷商家等追々增し、日々に榮へける故、右の市場等にて六さいの市をやめ、西大川筋に問屋等出來、國中の商家共きそい集りて、大都にぞなりにき。

直家死後子息秀家卿の代、それより金吾中納言秀秋卿代、慶長八年池田家に給はりしより、今寛政に至る、追々四方へ廣がりしといふ。委しくは下に記す故こゝに略せり。

山陽道の驛路、古は上道郡辰の口山・御野郡半田山の、裾を通りけるを、天正元年宇喜多直家岡山城へ移徙ありて當府の繁昌せんことを諸臣に問けるに、衆議驛路をつけかへ、しかるべしとて、宍甘村の山のはなより、野中へ出で、當府城下をかよひ、萬成山を越て辛川村へ出る道を作り、諸方への働の手つかひよく、往還自由なるやうにせしといふ。

西大川、古へは竹田村・河原村・濱村の東を流れしを、宇喜多秀家卿當城再築の頃にや、川筋を付かへて右の村々の西へ通じ、此川を二流として其一流は今の如く城の東を流し、西一流は酒折宮の北を西へ、今の中堀へ通じ、天神山と弓の町の間を經て、上の町・中の町・下の町・榮町・紙屋町と、東中山下との中間を流れ、天瀨より大工町を經て、大森寺脇より菅能寺前より下へ流すといふ。今にこの堀筋を吉川筋といふ。按ずるに此川を止めしは西川出來せしに依てならん。もとより當城のため、又下流は御野郡田地用水ために掘りしといふ。

これより以前御野郡下分の用水は內堀に留り、川崎町より下水手門へ行て土手下に橋あり。これをから〳〵橋と唱へて、大川の水をひき、用水にせしといふ。下流は天瀨通、其餘上と同じといふ。この用水は上の中堀筋出來後、止めしものならんか、未詳。

京橋・中橋・小橋とも、文祿二年秀家卿初て架けしなり。其外士の宅地幷商家とも廣げしといふ。されども其廣が

りし所々、委しく知れず。

外堀は金吾中納言秀秋卿の時、備前・備中・美作三箇國の丁役を集め、日數二十日の間に掘り、土をば直に土手に築き、五所に冠木門をつけ、外郭とせられしなり。世にこれを二十日堀と唱へしといふ。

私に曰、五所門と本文にあるは、今所謂伊勢宮口・山崎町口・常磐町口・大雲寺町口・紺屋町口の、五箇所門ならん。

西川は、忠雄公の御時ほられしといふ。

按ずるに、この西川は御野郡中の用水なれば、上文に記、中堀の下流は入用にもなく、其上洪水のとき中堀を流ては、諸所水あふれ不便利多く、西川出來以後、下出石町の水道口をせき留しならんか。されども何の書留なく、語り傳へもなければ、たゞ愚按を記す。見る人これをゆるせ。(この川筋には忠雄公の時は、士の宅地は一軒もなし、當府の境ひに掘りしならん。寛永九年御移封已後追々廣がり、今は堺といふべきかたちはなし。)

五番所川、御移封後出來、この川も一流は外堀へ入り、一流は段々と南へ下流して、妙恩寺口へ至り、西川へ落る。但常は水流れず惡水抜と同樣なれども、出火等の時は川上より水を懸る。これ防火の用に備ふるなり。

三、城内

當城は、古へより今の廟堂處本丸にて、甚だ狹少なりしを、天正元年癸酉宇喜多和泉守直家、沼城より當城へ移りし時、今の地へ本丸をうつし、郭とも多く築添、廣とせしなり。此地に酒折宮鎭座ありしを、時の人岡山大明神と稱しけるが、城内にては、便り惡しかりしに依て、今の社地へ移すといふ。中水手門の邊といふ。此普請惣奉行岡平内といふ。 天正八年頃に及びて、城中普請の功終りけれ共、當時隣國の合戰隙なかりし故、其經營全からずといふ。

再築は、中納言秀家卿の時なり。文祿三年甲午朝鮮の役も終り、國中隣國の兵亂もなく、靜謐なりしかば、又城を改め造られける時、太閤秀吉公の指圖にて、天守も初てあげ、今の所に建らる。御廟堂の處に、天守を建らるべき支度なりけれ共、其地は餘り土地高き故、秀吉公御きらひありて、かへ指圖ありしと語傳ふ。 其外、矢倉・廣間・出仕の間等造營あり、此奉行は中村次郎兵衞勤め、次郎兵衞は、秀家卿室家に附て、前田家より來りし者なれ共、才智ありければ、此奉行を次郎兵衞に任ぜられしといふ。 慶長の初迄に成就せしかども、殘りし事も有りしといふ。古き本丸の處は御廟堂のところ 此

時不殘拂捨るといふ。

宇喜多家の紀に、平城天守五重・櫓數三十五・門數二十一、天守の高さ、土臺より棟瓦まで十一間一尺五寸、大手方角西向とあり。天守の虹梁は、和氣郡吉田村龍王山にありし大木を、切用ひたりといふ。（其大木の株猶朽殘りて、今に在りといふ。）

秀秋卿當國へ移られし時、將軍家より國中の城砦ども多く破却させ給ひ、金川城・虎倉城・常山城のみ殘されける。此時沼城の櫓を當城へ引かれし、今の呉服櫓なり。又同時に富山城の櫓をも當城へ引かれし。今の、

この外城内普請、秀秋卿數多しといふ。今に瓦に定紋の付たる殘れり。南座敷は、宮内卿建給ふといふ。

四、内目安

下乘橋の前をいふ。烈公の御時目安箱を置れし處故、内目安と唱へしなり。實は、駕籠下乘場なり。夫ゆへ供腰掛あり。伊木長門屋敷は、秀秋卿の時、一老臣稻葉内匠頭正成が、居宅なりといふ。（稻葉は此時與力共四萬石を領すといふ。）これが表門は沼城の表門を移したりといふ。今に存在せり。石黃張良の彫物あり。

御對面所、興國公の御時より唱へしとふ。これより初は二の丸と唱へし由、興國公此處にて西國の諸大名と、御對面有し處なりといふ。

御廟、萬治元年戊戌九月朔日、營始同二年己亥二月朔日に御遷廟あり、同所門前供腰掛も出來せり。

隅屋敷、元祿十三年庚辰、士の居宅二軒を一つにして、主膳軌隆君に進ぜられしより、隅の屋敷と唱ふ。（中頃、服部與三右衛門居住せりといふ。）又寛延三年庚午峯次郎政喬君こゝに移らせられし、今老臣池田主稅屋敷なり。

米倉、一箇所、これを俗に御廟藏といふ。

鷹部屋、御對面所下さの段にあり。

外目安門、外に橋有下馬の處なり。

櫻門二重なり。此二重の處に櫻の木あり。故に門の名とす。此所も下馬なり。

五、石山

米倉一箇所、是を石山御藏といふ。

金剛山常住寺圓務院、寶永四年丁亥建立なり。元來は土倉家の向長屋なりしが、後明地と成居たりしが、一度は六姫君の邸となり、石山御屋敷と唱へしなり。

西丸初は土倉兩家の居宅なりしが、明暦三年丁酉、此二軒を一になしこ、曹源公の御屋形になされしより、西丸と唱へて今に至るといふ。供腰掛一箇所、西丸へ出仕の用に備ふ。

同所境內に、石山明神の社ありしが、寛文五年乙巳御野郡銘金山觀音寺內に移さる。今に社壇の石築殘る小作事。此地元來諸士の宅地數軒ありしが、中頃松平五郎八政種殿の宅となり、後寛文六年丙午此舊舍を假の學校にせられけるが、同九年己酉今の學校なりし已後、小作事となりしといふ。

上水手門、一箇所。

澁藏門、この傍に澁藏ありし故、門の名と自然になりしなり。されども、今は澁藏はなし。

六、榎馬場　東西

外目安橋より西へ行く町をいふ。此處下馬なり。

宇喜多家の時は大手門西向にて、今の下の町と中の町との間にて、それより直にこの榎の馬場へ一文字に通りて町作りしといふ。今土倉四郎兵衛脇へ通る町を、豆腐屋小路といひ傳ふ。

今村宮此處に有りしを、直家築城の時、今の處へ移せしと云。今の處は新墾の地なるに依て、祠官今村傳兵衛といふ者、願によつて移さる。よつて村の名も今村と唱へしといふ。今に榎の馬場の榎枯るゝが、風折れ等ある時は、其木を今村宮の祠官に賜るといふ。今村傳兵衛が子孫は跡絶へ、今は他の祠官なり。

蓮昌寺、これも同所に在りしを、同時に森下町へ移し、又其後今の所へ移すといふ。

櫻の馬場ともいふ。御對面所の內、厩の馬を爰にて乘りしよし。今に目安橋南堀の邊りに橋あり。
馬建一箇所、日置元八郎長屋前に在り。これも右の馬場に備ふといふ。又一説に下馬の用に備ふ共いふ。
池田和泉屋敷の南角に櫓あり、これは金吾秀秋の時、この所に曲輪を付んとて、先櫓をりしかど、いくほどなくて薨ぜられ、其まゝになりしといふ。又一説には、兒島郡下津井城廢せられしとき、引移せしといふ。何れか實否をしらず。同人家の臺所は、下津井城より移しけるといふ。安永四年十一月二十六日、自火にて燒失す。
渡邊數馬が居宅は、今伊木杢が屋敷とぞいふ。
山城君の邸は、初は諸士の邸宅□（欠）軒なかりしが、丹州君御知分ありし後、追て進ぜられしといふ。

七、池田和泉裏門前町 南北

厩、初は爰も士の宅地なりしが、いつの頃よりか厩を建られしなり。年號未詳、されども岡山繪圖の古きを以て考ふるに、延寶年中迄は士の宅地なり。元祿の初の圖は御馬屋とあり。これ等にて見れば、天和か貞享年中に建られしならん。爰を內馬屋敷といふ。元祿年中鷹匠町に、郡方の司りの百騎建の馬屋を建けるより、爰を俗內馬屋、鷹匠町のを外馬屋と唱へ來りしなり。

八、大手

大手門は上に記すが如く、宇喜多家の時は西向にて、上の町と中の町との間通りにありしが、秀家卿の時に、今の處池田大和門前見附、南向に川崎町へ出るやうに建けるが、寛永年中忠雄卿の御時、此門外より見透し惡かりしとて、今の如く西向に櫓門を建て、外にも升形を付、南向に冠木門を建て、堀に橋を架け、紙屋町西大寺町の兩町に新に小路を開き、大手門の通路とせられ（し）によりて、この小路を俗新町と稱し、門をも新町門と唱ふ。さて今迄の門も櫓門なりしが、老臣鵜殿□□□（欠字）願に依て給はり、己が門となしける由、今池田大和表門これなりといふ。
河合又五郎が居宅は、今池田貢が屋敷にてありしといふ。

下水手門は、大手門内東西の町の東手、大川端にあり。

池田造酒向屋敷は、初は小作事にてありしが、今の小作事出來し後不用となり、士の宅地となりしといふ。

同裏 東西の町

土肥右近が家の臺所は、沼城の臺所なりといふ。

素軒屋敷、寛永六年丹後國宮津の城主京極丹後守、父安智と不和によつて、父子とも御改易、丹後守の次男萬吉は備前へ御預となり、岡山へ來られ、此處に居られしが、其後入道して素軒と改名ありし故に、俗素軒殿屋敷と唱ふ。今小作事の物置所となれり。

西門内東西町

西は、宇喜多の頃はなかりしが、秀家卿大手門を付かへし以後、古き大手門をこゝに移せしなり。其時は今の門より少し北にありしが、これも中山下より見透し悪しとて、寛永年忠雄卿今のところへ、うつし引かれしといふ。俗この門を中の町御門といふ。

門番所は、元祿の頃までは、門より南手池田隼人長屋下に北向にありしが、其後今の所へ移せしといふ。

評定所、寛文九年、上坂外記跡家を評定所に改建つべき旨、仰出さる。（これ迄は、評定所は御對面所下段なり。）同十一年同所の内西の方に勘定所をも移されしが、元祿七年、評定所・勘定場兩方とも手狭によつて、東隣伊庭與一右衛門が家を評定所にせられ、今までの評定所を勘定所にかへられ、兩所の境の塀を取拂ひしより、今寛政に至れりといふ。（勘定所上に記すごとし。）

同所南北の町、南の端し、今岸覺之丞が屋敷内に牢屋ありしが、今の弓の町の袋丁に牢屋出來、この牢屋へ罪人入事なし。

右數町内郭なり、俗内山下といふ。

九、天瀬 南北

此より以下八町を惣て天瀬といふ。昔は商家と交り居たりしが、秀家卿の時、残らず士の宅地にせしと見ゆ。其證は文祿年中、秀家朝鮮國より、竹田屋といふ町人への直書あり。其中に、

あましの內、さぶらいの外、商賣人一人も不可居住事。

とあり。全文古簡の部に記す、合せ見るべし。

私曰、あましとあれども、天瀬のことゝいふ、唱へ誤れるならん。

北の入口東側に、町手の用屋敷あり。これも初は士屋鋪にてありしか、熊澤次郎八召抱られて、初はこの家に居たりといふ。享保年中より、町手屋敷とぞなりし。此內に厩あり。これは西大寺町本陣へ、旅宿の人の馬宿にぞ、もふけしといふ。

同 荒神町 南北

初はこの町、東側北より二軒目今、梶川加右衛門家。に荒神の社幷光乘院ありしによつて、町の名を荒神町といひし由、寛文三年荒神光乘院とも大工町へ移し、跡は士の宅地とぞなりにき。

同 可眞の町 南北

古へ此町に可眞といふ、いつなつかひ居住せしによりて、俗町の名に呼び來りしといふ。

此町東側北の端に、一向宗淨敎寺あれ共、これは西大寺町に屬す。貢稅地なり。

同 大雲寺町口門の內町 東西

同 細堀町 南北

此町東側諸士の門前に、中堀より外への水拔の堀あるによりて、町の名となると見ゆ。

同 東西の町

此町西は行つまりにて、袋となれり。

同紺屋町口門内町 南北

此町にも、西側南籔下に袋町あり。

同 袋町

今は長藏裏門の町といふ。古へは家數六軒ありしが、明曆の頃にや、米藏を建らるゝによつて、四軒は潰されしといふ。今の一番藏 二軒の跡 三番藏・四番藏 二軒の跡 の處なり。古き圖左の如し。

十、西中山下 南北

常盤町口より學校返をすべて西中山下といふ。道のり凡八町餘あり。

學校は寛文八年戊申十二月二十四日、命ありて御祈禱寺圓乘院慶轉の跡、其外岩根源左衞門・行田治兵衞・野門久右衞門・磯邊九郎右衞門・佐久間兵助・岡田五兵衞・長屋新左衞門、有松次郎兵衞・岡野佐大夫・平野與兵衞・淺海彦大夫・高野傳七郎・門田茂右衞門・鵜飼權右衞門・中村喜右衞門・大島伯齋・廣田了勺十七人の者共に、家料の銀子を添賜はりて、伊勢宮五番町の西へ移され、今六番町七番町なり。其跡に學校を建られし、翌九年正月十八日經營始り、同七月二十七日大概成ければ、始て上校の式を行はる。

元祿の初、學校の內東手（今裏門通長屋の處）又北の方（今市橋が屋敷の邊）等を減ぜられしなり。寶曆の初に至て、再び東手不殘、北の方少々增しける。凡朱引の內學校境內なり。

十一、東中山下 南北

南は常盤町口通りより、北は學校裏門町迄を、東中山下といふ。道程凡十町。東側南角も士屋敷一軒（今、坂井が南手なり。）にてありしが、寛永の頃西大寺に屬せられ今商家數軒となれり。（元祿の初は武藤文內居れり。其後水野助大夫も居れり。）學校裏門通り長屋は、初學校の內にて、學房數棟ありしが、元祿の初學房はこぼたれ、其跡明地となり居たりしが、寛永元年より、主膳君の居宅を學校北手の明地に建られしに依て、學房跡にも、新に長屋を建られ、主膳君附の者共此處に居けるが、御子安之亟殿代享保十一年、內匠君の御養子に江戶へ下向ありて、此長屋入用なきに付、屋敷方受持借長屋となりて、九人居たりしが、寶曆の初再び學校へかへされし。此時迄居たりし九人の者共は、夫々外居處を賜りし。其連名左のごとし。

虫明佐次兵衛・中山初右衛門・岡田土用七・藤田權太郎・久留島市右衛門・今西彌左衛門・富田豬兵衛・岸彌平治・杉山丈大夫。

（二分の一縮寫）

十二、弓之町 南北

この町を弓の町と唱ふいはれ未詳。古へより違ひなし。

同裏の町 南北

中屋敷長屋といふは、初は學校境內なりしが、寶永元年此明地に主膳君の御居宅を建てられ、同年十月十八日御

移徙ありて、爰に住せられ、御三男安之丞殿（八千石老中末席。）ついで爰に居られけるが、享保十一年內匠頭君の御養子となられ、安之丞殿（後ち多宮殿と改。）江戸下向に付、跡屋敷明きけるによりて、和泉殿へ此處を賜りしに依て、中屋敷と唱へしが、寶曆の初和泉願によつて、今の向屋敷と替られ、この中屋敷の內、長屋は殘らず內山下へ引かれ、今の長屋は、表分厩等ばかりなり。今に俗此長屋を中屋敷と唱ふ。又內長屋の跡地多くありし內を學校へ少し再び添られし。中屋敷表門より南の長屋に少建添ありて、大口市郎左衛門に賜はり、（今、市橋が處なり。）門より北の長屋折廻りは今の如く割り、借長屋とぞなりにき。（此內南向の長屋は和泉殿の厩にてありし。）又下濃平次右衛門賜はりしは、元來學校にてはなけれども、主膳君へ追て添地に進ぜられし地なり。（これ迄馬場十郎右衛門いたりしといふ。）かくて明地は未だ多かりしによりて、一度は楮等植しが、其後廣瀬恕庵・高見元慶・村上勇五郎等に追々更地に賜はりける。

同　西袋町　南北

この町を俗牢屋の町といふ。獄屋あるによりてなり。この牢屋寛永二年初て建られしなり。この牢中に三段の違ひ有て、牢屋・長屋・揚り屋と唱ふ。名はかはれども牢の建樣（等）しといふ。

同　中の袋町　南北

この町東側に、寛永の末に、切支丹牢屋（今三田與右衛門が屋敷なり。）を建られ、吉利支丹宗類門の者共を入られしによつて、類門屋敷とも唱へしよし。此牢何年やめられしといふ事、いまだ詳ならず。（按ずるに、元祿の初にやめられしならんか。）

同　東袋町　南北

灘藏何年初りしといふ事、いまだ詳ならず。

大役長屋これは鷹匠町百騎馬屋の仲間、この處に居たりしなり。もとより厩も郡手構ひゆへ、仲間も郡方大役の內より勤めしといふ。（今は中間は居らず。）

信州君の屋敷あり。これは長閑齋君の居宅の內なれども、寛政の末鷹匠町の方は拂ひ上られけれども、此所少し

はのこされしなり。

十三、鷹匠町 南北

この町中の四つ角より南に、鷹匠幷鷹方の者共多く居たるゆへ、鷹の名に呼びし由、杉山惣兵衛などは、宮内卿の時より今の家に居て、寛永九年御移封の節、其儘備前に殘りしに依て、宅地も其儘なりしといふ。杉山より南側は信州君の家臣なり。

百騎厩、元祿元年明屋敷に、郡方馬屋を建られ、同九年に又添地ありて、すべて百騎建の馬屋とぞなりにき。世に外厩とも、郡方厩とも唱ふ。外厩とは内山下の今の厩と内外を分て唱へしなり。

この厩の境内に、古へより幸延(さちのべ)大明神の社ありしが、不便利によりて、伊勢宮の社内に移さる。今以修理は郡方構ひなり。

安永元年江戸大火、辰の口兩邸類燒。以後こゝの厩を江戸へ引移され、其跡明地となりて居たりしが、長閑齋君岡山へ御住居に付、御屋敷に進ぜられし。寛政の末再び御入用になきにつき、南方の信州君の別業の添地の代りに此所を拂ひ上られしかば、又二つに割て士の宅地とぞせられき。

此町北のはしに外曲輪門あり。これを伊勢宮口門といふ。

同 裏下家

古へ鷹方の者ばかり居たりしが、追々屋敷替ありて、他の者の方多し。俗こゝを出石下家と唱ふ。

十四、天神山 一に、天滿山ともいふ。

古へよりこの山の西北に天神鎭座ありし故、地名となりしといふ。今に天神遊石といふ大石あり。又此地に山王の社もありしといふ。

古へは石關邊酒折宮までを、すべて天神山といひしよし。

天神山諸士の宅地七軒なりし、其内北手の方に御移封後、伊庭主膳居たりし。秀秋卿の時には老臣杉原紀伊守居たりし。寛文二年より

御役介人榊原香庵老牟佐より爰に移られ、同七年病死。後信州君に進ぜられ、御對面所の屋敷より移らる。其後追々士の宅地四軒をも添られける。さて天神社・三王社も信州君の御屋敷內なりしが、貞享四年丁卯六月二十五日、酒折宮の社內へ遷宮あり。

延寶六年戊午酒折宮の前、高橋長大夫屋鋪を社倉藏とせらる。今、郡會所大役部屋なり。郡會所貞享二年乙丑、馬場茂右衞門が屋敷を、郡會所とぞ初てせられける。翌年に至り手狹なれば、石關町商家二軒幷酒折宮社僧實成院の內明地を郡所に添らる。

天瀨よりこゝに至る數町、皆外郭門內といふ。

十五、一番町　南北

一番町より五番町迄を、伊勢宮番町といふ。古より伊勢宮領知にてありしを、慶長の頃より士屋敷を追て建られし故、一二三四五と次第を以て、町の名にかぶらせしといふ。五番町迄は寛永九年、御移封已前より有り來りしといふ。

同　堀端町　東西

外堀の上四軒をいふ。一番町に屬す。

同　裏下家

御移封已前より四軒有り來り、これも一番町に屬す。上出石町は御移封已後、出來たりといふ。

十六、二番町　南北

十七、三番町

町內に黃門山瑞雲寺といふ日蓮宗の寺あり。境內に金吾中納言秀秋卿の墓あり。

同新屋鋪

此町初は足輕屋敷一箇所、下屋敷三箇所ありしが、延寶の末頃より、追々士の宅地となりしによつて、三番町新屋敷と唱へしより、今に至るといふ。西側北の方に伊木家の別業あり。これも、東の方を割かれしといふ。

旗屋敷

南北に門あり。旗の者の屋敷なり。旗奉行にて預れり。

南方

元祿の末より追々出來。

信州君の別業、これは藥園の跡といふ。すべてこの邊、古へより藥園ありし處なりしと云。當所長泉寺の山號を藥園山といふ。

十八、四番町 南北

この町に三番町へ行く路あり。こゝを廣小路といふ。此所より北小人小屋へ出口までの間は、初は足經屋敷四軒ありしが、追々今の如くなりしといふ。又これより北は、初より今の如しといふ。

早道屋敷あり。これは三番町新屋敷と同じく、士の別業なりしを、早道屋敷とせられしなり。

代官屋敷

四番町に屬す。初め代官勤めし者共を、爰に集め置かれしに依て、代官屋敷と唱へしなり。按ずるに、士鐵砲代官共ならん。

十九、五番町

西片側の町なり。北の方へ至り片側より北は不殘瀧川丹波別業なりしを、寛文年中已來、追々今の如になりしといふ。

二十、六番町・七番町

二町ともに足輕組屋敷なりしが、寛文八年戊申十二月二十日、中山下にありし御祈禱寺圓乘院廢轉の跡、學校を造營あるべき旨命あり。尤寺跡ばかりにては地狹ければ、十七人の侍屋敷をも壞され、其替地に此處にて今まで、小堀彥右衞門・湯淺民部・安藤杢・靑木善大夫四人、預の足輕屋敷をそれ〴〵に割て、家遷料の銀子を添て賜る旨、兩老より番頭に申渡す。其十七人の士は、岩根源左衞門・行田治兵衞・野間久右衞門・磯邊九郎右衞門・佐久門兵助・岡田五兵衞・長屋新左衞門・有松次郎兵衞・岡野左大夫・平野與兵衞・淺海彥大夫・高野傳七郎・門田茂左衞門・鵜飼權右衞門・中村喜右衞門・大島伯齋・廣田了句・なり。外に步行屋敷十軒建つ。

此後追々六番町は北へ增し、今は軒數凡初に倍せり。

二十一、八番町

何年初りしといふ事所見なし。考ふるに貞享・元祿の初め頃迄は家數もなく、所々に散在なりと見へたり。元祿五六年頃にや、初て家を並べ建られ、八番町と名付られしと見へたり。元祿元年の岡山繪圖には、富田町上手とありて、所々に在り。同六七年の頃の繪圖に八番町とあり。

能役者屋敷とて、八番町の北奥にあり。これは元祿年中に曹源公江戸において能役者數十人召抱へ給ひ、御歸國の時每年御供にて備前へ來

り、此處の長屋に居たる故、御役者屋敷と俗にいひたるよし。さて此役者も、保國公の御家督初に御暇出ければ、追々今のごとく、軒別になりしといふ。

二十二、富田町の徒士町

寛文九年己酉八月十一日、惣次郎町出火あつて、家數多く燒失しければ、其跡北の方を步行の者の屋敷とせられて、家を十一軒建られ、それ〴〵徒士に賜はりしといふ。惣次郎町といふは、今富田町のことなり。又十一軒とあれ共、其後西側北の方、二軒を一家とせられしより、今は十一軒とぞなりにき。

二十三、難波町

古へより有來にて、東側ばかり士の宅地なり。內南の端に大音寺といふ禪寺ありしかども、寛文年中廢せられて已後、今のごとく宅地となりにき。又中程にも少し商家ありしは、南の端へ移されしなり。西片側は商家にて、同くこれも難波町といふ。

二十四、富田町北裏の町

この處を忍屋敷といふ。安禪寺後の町をいふ。この地は南方村の內なりしといふ。又此町より富田町上の町へ出る町を、農人町ともいふ。この邊古へは南方村の農人居たりし故、名とせりといふ。今池田勘解由下屋敷も、初め田地にてありしといふ。上坂より下屋敷も同所。

二十五、養林寺堀端町

この町は、臨見町の內なり。士屋敷は一軒あり。本行寺の北隣寶仙寺の南隣なり。この家も本は寺なりとかたり傳ふれども、何寺といふこともしれず。時代も知れず。不審。

二十六、桶屋町上の町

いかなるゆへにや、こゝを砂場ともいふ。片側なり。

この處は初足輕屋敷なりしを、いつの頃か士屋敷五軒に割られしが、享保の頃西川へ出口の一軒を借長屋とせられて、新勘略屋敷と唱へ、又近き頃稻葉紀七郎跡屋敷をも借長屋とぞせられしなり。

同　裏町

こゝをも砂場といふ。南の方五軒は初より有り。今、加藤傳兵衞あたりなり。北手は足輕屋敷なりしを、元祿年中以後割て六軒として、西川水汲場へ出る、東西に道をつけられしなり。一筋は、赤座八郎右衞門町なり。一筋は、藤原久兵衞町なり。

二十七、西田町

この邊すべて五町は、古は田地にてありしを、後士の宅地にせられしによつて、田町と號し由語り傳ふ。されども何年に初るといふ事未詳。

又この邊を淡路町ともいふ。これは宰相忠雄公、委淡路を領し給ひしが、御舍兄忠繼公元和元年乙卯二月三日逝し給ひ、御嗣子なきによりて、忠雄公へ當國を賜り、岡山へ入部し給ふ。今迄淡州にて召つかはれし諸士をも、召連られしもの共の、居所なきによつて、新に此所にて宅地を給はり、淡州の諸士を置かれし故に、淡路町と號し由、この說を得たりといふ。

元祿四年岡山繪にも、この西田町を淡路町と記しこれあり。この町中程に西川へ出る路あり。こゝに橋あり、これを五の橋といふ。又南はづれに同き道あり。こゝの橋を六の橋といふ。

二十八、東田町

南北此町中程に、西田町へ出る路あり。

田町袋町 南北

二十九、下田町 南北この町中程に裏の町へ出る路あり。

この町の東側南角に禪宗慶雲寺といふありしが、寛文元年播州にて絶天といふ僧を殺せし罪によつて、寺は潰され其跡を士屋敷二軒に割らる。内一軒は、今、原田が家なり。寶暦年中南方の一軒を又割て三軒とぞせられける。三軒は三神・杉山・那須なり。南横町惡水拔の堀あり。藥鑵堀といふ。

同 裏の町 南北

七ノ橋より上の川端にて、東片側なり。

三十、蓮昌寺堀端町

此町初は蓮昌寺境内にて、圍ひは竹籔なり。堀端に往來の道ばかりなる故、人通りも少なく、夜分などは、折々辻切等出るとの、世評ありければ、別て往來の人もなかりしと、語り傳ふ。

寛文五六年の頃、不受不施宗門の事にて、蓮昌寺も既に退轉に及ぶべかりしに、本寺より色々挨拶、其上當國第一の大寺故、やう／＼寺は潰されざりけれども、境内を減ぜられ、堀端にて士の宅地十軒に分けられしなり。

内一軒は、備中國足守の領主木下淡路守殿、岡山へ度々來臨ありければ、止宿の用にいたし度旨願ひにて、土地ばかり、當分貸遣されければ、亭館は足守より建られ、毎度岡山へ來臨の時、此亭に止宿ありしが、延寶の末より天和の頃迄の内に、關東より諸國の大名國本にて、他の大名と會合無用の法令ありければ、木下氏も此後來臨なく、家敷も入用なければ、土地返上申すべし。去ながら進藤惣左衛門へ、此屋敷を賜はり候はゞ、建物も其儘、同人へ遣し度由申來ければ、早速其旨にまかせられて、進藤へ賜りけるといふ。進藤は、祿三百石初召出されしも、木下氏の御世話なり。何ぞゆかりありしや。今片山慶左衛門が屋敷なり。此町表口惣合百八十一間。

同袋町

これも堀端町と同じく、蓮昌寺の内なりしが、同時に取あげられて、士の宅地三軒に分けられしといふ。

三十一、六軒町

古へは西側に二軒、東側に四軒、合せて六軒ありし故、六軒町といひしが、享保の頃東側南の角に、齋藤五郎兵衛組、水野作右衛門七人扶持。といふ者居たりしが、勝手貧乏にて退去せしなり。其跡家は瓦町に賜はりしなり。それより五軒となれりといふ。

三十二、八軒町

袋町にて東西の側に四軒宛あり。尤歩行町なり。西は六軒町、東は町家濱田町なり。いつ頃よりかこゝを下八軒町といふ。これは九軒町を上八軒町といふより、下八軒町と唱へしならん。

三十三、正覺寺裏門町　九軒町

此町初は番大膳下屋敷にてありしが、其後士の宅地東側に五軒西側に四軒、合せて九軒を建られしによつて、九軒町といひし由。其後割家となりて、今寛政に至りては十軒となりにき。いつ頃よりこゝをも八軒町といひしや、今は九軒町といふ者はなし。

三十四、七軒町

御移封の時より有り來りしといふ。東側四軒西側三軒、合て七軒なり。故に町の名とせりといふ。

此町東側南角に御移封の時より、仙石忠左衛門居たりし。後には多宮殿向屋敷となり、今屋敷方の借長屋となりにき。

この町西側、今竹村半十郎が家は、多官殿の屋鋪にぞありける。

同　東西町

七軒町より裏七軒町へ行く北の道に、屋敷五軒あり。爰は初は足輕屋敷なりしが、いつの頃よりか、割て士家敷とぞなりし。元祿年中この五軒に居たりし者共は、東の端林源左衛門・多賀文右衛門・浦上次郎兵衛・尾關利左衛門・土方與十郎等なり。其後代地となりて、今は瓦町とぞなりにき。

裏七軒町　南北又中程に西川端迄の東西の町あり。

古へは足輕屋敷にてありしを、後割て士屋敷に追々せられしといふ。西川端へ行東西の町は、又後に建られしといふ。

七軒町細堀町　南北

西片側はいつ始しといふ事しれざれども、元祿以前と見ゆ。

東側は、元來かはらし淸右衛門といふ者免地にて、瓦を製しける。不辨利によつて所替へ、其跡の內、南の方士屋敷二軒建らる。今、笹村内田が家なり。北手は池ありて、まづ其儘置かれしなり。此池に蓮多く生ぜし故に、蓮池と唱へしなり。其後池を少々埋め、一軒の士屋敷とぞなりし。寶曆の始迄は、蓮多く生ぜしといふ。この家渡邊傳八居たりし時迄は、毎年蓮華幷葉とも盆御入用に、七月に西丸榮光院殿へ奉りしなり。天明の頃埋盡して、今は其跡もなし。

同　西川端邊

この邊元は、瓦師左兵衛といふ者居たりしが、後瓦町へ移り、其跡を追々士に賜はりしなり。山口・岸本・楢原等は享保の頃寶曆の頃、鈴村五兵衛を賜はり、普請せり。今安井杢之助。この外元祿年中以後なりといふ。又この町西川端に中頃池洲ありて、御臺所の用に、鯉・鮒等を生け置れしといふ。傍に池洲番人の居所もあり。元祿の列の岡山繪書に見へたり。

同　袋町

いつ初りしといふ事不詳。

同　新道　東西

これも初りの年號不詳、櫻町より西川へ出る町をいふ。則西川へ渡る橋をも、七軒町新橋といふ。

南側は元祿の頃までに足輕屋敷にてありしなり。

三十五、櫻町下の町

此所をも新道といふ。元祿の初の繪圖左の如し。佐渡屋敷へ道を附し故、新道共云なるべし。

—（五分の四縮寫）—

三十六、佐渡屋敷

池田佐渡別業の跡なり。佐渡は老中にてありしが、承應二年江戸へ御供にて下りけるが、着後狂氣にて、五月四日岡山へ歸りて所領沒收せられ、米五百俵給ひ、佐入と改名せり。其時此別業も取上られしが、其後諸士の宅地となりけるより、今に至る迄この處を佐渡屋敷とぞ唱へし。（此別業にありし六地藏の石燈籠、久山町松屋淸左衞門といふ者、今に所藏せり。）この處西川端に町同心屋敷あり。

三十七、光淸寺前町

古へより北手片側に三軒ありて、南手は足輕屋敷なりしが、其後追々足輕屋敷の跡を、割家として四軒出來、合て

七軒になり、享保の初又一軒南方にて増し、今は八軒とぞなりにき。

三十八、小原町　東西

古へは畑にてありしが、延寶年中徒士家五軒を建られし。これを俗小原町行當り町といふ。享保年中西川端まで建られける故、そこを小原町新道といふ。

三十九、菅能寺裏の町　東西

此所古へは足輕屋敷なりしが、享保の頃迄に追々今の如になる。

四十、船頭町　南北

御移封前より有來れり。北は上内田町より南は二日市町なり。大かた西側ばかりにて、側東土手の町の裏なり。但し今は四五軒あり。古より船頭を初め船手の者集り居る故に、町の名にせしなり。今も屋敷方といふ役も船頭の中より勤め、船奉行の受け、表方屋敷奉行には、かゝはらずといふ。

西側に加子屋敷あり。こゝは上内田町にてありしが、元祿年中より加子屋敷となりし、妙勝寺北隣の加子屋敷は天和・貞享以前に、船頭屋鋪を、加子屋敷とせられしと見へたり。

同土手の町　南北

爰も古へより有來なり。西側に屋敷七軒あり。内二軒は船奉行屋敷なり。北手の船奉行屋敷と北隣一軒と一所にして麥藏にせられし。これは貞享年中より、船奉行一人役となりしに依てなり。南手の船奉行屋敷は、神圖書以後船奉行たる者、其儘居掛りの家にて、勤めけるによつて、加子屋敷とぞせられし。裏門もあり、三軒は門を附かへ、船頭町へ向け、殘り一軒今に東向。今佐藤善三郎。

東側の加子屋敷は、初は樋小屋にてありしを、貞享の末元祿の頃にや、樋小屋を今の所へ移し、其跡を加子屋敷と

ぞせられけるなり。作事横目屋敷も、古への樋小屋の内にてありしといふ。

船宮、古へより船宮といふて、此所にあり。いかなるゆへ船宮といふ事をしらず。船手の作事場なり。

同　東西町

古へより有來り、池田美作（今要人先祖なり。）が下屋敷門前をいふ。後に西川へ出る道も付しといふ。菅能寺前細堀通南へ行く筋も、古へより有しなり。

妙勝寺南

これも頭頭町に屬す。元祿以前の出來家數三軒。

四十一、二日市大川筋

この邊初は、諸士の下屋敷足輕屋敷なりしが、池田和泉船屋敷の北を、貞享年中郡方の米藏とせしが、元祿年中沖新田出來已後、又北へ廣げ（此處に芳賀彌平次居たりしなり。）今の如にして新田方の米藏として一歩藏とぞ唱へし由。

四十二、西川筋

御移封の時まで、士の宅地はなく、足輕屋敷四箇所、商家三町のみにて、府外なりしが、後に追々出來しといふ。

郡奉行屋敷（六軒。一ノ橋より北へ三軒、南へ三軒なり。）

一の橋の向なり。古へは郡奉行共は、已が構ひの郡々へ、引越し居けるを、天和二年二月二日自今以後、城府へ歸り勤むべしと仰付られ、其者共は尾關彌五左衞門・村田小右衞門・横井次郎左衞門・廣内權右衞門四人なり。翌年内田太郎左衞門・安田孫七郎二人郡奉行となり、こゝに移れり。

岩田町北裏の町

延寶四年以來出來しものならん。岩田町の條下に委しく記す。合せ見るべし。この町は足輕屋敷ばかり六箇所。但し二十人組、内一箇所鷹方。

此井西に宮城舍人下屋敷あり。こゝは萬町の裏なり。初め宮城が下屋敷は、今の上の屋敷なりしが、元文四年上の屋鋪を作られし時、こゝに移されしといふ。

二ノ橋より三ノ橋迄

初は預り鐵砲屋敷三軒、池田下總下屋敷ばかりにてありしなり。其後追々士屋敷出來せり。元祿年中迄今の簡略屋鋪は足輕屋敷裏の方には小屋敷ありしを、後簡略屋敷とぞせられける。又この北に細道あり。奥に一軒あり。村瀨小十郎新に安永年中賜る。

岩田町南裏に普請方定手代屋敷あり。

小麾町小屋敷四軒小麾の者の屋敷あり。東西の町なり。

三ノ橋より四ノ橋迄

北の方は田地、南の方は足輕屋敷なりしを、延寶年中諸士の屋敷十五軒とぞなりにし。此町南手西裏に、士鐵砲稽古場あり。

同 裏手廻り町

西片側なり。三叉裏町の西に手廻り町ある故に、爰をば上の手廻り町といふ。今は手廻りは居らず。

四ノ橋より五ノ橋迄

この町古へは新五郎町銀町（しろかね）といふ。商家二町なりしが、延寶四年兩町を今の岩田町に移し、其跡今の如くになりしといふ。

野殿口ノ町 東西

こゝも古へは商家にて、六郎右衞門町といふて南側に有しを、新五郎町銀町と同時に、今の萬町に移され、其跡今の如く士屋敷とぞなりし。此町、西出口に足輕屋敷二箇所下屋敷三箇所、追々出來たり。

同裏の町　東西

こゝは田地なりしを、同じ頃に出來しといふ。往來道の中細川あり。

仲間屋敷

五ノ橋より六ノ橋迄

この所古へは田地なりし、但し北手少し銀町にてありし。こゝは寛文年中出來といふ。紙漉場は延寶七年櫻木半之亟が屋敷を、銀札紙漉場とぞせらる。勘定奉行俣野善內。井上藤助奉行して普請せり。瀧川監物下屋敷足輕屋敷等あり。監物下屋敷裏にも士屋敷あり。

六ノ橋より七ノ橋迄

この處も古へは田地なりしが、御移封以後追々建られしよし。京屋敷といふは、寶歷年中京都一條政所君への附人共、政所君逝し給ひしに付、岡山へ歸りし時、爰に長屋を建て、輕き輩を爰に置かれし故、俗京屋敷と唱ふ。

伊木杢下屋敷あり。

伊木が下屋敷より南七橋迄を、俗三叉と唱ふ。これは七ノ橋の南手に御野郡下分へかゝる用水のため、西川より分水の西流するあり。故に此邊を三叉といふと見へたり。

三叉裏の徒士町　南北

寛文九年十二月八日、御野郡下出石村の內を割て、歩行屋敷を置べき旨仰出されける。西片側。

手廻り町　南北

三叉裏の町の西なり。はじめは北の方にて、手廻りの者計り居たりしが、其後追々南へ士屋敷も出來て、今は初とは大に違ひしといふ。東側は今鈴木又兵衞より北、西側は林仁兵衞より北、手廻り屋敷なりしが、當時手廻りは居らず。

三叉川の町　東西

北側西のはしに、足輕屋敷一箇所、川向南に下屋敷三軒。

七ノ橋より八ノ橋迄

三叉の南なり。こゝも初は田地にてありしが、御移封。

庭瀬口　東西

大供村の內なり。備中庭瀬への往來道の口故、俗庭瀬口と唱ふ。北側に足輕屋敷六箇所あり。內、一箇所城代足輕三十人五箇所二十人組。南側に足輕屋敷六箇所あり。內、四箇所三十人二箇所十人なり。この町士屋敷は一軒もなし。但此側東の出口に商家少しあり。大供村の內にて、町手に屬せずといふ。

八ノ橋より九ノ橋迄

大供村の內にて、北手に百姓少々居たりしが、今商家の如く見ゆれども、大供村の帳面なりといふ。これより南は武家なり。

同　西裏の町

足輕屋敷四箇所、中村主馬下屋敷等あり。

九ノ橋より十ノ橋迄

初は田地にてありしが、中頃は池田佐渡預り、鐵砲屋敷ばかりあり。後追々此邊足輕屋敷增、當時足輕屋敷四箇所・小屋敷二軒等なりしといふ。

郭內より爰に至るまでの數町、悉く御野郡なり。

四十三、華畠

此所を花畠といふ。宮內卿の御時土木ありて、奇石を集め水を引、館舍を建、遊息の別莊なりしを、寬永九年壬申御移封の時も其儘ありて、同十六年己卯には台德廟の御靈屋をも建られ、正保二年乙酉に、御靈屋別當台崇寺をも造立ありし。（萬治の頃御玉屋台崇寺共今の處へ移さるといふ。）扨此處にて文武の兩藝等も、諸人に習はせられしなり。又慶安の末頃より、此內に士屋敷をも建られしなり。（中江太右衛門・加世八兵衛・中川權大夫・中村又之亟等此所に居たりしなり。）

籔ノ町

花畠馬場の町ともいふ。東片側なり。初より馬場ありて、花畠中の馬場なるに依て、名附といへども、往來にて馬場にのみは用ひず。

花畠東ノ町

兩側なり。台德廟の御靈屋は、東側北のはしあたりにてありしといふ。

樋小屋

こゝも花畠の內にてありしが、其後山田道悅に給はりけるが、其後樋小屋になりしといふ。今樋小屋の❘門は、花畠の門にて、道悅の時も同事といふ。

四十四、網ノ濱

池田大和下屋敷は御移封の時より召來り、同人船入は初は御船入なりしが、後今の御船入出來に付、御入用なく、故に大學に賜はりしといふ。

同土肥右近預屋敷通の町

初は足輕屋敷にて、後には士屋敷となり、東片側に六軒ありし由。元祿年中の繪圖に、北より石原茂兵衞・金光清右衞門・一軒明家・香川平助・久山長助・淺田七左衞門等居たり。久山・淺田が間に小路ありて、その奥に田代五左衞門たりし、其後いつ止められしや、今は東片側も百姓屋とぞなりにき。土肥が預り屋敷は、御移封後初より給はりしといふ。

同　籔の町

東片側は土肥右近下屋敷なり。西側は初は上に記す、御船入の內なりといふ。

同　兩御分家下屋敷

初は信濃君の別莊ばかりにてありしが、後二つに割て、兩御分家の下屋敷とぞなりし由、此下屋敷北に元祿の頃には、安藤又兵衞・藤井七郎兵衞・八田傳左衞門等居たりしといふ。今元八郎下屋敷に添られしや。

四十五、國清寺前

老臣日置氏・土倉氏の下屋敷あり。御移封の時より給はりしといふ。

四十六、門田屋敷

當所は元來、上道郡門田村にて民家ありしを、寛文九年東の山すそに移し、其村を新門田と號し、もとの門田は此度侍屋敷となし。（今國清寺東堀より、三友寺の西までの間をいふなり。）七月二十一日、二十九人に賜ふ。其姓名左のごとし。

波多野夫左衞門　齋藤加介　富田猪兵衞　三間勘介　落合彌左衞門
春田十兵衞　河野彌平太　西浦源左衞門　安積七郎兵衞　長谷川兵大夫
吉井次郎左衞門　下方忠左衞門　牧野長五郎　西村久五兵衞　櫻井孫三郎
生駒文左衞門　片山治左衞門　中川來助　師岡三右衞門　塚本吉右衞門
笹岡十左衞門　大橋茂兵衞　福田孫市　竹村八大夫　中村權七

大口文左衛門　上山又三郎　中野半介　豐島與左衛門

北

二分の一縮寫

南

右圖のごとく、殘らず門田屋敷なれども、國清寺東堀の町をば、國清寺後の町とも唱ふ。東片側なり。

門田南忍び屋敷

古へは伊賀屋敷といふて、土倉氏下屋敷東の町あり。初は足輕屋敷とひとしく一組宛一圍に居たりしと見ゆ。慶安年中岡山圖に芳賀內藏允預り、伊賀衆屋敷とありて、人別に姓名なし。又延寶の末の圖には、姓名を記して、北より吉岡半內・寺岡又惣一軒姓名不詳。今屋八郎左衛門・守田一左衛門、東側に五軒あり。西側には諸士の宅地三軒あり。

今杉浦忠兵衛・笠原養牛迄は門田屋敷にて、この二軒より南を忍び屋敷といふ。

この忍屋敷東に小路あり。この町に步行屋一軒、丹羽廣人下屋敷あり。

同士鐵砲屋敷

此處も初は足輕屋敷にてありしを、後士鐵砲屋敷とぞせられける。延寶年中の事ならん。

同東照宮御山道

池田大和下屋敷は、初より有來り、それより西に三友寺あり。寺の西は足輕屋敷なりしが、上に記す士鐵砲屋敷とぞなりにき。南側東のはしに、格格寺ありしが、後今の所へ移り、其跡野田となる。其二軒士屋敷あり。こゝも初は足輕屋敷にてぞありしといふ。今石津文之助・青地惣助が家。

四十七、仲間屋鋪

東西の町を仲間屋敷といふ。こゝも初は足輕屋敷なりしが、承應の頃にや仲間の者共に賜り、背八內にも菜園地五畝を賜はりしといふ。これは背が居所は、御對面所の內なれば、菜園なきにつきて、爰にて菜園地を賜はりしよし。

四十八、忍び屋敷東西の町

南側に五軒あり。慶安年中岡山圖に、番和泉預り、伊賀衆屋敷とあり。これにも姓名なし。

又延寶の末の圖に姓名あり。

東
瀨野彌一兵衛
藤村仁七
竹岡次郎右衛門
平川加右衛門
瀨野理右衛門

北側は士屋敷なり。こゝも初は足輕屋敷にてありしといふ。

忍び屋敷南北の町

これは東側に六軒あり。慶安年中岡山圖に、草加兵部預り伊賀衆屋敷とあり。人別の姓名なし。正保二年六月、忍五人を召抱られ、兵部に預られ。又萬治二年五月十一日、今中七右衛門を召抱られ、これも兵部に預られ、以上六人これを新參といふ。

延寶の末の圖に姓名あり。

西側は殘らず仲間の者居たり。仲間小頭二人。仲間十人。今は少々違ひあり。

北
今　中　菅　六
井　田　千　松
萩野武左衛門
萩野一右衛門
中原六兵衛
吉川與右衛門

四十九、新屋鋪

大黑町通東西町をいふ。この町も初は足輕屋敷なりしを、後追々出來せりといふ。東の袋は延寶の末出來。西袋丁は享保の頃といふ。

同町　東南北町

細川の上こゝも足輕屋敷なり。後今の如くになりしなり。但西側ばかりにて、東は野田にて池田大和下屋敷裏門前なり。野田の東に民家あり。門田村の内德與寺なり。

五十、蛇谷　南北

此處も初は足輕屋敷にて、後今のごとくになりしが、此町へ初て移りし士共、多く酒を呑みける故、蛇谷と俗いひ習はせしと語り傳ふ。實否を知らず。

的場は元祿十年丁丑建られ、石橋多宮といふ。弓師に此場を請込べき旨命ぜられ、同年十月二日より十九日迄初て勸進的ありしなり。これより打續き、今寬政に至る迄、毎年春秋二度的興行ありて、諸士の射藝懈怠なし。

五十一、中屋敷　南北

片上町上下大黒町の西にあり。長凡百八十間ばかり。古へは諸士の宅地なりしを、御移封の時より、伊木長門に、北の方六十間計、下屋敷に賜はり、池田伊賀に、南の方百二十間計、下屋鋪に賜はりける。され共南入口に門もなく、兩家の堺にも門なく、古の儘なりといふ。

長門下屋敷の內、東側北の端の裏に、初は小林寺ありしが、後今の處へ移りし跡をも、長門に賜はりしといふ。

荒手屋敷

大川端なり。長凡百二十間幅五十間ばかり。御移封の時より、伊木長門下屋敷に賜はるといふ。古へ此地に愛宕鎭座ありしといふ。

吉備温故秘錄　卷之十一（城府上）終

吉備温故秘録 巻之十二

城府中目録

大澤惟貞輯録

吉備温故秘録巻之十二（城府中）目録終

吉備温故秘錄　卷之十二

大澤惟貞輯錄

城府中

一、はしがき

岡山の町名は宇喜多二代に、城下に町を作て備前美作の侍共を呼出し、宅地を與へ、又工商をも集めて土地を與へ、其出る所の名を取て居住とす。西大寺町・片上町是なり。又其一町の內にて富める者、初て家作するを以て其者の名を呼て名とする有、又一郎町（高砂町なり。）二郎三郎町（尾上町なり。）これなり。又業を以て名付あり。大工町・樋（桶）屋町これなり。他皆同じ。寛文年中已來今の名に年々にあらたまる。委しくは町の條下に記。町數都て（すべ）六十二町（內町十二町、中町六町、外町四十四町。）

橋本町・船着町・川崎町・西大寺町・榮町・下の町・中の町・上の町・紙屋町・兒島町・上片上町・下片上町、都て十二町を內町といふ。石關町・山崎町・片瀨町・久山町・油町・小橋町、都て六町を中町とす。常盤町・仁王町・尾上町・高砂町・濱田町・瓦町・大雲寺町・大工町・櫻町・瀨尾町・小野田町・小原町・西中島町・東中島町・大黑町・古京町・森下町・桶屋町・磨屋町・野殿町・岩田町・萬町・紺屋町・末山町・高橋町・平野町・山科町・上內田町・藤野町・下內田町・二日市町・丸龜町・下市町・瀧本町・富田町・野田屋町・柿屋町・鹽見町・難波町・小畑町・廣瀨町・上出石町・中出石町・下出石町、都て四十四町を外町といふ。內中外合せて六十二町なり。

二、橋本町（東西）

東は大川向は西中島町なり。南は船着町と路を境ひ、西も西大寺町と道を境ひ、北は川崎町なり。

此町を橋本町といふは、文祿年中京橋掛りたるに依て京橋の本といふえんに依て、町の名とするといふ。川手の町、大川端西片側にて、前は大川の雁木なり。但し橋の北手に東側二軒あり。西橋町を茶町といふ。東片側なり。

西側は西大寺町なり。此處に煎茶賣ふ者群居するゆへに、名付たるなり。

京橋、長六十八間幅四間なり。

三、船着町　南北　大川端。

東は大川、向は西中島町なり。南天瀨長藏なり。西は天瀨諸士の宅地なり。北は西大寺町・橋本町と道を境ふ。

此町を船着町といふは、大川端に雁木ありて、諸國の廻船此所に來り集るゆへ、町の名とす。又俗に此町を中買町といふは、米・麥・雜穀・綿茶・たばこ等の、中買共多く住する故に、呼ぶものなり。此所裡町なり。　材木町川手片側なり。材木商賣の者群居するゆへ、町の名とす。此處本町なれども、今は西の町を本町といふ者多し。横屋小路、當町中程に東西の横町有、これなり。元祿の頃此處に、横屋宗三郎といふ富豪ありしによつて、横屋小路といふ。「此横屋は船乘にて朝鮮へ漂泊せしものなり。」

北の横町を喜庵堀といふは、喜庵堀某といふ紺屋ありし故に、此横町の名と呼ぶものなり。實の名にあらず。此紺屋も近き頃迄、爰に住す。「天瀨へ出る西のはしなり。」此町川手に船用場あり。船物手寄より司れり。

四、川崎町　東西

東は大川、南は橋本町と隣り、西は紙屋町なり。北手は內堀、向は內山下なり。

川手の町昔は大炊殿市といひしよし。委く上に記す。今も此所にて毎朝魚艄來り、問屋共出て府中の肴屋に魚類を商ひ賑やかなることおびたゞし。俗是を魚さやしといふ。此所は下水手門より出る道なり。但し北の方は兩側、南の方は片側なり。堀端の町片側なり。西は新町口より東は下水手口通迄なり。魚の店これは、東町をいふ。魚屋ども多くあるゆへに、うをの店と呼ぶ。實の名にあらず。　中買町南北の町なり。此所に中買共多く居たる故に、名付たるならん。　上中買町・下中買町といふ。文祿のころ、大手門を宇喜多秀家卿中の町より移され、是町は大手門前なりしが、其後あまり見透なく悪きとて、今の所へ移さるゝといふ。但し西側は紙屋町なり。

五、西大寺町　東西

東は橋本町と道を境ひ、南は天瀨可眞の町荒神町細堀町の侍屋敷と境ひ、西は東中山下と境ひ、北は紙屋町と隣

なり。

當町は、宇喜多直家上道郡沼の城より、當府へ移りて、此處を上道郡西大寺村の富家を呼出し、土地を與へて家を送らしめ、商家とせしに依て、其出たる村の名をとりて、西大寺町と名付るよし。 天瀨細堀限り當町なりしが、今は堀より西、兩側とも當町なり。北側は東中山下にて、南側は天瀨細堀町なり。いつ町家になりしや。(南側は、慶長の末に當町に屬す北側は。) 寺一軒、一向宗淨教寺。(當町に、古へは龍昌山大運寺といふ寺ありしが、天正年中に大雲寺町へ移され、法澤山大雲寺と改て、今に存在す。) 本陣一箇所。

六、紙屋町 東西

東は川崎町、南は西大寺町なり。西は中堀を限り、向は東中山下なり。北は內堀を境ひ、向は榮町又は內山下なり。新町南北の町なり。宇喜多巳來、大手門は、當町と川崎町との間、今中買町と呼ぶ。(町を眞直に土橋ありて、大手門見付にありしを□□□□今の所へ移され、此處通り道となりし故、新町と名付るなり。) 南の方少々は西大寺町なり。 通り町南北なり。西國往來道なり。四十二間。 堀端町片側なり。 東中山下へ出る横町あり。此處より東中山下へ渡る橋あり。是を紙屋橋といふ。 寺一箇寺、一向宗西寶寺といふ。

七、榮町 南北 「古名、千阿彌町。」

東西とも町を限り、北は下の町と横町の道を境。

古へ、當町に、千阿彌といふ時宗の寺「今光淸寺の事」あるによつて、町の名とせり。初は此町は驛にて、傳馬町ともいふ。朝鮮征伐の時に、神君も此光淸寺に御止宿ありしなり。此町の石橋を千阿彌橋といふ。此橋より諸方への行程を定む。(東二本松へ二里。西矢坂へ一里。) 驛ありしに依てなり。寛永の年中より、地子町役を除くと、御検地帳に見へたり。 火見櫓あり。(いつ初りしといふ事不詳。) 此所にて晝夜十二時の鐘をつく、俗こゝを鐘つき堂といふ。又府中出火の時には、此鐘を數多くせはしくつく、これを早鐘と唱へて、府中一統の相圖とせり。當町は此役を勤るゆへに、防火の役等を除かる。 本陣あり。(これを阿彌の替なり。) 寛文八年光淸寺を小原町へ移され、其跡を九月朔日町方の會所とし、又町家の子弟の手習所となすべき

旨命ありて、町奉行加世八兵衛・石田鶴右衛門裁判して普請す。半田山より三冊の松木三百本伐り出して賜はりしといふ。延寶四年に至り、町方の子弟入學を止られ、町方御會所に用ひられし、此會所の内に獄屋をも建られ、建られし年號不詳。町手付ての罪人は此牢へ下る。　札場　延寶七年國寶初りし時より、札場となるともいひ、又其後建られし共云。不詳。　此の横町、南側は當町、北側は下の町に屬す。

八、下之町　南北　「古名、ゑびす町。」備陽國史に見へたり。

東は内堀、南は榮町、西は中堀、北は中の町と道を境。

古へは、ゑびす町といふ。當町にゑびすの社ありし由、今は其所を知れる人もなし。いつせしや不詳。　宇喜多直家沼の城より當府へ移りし後、城下へ國中の商買人を呼寄られし時、直家幼少の時賴て居られし阿部善定といふ、邑久郡福岡村の富家の手代に、源六といふ者に、此下の町の内を與へければ、源六岡山出府し、呉服の商ひをして、魚屋九郎右衛門と改名し、東側に居たりしが、此九郎右衛門に實子なくて、堺の町人小西壽徳より二男彌九郎を養子としたりしが、此彌九郎直家の氣にいり、秀吉への使など度々勤め、後は秀吉公へ取立られて、段々立身して、後には五奉行の一人になり、小西攝津守行長と名乘しなり。今に小西攝津守屋敷といふ處あれども、是は魚屋九郎右衛門が屋敷跡にて、小西屋鋪にはあらず。然れども此魚屋へ、一度養子來りたるに依ていふならん。此屋敷跡は今西側の本陣の向にて、東側なり。此少し南に堀端へ出る横町あり。　堀端の町　又裏の町共いふ。東向片側なり。　本陣、通り町にあり。已前は二つの本陣なりしが、いつの頃よりか脇本陣になる。

横町。中の町と境にて、北側は中の町なれども、これを下の町横町といふなり。此横町より東中山下へ渡る橋を、下の橋といふ。

九、中之町

東は内山下なり。南は下の町と横町の道を境ひ、西は中堀、向は東中山下なり。北は上の町と横町を境ひ但し東の方横町は中の町なり。

是は古へ中の町御門并土橋共少し北にありしが、今の處へ移たるに依て、中の町と上の町との横町も其時に替りて、今のごとくなりたるゆへに、北側も當町なり。内堀のさらへにも、右の間數ほど土橋の北を當町受持なり。堀端の町 東向片側なり。此町に宇喜多家の時は、家臣花房助兵衛居たるよし、其屋敷跡といふは東なり。此助兵衛が子孫名字を辻と改め、下の町に享保の頃まで居たりしが、今は辻といふもの下の町になし。 北の横町、中山下へ出る所も、北側は上の町なれども、中の町横町といふて、當町に屬す。此處に中堀に掛る橋あり。中の橋といふ。

十、上之町 南北二町

東は内堀端、南は中の町、西は中堀、北も中堀、向は弓の町なり。

此町の中の横町より北を、古へは福岡町といふよし。寛永年中の岡山繪圖にも、福岡町とあり。いつの頃よりか、二町を合せて上の町とばかり、唱ふるなり。未審。案に、上中下の三町ともに福岡町といひしを、福岡上の町・同中の町・同下の町と三町になりしや、福岡は大都會なりし故、宇喜多の時移すか。弓の町へ渡る橋を上の町北の橋といふ。これを俗甚九郎橋といふ。興國公の御代、佐久間甚九郎といふ浪人當府へ來り、住居しけるが、或時此橋の上にて相撲をとり、橋を踏落したるにより、過怠として、近邊見物の者共に、掛かへさせられしによつて、此橋の名を甚九郎といふよし。此甚九郎は、其後芳烈公の御代に、鳥見を勤めしが、是が子に佐久間甚兵衛といふて、膽方となるといふ。 八百屋町 石關町へ行く東西の町なり。八百屋多く居たるに依て名付るなり。 北片側になる處は石關町なり。 堀端町。 車町 山崎町へ出る東西横町をいふ。此處にて紡車・攪車の二品製す。依て車町といふ。此處より向ふへ渡る橋を上の橋と云。下の横町、中山下へ出る東西の町北側をいふ。向は中の町なり。但し中の町御門口へ行東の横町は、南北とも中の町なり。東西横町ともに中の町横町といふ。此車町より中山下へ渡る橋を、上の町中の橋といふ。

十一、兒島町 南北

東は平野町・藤野町なり。南は高橋町と隣、西は細堀を境、向は小野田町・小原町なり。北は横町を限り大隣寺なり。又同東側横町より北へ十一間當町なり。

上の横町、大隣寺脇側なり。東の方は十九間南側なり。中の横町、町の中間にあり。東西凡四十五間。

東は蛇谷士の宅地と悪水抜を堺、南は大黒町と隣り、西は中屋敷なり。北は上片上町と隣り。

十二、下片上町 南北「古名、伊部町。」

十三、上片上町 南北「古へは片上町と計り唱ふる由。」

東は蛇谷士の宅地、南は下片上町、西は中屋敷伊木家なり。北は土橋を境、向は古京町なり。

此町は宇喜多岡山へ移られし後、片上の富家志賀氏久志や□□（欠字）といふ者を呼出し、初て此處に町作らしむ。その出所の村名を取りて、片上町と名付るなり。さて此久志やが家は、其時建たる家のよし。今に居住し久志や善次郎といふ。元は酒屋にてありしよし。

十四、石關町

大川端土手の上へなり。東は大川を境ひ、向は御後園なり。南は内堀を境ひ、西は上の町郡會所、北は下出石町なり。

當町を石關といふは、宇喜多の時分當所より帶郭門へ通ふ路に、大石を以て堰を築きしに依て、石關と名付しよし。此堰は籠城などせん時は、西大川下流をせきふさぎ、此處より内堀へ水を流さんが爲に築しといふ。堀端町古へは兩側なりしが、内山下への道より東にも南に家有。其後、西御丸よりの御目障りになるに依て、川手を代地下され、内堀端の家を毀ちて、今のごとく片側になる。材木町 川手の筋をいふ。此處に材木を商ふもの多く居住す。故に名付るなり。

町内に酒折宮の社あり。社僧を平福院實成院清鏡寺といふ。皆天台宗なり。社司を岡氏・武田氏といふ。 郡會所は古へは諸士の宅地三軒なりしが、天和二癸戌年造之。 氏神酒折宮なり。

十五、山崎町 南北「古名、白築町。」

東は鹽見町なり。南は柿屋町と道を境、西は野田屋町と隣り、北は丸龜町なり。

古名白樂町といふ。委しくは丸龜町の條下に記す。 外郭御門通り東西の町あり。南片側は柿屋町なり。北側は當町なり。 當町中間に横町あり。 東は鹽見町へ出る道、西は野田や町へ出る道なり。 當町東側北の端しに、古へ大乘山妙林寺ありしが、其後貞享二年に今の處へ移り、跡は商家となる。北角より二三軒には、今に地など掘れば古き瓶など掘出すよし。表口十四間奥行十七間半。

十六、片瀬町 南北 「古名、天瀬片原町。」

東は大川向は花畠なり。南は久山町と道を境、西は久山町外堀長藏なり。北も長藏なり。

此町は元來天瀬にて、西側計り有ける故に、天瀬片原町といひし由、次第に繁昌して東側も出來たると見ゆ。北の方片側の處を御藏前といひ、又渡海場といふ。俗にとうかひ場といふは誤りなり。此處にて毎朝海魚を船に積み來り、問屋出てこれを商ふ。府中の魚屋集り買ふなり。是を魚さやしといふ。 南横町南側は久山町なり。此處をよねざといふ。

十七、久山町 南北

東は大川、向は花畠樋小屋なり。南は油町と隣、西は紺屋町と道を境、北は片瀬町なり。

當町を久山町と名付るは、宇喜多秀家の代に、作州の郷士久山五郎兵衛といふ者を呼出し、當町にて宅地を給り、此處に家屋を建て居住す。依之久山を町の名とするよし。今に五郎兵衛屋敷跡と、語傳ふる所あり。又此町の北横町北側は片瀬町なるに、其西の端に久山町分の土地あり。 これも久山五郎兵衛が厩ありし處にて、當町に屬するなり。表口八間 いつの頃にや、此五郎兵衛は、西中島に移りしといふ。 裏の町。

十八、油町 東西

東は久山町・上内田町と隣、南も上内田町又は平野町と隣、西は平野町・紺屋町と道を堺、北は紺屋町・久山町なり

中の横町 南北の町 北は久山町の細合を限り、南は十七間半南までなり。

十九、小橋町

東は門田屋敷、南は國清寺なり。西は小橋を限りて向は東中島町なり。北は大川の河原又は中屋敷なり。南北の町に至るは大黒町と隣なり。

此町は文祿の頃、京橋・中橋・小橋等の橋掛られし頃、町並になりたる由、小橋の緣に依て町の名出たる由。鍛冶屋町 南北の町をいふ。鍛冶多く居住する故に、俗に町の名とするといふ。新道の門田屋敷へ行處をいふ。寛文九年の頃までは、門田に諸士の宅地なく、南北の町の通り南へ國清寺の脇まで小路ありて、夫より東へ行て門田へ出る路ありしが、其後門田村の民を今の處へ移し、其跡諸士宅地となりし時に、此新道出來たり。今も初めの路も存在す。 驛あり。

二十、下出石町 大川端、土手の上南北。

東は大川を境ひ、南は石關町、西は中堀又は鷹匠町、北は中出石町なり。

此所は古へは出石郷下出石なりしが、當府へ宇喜多直家、上道郡沼の城より移り、城下繁昌に付、此下出石村を今の仁王町へ移し、其跡を町家として、下出石町と名付る由。扨下出石村は其後、西川の內庭瀨の北へ移るといふ。中通りの町 これは土手の町。川手町との間に有る故により、中筋の町といふ。 川手の町 大川端なり。東側は川內へ少しは入込。 木挽町 土手の町より川手へ出る東西をいふ。木挽を業とする者多く居る故に、町の名と呼ぶなり。 土手の西下に諸士の宅地數軒あり。これを出石下た家といふ。

當町は大川洪水の節、假橋防に出るに付、火事の火消役等は除かる。假橋はづしの時、町內役人も舟にて指揮せしが、延享二年乙丑六月四日の洪水船くつがへりて、中出石町名主深野屋德右衛門溺死せり。其以後は役人は舟に乘る事を免されて、洪水の時は馬路へ出石三町ともの役人出指揮せり。 當町の南の境ひに櫓門あり。此門は沼の城門を移し

たるなり。元來此門酒折宮の門にして、門の西手に門番人居て、これを酒折宮掃除のものといひし由、今は當町の構なり。されども門幷柵等は今に小作事請持なり。　酒折宮を氏神とす。

二十一、中出石町　大川端、土手の上南北。「古名、上出石町。」

東は大川、南は下出石町、西は鷹匠町、北は上出石町・大森横町を限り、本町は東片側なり。

此町昔は上出石村なりしが、宇喜多直家當府へ移りて、是村を野田町へ移し、（又其後今の處へ移るといふ。）其跡を商家として上出石町といひしが、寛永の末正保の初頃にや、今の上出石町をひらかれしに依て、當町を中出石町と改め唱へしなり。　中筋の町。　川手の町　馬屋より南は兩側なり。北は西片側なり。元之も兩側なりしが、元文五年庚申閏月二十三日失火、當町殘らず燒失の時、此處路幅せまく、火消の者ども不便に付、其後東側の者共に上出石町にて代地を賜はり、其跡明地となりしより、片側となりしといふ。　南横町　下出石町との境ひなり。爰をかふぜきといふ。そのいはれをしらず。御後園假橋通りなり。　馬路　鷹匠町より大川へ出る、東西の町をいふ。土手下石橋あり。是をも馬路といふ。（鷹匠町百騎建の厩出來、後同所の馬を瀨立に牽行道なれば、馬路と名附しといふ。未詳。）　當町も大川洪水の節、假橋御用を勤む。諸事下出石町に同じ。　氏神伊勢宮。

二十二、上出石町　大川端、土手の上南北。

東は大川、南は中出石町、西は外郭の外廣小路又一番町、北は御旅所大藪を限り。

當町は寛永の末、正保の初頃より出來て、次第に北へ廣がりしなり。大森此處に大明神の社ある故、此あたりを大森といふ。東片側なり。さて此大森大明神は至て小さき社なりしが、後に榎の大木あり、是に依て名付しなり。（近き頃大風の時此榎は吹折しなり。）　寛保三年癸亥江府の浪士原田儀左衛門といふもの岡山へ來りし時、大願有て今の社を建立せしより、次第に歸依のもの多くなりしといふ。（原田は今の塙喜八が父。）　左源橋（一に一本橋とも云。）　大森より大川へ出る處の土手下の橋なり。これは此横町の北手川端に津田左源太在宅の節、出府の居宅に此處を買求めて家屋を建しが、後に貢税を免され、

別業とせしなり。今以てその處を左源太屋敷と唱へ、津田家の別業なり。　此町西土手下たに諸士の宅地あり。これを出石下家といふ。　裏の町　新屋敷北の端をいふ。已前は竹の藪なりしが、元文五年中出石町大火後、同町の者を爰に移し、家建しに依て、新屋敷といふ。東片側なり。明和四年丁亥十月二十日、番町大火後、町手より願によつて、西側にも商家を建しによつて、今は兩側となれり。（宮武伴右衛門より北なり。）　當町も下出石町・中出石町と同樣、洪水の後を勤、諸事二町と同じ。

二十三、小畑町　南北　「古名、伊勢宮町。」

東は御旅所土手を限り、南は一番町・二番町・三番町、西は四番町、北は新屋敷・旗屋敷・廣瀨町と境ふ。町内伊勢宮あるに依て、一番町・二番町・三番町・四番町あたりまでを、伊勢宮と今以いふ。此宮は神名帳にある宮にて、至て古き宮なり。初は宮地廣くして、やう／＼商家は四五軒計ありしが、岡山繁昌して、此宮地次第に商家を建しゆへ、延寶年中までは、伊勢宮町といひしが、其後伊勢の國にも小畑といへる處あればとて、小畑町と名付し由。扨東町の裏に井戸の町といふあり。この東側より土手下までに、いまに伊勢宮社地にて、古より居來る四五軒の外は、地子も伊勢宮へ出す、家の商賣の節十步一をも同社へ出す。

南横町　片側なり。　裏門町　は二番町の上袋町なり。見付に伊勢宮の裏門あるに依て、名付るなり。　井戸町　東側伊勢宮、境に井戸澤山に有に依て名付、然れども今は其井の上に境の築地をきづき、井戸半分此町へ出たるもあり。又うもりて無なりたるもあるよし。（三番町は士屋鋪、三番町の上みにあるゆへに名付るか。）　此町に寺あり、一向宗淨覺寺といふ。　榎の町　御旗屋敷前片側なり。前は、榎の古木ありて名付しが、寶曆七年丁丑正月三日、大火の節燒失す。今は名のみ殘れり。

二十四、廣瀨町　南北　「古名南方。」

東は御旅所土手を限り、南は小畑町西は旗屋敷南方村なり。北も南方村なり。但し西側北の橋二三軒は南方村分、それより土手の上は尙又南方在分なり。

當町は御移封の後までは、商家は一軒もなかりしが、正保の頃より西側に少々家をたて、商ひ等せしが、追々西側は建續けれども、南方と唱へて町分にてはなかりしが、次第繁榮して兩側とも町並に家を建しが、延寶の頃より町手支配に成、此地は古への廣瀨(世)郷なるに因て、町の名廣瀨町と付られしが、又いつの頃よりか、世の字を瀨の字に書かへたるに依て、其名の出處を知るもの少なし。

當町の中程に土手へ揚る横町あり。　此横町の南角と路端に、小さきゑびす堂あり。このゑびす堂は、元來當郡四日市村にありしが、承應年中洪水に流れ來り、此處に止りしを、其儘置しが、寶曆七年丁丑正月三日の大火後に、町内一統して明家一軒を買ふて、爰に安置せり。伊勢宮禰宜田中氏司之。今に四日市村にゑびすといふあざなの田地ありといふ。又一説に、藤野町にありしゑびすともいふ。

二十五、難波町 南北 「古名、こうくはひ町、又五右衛門町ともいふ。」

東片側は諸士の宅地なり。但し南の端に一軒あり。これは當町の内なり。　南は鹽見町と横町の道を境ひ、西は市の町・瀧本町と隣り、北は七番町・六番町と道を境ひ、横町南向(かどか)は鹽見町國恩寺なり。

寺二軒、日蓮宗峯林山妙應寺、淨土宗無量山光明寺、山伏正光院當山方。　寛永頃檢地帳には、妙應寺より南へ二十一間をきて、瀧本町と下市町との中間へ出る、幅一間の横町ありしが、今はなし。　東側諸士の宅と並で、南の端に大恩寺といふあり。表口四十四間あり。今は廢して此寺の北隣に五間四方の商家ありしが、今は此處も諸士の宅地となりたり。

此代りに東側南の端に一軒町家あり。

二十六、塩見町 南北 外堀端なり。

東は外堀、向は弓の町裏の町學校東中山下なり。南は山崎町と隣り西も山崎町又は丸龜町なり。北は難波町と横町を境ふ。但し、此横町は難波町なり。　東は殘らず外堀なれども、北の方にて難波町境の門の際に、當町の商家二軒あり。

當町は長さ凡二百間計りも有りて大町なれども、寺數四軒、侍屋敷一軒有るゆへに、商家は至て少なくに付、諸役等は山崎町に屬す。　養林寺堀端町　これも當町なれども、當寺あるに依て、俗是を養林寺堀端といふ。寺三箇寺、北の端を高德山泰安寺といふ禪宗なりしが、寶曆年中寺僧の變に依て、慈雲山國恩寺と改名す。淨土宗豐光山養林寺。日蓮宗本涌山本行寺。同宗本門山寶仙寺。　侍屋敷一軒。　國恩寺と養林寺との中間十七間は町家ありしが、貞享四年養林寺へ添地に給はる。

二十七、瀧本町　南北　「古名、新右衛門町。」

東は難波町なり、南は下市の町と隣り、西は富田町諸士の宅地なり。北は七番町なり。横町七番町通りより東は、南片側なり。西は南北兩側なり。此北側は寛文年中までは足輕組屋敷なりしが、七八番町を諸士の宅地に給はりし時、當町になりし由。　下市町との境に東西共に、寛永の末迄の檢地帳には、幅一間の横町有りしが、いつ廢せしや。

二十八、下市町

東は難波町なり。南は丸龜町と道を競ひ、西は富田町なり。北は瀧本町と隣。此處古への市場なりといふ。委しくは上巻に記す。　一說に當町の南の町を丸龜町山崎町白樂町といふて、馬商ひを業とする者多く、此處に居住す。其時節當町は馬場にて、馬市ありし所故に、市の町と名付し共いふ。　又一說に、古へ當町に八幡宮鎭座ありて、其馬場なりしが、其馬場にて每年馬市ありしともいふ。扨この八幡宮は、上道郡八幡村へ移すといふ。

右三說何の證據もなし。只商家の語り傳へを爰に記す。いづれか是非をしらず。後人の考を待つ。

二十九、丸龜町　南北　「古名、白樂町。」

東は鹽見町、南は養林寺横町を限り、夫より南は山崎町なり。西は野田屋町なり。下市町と道を境ふ。

當町を白樂町と古へいひしは、宇喜多當府へ移りし後、備前・作州・備中の侍共を呼出し、武士多く集りければ、騎馬も多く入用に付、近國より馬苦勞共、馬を牽來りたり。此處に群居する故に、町の名とす。山崎町も初めは當町と一所に白樂町なりしが、寛文の頃二町として丸龜町・山崎町と改名。

金比羅の社あり。依之丸龜町と名付よし、未審。一說に曰、當社の神體は、昔魚屋某といふ道具屋、作州にて買ひ來りしを、當所に社を建て安置しけるが、社僧寳積院といひしを、烈公の御代還俗して祠官となり司之。讚州の金比羅を勸請せしにはあらず。次第に繁昌して今に至る。讚州の金比羅を勸請せしにはあらず。是に依て社僧はなく、唯一神道にして祠官司之。山伏地福院本山方。

三十、柿屋町 東西の町。但し南片側なり。

東は藥師院と隣、南も藥師院觀音坊と裏を境ひ、西は桶屋町と隣り、北は野田屋町・山崎町と路を境。

三十一、野田屋町 南北

東は丸龜町・山崎町なり。南は柿屋町と道を境ひ、西は桶屋町砂場又は、池田兩家の別業なり。北は富田町と隣り横町東西なり。砂場へ出る處。

砂場 東片側なり。向は諸士の宅地なり。南の方桶屋町の內なり。寛文頃までは、當町北の横町北側に表口十六間奥行十七間、長源寺南に十七間に表口二十三間半當町なりしが、横町は富田町になり、長源寺隣りは天城屋敷になり、其代地に此砂場を賜はる。此處は夫までは畑なりし由。

此町、古へは田畠なりしが、宇喜多の頃上出石村を此處へ移し、跡を商家とせしが、又其後此出石村を今の處岩田町の南へ移し、其跡を商家として、野田屋町と名付しといふ。

荒神の小祠あり。承應年中洪水の節、川上より葛籠一つ流れ來り、爰に止まる。屋根屋亦六郎といふもの引揚て是

を見る。裝束したる神主の死骸なり。亦六郎不便なる事と思ひ、我家の内に葬り、後小さき祠を建て祭りせしが、次第に當町中信心して、荒神と尊敬しけるが、近き頃より明家を町内中として調べ、社の前に假に拜殿を營む。此亦六郎が子孫今に當町に住す。今神體は石なり。按ずるに葬りし時印の石ならんか。　寺あり、一向宗長源寺因州より來るよし。　同宗開德寺天正年中森寺藤左衛門と云もの創造といふ。　山伏等覺院當山方。

北の横町、東角より西へ三十間計りは當町なれ共、今は富田町へ借して同町のごとくなれ共、今に地子は當町取立なり。

三十二、富田町　南北「古名、惣二郎町。」

東は瀧本町・下市町、南は野田屋町、西は西渠又は忍屋敷、北は諸士の宅地なり。

南北の町、本町なり。　東西の町は、寶永の頃までは、南側は野田屋町又は田地或は足輕屋敷、北側も野田等なりしが、延寶の頃西渠の西に岩田町・萬町の二町出來たるに依、此處西國往來となりたり。夫よりして次第に當町榮へ家並建て、南北の本町よりは賑なり。今も南側東角より西へ三十間計は野田屋町分を借りたるなり。　北側安禪寺の東隣に、要行寺といふ有。此寺跡も今は町家となる。　寺あり、禪宗小林山安禪寺。

三十三、岩田町　東西

東西渠西は富田町なり。南は諸士宅地幷上出石村なり。西は萬町と北は諸士預りの足輕屋敷なり。南方村の内なり。

延寶三年迄は此處田畠なりしが、同四年三月野殿町の川西に、銀子町・六郎右衛門町・新四郎町といふ三町ありしを、其三町共に御用屋敷となれば、換地として萬成出口、上出石村の内にて、東西百九十二間此内四間横衛なり。南北四十五間内五間本路。町名は岩田町・萬町と唱へ、兩町とし家々の裡行二十間、地形ひきとてあしければ、二十間の外に一間通り穿土場を添て工商自身に地形築くべしと命ありて、遷家料として岩田町は家下一坪に銀四錢目、萬町は六錢目と定らる。右の換地周圍の堀は、普請奉行裁判して穿ちしと云。當町萬町二町、今度新に爰に移されし故に、世俗此兩町

を新町といふ。 町內に目明し一人居住せり。作事は郡方請込にて造作。 北側。 町內氏神は南側は酒折宮、北側は御崎宮なり。

三十四、萬町 東西

東は岩田町と横町を堺ひ、南は上出石村なり。北の方の內、東は南方村、西は上伊福村なり。

此町は西國往來入口なり。ゆへに惣門あり。西のはしに會所もあり。 町內氏神は、南側は酒折宮、北側は東の方御崎宮、西の方少しは栗岡大明神なり。

三十五、桶屋町 南北

東は野田屋町・柿屋町・磨屋町光珍寺、南も磨屋町、西は砂場侍屋敷、北は野田屋町と隣。

此町桶類を製して業とするもの、群居する故に、町の名に呼ぶものなり。 砂場 柿屋町通りより片側北の方をいふ。但し半分は野田屋町なり。向は士の第宅なり。 古へ、當町西側今杉屋と云者の家へ、幸鹿大夫度々來り、逗留しける故に、當町のもの共懇に成り、居舞を傳授せし由、今に傳はりて居舞をする者あり。

三十六、磨屋町 東西

東は外堀、南は東林寺・蓮昌寺・東田町・西田町なり。西は野殿町 西田町の東側限り。 北は桶屋町并觀音坊・藥師院の寺內なり。

此町、古へは磨屋多く住するによつて、町の名とせりといふ。其外刀劍の細工人多く群居せしといふ。 當町、古へ宇喜多の時は、西國海道のよし語り傳ふ。其後いつ時代かはりしや未詳。延寶四年岩田町・萬町出來しとき、往來もかはりしともいへども、これも何の證もなし。後人の考を待。

寺四軒、紫岡山光珍寺天台宗なり。寺中、圓明院・月窓院。 同宗金光山岡山寺觀音坊。寺中、本珠院・德元院・濤鏡寺。 眞言宗平等山圓覺寺藥師院。寺中、吉祥院・明星院・報光院・彌勒院・不動院・安樂院・金剛寺・法嚴院・明王院・宗福寺。 一向宗淨福寺。 山伏四軒、金藏院・大昌院・日光院三院とも本山方。 成就院當山方。

堀端、南北にて片側なり。

三十七、野殿町

東は磨屋町と隣り、南は西田町と境ひ、西は西渠を限り、向は諸士の宅地なり。北は砂場諸士の宅地なり。

横町、砂場へ行南北の町なり。　この町も、磨屋町と同じく、古への官道なりといふ。

三十八、仁王町　南北　「古名、仁王堂町。」

東は常盤町なり。南は高砂町と道を境ひ、西は正覺寺又は田町。袋町なり。北は蓮昌寺と道を境ひ。

此町古へは田畠なりしが、天正の初、直家移城の節、下出石村を今の下出石町より此處へ移しけるが、其後無程蓮昌寺を森下より今の處へ移し、下出石村をば今の處へ移して、此村跡をも寺の境内に給はりて、此處に仁王門を建、其邊りに少々町屋ありし故に、仁王堂町といふよし。其後寛文の頃、門も今の處にうつされ、地面も取揚られしに依、一統町並になりし由、寶永の頃に仁王堂は其唱へ長しとて、堂の字を略して仁王町と改名せし由、古き檢地帳には仁王堂町とあり。寶永年中迄にんと町と有。　蓮昌寺前横町東西なり。　寺の門前なるに依ていふ。　寺二軒、日蓮宗佛住山蓮昌寺。淨土宗天秀山超勝寺。

三十九、高砂町　南北　「古名、又一郎町。」

東は尾上町、南濱田町、西は八軒町諸士の宅地なり。北は仁王町。常盤町と路を境。

寺あり、淨土宗報身山正覺寺。

四十、濱田町　南北　「古名、六兵衞町。」

東は尾上町、南は大雲寺町、西は瓦町。八軒町、北は高砂町なり。

此町を古へ六兵衛町といふは、松屋六兵衛といふもの此町へ初て來り、富有なるものゆへ、借屋まで多く建、繁昌しけるに因て、六兵衛町と呼しなり。近き頃迄六兵衛が子孫當町に在りて、松屋後家かなといひしが、男子なきに付、養子をせしが、此人御分家へ仕官し、小野氏を號す。ゆへに當町の此松屋が居宅は東南の角みにてありしが、今は商家十三軒と成、其內多くは南向なり。榎町・八軒町へ出る處をいふ。 西の出口南側に榎の古木あり。これを以て榎町といふ。此榎大木にて、屋根などいためけるによりて、或時此榎を伐て捨しに、其木の有之家度々不幸あるに付、榎の祟りなりとて、ふたゝび榎を植しが、是も自ら枯けるに付、今は名のみ。 寺一軒、淨土宗契道山淨蓮院外に報恩寺の裏門あり。

四十一、瓦町 東西

東は大雲寺町と隣り、南は七軒町、西は西渠を限り、北は濱田町・八軒町・六軒町・下田町なり。

此町前々は瓦師多く居住して、家業とせしに依て、町の名にするなり。但南側ばかりにて製する由。是によりて西渠より七軒町境へ幅二間餘の堀をほりて、土船を面々の裡へ着やうにして瓦を燒しよし、今は其瓦師もなく、又堀をも埋めて少しの惡水拔ばかり殘りて、瓦町といふ名のみなり。 六軒町の南東角は、古へは土屋敷なりしが、享保の初より當町となり、今慶福寺より西六軒町通迄なり。

寺三軒、禪洞家瑞松山慶福寺、日蓮宗知光山正福寺、禪濟家大揃山蔭涼寺。

當町を、俗呼て庭瀨口といふ。是は備中國庭瀨への海道故に、かくはいふなり。 西渠の向ふに商家あり。これをも庭瀨口といふ。是は在分にて大供村の內なり。

四十二、常盤町 南北片側。「古名、佛師町。」

東外堀向西中山下なり。南は尾上町・高砂町と道を境ひ、西は仁王町、北は蓮昌寺の堀端諸士の宅地と路を境ひなり。

此町を古へ佛師町といふは、宇喜多の時蓮昌寺を今の處へ移し、其外當府繁榮に付、諸寺とも建立多に付、京都より佛師を當町に呼寄置るゝによつて、町の名とはなりしとなり。

四十三、尾上町　南北　「古名、二郎三郎又松の町。」

東は北の方にては外堀、中間大雲寺町、南の方にては大工町、南は櫻町、西は七軒町・濱田町・高砂町、北は常盤町と道を境。

古名二郎三郎町といふ。花の露屋二郎三郎といふもの、初て此町を取立ける故、町の名とす。此二郎宅は上尾上町の中程なりしが、今は油屋といふて、大雲寺町に居住す。寛永十二年五月二十八日檢地帳には、二郎三郎町とあり、改役人は坂本孫右衛門・多賀一郎右衛門・河田吉兵衛なり。又古名松の町といふ。寛文九年霜月十一日改には、松の町とあり。改奉行石田鶴右衛門・加世八兵衛。　延寶五年十一月十一日改には、尾上町とあり。改奉行石田鶴右衛門・岩根周右衛門なり。　上尾上町とは、報恩寺の少し南より常盤町・横町までをいふ。西片側なり。向は大雲寺屋敷なり。惣じて一町の內へ他町の十文字になるといふはなきに、當町は中程に東西の道あり、是を大雲寺町といふ。これに依二つに別るゝ故に、上尾上町といふて、二町のごとく唱ふれ共、實は一町なり。

寺一軒、淨土宗知耀山報恩寺。山伏、持明院當山方。

四十四、櫻町　南北　「古名、新右衛門町」

東は大工町南は佐渡屋敷、西七軒町諸士の宅地と境ひ、北は尾上町と西側は横町を境、東側は溝を境下横町兩側なり。新路片側南側は諸士の宅地なり。

此町古へは今七軒細工の町、東側は當町の內にて、寛文頃までは瓦師清右衛門といふもの居たりし地子御免。是を士の宅地になり、其代地に下横町南側新道等を下され候由。

四十五、大雲寺町 東西

東は外堀、南は大工町・尾上町、西は瓦町・濱田町・尾上町・南は外堀なり。

法澤山大雲寺は、天正年中雜傳上人の開基にて、西大寺町に有しを、秀秋卿此處へ移されたる由、其時まで町屋はなく、少々在家ありしが、次第に商家多く町作り繁昌して、大雲寺町と號するよし。　大雲寺屋敷といふは、南北の町にして、東片側なり。元來寺内に長屋を建て、借屋として北の端に門を付、これより出入せしが、正保の初、尾上町の方へ口を銘々明て店を出し、商等をせしに依て、町内諸入用割に付尾上町へ出し來りしに、明暦三年爭論有けれども、先規のごとくたるべき由にて相濟しが、又寛政の初再び爭論有て、其已後諸事本町の指圖にて割府(附)等を本町へ出す。然れども地子は大雲寺へ出す。今に尾上町に、正保二年大雲寺屋敷目代吉兵衛・年寄市右衛門といふ證文、明暦三年大雲寺より尾上町への證文二通ともに尾上町名主預り。　前は厨道(のけ)とて東堀端に道あり。夫より堀端に付て北へ廻り、尾上町へ裏門より出る道あり。諸人是を往來す。元和二年二月二十一日改の檢地帳に、目代西傳とあり。是が子孫吉廣屋長左衛門とて、家を世々す。

山伏一軒大雲寺長屋に在り。源養院當山方。　大雲寺畝數合、九反五畝五歩半内、一反五畝十三歩大雲寺屋敷引殘て七反九畝二十二歩半。　地子一反に付、古升一石二斗取。　弦升に〆、一石二斗五升七合六勺取。　德米弦升、十石二升九合八勺。　口米、二斗六勺。德・口合、十石二斗三升四勺。

四十六、大工町 南北

東は外堀、南は瀬(妹)尾町と道を境ひ、西は櫻町・尾上町、北は大雲寺町と隣。

此町、古へは田畠にて、法林寺といふ寺あり。其邊は火葬の場所なりしが、宇喜多秀家卿城府創業のとき、橋本勘左衛門といふものに命じて、國中の大工を大勢集めて、此處に居らしむるに依て、町の名とすると、法輪寺の寺記に見へたり。此法輪寺は、上道郡國富村へ移る。　寺一軒、天台宗勝利山光乘院といふ。寺内稲荷あり。これを實相坊といふ。　荒神社あり今村宮の攝社なり。　神戸町内にあり司之。天瀬より移る。　山伏一軒、明王院といふ。當山方。

横町東西なり。惣て當町間の横町は片側なるに、此處は南の方も表口十八間は當町なり。

四十七、瀬尾町　南北「古名、孫右衞門町。」

東は細堀を限、向は大隣寺又は兒島町なり。南は小野田町と横町を境、東側も横町の見通し境、西は佐渡屋敷士の宅地なり。　北は大工町・末山町と道を境。
横町大隣寺南の横町橋より西兩側なり。

四十八、小野田町　南北「古名、七郎右衞門町。」

東は兒島町と細堀を境ひ、南は小原町と横町を境ひ、西は佐渡屋敷なり。北は瀬尾町と横町を境、東側も此見通しなり。

四十九、小原町　南北「古名、又兵衞町。」

東は兒島町・高橋町と細堀を境、南は横町を限り、向は家中屋敷なり。西は小原町士の宅地なり。北は小野田町と道を境、夫より西は佐渡屋敷なり。
妙恩寺口といふは、寛文の頃まで今の光清寺の處に、妙恩寺といふ日蓮宗ありしが、不受不施にて、廢寺となり。其跡へ光清寺榮町より移る。されども妙恩寺口と今にいふ。又千阿彌といふは、光清寺を元は千阿彌といふ、時宗なりしゆへに依てなり。光清寺の事は、榮町の處に委し。

五十、末山町　東西

東は紺屋町と隣、南は兒島町と横町を境、西は瀬尾町細堀を境、北の方にては大工町と隣、北は外堀、向は天瀬なり。
商家の說に、慶長年中迄は、やう／＼と家數二三軒ありて、耕作をなして居たりしが、郡屋某といふもの其頃大阪

へ行しが、歸帆の節末山といふ僧を同船して、船中色々の咄しなどして、馴染になりければ、岡山へ連歸り、己が處に置き、其後此處に小庵を結びて末山に予へたりしが、此庵次第に旦那多くなり、寺となりて龍德山大隣寺といふて今に當町にあり。禪宗なり。さて此末山は、數年の後に諸國行脚に出で、終る處を知らず。末山當町に來り、已後當所町並になりし故に、末山を以て町の名とするといふ。

五十一、高橋町　南北　「古名、意三町。」

東は藤野町なり。南は山科町と道を境、西は小原町と細堀を境ひ、北は兒島町と隣り。

當町は至て小さき町なり。南北表口二十六間なり。　東西横町、西新道へ行處に、外堀より西川へ出る水道あり。此流れに古へより板の小さき橋ありしが、いつの頃にや當町の者水役の功ありしに依て、何ぞ望の品願やふにと有ければ、此板橋を石橋に懸替給はり候へと、願に依て其旨に任せられ、石橋を掛られしといひ傳ふ。俗に此橋を月見橋と唱ふ。町名も此時改りしといふ。

五十二、山科町　南北　「古名、三郎兵衛町、又本願寺町ともいふ。」

東は本願寺東までなり。南は船頭町西は菅能寺又は小原町新道武家なり。北は高橋町と道を堺。

北横町、南片側なり。本願寺の東にも少し當町あり。向側は高橋町・藤野町なり。　中頃本願寺町といふと見ゆ。明暦二年贋銀吹十九人召捕られて、此段江戸へ御注進の連名中に、本願寺町五郎左衛門とあり。寺名に依て町の名とせしならん。　寺二軒、淨土宗選澤山本願寺、　日蓮宗康松山菅能寺。

五十三、紺屋町　東西

東は久山町、南は油町・平野町・兒島町なり。西は大隣寺と道を境ひ、又は末山町と隣り、北は外堀、向は天瀨なり。大隣寺前北より十七間。南北西側は横町を限り、東側は北より十八間半あり。中の横町ともいふ。

寺あり、一向宗改觀寺。

五十四、平野町 南北「古名、喜右衞門町。」

東は油町と道を境、又は上內田町なり。南は藤野町と横町を境、西は兒島町なり。北は紺屋町と横町を境ひ、東側は油町と隣り、東側三十四間半、西側は六十四間なり。　寺あり、一向宗正恩寺。

五十五、藤野町 南北「古名、西すくも町。」

東は上內田町又船頭町なり、南は山科町本願寺なり。西は高橋町・兒島町なり。北は平野町と横道を境。

此町の古名西すくも町といふ事、いかなるいはれといふを知らず。大川東大黑町とも、古名東すくも町といひしよし、未詳。後人の考を待。　山伏、森本院 當山方。

五十六、上內田町 南北「古名、內田町。」

東は大川を限り、南は船頭町なり。西は藤野町平野町なり。北は油町又久山町と横町を境。

此町古へは內田町なりしを、宇喜多の時當府次第に繁昌に付、商家となり、耕作を業とするものをば西渠の西へ移りしよし。今の內田村是なり。古へは下內田村も同町のよし。此町も初めは西片側なりしが、次第に建出し、寛永の頃までは大川端にも家出來し由、是本町なり。　裏町　中の横町、東西三十七間。

五十七、二日市町 南北の町なれども數町あり。委しく記しがたし。

東は御船作事場幷に大川端なり。南は二日市村一歩藏等と堺ひ、西も二日市村又は內田町と境ひ、北は船頭町なり。

當町古へは二日市村の內にて市場なりしが、岡山城へ宇喜多直家移りし時より、商家ありしが、岡山繁榮によつて次第に建廣がり、自然町內となりしが、御移封後は町手の支配となる。されども半分は今以て二日市村といふて、

今猶存せり。 寺あり、日蓮宗明光山妙勝寺といふ。 山伏、大行院[本山方。] 妙勝寺屋鋪、[元來妙勝寺の境内なるに依ていふ。] 此町家の裏に能勢修理大夫賴吉の墓[五輪あり。][兒島郡鹽生村本太の城主能勢修理が子なり。委しくは墳墓の部に記す。] 螢町 此處には、小魚を商ふもの多、群居せり。鱗など落、或は海老などの皮等落たるが、夜中螢火のごとく光りけるゆへに、俗こゝを螢町と唱ふといふ。

五十八、下内田町 南北

東は二日市町、南西は二日市村錢屋敷なり。北は士の宅地なり。當町は初は内田村にて、上内田町と並て南の方にあり。

此處も自然に町家となり、内田町と唱へしが、宰相忠雄公の御代、其處を船手の屋敷にせんとて、内田町半を分ちて當所へ移し、初よりありし町に上の字加へて上内田町とし、此移したる町を下内田町とぞ唱へしといふ。

五十九、西中島町 「古名、扇戸町。」

大川の中洲なり。 那須半入と云者、宇喜多秀家卿朝鮮へ在陣の時に、自己の船にて爲在陣見舞渡海し、酒三百荷、水母三百桶獻之。秀家大に是を悦び、半入に望の事ありやと申されしに、京橋を中島へ掛給はり候様にと願により、その儘自筆の下知を給り、其文に云く。

岡山普請町替に付、屋敷の事中上通一段盛覺候中島において、望次第屋敷可遣候者也。

文祿二年八月二十一日　秀家判

半入

歸陣已後當町にて屋敷を給はりたる由。[これまでは半入は兒島に居たるよし。] 此半入が子孫享保の頃山崎屋太郎右衛門といふ商人にて、此狀も所持せし由。[其後此山崎屋も斷絶す。] 旅籠町 川手南北の町といふ。旅籠屋多く居て、四方の旅人多くこゝに寄宿す。 寛文十年、中島町旅宿に商人を留め置、又は勸進能赤まへだれの女を賴けるが、商人逗留はゆるされ、勸進能赤前だれは御許なかりき。

其時の趣左に記す。

中島町の儀、川手船着に御座候故、先年より旅人の宿少づゝ仕候得共、賑々敷町にて無之候。忠雄様御代御町奉行中村助兵衛殿御はからひて、京橋詰より南川岸端賣地に被爲仰付、道筋北側は扇計に被遣候。銘々家作候へと被仰付候。然ども商賣可仕様無御座候故、十六品の旅商人の宿、其外旅籠屋赤前だれの女など御免被爲成、其時分右の旅商人餘町に宿候儀、停止に被爲仰付、其より中島町賑々敷候處、赤前だれの女驕申に付、御拂被成候。追付御國替御座候て、諸事破れ申候付、其後は商に取付、當御代に成、十五六年の間、少宛の商仕居申候事。

一、當御代正保四年正月、御町奉行大原孫右衛門殿・薄田惣右衛門殿被仰候は、當地は西國海道にて候處、旅籠屋無之不自由候間、通筋旅籠屋仕候へとの御意候旨被仰渡候。則所柄も去る十七日、權現様へ御社參被成候時、御覽被成候上は、不及異儀と被仰候。其時宰相様御代の儀申上候得ば、此度御意の上は何成共望候へ、御申上相叶へ可被下旨被仰候事。右の御意にて御座候に付、町の者申上候は、少づゝの商にて御座候得共、其家職を止旅籠屋仕候ても、通り旅人計にては希の儀に御座候間、前代の如く旅商人不殘宿候儀、被爲仰付候はゞ、旅籠屋可仕候。自然歴々の旅人にて、旅籠屋不足に被存候はゞ、川手其外能宿を構へ置、随分あまさず宿可仕候。如先年十六色の商人、御免被爲仰付候はゞ、難有可存候事。權現様御祭禮の刻、勸進能一芝居づゝ、毎年被爲仰付被下候はゞ、彌旅人商人等參込、中島町は不及申、惣町中うるをいに可罷成候間、御捨免可被爲成候様に奉願候事。

右二箇條申上候へば、勸進能ば御免不被成、十六色の商人の分は家職を止候。其代りと思召、宿の儀御免被爲成下候よし。孫左衛門殿・惣右衛門殿被仰渡候。然るに只今にては外町に勝手次第に旅人宿仕候間、今一度如先々、中島町計宿候様に奉願候。

四月十七日　　中島町
　　　　　　　　宿屋中

十六色の旅商人覺

絹賣。　綿賣。　小道具賣。小間物賣。小刀賣。木藥賣。馬道具賣。唐物賣。古手賣。曝賣。塗物賣。
煎茶賣。墨筆賣。足袋賣。　通り旅人。諸國より參候萬せり賣。

此度も又勸進能赤前だれの女芝居等の事を內々願ひしかども、御許しなし。十六色の旅人のみ、願の如く命ぜられしなり。

明暦二年十月十八日、中洲に會所（中洲は中島の事なり。又其時も兩中島どもをいふ。）を建、諸國の使者こゝに來る事多く書記るせり。此會所寛永五年大村火事に燒失し、其後は普請もなかりし。同七年に至り拂屋敷となりしかば、池田主殿・土肥右近兩人の藏屋敷に、買求度よし願ふに依て、四月二十七日久山長介に仰て、坪數改させ、主殿家來鈴木市兵衞・桐野重郎兵衞・右近家來野呂淺右衞門へ渡さる。扨其後地子米町役出銀の事、如何可仕やと、五月四日伺ければ、町並たるべき旨同八日町會所（今の町會所なり。）にて命ぜられける。　此會所は御移封已前より、米倉にてありしが、正保四年廢せられ、翌慶安元年木村左馬に賜るよし記せり。

六十、東中島町

大川の中洲なり。（此も西中島町と同時に出來。）

阿部善定といふものに、此處を給ひしが、次第に町作り借屋とせし由。此善定は宇喜多和泉守常珍、島村豐後守に討れ、砥石城落城しけるが、常珍の子宇喜多興家は、父の仇を討べき志もなく、其子八郎直家と共に、福岡の富家阿部善定と云者宇喜多の家臣の緣者たるに依て、其家へ行、父子とも養はれて隱れしが、又其家の娘を興家の妾として、二人の男子を設く、後に忠家・春家と云、直家の弟は是なり。扨直家は成長して宗景に仕ふ。如此段々世話に預りし善定なれば、岡府へ直家移られて、早く善定を呼出し、東中島を一圓に給ひしと見へたり。（右善定が子孫、當町にて福島屋といふ由。）　寛文九年八月朔日より、浪花の刀鍛冶正淸といふもの、東中島に來り住居して、刀劍多くきたひしといふ。

六十一、大黑町 南北「古名、東稼町。」

東は門田侍屋敷と悪水拔を堺、南は小橋町と隣り、西は中屋敷北は下片上町なり。

古名東すくも町といふ。何によつて號せしといふ事をしらず。此町中間に横町有、此横町を今にすくも町と唱ふ。的場へ行く横町なり。　袋町　西側にあり。

六十二、右京町「古名、大橋町。」

東は東分國富村、南は片上町と川を境、西は荒手屋敷、北は森下町なり。

古へ大川筋今のごとくにはなかりしとき、上道郡より御野郡へ往來の橋あり。是を大橋といひし由。直家移城已後、當府に町並少く初る、こゝに町作り大橋町といひしが、次第に賑かに成、京大阪呉服物を初、諸色不殘取寄、店にて商ふに依て、此町を京町といひ、橋をも京橋と云ひしが、秀家卿の時代、天川筋つきかはり、今のごとくになりたるに依て、京橋を文祿二年今の處へ移し、此處は川中せまく成ければ、橋をも掛かへたるに依て、橋を右京といひ、町の名も右京町と改めしといふ。今も小間物を店へ出し商ふを、東中島にては京みせといふがごとし。扨この橋いつ頃よりか、土橋と唱へて今に至る。古へ橋いたみて橋上に土を置しゆへに、土橋と名付しならん。　寶暦の初、石にて橋を掛、其上に土を置たり。　片原町　此處橋より東川端なり。寛文頃迄は安禪寺別宗屋敷と三友寺と二軒あり。此寺跡半分計當町に屬す。　河原細谷　御後園通りへ行横町なり。　新道　塔の山通りへ行横町なり。元祿の頃出來たり。　下の段　河原細合より、西通町の裏なり。荒手境なり。耕作を業とする者多し。至て地ひくに依て、下の段といふ。

六十三、森下町

北東南とも國富村の田畠なり。但し、南は同村の枝森下なり。西は右京町と隣。

當町は元來國富村なりしを、宇喜多秀家卿の時代に、西國往來付かはりたる時に、當町も出來たるよし。國富村の

枝森下の民家町人となりたるに依て、直に森下を以、町の名とする由。又一說に當所は、古は野田村といひし由なれども、委事しれず。　此町は西國往來入口なり。故に東のはづれに惣門有、其門の脇に會所もあり。　此門の南裡を御堂屋敷といふ。宇喜多直家移城の節、城内に有之蓮昌寺を此處へ移したり。國中の大寺なるによつて、時の人御堂と呼しにてぞ有らん。其後今の處へ蓮昌寺は移りたり。其跡を今に御堂屋敷といふ。桃子の名物なり。御堂桃といふ。

吉備温故秘錄　卷之十二（城府中）終

吉備温故秘録

（島嶼）

吉備温故秘録　巻之十四

島嶼目録

吉備温故秘錄卷之十四（島嶼）目錄終

吉備温故秘錄　卷之十四

大澤惟貞輯錄

島嶼

一、和氣郡

取揚島

月生村に屬す。當村の東海播備の堺にあり。此島半分は備前領、半分は播磨國赤穗領。

鹿久居島

日生村の內、古へは鹿久居千軒とて、漁民居住せしといひ傳ふ。いつの比よりなくなりしやしれず。島內に猪・鹿居れり、其內鹿多く居る。能き山獵の場所なり。鹿多く久しく居る故に、鹿久居の名もあるらんか。延寶六年正月二十三日、曹源公の仰にて、和氣郡鹿久居に、馬牧取立べき旨、池田大學より津田重次郎に申ければ、追々、其用意せしが、同七年八月二十三日、同郡梔島・鴻島の二島にも、牧取立、都合三島にて、當年生ずる駒來年春取て、重次郎に預け給ふべし。餌料は同郡にて墾田し、其年貢を以て當つべしと命ぜられ、新墾の奉行は小林孫七郎なり。同年出來せしや、詳ならず。天和三年十月十二日、鹿久居じま牧より二匹の駒を取る。鹿毛靑菊額（牧初より今年まで、駒とらざりしや、また、年々取りても、記したるものなきにや、いまだ詳ならず。）貞享四年四月二十日、駒三匹、靑毛・黑毛・鹿毛皆二歲なり。元祿元年十月十日、駒二匹出る。同三年四月二十五日、駒一疋出づ。同四年四月二十三日、駒五疋出づ。同五年四月駒三疋出づ。同六年四月二十六日、鹿毛駒三疋出づるなり。同十一年に至り、當島へ罪人を流さるゝこと始りしかば、牧馬は絕けると見えたり。扨、流罪人の初めは、池田左兵衞組松田又之亟・池田吉左衞門組調所喜右衞門、今年六月流され、それより年々流罪多く、寶永四年十一月、弓組岡本多兵衞、士鋒砲靑木甚大夫、流罪の終りと見えたり。同七年流人赦免ありて、其後は、相止と見へ

たり。

同村。　鶴島

同村。　おつるき島

同村。　頭島

同村。　楚島

香島　又鴻島とも

同村。延寶七年馬牧取立られ、貞享元年六月五日、駒春毛一疋・梘毛一疋出る。元祿元年十月十日、駒二疋出づ。同三年四月二十五日、駒二疋出づ。同六年四月二十六日、靑踏雪二歳駒出る。此外も出しや、書記したるもの見ねば、詳ならず。同十一年に至り、鹿久居島へ、流人ありしとき、同所の牧は絶けると見ゆ。當島へは罪人流さるゝことはなけれども、元祿七年より後、馬を取し事も見へねば、此島も、鹿久居島と同時に、止みけるや、委しき事知がたし。

大漂

同村。古へは民家なかりしに、元祿十一年戊寅新墾の畠出來、民の家居を造り、城府より在番の士を遣し、山上に海上通船のためとて、燈籠堂を建てらる。其後、船掛りのためにとて、石の波戸出來せり。畠高四町三反一歩、御朱印高の外なり。當島に、薩摩芋を多く作る、佳品なり、島內に、春日大明神の祉を建られし。寶永四年、御造立の棟札あり。

小島

難田村の內東の磯にあり、島の內に辨才天の祉あり。

梔島

西片上村の內、南內海の入口にあり。當島も鴻島と同じく、延寶七年馬牧取建られ、貞享元年六月五日、駒五疋出づ、內二疋靑毛、一疋靑駮、二疋栗毛。元祿元年十月十日、駒二疋出る。同三年四月二十五日、駒一疋出る。同五年駒三疋出る。同七年五月十六日、紅栗毛二才黑栗毛二才の駒出る。當島も鹿久居島と同じく、同十一年に出しと見へたり。され

ども當島には、牧馬ありし事も、又は久く御厩に居て、御用に立ざる老馬、或は御葬馬に牽れし馬など、放たれしと度々ありしが、寛政八年又牧となりて、翌年栗毛の駒一疋出で、名を梔と付ける。

二、邑久郡

横島　　堂島 一に、唐島とも　　馬の上島

長島　　同村。　　同村。

鶴海村の內、南にあり。

虫明村張內。

桓武紀曰、延暦三年勅備前兒島郡小豆島、所放官牛有損民產、宜遷長島。　延喜式曰、備前國長島馬牛牧。

此島の東鼻に楯といふ所あり。通船のかゝり場なり。南風の泊りともいふ。また楯津・楯ケ浦・楯ケ崎とも云。古事紀曰

神倭伊波禮毗古命、從吉備國上行之時、經ニ浪速之渡一、而泊ニ靑雲之白肩津一、此時登美能那賀須泥毗古（トミノナガスネヒコ）

興レ軍待向以戰爾、取下所レ入ニ御船一之楯上、而下立、故號ニ其地一謂ニ楯津一、於レ今者、云ニ日下（クサカ）之蓼津一也。

名寄に　　蘆主

うつときにみちくる鹽のたゝかふを、たてが崎とはいふにぞ有ける

細川玄旨法師、九州道の記に、風あらくなりて、たての浦といふ所にあがりて、人里もなき所に、旅寢し侍る。

夕波の楯の浦より弓張の、月も光をはなつとぞ見る

此島の內、伊木家代々の墓あり。

暗礁

同村の東、長島とのあひだにある、凡東西五十間、南北五十間。

裳懸岩

同村の海中に在り。古き名所なり。狭衣物語に據りたる名なれば、古歌などもあり。名所の部を合せ見るべし。

荒井筑後守、虫明八景之内。

裳掛殘月　石在治南海上、舊傳飛鳥姫沈水之日、衣佩漂來掛于此石、去石數十步有深淵、名曰、龍宮城、邑人遇旱則禱、往々有驗。

金樞殘月落　碧海氣蒼々　龍府珠輝冷　蟾宮桂子香
波明神女襪　霓舞素娥裳　誰挽天河水　頻添玉漏長

同村。
喜島

同村。
段島

同村。
鍋島

大嶋 黄島とも云

尻海村の內なり。此島の內に、當村八幡宮の末社、權現の社あり。

小島 小黃島ともいふ

內島

同村島の內、辨才天社あり。

同村。
前島 塵輪島とも

牛窓村の內なり。島の長三十三町二十間、横六町あり。當村より、渡海御番所より、近き所二町十間、此島の西の方に、虎ふの石澤山あり、小さきは取盡して、今は大石計になりけり。

神社考曰、神功皇后の御船、備前の海上を過けるとき、大牛いでゝ舟を覆さんとするに、住吉の明神老翁に化て、其角を以て投倒すの故に、其所の名を牛轉といふ。其牛は蓋塵輪鬼の化する處なりといふ。これによつて、里民の說に、住吉明神の海へなげいれたまひし牛、化して島となりしによりて古より塵輪島とも名付たるといひ傳へしよし

鼠島

同村。

上筏

同村の西、相の浦の沖に岩あり。汐干には大に顯れ見ゆる。依て筏と名付。

此岩を宗祇の歌に

牛窓は何なる神の誓やし、浮たる石の流れ行らん

下筏　大島　釜のふた島

同村。　同村、前島の南。　同村の東、かぶら崎にあり。一に暗礁ともいふ。

中の小島　木島　黑島　端の小島 牛島ともいふ

同村。　同村。　同村、前島の西にあり。　同村、黑嶋の西。

百尋そはい　暗礁

同村の海、黑島の西脇に有り。一に百尋の瀨とも云ふ。　同村。

小島

鹿忍(かしの)村の內なり、島の內に辨才天の社あり。

犬島

久々井村の內、南に有り。渡海一里、名產眞石、俗これを犬島石といふ。此島の內に、波の瀨戶・戶坂の窟・白石などいふ所あり。峰に犬石とて大きなる石あり、遠く望み見れば、犬のうづくまりたるに似たり。これに依て名を得しや古へより此島へ、犬を流す事ありと見へて、淸少納言の枕双紙に、翁丸といふ夫婦の、おもとゝいふ猫を追ければ、犬島へながしやらんといふ事見ゆ。古き島なり。今此島へ犬を流す事あり、島內に天滿天神あり。

戸坂（戸板に作は非なり）いつの事にや、戸坂の某といふ周防の國司なりし人、當島に船がゝりせしを、海賊是を殺して、財寶を奪取ければ、此戸坂の某の子、親の敵を討んとて、兵船を催し、犬島に押寄、海賊の隱れ居ける岩穴の邊を取圍みて、薪を穴口に積みて、悉く燒殺けると云ふ。此事は世に聞へて、謠曲にも作りて、戸坂と云謠は則此事なり（戸坂の謠今は絶しや、當國になし。）又藝州の穗田備中守、當島に難風の節、船をかけしに、海賊の爲に殺され、財寶を奪はれしといふ。又永正の比にや、藝州武田判官元信の臣、温科左衛門家親といふ者、上洛して歸りに、此犬島の海上を、夜中に押通りけるが、例のごとく左右衛門が船へ海賊の舟ひた〳〵と押付、賊寶を奪ひ取らんとせしに、此左衛門世には三十人が力有と云し程の大力なれば、帆柱のけたを取て、舟に乘移らんとせし、海賊の舟を突ければ、忽二艘を突沈む。其勢に、いかでか敵すべき、殘りの舟ども、皆島陰に逃隱れければ、温科は何の難もなく、藝州へ歸りける。是等を考れば、當島に海賊住ける事は、往古よりと見へたり。然れ共慶長以來御治世に付、今以海賊の住し沙汰なし。（戸坂某時代不知。按ずるに、康正年中安藝の守護職武田伊豆守信成、同大膳大夫信賢と同國嚴島の神主・社僧等と合戰の時、武田方に己斐の城主戸坂播摩守といふものあり、本文の戸坂某が子孫ならん、又武田の同じき家臣に、戸坂内膳守・同兵部少輔温科備中守重盛・同若狭守・同備後守・同民部少輔など云ふ者あり、定て本文温科左衛門が先祖ならん。此合戰の事跡は、武家高名記に、委しく出たり。）

大島　竹の子島　小島　つゝみ島　白石島　鼓ケ瀬暗礁

いはし暗礁

右、何も大島に屬す。

玉島

西幸崎村の內、古へは東片岡村の海中なりしが貞享年中に新田に成る。昔は服部の鄕玉島といひしよし語り傳ふ

東鴻島（幸島とも書）

南幸田の內、古へは、神島の字を用ゆと云。貞享年中に新田と成る。今は陸地。

西幸島　　　　　　　　　　鍋島

東片岡村の內なり。貞享年中新田となる、今は陸地。　東幸島。貞享年中新田と成り、今は陸地。

臼島　　飯島 百島ともいふ　　卒都婆嶋 外波島とも書く　　ひしやこ島

正儀新田。　東幸西村。　西幸西村。　同村。

羽島　　大羽　　中羽　　小羽

同村。　同村。　同村。　同村。

飯盛島 飯の山とも云

西片岡村、正儀新田の南の磯邊に有、小き島なり。今は磯邊と一つに成る。里民いもりと云。島内辨才天社有るといへども、當時はなし、島の形飯を盛りたるが如きによりて、名付しなり。

脇島

東幸崎村に在り。是を玉島の脇島といふ。此島に佛岩といふ名石あり。

三、兒島郡

鳩島

あつみ村の屬なり。鎭守辨才天有。此島家鳩多く住む故に、鳩島と名付か。此島岩石多く至て美景なり。又、爰に窟あり。此窟の內にて、明暦元年、津高郡金川村の勘三郎といふもの壐金の刻印を打しと云。此窟口の高さ一丈ばかり横二尺餘、深さ五間餘り。

つふり 一に、つふしとあり

同所、鳩島の脇にあり。そはへなり、凡長十間、横十間。

高島

宮浦村に屬す。一に竹島といふ。竹と高と五音通ずる故なり。古書には竹高通ぜし事多し。此島西北は松柏生ひ茂り。半は竹林なり、廻り十三町餘

宮浦より渡海八町。

高島宮の社あり。所祭、春日同神なり。吉田の折紙に、神武天皇幸吉備國高島宮云々。 社記略に曰。光仁天皇寶龜の比、闔國大に旱す、國司雨をいのり、當社を創造すと有。古史を考ふるに、此時の國司は、備前守藤原の朝臣眞葛ならんか。

高島山松林寺といふ眞言寺あり寺領二十石。聖武天皇天平十一年創造と云。觀音堂の前、大木の古松有。里民(之)を千年松と云。

日本紀ニ曰、神武天皇乙卯年春三月甲寅朔己未、徙入ニ吉備國一、起ニ行宮一以居レ之、是曰ニ高島宮一、積ニ三年一間備ニ舟楫一蓄ニ兵食一、將欲ニ一擧而平ニ天下一也。戊午春二月丁酉朔丁未、皇師遂東、舳艫相接、舊事紀亦同。

富山翁の考に、今此島を見るに、狹き島にて、行宮を作り、舟を作り、兵粮を蓄へ置玉ふべき程の處にあらず。是を按るに、此島の南の正當に、兒島の宮の浦村あり、爰に海上へさし出たる廣き岡あり。此地かの行宮を作られし舊地なるべきか。高島其海上にあるが故に、是を高島の宮といひて、其宮のありし所なるが故に、宮浦名あるなるべし。

名寄に　　光俊

三年經しこや高島の宮柱、ふとしきたてゝ後も萬代

とよめる歌も、日本記によれるなり。

古事紀曰、神倭伊波禮毗古命、從阿岐國遷上幸而於吉備之高島宮八年坐。

日本紀に三年、古事紀に八年と有れども、三年の方是ならんか。

大成經曰、于時行宮庭一夜生ニ八蕨一、其長一丈二尺、其太二尺五寸、其色濃黃。

はだかの暗礁

同所。長凡三十五間、横二十八間。

小島　一に、辨才天島といふ

郡村の內なり。辨才天の祉あり。

鳩島の瀨

あつ村。凡長八十間、横十間。

にしの瀨

郡村。凡長二十町、横五間餘。

中曾の瀨

八濱村。長三十町、横三十間。

中曾根の瀨

同村。凡長十四町、横十二間。

宮出し洲

同村。凡長十八町、横五町餘。

つぶり島

北浦村の內、小さき石島なり。

松尾鼻暗礁

同所。凡長十二間、横五間。

はいの瀨

同村。凡長二十間、横十間。

碁石洲

凡長二十五間、横八町。

磯際の瀨

同村。凡長三十五間、横三十間。

横山出しの洲

同村。凡長十町、横二十間。

曾根の洲

同村。凡長七十町、横二十三町。

小島

槌ケ原村に屬す、北の方に辨才天の祉あり。此島六畝面あり、今は新田堤に築渡せり。

虎石そはい

同村。凡長十六間、横六間。汀より一町餘。

經ヶ島

藤戸村に屬す。今は潮川の內に有、高さ五間、周廻三十間、陸との間三十九間、洲あり、長さ八十間。山の上に五輪の石塔あり、是は佐々木三郎盛綱、浦男追膳のため、頓寫修行せし其經を、爰に納めたる印に建し五輪といふ。島の頂に辨才天の社あり。

大浦暗礁

小串村。長三十四間、横十間餘。

水ヶ暗礁

同村米崎の海にあり。凡長九間餘、横五間餘。

鉾島

番田村の內村の前に有、里民の說に、往古神功皇后三韓征伐の時、天氣惡敷、此處へ御揚り、三種の神寶も當島へ御揚被成候處に、無程天氣霽けり。夫よりして鉾島と名付るよし。爰古跡の部に記す、合せ見るべし。

筏島 石筏ともいふ

胸上村巽にあり。

樂島

同村にあり。

石島

同村に屬す、此島半分備前、半分讃岐國直島の內、兩度爭論有之、元祿十五年落着、以後此島へ、胸上村より民屋三軒建、開島す。公儀よりの御證文爰に記す。

讃岐國直島領與備前國胸上村漁論之事

直島百姓申候は、はたこの瀨大藻にて、網引候處、胸上村の者、理不盡に防之、御運上札幷網取上候由訴之。胸上村百姓答候は、此獵場、古來中藻洲と申傳、胸上村の獵場に相定り候、直島の者、はたこの瀨と申立候儀、不審に候、中藻洲の南いかなご獵の瀨有之、この瀨、寛文十二年直島と及爭論候節、從直島ははたごの瀨と申之

胸上村は中藻洲の瀨と申之。兩方間の瀨論の候、其時分中藻洲も直島分と存候はゞ、胸上村申所の、中藻洲は爲直島分由。可申處中藻洲を打越て、先の瀨のいかなご取候論計申立候。然則此度の論所、胸上村の獵場無紛旨申之。度々令糺明處、寛文年中異論の節、直島百姓可訴處、不及其沙汰上は、胸上村百姓申處有謂條、胸上村理運に申付畢。且又石島山の義、官庫の大繪圖令點檢處、從備前差出候繪圖には、島の中央墨筋引の、備前讃岐相分有之、從讃岐國差出候は、墨筋不引之、雖備前國へ向候、石島出て破損有之刻、從胸上村浦證文數通出候上は、胸上村百姓申通に候、并に大蛙•石筏兩島如前々、可爲備前領、石島山の內讃岐に附候分者、御代官へ如前來、年貢可收納之、仍爲後證繪圖の面、石島山墨筋引之、各加印判双方へ下遣の條、永可相守者也。

元祿十五壬午十二月二十二日

中 出雲 印判　戶 備前 印判　久 因幡 印判　荻 近江 印判　丹 遠江 印判
保 越前 同　松 伊豆 同　本 彈正 同　阿 飛彈 同　永 伊賀 同
丹後 同　但馬 同　佐渡 同　相模 同　豐後 同

同村。凡長二十間餘。

かく暗礁　　鍋ケ崎そはい

番田村。凡長五間餘、橫二間。

大蛙。小蛙　　はへて暗礁

沼村の內。

同村出崎の海にあり。凡長五間餘、橫一間餘。

中藻洲　　小中藻洲

後閑村。凡長二十八町、橫五間餘。

同村。凡長六町、橫二町餘。

暗礁

大藪村の海汀より、百間計沖に有。凡長五十間、横四間。

京上臈　田舍上臈 田井村の内

里民の說に、昔三宅の先祖加茂にて三子を生ず、これを東鄕太郎・加茂次郎・西鄕太郎といふ。此內、西鄕が妻は都にあり、加茂が妻は舍に在り。然るに西鄕加茂兄弟隔番に都へ上り勤めけるが、兄田舍へ下る時は、妻は都に殘り、弟都に上る時は、妻は田舍に殘る、依て相娌とも、銘々の夫をうたがひ、二人ながら夫に合ずありけれ。夫妻互に恨みを生じけるが、或時都なる妻國へ下り、直しまと兒島との境なる、小さき島のほとりに身を沈め、そこのみくづと成にけり。此事加茂が妻聞と、其儘此所へいたり、同じく身を投げて死てけり。二人の夫其まゝ行て見れども、其甲斐もなし、兄弟深くあはれみて、八濱の奥里に、光眼寺といふ寺をたてゝ、觀音を安置し、般若の弔をして、女の形のごとく成石を海邊に立る、故に上り下りの船、知らぬ火の筑紫人までも、京女郎・田舍女郎と唱ふるよし。

此說甚不詳なれども、先爰に記す。名所の卷に委しく記す故に、爰には其考を不記。

猪ノ子島

宇野村。

大槌島

日比村に屬す。坤に有。此島峰より北備前、峰より南は讚岐なり。此島に龍王の窟・告の井・夫婦石等有。此大槌より、日比村の山上の八幡へ渡りて、人をなやます大蛇あり。ある夜、ところの長の夢に、八幡宮の告に、汝何卒この大蛇を平治せよと見けり。此長兼て弓の上手なりければ、翌日弓矢を持、大蛇の渡る海邊に大松の有ければ、こゝへ行て待べしと思ひ行しに、早大蛇この松に來り、卷付て居るを見るよりも、一町計へだて、よつ引て、兵と放つ、その矢あやまたず、大蛇ののどにあたりて死す。この長も大蛇の息かゝりて死にけり。折から村雨降りきたりて、長の喉へ入ける故に、蘇生すといふ。余田何右衞門が先祖のよし。其時の大雁俣、享保の初迄は傳はりけるが、今はなくなり

し由、里民の説なり。此山上の八幡宮も、今は麓へ勧請す。

蓼葉島 一に、竪場ともかく

同村の西に有、畠一反七畝計有り。

祖父祖母暗礁

引網村。凡長十町、汀より十八町西にあり。

暗礁

同村唐琴浦の海に有り。凡長百三十間餘、横二十五間。

錫なきの瀬

凡東西十六町餘、南北四十間。

一説に、山伏の瀬戸とも云ふ由、また錫なげとも、何れが是なる事不知。むかし西國より、上方へ上る船に、一人の山伏乘りけるが、難風にて此處へ落て死にたるともいふ。また一説に、右山伏錫杖をなげて海神を祈りしに依て、錫杖なげといふべきを、中略にて錫なげといふとも。今に山伏の落し嶮き岩などあり、船路の難なりといふ。

高洲の瀬

大畠村の海、釜島の東にあり。凡東西四十町餘、南北四十間。

沖の藻瀬

大畠村の前より、引網村の前へ至る。凡長東西三十六町餘、南北七町餘。

釜島

下津井村に屬す。人家畠等あり。

松島

同村。人家畠等あり、此島に古城跡有。城址に委し。

六口島

同村未の方に在り、人家畠等あり。池田出羽領分故に、同人山奉行一人在番す、牧も有。

一、釜島・六口島・松島の三島を鹽飽領と云、押領せんとす。これによりて、度々備前とかけ合あれども、決定せざりしが、正保三年七月十四日、本須勘右衛門を御使として。烈公より其理を仰遣されしかば、御代官小堀遠江守一政の答に、委細承り屆候ひぬ、追付百姓共をよび寄、吟味の上申入べきとありて。本須は歸りける。同八月小堀より、書翰を以て、申越されける。其文に曰。

一筆令啓達候、先以其元御無事被成御座、緩々と御休息被遊候由、珍重存候。然は先日御使者被下、六口島・釜島・松島の儀、被仰下、鹽飽の者召寄樣子相尋申候、先年は鹽飽の內にて御座候由申候へども、近年備前より、御進退無紛相聞へ申候間、左樣御心得被成、備前國の繪圖に御書付被成尤存候。右三島の義、鹽飽よりかまひ申間敷候よし、彼島のもの共に申渡候。先日の繪圖返進申候。尙追て可得御意候。恐惶謹言。

八月十日　　小堀遠江守

松平新太郎樣人々御中

かくて三島共に、備前領に決しければ、右の書翰をば、後世の證據にもせよとて、兒島郡下津井村名主に（次郎四郎といふ者の祖なり）賜はりて所藏す。（此書翰明和の比、郡會所におさめられしといふ。）此時より六口島に馬を放ち牧とし、釜島に新に畑を開き、民家など出といふ。

同八月井上筑後守より、備前・備中兩國（備中御封地ばかりなるべし）大繪圖、并兩國郡村の地高、指出すべきよし申越る。勘定方松井則右衛門といふのに命ぜられて書しめ、翌年備前繪圖に、右三島も書かへ、江戸へさしあげらるといふ。

同村。

もろき島　　めつらのそあい

同村、六口島の西にあり。二つの島の中間、凡二百間計あり。

上水島

同村より三里西にあり。畑もあり。下水島は備中國の內なり。此島備前・備中の海の堺なり。

藻崎

同村の海六口島の北にあり。凡長東西三十一町、南北五町。

小ひしやく 二つ

右同斷。

牛の首地島

右同斷。

いさろのち島

右同斷。

瀨

のち島の四島は、久しく通生村と下津井村と爭論の島なり。

同村。凡東西十町、南北一町。

備前の瀨

同村の海。水島とのち島との間にあり。凡長二十町、横三十間。

高島

鹽生村の西にあり。民家并畠少しあり。

長島

同村。

大ひしやく

同村なり。上水島の脇にあり。

上農地島

同村の內、西の海に在り。

ふとのち島

右同斷。

葛島

通生村。

しこみのそはへ

同村。方二十五間、汀より五十間。

白石暗礁

同村の海。細のち島の西にあり。

大島

呼松村に屬す。島內に畑三町有。當郡廣江村醫王寺の寺記に、呼松村の沖に王島といふあり。櫻井親王配流の地ゆへ王島といふ。又侍女の墓七つ此島にありと見えたり。是非を知らず。

稲村島

同村。

うぶめ島

同村にあり。里民の說に、昔鹽生村本太の城主能勢壽三が召遣ひの女、家法を背き此島に捨られしに、此女懷胎にて終に此島にて死す。其魂のこりて夜々唱たる故に、うぶめ島と名付ると言傳ふ。

島數合、八十三。　暗礁數合、二十一。　瀨數合、十二。　洲數合、六。

四、鴨方

寄島

東大島村の海に在り。畑一町餘り。里民の說に、古へ神功皇后三韓退治還幸の時、此島へ御船を寄せ給ふに依て、寄島といふ。

三郞島

寄島の西南にあり。岩島なり。峰三つあり。里民の說に、古へ此島にて、神功皇后天神地祇を祭り給ひ、此三つの峰は、仲哀・皇后・應神なりと宣ふ、勅によりて三郞じまといふ。

五、附錄

小豆島

本備前國なりしが、今は何れの國にも屬せず。然共往古より永祿のころまで、備前に屬せし事は諸書に見えたり。考へのために爰に記す。

今も當島の里民、備前へ來るを、國へ往といふ。備前の人を國の人といふ。小豆島郡と雜書にあれども、延喜式和名抄等には、此國の郡の內に載られず。中比此邊の小さき島々を此島に屬して、小豆郡とするものならん。應仁紀曰、二十二年秋九月、天皇狩二于淡路島一、轉幸二于吉備一、遊二小豆島一。

當島は古へ、兒島郡に屬する事明白なり。桓武紀曰、延暦三年、勅備前國兒島郡小豆島、所放官牛有損民産、宜遷長島其小豆島者任民耕作之。

太平記二十二巻備前國の住人飽浦三郎左衛門尉信胤早馬を打て、去月二十三日小豆島に押わたり、義兵を擧るところに、國中忠ある輩馳加て、逆徒少々打順へ、京都運送の舟路を指塞で候なり。急ぎ近日大將御下向あるべしとぞ告たりける。

當島に郷四つ有、尾美郷・學部郷・池田郷・肥戸郷 山城名勝志に久世郡行願寺、元亨元甲戌年勅願寺後宇多院料所信濃國小谷庄・播摩國舟曳庄・阿波國萱島庄・丹後國黑戸庄・備前國肥土庄とあり。

增補節用集、備前上管十一郡四方三日餘、中上國田數一萬三千二百六町、高二十八萬六千二百石。小島・和氣・磐梨邑久・津高・赤坂・御野・小豆兒島・釜島。當國は小豆郡といふなし、また小豆といふ所もなし、豆と豆と字の誤ならんか。

永祿九丙寅年九月、郷庄保の改にも備前の內と有 委しくは郷庄の部にしるす。此郷・庄・保の一帖は和氣郡衙村の民家に所藏す。

又の名は大野手比賣といふ。 舊事紀曰、小豆島謂二大野上手比賣一 上字者、上古之音切而別有口受と頭書に見ゆ。 古事記曰、生小豆島亦名謂大野手比賣。元々集曰、生小豆島謂大野手比賣 私按、止字疑上字誤歟。

又古き留に、慶長十四年己酉、興國公小豆島に狩し給ふべきよし命られ、笠井勘兵衛構の內で急にて狩し給ふとあり。又寺々の鐘の銘にも、古き分は備前國小豆島とありしを、追々鑄改しと、當島の老民傳いへり。

豐島

上に記すごとく、小豆島の屬島なり。石の名所なり、こゝも備前なること明なれども、兩島共、いつ公領になりし事、詳ならず。

連島

今備中國なれども、民間說に、昔は備前國の中にて有しと云傳ふ。

是を以考るに、此連島元來備前國兒島郡に屬して、海中の雜島なりしが、此島と備中國との間の海、次第に埋りて、干潟となりし故に、備中國より新田として、地つゞきとなりて、いつとなく備中國に屬したるものと見えたり。また昔は都羅島と書し

が、いつの比よりか連島に書しや、今も好事の者は都羅と書く事多し。順の和名抄に、備前國兒島郡の郷庄の內に、都羅郷あり。今兒島郡中に都羅郷なし、定て此連島の邊りの、小さき島にもこれに屬して、都羅郷といひしものならん。

吉備溫故秘錄　卷之十四（島嶼）終

吉備溫故秘錄

（山川）

吉備温故秘録　巻之十五

大澤惟貞輯録

山川目録

振瀑　どう／＼瀑

三、赤坂郡……………………………………（四）

本宮山　龍天山　百間埜　善應寺山　西山　新田陳山
石井原山　田土山　茅野山　矢淵山　白石山　太平山
田戸谷山　猿谷山　川原山　引地山　行田山　瀧の城山
地藏岩　疊岩　舟岩　烏帽子岩　比沙門大岩　詰り岩
窟　東川　西大川　砂川　手洗の瀑　瀑布
二井　大池　天滿池　大池　眞德池　福萬池
奥書池　大池

四、磐梨郡……………………………………（六）

國山　大王山　龍王山　皷山　飯山　石蓮山
細尾山　せまり山　大坂山　清水山　別所山　ぢんば山
こうぢ山　円果山　大岩山　三谷山　龍田山　高尾山
梅手折山　千種山　天王山　高山　久津山　能野山
三明寺山　大森上山　上荒神山　下荒神山　長尾山　清水谷山
笠着山　大嶺　一谷山　大井山　死出山　名倉山
赤尾山　新田山　船山　高星山　飯山　うちの宮山
神崎山　いふこ山　いわうが嶽　龜石　立岩　兒の岩
飯もり岩　ひんこう岩　立岩　窟　東川　小野田川
堰　瀑　岩土大池　田尻池　可眞大池　兒の池

鵜居の池　池　あはが瀬　小五郎瀬　ちやうなか瀬　岩淵
鴻の瀬　森井　くす井　閼伽井　尾原井　白柏井
鹽井　横井　向井　かな井　土井　父井
母井　古井

五、和氣郡……(八)

熊山　敦土山　東宮山　龍山　醫王山　たけに王山
岩山　鳥棲山　高尾山　天狗の丸山　上高山　松村山
明見山　長溝山　神の上山　烏帽子岩　身投岩　鏡岩
かます岩　蒜岩　天狗岩　立岩　岩戸　窟
東川　三石川　金剛川　閑谷川　堰　水引の瀑
男瀑　大内瀑　千貫釣井　百貫池井　疣水　大けの池
福石池　入田池　池

五(ママ)、邑久郡……(一〇)

玉かつら山　黑井山　桂山　あかこたか峯　高山　玉島
小島　東幸島　卒都婆島　國府山　大山　佛山
夫婦岩　裳掛岩　唐琴岩　備岩　犬石　ば石
千部石　龜石　窟　東川　千町渠　千田渠
黑井　大臣殿井　池

六、上道郡……(一一)

三櫂山　龜山　寶聚山　茶臼山　天神山　正木山

芥子山　龍口山　燈明山　山王山　高尾山　横岩山
青木山　郷司山　長内山　した山　大谷山　法いこま山
龍王山　梅ケ嶮山　太平山　龜山　鈴木山　富岡山
番田山　岩藏山　角山　金山　融山　東山
窟　比沙門堂　夫婦岩　海老釣岩　鷹巣山　夫婦石
腰掛岩　東川　西大川　砂川　倉安川　尾島池
大池　池　鴨越堰　龍口堰　清水　玉の井
正木井　荒神井　百間堤

甲峯　立石山　常山　麥飯山　鬼味山　ちゝの峯
福南山　瑜伽山　錫南山　仙隋山　鷲羽山　一松山
積塔山　出崎　米崎　立石　浮洲岩　夫婦岩
酒盛岩　天王池　森の池　長谷池　三堀池　福林海池
まゆみ池　池　湖川　龍王の窟　窟　甲瀑
告の井

岡山　御野郡　津高郡　赤坂郡　磐梨郡　和氣郡
邑久郡　上道郡　兒島郡

吉備温故秘錄卷之十五（山川）目錄終

吉備温故秘錄　巻之十五

大澤惟貞輯錄

山川

一、御野郡

金山　此山牧石郷中七箇村に蟠る、國中三大山の內なり。絕頂を明見山といふ。明見宮の社あり。又一本松ともいふ。當山に銘金山觀音寺といふ寺あり。委しくは寺院の部に記す。

笠井山　笠目山共いふ。畑村の內委しくは名所の部に記す。又當山に藥師堂あり。其前に龍燈松といふあり。

明見山　三野村の內古城跡あり。明見宮の社の頂にあり。

半田山　一に秦山といふ。東は原村三野村より、西は津島鄉內に蟠り、北は津高郡に跨るなり。里民の說に、昔此山至て淺山にして、萩つゝじのみにして他の木なかりしに、秦氏の人山中に松を數千本植けるが、次第年經て大木となり、今は深山となれり。これに依て秦山といふ由。按ずるに、半田ははだなるらん。又此山の南向の處を栗の森といふ。

烏山　津島鄉中に蟠り、北は津高郡に跨る。

富山　東は三門國守より、西大安寺に至り、北は萬成村に至る。古城跡あり。

窟　五つ　富山に有。

潮滿岩　金山寺村に有。石面にくぼかなる所あり。水常にたまり、潮の滿干有といふ。

八疊石　同村に有。

鬼切岩　平瀨村。

身投岩　三野村西大川の岸、くわんすのつるといふ所にあり。

重り岩　萬成村富山に有。

西大川　國中二大川の內なり。赤坂郡牟佐村より流れ、河本原・三野・四日市・中井・南方・竹田・西河原・濱・是より城府を過て、七日市・濱野・福島より海へ入。

笹ヶ瀨川　源は津高郡より出で、同郡と當郡との間を流れ、東は西坂・萬成・矢坂・大安寺村より、津高郡・野殿村の西の通り、本郡北長瀨・田中・辰巳村に至り海に入。

西渠　西大川の流れを分て、三野・四日市・中井・南方村より城府を過て、內田・二日市・七日市・濱野・濱田・平福・福島より海に入。

津島川　同川の流を分、宮本・平瀨・原・宿・三野。　龜井　西崎村。

柳ノ井　中原新田村有冷水無類。中原の清水といふ。

堰　川本村枝宮本に在。赤坂郡牟佐村へ築切る。是を菅掛の井手といふ。長さ三百四十間。

同　三野村枝四日市に在り。西大川の水を西渠へ分るためなり。此井手長さ七百八十一間。

二、津高郡

賀茂山　又本宮山といふ。南北五里、東西二里、南は紙工(しとり)・虎倉(こくら)、西は下賀茂・上田西・圓城・上田東・安田、北は神瀨・品田・久々、東は田地子・富津・市場・樫・久保等蟠る郡中の大山なり。

藤ヶ島山　日應寺・河內・菅野に蟠る。　土倉山　河內・小田・日應寺・菅野に蟠る。

岩子山　小山、此山の麓に大竹生ず。　蜂山　富原。

吉備中山　一宮尾上花尻に蟠る、備中との國境なり。名所の所は多く備中に屬す。

龍王山　長野村高山なり。備中國境なり。　あした山　市場村。

高祖山　賀茂市場村に在る高山なり。備中國境。　宇爾山　尾原村、高山なり。備中國境なり。

冠からじ岩　西菅野村池中に在。重り岩共いふ。

水溜り岩　夫婦岩　大明寺岩　狐岩　いさめ岩　あぶみ岩　岩尾石

大こ岩　以上八つ、日應寺村にあり。

しやうじ岩　おきう岩　以上二つ、原村にあり。

岩ケ端岩　富原村。　岩尾石　野々口村。

狐石　中山村。　われ岩　茶臼岩　こだま岩　以上三つ中野村。

ねじ岩　高野尻村。　馬取岩　立岩　以上二つ下牧村。

雄岩　男子岩　以上二つ長野村。　鬼岩　久々村。

紅岩　上賀茂村。　神子岩　龜岩　以上二つ下賀茂村。

烏帽子岩　神瀬村。

呼石　二つ　和田村に有、男岩女岩といふ。男岩に登り呼ときは女岩こたへ、女岩にのぼり呼時は男岩ことふ。

窟　五つ　村々に在。

飯山　爲重村にあり。里民は飯の山ひと飛といふ。備前。備中。美作三箇國の堺なり。

西大川　美作國眞島吉村より來り、本郡江與味の內河尻に至り、江與味。小森。鹽谷。黒神瀨。品田。久々。建部。上宮地。市場中田。新町。西原。鹿瀨。草生。金川。富谷。原。谷。小山。野々口。十谷。湯須。中牧。下牧より御野郡宮本村へ入。

宇甘川　又賀茂川ともいふ。備中國上房郡田土村より來り、本郡賀茂市場に至り、元兼。野原。大谷。下賀茂。虎倉。紙工。久保。天滿。宇甘上。九谷。中泉。下畑。菅。下田。金川より、西大川へ入。

恩木川　又豐岡川ともいふ。源は美作國眞島郡上山村本郡溝郡村の間恩木谷より流れ、溝部。森久。尾原。井

谷・豐岡・大木・三谷・小森より、西大川へ入。

篠ヶ瀨川　源は菅野近邊の山々より流れ出で、盆田・柏谷・横井上・田中・大岩・中原・富原、東は御野郡の堺を經、西は首部・東楢津・西楢津・一宮より、尾上・野殿の間通り、東は御野郡の堺を經、西は白石・久米・今保より海へ流れ入。

姫ヶ池　大岩村、凡長二十間、横十六間。　みどろ池　野々口村、水面凡六町。

かむりかうじ池　西菅野村、水面凡六町餘。

白壁池　横井上村、水面凡五町。　香橋池　田中村、水面凡六町。

池　六百二十四　當郡村々に在り。皆用水也。　古井　吉尾村にあり。

堰　西大川久々村に在り。建部鄕中の用水なり。長二百八十六間、作州福渡り村へ築切る。

溫泉　小森村にあり。今甚だぬるし。　高清水　長野村、岩谷山にあり。

大また瀨　凡七百五十間　立石瀨　凡長五十間　古おろち瀨　凡七百間　三瀨共に西大川神瀨村にあり。

八幡瀨　西大川建部上村に在り。凡長百間。　やな瀨　西大川久々村に在り。凡長三百間。

ほうじが瀑　建部上村にあり。　龍王瀑　七瀧ともいふ、又鳴瀑とも云。　中山村にあり。凡長五間。

振瀑　賀茂市場村。　どう／＼瀑　江與味村。

三、赤坂郡

本宮山　又高倉山ともいふ。牟佐・大久保・上仁保・同西・同中・和田・馬屋に蟠る、郡中の大山なり。

龍天山　東南は西勢實・中勢實・仁堀西・仁堀中、西北は作州に跨る高山なり。

百間林山　倶に是里村。　善應寺山　善應寺村にあり。

西山　西中村。　新田陳山　穂崎村。　石井原山　石井原村。

田土山　矢原村。　茅野山　伊田村。　矢淵山　吉田村。

白石山　下谷村。　太平山　太田村上谷村に蟠る。　田戸谷山　小倉村。

猿谷山　矢原村。　川原山　新莊村。　引地山　平岡西村。

行田山　佐野村。　瀧ノ城山　大鹿村。　地藏岩　牟佐村、龍ロノ川端。

壘岩　烏帽子岩　少しふるれば動といふ。　舟岩　以上三岩は、倶に惣分村にあり。

烏帽子岩　甲岩　倶に馬屋村に在り。　比沙門大岩　土師方村に在り。

詰り岩　立岩　猿岩　倶に牟佐村高倉山に在り。

窟　同村に在り。長九間計、その中に石棺の如きもの有り。

窟　下鹽木村に在り。龍ノ口といふ。古へ龍出るといひ傳ふ。

窟　二十二　村々にあり。

東川　上流二つ、作州津山川、同國久米北條藤原村より、當郡河原屋村へ來り、草生・周匝。又作州・湯郷川、同國勝南郡飯岡・高下の間より、周匝に來り、津山川に合流し、福田村より磐梨郡稻蒔村へ入。

西大川　作州久米南條郡福渡り村より流れ、本郡太田・吉田・土師方・小倉・川高・國ヶ原・大鹿・鍋谷・牟佐より、上道郡段原に入。

砂川　仁堀莊中の山々の小流水集り、仁堀東村より川となりて、仁堀西・河原毛・山上・坂道・出屋・多賀・西輕部町苅田・東窪田・西中村・五日市・正崎・上市・熊崎・門前・下市・立川より、磐梨郡瀬戸村へ入。

手洗の瀑　是里村。　瀑布　牟佐村。

二井　二井村。　大池　日古木村、水面凡十二三町。

天満池　西中村、水面凡七町。
大池　大苅田村、水面凡七町餘。
眞徳池　今井村、水面凡五町餘。
福萬池　福田村、水面凡八町餘。
奥書池　瀧山、水面凡四町餘。
寂光寺池　周匝、凡五町餘。
大池　仁堀中村、水面凡八町。
梅尾池　矢知村、水面凡四町。
池　六百六　村々にあり、皆用水なり。

四、磐梨郡

國山　田原上・田原下・父井に蟠る、郡中の大山なり。
大王山　佐伯庄村に蟠る、是も郡中の大山なり。
龍王山　寺地村。
皷山　田原下村・吉原本村に蟠る。
飯山　下村。
石蓮山　石蓮寺村高山なり。
細尾山　森末村。
せまり山　瀬戸村。
大坂山　清水山　別所山　以上三つの山坂根村。
ぢんば山　江尻村。
こうぢ山　大内村。
因果山　肩背村。
大岩山　南方村。
三谷山　大内村・南方村に蟠る高山なり。
龍田山　宗堂村。
高尾山　梅手折山　供に鹽納村。
千種山　天王山　供に鍛冶屋村。
高山　久津山　倶に梅保木村。
熊野山　三明寺山　供に德富村。
大森上山　小瀬木、高山なり。
上荒神山　下荒神山　長尾山　以上三山は下村。

清水谷山　田原下村。
大嶺　圓光寺村。
大井山　死出山　倶に可眞上村。
赤尾山　殿谷村。
船山　頭村。
飯山　石村・八島田村に蟠る。
神崎山　三室村。
いわうが嶽　父井村。
兒の岩　宗堂村。
ひんこう岩　頭村。

笠着山　吉原村。
一谷山　深原村高山なり。
名倉山　西谷村。
新田山　市場村。
高星山　稲蒔村。
うちの宮山　壁村。
いふこ山　宇屋・土生・八島田村に蟠る。
竈岩　立岩　倶に南方村の三谷山に有。
飯もり岩　田原下村。
立岩　八島田村。

竈　六十　村々にあり。
東川　赤坂郡福田より來る。本郡津瀬・頭村・市場・父井小原・田原上・田原下・原・元應寺・本村・吉原・河田原・釣井・徳富・吉谷・二日市・南方・大内より、上道郡吉井村へながれ入。
小野田川　小川なり。源は酌田・野間彌上近邊の山々の少流水の集りて、岡村より川となり、佐古・殿谷、又可眞上・稗田・可眞下・澤原・松木・小瀬木・徳富村より、東川に入る。
堰　東川田原上村より、和氣郡益原村へ築切る、長二百四十間。
瀑　四　肩背村の關伽井谷一。大内村の木庭谷一。小瀬木村の野山一。稗田村の今行山一。
岩土大池　澤原村、水面凡十一町。
可眞大池　可眞上村、水面凡四町餘。
田尻池　田尻村、水面凡三町餘。
兒の池　鵜居の池　倶に大内村にあり　古へ東川此處へ流れし由。

池。　下村に在、古へ東川此處へ流れし由。　池。　三百九。村々にあり、用水なり。

あはが瀬。　長凡六十九間。　小五郎瀬。　長凡百三十五間。　俱に東川・稻蒔村に在り。

ちやうなが瀬。　長凡百間。　岩淵。　長凡二百二十間。

鴻の瀬。　長凡七十五間。右同所に在。

森井。　鹽納村のもり池の底にありて、旱にても池水の竭る時は、此井水を用(予)ゆといふ。

くす井。　大內村にあり。　閼伽井。尾原井。白柏井。鹽井。　俱に肩背村にあり。

横井。　森末村にあり。　向井。　大內村にあり。

かな井。　鍛冶屋村に在り。　土井。　大井村に在り。

父井。母井。　俱に父井村にあり。當村は山の谷底にて、大雨には水抜悪しき所なり。されど、いかなる大雨にても、村中の水この井に入て、何國へ行やら知れずといふ。又何樣の旱にも井の水竭るといふ事なし。依之か當村名とすといふ。

古井。　頭村大王山の中に在。

五、和氣郡

熊山。　國中三大山の內なり。北は奧吉原・小中山、南曾根・大中山、東は伊部・淸水、南は大內・香々登、西は坂根・弓削・千體・勢力に蟠る郡中の高山なり。

敦土山。　和意谷村、高山なり。御墓所なり。　東宮山。　八塔寺村、木山なり。

龍山。　倉吉村、大山。　醫王山。　たけに王山。　伊部村。

岩山。　大田原村。　烏棲山(からすとまり)　日生蕃山に蟠る。

高尾山　三石村。　**天狗の丸山**　寒河村。　**上高山**　日笠下村。

松村山　日笠上村。　**明見山**　奴久谷。　**長滞山**　大中山村。

神の上山　野吉村。　**烏帽子岩**　西片上村。　**身投岩**　大田原村。

鏡岩　八木山村に在、大さ小山の如く、面平かにして、是に向へば顔色皮毛のうつる事、磨立たる鏡のごとくにして、光り明らかなりけるが、中古より故有てくもりけるを、又子細有て今は半晴になりけり。當村より此石迄三百間あり。いつの頃にか五十間に一體づゝ道の邊りに石の地藏を建つ、三百間に六體なり。

かます岩　八塔寺村、作洲界に在。　**蒜岩**　南谷村。　**天狗岩**　稲蒔村。

立岩　大中山村に在り、高さ九丈四尺。里民此石を立石大明神と稱して尊敬す。

岩戸　樫村になり。六七間の大石二つ、谷道の左右に在、依て名付るなり。

猶　百十七。　村々に在り。

東川　作州勝南郡高下村より本郷鹽田村に來り、苦木・矢田・龍ケ鼻・河本・天瀬・益原・和氣・曾根・奥吉原・千體・勢力・弓削・坂根より、邑久郡長船村へ入。

三石川　三石の山々谷水集りて、關川より野谷・金谷・田倉・倉吉・南方より、金剛川に流れ入。

金剛川　八塔寺・東畑・瀧谷の山々より、谷水集りて、川となり、下畑・大股・南谷・門出・神根・本村・小板屋・葛籠(つゞら)・吉永・北方・三股・吉永中・吉田・藤野・下原・野吉・大田原・尺所(しやくそ)・曾根より、大川へ入。

閑谷川　閑谷川村山々の谷水集りて、木谷・伊里・中村・友延・井田より、海へ入。

堰　坂根村より磐梨郡大内村へ築切る。長四百四十二間。

水引の瀑　大中山に在り。高八丈四尺。　**男瀑**　八塔寺に在り。作州境なり。高さ十丈餘。

瀑布　奴久谷に在り。高さ十二丈餘。　**瀑布**　三石。

瀑布　葛籠村に在り。　大内瀑　大内村に在り。

千貫釣井　三石村の城山に在り。　百貫池井　下田戸村の天神山に在り。今は埋りて水なし。

疣水　三石村しこう坂に在り。岩間より流れ出る。里民此水にて疣を洗へばいゆるといふ。

大ヶの池　大内村、水面凡十七町、國中の大池なり。　福石池　三石村、水面凡七町。

入田池　福浦村。　池　二百八十七。村々に在り、皆用水なり。

六、邑久郡

玉かつら山　虫明村。　黒井山　虫明村・鶴見村に蟠る。

桂山　土師村・西須恵村・牛文村に蟠る。

あかこたか峯　牛窓村。　高山　西須恵村。

玉島　西幸崎村にあり。古は東片岡村の海中なりしに、貞享年中に新田となる。昔は、服部の郷玉島といひしよし語傳ふ。

小島　一に脇島　同上東幸崎村の内。

東幸島　西幸島は東片岡村の内、南幸田村にあり。古へは神島の字を用ゆといふ。元海中なりしが、貞享年中新田となる。

卒都婆島　同上。　國府山　土師村。

大山　東片岡村。

佛山　東幸崎村。西幸崎玉島の脇島といふ磯邊にあり。是も今は新田。

夫婦岩　ぶになし岩　倶に牛窓村の磯邊にあり。　裳掛岩　虫明村海中にありて、名所の部に委し。

唐琴岩。舟岩　倶に虫明村海中にあり。
犬石。白石　倶に久々井村犬島にあり。
千部石　正儀山上に在り。
龜石　南幸田村に在り。龜形に似たり。一度御後園へ來りけれ共、早速御返し有之由。
東川　和氣郡坂根村より來、長船・八日市・福岡・豆田・福元・大山・久志羅・福山・射越・川口・濱村・新村・乙子より海に出る。
千町渠　郡中の小流集りて西須惠より川となり、古佐・山田・佐井田・下山田・包松・尾張・閏徳・國張・大ヶ島・長沼・北地・門前・神崎。乙子・北幸田・南幸田・東幸島より、海に入。
干田渠　古へ小流集りて沼となりしを、此渠をつけて水を流し、跡を田地とす。牛文・磯上・福里・土師・箕輪・豆田・福元。大山・久志羅。大富・福山・射越・新地・川口・濱新村より、川へ入。
黒井　虫明村にあり。
池　五百三十二箇所村々に在り、皆用水なり。

ぬるで
橳岩　同村の內大島にあり。
ば石。立石　倶に正儀。
宿　三百五十三。村々に在り。

大臣殿井　太山村にあり。

六、上道郡

三櫂山　圓山・門田・國富・瓶井・門前・澤田に蟠る。龜山　平井村。
寶聚山　網濱村。　茶臼山　湊村。
天神山　岩間村。　正木山　中川村。
芥子山　西庄・廣谷・松崎・大多羅・日黒に蟠る郡中の大山なり。
龍口山　湯迫・脇田・祇園・西大川・段の原に至り、赤坂郡牟佐村に蟠る。

燈明山　土田村。
高尾山　鐵村。
青木山　宿奥。
した山。大谷山　倶に菊山村。
龍王山　北方村。
太平山　草ケ部村。
鈴木山　西島村。
番田山　矢井村。
角山　内ケ原村。

山王山　宍甘村。
横岩山　宿村。
鄕司山。長内山　倶に觀音寺村。
法いこま山　下村。
梅ケ嶺山　中尾村。
龜山　沼村古城山。
富岡山　寺山村。
岩藏山　竹原村。
金山　西大寺。

鷄山。東山　倶に淺越村。
窟　脇田村に在り。長七間ばかり、其中に石棺の如き、四方切立横へ長く、數十人しても動しがたき石あり。此石の上へ雨の降るごとく、上より水滴る。故に此石の内に不斷水七八分目あり。此水に汐の滿干ありといふ
窟十七　村々に在り。
比沙門堂　湯迫村龍の口山に在り。
夫婦岩。海老釣岩　倶に土田村にあり。
鷹巢山。夫婦石　倶に南方村に在り。
腰掛岩　吉井村。
東川　磐梨郡大内村より來り吉井・一日市・寺山・内ケ原・百枝月・西隆寺・久保原・西大寺・金岡より海に入
西大川　赤坂郡牟佐村より來り、段原・祇園・今在家・中島より御野郡の内へ入、城府を經て網濱・平・井沖・新田より海に入。
砂川　磐梨郡瀬戸下村より來り谷尻・草部・砂場・沖益・南古都・楮原・竹原・堀内・富崎・山守・吉原・淺越・中

野・金岡新田・金岡より、海へ入。

倉安川 延寶年中運送のため、東川を分けて此渠とす。東川より吉川村に至り、西祖・堀川・楢原・竹原・堀内村より砂川にいり、又分れて吉原・淺越・廣谷・松崎・大多羅・中川・海面・福迫り・山崎・圓山・湊・平井・網濱村より、西大川へ入。

尾島池 原尾島に在り。凡長三百間、幅二十間、民是を尾島川といふ。古へ西大川此處へ流れし由。

大池 湊村に在り。　池 百五十四。村々に在り。皆用水なり。

鴨越堰 東川久保村に在、長三百六十間。郡中の用水のためなり。邑久郡福山へ築切る。

龍口堰 西大川祇園村の内六箇所有り。長延て五百四十六間。内二百八十間は上道奥分なり。皆郡中用水のため。

清水 雄町村にあり。地上湧出して流れて四畝にそゝぐ、清洲にして清輕きこと川水に異なり、味ひ極めて甘美なり。旱にも替る事なし。至て上品。

清水 中井村の村中を通る用水、川内に在り。木の井筒を据へ置て、此水至て冷水なり。此村の名も川中に井あるをもつて呼ぶものならん。

玉の井 觀音寺村。　正木井 中川村。　荒神井 海面村。

百間堤 此堤西大川洪水の時、水勢を洩す堤の亘り百間有候。故に百間堤と云。中島村より分れて澤田・中川の方へ廻り、沖新田にいたりて海に入る。

七、兒島郡

甲峯 郡・宇多美・波知に蟠る、郡中の高山なり。　立石山 番田村。

常山 用吉・迫川・宇藤木に蟠る高山なり。　麥飯山 大崎・槌ケ原に蟠る。

鬼味山　長尾・迫川に蟠る。

ちゝの峯　山村・奥迫川・小島地に蟠る。

福南山　福江・稗田・林・木見にわだかまる。

瑜伽山　山村、高山なり。

錫南山　又錫丈山共云。迫川・引網に蟠る。

仙隋山　田の口・下村に蟠る。

鷲羽山　大畠・田浦に蟠る。

一松山　粒江村。

積塔山　向日比村。

出崎　沼村。

米崎　小串村、古へは光明崎といふよし。

立石　番田立石山に有。

浮洲岩　粒江村に在り。

夫婦岩　大槌島。

酒盛岩　田井村。

天王池　長尾村、水面凡二十八町餘。

森の池　木見村、水面凡七町餘。

長谷池　上山坂村、水面凡二町餘。

三堀池　龍村、水面凡四町餘。

福林海池　福江村、水面凡四町八反、又引池共いふ。

まゆみ池　福田村、水面凡三町七反。

池　七百六十八。　村々に在り。皆川水なり。

湖川　天城より川となる。藤戸・粒江・粒浦。八軒屋・黒石より、備中成羽川と共に海に入。

龍王の窟　大槌島に在り。

窟　九十九。　郡中村々散在。

甲瀑　此瀑、明和九辰年洪水に瀧壺へ大石落、大きに地の様替りて後、水は岩間をくゞり、其已後瀑といふべきなし、可惜〳〵。瀧村にあり。三段に落る。段ごとに瀧壺あり。長七間程落る。美景絶勝なり。瀧の上に石の寶殿龍王あり。

告の井　大槌島にあり。

八、津梁

〔岡山〕

京橋　橋本町と西中島との間にあり。西大川に渡す。長六十八間幅四間。昔古京の邊にあり。慶長の頃今の

所へ移す。

中橋　東西中島の間にあり。長二十二間半幅三間四尺。

小橋　小橋町と東中島との間にあり。長二十二間五尺幅三間半。

片上橋　古へは土橋といふ。片上町と古京町との間にあり。昔此邊に京橋あり。依て古京橋の名出るなり。長十二間幅三間。

鍛冶屋橋　小橋町にあり。

比丘尼橋　中島の南花畑との間にあり。

紙屋橋　紙屋町の西へ出る横町にあり。

榮橋　榮町西へ出る横町にあり。

石橋　榮町と紙屋町との間にあり。古へは千阿彌橋と云、今、町會所の處に千阿彌といふ時宗あり。依之名出るなり。

下ノ橋　下の町西へ出る横町に在り。

中ノ橋　中の町西へ出る横町にあり。

上ノ橋　上の町西へ出る横町にあり。

北橋　上の町北端にあり。又甚九郎橋といふ。

山崎橋 石なり　山崎町御門の外。

尾上橋 石なり　當盤町御門の外。

大雲寺橋 石なり　大雲寺御門の外。

紺屋橋 石なり　紺屋町御門の外。

惡水抜に掛る石橋

末山橋　末山町に在り。

山科橋　菅能寺町。

西渠橋なし。北を一の橋といふ。夫より二三四と數ふ。[一]八番町・[二]岩田町・[三]砂場・[四]磨屋町・[五]西田町中・[六]同町下・[七]下田町・[八]瓦町・[九]七軒町・[十]妙恩寺口・[十一]新屋鋪・[十二]池田要人下屋鋪・下内田西。

私に曰、本文新屋敷とあるは何れの所か知れず。もし小原町見付町の西、今鎌田[二字不明]が屋敷あたりを新道といふ。初は此處に橋ありて後落せられしや。然れども古老の物語もなく、新屋敷とあるは書誤りにや、詳ならず。

〔御野郡〕

矢坂橋　大安寺村の枝矢坂にあり。笹ヶ瀬川に渡、長二十一間五尺に幅二間。

同石橋　同所にあり。長四間幅二間。

遠藤橋　三野村の内にあり。石橋なり。里民ゑんどう橋といふ。

〔津高郡〕

金川渡り　西大川金川村より、赤坂郡矢原へ渡す。

建部渡り　西大川建部上村より、美作國福渡り村へ渡す。

野殿橋　比丘尼橋ともいふ。野殿村にあり。笹ヶ瀬川に渡す。長二十二間幅一間半、花尻海道なり。

同間の橋　同村に在。長二間横一間餘。

白石橋　久米村に在、笹ヶ瀬川に渡す。長十九間五尺横二間、川東は御野郡田中村なり。庭瀬海道なり。

いがふ橋石　一ノ宮村に在、往還なり。長六間半幅二間。

新橋　同村新町に在。長十間五尺、幅二間。

高橋石　中田村に在り。

〔赤坂郡〕

牟佐渡　西大川牟佐村より、御野郡宮本村へ渡す。

周匝渡　東川周匝村より、作州勝南郡飯岡村へ渡す。

石橋　大松山村に在、玉の渡といふ。

土橋　下市村に在り、砂川に渡す。長十六間二尺幅一間半。

〔磐梨郡〕

佐伯渡　東川佐伯市場村より、和氣郡矢田村へ渡す。

大內渡　東川大內村より、和氣郡坂根村へ渡す。

二日市渡　東川二日市村より、和氣郡弓削村へ渡す。

土橋　南方村にあり、瓜生橋といふ。

ちはら河原の橋　頭村にあり。

土橋　壁村に在り。青木橋といふ。

土橋　同村に在り。はるてん橋といふ。

〔和氣郡〕

橋　西片上村に在り。長三間二尺幅二間町内に在り。

橋　同村宮の前に在り。長五尺五寸横二間。　龍間橋　石　伊里中村に在り。

土橋　八木山村の內に在。長七間幅一丈五寸。　新大橋　土　三石村に在、關川に渡す。長十三間幅二間

土橋　同村にあり。長七間横一丈五寸。　和氣渡　東川和氣村より、磐梨郡吉原村へ渡す。

〔邑久郡〕

福山渡　東川福山村より上道郡久保村の內鴨越へ渡す。里民これをかものこやの渡しといふ。

八日市渡　東川八日市村より、上道郡一日市村へ渡す。

大橋　石　大ケ島村に在り。千町渠に渡す。長十五間幅一間半。

しゆすくり橋　土　同所　長沼村にあり。千町渠に渡す。長九間二尺幅一間。

中性寺前土橋　同所　長九間、幅一間。　岩神前土橋　同所　長九間一尺、幅一間。

千町渠土橋　同所　長九間一尺、幅一間。

〔上道郡〕

一日市渡　東川一日市村より、邑久郡福岡村へ渡す。古へは吉井村にて渡す。故に今に吉井の渡しといふ。

金岡渡　東川金岡村より、邑久郡新村へ渡す。古へは西大寺村にて渡す故、今に同村より䟦を勤む。

舟橋　砂川に渡す。楢原村に在。長二十六間五尺五寸幅二間。

源五郎橋　同所長七間幅二間、又耳切れ橋といふ。　尺堂橋　同所倉安川に渡す。長五間幅二間。

梅ケ枝橋　西大寺村の西はづれに在。里民の說、梅の木を以て此橋を造るに、其橋くひより枝葉出て花を結ぶ、故に名付といふ。

土橋　七つ谷尻。　　淸內橋　沖新田五番川に在り。

間五つ。吉井村・富崎村・中河原村・平井村・網濱村、皆倉安川に渡す。

〔兒島郡〕

大橋　藤戸村より天城へ渡す。長二十間幅二間。

小橋　同所長十六間、幅二間、正保二年海を築寄せ、大小の橋となる。

築田橋石　備中國有木村と天城村との間にあり。長二間一尺五寸、幅一間半。

しうてん橋土　槌ケ原村の內、長二十間幅二間。

吉備溫故秘錄　卷之十五（山川）終

吉備温故秘録

（官道）

官道之圖(上) 同巻絵 以下九葉

官道之圖（下之一）
凡例
白石川

官道之圖（下之二）
凡例

吉備温故秘録　巻之十六

大澤惟貞輯錄

官道上目錄

吉備温故秘録巻之十六（官道上）目錄終

吉備溫故秘錄　巻之十六

大澤惟貞輯錄

官道　上

一、古官道

延喜式曰、備前國驛馬坂長・阿磨・高月各二十疋。津高十四疋。

坂長・ 今の和氣郡三石驛なり。坂長より北へ入て、野谷・金谷・吉田・藤野・和氣を通り、東川和氣渡を越、磐梨郡吉原・松木・澤原(そうのはら)を經て、阿磨(かま)に至。

阿磨・ 今の磐梨郡可眞村なり。既に廢して村里となる。此阿磨驛より赤坂郡日古木・二井・上市・下市を經て、高月に至る。

高月・ 赤坂郡なり。今は廢して、宇喜多の比、三箇村に分れたりといふ。和田村・立川(たつ)村・河本村と分れり。高月より、同郡岩田馬屋を經て、牟佐(むた)の渡りを越て、上道郡牧石・三野・津島・篠ケ瀬・津高郡・頭邊(こうべ)・富原(とみ)を經て、津高驛に至る。

津高・ 今の津高郡辛川村なり。これより備中國板倉に至る。

按ずるに、津高驛は辛川宿と見へたり。建武の比までは、此海道なりしが、其後三石・片上・藤井・板倉とかはりしと見えたり。津高驛辛川なる事は、本郡に馬屋の郷あり。和名抄に、驛家鄉とみへたり。盛衰記に、我身は辛川の宿、板倉城に引籠るとあり又、太平記にも、足利左馬頭直義、備中福山の敵を追落し、其日唐皮の宿に逗留とあり。彼是を以て考るに、津高の驛は辛川村なる事分明なり。

藤野驛 桓武紀曰、延暦七年六月、備前國和氣郡河西百姓一百七十餘人、歎曰、己等元是赤坂上道二郡東邊之民也。去天平神護二年、割隷二和氣郡一今是郡治在二藤野鄉一。中有二大河一。毎レ遭二雨水一。公私難レ通、因レ玆河西百姓屢闕二

公務。請河東依舊爲和氣郡。河西建磐梨郡。其藤野驛家遷置河西。以避水難。兼均勞。許之。

按るに、和氣郡藤野村は、古の驛なりしに、河西に遷すといふは、延喜式に見へし磐梨郡阿磨(ま)驛の事なるべし。又、昔播備の境船坂山より三石宿を通り、野谷・金谷・吉田・藤野より、和氣のはたりを越て、磐梨郡可眞上村より、死手の嶺を越、赤坂郡矢原より、津高郡金川へ渡り、野々口・吉原(今益田と改名)・佐山・辛川より、備中國板倉へ至るといふ。

二、中古官道

三石驛より、藤井までは、今の如く。藤井より辛川までの中間、當時とかはりたり。左に記す。

古津驛　今の宿村なり。此處驛なりしに、天正の比、往來違て、其後宿村と改、藤井驛となれり。これをも古津(つ)の驛といふ。此邊は居都の庄なる故に、居都の驛といふと見へたり。

鰕釣の鼻　土田(つちだ)村の山端なり。

湯迫　古記に由登末利と訓す。又由波左とも。

姥の石

卜(ロ)定谷

朝川　御野川也。古記に西川とあるは此川也。

宇氣やうの橋　右京なり。三好橋共いふ。

歌島　同村の內なり。土生と改名す。

寒鴉川　同村の乾にあり。

福輪寺　或は福隆寺、又福林寺ともあり。古老云。朝(寢)鼻より爰にいたる迄を、福輪寺縄手と云。一説に朝寢鼻よりして西辛川村までをいふとも。

篠の瀬

篠の井　北にあるをさゝの瀬、南に在をさゝの井と、里民いひ傳ふ。

四御神(しのごぜ)

關白屋敷　湯迫(ゆば)山に在り。松殿關白配所の舊跡なり。

腕田

釣の渡り　竹田村の北なり。

駒(釣)の淵　民間投身石と唱ふ。御野郡三野村の內也。

朝寢の鼻　津島村の內半田山大坂の西の尾崎をいふ

たす(疊)川　上伊福村の內なり。村前の小川をいふ由。

大學屋敷

頭邊村

岩井　今石井と云是なり。　呼坂　今岡村の東にある坂を云。是守鬼の城の縁起にくはし。

點頭坂　宇奈伊左加と訓す。富原村なり。上に同じ。　古武波文橋

西辛川　如是元龜・天正の比までは山陽の順路なりしが、浮田中納言秀家卿、岡山城の外郭を築き廣めて、領分備作の大身なるもの共を城下に群居せしめ、山（城カ）下の繁昌を催し給ふ。時に宇喜多の老臣戸川肥後守・花房助兵衞・岡越前守・長船越中守評議して、秀家卿へ申けるは、岡山の繁昌を御好みあらば、西國の往來を替へ、城下を海道とせば、御當地次第に繁榮なるべしといふ。秀家甚だ悅び、これに從ひ、古津の驛より今の如く道路を替て、古道はなくなりしと見へたり。天正の末の事と思はるゝなり。

三、今宮道

播磨國宇根驛より、當國和氣三石驛に至三里、舟坂の峯兩國の界に石表あり（宇根へ二里十三町、三石へ二十四町、岡山へ九里二十一町二十間）。茶店三軒、此峯下にあり。夫より三石村の枝舟坂あり。一里塚榎なり。宿より一町東にあり。古城跡道より北に有。

三石驛　宇根へ三里といへども、十町計も近し。岡山へ九里。片上へ三里。但し葛坂の一里塚迄なり。故に驛迄は八町ぬけ。　宿中に三石大明神あり。本陣を彌三郎といふ。關川土橋此川北へ流る。　在家少し三石の内なり。　坂八木山石取口、白く見ゆる。　茶店五軒但し此處より和氣へ行く道有、古の官道なり。　土橋。　鏡石大明神道より八町。八木山村中より行。

八木山村三石へ一里十八町四十間、片上へ一里十七町二十間。　一里塚。　四軒茶屋八木山村の内といふは誤れり。伊里中村の内なり。　閑谷屋茶屋木谷村の内なり。　伊里中村一向宗淨光寺、此處に眞殿氏といふ數代の民有村中にあり。　瀑布。里民これを鳴瀧といふ旱には水絶ゆ。　一本松茶屋伊里中村の内。　此坂下り口に池有と云花園池。

東片上村戸田松山城跡。道より南に有。

片上驛　藤井驛へ四里二町、岡山へ六里八町。　本陣九郎右衞門、村中に八幡宮有。　葛坂。此坂下に一里塚あり片上驛迄八町あり。　土橋。　伊部村土橋あり。　此村陶器の名物なり。細工人平四郎・長右衞門・善十郎。　大池大加の池といふ。長八町半。　茶店大池の西はづれにあり。大内村の内。　大内村此村と香登との間大瀧道あり寺迄十八町。　香登（かゞと）村。間の宿なり片上へ一里七町三十間。市半て一里一町二十間。一村中に一里塚有。村中四社大明神。　香登西村、村中に大將軍社あり。　畑田村。　坂根村。熊山道。　天王原長船村の中なり。是より邑久郡なり。土手下少し東に仲哀天皇の社あり。　茶屋あり。長船村の中な

り。

八日市。福岡村。吉井川。舟渡し。此渡場の上に堰あり。上道郡新川へ懸る用水の水門あり。平井水門迄、四里八町。此川西は上道郡なり。一里塚。川の揚り口、土手にあり。一日市村。間の宿なり。香登迄一里一町二十間 藤井迄一里三十町。西祖村の内新町町並に茶店あり。大宮春日大明神。新川橋。新町茶店楢原村の内。土橋。源五郎橋茶店楢原村の内。茶店舟橋の茶店共いふ。楢原村の内。船橋此橋耳切れ橋といふは非なり。耳切れ橋は一町計水下にあり。往來にてはなし。赤坂沼村の枝なり往來の北なり。此處に近道ありて、此村中を經て沙川の土手を通り船橋へ出るなり。馬駕籠不通。一里塚赤坂の山裾にあり。池あをす池といふ。沼村の内。池の上への茶店沼村の内。中尾村。北方村。錢村。小石橋。

・藤・井・驛・岡山へ二里四町四十間。本陣八郎兵衞。村中に。一里塚。宿村道より北に有て、村中をば不通。水内茶屋宍甘村の内。長原の茶屋。財の茶店。追分の茶店北側は關村、南側は勅旨村なり、邑久郡へ行分れ道なるによつて分れの茶屋といひしを、正德元年十月八日より、追分の茶屋と改名。高屋の茶店。一里塚。二本松の茶屋藤原村の内。二本松百間川東の堤の上に、松二本あり。六枚橋の茶店原尾島村なり、道の北に有。鬼道八幡宮有。六枚橋六枚の石橋。新畠玉富村の枝なり、道より少し北に有。

森下口此處の門岡山へ入口なり。此門より西萬町出口門迄町數三十三町十一間。森下町間數長八十七間。古京町同百六十八間。土橋同十二間二尺。上片上町同五十六間。下片上町同五十二間。大黑町同四十間二尺。小橋町同百二十三間。此處に驛あり。小橋同二十三間一尺。東中島町同三十二間二尺。中橋同二十二間四尺八寸。西中島町同三十間。此町に旅籠や多くあり。京橋同七十間二尺。橋本町同五十五間。西大寺町同百十六間。脇本陣南側にあり。紙屋町同四十二間。石橋。此橋一里塚なり此橋を千阿彌橋といふ。

・岡・山・榮・町・東三石驛迄九里二十一町二十間、西辛川堺迄一里三十五町餘 備中板倉驛迄二里十二町。本陣西側にあり、町の長六十六間。下之町間數百十間。本陣西側にあり。中之町同八十三間。上之町同百三十間。此町中程に東町といふ有、西へ行所なり。此所を過て直に北へ行道あり、作州往來なり。上之町中之橋。此橋東の門より東中山下・西中山下を經て、山崎町門迄間數百三十四間。柿屋町。山崎町二町、間數百二十間。丸龜町間數九十一間。下市町同十八間。富田町同百十三間。西河。岩田町同百四間。萬町同九十四間。此町を、俗誤りて新町といふ。

物門。これを萬町口といふ。岡山出口なり。

上出石村。民家は、岩田町の南にありて、往來には家なし。　上伊福村道より北にあり。　下伊福村道より南にあり。　三門（みかど）茶店下伊福村の内なり。八幡宮あり。　國守下伊福村の内穢多村なり、此處より矢坂迄を總て萬成坂といふ。　茶店萬成村の内なり。　一里塚。　茶店同斷。　矢坂の茶店大安寺村の内。

橋本茶店同斷。　矢坂橋笹ヶ瀬川に渡す。此橋津高郡堺なり。　西楢津道より東に民家あり。　石橋。一宮村へ入口なり。此橋の手前にも今は茶店少しあり。

一宮村。茶屋多し。　吉備津宮往來端に華表あり。　辛川市場村道より北に有。　西辛川村石表迄九町餘あり。　茶店西辛川村の内。

〔石表〕備前備中兩國境なり。三石表より此處迄惣計十一里二十町半。岡山榮町より一里三十五町餘。　此石表より、備中國賀夜郡板倉驛迄、十二町餘。

吉備溫故秘錄　卷之十六（官道上）終

吉備温故秘錄 卷之十七

官道下目錄

大澤惟貞輯錄

吉備温故秘錄卷之十七（官道下）目錄終

吉備温故秘録　巻之十七

大澤惟貞輯録

官道　下

一、岡山より備中國賀夜郡庭瀬驛に至る二里。此間經處

榮町千阿彌橋より紙屋町。西大寺町。天瀬。東中山下。西中山下の虎口を經て常磐門を出る。尾上町。常磐町。高砂町。濱田町。大雲寺町。瓦町。西川。庭瀬口紺屋敷あり。大供村茶屋多し、戸隱大明神。西古松村道より南に人家あり。野田村道より北にあり。今村道より南にあり。今村宮。竹通し茶店辻村の内なり。辻村道より北にあり。中仙道村道より南にあり。一里塚。西長瀬村道より南にあり。橋詰茶店西長瀬村の内。俗白石の茶屋といふ。白石川橋御野郡・津高郡界なり。久米の茶店久米村の内。久米村石表まで四町四十間。

〔石表〕備前備中兩國の堺なり。岡山より此處まで一里十五町二十間。是處より西備中國平野村なり。平野村まで七町二十間。庭瀬驛までは二十町四十間。

二、作州福渡に至る惣計六里八町十間。

岡山榮町。金川驛に至る四里六町。

下之町。中之町。上之町。石關町酒折宮。下出石町此町より中井車座迄、土手の上往來なり。中出石町木森大明神。上出石町。小畑町土手下にあり。伊勢宮。御旅所土手下東なり。廣瀬町土手下にあり。南方村土手の上に家少しあり。車座茶店土手の上にあり、中井の内なり。八幡宮。石橋西川に渡す、此處より土手なし。北方村茶店多し。ゑどう橋北方村の枝ゑどうの内にあり、ゑどうは遠藤の略語なり。古跡の部に委しくしるす。半田の大坂近來此村口に茶店出來、半田山は山の惣(名)各なり、坂口より柏谷村までは皆山なり。一里塚。東原半田山の裾なり、津高郡なり。往來にてはなし。横井上村上に同じ。柏谷二軒茶屋本村は道より西に有。益田村。

一里塚笹田村内にあり。　幸香村村道より西にあり、此村より中山村迄山坂なり、幸香峠といふ。　中山村。　一里塚。　野々口村。　小山村。　岩子竹村。　原谷内村枝。　富谷河内村枝。　一里塚富谷村の山裾にあり、これより金川驛まで、六町なり。　宇甘川。

金川驛。建部上村に至る二里此金川は老臣日置家の在所なり、古城跡あり。臥龍山といふ、松田家代々居城なり。　宇甘川。　下田村。　一里塚。　みのぢの嶺。

西原村。　中田村。　建部村老臣森寺家の在所なり、町家を經て市場村へ出る、此處まで岡山より五里三十町、出口橋あり。　市場村。　一里塚。　宮地村。

建部上村西大川端岡山より此處まで六里六町なり。　船渡しにて作州久米南條郡福渡へ至る。建部上村より福渡まで二町。

三、作州飯岡村へ至る惣計九里十六町十七間。

岡山榮町より苅田驛に至る、四里六町。經歴する道左の如し。

下之町。　中之町。　上之町。　石關町。　下出石町。　中出石町。　上出石町。　小畑町。　廣瀬町。　南方村。　中井北方是迄は上に記すゆへに略す。　四日市村北方村の枝、御崎宮。　茶店。　三野村。　一里塚。　鑢子の釣此處に近來茶店出來。　原村。　平瀬村川本村の枝。　川本村。　宮本川本村の枝此村迄御野郡なり。　牟佐の渡り船渡しなり、川の揚り場に一里塚。　牟佐村此村より赤坂郡なり。　馬屋村。　和田村此村より川原村の間に山坂あり。　一里塚。　川原村。　善應寺村。　西中村。　西窪田村。　一里塚。

苅田驛。福田驛に至る四里十七町。

西輕部村。　多賀村。　出屋村。　一里塚。　小原。　惣分村。　山手村。　一里塚巷梨郡。　八島田村。　稲蒔村。

福田驛。作州飯岡村にいたる。

一里塚。　周匝村老臣片桐家の在所なり。　此處の町家を經て東大川端へ出る。備作の堺なり。舟にて渡り、美作國勝田郡飯岡村へ至る。岡山より此堺まで九里八町。周匝より飯岡村まで八町十七間。

四、和氣の驛に至る惣計七里五町。

藤井驛に至る二里五町（此間歷る所前に見へたり。）當所より和氣驛に至る五里。
鐵村（くろがね）。北方村。中尾村。茶店。沼村。沖益新田。草ケ部村。谷尻村。砂場村。沖村（磐梨郡）。下村。瀬戸。光明谷。寺地村。一里塚。坂根村。南方村。梅保木村。多田原村（たゞはら）。一里塚。保木茶屋。徳富村駒井村（釣）。河田原。一里塚。吉原村。原村。元恩寺村（此處舟渡有。）和氣郡驛なり。

五、牛窓港に至る六里二十八町。（岡山の内町名記せず。）

門田村（東照宮御宮玉井宮の下茶屋あり。これより上り坂なり。）峠茶屋。大池茶屋。圓山村。倉富村（この村より堤の上を通る。沖田宮まで同斷。）倉益村。倉富村（當村共離家の茶店所々にあり。）沖新田（四番沖田宮前より、五番川内淸内橋を渡り、六番・七番。）金岡村（東大川端。都會なり。船渡しにて邑久郡へ入る。）新村。乙子村。神崎村。幸田村。邑久鄕村。下阿知村。上阿知村。千手村（當村より鹿忍（かし）村へ出る間山阪なり。）鹿忍村。牛窓村の枝、紺浦、綾浦、中浦を歷て、牛窓港に至る。

六、下津井港に至る八里二十一町。天城に至る四里二十七町。

此あいだ歷る所、岡山榮町千阿彌橋より、紙屋町。西大寺町。常磐町。高砂町。濱田町。瓦町を過、大供村。野田村。今村。辻村の茶屋。中仙道。西長瀬。久米村より、備中國他領を歷て、天城に至る。

天城（町區あり、老臣池田家の在所なり、下津井迄三里三十一町。）

藤戸村。串田村。林村。稗田村。小川村。味野村。赤崎村。吹上村（海邊下津井と軒並。）下津井。

七、間道。

美作國久米南條郡龜渡り村より備中國盧守への道。

此間歴る所津高郡建部上村。富澤村。櫻村。久保村。天滿むら。勝尾村より、備中國賀陽郡高田村へいたる。此行程總計二里十町。

金川驛より備中國松山への道。

此間歴る所、下田村。菅村。下畑。中泉。宇甘村。九谷。久保。天滿。紙工村。虎倉村。廣面村。上賀茂村。下賀茂村。大谷村。元兼。賀茂市場村。下出井村。伊原村。尾原村より、備中國上房郡矢野村へ出る。此間行程六里十八町。

美作國眞島郡吉村より備中國上房郡懸り畑へ出る道。

江與味村。豐岡村。三谷村。上田東。上田西村。下賀茂。上賀茂村。廣面村より備中國懸り畑へ出る。惣計三里十八町。

備中國賀陽郡上野村より美作國大(庭)郡湯原へのみち。

十力。賀茂市場村。下土井村。井原村。尾原村。森久むら。溝部村。杉谷村より作州眞島郡上山村へいづる。此間二里十八町。

野殿口より備中花尻村へ出る道。

上出石村。富。下伊福村。高柳村。大安寺。津高郡野殿村。花尻村より、備中國賀夜郡。

八、舟路。

播磨國室津より大漂に至る六里（播備の界取上島より大漂に至る三里。）大漂港より牛窓に至る四里（此間に□（一字不明）が瀬。）牛窓港より下津井港に至る十里（此間日比。）下津井より備後國鞆港に至る十里（備前備中の堺水島まで三里、惣計二十里。）下津井港より讃岐國に至る（高松へ六里十八町、丸龜へ四里。）牛窓港より讃岐國に至る（高松へ七里、丸龜へ十四里。）

吉備温故秘錄　巻之十七（官道下）終

吉備温故秘錄（軍令）

池田文庫木畑本に「秘巻之十八」とあり

吉備溫故秘錄　巻之十八

大澤惟貞輯錄

軍令

寛永十九年七月七日掟之内拔書

一、家中武道具人馬已下、無懈怠可相嗜、時を不定改義可有事。

一、走者追懸候、口々の請取申付候上は、年寄中一左右次第に不移時日、可掛向、依時相共口々の物頭とも指圖にも可任、相背に於ては、可爲越度事。

同年十一月四日御自記之内

一、三人へ申聞候は、備定內々可仕と存候へ共、未具に出來不申候、先三人の備、只今申渡候、長門出羽任先例、一日替先手申付候、河內は兩人の跡一備に可仕候、合戰之時三備一つに懸り候樣にと下知仕事も可有之、又、河內は殘し置旗本の先手に可仕事も可有、時により所により可申付候得ども、先當り備は如此と可被心得候と申渡候、三人とも忝由申候。同年十二月十日同書にあり。

一、備を定出羽長門に見せ候へば、一段共尤と申事兩人被申聞候は、留守之時兩人被居候時に、事出來候はゞ、其時の番に當り候者、本陣に被居尤に候、內々之先手を請取候者さへ、跡々被居候と諸人存候はゞ、法度も聞可申候、跡はともあれ、我は先へと心得られ候はゞ、やくたいあさましく候條、其心得候へと申渡候、兩人とも畏候由申候事。

御備立

私考、此御備立年號月日なし、されども今年なるべし。齋藤加右衞門去年初而被召出、慶安元御預人になる。其外、諸家の譜を以て考ふるに、今寛永十九年なること必せり。

生駒玄蕃
若松市郎兵衛　伴內記
草賀五郎右衛門　吉田源兵衛　野村越中　熊谷源太兵衛
右池田數馬　二梶浦大隅　三山脇修理　高木左近右衛門　湯淺右馬允
池田美作　丹羽兵部　瀧川出雲　下濃彌五左衛門　牧野將監
池田出羽　日置若狹　池田信濃　那須半兵衛　芳賀內藏允
深谷甚右衛門　指物金半月
八田求馬之介　大小性　荒尾內藏助
中池田伊賀　使番黑母衣　御旗本　御後備番納釆女
河野刑部　白母衣　布施兵庫
佐治縫殿　性兒小
伊木長門　土倉淡路　池田下總　中村忠右衛門　末田周泉　池田佐渡
伊木日向　二土倉隼人　三伊庭主膳　右牧野六郎衛門　丹羽藏人　若原監物
伊木賴母　土肥飛驒　高木筑後　土倉清右衛門　上泉治郎右衛門　岡田權之介
左上坂主馬　水野助之進　下濃掃部　鈴木登之介　船戶帶刀
齋藤加右衛門　小堀右衛門兵衛
瀧波彌八郎　湯淺半右衛門

同二十年五月十七日伊賀のぼり候時申遣覺　同書

一、家中船の帆(マヽ)まヽ、何も我等のと同然に可仕候、まヽともに面々文可仕事。

同斷。

慶安二年三月六日老寄共に養元を加申聞候事

一、軍法の事今の風俗にてはむりにても申はり候、をてからのやふに存ならわし候、左様にては軍のまはし不成事に候、軍のかちは大將の下知に付に有事に候、尤むざとやくたいもなき大將にても、運命のつよきは勝物と見へ

候へ共、それはめくらがちにて候、右如申候、惣様の心悪く習ひ申候と見へ候條、皆々者物語之次第には、軍法は一入實儀を守らば、之は不叶義を折々咄に申聞尤に候、常に心わるく成習候ては、法をやぶり候とて、成敗仕候てもやくに不立と承候事。

同斷。

慶安四年正月廿日具足之祝如例年仕候事

一、當年之備三人老中にみする。其後申聞候は、留守之時何事ぞ出來仕候はゞ、三人公事取候而一人可被殘候、出羽長門先へ參筈に候はゞ、五日替りにして、一人は旗本に可被居候。伊賀先へ被參はづに候はゞ、惣じて二番備にて候條、いつも旗本に可被居候、乍去、先手にて出羽にても長門にても、手に合候後は、伊賀に先手渡し可被申候、か様之儀も、たがいにおとなしく候はでは、ゆかぬ物にて候。又、手に合と申候ても、あさき者つれ少々取候は、手に合にてはさのみなく候。左様に以て可被心得と申渡候事。

一、出陣之日は、長門先手。明日は出羽先手。か様に一日替に可被仕候、一年中にても、か様に可被心得事。

一、所々により可申候へ共、川を前にあてゝ陣取時、渡瀬のある所は、よけて陣取可有候。其日いきかゝりたる仁、渡瀬の所に陣取候はゞ、明朝早天に川越儀候時、其日の番へ渡候はでは不叶事に候へば、其時備も亂可申候條、左様に可被心得候、惣而渡瀬を前にあてゝの陣取は、悪候由承及候間、かたがた其心得可有事。

其後老中不殘組頭物頭までよび寄直に申聞候覺

一、武士之道不珍を事なれ共、當國は大事の御國を預り候へば、自然之時、一時半日の用意にて、出陣すべき事とも可有、其心掛のため、近年度々如申聞、諸士儉約を守、軍用を專と仕候様にと申付候得共、其心掛とする所、皆外様に成て實儀すくなし、或は分に過て、道具はこしらへぬれども、持べき人なく、或は召連候人積は、過分なれ共、即時の間にあはぬていなり、城良をかり用意可仕などと時のはつにあはぬあてことのみにては急成時、うろたへ可

中事めの前也、たゞ頼所は、一心のけなげのみなるべし。それは、歩者同前也、馬にものる士はもちろん、勇第一と云ながら、又心懸當の身持に可有、人持組頭などは、相組手勢まんまるになして、其かくほどのはたらき可仕心懸專一也。我がちにまばらに成てのかせぎはをくれを取たるに同じかるべし。近年、家中してい道をはなれ、家職おこたつて遊山氣ずいのみにおぼれぬ。たとへば、子はおやに順物なれ共、悪そだて我まゝに成て、おやのまゝにならざるがごとし、なげかはしき事共也。今より後、なんぢの天命を恐れて、汝の職をつとめとすべし。

一、軍法の本は、人の和に在、人の和は諸士物我を忘れて、人の道常に正しきに有、只今目出度御代なれ共、家職なれば可忘にあらず。其上差當て、國に難なく、人々の親を安し、妻子を養、其名をおとさゞる事、道なくては不可叶然に大小の侍、此道に志あらんことを願事、大ひでりに雨を望がことし、是ほど切におもへども、口に出してすゝめざるは、其本我一人に有事をかへりみれば也。

一、三左衛門に次では、三人の老中の志を願、三人老中我志をたすけて、我と同心同徳ならば、家の和せざる事有べからず。三人も志有つる事有しを、大きにさまたげる者在しと聞、我此道を開初し時、出羽は其不見なる事とうたがふ、然共、我はよく聞届、學の國家に益有事を知ぬ、出羽はついに聞届ざれば、中々志の無はづにてあるを、ひところ志有つることはひとへに我爲を思はるゝ故と喜ぬ。然共、まことしく様々に、中言を云さまたぐる上は、志變ずることよきなき事也、此者はむほん人同然の罪也、いかんとなれば、我と三人の間を云さまたぐる事を以也。かへりみるにこれも、我が位のかるき所にして、ひつけうとが我一人にあれば、未其名をもとはず、若人々天命を恐我非をのみとがめずとも、我が心のかん(患カ)をあはれみたすけらるへじ。

一、今度二郎八取立候事、重々わけ有ての事なれども、其次手に數年か様に仕度と思たる事なれば、軍用之事、専に可仕旨申付ぬ。其はげみ有つる故にや、諸手に越て先手をも申付たる様に、取さた有と聞、代々の先手をかゆべき子細なし、指物も一人かゆべきわけなし。近年ゑつるな可然存候故、惟(唯カ)こしらへ心みるべき由申付ぬ。以來主膳二組は、弓の爲可然物を可申付也。三人と我等との間さへ、云へだつる者共なれば、少々たの有事はわるさたの風說

中も理也。罪の多きも少もとまて(今カ)を捨ぬ、今より後、前非を悔、あやまりを改においては、我も同悪を思ふまじ。
一、其後三人老中よび申聞候は、唯今申聞通、我の心にやむことを不得して如此也。三人の心へかんやう也、か様に申聞候ても、皆々取分ふさなふ氣ずいにては、下の可調事なし、能々可被心得由申聞候事。

同二月一日三人老中に申付候事

一、先年申付候三千石以上の人つもりは、緩々と用意仕候て罷出候時のつもりにて候條、一日二日の用意にて罷出候、書付上げ候へと申渡候、何も畏候由申候事。

同月四日三人老中被申付候覺

一、家中軍役先年申付候は過申候條、少に可仕候、出陣之時、今之心得にては、何もさはぎ可申條、人つもり書付可遣候條、組頭共人別に改書上候へと申付候、何も畏候由申候。

同月十九日人積の書付組頭共上げ申候存外過分に候故伊賀に申渡口上にて申聞覺又書付をも遣候事

一、惣様の書付見へ候に、内々存候より是にても人多候。當年は、國中人數例年より念入候に付、人數すくなく候故人計にて申付難候爲、かたぐ又改仕候へと申付事。
一、度々如申候無用之人不召連候様に、面々可心得事、か様に申候を能がてん不仕候者は、能者をもへらし、其身の常々武藝を心掛け候、急道具も持不參様に心得違可在之と存候事。
一、常々心掛能者、多持申者は、急度奉公と存候間、身代より多候ても不苦候、但、人の多許を心掛と存候而は、人の持様に心得そこないも可在之候間、面々能考ぎんみ仕可書出事。
一、人數少様にと存候は、無用の人多は能人すくなきよりおとりと申事にて候。其上他國にて、兵粮不自由の時は、

諸勢の難義に可及所を存、面々の無用をやめ、諸勢の爲と可書上事。

一、不及申儀候へ共組頭の諸道具書上に心得可有事と存候、常々さへ組子にかわる事は如何敷、まして軍中にては組子にかはり我一人のゐよふの道具は有間敷事と存候。但、組子の爲に可成儀は各別の事。

一、年々書上見可申候間、以來までの書上は無用の事。以上。

一、

貳百名

一、

一、

人々役付書付可申候、不足人候はゞ役付之下に書付可申候。

一、

外に荷物持せ候人足積

一、三日分兵粮、壹人に一日五合づゝにして、何升貫目何程。

一、馬、大豆壹疋に一日貳升づゝ右同斷。

此外可入物、其品々一色〳〵に、貫目付都合高して、人一人に六貫目持。

一、馬壹疋に十八貫目付にして。

一、人にては何人、馬ては何疋と書付可申候。

一、千五百石取今まで馬貳騎を壹騎に仕候事。

一、四百五十石取、今まで鑓二本を一本に仕候事。

一、鐵炮之者具足、長旅又は急の時も、時により不可然候間、羽織もこしらへ可置候、宮こんにもめんにうしろに白き筋、前に面々頭の紋、大身も前に面々紋中付候事。

一、鐵炮頭共に渡すくわ・すき・かなつき中付候事。

二月廿一日三人へ申候

一、此度之家中、人積の帳、留主の内も可入事に候間、帳作り渡し可申候、三人當年之留主番公事取、只今被仕其帳を請取、外記・右馬丞能くがてんさせ可置由申候へば、只今御前にて公事取可仕と申候、三人取候伊賀留主に取あたり候、我等申候は、來年の正月に、又公事取可然候、左候はゞいがはのけ、出羽・長門計公事取可有候、來々年は跡二年先へ可參と、公事取被申仁留主番可有由申候、畏候由申候事。

三月三日伊賀長門を以申渡覺

一、組頭物頭に申聞候は、此度之書出し一々ぎんみ仕候はゞ仕直事も可有之候。然共、急には難成事に候條、當年は何も書出しのごとく申付事。

一、今度人改郡奉行に申付候に、いそぎ候故不具候間、面々知行所うき人かり、人馬數五十より上にても、達者成者跡亡所無之候はゞ書出し可申候、馬も書出し可申候、口取の事馬は多候へ共、其馬に口取付候へば、跡に人すくなく作不成義たとへば、十疋の馬に五疋には口取付候、而も跡不苦、十疋ながら同村之者付遣候へば、跡致迷惑候由之品も可有之條、此旨も書出し可申候、追付人改、郡奉行に加へ改を可申候條、其意得可申候、其上にて可申付事。

一、百五十石より下支配取も書分出陣候共、一番二番を仕、非番は留守に可置旨申渡事。

一、いしやも四人一二番仕跡に殘りに申付候事。

一、當年留主番信濃殿・飛驒・和泉に城の繪圖、又は一つ書箱に入渡候事。

一、留主中、備長門に渡候事。

一、町いしや召出す事。

伊賀に申渡覺

一、人改郡奉行一人に、馬廻共一人づゝ加、人改可申付事。

一、給人の書上に引合、割符可被仕事。
一、無足人へ渡し馬、當所又は道筋にても、跡事かゝざる程殘し、能馬を可遣事。
一、手廻之人足、大方は當町にてわつ符可然事、其外は藏入にて可然事。
一、鐵炮の玉藥・能馬を撰可申事。
一、給人郡奉行書出し來候はゞ、右馬丞・外記・勘左衛門を加、割符仕帳を江戶へ可被越事。
一、舟割も如先年、主馬・織部に仕越候へと、可被申渡事。
一、人割之仕樣、面々知行所之人、それにても不足候はゞ、同組中之內あまり人可渡、それにても不足候はゞ、藏入より可渡候。余組よりは無用の事。組頭無之分の不足は、皆藏入より可渡事。

御軍用定

一、長のぼり黑白段々、長壹丈六尺壹寸、まねき思々長五尺一寸たるべき事。
一、組頭・鐵炮頭・指物、並、羽織思々たるべき事。
一、奉行役右同前事。
一、使者黑母衣出しは思々たるべき事。
一、大小性金之半月たるべき事。
一、橫目之者赤しなへ上に面々紋可出事。
一、胄前立物可爲日之丸事。
一、番指物黑ゑつる五節、但下一節は面々紋可出事。
一、弓の者白しなひ可爲事。
一、步弓之者黑具足金之日丸指物黑しなひ長三尺三寸、下に預頭之紋可付事。

一、鐵炮之者右同前、但、笠如前事。
一、長柄さや鳥毛三尺金之筋可爲段々事。
一、三萬石、馬上四拾貳騎、のぼり拾本、鑓六拾本、鐵炮九拾挺。
一、貳萬石、同貳拾五騎、同七本、同四拾本、同六拾挺　一、壹萬石、同拾四騎、同五本、同貳拾本、同三拾挺
一、五千石、同六騎、同貳本、同拾本、同拾五挺　一、四千石、同四騎、同貳本、同拾本、同拾貳挺
一、三千石、同三騎、同壹本、同七本、同七挺　一、貳千石、同貳騎、同壹本、同五本、同五挺
一、千石、鐵炮貳挺、鑓三本、組頭はのぼり壹本　一、九百石、鐵炮貳挺、鑓三本　一、八百石、鐵炮貳挺、鑓貳本
一、七百石、右同斷　一、六百石、鐵炮壹挺、鑓貳本　一、五百五十石、右同斷　一、五百石、右同斷
一、四百五十石、鐵炮壹挺、鑓壹本　一、四百石、右同斷　一、三百五十石、鐵炮壹挺　一、三百石、右同斷

右之條々堅可相守者也。

慶安四年二月日

定

一、五百石、拾壹人　内一人鑓持、貳人馬取、壹人出鐵炮、二人出鑓、二人若黨、貳人人足、一人うき人。
一、四百五拾石、九人　内一人鑓持、二人馬取、壹人出鐵炮、一人出鑓、二人若黨、一人人足、一人うき人。
一、四百石、八人　右同斷、うき人一人へる。
一、三百五拾石、右同斷。
一、三百石、七人　内一人鑓、二人馬取、一人若黨、一人出鐵炮、二人人足。
一、貳百五十石、五人　内一人鑓、一人若黨、貳人馬取、一人人足。
一、貳百石、四人　内一人鑓、二人馬取、一人人足　一、百五十石　右同斷。

一、五百石已上、此人積りの心得にて可罷出事　一、百石より無足之者も、面々改可罷出事。
一、右之人積りより、少にて可參と存者は勝手次第。又、多可召連と存者は、子細可相理、少にても榮耀にて、人かさみ候事、必可爲無用、何も隨分堪難をいとはず、急速に可罷出義を本意として可罷出事。
一、百五十石より下無足共、半分づゝ一軍替りに可召連事。

慶安四年三月四日被仰出

四月十二日國より申越候狀覺

一、御出船之刻、被仰候國中人馬具には難仕樣子に御座候事、就其申上候事。
一、組切に仕さい前書上候ほど、召連參候人數可有之かと組頭共へ尋候へば、一兩人の組切に召連候樣に足不申分は、御藏より可被仰付由被（一字缺ぐ）仰出御尤に存候、左候はゞ知行に一人も多罷成候樣に、仕置は可有御座と奉存候、人數持候ても、わきへとられ申と存候故に、左樣の心がけ有まじき樣に相聞へ申候。
一、かり出うき人それ〲に御定置相成候はゞ、死失申者他國へあきないに參候者可有之候間、せんさくたへ申まじき樣に、何も存候旨承候。

四月十六日　伊賀
長門
若狹殿

右御返書

一、組頭申分人馬之義承屆候。
一、如被申越候、組切に、人馬召連可申候、不足之品は、藏入より可渡事、彌當春の定の人馬の積より多は、必無用たるべき事、すくなきは不苦由可被申渡事。此段も只今は先々申渡義無用に候、內々か樣に被心得尤に候、申渡時分は自是左右可申遣候事。

四月廿八日　少將

いが殿

長門殿

明暦二年因州より御使用來候節御返答之内拔書 御使者名野間與兵衛七月廿一日也

一、其後與兵衛申候御軍法之事。

一、御前樣のを承參候樣にと被申候由申候返事。

一、備之事は、家々による事なれば、不及申士中陣にあい不申迄成故、日比おごりゐようにそまり候故、軍陣に而も只今の心當に而可有之と存候、成ほど、艱難にゐようをすて、先にて用に立事迄の積り人々に申付、國中の人夫仕置、誰か組へは人馬いかほどゝ申付置候。又籠城の爲に、城繪圖、どこの堀にはやぐらいくつ、塀をいか樣にかけ、留主の人いかほど有之、鐵炮いか程有之を、如何樣に請取候へ、國中の庄屋人質士共の留守居隱居の者、又やぐらは町に有之、土藏はいか程と書付儀には、此土藏のやぐらに可仕との町屋よりこはし、此口はいかやうに堅め候得と有事迄、具に書付、留主番の年寄共へ渡し置申候事、大形如此に候、今樣の事は家々により違ひ候物にて候間能々御心得可被成候由、此外種々申遣候得と、爰には不書留、荒增如斯なり。

明暦二年丙申十二月朔日被仰出之内拔書二ヶ條

一、儉約と申も、度々申聞候へ共、能合點不仕候か、又は合點仕候者も、我儘を仕にて可有之候、儉約と申は、内所のおごり費をやめ、公儀を第一に勤め、軍役公役のたしなみ仕候ぞ、まことの儉約、まことの士にて可有之に、人にはよるべく候得共、内所はおごり、うわむきにては、人馬をもしかじかたしなまず、儉約などゝ申者有之由聞傳候今より後、士の禮儀を存、内所をつめ、軍役公役の心がけ專一に可仕事。

一、此前家中の意得、自然の時、末の續べき考もなく、むざと人多に可相連樣に覺悟仕候と承候故、人數切詰て申付候、自然の時はそれにて成間敷候間、增人可遣と存候得共、飢饉以後用銀も不足にて、家中へ合力も成間敷候間、自然の時、人々手前さわぎ（はカ）にて可罷出覺悟尤に候。人積りもこれほど不召連しては成間敷と存候分、面々に書付、組外は老中、其外は、番頭まで渡し置くべく候、重而見可申候、人配り之義、此方に思案仕置候はゞ、是も重而可申付事。

承應四年四月九日被仰出之內拔書

一、年寄中・番頭・物頭・共に御口上に而被仰聞は、番頭共少々減候に付、御備少被遊遣候條、何も物見可仕旨、被仰聞。

萬治元年極月朔日被仰出候御書付之拔書

一、軍陣之時、いにしへ殿樣程の大名人數七八千計と被聞召候、先年、被仰付候御家中人數積り、隨分少き樣にと被仰出候得共、壹萬五六千有之候、然ども人少にて難義仕候者可有之由被聞召候間、難儀之樣子書付、人積り仕上可申候。并、先年は幼少之子共、唯今は軍可勉程に成候者、其下人又書上人積りの內有人不足人書出し可申事。

萬治二年二月五日被仰出如左

一、軍役人馬積り、二月十五日より內認日置若狹殿迄指上候樣に被仰渡。

軍役人馬積り書上候に付番頭中相談以窺御意又被仰渡覺

一、急速の時小身者不人にて、知行所之駈出人銘々より呼に遣候義はか參間敷候、兼而被仰付郡奉行より村迄に呼に遣候而、村々庄屋兼而人々出人書付置、早々召連參候樣に仕度奉存候。

此段尤に被思召候、内々御家中人積の書付上り、不足人御指引被仰付候事濟候、以後郡奉行中へ、右之しまり可被仰付と思召

候由。

一、駈出し人の義遠き所にても、一日一夜の内には急速の筈に合可申と申候、其分に可仕哉、又今晩被仰出、明日罷出候樣成節は、有人に而罷出可申候。

此段急速之節道五七里より遠き所の百姓待合候心得にては、若遲き時相違の樣に可存と被思召候、併、不待合罷越不參者は、御跡より成共心得次第參候樣に御意に候。

一、無足人に被下候小荷駄馬に仕乘を可申覺悟御座候、相組中駈出し馬共は、何も草付馬に而、騎馬に用ひ被申體にては無御座候間、何方に而も可然所之小荷駄拜領仕候はゞ、忝奉存候由申候。

此段尤可然小荷駄馬御渡被成義に候得共、當分は御國之馬惡敷候間、能馬御渡し被成がたく候條、先相組中より駈出し馬の内に而、能馬之分渡候樣可被仕候、後々年は在々に能馬自然に持候樣に被仰付義も、可有之哉と御意に候。

一、百石取中侍中急速之時分は、馬求申儀成間敷候、是亦能小荷駄御座候處にて、御貸被成候樣に仕度と申候、百石取之義は無足同前に御座候、今樣之節、小荷駄壹疋宛拜領仕候樣に仕度と、番頭中奉存候、惣別馬扶持拜領致候者平生持申度と者も御座候、今樣之者には馬扶持被下候樣に申上度候。

此段急速之馬求申事罷成候はゞ求次第、御跡より成共參候樣にと思召候、無足同前に申候間、小荷駄壹疋被下候樣に仕度由尤に被思召候、此後は百石取之者は、小荷駄壹疋口取共被下候筈に可仕候由。御意に候馬扶持之義者、先年より被仰出候ごとく被仰付間敷候、是以能小荷駄御渡候樣には、當分成申間敷候事。

一、小身者・逼塞者・馬所持不仕候、急速之時分、可然小荷駄御貸被下候樣にと申上度と申候、少成共間御座候はゞ、馬求め申義成候はゞ、手前に而才覺仕可申由申候。

此段本郷(在カ)ひつそく仕義、常式知行分之役儀不勤上に右の訴訟いかゞに候、馬無之參候事、不成候はゞ勝手次第と思召候間、小荷駄御貸被成間敷條、其通可申聞由御意に候。

萬治二乙亥三月八日御城竹之間え御老寄中番頭中御近習物頭中外樣物頭中

寄合中諸組頭鐵炮引廻中被召出段々列座仕候公御出御覺書之卷物御持上
座に被成御座御自身左之條々御讀被仰聞

一、來る十一月爲御參覲御出船被遊候、吉利支丹之事、累年度々被仰出候間、無油斷相改、有論成者は心に掛可申候幷、數年被仰出候御法式彌可相守事。

一、御軍法之條數未成就不仕候に付、今度御書付御出し不被成候、來年御歸城之刻者、老中番頭へは可被下候、先其內にも覺候而可然と被思召候に付、何幾被召、御口上にて被仰渡候、銘々職分之所はかり覺可申候。

一、寬永十二年、大猷院樣之被仰出に古武右文古法也、不可不兼備、弓馬は武家之要樞也、號兵爲凶器、不得止用之、治不忘亂、何不勵修練乎、此御法を本として、私の法式被仰出。

一、敵國へ發向の時、てん屋酒屋へ入間敷事、付、鐙を馬の右にもたせ可申候、用所有之時は下り立、馬元之押前に率、川所相調候はゞ、元之所へ乘可申候、脊掛候時は、道脇へ乘掛仕廻候はゞ元之所へ乘入可申候、尿つく時は、先之馬に間を置、跡之者乘可申候、付、高雜談さゝやき申まじく事。

一、今樣之行列之法式、常々堅く被仰付は、今樣のならしにても、常は法度と計心得、犬を付置、不行儀成備は、戰場にて掛るものなり、然時は行義惡敷侍は、必破軍仕るもの也。大猷院樣御上洛之時分、道中供奉の行列、正敷は皆ならしに被成候、山鷹聖を仕候も皆ならしに仕見申物也。

一、一番貝に支度にて、二番貝に可打立三番貝は有之まじき事。

一、宿陣は停山、何時も可爲野陣事、付、小屋入り御下知次第入可申候、幷、小屋にて武具・馬具みだりに仕置間敷事急に取合候を可心得。

一、馬取放候時は、拍子木二づゝ打、兼而一備に十人づゝとらへ申者可申付置候、他の備へ行時は止り不可行、馬放候主人により、過錢銀壹枚馬取は育代可申付事。

一、夜討入ときは、鐘を三つならすべし、備切に備を堅め、御下知を相待べし、他の備へ助合申間敷事。付、鐃拍子木ならし候時は、諸手より合可申事。

一、陣屋火事の時は、備切に消可申候、他の備は早く備をかため居可申候。

一、陣屋にて諸勝負小謡酒女は堅く停止也。對陣百日の事は古來希也。其內、隨分晝夜心に可掛事。

一、敵陣にいか樣之親み有之共、使をも遣申間敷事。山崎合戰之時、明智內に子有、堀久太郎內に親有、明日は敵鬪と成及合戰候など申狀を遣し、明日未明に寶寺へ取上り申と申來候を、そのまゝ久太郎へ申聞候得者、夜のうちに寶寺迄取上り被申候に付、明智破軍仕候、是も父子の通路仕候故なりと御物語。

一、喧嘩堅禁制也。權現樣小牧陣之時、供奉の平松金十郎下人、今切の渡しにて、舟を取居申候を、金十郎傍輩中、其船是迄渡候樣にと申候を、金十郎もの渡間敷と申を、其儘寄合切殺たるを、金十郎見て兎角不申候を、金十郎腰拔などと申沙汰有、其後、於小牧一番槍を合せ無比類働有。其後、斯樣の沙汰有よし申ければ、金十郎申候は、惣じて我は喧嘩は不得手に候、敵に出合鎗は仕候由申たる由、斯樣の侍こそ、實の勇士とは可申と、御物語被遊候。

一、他の備へは、親子兄弟にても、見過申義は不及申、使をも遣し申間敷候、不叶時は、其大將の印判を以て可遣事。

一、商人或は山伏・乞食等、其外不審成者、備へ入小屋前一切通し申間敷事。

一、亂妨停止之事。但、乘馬難に及候時、取候事は各別事。

一、山林竹木不可伐、但、手術に可成義は、各別之事。

一、敵陣之女童・老人・子共不可殺事。

一、懸り口にて、剰（マヽ）物落候事、不可爲越度事。

一、敵方之事を譽、味方をそしり申者、謀叛同然也、可爲曲事。

一、私に矢文不可射放、敵より之矢文ひろひ候はゞ、披見不仕差上可申事。

一、傍輩の難に及候時は、尤助合可申事、侍の可爲本意事。

一、奪首は古來不苦といへ共、弱兵の成所也、可爲曲事。

一、兵粮下知次第に、交々遣可申候、一度に二人前づゝ持參可仕事。長久手合戰之時、秀次之五萬計の人數、猥に兵粮を遣申を、權現樣の物見見て、懸り時分只今とてかゝり、惣破軍仕たるとの御物語。

一、私に物見遣申間敷事。付、物見に參候者、自分の働を心外遲く歸候はゞ可爲曲事。無是非手負候はゞ各別、歩物見に可申通事。

一、あけ再拜懸再拜物之事、常々可相心得、上け再拜之時は、勝負に仕懸り候共、打捨引上可申候事。

一、先手の横鑓は二の備、二の横鑓は旗本、旗本の横鑓は跡備之事。

一、敵不意に出候時は、其當所可爲先手、旗本へ懸申時は、三の備と跡備可爲脇備、先手は備を立堅居申候、我こそ先手とて備を崩し懸り申間敷候。謙信神保退治之時、二宮彈正と申者、城の前を押通し被申時、先手を過し、旗本へ切かゝり申を、右の定の如く、旗本先手と成、三の備跡備とを脇備にして、掛合申故、先手は備を堅居申候。其儘城中迄亂入不殘切殺したるとの御物語。

一、殿は先手の役に候得共、折により誰にても可申付、不及異儀可入替、北國合戰之時信長公の先手柴田にて、殿も仕時、信長公の御下知にて、佐々內藏助、纔に小勢にて馳付候得共、柴田早々入替たるとの御物語。

一、鐵炮頭の働は、敵味方の間へ出、横合に打すゝめ、又かき取、敵をしさゝかし、色々可有之、斯樣之働は、侍大將の働同事也。外に私の拵、專に仕は可爲曲事。自分之働を、兼而存る者は、唯今足輕を差上可申候、常は物頭の權柄を取、物前に其役を不勤は、足輕を盜申同然之事。

一、足輕五人組に仕置べし。付、時によりぬき人十人組より一人づゝ出し申樣にも、可被仰候、かねて鐵炮も搏申す岩葉成者を、其手當可仕置事。

一、鐵炮之者、火繩三筋に切、火繩に〆火を付可持事。

一、馬上之敵は、馬を搏を、步者は腰を可搏事。

一、搏擔之鐵炮は、相窺に敵惣陣へ御觸可被成候、若敵出候かと可存に付、如此也。

一、跡より鐵炮搏を申間敷事。

一、足輕頭時により、伏張番夜番等も可被遣候間、其時傍輩に尋、或は御大將へ可伺とては事不行儀也、兼て功者成者に尋、銘々心掛可申事。

一、御陣廻之時、御人指之外、御供に不可出事。

一、士大將物頭惣士中に至迄、武勇の心懸有之者は、幾度も可被召連候、然る時は、誰々は數度御供、我は不被召仕と、御恨存間敷候、依之只今被仰聞候。

一、小荷駄印銘々頭之紋を付、下に名の字を書、荷物に可指、其印を小屋前に可指事。

一、小荷駄には、其組より侍三人づゝ奉行可申付、敵地にては、或は五騎・十騎、但、多少により可付、五騎之時は、先へ三騎跡に二騎、十騎之時は、跡先五騎づゝ可乘。

一、小荷駄遲く參候時は、迎に或は十騎、鐵炮とも可遣、其組により、多少可有之候、迎に遣候とて、跡の備人少に候はゞ、御旗本より助勢可被遣事。

一、於戰場常の行跡と違がさつに成、老中頭へも不禮廣言をはき申者、古來不苦と申習にて候へ共、大き成誤也。斯樣之者、一旦鎗を合申候といへども、弱者のわざ也、可爲斬罪也。

一、御出陣之時、折によりて小勢に被召連候儀も、可有之、左樣之時は、常々武勇心懸も無之、徒に幕中者を御殘し可被成候間、其時假知行取申などゝ御斷申及間敷候、御許容被成間敷候、無是人成共其心懸け有之者は可被召連事、御引事に、たとへば茶之湯功者之者共、數寄屋之作事之時、奉行に申付、亂舞功者は其用に遣候ごとく、武勇を心に懸申者は、軍用に可召仕候、此段主人に成て、合點可參候、公家町人のまねする者は、唯軍用に不被召仕候。

一、權現樣御意被成候は、備崩に五色有。

一、うらくづれ　一、見くづれ　一、聞くづれ　一、友くづれ　一、疑くづれ

此五色の崩の元は人數賦道具賦さわき立故也。又、此元は常々無心懸にて、吟味穿鑿無之故、俄に埒明がたき故也

一、此御軍法を他所へもらし候はゞ、後々被聞召候とも可爲曲事。

一、出羽長門は、左右之先手、若狹は二番手、跡備は芳賀內藏助、伴安左衛門、其外は皆旗本也。

一、五百石より上の軍役、右のごとく、其下は鐵炮をやめ、鎗に可仕候。併、時により鐵炮を持參可申と被仰出候義も可有之候間、其心得可仕候。

一、今度被仰聞候御軍法、荒增之義候得共、廣く不成樣に可仕候、相組有之面々は、右之趣相組中へ申聞置候樣に可仕候。

兼而銘々分限に隨而、人馬武具馬具を、常々能考拵、所持可仕事肝要也。以上。此節、大野良式御小性組安藤杢組之組頭役に付、末座に被出承之、御口上と相違可仕も不存候へ共、指を折、五十三ヶ條書記。

萬治二年三月十日被仰出

一、軍役出し鐵炮五百石取迄は、右之通、五百石之下は、鐵炮を鎗に被仰付候。

萬治三年七月七日出仕之節被仰渡之內拔書

一、御家中士共、自分子共又は掛る御中浪人兄弟從弟等に而も、武藝稽古仕候者、其品書付候而出し可申事。

一、御家中軍法稽古仕候由、人々の身上相應之事習候は尤に候、壹本鎗之者、自分持武藝をして可仕に、軍法は番頭役之者下知に付候事に候得共、壹本鎗之者は、習候はで不苦候、結局頭之下知をきかぬ樣に而、妨に可成かと被思召候、軍法稽古御停止も可被成候得共、左樣には不被仰付候、何も能心得候へと御意之由。

萬治四年二月十五日於御城被仰渡候は軍役人積書上帳に同知行高に而も組により人數相違三段有之候一組之內に而も同知行高に而も人々により高下可有之事は一組之內はいづれも一樣成ば尤に被思召候間番頭寄合可

然程々治定可仕旨御意に付何も寄合相談之上に而人積り書付窺申候得共

御披見に入定覺

一、七百石　出鐵炮貳人、出鑓貳人、具足箱持壹人、冑持壹人、刺物持壹人、持鑓持壹人、馬取貳人、若黨四人、手明五人、合拾九人。

一、五百石　出鐵炮壹人、出鑓貳人、具足箱持壹人、冑持壹人、刺物持壹人、持鑓持壹人、馬取貳人、若黨貳人、人足四人、合拾五人。

一、四百石　出鑓貳人、具足箱持壹人、冑持壹人、刺物持壹人、持鑓持壹人、馬取貳人、若黨貳人、人足四人、合拾四人。

一、三百石　出鑓壹人、具足箱持壹人、冑持壹人、刺物持壹人、持鑓持壹人、馬取貳人、若黨壹人、人足三人、合拾壹人。

一、貳百五拾石　具足箱持壹人、冑持壹人、刺物持壹人、持鑓持壹人、若黨壹人、馬取貳人、人足貳人、合九人。

一、貳百石　具足箱持壹人、冑持壹人、刺物持壹人、持鑓持壹人、馬取貳人、人足貳人、合八人。

一、百五拾石　人數同斷。

一、百石　具足箱持壹人、冑持壹人、鑓持壹人、馬取壹人、人足壹人、合六人。

一、御支配取には、小荷駄壹疋、口取共に人足壹人、御貸。

右之節池田藤右衛門より相窺候に付

一、道具持を得度存候義は下取前持せらるゝと被仰出候事に候間、其心組により、誰々何々と書出樣可得御意候。

一、貳百石取、百五拾石取、若黨只今有之候はゞ書出可申候。

一、雨具持せ候事は、如何可有之哉。

一、餘り荷物へらし候か、又は召連候人之内に、持せ候樣に仕度候。

一、荷積色々書に不及、貫目合計を書入、人足何人、壹人に付、六貫目持と可書上候事。
一、子共有人は増人の様子書付可申候事。
一、寄書に増人斷書可仕候事。

寛文元年三月朔日於御城被仰出覺

一、出陣之時召連べき人、並、駄馬銘々知行所之者可召連事、壹人之給米六俵、但、當分三俵貸可申事、居掛之下に路錢取に不及候、但、一年之給分之內、半分迄春貸不遣者には、半分之都合借可申事。
一、荷馬道法之駄賃可遣、若死候はゞ、馬主へ金子壹兩可遣候事。
一、急々出陣之時、用意中一日にて可罷出候、人數書出可申候事。
一、緩々出陣之時、用意十日にて可罷出、人數書出可申候事。
一、出鐵炮大身小身共に、先に而用に可立と存覺悟候はゞ爲持可申候、無厄候はゞ、鑓に可仕候、時により惣様に鐵炮被仰付候事も有之候間、內々鐵炮用意可致所持事。以上。

寛文元年六月朔日於御城

老中・番頭中に、御備御見を被成候刻、備之次第一日替りに御繰可被成候間、左様に心得可申、併、依時御替不被成義も可有之候、一偏に心得申間敷由被仰聞也。
其後猪右衞門殿被仰渡、人々入用之銀子、陣所へ持せ候事、聢と仕候者無之、迷惑に候半と被思召候。殿様御銀奉行參候間、其奉行迄相渡、先にて入用程被遣候様に、或は自分に入候粮米抔調候義、左様に役人被仰付候間、其者へ頼入用次第調候得と御意に候。

寛文元年六月廿三日被仰出

一、今度、御家中人積書上之內、銘々雇入有之候如、御定米三俵が、金子壹兩に而も、銀子六十五匁宛にても取替相

渡召連可申候、用意何も備置書上候哉、雇人多く書上候而も、左様之用意銀無之面々有之候哉、相改書上可差上候夫に随而心持も可有御座候由。

一、同書付之内、在郷逼塞人之外、相身體之内、有人少き者有之候、無據子細有之候哉、是又様子御手届可書上由。

右之御意に付番頭中相談之上應身體人積

一、百石上三人下一人中二人　一、百五十石上四人下二人中三人　一、貳百石上五人下三人中四人　一、貳百五十石上六人下四人中五人

一、參百石上七人下五人中六人　一、參百五十石上八人下六人中七人　一、四百石上九人下七人中八人　一、四百五十石上十人下八人中九人

一、五百石上十一人下九人中十人　一、五百五十石上十二人下十人中十一人　一、六百石上十三人下十一人中十二人

一、六百五十石上十四人下十二人中十三人　一、七百石上十五人下十三人中十四人

同年七月朔日被仰出

一、組之内五三人六七人宛在陣中、自分扶持方以下他廻可仕と申者有之由被聞召候、近年知行物成悪敷候間、手前之私用を指置、諸事致艱難候はでは成間敷候、左様之者は、一角御奉公と思召候間、書上候様にと被仰渡候。

右同日被仰渡候

一、船積被仰付候へ共、今度書上之人積乗程船無之候間、船路之時は、人へらし候積仕候様に被仰渡候。
御番頭中申上候は、何人をへらし可申哉、船にて御座候得共、人足荷馬へらし可申かと申上候處、左様に仕候得と、御意に御座候。

一、御家中手船乗組銘々より書出し、不足船之分、御渡可被成候事。

一、御家中相渡候船共、銘々よりかこひ可申事。

一、浦船綱いかり悪敷は替、櫓なども手前に拵置可申事。

一、船賃は上下御定之通、帆一端に付五匁宛、手船雇か子壹人に付、五匁五分づゝ可遣事。

一、船に乘組か子陸へ上け申分、給分賦出し人之通可遣事。

一、か子扶持方船中は壹升、船着に而は五合。

一、船印銘々書出し可申候、夜挑燈紋銘々之事。

被仰出年號不詳

一、惣人數書上見候得共、内に存候より人多候間、度々申すごとく、無用之人不召連候樣に可心得事。斯樣に申を合點不仕候而、能者わざとへらし、其身常々武藝を心懸候得、道具も持參不申候樣に可有かと存候。

一、常々心掛能者多持申者は、急度奉公と存候はで、人之持樣心得そこなひ可有之候間、面々能考可書出事、人數少き樣に存候者は無用也。人多きは能人數之少きよりおとりと申事に候、其上、食粮他國不自由之時を存、無用を止度と存にて候。

一、不及申候得共、組頭之諸道具書上に心得可有之事と存候、常々さへ組子に替る事は、如何敷に、まして軍中にて組子より榮耀は有間敷事と存候、組子之爲に宜事は格別之事。

寛文六年極月十三日被仰出

一、御城代番頭中不殘一年替之出仕之次第に月番可仕事。並、御國駈出人改輕き奉行にては難調思召候間、是又、右之通、一年づゝ番頭御城代肝煎可申旨被仰付候。

年號知れず左の如し

一、御出陣之時、用銀をも持參仕候者、小屋に程成留守居も有之間敷候間、取逃に逢候例も古來有之候、爲聞召及候間、御銀奉行所へ預け置度と存候者は勝手次第可仕旨、番頭物頭中へ被仰出、馬大豆食粮米等、自分に相調候義難成存候者は、御藏米之内相渡有樣に可被仰付候條、是又勝手次第に可仕旨、六月朔日被仰出。

一、船路御出陣之時、舟持候面々は可用候。但し、乘餘人數可書出候、其繼御船割可被仰付事。浦之寄せ船には、綱いかり無之も可有之由に候、左樣之船は、其乘合の者として、用意不仕候ては成まじく思召候、尤船者きりかこひわ下乘手より可申付事。

一、船賃は、大坂御上下之なみに可遣事。

一、船印は番頭の紋を可用、挑燈に印可仕事。

一、(舵)加子の扶持方、船中は本升宛可遣候、荒岸(マヽ)以後は五合宛可令下行事。

一、(舵)加子をやとひ召連候はゞ、假出しなみの取替可遣事。

光政公被仰出

軍役持人之法

一、百石、上下四人　一、百五十石、上下五人　一、二百石、上下七人　一、二百五十石、上下八人

一、三百石、上下十人　一、三百五十石、上下十一人　一、四百石、上下十三人

千萬石たりと云ども、此法たるべし。然則、千石下三十人、一萬石下三百人、是百石上下四人の定如此。

一、百石之外二十石三十石迄は百石の身上同格、百四十石より六十石七十石までは百五十石の身上同格、百八十石より二百十石三十石までは二百石の身上同格、是又千石萬石たりと云ども可爲此格也。

一、身上に應じ軍役人積を云時は過不及之損得有と云ども、算數を以、役銀上納或は役を勤るに至ては、毛頭も不可損得理也。

一、百石下三人、千石三十人の下人を持義は、平日難成者可之有、依之、其理別書に記之指上る者也。又、百石上下四人と定る、則千石には上下四十人之積りなれども、二百五十石以上、借人なき故、小身も大身も、其得同じ位に積る者也。此定全く其理なきに非ず、出陣と云ときは、大身とても下人抱る儀難成者也、況や小身者をや、故平日此

法を知せ置ときは、身上不成して、常は軍役相應に下人を扶持せずとも、事可出來前方我軍役程下人を召抱る者也。其時に當て、臣下の苦勞にも不成、代官奉行の骨を折る義にてもなく、第一軍事調り安きもの也。

一、自然の時、百姓夫役を勤る事は、古今異儀無者也、諸士へ奉公と云には、樣々六ヶ敷云て、卒爾に不被抱もの也、總て出陣の時持人を減ずるは安く、增は難成ものと古老の云傳也。

借馬借人之法

一、百石　上下七人　内　借人 三人　持人 三人　借馬 一疋　下人六人之割　口取 二人　道具 一人　具足 二人　甲指物 一人

一、百五十石　上下七人　内　借人 二人　持人 四人　借馬 一疋　下人の割　如前

一、二百石　上下八人　内　借人 一人　持人 六人　下人七人之割　口取 二人　鎗持 一人　具足 二人　甲指物 一人

一、百石より百五十石迄、小荷駄の內より吟味いたし、能き馬を借し馬上たるべし。

一、二百石より以上、自分の乘馬依有之、借馬なし、勿論二百五十石以上借人もなし。

一、大身の子供、自分の人馬召連ると云とも、上下六人に不可過之。

一、諸士の嫡子無足たりと云ども、馬廻並に勤仕致す者には、小荷駄一疋夫丸三人可借之、然者手前の下人一人ともに上下五人たるべし、具足衣類鞍飼具を付乘掛たるべし。

諸色買日之法

一、米京升一升の目三百八十目、但、黑米一升四人の積、一人前一日の粮米七合五勺也。

一、味噌右同、五百八十目、但、一日一人前四勺宛、但、但五十人一升の積。

昔亂世には、味噌を揖薄く押し、日にほし堅め、俵にして持之、一人前一日の味噌七匁宛の配當也。又、信州・甲州の諸家、其外關東筋には、玉味噌を幾日分と云て所持したる義もあり、是も一日の分量を定たる事也。

一、鹽京升一升の目三百目、一人前一日十四匁づゝ、是は成ほどしめりのなき鹽也。

昔、亂世には陣中所用三年鹽を揩り、大栗の火に丸し、日にほし、俵にして雨のかゝらざるようにして持之也。扨一人前一日のしほ一匁四分の配當也、然れども只今一人前、一日の鹽十四匁と云は心得有ての事也、惣て平常も、去年の鹽を用て、其得有は右の理也。

一、馬大豆京升一升の目三百七十二匁程。

一、衣類一つの目五百目程、但、絹木綿の差別有之と云とも大方は如此。

一、帷子一つの目、百五十目程。

一、幕一つ。

一、細引一筋目八十目程、但、長十五間にして。此、細引十筋を以て、九尺に二間半の小屋を結ふ積、凡細引は面々心次第の物也、故貫目難決定也。

一、澁紙一枚の目五百目程、但、大さ五尺に二間半、如此麻縄を中へ入、厚紙三枚重の積也。

一、鍋一つ目大方一貫目程　一、鎌一丁の目百十匁程　一、ナタ一丁の目二百十匁程

一、鍬一丁の目六百五十目程　一、手鍬四百五十目程　一、鉞一貫目程

一、鶴の嘴一貫三百三十目程　一、カナテコ三貫目程　一、カナツキ五貫目程

一、大綱十五貫目程、但、二十尋物　一、箱ハシゴ十貫目程　一、カケヤ一貫目程

一、クマデ五百目程、但、杉柄　一、籠手桶百目程　一、籠水溜桶一貫目程

一、ホウロク火矢筒一丁八人持　一、同玉一の目四百目内外　一、百目の筒一挺十四貫目程

一、三十目の筒一挺四貫目程　一、長刀一振八百目程　一、九尺柄鎗一筋七百五十目程、カキヤリ、スヤリ、少づゝの替りあり。

一、塗弓一張二百七十目程　一、矢根ともに一本十二匁程　一、四寸廻七尺竹一本百七十三匁程
一、四寸二分廻九尺竹一本二百三十目程　一、四十五歩廻八尺竹一本二百十匁程
一、六寸廻一丈二尺竹一本五百四十目程　一、小荷駄の荷物、三十二貫目より、四貫目迄の間たるべし。
右貫目の積大概如此

小屋割之法

一、家臣・士大将・組頭・小姓頭・用人一人前三疊宛。
一、旗奉行・鑓奉行・物頭・其外大身之者一人前、二疊づゝ。
一、總馬廻幷大身小身の子共與力に至迄、一騎役を勤る者には、一人前一疊半宛。
一、歩馬上(士カ)一疊に二人、此內一人は持人。
一、歩行士一疊に二人宛。
一、足輕一疊に三人宛。
一、諸士召仕の若黨・中間惣而夫丸に至迄、一疊四人づゝ。
一、陣尺の間は、六尺一間の積り、惣小屋一間半片庇たるべし。
一、陣中乘馬の小屋、一疋には間口一間の積り。
一、小荷駄には、一疋に間口四尺に一間半の積り。
一、與力同心は、其頭と相小屋たるべし。
一、惣馬廻は四人五人程宛示合、相小屋たるべし。
一、軍勢の陣屋は、古來手掛の法也、本陣は平日切組、運送する事也。惣て本陣に六十四の法と云事有、併、是は將軍家の營法也、其割の一に曰主將の居所、二に曰諸士の會所、三に曰兵具の置所、四に曰納戸方道具置所、五に曰近習諸役人の居所、六に曰臺所、七に曰湯殿雪隱是也。凡本陣と云には此法を本として、夫々相應に切組こと也。
一、本陣に棟を立るは、是又將軍家の陣營のこと、此棟は敵の方へ向て作る古法也。其上、繩を結樣も敵の方へ向て

結ぶ、是又古實也。

一、今世右の法を略して作るは、運送するに人馬多く不入、陣屋の勝手宜を專と積るものなり。

陣屋間尺之事

吉・死・別・光・宮・惡・殺・禍。

此八つの文字を一尺に一字宛賦り、八尺の竿にして、千間萬間も積ること也。此內、吉・光・宮・禍の四字の掉先にて打とめて、吉傳受し來る次第、此陣取吉事の證據長き故略之。

兵粮炊事

一、著陣して其儘食たき喰仕廻て、又翌朝の食をたき、めんつらに入置事。但、夜係夜軍朝込等の用。

一、夜半の比より食をたき、前宵の食を喰、扨、あたゝかなる食をめんつらに入、腰に付べき事、但、陣中の食は柔なるは惡し、こはきは夏陣にも味不變もの也。

一、諸小屋に食をたく時、火有之、夫を消て炭を可嗜置下知之事。

鐵炮の玉渡す事

一、拾挺の前玉六百十日分、壹挺の前一日六放の積り、是を二三の法と云て、吟味し來る事なり、其理略之。

矢を渡す事

一、士弓には一人前一日百手宛の積り、足輕弓には一人前、一日十手宛の積り。

一、大筒・中筒・木筒、是は軍役帖に在。已上。

右の本は一冊として立法と號す者也。

諸士中平日心付之條々

一、夫於二戰場一者、進退俱以レ得レ利爲レ惡也、然則常尋三探其道一可レ秘三藏心底一矣、雖レ爲レ忠節之端事。

一、諸事所レ示二家法一必不レ可二自棄一焉、自分以後用不用之行跡、役人可二聞屆一之條、可三相ｰ心ｰ得二此旨一事。

一、不レ限家臣・士大將・或物奉行、總而致レ決下斷是非上、族踰二其品一、曾不レ可レ聞二用義一事。

一、談二于二人之善惡一、或無レ地好而密通二懇志一之體、欲二睦近之族、即是可レ察下於誑中或我心上者事。

一、軍役人積相二定之一也、若及二出陣一、則可レ守二此法一矣、雖レ然身上不如意之族、平日者可レ任二其意一事。

一、馬者以二强足一爲レ要也。不二四足一爲二曲馬之最一矣。然則不レ拘二見分一可レ嗜レ馬事。

一、陣屋之幕者、家臣・士大將・組頭・用人・扈從頭・武首（マヽ）旗奉行・鎗奉行之外、不可打之事。

一、陣中着羽織頭、令二免許一者之外、可レ爲二無用一事。

一、出陣之節、諸士召仕之若黨・中間、可二着用一衣類之品、出二其圖一、連々可二拵嗜一事。

一、人者、以レ無レ實爲二惡人一也、苟有レ實則不レ可レ泄レ忠者事。

年號月日　　御諱

出陣前制法之格

法・度・　腰兵粮者可爲口說　諸士謀略存寄所

一、今度就二出陣一、諸手之面々、猶以重二法禁一、聊不レ可レ犯二其手之下知一也、殊人馬之員數、平日如二相定一不レ可レ有二違失一事。

一、莅レ于二首途一、行列正二威儀一、相靜而可レ聞鼓貝、行止之約束也。付、乘馬沓尿之節者、即鐙持一人召連、倚レ于二路之側一用事畢而後、如レ前列可二乘入一事。

一、小荷駄者、爲二一組切一而推レ之、且、奉行乘レ于二前後一、一圓不レ可レ交二軍勢一事。

一、雖レ爲二他國一、不レ受二下知一而放火、幷、薙ｰ取二作毛一濫妨狼藉之行路、旁以堅停止之事。

一、不レ顧二味方之大事一、有下及二口ｰ論私ｰ鬪一者上、則可レ爲二重罪一也、勿論於二荷擔人一者、過可レ重レ於二本人一事。

一、陣中雖レ有ニ不慮之騷動一、役人之外者、守居レ于ニ面々之小屋一、或有ニ構外之變一、則出ー張レ於ニ請取之虎口一可地相守天、(マヽ)武王之下知也、剣哉近習組之外、猥本陣馳參無用事。

一、背ニ軍法一致ニ拔蒐一、或起ニ先手一之族、其過甚大也、併於レ遂ニ大事一者、是又可レ加ニ下知一事。

一、饗ー應大ー酒音ー曲、禁止之事。

一、備場令ニ巡見一之節、不レ可レ致ニ下馬一也、介冑之士無ニ禮拜一事。

一、時之使雖レ爲ニ輕者一、敬而可レ承ニ其意一事。

右之條々堅可ニ相守一焉、若於レ令ニ違ー犯一者、敍可レ行ニ其罪一者也。

年號月日　　御諱御判

陣中札之格

法度

一、雖レ入ニ陣屋一、先手・當番者、帶ニ甲冑一晝夜相待、於ニ不慮一勿論、可レ務ニ夜廻一事。

一、陣屋出勢之次第、順レ于ニ前後之相圖一、猥不レ可レ出ニ小屋一也。附、陣營中不レ可ニ乘馬一事。

一、取レ於ニ牛馬一、或令ニ失火一之族、不ニ念至一、可レ處ニ越度一之條、專可レ愼之事。

一、米薪芻牧者、組切言合、奴僕小荷駄可レ遣レ之、勿論奉行可ニ差副一事。

一、陣中遊興・密談・大酒・音曲・人返。(マヽ)甚嫉之事。付、不淨有レ之者、其小屋切掃除可ニ申付一事。

右之旨堅可相守者也

月日　　宮崎廉寫

丸山子堅校

吉備温故秘錄　卷之十八終

吉備温故秘録（葬祭）

池田文庫木畑本に「秘巻之十九」とあり

吉備温故秘録　巻之十九

大澤惟貞輯録

葬祭

烈公の德化を追て、國内におよび、侫佛の輩何となく衰へ、聖道を學ぶ者多く成り、中にも邑久郡牛窓村末廣生安と云ふもの、弱冠より土佐に行て、野中主計の學風を聞て儒に志し、壯年に牛窓に歸り、いよ〳〵浮屠の教を遠ざけ、專聖學を尊び、文公家禮に本づいて、父母祖先を祭り關畑の學者と交り、互に切瑳しける。初は同鄕の者服せざりしが、終りに其說を信じぬ。生安素より儒佛の教を明辨しける故、男女とも一度其理を聞ば、忽ち儒に歸するもの多し。且醫術にも其功あれば、烈公大に感じ給ひ、寛文六年七月十三日、俸米十口を賜ふ。又、同村八幡の祠官井上與左衛門といふ者、其元は社僧新藏坊の弟子にて、良尊と云ひ、久々高野山に登り、佛學をつとめて、去年牛窓に歸り、末廣生安と共に語り、初て佛は異端なる事を悟り、忽に佛を廢して、儒書を讀み、同志を勸學し、其理をもとめ、又、神道を興起せんと願けるを、郡奉行前田段右衛門大によろこび、先良尊に還俗させ、井上與左衛門と改しむ。此旨聞召八幡の祠官とし、祭田二十石をぞ付給ふ。此時庄屋三平、好學の聞えあれば、いよ〳〵つとむべき旨、日置猪右衛門(を)以て賞し給ふ、時服をも賜りぬ。此三平が父治郎太夫といふ者、過し年飢饉に村中を撫育し、裁斷私なく廉直なり。三平も又父が志をつぎて、村里其廉に服す。同村の傳三郎と云大工も、儒禮を用て、其父を祭る。兄小左衛門は佛を信じて、傳三郎をせむ、傳三郎祭りの心をかたりければ、小左衛門深く感じて佛を廢す。同じ村の治左衛門、常に佛を信じ、去年も筑紫にて、材木を求て、牛窓に歸るやいなや、高野に登り、父の爲に月牌を入て、十二月の末に歸る。治左衛門が弟惣兵衛は、生安と相智にて儒を用ゆ。今年正月三日、惣兵衛が方に、治左衛門居ける所に、生安年禮に參りければ、治左衛門生安を厭ひて、其席を出でんとす、生安これを留め、扨元三の祝は佛か儒かと問ければ、治左衛門忽に明辨し、直に家に歸り、佛具を破り、假に神主を造り、同十七日に始めて儒禮を用て父を祭る。母是を見てうれへければ、朋友來りていさめけるは、母の同心なきを、俄に改めらるゝは、かへりて不孝とや云はんと申ければ、治左衛門それも一理あるやうなれ共、我諭して母をよろこばしめ

んに其非をしらば改むべし、いかに悦ぶとて、又盗べきと答て、ついに學に志深ければ、皆感じ玉ひて物多くたまふ。此外、鹿忍村長左衛門・伊部村甚右衛門・同村七兵衛・片上庄屋六郎右衛門二つ時服・同村太郎左衛門・喜兵衛などいふ者を始とし、國中に善行の者多かりしかば、それ／＼に賞賜あり、かく學業盛に成行、國中多く佛法を捨て、儒法を學ぶものあり。

一、備前一國備中數郡の內、淫祀の小宮は、俗に荒神と名付て、崇敬する類年を追て多く、愚民は疫疾災難狐狸の妖ある時、山伏神子抔にたぶらかされ、此荒神のたゝりなれば、祈禱すべしとて財寶を貪り取られ、又は宮地に生ずる草木をも民恐れてひろはず、弊ほとんど國中に及びけるを、烈公深くうれへ玉ひ、其民のまどひを解き、各地の費をも改正し玉はんとて、五月十八日代官頭川村平太兵衛・西村源五郎・都志源左衛門に仰せて、松岡市之進とはかりて、うぶすなの神の外は殘らず破却し、其宮地の材木を以て、一代官所に一社を建つ、是を寄宮と號し、吉田家より證印を勸請あり、此度改正ありし總宮數一萬千百三十社なり、內六百一社は氏神なれば、のこり一萬五百二十九社はこぼち、七十六社の寄宮となれり。此普請は翌年二月晦日より取かゝりしなり、同五月今以後於御城御祈禱幷に御門の札可被停止旨被仰出。

一、寛文六年丙午八月三日、御國中の諸民佛道を捨儒道に歸し、葬祭の儒禮を用ゆる者共、吉利支丹の改證據無之に付江戸へ被仰遣、産神の神職に證狀出し候樣被仰付。此證狀下に記す故、爰に略。

　數年聖學御尊信の誠、士民感心仕、儒道に趣、佛道を捨候者多く、其勢漸盛に有之、
　上之御趣意を不辨、一向に佛放却するを善とす意法、其害可有之樣被思召、仍五
　老中・番頭・諸役人を御城へ被爲召、左之通御書附を津田重次郎に被命讀上。

一、權現樣の上意に、神儒佛共に御用被成候との儀なり、神道は正直に清淨を本とし、儒道は誠にして仁愛成を尊び、佛道は無欲無我にして、忍辱慈悲を行とす、三教共に如是ならば、假令教は品々ある共、世に害あるべからず、今時神道儒道は衰微なれば、善惡の見るべきなし、佛道盛なれば、坊主たる者、多は有欲有我にして、けんとん邪見也、己の不律破戒の云わけには、各家等如化の凡夫は善行をなす事ならず、欲惡ながら阿彌陀を賴、極樂に生

す、題目だに唱れば、成佛すといふ、是人に惡を教也、自今以後、如斯の邪法を說て人心をそこない風俗を不可亂事。

一、何とつたへあやまり候哉、國中の佛者及迷惑候由、國中に住者は皆國主一人を賴居候へば、何者によらず、我育むもの也、あしき者とても、今までをしへなくてあしきは、我あやまちなれば、彼をにくむ可らず、今の佛法の教は、權現樣の御用被レ成候御意の佛法にはあらず、今の如くならば、必破却可被成候、たとへ本は能候、時に當りて害あらば、其害をば除かで不叶義也。今の佛道のまどひをさとり、神道の正直、儒道の大道に趣かんとおもふ者、心次第可爲、然れ共、心術躬行こそ替るもの也、さもなくて法をかゆるやう成事は、眞の坊主の流浪不仕樣に可申付事。

一、一夫不耕國受其饑、一婦をらざれば、國其寒を受くと聞、比丘比丘尼の多は、國民を飢寒せしむる本なれば、非をさとり還俗するものは、すぎわいをあたふべき事。

一、出家の中、或は老人、或は病者、或は無才、又は文盲成者は、取分不便の事也、惣じて坊主たる者、邪法をだになさずば、墓守と心得て養置べき事付、愚痴の僧侶をすゝめて、急に佛法をそしり神儒に入事なかれ、己が知ありて善惡をしり、邪をすて正におもむくをゆるし候へば、此法は心なき者をもむりにすゝめけり、甚以無用の事なり、君子不言の德有、人を導に德を以つてすと聞、言語を用ゆるは末なる事。

一、神道は正直を先とし、儒道は誠を本とす、誠成時は明也、明成時は正直に、我民たらんものは、心に誠をたてゝ迷をはらし、正直を失ふ事なかれ、人だに能は、假令いはい(位牌)ごりん(五輪)は、佛氏の流たりとも可也、時節有べき物也、心も知らで事のみ儒者の學びをなさば、是又名の違たる佛者たるべき事。

一、社家佛者にかはりて、黨をなすべからず、不測の神道に背て、みだりに祈禱をなし、人の財をやぶる可からざる事。

一、國中山林あれ材木薪不自由候間、富たる町人百姓、猥りに作事すべからず、堂寺を新敷立なほすべからず、破損

せば其儘にて修理を加へたゝみて小くすべき事。

一、神佛のわきまへ有ものは各別也、左も無き者は猥に寺をすつべからず、今迄の寺をかゝへ、坊主を養置べし、たとへ辨ありとも其上墓所有之にをては、其遺し來し物は遺し、者をも助くる事なくば可なり。

一、神儒を學ぶ者も誠を先にして、事を後にすべし、喪祭の儀は、漸を以っておこすべし、心より不進者は、佛者の法を用て可也。人死して魂氣は本より天に上り、魄體は土に歸す、理の常也。速に朽なんがまされり。然れ共、孝子の情は、親の體を俄に土に近付るに忍ず、是を以、暫くおしふ(た)もの也。祭りは神道のしるしに、分限有者は、のしにやき鹽を備へ、夫も難及者は、かつをか、田つくりを、菓子の上に加ふるとも可也。祭の膳は、其家にして朝夕の用ふる物に念を入るゝか、或は親生ていられたらば、如斯して可振廻と思ふ程にして可也、喪は別をなげくの悲を本とし、祭は在が如くの敬を本とすべし、天地の道は易簡也、事むづかしきは大道に非ず、人のあとになすまづ共、時に信を知るべきもの也。

寛文六年丙午八月二十三日

同月廿九日また令あり左の如し。

一、佛をすてゝ、或はかくれ忍て、寺へ參り、表には神主を置き、內所には位牌を置、上むきは神儒の禮をなし、誰ぞ問候へば合點不參候得共、代官の被仰付庄屋申付にて候ゆへ、佛を捨候てなどと申由、如斯にては、民に僞を教るにて候、我等儒を好み、僞なく正路に有之候得ば、佛法も不苦候、何にても僞正路ならず、內外ある者は、惡人にて候、たとへ只今儒を學候はゞ、佛にかへりたく存する者は、心次第に寺へも參候樣に可申付事。

一、奉行代官申付候故、其節はいなとも難申、尤もと民ども可申候故、代官は民ども心底より佛を捨て候と存ずる儀も可有之候、是又尤の樣に存じながら、人情を察する事おろそかなる故へつらひ僞を誘ひ起すなり、向後能思案仕、諸事可申付事。

一、去秋佛者共への儀、以書付申付といへども、奉行ども心得とくと得心無之と存候故、又申聞候、天下の廣きに一

國にて佛者少退申したるに分にて、道の興起には不成候得共、當國の士民ども、少志有之者は、己が誠を立候事は、第二に仕、凡情の我心の根より出て、他を打ち退るを以、我道興起と存候と相見候、直をあげて、まがれるを捨置之心得可有候。直を上げる只面々が、誠を立るをのみ事とすべき事。

年號月日不知、郡會所留帳拔書に見へたり、按ずるに寛文七年なる可し。

一、寛文七年御參府ありて、酒井雅樂頭殿に對面し給ひしが、備前・備中出家還俗の事、又寺領沒收の寺少からず、吉利支丹改等も、神職徒とし給ふ事。

覺

公儀御役人中、種々と評義ありける由、雅樂頭殿御申に付、段々御問合せありても、委細難仰盡、御歸りの上、委細御書付を被遣候ものと見へたり、左に記す。

備前・備中之內領分

寺數　千四十四ヶ寺。　坊主數　千九百五十七人。　寺領　二千七十七石九斗二升一合。

內

三百十三ヶ寺　坊主　五百八十五人。不受不施宗門先年追放。

二百五十ヶ寺　坊主　二百六十二人。天台・眞言立退還俗或は追放。

二口合八百四十七人。　上ケ寺領　百三十九石九斗三升八合。

殘り寺數　四百八十一ヶ寺、坊主　千百十人。　寺領　千九百三十七石九斗八升三合。

一、一山へ折紙にて遣候寺領、其寺中へ配分仕せ候內の寺退轉仕候とても、折紙一枚にて一山へ遣候寺領は取上げ不申、其儘一山の本寺裁判には仕置候事。

一、末寺の寺領は、坊主落墮、或は逐電、又は不儀にて欠落仕潰し候分は、寺領取上げ候事。

一、邑久郡鹿忍村本堅寺寺地高四斗四升七合一分の免地にて候事。

覺　御郡會所留帳にあり。

一、先日御物語仕候ごとく、尤所にはより候得共、近年國元之民共、出家共の私欲を以て、人をたぶらかし候を見限り、儒學好申者、端々在之に付、何のかみわけも無之者共も、右之者の申所を聞なれ、坊主をうとみ申、神儒を好・風、所々多く御座候、然る處、去々年寺方への被仰出の御條目を末々にて承り、御公儀にも、出家をさのみ御用は不被成と申なし、又は神儒を好み申に付、彌どこともなく、右の通に罷成候、たとへば一村の内に、少にても佛法信仰候者は、一人か二人にて御座候、殘りは儒とも佛とも考なき者どもにて御座候、右私好み候事にて候得共葬祭を神儒に仕候者多罷成候事。

一、此度國元之出家還俗の子細は、右如申旦那すくなく罷成、又は去々年御書出しに、寺々に女御停止と御座候付、在々坊主どもは、大方百姓同前に作を仕候、就夫男の下人は存る樣に持不申くりうばと申て、女を抱置耕作の助に仕候、此段ひしと致迷惑候て、兼々還俗仕度存る出家多罷成候事、去七月の比、私用の義にて國端牛窓と申處へ罷出候、此處に儒に志寄特成者共四五人御座候、出家にも還俗仕志實成者御座候ゆへ、召出ほうびなど遣申候付、か樣の義承傳彌うるほひ立罷在候刻常々大不義の坊主多候故、旦那もはし〳〵承候得ども、ぬし〳〵が口故、坊主を迷惑させ申も如何と存だまり居申候ゆへ一入年々不義大に罷成候、此時彼不義坊主共、旦那にははなれ申内に不義あらはれ可申と存、欠落仕候者多御座候、其儘居申候はゞ、成敗仕候程の者多御座候き。右にも申候如く、還俗望申坊主御座候得共、本寺をはゞかりためらゐ居申候刻、小代官共還俗仕候樣にと申聞候得ば、則座に還俗仕候者多罷成候。間々還俗いなと存候坊主をも、右之坊主共同前とあやまり、是非〳〵と申聞候、小代官共御座候よし承候故、沙汰の限と申付候得共、口上に申聞分にては屆兼申故、書付仕申聞候、其節は右之書付を出家共見、殊外歡忝由申候國元にて右書出し、相應仕候故、他へもれ申義も心附不申候き。只今存候得ば、廣く罷成不念の仕合致迷惑候、右の書附故、騷動大形しづまり申候處、上方に有之日蓮宗妙覺寺より國元蓮昌寺方へ申越候は、今度從公儀被仰出候ごとく、備前に有之不受不施本寺の坊主追放仕候樣に、私に訴訟可申上と申越候、其返事に、此坊主の義寺を其方へ渡し候得とは被仰渡候、坊主追放仕候樣にとは、終に不被仰聞候間、御寺社奉行所衆へ相尋可

申と、申遣候、此儀を末寺共承迚追放に逢可申と存候處に、奉行衆より、本寺之坊主御指圖之通に追放仕候を、末寺共承り、此時夥敷還俗仕候、世間にては、右の様子不存、一入甚申付候と、沙汰可仕と被存候事。

一、去々年私領分の出家改申候、都合千九百五十七人御座候、此度還俗又は去退候坊主合八百四拾人にて御座候、此内不受不施の坊主五百拾六人にて御座候、右八百四拾人之内、他國へ參候は百八拾五人にて候。爾今出家を遂居申候坊主千百十七人、其外或は百姓に罷成、又は商人にまかりなり、神主になり罷在候事。

一、右書付候通、民共神儒に志、葬祭仕候得ば出家共、切支丹受に立可申様無之故、去年御寺社奉行衆迄得御内意候へば、御指圖難成由被仰越候得共、神儒を用申者共の切支丹可仕様無之に付、只今迄の宗旨請の書物を以引付、此神の社人に、吉利支丹請申付候、書物の様如左。

吉利支丹請狀

一、私儀代々眞言宗にて、何郡何村何寺旦那にて御座候處儒道に存付神道を學び申候、當何月幾日より、佛法を捨、神儒之祭を仕候、生所の神を信申故、則何宮の禰宜請狀取指上申候。

月　日　　何郡何村　某

一、何郡何村の某、只今迄眞言宗何郡何村何寺の旦那にて、則請狀取指上候得共、當月幾日より神儒に趣神道を學び、生所の神何宮を信申候、吉利支丹にては無御座候、若うさん成義御座候はゞ、私罷出埒明可申候仍而後日のため如件

何郡何村何宮禰宜　某

一、如斯申付置候、只今迄の坊主請狀より細にて慥成所御座候と存候、只今迄は、たとへばうさん成者御座候ても坊主請に立候得ば、其分に見のがし候義も可有之と被存候、又坊主は一代切者にて、他國よりも、すわり候得ば、請に立候とても不慥成義に被存候、只今は五人組申付、其此子之分家内の人數を、社人手前に書付置死人有之候得ば、其帳の名消、又生候者御座候得ば、即時に、村の庄屋彼社人へ申屆、右之帳に付置、毎月一度づゝ、其帳面の

人數を改判形仕候樣申付置候、其内に吉利支丹等有之ば、五人組共曲事可申付、かたく申付置候。

一、右之書付之通にて御座候得共、只今之程心付候はゞ、他國まで取沙汰之御座候樣には仕間敷、處々末々にて心得違とは申ながら、私心根に被好申候事に御座候得ば、末々を急度制止不申故、他國にて取沙汰仕候段、私一人の過と被存迷惑仕候以上。

寛文七年

酒井殿一見の上、大にあきれ、是は案外の事にて候、兼て備前には出家はなきと承りしが、猶多く居住せり、かくあるべき事にこそと申されける、烈公かさねて、常は少しの事も貴殿に尋候得共、吉利支丹請之事は、面談ならでは合點も仕るまじく、御差圖もありがたく存ければ、先一存にて神職受に定候ひぬ、委敷は今日の御物語を期し候と仰ければ、酒井殿の答に、誠に御詞のごとく今度の事細かにて能候、出家の役にたゝぬは、我等も察候、然れども、水戸備前を善とゆるし候はんには、其他不實にて、其形は似たる輩あらば、亂爭の基とも成べし、國政は江戸を本に致さるゝ事は勿論、天下の大法なれば、今備前出家の取扱江戸に達たる所の候へば、此書付を老中へ示すべしとぞ被申ける。

御自記も同じ事ながら、左に記。

四月十六日、雅樂殿へ參、國元出家共そらせう仕候處、其子細書付を以見せ申候、此通少ものけも入も不成と見へ申候、只今も出家千百人餘も有之由、わき〳〵にては、壹人も無樣に沙汰仕候、先年の被仰出にも、天下の義御仕置に準じ申樣にとの事に候、此土地には、上野增上寺も有之候、備前にては出家も無樣に御申付、又、水戸にても左樣に候得ば、又わき〳〵もこの樣にても、若ぶじまりの所にては、いか樣の事も出來候はんやとて、甚なきが能候はんと、何も御申故、少右衛門を呼、出家のやくに不意、地獄極樂などいふ事かげもなき事とは、何も存候得ども、とかく甚事は不入樣にとの事にて候、此書付老中へもみせ可申由、御申御留置候事右之段、内膳大和へも直に物語候事。

かくて酒井殿は、右の書付を殿中にて執政の方に渡されければ、阿部豐後守殿も、酒井殿同樣に、備前には出家無樣に思はれける所に、案外に猶多しとて驚かれき。稻葉美濃守殿は、宗職請の事其發端なれば、留らるゝ理あるべし、最早國中に令あ

る上は、其分たるべしとあり、久世大和守殿を初、其餘の執政は、皆可否の論なかりしよし。御自記には、五月十日、雅樂殿御書內々出來の書付、御老中入披見候、何も別に御申候事もなく候、豐洲は脇々にて申候よりは、未出家多有之由御申美濃殿は、何とぞめされ樣も可有之候、只今は何とも成事に候、又、切支丹の者めも何方にも五人組は有之候、後生を恐れたるにぞ、切支丹とも成まじくと御申候由。雅樂殿被仰は、五人組に被成候樣、一段こまかで委きと御申候、內膳殿十二日に御出候、右之通御申聞候事。

一、六月六日、天下の宗門牽行北條安房殿、保田若狹守殿兩人の元へ、能勢少右衛門・伊木賴母を以て、右の旨達し給ふ、北條殿返答に、佛を捨たる者は神職請然るべしとあり、保田は一段然るべき旨をぞ答らる。

備前金山遍照院も、法律不正なれば追放せられしが、大に憤りて、江戸に下り、備前寺院破却の事をいろ〳〵訴ける。其時、上野の役僧に書せし書付、上野より執政のかたへ渡されければ、早速其書を以、執政より詰問あり。遍照院が訴狀左に記。

備前國天台宗

一、圓乘院代々國主の祈禱所にて候所、當春より祈禱停止、其上家中の祈禱迄相止候故、寺明しして、只今山門に罷在候。

一、大願寺熊野三社の社坊社領九拾石餘只今迄は、社人を養子に仕候、則寺を渡、山門に罷在候。

一、圓城寺一山七坊還俗仕候、寺領貳拾石餘。

一、元忍寺一山四坊不殘還俗仕候、寺領拾石餘。

一、岡山寺九坊之內、光珍寺方四坊還俗仕候、寺領五拾石、觀音坊五坊は、爾今罷在候、寺領四拾石。

一、正滿寺四方寺領拾石餘、內三坊還俗。

一、上山寺十三坊、寺領三拾石餘內九坊還俗。

一、沓石寺四坊、寺領拾石餘、内二坊還俗。
一、神崎寺一坊還俗、寺領九斗餘。
一、菖蒲寺四坊、寺領拾石餘、一坊還俗。
此外山林屋敷免除之寺還俗仕候、坊主數多有之由に候、右之内九ケ寺は遍照院末寺にて、皆以古跡に候大寺も有之事に候。
新太郎殿郡奉行代官衆より、佛事作善祈禱も停止、其上還俗可致由被申渡、還俗之者共、直に妻子を呼候而、寺に罷在候、前代未聞の仕合、歎敷存候。併御公儀よりの御仕置にても御座候かと存、本寺よりも一言の儀不申、何共迷惑仕候、此旨御門跡樣へ被仰上奉賴候、已上。

寛文七年六月二日　　遍照院

圓覺院法印

住心院法印

此旨烈公聞し召、備前にてとかくと御吟味あるべきよし、御書を以て、曹源公の御元へ仰越されければ、委細明白に其理非を書認玉ひ、江戸へまいらせ玉へば、直に其書付を酒井雅樂頭殿に示させ給ふ時、御添書あり、左の通。
先日被下候金山寺遍照院書付、國元へ遣し候書付進じ候、坊主共之儀成程有姿に樣子申越候樣にと申遣し候へば、如此書付差越申候間、掛御目候、書付の文言、拙者方への當にて調申候得共、先其儘進じ申候書直し可申哉。
一、國中に寺多候故か、不義仕候ても、本寺より指て政道も無之に付、年々作法悪敷成行候故、不義坊主は、寺共に破却仕候樣にと、前々より奉行共へ申付置候、此段奉行共疑と不存候而、御公儀御法之樣に書申候、以上。

七月廿二日

然るに又八月廿五日、上野圓覺院より訴狀ありて、九月十一日酒井殿の元より申贈らる。其訴狀。

口上之覺

一、備前國天台宗の寺二十ケ寺程還俗被申付、其上佛事作善祈禱停止に付而、堪忍難成候故、致還俗、其儘寺地に妻女を持罷在候、前代未聞の儀候、權現樣より御代々御仕置のごとく、古跡無恙相立候樣に、日光御門跡賴思召候、出家惡敷候はゞ追放有之候ても、寺を潰し被申候事、公儀御法度書にも相見へ不申事。

一、備前國仕置之如くに、諸國共に罷成候ては佛法破滅に成候儀數ケ敷思召候、可成事に候はゞ、新太郎殿領分にて還俗致候出家の分、寺御拂本寺より住持を直し、前々之如く寺領被遣、且那も前々の如く付候樣被成思召候事。

一、備前國中への法度書に、佛法は邪法之由被申候、其上出家置候而墓守と心得、可養置由被申候。權現樣佛法御信仰に付、御遺言にて兩部習合の神道にて、奉祝神位、其上御代々佛法、御崇敬之所に、邪法との儀諸宗共に可致迷惑候事。

右之趣可成事に候はゞ、備前國前々之如く被申付候樣に、賴思召候、若新太郎殿同心不參候はゞ御歎之被仰樣も可有之候、宗旨之爲に候間縱山門日光東叡山被指上候て成共、御訴訟被成度思召候、此外品々被二仰渡一候儀も候得共、事長く候故、先右之通、御內談被仰入候事以上。

八月十五日

此御返答にも、委細其理を盡し仰られしかば、先事濟たるやうなれども、なを圓乘院の事むづかしく、度々問答致ける故、遍照院を備前へ下され、吟味あるべき旨、上野より申來ければ、其返事に、

今度還俗或は寺明候而立退候坊跡の義此方にては碇と難知思召候に付、遍照院備前へ被遣、御改可被成由、此者之義最前末寺之儀、書上候にも不念故に候哉、相違のみにて御座候、若僞申候得者、猶以不屆千萬に存候、斯樣之出家は、本寺の甲斐無御座候間、內々住持御替被成下候樣可申と存居申候、右之仕合御座候へば旁以此僧備前へ被遣候義、幾重も御斷可申上候事、圓乘院義自分は、大般若出申候外、何之別儀も無之所に、自身立退候

其上、此寺は我等家にて取立置候故、代々備前國主の祈禱所にては無之候、然上者如何樣に可申付も、此方次第にて可有御座義に存事。

かく御返事ありて、圓乘院はたちまち廢せられぬ。遍照院も終に備前に來らず、そのゝち酒井殿よりも、何の噂も無ければ、かさねて烈公より此度の事それがし存分の通りにまかすべしと、酒井殿の元へ仰遣されければ、其返書。

貴札致拜見候、先日上野へ之御返答書、首尾能其通りにて相濟申候、自是可申遣候處に不念いたし不申入候、御國元へ被仰遣可然存候、恐惶謹言。

十二月十五日　酒雅樂頭

松新太郎様

尙々先日之御返答書、上野御門跡へ、（信）濃州より被申達、御喜悅にて其通にて相濟候。

同十七日、御書を以て、右一件濟けるよし、池田伊賀迄仰越されける。其後、御門跡御禮として、東邸に來臨あり。

同八年

去年江戸上野御門跡より、天臺宗還俗之寺住僧御居（一字虫喰）有度旨御望に仍而、御通に御隨ひ被成候に付、今度老中・寺社奉行へ被申渡如左。

覺

一、寺領は如前可被遣事。

一、寺領之分只今迄、自身作來、今度之坊主も其通に望候はゞ、前々之如く可被申付事。

一、前々寺より作來之年貢地は、縦此度居り候坊主望候共、作せ申間敷事。

一、社領寺領一つに取來候共、此度は寺領の分計り寺へ付可致遣候事。

一、宮山之分其儘宮へ御附社人構に可仕候。但し、宮も無寺計に昔より付來候山林は、寺へ可被遣事。

右之通、此度金山之末寺入院之節、可被仰付候旨、御內意に候間、各可被得其意候、以上。

寛文八年申九月二日

日置猪右衛門

池田大學

寺社奉行中

郡奉行中

かくて天臺宗の明寺、備前國にて三十五寺金山へ渡され、備中にて十九寺、鴨方村明王院へ御渡あり。

同年十一月廿四日命令の內に。

一、吉利支丹改五人組に掛け、庄屋年寄共、苦に持せ改させ不時に代官上改可仕旨、郡奉行へ被仰出。是近年代官每月小百姓迄を改、判形を被取申候、其にては、年寄・庄屋・代官に、はねかけ下にての改怠り候、代官は又委細萬之義不存故、如此被仰出、郡奉行共被召出、被仰聞候は、五人組の內、吉利支丹有之候はゞ、組合の五人共に同罪に被仰付、其村之庄屋・年寄共曲事可被仰付旨御直御意也。

寛文九年己酉六月晦日、儒道を尊び、吉利支丹受に神職を立候、下民に葬祭之大略を被仰出、左之如し。

共まゝ造る神主の圖

一、病人死する上は、側に居る者、なる程物靜にして終らしむべし、躁しきは死人終に臨で精神散て亂るゝもの也男は女を側に置べからず、女は側に男を置べからず。

一、病人死せんとする上、其勢成べくは東方へ首をして臥しむ、東は萬物を生ずる氣の發する所なれば、其主氣に歸らしむるの義なり、若、病人うごかし難き義あらば、其義

をなすべからず、何方へ首をむけてもくるしからず。

一、病人息たゑ、脈消て溫なる事もなき上は死人に極る時、行水の用意をし、神主を刻むべし。

一、神主とゝのへ難き上は、大工にあつらへ急に本主を刻むべし、常の矩にて七寸七分に高さをすれば、周尺壹尺貳寸に準る也。是を以て考れば、横一寸九分二三厘ほどにして、下に台をする也。板の厚さ薄さに拘るべからず。

神主の圖

粉面

顯考何左衛門嚴君　孝子何右衛門　奉祀　神主

父の神主は、如此題する也。

陷中

年號幾年干支幾月幾日生備前何郡何村享年幾

何左衛門氏某諱某小名某　神主

年號幾年干支幾月幾日死葬　備前何郡何村

常の神主の如く、法式陷中まで調（ママ）がたき故、右の如く木主にして、其死人平日呼ところの名を書き、下に神主として机になり共、又は床に置て、其木主の前に火入を置、香を燒・酒・茶・菓子などを供へ、誰にても親しき者拜して、其名を言て、何がしの神、必此神主により玉へと唱て再び拜すべし。

一、神主共儘大工に造らするには、薄き板にても厚き板にても陷中をつくらす共、一へん板にして、其まゝ板に書べし、後陷中のある神主を求る上は、木主を實の神主にうつし、始の木主を、墓のほとりに埋むべし。

一、夜に入、祭らざる上は、紙にても木綿にても、

母の神主は、如此題する也。

粉面

顯妣某氏室人　孝子何右衛門　奉祀　神主

神主のかつからに、袋をぬい打きせ置べし。

粉面はごふんか、とうの土を大豆のこか、しようふのりを入て、皿の中にて指を以て能ときて共上に書也。

陥中

年號幾年干支幾月幾日生備前何郡何村享年幾

某氏小名某　神主

年號幾年干支幾月幾日死葬備前何郡何村

一、行水はきれいなる水を釜に入、湯となすべし、但、別に石なりとも、土なりとも、竈のごとくして、それに釜にても鍋にても掛て、湯をわかすべし、常のかまどは用ひぬものなり、さりながらせまかるべし、たらゐ桶は常の用ゆるもくるしからず。

一、行水させ候はゞ、布にても木綿にても、水の氣をすきとふきて、其者の着物のうちにて、新しきをきせ、下帶上帶ともにさせ、足袋もはかすべし、着物は夏冬の時節に應じ、綿入・あはせ・帷子きすべし、上下は棺の内へ入べし。

一、髪をあらひ、常の如く結べし、さかゆきはそりてもそらずしても苦しからず、鬚をばそるべし、爪もきるべし各髪鬚爪は棺のわきへ入る也。

一、右の如く行水させ、きる物をきせ、左の圖のごとく幎目巾をこしらへ、面をおゝひ、握手帛にて、兩手を包み、南枕にして、あをのけにふさしめ、靜なる處に置、死人の枕元東の方に机を置、其上に茶菓子をそなふべし。

幎・目・巾

日本矩七寸七分四方に、布にても木綿にても二重にし、四方のすみ〳〵に、五寸ほどづゝの緒を付て、死人の面を覆ひ、四角の緒にて、頭のうしろにてむすぶべし。

日本矩にて長七寸七分、横五寸にても、四寸にても、足も二重にして、すみ〳〵に緒を付て、死人の兩手をつゝむゆへ、二ツこしらへてよし、つゝむは外より包み緒にて結なり。

握手帛

一、棺をこしらゆるには、其死人をらくに臥しめ、兩肩の寸を取、兩足のおつとりの兩方の廣さの寸を取、兩わき少づゝ餘けいをして、又其死人の長けを取て、長の如く造る也、高さも兩脇の寸ほどにする也、頭の方は少し大に、足の方は少しちいさき也、右の如く箱をさして、釘にてしめ、蓋をばこしらへ、右の死人を棺の內へ入れて、木にて枕をこしらへ、其枕する所をば、笠鼓の如くひきくして、枕さするなり、されば死人棺中にて、頸兩脇へ動かぬ也、棺の中へ死人を入れて、其すき間を着物、又は繰わたなどにてつむるもよし、去ながら如此すれば、貧民などに便ならず、後に盜賊の堀起す事もあれば、藁をすぐりて、能ほどに切て、棺中の動かぬやうにつめたるがよし、貧民は常にさへわらを敷て寒をふせぐ者なれば、藁にてつめたるも、其分に應ずべし、右の如く能つめ蓋をし釘にてしめてよし。

肩のかた
長け
足のかた

棺圖

如此そこ兩脇前後を箱にさし、死人をいるゝ也、蓋はのちにする也。

一、棺の板は五分にても、一寸にても、二寸にてもする也、棺をこしらへる事なり難き者は、櫃にてもよし。

一、右の棺野へ送るには、長九尺か一丈ばかりの木を二本兩脇にして、中には楷の如く、又ぬきを五つ六つする也、それに棺をのせて、繩にて棺を此のせものに結付てやるべし、壙へ埋む時も、繩にて棺をゆひ付、壙へおろし、埋れば件の繩は、隨分强くした

棺を載せるものゝ圖

横は棺の入りて少し廣みの有ほどにす、四ツ端は棺を人の持ため也。

るがよき也。

一、棺を野へやる時、木綿にても、布にても四幅、棺の長より少しは長くして、棺の前後へかゝる程にたちて、右の四幡をふとんなどの如く、脇をぬい、棺に打かけてやるべし。

棺を野へやる次第

前明松　神主　机 机は常の手習するつくゑなり。　銘旗　棺 一類ども連だち供するなり。 明松。明松。

一、銘旗の仕やう、赤き紙を長五尺ばかりに継ぎ、横はよほどにして、其五尺ほどの中に、何村の何がし棺と、大文字に胡粉にて書て、二間ばかりの竹の丈夫なるにゆひ付持べし、銘旗の上の方、家のかつしやうの如く、板を入てする也。赤紙無時は、白紙にてもする、此時は墨にて大文字に書べし。

銘旗圖

此銘旗は、棺を埋むとき、棺の上に置て埋む也。

一、埋むべき所の地を吟味して、壙をほるべし、壙をほりて、其村のこさがしき者を頼み、肩衣袴をきせて、壙の所へやり、地祭をする也。其仕様は、机一つ、火入一つ、香沈ノヒキコ徳利に酒を入、盞を一つ持行て、莚のあたらしきを一二枚、壙のほとりに敷、其上に机を北の方に置、火入を置、香を置、盞に酒を一ぱいつぎ、香を焼地に向つて、祝文を讀み、再拝して酒を壙にそゝぐ也、祝文の紙は長壹尺横五寸にして、口より書なり。

一、祝文書やう、年月朔日の干支、こよみを考て書べし。

維

寛文幾年歳次干支幾月干支朔幾日干支、某姓名敢昭告于、

土地之神、今爲某姓名 母なるときは、某婦人と書べし。 營建宅兆、神其保佑俾無後難、謹以清酌、祇薦于神、尙饗。

とよみ終て再拜する也、再拜とはおがみて立、又おがむ事ふたゝびするゆへ、再拜と云。但よみ終て再拜し、祝文をやくべし。

一、棺を壙へおろす時、首の方を北にし、足の方を南にしておろすべし、扨、喪の主人、棺に向て再拜ずべし、壙二尺も埋て、二人持程の石を二つ程上に置、其上に土をつき、墓を丸くなりとも、棺の形になり共築也。

一、棺をおろし、壙へ土を入そめて、扨、神主を机の上に南向きになをし、火入香を置、酒をかはらけにつぎ、菓子を供へて、祝文をよむ。

一、祝文前の如き寸尺にして、

維

寛文幾年歲次干支幾月干支越干支朔幾日干支、哀子某敢昭告于某姓名神主母ならば某の婦人、氏あらば氏を書。形歸窀穸、神返室堂、伏惟

尊靈是憑是依。

とよみ終て再拜し、一類共神主の供をして宿へかへるべし。

但、此祝文は、宿へ持歸りやくべし。

一、宿へ歸り、喪の主人神主を机になをし、香を燒再拜し、常の如く膳ぶを調へ、何にても腥き物をすへ、酒を三獻すゝむべし、初獻の時酒をつぎ、神主の前に置、其身神主の前にかしこまりて、可申は今日虞の祭をすゝむ、こゐねがはくばうけたまへと、口のうちにて神主へつげ、再拜し、扨酒三獻過、箸をめしによこに立、常の者のものくふ程間を置、茶をすゝめ、再拜して膳をとり、神主を納べし、如此するを初虞の祭といふ也、虞とは親のたましいの神主によりたるを、子の家におちつけ安んぜしめんが爲也。

一、初虞の祭して後乙丁己辛癸、此內いづれの日なり共、早天に右の如く祭をすべし、是を再虞の祭と云也。

一、再虞の祭して後、其翌日にても、または其後甲丙戊庚壬、此內いづれの日成とも、早天に右の如く祭をすべし、これを三虞の祭と云也。

一、忌明可罷出と思ふ前日、又虞祭のごとく祭をすべし、是を卒哭の祭といふなり。但、神主へ告る事は、今日卒哭の祭をすゝむこいねがわくはうけたまへと告る也。右の祭四度ながらかみあらい湯をあびてとりおこなふべし。

一、惣て喪の主人、忌の内は、毎日朝晩茶菓子を供へて再拝すべし。

一、棺を納候壙土の能落つきたる時、墓をつくべし、根置棺のなりに北をひろく、南をせばく長みにつくべし、但、土を水の能走り候様に、上ほそにつくべし、勢ひ可成者は、墓の前に碑石を立べし、碑石の大サ寸法、銘の書様左の如し。

何氏何左衛門　墓

碑石の高さ、日本かねにて二尺五寸六分、但、臺より上廣さ六寸四分、厚さ四寸二分、六りん臺高さ六寸四分

氏なくば何村何左衛門と書べし、女ならば何左衛門之妻何氏墓と書べし、氏なくば名を書べし、年號幾年幾月死すと書べし。

右葬の儀禮式を加へ度と存ものは、文公家禮を考へ、分限に儀式を可加もの也。

儒道を立候民とも、忌日墓祭朔日十五日節句の禮儀仕度存ものは、如左いたすべし。但、忌日とは、人死候其月日を云也、毎月の死日をば、儒道には祭らぬもの也。

忌日の儀

一、前一日さかゆきをそり、髮あらひ、湯あび、けがれざる様にたしなみ、酒にんにくの類をくはず、可成ならば病人死人の處へも行べからず、如此するをけつさいと云也。

一、前日そふ(う)じいたし鍋釜をあらふべし。

一、其日早天におき、神主を出し、香を燒、再拜し、何にても食物をこしらへ、椀か茶碗かにもり、腥き物をそへ、酒あらばかわらけにてなり共、三獻すゝむべし。但、初獻の時、酒をつぎ、神主の前に置、其身かしこまり候て可申

候、今日忌日祭をすゝむ、こいねがわくはうけたまへと、口の内にて神主へ告、再拜すべし。扨、三獻過、箸を飯によこにたて、勝手へ出、常のものゝ物いふほど間を置、茶を供へ、再拜して神主と納膳をとるべし。

一、忌日には親に別れ候時の事を思ひ出し、かなしき故に、魚鳥をくはず、酒をのまず、遊ばざるもの也。

墓祭之儀

一、墓へ何にても備度と存ものは、三月朔日より、十日までの内に、勝手次第、何にてもそなへ香をたき再拜すべし。儒道には、七月に墓參りいたし、墓に火をとぼし、並に盆祭はせぬものなり。

朔日十五日節句之儀

一、毎月朔日の朝は香をたき、茶にても湯にても、神主へそなへ、再拜すべし。時の作り物、初尾出來合にて、神主へ供へ度存候者は此時備へ再拜すべきなり。又毎月十五日の朝は香をたき、茶にても湯にても供へ再拜すべし。

一、正月元日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日、右は朔日の如く、香をたき、茶にても湯にても供へ、再拜すべし、但、此日何にても食物こしらへ合にて神主へそなへ度存候はゞ、そなへ再拜すべし。

右祭の儀式を加へ度存ものは、文公家禮を考へ、分限に應じ、儀式を可加者也。

儒道を尊び、親の神主を設、吉利支丹請に神職を立候下民共は、八月の中に作り、初尾にていきたる親をふるまふごとく思ひ、神主を祭べき事。

一、前一日さかゆきをそり、かみ洗湯あび、けがれざるやうにたしなみ、酒にんにくの類をくはず、可成ならば、病人死人の所へも行べからず、如此するをけつさいと云也。

一、祭りの前日まつるべきと思ふ座敷をさうじいたし、鍋釜わんかくなどあらゐ置べし。

一、祭の日、一村の内にて父方の一類くみ合、其内にて家廣きものゝ處を亭主にさだめ祭の日早天にめい〳〵の家の神主をかゝへ來り、祭りの亭主の座敷になをし神主のおゝひをとり、あつまり候ものゝ内にて惣領筋のもの一

人香案の前へ罷出かしこまり、香をたき、酒をかはらけにつぎ、茅砂の上にこぼし再拜すべし、是を降神といふ。

但、香案とは、つくゑの上に香爐に火を入、香を置、酒を徳利に入、かはらけをそなへ置事也。茅砂とは、きれゐなる砂をさはちに入、ちかやを一にぎり、長さ五六寸ばかりにきり、もとをいとにてゆひ、砂へ入て置也。

一、膳をめい／＼の神主へすゆべし、妻子なども、心次第に祭りの所へまいり、何にてもまつりの手傳すべし。

一、酒を三献めい／＼の親の神主へすゝむべし。但初献の時酒をつぎ神主の前に置、其身神主の前にかしこまり候て可申は今日仲秋の祭をすゝむこいねがはくはうけたまへと口の內にて一人づゝ其親の神主へつげ再拜すべし

一、酒三献すぎ、神主の前へめい／＼參、箸を飯によこに立候て、勝手へ出、常の者の飯給候程間おき、茶をめいめい持候て、神主へそなへ、皆々一同に再拜して、膳を取、神主をおさめ、祭の供物を其家にてより合候一類共、いただきたべ候て、子供息災にて、幾久しく親々を祭り候樣にといわゐ、此日は遊び、家子などもやすませ可申候。扨、其日いつにても、めい／＼宿へ歸る時、神主をかゝへ戻り候て、不斷の所におくべし。

右祭の儀禮式を加へ度ものは、文公家禮を考へ、分限に應じ、儀式を可加もの也。

口上に申渡覺

一、食米、神主一位に、三合より一升迄の內、いきほひ次第祭の亭主の所へ、前日より遣し可置事。

一、酒鹽肴寄合候者共申合、祭りの亭主の處へ、前日可遣、亭主は薪味噌を馳走可仕事。

一、香之事沈香無之ものは、からよもぎをほし、粉にしてたき可申事。

一、机無之ものは、櫃の蓋か、戸板かを机の替りに可用事。

一、椀にても、茶碗にても、神主一位に一せんづゝ出し、きともに盃にはかわらけにても不苦候間、兼てこしらへ置祭の前日、祭の亭主の方へかけ置事。

寛文九己酉六月晦日

覺

一、從他國參る諸浪人商人末々迄、當地へ參、親類或は知人を以て、寺を賴候得共、旦那請に立申候と相聞候、自今以後、其もの國所の旦那坊主の手形か、或は狀か取候て、當地にて同宗の坊主請に立候樣に、出家中可被得心事。

一、他國より參り候て、神職請を賴候得共、神主中其儘手形遣候樣に相聞候、是は縱國元より手形取參候ても、出家と神職との差に候得ば、何國に何寺有之事も存まじく候、然る上は、似せ手形も不知候間、當地にて寺院有之、以後は心次第に神道に成り候ものは、神(職ノ誤カ)主請に立候樣に尤に候事。

一、他國より旦那坊主の手形をとり、其上當地に居候侍中、又は家持の町にても、請合候はゞ、直に請判出し候てもくるしからざる事。

右之通被仰出候間、寺方神職方可被相觸也。

寬文十一年十一月十日　　日置猪右衛門
　　　　　　　　　　　　池田大學

西村源五郎殿
片山勘左衛門殿

延寶二年十一月九日、曹源公御前へ泉八右衛門、津田重次郎、中江彌三郎、加世八兵衛をめされ、先年少將樣烈公御事の命にて、國中町在、神道御談之事銘々心次第たるべしと仰渡されて候、奉行共のこゝろへたがゐて申渡しけるにや、下々にては、表裏あるよし聞及ぬ、此後は、內外無、佛とも神とも片付やうに、銘々心次第に極むべき旨仰あり。同十二月朔日、右四人より追々此旨をぞ申觸ける。同八年九月朔日、大寺藤左衛門に受領させ、惣頭神道宗門改め元役となさる、其時、兩老より證文あり。

一、吉備津宮祠官大寺藤左衛門光隆、爲歷代之家社務職相承傳來故、此度以吉田家之執奏被任筑後守、一宮社務職如故、然ば領國神官等一圓受筑後守君排、且象下部兼連裁許之上、お領國、神道修學之徒、宗旨請狀悉皆筑後守可

致證據候、此旨可申渡の由、被仰出候也、仍如件。

延寶八年九月朔日　日置左門 手判
　　　　　　　　　池田大學 手判

大寺筑後守どのへ

かくて、寺社山伏等銘々の改は、三四月兩月の內、寺社奉行の宅にて吟味あり。

一、天和三年に至り、在々の寺社者、其郡々の庄屋方にて、毎月名歲帳に判させ、年中に兩度付代官廻村して判元見屆、岡山分の寺社は、年中に壹度判見屆べしと定められぬ。あくる貞享元年、又改りて岡山の寺社も、名歲帳に付く此年まで證文前書只一ヶ條なりしを、此度改りて在町共、同文にて、五ヶ條となる。其文左に記す。（尤、在町別帳なりといふ。）

一、宗旨何宗弟子同宿、並、若黨小者、寺內は不及申、其外出家末寺組下に至迄、切支丹宗門有職成者無御座候、訴人御座候はゞ罷出御斷可申候事。

一、公儀違背の不受不施日蓮宗、其外珍敷新宗旨、公儀より堅御停止之事候間、是又日中吟味可仕候事。

一、他國より弟子同宿召置候共、其國にての宗門改候判形を以召抱可申候、親類緣類之浪人參掛候共、先方にての宗門の樣子能承、呼請可申事。

一、諸旦那契約仕候共其者之始の宗門旦那寺の樣子具に承屆可申候得共不知者不吟味にして旦那の契約仕間敷事

一、旦那帳に付置可申候、尤過去帳を用意仕、貴賤上下を不分記置可申候、此段寺家末寺中へ堅可申付事。

右五ヶ條毛頭違背仕間敷候、爲後日、判形如件。

三月　日

同四年、江戶にて、曹源公、戶田山城守殿へ宗門受の事御尋あれば、將軍家神儒佛共に御用あり、され共宗旨請は、寺請一同に然べしと返答也、是に仍、御封內士農工商共殘らず、今年より後は寺請たるべき旨命ありて、六月九日池田大學、日置猪右衛門より、寺社奉行能勢少右衛門へ申渡ける。去ながら神職は、其儘神道たるべし、尤神職といへども、奉公に出るか、或は娘嫁又は別家の者は寺請たるべしと定めらるゝによつて、同晦日少右

衞門より、郡奉行へ書付を渡す、如左。

一、今度在々民家寺請に被仰付候得共、村々民売構中、神主下禰宜神子神人一切の神役勤申者は、只今迄の通、神道に可仕候由被仰付候、社家社流は、吉田殿宗門請に御立可有之由、見垣近江方に證文有之事。

一、神主家內神子下禰宜家內、其外神役勤申者の家內は、社田社德にて、渡世仕候間、是又社家者流にて可有之候、然る上は、神道にても不苦候、雖然、佛道望候者は、寺社奉行へ斷申、佛道に成可申候間、此方願書の奥書仕遣し可申候、無左候はゞ、何も神道にて御座候神主禰宜神子神人共奉公に出し申候はゞ、佛道に相改可申候、其節も願書出し申候はゞ、奥書仕遣し可申候、社家者流の分、奥書候はゞ、神道と御心得可有事。

右の品々被仰合、御了簡の上、御代官業庄屋中へ被仰渡可有之候、已上。

貞享四年六月晦日

能勢少右衞門
安田孫七郞殿
尾關彌五右衞門殿
吉田五右衞門殿
內田太郞右衞門殿
矢部半兵衞殿
石丸平七郞殿

右の如く定められ、吉田家の證文を見垣近江守に渡し置れし所、あくる元祿元年に至り、神子の內梓神子と唱占八卦祈念等を事として、宮の勤せざる者有、此者共は俗人同前なれば、寺請になし給はるべきよし、願ふによつて、六月十五日御ゆるしあり、其後いかなる故にや、社人共の神道紛敷事共多ければ、同四年三月五日に至り、更に紛敷事なきよしの起請文を神職一統よりしたゝめて奉る。寶永六年十月十三日命ありて、兼ては町在宗門改月次に判形を奉し候處、度々の事にて、大に屈するよし聞し召れ、從今以後、春秋二季改たるべき旨、池田刑部より郡代町奉行へ申渡、同十一月十五日より、月次判形やみける。此例に定りてより、今に至る迄、在は二月に代官廻村して改、町は八月士鐵炮出て改む。上々のする天和貞享の間より、寺社銘々の改名歲帳に付出しるしせしか共、是も今は八月に町會所へ出て、寺社奉行判見屆く、此例には、いつの年よりなりしやしらず。

吉備溫故秘錄　卷之十九終

吉備溫故秘錄

（神　社）

闕本（神社六）

本書第二十五卷「神社、六」は、既に池田文庫の原本に脫漏し、木畑道夫氏の寫本にも、縣圖書館本にも闕げてゐるので、本集成も、亦遺憾ながら闕本として發表することゝした。（森田無適記）

吉備温故秘録　巻之二十

大澤惟貞輯録

神社一

式内

寛文の比、改帳に曰、延喜式所載、備前國神社大一座小二十五座、社數二十一社、今現所存十六社、既不存者五社也。然れども、或は傳記有、或は傳記なく、神名も分明ならざるあり、或は神名數說あるあり、又、社地計殘るあり、又、其社地へ他の神を移すもあり、又、他の社地へ移して末社とするもあり云々。私にこれを考るに、中世已來、佛法盛に行はれて、王道既に衰へ、神道は漸く廢る、これに依て、佛氏隙に乘じて左道之說を設けて、本地は佛にして、垂跡は神也、大權は寺を司ふす、故に權現と名付、緣を結び物を利す、ゆへに菩薩と云ひ、或は神社を寺院の鎭守と稱し、甚しきに至るは社名をも改め、何八幡大菩薩などゝ號せし類もあり、社家も又其言を信じて、兩部習合之說をたてゝ、神佛を混雜して、疑はざるに至る、然るに我先君芳烈公、深くこれを嘆じ玉ひ、宮社を唯一神道に復し、社人をして宮社を司らしめ、浮屠氏をして神事を司らしめず、世人に我神の崇きことをしらしむ、これ國家の大幸也。我神社に於ける式内二十一社は、其祭神の傳記を正史に依て記しぬ、又、備中國式内神も岡山領に有る宮社記しぬ。式外の神社も、社家注進し、神名知れたるは其傳を記す。又、當國神社の内にて、正史に載たるは、邑久郡安仁神社なり。今現に存する數社所見なし、三代實錄に、貞觀七年七月廿六日、備前國正六位上見上神眞賀山神等に、並に從五位下を進むとあり。然れども、今見上神眞賀山神ともに在所知れず、若式内二十一社の内にて、名の變りたるならんかといふ說あれども、延喜式も其時代餘り遠からざる書なれば、別の神ならんか。又、神社の緣起正しからざるもあれども、其まゝ記して一卷とし後の考に備ふ。

延喜式神名

天神地祇　惣三千一百三十二座。私に曰、日本中なり。

社二千八百六十一處　前二百七十一座。私に曰、前とは相殿の事か。
大四百九十二座。私に曰、預名神を云。小二千六百四十座。

備前國廿六座　大一座。小二座。

邑久郡三座大一座。小二座。
美和神社　片山日子神社　安仁神社名神大。
赤坂郡六座並小。
鴨神社三座　宗形神社　石上布都之魂神社　布勢神社。
和氣郡一座小。
神根神社。
上道郡四座並小。
大神神社。
御野郡八座並小。
石門別神社　尾針神社　天神社　伊勢神社　天計神社　國神社　石門別神社　尾治針名眞若比女神社。
津高郡二座並小。
鴨神社　宗形神社。
兒島郡二座並小。
鴨神社　田土浦坐神社。

私に案るに、此二十一社にて、毎年新年之祭りを國司の長官已下共會て祭りしと見へたり。祈年の祭は、式に中祀にあり、祭りの幣、左に記す。

四時祭曰、凡祈年祭二月四日、祈年祭神三千一百三十二座、神祇官祭神七百三十七座、國司祭祈年神二千三百九十五座。

大一百八十八座、座別絲二兩綿三兩。小二千二百七座、座別絲二兩綿三兩。

右國司長官以下、准例散齋三日、致齋一日、共會祭レ之、其幣皆用ニ正稅一。

安仁神社は、名神の內なれば、臨時も有と見へたり、左に記す。

臨時祭式曰、凡常之外、應祭者隨事祭之、非辨官處分、不得輙預常祭。

名神祭二百八十五座。

安仁神座一座 社備前國。

座別絁(アシキヌ)五尺、綿一屯、絲一絇、五色薄絁各一尺、木綿二兩、麻五兩、裹料薦廿枚、若有ニ大祷者一加ニ絁五丈五尺一、以ニ布一端一代絲絇一。

備中國十八座 大一座。小十七座。

窪屋郡三座 並小。

百射山神社　足高神社　菅生神社。

賀夜(カヤ)郡四座 大一座。小三座。

古郡神社　野俣神社　鼓神社　吉備津彥神 名神大。

下道(シモミチ)郡五座 並小。

忽然下舊事紀在蹟出波浪永爲素衣東持天蘿樋十四字

石疊神社　神神社　麻佐岐神社　横田神社　穴門山神社。

小田郡三座並小。

在田神社　神嶋神社　鵜江神社。

後月郡一座。

足次山神社。

英賀郡二座並小。

比賣坂鐘乳穴神社　井戸鐘乳穴神社。

邑久郡

美和神社　磯上村。　式内神なり、祭るところの神一座、大巳貴尊なり。大和國城上郡三輪社と同じき歟。

日本紀一書曰、大巳貴命興言曰、夫葦原中國本自荒芒、至及盤石草木咸能強暴、然吾已摧伏莫不和順、遂因言今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎、于時神光照海、忽然有浮來者、曰如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在、故汝得建其大造之績矣。是時大巳貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也、大巳貴神曰、唯然、迺知、汝是吾之幸魂奇魂、今欲何處住耶、對曰、吾欲住日本國之三諸山、故即營宮彼處、便就而居、此大三輪之神也、此神之子即甘茂君等大三輪君等、又姫蹈韛五十鈴姫命云云。（已上舊事紀、大略同じ。）

舊事紀曰、大巳貴神乘天羽車大鷲、而覓妻下行於茅渟縣、娶大陶祇女子活玉姫爲妻、往來之時人非所知、而密往來之間、女爲姙身之時、父母疑恠問曰、誰人來耶、女子答曰、神人狀來、自屋上零入來坐、共覆臥耳、爾時父母忽欲察顯、續麻作綜、以針鉤係神人短裳、而明旦隨絲尋覓、越自鑰穴、經茅渟山、入吉野山、留三諸山、當知大神、則見其綜遺只有三縈、號三輪山、謂大三輪神社矣。

按ずるに、一女を二女にして、下文にかなふ

日本紀崇神紀曰、天皇姑倭迹迹日百襲姫命爲ニ大物主神之妻一、然其神常晝不レ見者分明不レ得レ視ニ其尊顏一、願暫留之、明旦仰欲レ覲ニ美麗之威儀一、大神對曰、言理灼然吾明旦入ニ汝櫛笥ニ而居、願無レ驚ニ吾形一、爰倭迹迹姫命心裏密異レ之、待レ明以見ニ櫛笥一、遂有ニ美麗小蛇一、其長太如ニ衣紐一、則驚之叫啼、時大神有恥、忽化ニ人形一、謂ニ其妻一曰、汝不レ忍レ令レ羞レ吾、吾還令レ羞レ汝、仍踐ニ大虛一登ニ于御諸山一、爰倭迹迹姫命仰見而悔レ之、急居急居此云菟岐于則箸撞レ陰而薨、乃葬ニ於大市一、故時人號ニ其墓一謂ニ箸墓一也、是墓者日也人作、夜也神作、故運ニ大坂山石一而造、則自レ山至ニ于墓一、人民相踵以手遞傳而運焉、時人歌曰、飫朋佐介珥菟藝廼煩例屢伊辭務邏塢、多誤辭珥固佐縻固辭介氐務介茂。

片山日子神社

式内の神なり、祭る所の神一座、天日方奇日方命と云。

舊事紀曰、素戔嗚尊孫都味齒八重事代主神化爲ニ八尋熊鰐一、通ニ三島溝杭女活玉依姫一、生ニ一男一女一、兒天日方奇日方命、此命橿原朝御世、勅爲ニ食國政中大夫一供奉、妹姫蹈鞴五十鈴姫命、此命橿原朝立爲ニ皇后一、誕ニ生一兒一、即神渟名河耳天皇、次彥八井耳命是也、次妹五十鈴依姫命、此命葛城高丘朝立爲ニ皇后一、誕ニ生一兒一、即磯城津彥玉手看天皇也、天日方奇日方命 亦名阿多都久志尼命 此命娶ニ日向賀牟度美良姫一、生ニ一男一女一、兒健飯勝命、妹渟中底姫命 安寧皇后
又曰、天日方奇日方命、拜爲下申ニ食國政大夫一、其申ニ食國政大夫者、今之大連。亦云、大臣也。但、天日方奇日方命者、皇后之兄大神君祖也。
日本紀崇神紀曰、問ニ大田田根子一曰、汝其誰子、對曰父曰大物主大神、母曰活玉依媛陶津耳之女。亦云、奇日方天日方武茅渟祇之女也。 舊事紀、日本紀、天奇の字、上下の違ひあり、同人歟。
一說に、山城の國葛野郡松尾同神とあり。松尾に所祭の神は二座也、大山咋神市杵島姫命。按るに、當村に前に松尾神社あり、これを混じていふならんか、未審。

安仁神社

式内の神なり、上古より在る宮なれ共、神體未分明、或曰大納言正三位右近衛大將安陪朝臣安人靈歟。

仁明紀曰、承和八年、備前國邑久郡安仁神社預名神焉。

延喜式神名帳曰、邑久郡安仁神社名神大。

富山翁考曰、三議從三位秋篠安仁卿を祭し神なるにや。

安仁卿參議從四位下にて、弘仁三年正月備前守に任ぜられ、同六年正月に至る。此時、參議文屋綿麿、備前守に任ぜられしが、同九年六月綿麿中納言に任ぜられし時、安仁卿參議從三位にて、再備前守に任ぜられて、同十二年二月(或は正月)安仁卿任中に薨ぜられし、此卿仁德ありし人にて、此國の民慕ひける故に、再任もありしにて、故に薨後其德を尊みて此所に安仁神社とあがめ祭しにてあるべき。弘仁十二年、こゝに薨ぜられしより、廿一年を經て、承和八年に名神に預ると國史に見えし、其年序略相叶たる如し。

又、或說に地主の神にして、上古より御鎮座ありしを、承和八年預名神とあり。

私按るに、安仁卿を祭りしといふもいはれなきにあらね共、又薨後やうやく二十ケ年にして、名神に預る事いかゞ、國民其德を慕ふて小社を建て神に祭りし事共はあらん、なれ共朝廷なんぞ是を名神とせんや、當國にも上古より天神地祇共に數社あるべきに、其内にて預名神は、唯此安仁神社のみなれば、其時代も當國にての大社にてあらん。されば地主の神と云も叶へるならんか、當社は古は年祈の祭、並、臨時の祭も有しと見へて、延喜式に出たり、爰に記す。

四時祭曰、祈年の祭は、二月四日也。式内の神は、國司是を祭る。其内當社は名神なれば、幣も絲二兩、綿二兩なり、其幣は正稅を用ゆるとあり。又、名神祭りは絁五尺、絲一絇、綿一屯、五色の薄絁各一尺、木綿二兩、麻五兩、裹料の薦廿枚、若有大幣者、絁五丈五尺をかふ。布一端を以て、糸一絇に代るとあり。

一說に曰、阿田賀田須命といふ。此命を舊事紀にて考ふるに、素戔嗚尊の八世の孫也、筑前國胸肩神社の田心(テリ)姫命市杵島姫命、湍津(タキツ)姫命のみ、前の神の祭りを司る。宗像君の祖也。姓氏錄曰、宗形朝臣大神朝臣同祖、吾田(アタ)片隅(カタスノ)命之後也とあり。

和論語曰安仁大明神神託　備前國

益人が直き心の德をなせば、その德あめつちをうごかし、神明を友とするもの也、くた〲敷心にて、外にはしらい根の國に入落べし。

考るに、當社を中古は二之宮といひしや。當國片岡村の民家に、所藏之貞治九年信景在判、佛神領名帳の內に、二町、當國二宮御領山とあり。當國一の宮は津高郡、二の宮はこの安仁神社なるは、播州•作州共に一の宮二の宮あり、他國此例多し、播州一宮は宍粟郡伊和社なり、祭神大巳貴命御魂、二宮は多阿郡荒田社なり、祭神は少彥名命、作州一宮は苫東郡中山社なり、祭神大巳貴命、二宮は津山の西半里餘りにあり、祭神傳記未考と、諸社一覽に見へたり。

私に曰、當社每春、御同姓之人をして、御代參あり、これ古之國守自祈年の祭の遺風ならん。

赤坂郡

鴨神社　仁堀西村。

式內神なり、巳前は京都加茂神社、松下三位社務を勤めしが、勅勘の後、社寺奉行、當社の祠官を支配す。今に毎蔵加茂より、社人來る。當村にて高百五十石、加茂領あり。今に御寄附、所祭之神別雷命といふ。

私に按ずるに、神名帳に、赤阪郡鴨神社三座となり、下加茂上加茂を一所に祭しならんか。京都の加茂の緣起を左に爲考記す

緣起云、在山城國愛宕郡下社御祖二座、健津之身命、丹波伊香古姬也。上社一座、別雷命、是御祖之御孫也。下略

姓氏錄曰、賀茂縣主神魂命孫、武津之身命之後也。神日本磐余彥天皇、欲レ向ニ中洲一之時、鴨建津之身命化如ニ大鳥一翔飛奉レ導、遂達ニ中洲一天皇嘉ニ其有レ功、特厚褒賞、八咫烏之號、從レ此始也。

日本紀曰、皇師欲レ趣ニ中洲一、而山中嶮絶(サカシクシテ)無ニ復可レ行之路一、乃棲遑不レ知ニ其所ニ跋踄一、時夜夢天照大神、訓ニ于天皇一曰、時今遣ニ頭八咫烏一宜ニ以爲ニ鄕導者(クニノミチビキヒト)一、果有ニ頭八咫烏一、自レ空翔降、天皇曰、此烏之來(クルハ)自叶ニ祥夢一、大哉赫矣(サカンナルカナ)、我皇祖天照大神、欲ニ以助ニ成基業一乎、是時大伴氏之遠祖日臣命、帥ニ大來(オホク)目督將元戎(オホツワモノ)一、蹈レ山啓レ行、乃尋ニ烏所レ向、仰視而追之、遂達ニ于菟田下縣一、因號ニ其所レ至之處一、曰ニ菟田郎邑一、中略二年春二月、定功行賞、中略又、頭八咫烏亦入賞例、其苗裔寧葛野主殿縣主部是也。

諸社一覽曰、丹波國神野社祭神一座、伊賀子夜姬命、神名帳註曰、賀茂建角命婦伊賀古彌日賣命也、玉依彥玉依姬

母也、玉依姫鴨御祖也、玉依彦可茂縣主等遠祖也。

又、下賀茂は玉依姫・大已貴命を祭るといふ。

神社考曰、公事根源云、下賀茂御祖上賀茂別雷御祖神者、號玉依姫、賀茂建角身命之女也。或時逍ニ遙于瀬見小河邊一、有ニ丹塗矢一、自ニ河上一流下、玉依姫採レ矢來、尾上頭レ之有レ身、遂生ニ男子一、不レ知ニ其父爲レ誰也、一日謀ニ聚里人一設レ宴、授ニ盃于子一曰、此盃可與汝父、時兒擲ニ盃于虛空一、蹈ニ破家屋一曰、我是天神之子也、飛而上レ天、是卽別雷神也、其丹塗矢者、今松尾大明神是也。

神書抄云、丹塗矢者、大已貴之所レ化也。

神代卷曰、大國主神亦名大物主神、亦號國作大已貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千才神、亦曰大國主神、亦曰顯國玉神云云。夫大已貴命與ニ少彦名神一、戮力一レ心、經ニ宮天下一、復爲ニ顯見蒼生及畜產一則定ニ其療病之方一、又爲レ攘ニ鳥獸昆虫災異一、則定ニ其禁厭之法一、是以百姓至レ今咸蒙ニ恩頼一。

祟神紀曰、問ニ大田田根子一曰、汝其誰子、對曰父曰ニ大物主大神一、母曰ニ活玉依媛一、陶津耳之女、亦云ニ奇日方天日方一、武茅渟祇之女也。

按ずるに、建角見命・陶津耳・武茅渟祇同人ならん、活玉依媛玉依姫も、又同人ならん。前說緣起は御祖之祖之字を祖父と見て建津之身命丹波伊香古姫の二座としたるならん、後說は神書抄、祟神紀等に依て、大已貴命玉依姫の二座とするならん、然共後說を得たりとせんか。

神社啓蒙曰、或問賀茂爲ニ別雷神一、所謂八色雷公是也、且舊書所レ載、鴨箭爲レ雷之說、其言揭焉、何爲不レ記焉、答曰、以ニ賀茂一爲ニ雷公神一、非ニ吾所レ聞、後世好レ事者爲レ此也、所傳賀茂神詠曰千早振別雷山仁住宮之氏天降事神代與利先、別雷者賀茂山名也。雷與土同訓、都地故字或作土。是以爲ニ別雷神一耶、爲ニ之別雷山神一可也、爲ニ之雷公神一否也、今松尾有レ稱ニ別土一者、不レ知ニ何故一也。

宗形神社

式内神也。所祭之神を吾田片隅命といふ。

社司之說、是里村之氏神を宗形神社とも、又山形八幡とも號する由。
按るに、宗形神社を山形八幡といふべき謂れなし、當國金川城主松田氏、佛法信仰、其上亂世故に、社記等紛失、神名も不知に付、諸方の神を八幡宮と稱したる數多し、是も佛家に神佛を混じて、八幡大菩薩といひしに依て、佛法信心の者共は、八幡へ歸會する者多き故に、何八幡と稱せし者ならん。
又吾田片隅命を祭るといふもいと不審なり。片隅命は、舊事紀曰素戔嗚尊八世孫、阿田賀田須命和邇君等祖。
姓氏錄曰、宗形朝臣大神朝臣同祖、吾田片隅命之後也。
日本紀曰、田心姬。湍津姬。市杵嶋姬。中略此三女神悉是爾兒、便授二之素戔嗚尊一、此則筑紫胸肩君等所レ祭神是也。
又、宗形の三女神を祭るともいふ未審、三女神の事は、下に委しく記す、合せ見るべし。

石上布都之魂神社　神名帳式内神也。

神代卷一書曰、素戔嗚尊斷レ蛇之劍、今在二吉備神部許一也。
同一書曰、其斷蛇劍號曰二蛇之麁正一、此今在二石上一也。
私に按るに、元元集に、一說在二吉備神部所石上一と見えたり、是にて本文の石上を備前と見たるなり。
舊事紀曰、其斬レ蛇之劍、今則在二吉備神部許一、又曰斬レ蛇之劍、號曰二蛇之麁正一、今在二石上神宮一也。
是頭書に、神名帳を引て、備前國赤坂郡石上布都之魂神社とあり、是を以て考ふれば、本文の石上は當國也。
神社啓蒙曰、石上神社 在備前國赤坂郡國山傍三里許、所祭神一座。
布都御魂。當宮素盞烏尊斬レ蛇之劍號二韓鋤一也。祭以爲二神靈一神紀所謂其素盞烏尊斷レ蛇之劍、今在二吉備神部許一、又云、其斷レ蛇劍號曰二蛇之麁正一、此在石上者是也、因功則名二麁正一、據レ形則號二韓鋤一、所謂異名同物、崇神天皇御宇奉二迂大和國山邊郡一。
舊事紀天孫本紀曰、伊香色雄命、磯城瑞籬宮御宇天皇崇神御世、詔二大臣一爲レ班二神物一、定二天社國社一、以二物部八十手所レ作祭神之物一、祭二八十萬群神一之時、遷建二布都大神社於大和國山邊郡石上邑一、則天祖授二饒速日尊一、自天受來

天璽瑞寶同共藏レ齋號曰ニ石上大神一、爲ニ國家一亦爲ニ氏神一崇祠爲レ鎭。
又曰、神劒韴靈劒刀、亦名布都主神魂刀、亦云佐士布都、亦云建布都、亦云豐布都神是也。
古語拾遺曰、天十握劒其名天羽羽斬、今在ニ石上神宮一、古語大蛇謂レ之羽羽一、言レ斬レ蛇也。
同言餘抄曰、十握劒者、劒長十握也、疎謂ニ柄長十握一者非也、其名曰ニ蛇之麁正一、亦名蛇韓鋤、亦名天蠅斫、亦名天羽羽斬、其劒在ニ石上神宮一、或在ニ吉備神部許一、神名帳大和國山邊郡石上坐布都御魂神社、又、備前國赤坂郡石上布都魂神社、兩國石上神靈亦同、所ニ以有ニ異說一也。新作ニ劒一千口一、藏ニ于石上神宮一者、在于垂仁紀。

私に曰、此數書を以て參考ふるに、上古素盞嗚尊蛇を斷の劔は、當社に在事明かなり、其後、崇神天皇の御宇、大和國山邊郡石上村へ科し奉るとあれ共、當社を廢されしとは見へず、又、延喜式神名帳にも、大和國と當國に布都魂神社載せられたるは、當國石上神社を大和國に勸請して、地名も石上といゝしならん、さすれば當國の石上本社なる事も分明なり。又、垂仁天皇の御宇、新に劔一千口を作りて、石上神宮に藏むとあれば、蛇を斷の劔も、當社にある事分明なり、され共世變り時移りて、佛法盛に行れ、神道次第に衰へ、石上ふるきむかしの事を知る人もなくなりければ、太守曹源公深く是をなげき玉ひ、延寶元癸丑年、廣澤天胤に命じて、社記を作らしめ、當社に奉納し、大松山村之内にて、地高二十石を神領とし、祠官金谷肥後を、舊姓物部に復して、祭事を司らしめ、時日の禮奠をこたらず、又、其後寶永七庚寅年、寺社奉行門田市郎兵衛貫通、作事奉行村瀨勘九郎俊重に命じて、宮殿を再造有りし已來、當社今に繁栄す、社記は爰に記さず、別卷に有り。

補　當社いつの比よりか、當時眞言宗大松山高霄寺の鎭守同事になりしに、次第大破に及び、寬文の比に、保野善内命を蒙り舊社を修理しけるが、小さき社なれば寶永に再造ありしなり、此寬文の比より祠官專らこれを司りて、大松山は社事を知らず。

布勢神社　式内の神なり●祭る所の神一座、布勢氏の祖といふ、若野毛二股王ならん。

日本書紀曰、應神天皇妃河派仲彥女弟媛生ニ稚野毛二派皇子一。
古事紀曰、又娶ニ咋俣長日子之女息長眞若中比賣一、生ニ御子若沼毛二股王一。

日本紀垂仁紀曰、妃渟葉田瓊入媛生鐸石別命。妃は丹波道主王之女なり。鐸石別は和媛の弟なり

又曰、若野毛二股王娶ニ其母弟百師木伊呂辨亦名弟日賣眞若賣比賣命一、生ニ子大郎子一、亦名意富富杼王、次忍坂之大中津比賣命、次田井之中比比賣、次田宮之中比賣、次藤原之琴節郎女、次取比賣王、次沙禰王七、故意富富杼王者。五三國君波多君息長坂君山道君筑紫之末多君布勢君等之祖也。

是を以て按るに、布勢氏の祖神とあれば若野毛二股王、其子意富富杼王の二王の内ならんか。

舊事紀曰、稚沼筒二股王皇子命三國君等祖。

同書國造本紀曰、竺志末多國造志賀高穴穗朝息長公同祖稚沼毛二股命孫、都紀女加定ニ賜國造一。

又一說に、布勢氏の祖大彦命とあれ共、日本紀に考ふるに、孝元天皇七年春二月丙寅朔丁卯、立ニ欝色謎命一、爲ニ皇后一、後生ニ二男一女一、第一曰大彦命、第二曰稚日本根子彦大日日、開化天皇、第三曰倭迹迹姫命、兄大彦命是阿部臣。膳臣。阿閉臣。狹狹城山君。筑紫國造。越國造。伊賀臣凡七族之始祖也とありて、布勢氏の祖といふはなし、前說若野毛二股王を布勢の祖といふ是なり。

和氣郡

神根神社 神根村。

式内神也、所祭之神一座、神根本村の氏神八幡宮を相殿に祭るといふ。鐸石別命を祭るといふ。

姓氏錄曰、和氣朝臣垂仁天皇皇子鐸石別命之後也。神功皇后征ニ伐新羅一、凱旋明年、車駕還レ都、于レ時忍熊別皇子等、竊構ニ逆謀一、於ニ明石界一備レ兵待レ之、皇后鑑識遣ニ弟彦王於針間吉備界一、造レ關防レ之、所謂和氣關是也。太平後錄ニ從駕勳一、酬以ニ封地一、仍被ニ吉備磐梨縣一、始家レ之焉。光仁天皇寶龜五年、改賜ニ和氣朝臣姓一也、日本後紀曰、桓武天皇延曆十八年二月乙未正三位民部卿造宮大夫和氣朝臣清麿薨、本姓磐梨別公、後改ニ藤野一。

此二書を以て考ふるに、神功皇后攝政二年より、桓武天皇延曆十年までは、年數五百八十九年なり、此間何代か當國に居住や清麻呂の後も、和氣郡に居住せしと見へたり、さすれば、先祖鐸石別命を祭りしといふ其緣あるか。

一說に、開化天皇皇子大根王歟となり、日本紀舊事紀等に、開化の御子の中に、大根王といふなし。

古事紀曰、若倭根子日子大毗毗命、中略、又娶ニ丸邇臣之祖日子國意祁都命之妹意祁都比賣命一、生ニ御子一日子坐王、中略

出雲風土記云、國引坐意美豆努命

日子坐君、中略、又娶ニ近淡海之御上祝以伊都玖天之御影神之女息長水依比賣一、中略、生ニ次神大根王一、亦名八瓜入日子王、中略、神大根王者三野國之本巣國造長幡部連之祖。

此を以て考れば、神大根王は開化天皇の御孫なり、神大根の大の字を中略して、神根神社といふものならん、村名も亦是に本づくか。

或說に云、垂仁天皇皇子大中津日子命とあり、是は古事記に大中津日子命は吉備の石尤の別祖也とありしに依ていふならん

日本記舊事紀に、大中津日子命は見へず大中姫命といふはあり、日子姫の違ひならん。日本紀舊事紀の方是ならんか。

日本紀曰、景行聞ニ美濃國造名神骨之女兄遠子弟遠子竝有ニ國色一、則遣ニ大碓命一使レ察ニ其婦女之容姿一、時大碓命便密歸而不ニ復命一、由レ是恨ニ大碓命一。

國造本紀、三野前國造春日率川朝開化皇子彥坐王子八瓜命定賜ニ國造一。

上道郡

大神神社　四御神村。式内の社なり、祭る所の神四座。

西布波能母遲久須奴神　東深淵之水夜禮花神　北淤美豆奴神　南天之冬衣神。

古事記曰、兄八島士奴美神素盞嗚命の子なり娶ニ大山津見神之女名木花知流一、生ニ子布波能母遲久須奴神一、此神娶ニ淤迦美神之女名日阿比賣一、生ニ子深淵之水夜禮花神一、此神娶ニ天之都度閉知泥上神一、生ニ子淤美豆奴神一、此神娶ニ布怒豆怒神之女、布帝耳神一、生ニ子天之冬衣神一、此神娶ニ刺國大神之女名刺國若比賣一、生ニ子大國主神一、亦名謂大穴牟遲神。姓氏錄云、素佐能雄六世孫大國主。

一說に、三輪同神といへ共、神名帳に四座とあれば、此四神を祭るといふ是ならんか、又當村を四御神といふも此緣なるか。

社司の說に、古へ伊勢國鳥羽より鎭座、今の社地より五町ばかり東に松山といふ所に、古への社地あり、其後神妙の事共ありて、今の地へ遷宮せし由、中比火災ありて、記錄神寶等皆燒失す、末社に松尾御崎の社あり、大神遷座已前は、此村を土崎村といふ由。

又一說に、土田山に鎭座共いふ。

出雲風土記云、國引坐意美豆努命。

舊事紀曰、素戔鳴尊曰是神劍也、吾何敢私以安乎、乃遣ニ五世孫天之葺根神一上ニ奉於天一、其後日本武尊征レ東之時、以ニ其劍一號曰ニ草薙劍一矣。（頭書 冬衣葺根相通）

神名帳曰、山城國相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社。日本紀亦舊事紀、同故不レ書。

御野郡

石門別神社　大安寺村

（今不存、又一說に三門村ともいふ。式内之神也所祭之神、一座天石戸別命。）

古事紀曰、天石戸別神、亦名謂櫛石窓神、亦名謂ニ豐戸窓神一、此神者御門之神也。

舊事紀曰、令ニ豐磐間戸命櫛磐間戸命二神一、守ニ衞殿門一。（天太玉命之子也。）

倭姫命世記曰、御門神豐磐窓命、櫛磐窓命。

社司富山氏說に、大安寺村に社地有、神體は同村之枝矢坂の宗社大明神の拜殿に移し置といふ。

一說に、下伊福村枝三門村高御殿といふ所に、古へは鎭座ありといふ。（三門の祠官の說には、大神社の鎭座後と云。）

これを私に考ふるに、古へ此處に鎭座といふ。少しは其據有に似たり、上に記す如くに、櫛石窓神豐石窓神は御門之神なり。上古は、天子ばかり御門ありし故に、帝をみかどと訓しける由。又、當所の此御門之神の御鎭座ありしに依て、地名をも御門と號けしを、後世三門之文字に改めしものと見へたり、御門三門訓同じ、又、高御殿の舊跡を見るに、御門の神を祭りしものならん、石築の跡とも兩方に同じさまにありて、御門の跡ともいふべきなり。然れども、社司の說と相違なればしゐては是非をしらず。又、三門の社地に、今末社に石神といふあり、若これをいふか。石神の事下に記す、故に爰に略す。

尾針神社

（式内神也祭る所の神一座、岡山今の酒折宮社地は、此尾針神社の社地なりし由。）

酒折宮社記曰、天正之初め、宇喜多直家、築ニ岡山城一、仍て酒折宮社を、是尾針神社之宮地へ移すなり。

所祭神を尾綱根命かといふ。

舊事紀曰、天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊十三世孫尾綱根(ヲツナネノ)命、此命譽田天皇御世爲ニ大臣一、供奉妹(イモト)尾綱眞若刀婢(ヘ)命、娵ニ五百城入彥命一、生ニ品陀(ホンタ)眞若王一、次妹金田屋野(ヤノ)姫命娵ニ甥品陀眞若王一、生ニ三女王一、則高城入姫命、次仲姫命、次第姫命、此三命譽田天皇、並爲ニ后妃一、誕ニ生十三皇子一、中略品太天皇御世賜ニ尾治連姓一、爲ニ大臣大連一、勅ニ尾綱連一曰汝白腹所レ産十三皇子等、汝率養日足奉耶(ヤシナヒヒタシランヤ)、時連(ムラシ)爲ニ大歡喜一之、巳子稚彥連外妹毛良(モノ)姫ニ一人定ニ壬生部一。

一說に、日本武尊を祭るといふ。此說を得たりとす。尾張國熱田を、當國岡山に勸請せしに依て、其國名を取りて、尾針神と號けしものならん。日本武尊を祭るとあれば、御形劍にて座すらん。又、尾張を上古は尾針、或は尾治之字を書たるものと見へたり。

舊事紀曰、尾治弟彥連。

大八洲記曰、尾針國。

神代記曰、草薙劍、此今在ニ尾張國吾湯市村一、卽熱田祝部所レ掌之神是也。

一曰、草薙劍、大蛇之尾針也、此劍鎭ニ在于熱田社一、故呼ニ稱國名一、謂ニ之尾針一也。

此等を以て考ふれば、熱田を勸請せしといふ可ならんか。又、岡山を古へは大島といひて名所なり。此大島に神を讀人不知の歌あり。此尾針神社を讀みたるならん。夫木集に具氏、さりともと身のうき事は大島の神の心をたのむばかりぞ。

又、酒折宮を天正之初、尾針の神社の宮地へ移すといへ共、是を私に按ずるに、此尾針神社、上古より大島に鎭座ありしは、今の岡山の城下にて、則酒折宮と今いふは尾針神社の事にして、後世に至り、酒折宮と神名のかはりたるか。其證はなけれども酒折宮を、本社甲州にありといひ、又、一說に熱田を勸請すともいふ。今酒折宮の神殿を拜み奉るに、三社造りにして、西東の側に二前合て五社なり、熱田の神殿に似たり。又、社内之末社を拜み奉るに、古へより有來りは、昔熱田攝社、或者末社なり、是等にて考ふれば、熱田を勸請せしといふ是なり。拜殿の神因座とあれば、熱田に所祭の伊弉冊尊・天照大神・素戔嗚尊・宮簀姫等の神ならん、しかれ共、神秘なれば是非をしらず、酒折宮は別に祀す、合せ見るべし。又一說に、熱田の本殿を大宮と稱す

第一ノ間天照太神、第二間素盞嗚尊、第三間日本武尊、第四ノ間宮簀媛命（日本武尊之妃）、第五ノ間建稻種命（宮簀媛命の御兄尾張熱田宮簀の祖神なり。）

天神社　式内神也、所祭之神一座、天神魂命といふ。

舊事紀神代系紀曰、七代天神玉命、葛野鴨縣主等祖。

姓氏錄曰、賀茂縣主神魂命孫、武津之身命之後也。

舊事紀天神本紀曰、天照大神詔曰、豐葦原之千秋長之瑞穗國者、吾御子正哉吾勝勝速日天押穗耳尊可レ知之國言寄詔賜而、天降之時、中略高皇產靈尊勅曰、若有下葦原中國之敵拒ニ神人一而待戰者上、能爲ニ方便一誘欺防拒而令ニ治平一令ニ三十二人一並爲ニ防衞一天降供奉矣天神魂命、葛野鴨縣主等祖。他略之

今所在不知、數說有、左に記す、何れか是なる事をしらん。

寬文年中改帳には、津島村之枝移居の天神社式内とあり。

奥内村天野神社を式内といふ。寬文年中改帳には、天野神社は祭る所之神を、雅日女命とあり。

下伊福村之枝三門高鄉殿と云所に社地計有之由、赤宮八幡宮祠官岸本之說也。

伊勢神社　小畑町に在。

社司の說に曰、延喜式に御野郡伊勢神社と神名帳に載せられしは、則當社の御事にて、當地に往古より豐受皇太神宮を奉ニ崇敬一御社あり。當社の東に當つて、濱といふ所の北當社の敷地に、往古姬太神の御社有り、此御神體を當社へ遷し奉り、御相殿に御鎭座成し奉る事、當社の社傳也。則御神體御璽とも、内外宮御勸請之御事、内外兩宮を祝ひ奉る故、伊勢宮神明と仰奉る事あきらけし、古は近邊を伊勢宮といひし由、後町並に相成り、延寶元年の比までは、伊勢宮町といひしを、伊勢國に小畑といへる名あればとて、寬永の頃より、敷地を小畑町と改らるといふ此濱に姬太神の御鎭座ありしいはれを私に考ふるに、崇神天皇五十四年丁丑に、吉備國名方濱宮に遷て、四年がうち齋奉る時に、吉備國造采女吉備津比賣、又、地口の御田を進ると倭姬の世記に見へしは、此濱村ならんか、今御鎭座跡といふは、隣村西河原村なれ共、古は濱と計り、此邊をいひしを、後世河原村と別りたるならんか。○皇太神宮御鎭座本紀には、吉備國名方の濱宮、御鎭座の上の水御饌に進る座と見へたりといへども、予いまだ其所を見ず、

元正集には見へたり。

抑、爰に御鎭座ありし謂れは、崇神天皇六年までは、天照太神の御神を天皇大殿の内に祭り玉ふに、其神勢を畏、共に住玉ふに安からず、故に此年に天照太神豐鋤入姫命崇神帝之皇女也に託て、倭國笠縫邑に祭り給ふ、それより八十九年を經て、垂仁天皇二十六年十月に、今の伊勢宮度會の宮に御鎭座ありし事、日本紀に見へたれ共、其八十九年の間諸國に移り、御鎭座有し所々は略して記し給はざりし也。此事は見へずして、倭姫世紀に委しく註して、崇神天皇六年九月天照太神及草薙の劍を朝廷より、倭國笠縫邑に移し始奉り、豐鋤入姫をして齋奉りける、次に丹波國吉作宮次に倭國伊豆加志本宮、次に木の國奈名佐濱宮に遷り玉ふ。此四ヶ所の宮に、凡四十五年を經て、同帝の五十四年丁丑に吉備國に遷り玉ひ、爰に四年御鎭座ありて、同五十八年に、倭國三輪御諸の嶺の上の宮に移り玉ひ、其後十一ヶ所の宮々を經て、垂仁天皇廿六年丁丑の十月に、今の伊勢國度會の宮に御鎭座ありし事、世紀に猶くはし、されば、此備前國に御鎭座ありしは、伊勢の國に御鎭座ありしより三十八年前の事也。

又、一説に濱野村を御鎭座として、當社を外宮として、その濱野の内宮に近き所に、野々宮といふ社頭もあり、豐鋤入姫の宮居し住を玉ふ所なるべし。其外、伊勢の内外の兩宮に、其樣似たる事多し、故ある事にや、たとへば、伊勢の兩宮の間五十町あれば、此國の兩宮の間も五十町あり、伊勢國に宇治川ながるれば、此國にも旭川ながる、伊勢に宇治の鄕ありと云々、何れか是なる事をしらず、され共寛文の比、廣澤喜之助命を蒙り、上京して國中の神社を吉田家の改めを美て取歸し、神社帳に當社を式内の神とあり、又上に記すごとく、濱村に御鎭座跡あれば、當社式内の神ならんか、後人是を正せ。

又、濱野村内宮をば、近き頃迄内の宮と唱ふる由といふ說あれど、是も大なるあやまりなり、惣而諸國共に濱といふ所には、必ず内宮を勸請すとあれば、定而濱の村故に勸請すと見へたり。廣澤喜之助改帳にも、濱野邑内宮伊勢皇太神宮内宮とあり、同邑野々宮有内宮の緣にて所在也、神體内宮を祀べきかとあり。

是等を以て考れば、うちのみやと唱ふる說甚だ不可なり。○元禄寶永比の寺方帳には、内の宮とあれども、これは筆者の誤りた。

御鎭座傳記曰、御間城入彥五十瓊殖天皇卅九歳壬戌、天照太神乎遷ニ幸但波乃與佐宮一、積ニ四年一、奉齋、今歳止由氣之皇神天降坐天合レ明齋レ德、給如ニ天小宮之儀志天、一處雙座須、于時和久產巢日神子豐宇氣姬命神也、奉レ備ニ御

神酒（太田姫傳も是に同じ。）

御鎭座本紀曰、止由氣太神者、水氣元神坐千變萬化受二一水之德一、生二續命之術一、故名曰二御饌都神一、亦古語水道曰二御饌都神一也、又天照太神與二止由氣太神一、一所雙御座之時、陪從謂神籍奉二饗御一、其緣也。

此等を以て考ふれば、內外兩宮を祭る所尤ならんか。

倭姫世記曰、泊瀨朝倉宮太泊瀨稚武天皇卽位廿一年丁巳冬十月、倭姫命夢覺給、皇太神吾一所耳不座波、御饌毛安不二聞食一、丹波國與謝之比沼之魚井原坐道主子八乎止女乃齋奉御饌都神止由氣太神乎、我坐國欲止誨夢給支。

又、一ノ宮にある康永元年、備前國中大小神祇之神名之內に、伊勢宮あり。又、國中在々之宮かみ〳〵御祭りの條下に、左の如くあり。

一同郡り伊勢ノ宮、御祭禮の時、一ノ宮へ參り候。

御はらひの御祝儀とて、錢百廿文。御幣御はらひとて米米（衍カ）三升三合。みそぎの御はらひ米三升。大麥三升。內神・外神の御祝儀とて錢百廿文。

私に考るに、此內神外神とあるは、則內宮外宮の事にて、古より內外兩宮共に御鎭座の一證ともなりなんかと爰に記す、又みそぎの御はらひも久しく行れけるか、中比絕へしを、これも近來はみそぎの御はらひもある由。

末社に手力男社・級長津彥社・級長邊社・春日宮・豐磐窓社櫛磐窓社・厩神社・竈社・稻荷社・荒神社・幸延神社等あり。

手力男伊勢內宮の相殿なり、故に當社にも勸請と見へたり。元元集に、內宮相殿神たり、天手力雄神（開天磐戸神）右𢌞幡豐秋津姫命（皇御孫尊母也）傳氣曰、天手力男命（亦名戸開神）これを以て考ふれば、豐秋津姫命とあるべきか。

級長津彥級長戶邊は、內宮の七所別宮の內風宮なり。

日本書紀一書曰、伊弉諾尊與二伊弉冊尊一、共生二大八洲國一、然後伊弉諾尊曰、我所生之國唯有二朝霧一、而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰二級長戶邊命一、亦曰二級長津彥命一、是風神也とあり。級長律彥級長戶邊二社あるは、未審、一社なるべし、風神所祭二座とあり。

豐磐窓櫛磐窓共に內宮の御門の神に座豐石窓神櫛石窓神も御鎭座傳記にあり、舊事紀曰、天石戶別、亦名櫛石窓神、亦曰神石窓神、此者御門之神なり。

天計神社　北方村。　式內神也、所祭の神一座なれ共、其神未審。

古へは村中に鎭座ありしを、金吾秀秋卿の時、今の社地へ移して、八幡宮に混す、いにしへの宮地とて今にあり。此宮を俗に神宮寺といふ、これは此處に、古へ神宮寺といふ寺ありけり。其鎭守に、八幡宮の社ありしが、寺は何れの代に廢せしや、鎭守の八幡ばかり殘り居たる故に、其寺跡へ天計神社をも移されたるに依て、八幡宮とも神宮寺とも混じていふならんか。

私に、この祭を考るに、手置帆負神彥狹知神の二神を合せ祭りて、一座にするものならんか、天計は天量ならんか、外に見る所なければ、舊事を引て考に備ふ。

舊事紀曰、天照太神詣二素戔嗚尊一曰、汝猶有二黑心一不レ欲二與レ汝相見一、乃入二于天窟一閉二磐戶一而幽居焉、故高天原皆闇、亦葦原中國六合之內常闇不レ知二晝夜之殊一、故萬神之聲如二狹蠅鳴一萬妖悉發往二常世國一、故群神憂迷手足罔レ厝、凡厥庶事燎レ燭而辨矣、于時八百萬神、於二天八湍河原一神會集、而議下計其可レ奉二祈禱一之方上矣、高皇產靈尊兒思兼神、有二思慮之智一、深謀遠慮、議曰聚二常世長鳴之鳥一、使二長鳴一遂聚令レ鳴矣、中略、復令下紀伊忌部遠祖手置帆負神、爲二作笠者一、復令二彥狹知神一爲二作盾者一、復令下玉作部遠祖豐玉屋神爲中造玉者上、復令下天目一箇神一爲中造雜刀斧及鐵鐸上、復令下二野槌一者採中五百箇野薦八十玉籤上、復令二手置帆負彥狹知二神一以二天御量一謂二大小量雜器類名一、復伐二大峽小峽之材一、而造二瑞殿一云云。

國神社　下伊福村枝三門。　式內神也。祭る所の神一座大國御魂神、大和國山邊郡大和に坐す、大國魂神社と同じ。

舊事紀曰、素戔嗚尊御子大年神先娶、須沼比神女伊怒姬爲妻、生子五柱兒大國御魂神、大和神也

日本紀曰、崇神天皇五年、國內多疾レ疫、民有死亡者、且レ大半矣、六年百姓流離、或有二背叛一、其勢難二以レ德治一之、是以晨興夕惕請二罪神祇一、先レ是天照太神和大國魂二神並二祭於天皇大殿之內一、然畏二其神勢一共住不レ安、故以二天照大

神託豐鍬入姫命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、亦以日本大國魂神託渟名城入姫命祭、然渟名城入姫命髮落體痩而不能祭、七年春二月丁丑朔辛卯、詔曰昔我皇祖大啓鴻基、其後聖業逾高、王風轉盛、不意今當朕世、數有災害、恐朝無善政、取咎於神祇耶、蓋命神龜以極致災之所由也、於是、天皇乃幸于神淺茅原、而會八十萬神、以卜問之、（中間神告略之）十一月丁卯、命伊香色雄、而以物部八十手所作祭神之物、即以大田田根子、爲祭大物主大神之主、又以長尾市、爲祭倭大國魂神之主、然後下祭他神吉焉、便別祭八十萬群神、仍定天社國社及神地神戸、於是疫病始息、國内漸謐、五穀既成百姓饒之。

一說に、弟彥命といふ。

日本紀曰、應神天皇二十二年九月辛巳朔丙戌、幸吉備、遊于小豆島、庚寅亦移居於葉田葦守宮、時御友別參赴之、則以其兄弟子孫、爲膳夫、而奉饗焉、天皇於是看御友別謹惶侍奉之狀、而有悅情、因以割吉備國封其子等也。則分川嶋縣封長子稻速別、是下道臣之始祖也。次以上道縣封中子仲彥、是上道臣香屋臣始祖也。次以三野縣封弟彥、是三野之始祖也。復以波區藝縣封御友別弟鴨別、是笠臣之始祖也、即以苑縣封兄浦凝別、是苑丘之始祖也。即以織部縣賜兄媛、是以其子孫於今在于吉備國、是其緣也。

按ずるに、大國魂は、上に記せし如く、疫病始て息み、國中漸く謐り、五穀成就百姓豐饒とあれば、諸國とも是神を祭るべきはづならん。又、弟彥も上文の如く、三野縣に封ぜられて、子孫三野國造にて代々當郡に居住なれば、始祖の弟彥を國神と視ひて神として祭るいはれなきにあらず。二座とも、古人も明らめず、故に二說ともに、爰に記し、後の識者を待のみ。

石門別神社

（式内神也、所祭之神一座、既に上に記す、合せ見るべし。）

田仕村の石神宮を、式内石門別神社といふ由、祠官佐藤氏の說なり。

寬文年中改帳には、石神宮は河內國大縣石神と同じ、神體は武甕槌命とあり。

二說の內、石門別神社といふ可ならんか。京都三條猪熊の中山神社に所祭豐石牖奇石窓命なり、此中山神社を、今石神と稱すと、神社啓蒙に見へたり。

これを考ふるに、此田住村の石神宮を、式內石門別神社といふ其說を得たりといふべし。

尾治針名眞若比女神社

式內の神也、所祭の神、一座尾治針名根命といふ。

舊事紀曰、天照國照彥火明櫛玉饒速日尊十四世孫尾治針名根連頭書曰、備前國御野郡尾治針名眞若比女神社。

神名帳曰、尾針國愛智郡針名神社、此神と同じきか。

四日市村花園といふ所に是ありしが、何時代より、御崎宮の社地へ移るといふ。

御崎宮社司の說に、花園といふ所に鎭座ありしに依て、又、花園神社と云て、每年正月五日祭り也、此祭禮に、村中の老若鬼追の神事とて、青葉の付たる枝木持て、社の廻りをたゝき廻るといふ。

私に按ずるに、二神を祭りしものならん。上に記す、尾治針名根連一座、此針名根連の伯母眞若刀婢（マワカトヒメ）命一座歟。

舊事紀曰、尾綱根命妹尾綱眞若刀婢命、此命嫁二五百城入彥命一、生二品陀（ホンダ）眞若王一。

尾治針名眞若比女と訓ずべきを、後世、をちはりなまわかひめと假名を付しものならんか。神名帳には一座なれども、尾治針名根連に眞若比女命を合せ祭りしならん、是類諸社共に多くあり、二座共いはず、又、相殿ともいはず是を合座といへり。

津高郡

鴨神社

式內神也、所祭の神山城國愛宕郡賀茂と同。委しくは上に記す、依て爰略す。又一說に鴨別命を祭るともいふ。

此說謂れなきにあらず、上古は津高郡を鴨縣といひし由、今も奧分を賀茂といふ、此鴨縣に鴨別命居玉ひ、其子孫笠臣代々住玉ふの故に、國民其德を慕ひて、始祖の鴨別命を祭りしならんか。

日本紀曰、應神天皇二十二年秋九月、便自二淡路一轉以幸二吉備一、遊于二小豆島一。庚寅亦移二居於葉田葦守宮一、時御友別參赴之、則以二其兄弟子孫一、爲二膳夫一而奉饗焉。天皇於是看二御友別謹惶侍奉之狀一、而有二悅情一、因以割二吉備國一封二其子等一也。中略、以二波區藝縣一、封二御友別弟鴨別一、是笠臣之始祖也。中略、是以其子孫、於レ今在二于吉備國一、是其緣也。

舊事紀曰、笠臣國造輕島豊明朝御世、元封二鴨別命八世孫笠三枚臣一、定二賜國造一。

姓氏錄曰、應神天皇巡二幸吉備國一、登二加佐米一之山之時、飄風吹二放御笠一、天皇怪レ之、鴨別命言神祇欲レ奉二天皇一、故其狀示二天皇一欲レ知其實僞一、令レ獵二其山一、所レ得甚多、天皇大悅、賜二名賀佐一。

宗形神社

式內神なり。筑前國胸肩神社と同じ、所祭之神三座。

舊事紀曰、天照太神乃以二素戔嗚尊所レ帶三劍一亦云十握劍爲三段化生三神振二濯於天眞名井一、亦云去來眞名井䶢然咀嚼而吹棄氣噴狹霧之中化二生三女之神一、十握劍化生之神、號曰二瀛津島姬命一、亦名田心姬亦曰田霧姬。九握劍化生之神號曰湍津島姬命、八握劍化生之神號曰二市杵島姬命、中略、天照太神勅曰、其劍者是汝物也、故吾所レ生三女、是爾兒也、授二素戔嗚尊一則降二居于葦原中國一也、宜下降二居於筑紫國宇佐島一在二北海道中一號曰二道主貴一、因教之曰、奉レ助二天孫一、而爲二天孫一所上レ祭則宗像君之所レ祭之神。

一云、水沼君等祭神是也。瀛津島姬命者、是所レ居二于遠瀛一者是田心姬命也。邊津島姬命者所レ居二于海濱一者、此湍津姬命也、中津島姬命者是所レ居二于中津島一者、此市杵島姬命也。

宗像社記曰、所祭之神三座、瀛津島姬命、又名田心姬、鎭二座于瀛島一、距レ陸五十餘里、而突二出平海中一、田心姬命鎭下座于此所上者、爲レ防二異賊一故也。

筑前國風土記曰、宗像大臣自レ居二荷門山一、天降之時以二青蕤玉一、置二奥津宮之表一、以二八咫鏡一、置二邊津宮之表一、以二八坂瓊紫玉一、置二中津宮之表一、以二此表一成二神體之形一、而納二三宮一、卽納二隱之一、因曰二身形一、釋日本紀曰、先師說云、胸肩神體爲レ玉之由、見二風土記一、然則尋二其由來一、爲二其神像一者也。

貝原好古考曰、三神鎭座之說、諸書不同、舊事紀古事記二書之所記、其說相同、日本紀一書說市杵島姬爲レ在二遠瀛一、田心姬爲レ在二中瀛一、湍津島姬爲レ在二海邊一、然宜下以二舊事紀古事記之說一爲上レ正、今姑從二于緣起之說一。

按ずるに、當社の神一座と、延喜式にあれば、田心姬命一座ならん。

神社啓蒙曰、胸肩神社、或宗像或胸形在二筑前國宗像郡一、所祭之神一座田心姬命、神代卷曰、又嚼二斷瓊中一、而吹出氣噴之中

化生神號ニ田心姬命一、是居ニ于中瀛一者也、又曰、天照太神與素戔嗚尊誓乃取ニ其十握劍一、所レ生神號曰ニ田心姬一、次湍津姬、次市杵島姬、凡三女矣、太神勅曰、十握劍者素戔嗚尊物也、此三女神悉是爾兒、便授ニ之素戔嗚尊一、此筑紫胸肩君等所レ祭之神是也。

兒島郡

鴨神社

式内神也。所祭之神一座とあれば、御祖の御孫上賀茂別雷命ならん。

長尾村の氏神を賀茂神社といひしが、何代よりか八幡宮とも號する由、定而賀茂神社の相殿に、八幡宮を追て勸請せし也。

田土浦神社

式内之神也、所祭の神一座、水門神速秋津日命歟。又一說に、葛木襲津彥命歟といふ。

日本紀一書曰、伊弉諾尊與ニ伊弉冊尊一共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所レ生之國、唯有ニ朝霧一而薫滿之哉、乃吹撥之氣化爲レ神號、曰（略他神）水門神等、號ニ速秋津日命一。

舊事紀伊弉諾伊弉冊二尊、既生國竟、更生神十柱、（略十柱神）次生水戸神、名速秋津彥神。（名速日神）

古事記曰、次生水戸神名速秋津日子神。

御鎭座傳記曰、瀧原宮一座、皇太神遙宮也。伊弉諾、伊弉冊尊所レ生阿神、名曰水戸神、亦名速秋津日子神也。

舊事紀曰、穗國造泊瀨（雄略）朝倉朝以ニ生江臣祖葛城襲津彥命四世孫兎上足尼一、定ニ賜國造一。

古事記曰、大倭根子日子國玖琉命、（孝元）又娶ニ木國造之祖宇豆比古之妹山下影日賣、生ニ子建內宿禰一、此宿禰之子並九、次葛城長江曾都毗古者、玉手臣、的臣、生江臣、阿藝那臣等之祖也。

舊事紀曰、履中天皇母曰ニ皇后磐之媛命一、葛城襲津彥女也。

公卿補任曰、葛城國使主武內宿禰曾孫葛城襲津彥孫玉田宿禰子也。

日本紀曰、應神天皇十四年弓月君、自ニ百濟一來歸、因以奏之曰、臣ニ領己國之人夫百二十縣一而歸化、然因ニ新羅人之拒一、皆留ニ加羅國一、爰遣ニ葛城襲津彥一而召ニ弓月之人夫於加羅一、然經ニ三年一而襲津彥不レ來焉、十六年八月遣ニ平群木

菟宿禰、的戸田宿禰於加羅一、仍授ニ精兵一詔レ之曰、襲津彦久之不レ還、必由ニ新羅人拒一、而滞之汝等急往之撃ニ新羅一披ニ其道路一於レ是木菟宿禰等、進ニ精兵一、莅ニ于新羅之境一、新羅王愕之服ニ其罪一、乃率ニ弓月之人夫與ニ襲津彦一共來焉。

備中國

百射山神社　窪屋郡三輪村。式内神也、祭る所の神一座。

神名秘傳書曰、百射山神社は、水神澤女命とあり。

日本書紀神代卷一書曰、至ニ於火神軻遇突智之生一也、其母伊弉冊尊見レ焦而化去、于レ時伊弉諾尊恨レ之曰、唯以ニ一兒一替ニ我愛之妹者一乎、則匍ニ匐頭邊一、匍ニ匐脚邊一、而哭泣流涕焉、其涙墮而爲レ神、是即畝丘樹下所居之神、號ニ啼澤女命一矣。

古は百射口といふ所に鎭座ありしが、當時廢して社地のみ殘れり、神體は當村明現宮に移し奉るといふ。又、一説に古へは明現御崎相殿なりしが、慶長十九年兩社に分れし故に、御崎宮は相殿ともいふ。

又一説に、當村般若寺司りの天神宮といふは、則是百射山神宮といふ、何れか是非を知らず。

足高神社　同郡笹沖村。當時鴨方領。式内神也、所祭の神一座、大山祇神也、當時は葦高の字を用ゆ。

日本書紀神代卷一書曰、伊弉諾尊斬軻過突智命爲ニ五段一、此各化成五山祇、一則首化爲ニ大山祇一。下略

里民は當社を足高八幡といふ、行幸の時御旅所にては下明神と唱ふ、八幡といひ、下明神といふを私に考るに、延寶年中書上に白、樂市村下明神を笹沖村に移して寄宮とすとあり、又、寛文年中改帳に、折大明神神體いまだ考ずとありこの二條を以て察するに、此足高神社に下明神を相殿にせしより、神體はしれず、只俗下明神を八幡と稱せしより、足高八幡といひしならんか。

又、當時葦高の字を用ゆるは、神明秘傳書に、足高神社は葦那陀迦神とあるに依て、足の字をば葦の字に作りしならんか。

菅生神社　同郡生阪村之枝西阪。式内神なり。所祭の神一座少彦名命といふ。

古へは神村の前菅田の中に、鎭座ありし故に菅生明神といふ由、寛文年中神村の後ろ加す山に鎭座、以前は當村を神村とい

ふよし、又、近隣の民此菅を以て笠を作り業とす、其社跡は、今田地となり、當村祠官小郷氏の構也。

又一說に、菅生神社は、古來より子位庄村の内福安といふ所に鎭座ありしと、延寶三年十月二十二日、祠官長山正及書上に見へたり、これも菅生天神號あり、右兩說何れか是非を知らず。

陽成實錄曰、慶元二年二月、授二備中國從五位下菅生神從五位上一。

神代卷一書曰、大己貴神之平レ國也、行到二出雲國五十狹々之小汀一、而且當二飮食一、是時海上忽有二人聲一、乃驚而求之、都無レ所レ見、頃時有二一箇小男一、以二白蘞皮一爲レ舟、以二鷦鷯羽一爲レ衣、隨二潮水一以浮到、大己貴神卽取置二掌中一、而翫レ之、則跳齧二其頰一、乃怪二其物色一、遣レ使白二於天神一、于レ時高皇産靈尊聞之、而曰吾所産兒凡有二一千五百座一、其中一兒最惡不レ順二教養一、自二指間一漏墮者、必彼矣、宜愛而養之、此卽少彦名命是也。

又、天目一箇神歟とあり。

舊事紀曰、天照太神詔二素戔嗚尊一曰、汝猶有二黑心一、不レ欲與レ汝相見一、乃入二于天窟一、閉二磐戸一而幽居焉、故高天原皆闇、亦葦原中國六合之内常闇不レ知二晝夜之殊一、故萬神之聲如二狹蠅鳴一萬妖悉發、往二常世國一、故群神憂迷手足罔レ厝凡厥庶事燎レ燭而辨矣、于時八百萬神於二天八湍河原一、神會集而議下計其可レ奉二祈謝一之方上矣、高皇産靈尊兒思兼神有思慮之智一、深謀遠慮議曰、聚二常世長鳴之鳥一、遷使長鳴遂聚令鳴矣、中略、復令二天目一箇神一、爲二造雜刀斧及鐵鐸一者。

神名祕傳書曰、菅生神社者菅生朝臣也。

姓氏錄曰、菅生朝臣者、大中臣同祖津速魂命三世孫、天兒屋根命後也云云。

祭神の三說、何れか是なるといふをしらず、然れども私に考ふるに、秘傳書を得たりとせんか。

又、河内國菅生天神と同じともいふ、前に太平記之說を下に記す、然れども正史には見へず。

前に太平記卷之十三菅丞相降臨條下曰、承和十二年三月五日、參議菅原是善卿の私館の庭に遣水の上なる巖の肩に、年の程五歳ばかりなる卯結たる童子一人忽然と來り立玉ふ、是善卿御覽じて不思議と思せども、少も不驚、を

ことはそも何國より來り玉へるや、名をば何とか申ぞと尋玉へば、此童子袖搔合て曰、我は父もなく母もなし、公文章の家なれば、以ニ哀憐一家ニ撫育一風月の道を學ばんと欲す、成長の後、事朝官爵如心ならば眞の親の如して反哺の報をなし奉らん、仰願は被垂慈愍を、鞠養扶助し玉はんかと、謹で歎き宣へば、是善卿心の裏に、是、紛れなき天童ならん、我文學の道を扶け家を興すの神なるべしと、一議にも及はず抱きとりて、よくこそ來り玉ひたれ、望に任て家風を傳へ、成長の後は、朝家に進め、鹽梅の臣となすべき也、先螢雪の功を積み、學窓に眼を曝す暇、猶六藝をも心に掛て修得し玉へとて、世上には深く藏して育つゝ、眞子也と後日披露し、依器量叡聞に達す可しと思ひ、時々に其才德を試玉ふに、聞一知十の發明なること往代未傳聞當世比類なかりければ、父の卿子よりも、猶哀憐深くぞ思しける。

河內國菅生天神の記云、承和十三年三月三日、此所の菅生の池邊に、年の程五歲ばかりなる童子一人忽然として、北面して立玉ふ、野人村翁之を見て凡人ならぬ御形勢、衛護乳母もなく、唯獨威儀嚴重にしてをわします、いかなる兒にて御坐すぞと謹で尋奉れば、彼兒答て曰、予は此國の者にあらず、父もなく母もなし、都に參議菅原是善卿と云人あり、彼に詣て其人を父と賴て學び、成長の後は、君に事へ政道補佐の臣ともならば、今日汝等が勞を酬ふべし、早く帝都に送りくれよと仰られければ、里人ども事の子細は知らねども、先御憫憐存じ、其幼き御身に物宜ふ體、更に成人に異ならぬ、又、着御の衣袴衲笏の粧ひ、偏に神童と見奉れば、恭敬尊重し侍り、菅の淸淨なるを撰て、圓座を造り居奉り、先供御を調進せしと云、童子振首て、我食は汝等が調儀に及難し、唯淸潔なる水を與へよ、若くは末枝にある果を服用すべきなり、只願くは片時も早く都に送り屆くべし、菅生と書る卿の名の菅原の家に宿るべき兆(キザシ)に應ずる懷(ナツカシ)さに、假に此所へ來るのみと仰られしかば、里人俄に黑木の御輿を調て、農夫。野人等沐浴して、彼の兒を乘せ奉り、十人計守護し參らせ、飛が如くに都をさして登りたりけるが、不思議やな此駕輿丁共日來は都を雲井遙に覺しが、二時ばかりに上洛し、剩少も疲るゝ事なく、又、食念もなかりしは、奇妙とも餘あり、斯て是善卿の御館を里人どもはそこともしらず惑ひありきしに此御兒爾爾の所と敎玉ひ、門前にして輿より下り、

送る者共に向ひて曰、今より後十箇年過なば、我は必ず官祿を得ん、其時汝等を呼出して、今日の恩を報ふべし、それ迄此事人に語るな、いざさらばとて留り玉へば、里人は御餘波は惜けれども、萬仰に隨ひて、是より御暇申つゝ、皆々河内へ歸りけり。其後、里人此事を深く祕しながら、京への便に附ては、餘所ながら此御兒の御ようすがを聞參らするに、世上の風聞只人ならず、一を聞ては十を悟の御器量たるの由、隱なかりしかば、里人共乍恐、是を悅びて月日を數へ待處に、過またず十年を經て、三月五日に都より使を下されて、彼の十人を召上せられ、一人に米十俵青銅百匹づゝ下されて、昔の勞を報じ玉ひ、且、又、汝等が里の土神はいかなる神とか知るやらんと問せ玉へば、鄕人ども愚蒙なる故に、其名をば知候はず、唯昔より菅生明神とのみ申し風俗(ナラハシ)崇參らせ候と答ふ、菅童打諾せ玉ひ、さらば朝廷將來神社の撰あらん時、是をも可ニ加入一也、每年の神事無斷絕可執行、今年よりは予が產神も此神と崇めなんとて、祭禮の日は京より使を下されて、種々の幣物を捧げらる、それより神事年々に恒例と成て、無懈怠、偖こそ延喜式神名帳に菅生神社と書載らる、北野の聖廟建て後は、直に其社を天滿宮と奉崇て、今の世まで菅生の天神とは申すなり。

古郡神社　賀夜郡槇谷村。　式内神也、所祭の神一座、神名不知。

社司の說に、當村十二社權現の社地に、古郡神社の社跡のみ殘りて、社なしといふ。

又、或人の說に、當村に金毘羅とて、古へより鎭座あり、讚州金毘羅とは別神なり、所祭大己貴命なり、恐くは此神歟。

神神社　下道郡下原村枝八代。　式内神也、所祭之神一座、大巳貴尊なり。大和國城上郡三輪社と同じき歟。

委しく邑久郡美和神社之處に記す、故に爰に略す、當時是を三輪神社といふて、八代の氏神なり、別の神にあらず、則、神神社なり、文字の加はりたるばかりなり。

石疊神社　同郡下秦村枝上秦。　式内神也。神體不知と寬文年中改帳にあり。

私に考るに、當村の東に大河あり、其河の邊りに大きなる立石あり、高さ凡三十丈ばかりなり、里民是を瀧といふ、此岩平地より石を疊み上たるやうなれば、石疊と名付ならん、此岩山の腰にあり、山の絕頂に小祠あり、山の麓に平地あり、爰に二柱

を建つ、參詣の輩は、此所にて拜す、若此石を神體として祭りしや、さすれば此所の土地の神にして、社は古くよりなきものなるを、後世に祠を建たるものならんか、此例余國にもあり、然れども、當所に何の語り傳へもなきまゝ、神名不知と改帳にあり。

神名祕傳書には奇稻田姫とあり。

神代卷曰、素戔嗚尊自レ天而降ニ到於出雲國簸之川上一時、聞三川上有ニ啼哭之聲一、故尋レ聲覓往者有ニ一老公一、與ニ老婆一中間置ニ一少女一、撫而哭之、素戔嗚尊問曰、汝等誰也、何爲哭之如此耶、對曰吾是國神號脚摩乳、我妻號手摩乳、此童女是吾兒也、號奇稻田姫所ニ以哭一者、往時吾兒有ニ八箇少女一、每レ年爲ニ八岐大蛇一所レ呑、今此少童且臨被呑無由脫兎、故以哀傷、素戔嗚尊勅曰、若然者汝當以レ女奉吾耶、對曰應レ勅奉矣、中略乃相與遘合而生ニ兒大巳貴神一。

麻佐岐神社　同郡秦下村。

式內神也。所祭の神一座　正鹿山津見命といふ。

當村に山あり、摩佐岐山といふ、此山上に神殿の柱石・玉垣・鳥居等、今に存在す。

舊事紀曰、伊弉諾尊遂斬ニ軻遇突暇頸一爲ニ三段一、亦爲ニ五段一、亦爲ニ八段一、中略、八段各化爲八祇山一則首化ニ爲大山祇一。

亦名正鹿山陣見神

里人の說に、旱りの時は、此山上に登りて祈雨するに、しるしあらずといふ事なしといふ。

此正木山は、名高き名所にして、夫木集に資實の歌などあり、爰に記す。

滿さき山滿さきのかつら紅葉して　時雨も時をたがへざりけり

時雨つる正木の山のそいひより　見ゆる紅葉の色のてらさ　隆輔卿

按ずるに、石疊・麻佐岐の二社、何時代癈せしやしれざれども、今秦下村に、八幡宮惣堂明現三社相殿の神社あり。又は天神御

崎同村枝福谷に姫神神社上秦に役神等之數社あり。古へは、皆石疊・庭佐岐の二社の攝社末社等なるが、右數社へ毛利家の時分、下原村之内木村山之城主上月伊豆守光濟よりの免田書付、幷、書簡又は荒手之城主川西源三郎之秀よりの書簡、于今祠官小橋氏の許に藏す、書簡のあて名は、古川坊とあり。此古川坊山伏にて、今の祠官の先祖也、寛永の比、還俗をして祠官となる由、右免田の書付の内、拔書をして後の考へに記す。

橋本十三社諸祭事

正月一日　八幡宮祭一段目田さこ。　正月一日　妙見之祭一段妙見尻。
正月一日　御前祭一反畠。　正月七日　惣堂へあふし田廿代橋本。
正月六日　ひめこそふしや廿五代。　正月廿五日　元神ふしや十五代こぬま。
五月五日　王子祭十五代、畠同九月九日。　六月十八日　龍王祭卅代畠。
六月十八日　マサキの祭一段かわふち畠。　八月十八日　清木祭貳反畠。
九月廿九日　かのしろ祭廿五代石なた。　十一月いの日　石タヽミ祭中田。
十一月十三日　藥神祭五代。　十一月吉日　かも大明神祭壹反畠。
十二月廿日　五社すゝはき・あふらめん目田。廿代中山荒神祭御公方より。六月廿八日　百文　十一月廿八日　百文

天正三年九月吉日

福井安宅校

吉備温故秘錄　卷之二十終

吉備温故秘錄　卷之二十一

大澤惟貞輯錄

神社二

御野郡

伊勢宮　伊勢内外宮月神　岡山小垣町　社務 垣見氏 禰宜三人。

御野郡伊勢神社と云是也。委しくは、式内部に記す。

〔社領〕拾石　當社以前地高拾斛令寄進事、可社納者也。寶永七庚寅年六月朔　御判

〔末社〕級長津彦社・級長邊社・手力男社・豐磐窓社・櫛盤窓社・春日社・荒神多賀・稲荷社・厩神社・靈社・幸進神社

鷹匠町外御厩に在りしを、貞享三年、當社へ移す、今に郡手より修理領出る。　〔祭禮〕九月八日・九日。

正一位酒折宮　所祭、日本武尊、相殿神四社と云ふ。　石關町　社務 岡氏 禰宜六人。

〔社領〕三百五石　備前國酒折宮へ津高郡長野村の内百五石六斗、同郡一宮村之内百八拾九石四斗、都合高三百五斛、令寄進訖社納者也。寶永七庚寅年六月朔日　御判

私曰、高三百五石之内高三十石づゝ社僧三井寺へ、殘は祠官配分。

社司の說に、清和天皇貞觀年中、當國へ勸請、今の御城内岡山に鎭座ありしを、天正元年當國沼の城主宇喜多直家岡山城を築き改るによりて、當社を今の社地へ移す同中納言秀家卿、本殿を造營す、其後金吾中納言秀秋卿拜殿以下造營す、古へ岡山に鎭座の時、岡山大明神と云、又酒下、阪折、酒折等の字を用ひしが、萬治年中に吉田家にて酒下と被改度由。

當社の事、後に記す合せ見るべし。

〔末社〕東西の六社は、姉子社　両道入姫命、日本武尊の妃也。・今彦社・水向社・素戔嗚社・彦若御子社・靑衾社　已上六社也。熱田には、

八劍宮・高藏神社・太福田神社・日破神宮・氷上神社・源大夫神社・尾針神社・內宮・外宮・八幡宮・宇賀神・石龜神社・行役神社・住吉・役神社・金光社・稻荷神社五社・荒神三社・隨身社・愛宕・左右八百萬神社・二社・七社神當郡濱村に鎭座ありて、城郭の艮の方にあたり、鬼門の守護神といひ傳へし由、寛文年中、當社地へ移す。今に同村に七社田地有。

山王宮　天神宮

此二社は、鴨方公の第宅中、天神山と云處に古より鎭座ありしを、貞享四年六月廿五日、當社地へ移す。鴨方公より、有料として、每歳社務へ米三俵づゝ神戸へ得るといふ。

道祖神

古へは、御後園の內鎭座ありしを、御開園之時、當社へ云レ移、元祿四五年の事なるべし。社僧を福聚院・實成院・平福院と云、三ケ寺あり。佛閣の卷に委く記す。他皆倣此。

〔祭禮〕九月中の中酉なり。

酒折宮數說は、左に記して考に備。

淸和天皇貞觀年中、當國へ甲斐國より勸請し、今の御城內岡山に鎭座ありしを、天正元年當國上道郡沼の城主宇喜多直家、岡山城を築き改るに依りて、當社を今の社地へ移す、同中納言秀家卿本殿造營、其後金吾中納言秀秋卿、拜殿以下造營、御當國御封建已來、如先規御造營所を成て今に至る。宇喜多家より社領もありし由。何百石といふ事知れず當時三百五石寄附、社僧三軒祠官配分す。古へ岡山に鎭座の時は岡山大明神と云し由也、所祭の神日本武尊也、拜殿の神四座と云、社也仍又酒折の文字已前は、酒下、坂折、坂下とも書しを、萬治年中、吉田家におゐて酒折の文字ばかりを用度樣にと取改之由。

酒・坂折・下、訓同じければ、混じて書しもの也。古事記に作倭建命日本武尊、日本建尊、武、建の二字とも訓同じき故、國史にも二字とも通用、其外此類數多あり。

酒下は、吉備三ケ國の神酒を、岡山城主へ獻じ候に付、其神酒を當社へしたむるに依りて、酒下と書くと、當國の

古き書物にあれども、是は大なる誤なり、吉備津彥神を祭りし神酒を以て、日武尊の神社に下すと云、論ずるに足らざる說なれば、爰に記して後世の誤を正すのみ。又岡山城三(主カ)吉備を領せし人なし、何が故に備後國一の宮などより神酒を差出さんや、是等を以て考るに、後世附會の說たる事可知也。

一說に、尾張國熱田宮を勸請せしとも云。此說を得たりとせんか、當社は延喜式に載せたる尾針の神社なりしを、後世酒折宮と名のみかわりたるならんか、此尾針神は、元來尾張に熱田を勸請せしによりて、其國名を取て尾針神社と稱するならん。尾針の事は式內神之部に委しく記す、合可見也。貞觀年中勸請といへども、考るに夫より已前なるべし、式內なれば、以前と云、當宮の古より有來の末社を今見るに、東西六社の姉子社・今彥社・氷向社・素戔嗚社・彥若御子社・靑衾社・熱田にても末社也。別宮・八劍宮・高藏神社・太福田神社・氷上神社・日破神宮・源太夫社等は、皆尾之神社にして、熱田の末社攝社也、これ等によりて考るに、尾張熱田を勸請せしに依て、尾針神社と云是なり。岡山地、元來大嶋といひし比は、俗此宮を大嶋大明神といひしも知れず、前說にいふごとく、岡山鎭座の時は、岡山大明神と云(一字不明)のごとし、此大嶋は、名所にして、古歌ども多く有、此島の談合に神などは、定て此尾針の神社ならん、岡山坂下に鎭座ありしによりて、坂下宮といひしに依て、甲州を本社といひ出したるか、日本武尊を祭るを聞て、甲州といふか、社務武田氏なるによりていふかの中ならんか、是も何の證なければ、何れときわめ難し、然れども社殿の造り、末社の神等にて考れば、本社を熱田といふ方是なり。又、相殿の神を四座といへば、もし天照太神・素戔嗚尊・建稻種命・宮簀姬の四座か。

熱田に祭る所の神、爰に記す。

神名帳註曰、人皇十二代景行帝十四男小碓尊、後名、日本武、此神垂跡也。大宮日本武、東素戔嗚、南宮簀姬、西伊弉冊、北倉稻魂、中央天照太神也、日本紀曰、景行天皇二年立ニ播磨稻日日大郎姬一爲ニ皇后一、后生ニ二男一、第一曰ニ大碓皇子一、第二曰ニ小碓尊一、其大碓皇子、小碓尊一日同胞而變生、天皇異レ之、則誥(タケビタマヒキ)レ於レ碓、故因號其二王一曰ニ大碓小碓一也是小碓尊亦一名日本童男、亦曰ニ日本武尊一、幼有ニ雄略之氣一、及レ壯容貌魁偉、身長一丈、力能扛レ鼎焉、四十年冬十

月（壬子朔癸丑）、日本武尊發路（タチマフ）之、戊午、枉レ道拜ニ伊勢神宮一、仍辭ニ于倭姬命一、曰、今被ニ天皇之命一、而東征將レ誅ニ諸叛者一、故辭（イトママウス）之、於レ是倭姬命取ニ草薙劍一授ニ日本武尊一曰、愼レ之莫怠也。是歲、日本武尊初至ニ駿河一、其處賊陽從レ之欺曰、是野也糜鹿甚多、氣ニ如朝霧一、足如ニ茂林一臨而應レ狩、日本武尊信ニ其言一、入ニ野中一、而覓レ獸、賊有ニ殺レ王之情一、（王謂ニ日本武尊一也。）放レ火燒ニ其野一、王知レ被レ欺、則以レ燧出火レ之、向燒而得レ免、（一云王所レ佩劍叢雲自抽之、薙ニ攘王之傍草一、因レ是日本武尊更還ニ於尾張一得レ免、故號ニ其劍一、曰ニ草薙一也。）卽娶ニ尾張氏之女宮簀媛一、而淹留踰レ月、於レ是聞ニ近江膽吹山有ニ荒神一、卽解レ劍置ニ於宮簀媛家一、而徒行（カチヨリイデマウ）之、至ニ膽吹山一（山神化爲ニ大蛇一當レ道。）（尊跨レ蛇猶行時雲霧無レ道。）日本武尊於レ是、始有レ痛レ身然稍起之、還ニ於尾張一爰、不レ入ニ宮簀媛之家一、便移ニ伊勢一、而遂崩ニ于能褒野一、時年三十。

神皇正統記曰、宮簀媛者、尾張稻種宿禰之女也。神代卷曰、素戔嗚尊勅レ蛇曰、汝是可レ畏之神、敢不レ饗乎、乃以ニ八甕酒一、每レ口沃入、其蛇飮レ酒而睡、素戔嗚尊拔レ劍斬レ之、至レ斬レ尾時、劍刄少缺、割而視レ之則劍在ニ尾中一、是號ニ草薙劍一、此今在ニ尾張國吾湯市村一、卽熱田祝部所レ掌之神是也。

同書曰、次有レ神伊弉諾尊・伊弉冊尊之八神一矣。乾坤之道相參、而化所ニ以成ニ此男女一、自ニ國常立尊一迄ニ伊弉諾尊・伊弉冊尊一、是謂ニ神世七代一者矣。

同一書曰、伊弉諾尊曰吾欲レ生ニ宇宙之珍子一、乃以ニ左手一持ニ白銅鏡一、則有ニ化生之神一、是謂ニ大日孁尊一、右手持ニ白銅鏡一則有ニ化生之神一、是謂ニ月弓尊一、又、廻首顧眄之間、則有ニ化神一、是謂ニ素戔嗚尊一、卽大日孁尊及月弓尊並是質性明麗、故使レ照ニ臨天地一、素戔嗚尊是性好ニ殘害一、故令ニ下治ニ根國一。又、曰又飢時生レ兒號ニ倉稻魂命一。

神社啓蒙曰、先師說云、熱田社者、日本武尊留ニ其形影天村雲劍一爲ニ御神體一可レ謂ニ日本武尊垂跡一者。

寸簸塵に當社を記したるあり、爰に記す。

此社記に傳ふる所は、貞觀年中に、甲斐國の酒折宮を勸請せしと云。今按ずるに、此祭る神日本武尊は、景行天皇廿七年に、筑紫へ下り給ひ、熊襲を殺し、其族を征伐ありて上洛し給ひし時に、吉備國穴海を渡り、吉備の穴濟神とて、惡神ありしを殺し、同廿八年に及て此所の惡き神を、悉く征伐有て、水陸の程をひらき給ふと日本紀に見へし。此時に此尊しばし爰にましまし

て、吉備武彦の女吉備穴戸武姫にさいあひし給ふにぞ、此尊に十六人の御子（男十五人、女壹人）まします中に、此穴戸武姫に二男子あれまして、武印王十城別王と申せし由、舊事記に見へたり。（日本紀に、有武部王を武鞍王と識）又此時此尊の功名を錄しおほして、武部を定と日本紀にあり。武部も此國には（和名抄に、津高郡に建部ありて、今も津高郡建部鄕建部村あり。）如此此尊に故あり、備前國なれば、其昔より此尊を爰に祭禮し奉りもとより甲斐國の酒折宮は國史にも見へたれば、此時此國にはいつきかしづきて、兩國ともに酒折宮と稱せし、取るべし。又、祭神二座といかにや。

按ずるに、日本武尊と吉備の穴戸武姫との二座を祭り奉るなるべし。又、此宮の社務に、武田と稱する家あり、其家には新羅三郎義光の子孫と云て、武田菱を家の紋とす。然るに、此尊の十六の御子の中に、武田王と申あればそは此遠孫なると、甲州の武田源氏の名、後代に名高ければ混じて源の氏といふにや、此御神の社務といはんには、武田王の遠孫と稱し、いわんす便あるが如し。（舊事記には、武田王を尾張國に建部の夫の祖とは書たり。）

神社啓蒙曰、坂折宮、在備前國、所祭之神一座也、本社在甲州歟、但未考。日本紀日本武尊、自日高見國還之、西南歷常陸至甲斐國、居于酒折宮、時擧燭而進食、是夜以歌之問侍者曰、珥比麼利莵玖波塢須擬氏異玖用加禰莵流、諸侍者不能答言、時有秉燭者、續皇子歌之末而歌曰、伽餓奈陪氏用珥波虛々能用比珥波莵塢伽塢、即美秉燭人之聰而敦賞。

按、酒折神者、秉燭之人也、惜乎史失其姓名、是歌今世所謂連歌之始也。

これも本社を甲州とはさだめず、在甲州歟と疑ひたるなれども、外に見所なければ、先日本紀を引たるならん。されども祭る所の神を、日本武尊といふ事をしらざるゆへか、所祭の神一座と書く。按るに酒折宮は、秉燭之人也とあれば、是又證としがたし、然れども世人よくしりたる事ゆへに、爰に記して疑をさる也。

當町商家に古簡持來るあり、左に記す。

態申入候、其方御代官所於宮保之內貳百石坂折宮へ被成奉納下候、早々神主社僧中へ可有御引渡候、猶浮太郎左浮阿州へ申入候。恐々謹言。

三月十六日　　　中村次郎兵衛尉　書判

天和三年六月六日、當社の神木十四本虫ばみて枯たるよし、神職高原一學より申出ければ能勢勝右衛

池田助左衛門殿　道夕御宿所

當社の事、式内尾針神社の條下に記す、合せ見るべし。

荒神　大工町　神主　大賀氏　今村宮の攝社なり、以前は天瀬荒神町にありしが、寛永年中當所へ遷す。所祭神三座、土祖神・澳津彦命・澳津姫命。これを部都爲神と云、竈神也。

舊事記曰、大年神娶二天知迦流美豆姫一爲レ妻生二兒澳津彦神・澳津姫命一、此二神者、諸人拜二祠竈神一者也、次大土神亦名土之御祖神。

金毘羅　素戔嗚尊　又、祭神を三輪明神とも云。　丸龜町　祠官　高原氏。

神社考曰、吉田二位兼俱引傳教之釋、以三輪明神、爲天竺靈鷲山之鎭守金毘羅神矣、又、以金毘羅神、爲素戔嗚之事、是誠陽爲神事、陰爲佛法者也、豈天照大神天兒屋根之意哉。

〔末社〕稲荷。又曰、素戔嗚。唐曰、牛頭天王。又曰、武塔天神。天竺曰、金毘羅神。

大森太明神　具廼馳　上出石町。　伊勢宮の攝社也。至て小祠なりしを、近比江戸より原田半三郎と云者、寛保三年癸亥夏、岡山に來り、念願ありて今の宮を建云。

神代卷曰、伊弉諾尊、伊弉冊尊、生木祖句廼馳。

春日大明神　南都と同じ。　七日市村　祠官　高原氏　神官一人。

本社在大和國添上郡春日郷、所祭之神四座、武甕槌神・齋主神・天津兒屋彌命・姫大神也。

〔社領〕高拾石　備前國御野郡七日市村之内、高拾斛令寄進事、可社納者也。寛永七庚寅年六月朔日　御判　春日宮祠官

社司の説に、元暦年中、佐々木三郎盛綱當社に戰功を祈り、白羽の矢を献ず。此矢今はなし、鏃のみ殘れり。其後、盛綱兒嶋を得し時、高嶋に燈明をとぼし、春日大明神を祭る、これによりて高嶋を燈明島と云。

〔末社〕若宮・荒神・稲荷・辨才天・靈社・隨身。　〔祭禮〕九月十九日・二十日。

神代卷曰、高皇産靈尊、更會二諸神一、選下當レ遣二於葦原中國一者上、僉曰磐裂神之子磐筒男磐筒女所レ生之子、經津主神是將レ佳也、時有二天石窟所レ住神稜威雄走神之子、甕速日神甕速日神之子、甕速日神甕速日神之子武甕槌神一、進曰

門うけひけるに鳥井前二本ミ杉、一本松たり跡には銀杏を植へし、是は往來の葉か　れば此木殘るべし。其他は杉のなへをうへよこの頃は此銀杏年を追て繁茂しける今に至て存せり。

豈唯經津主神獨爲丈夫、而吾非丈夫者哉、其辭慷慨、故卽配經津主神、令平葦原中國、於是、降到出雲國五十田狹之小汀、則拔十握劍、倒植於地、踞其鋒端、而問大巳貴命曰、高皇產靈尊欲降皇孫君臨此國、故先遣我二神、駈除平定汝意如何當避不時大巳貴命對曰、當問我子、（事代主命）然後將報時事代主神曰、令天神有此借之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違、因於海中造八重蒼柴籬踏船枻而避之、大巳貴神則以其子之辭白二神曰我怙之子旣去矣、故吾亦當避如吾防禦者國內諸神必當同禦、今我奉避誰復敢有不順者、乃平國時所杖廣矛授二神曰吾此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者必當平安、今我當於百不足之八十隈將隱去矣、言訖遂隱於是二神誅諸不順鬼神等果以復命。

同一書曰、天神遣經津主神武甕槌神、使平定葦原中國、時二神曰、天有惡神、名曰天津甕星、亦名天香香背男請先誅此神然後下撥葦原中國、是時、齋主神號齋之大人、此神今在乎東國檝取之地也。

按ずるに、武甕槌神は、鹿嶋の神也、齋主神は香取の神也、亦の名を經津主命と云、此二神は天孫降臨の日に大功あり、仍て帝都必祭るなり。

同書曰、至於日神閑居于天石窟也、諸神遣中臣連遠祖興台產靈大兒屋命而使祈焉、於是天兒屋命（中略）廣厚稱辭祈啓矣。（天津兒屋命は、卽春日の神也、皇帝補佐之神也。）

神代卷曰、伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰、吾巳生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者歟、於是共生日神、號大日孁貴、（一書云、天照太神、此書云、天照大日孁尊。）此子光華明彩、照徹於六合之內、故二神喜曰、吾息雖多未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱擧於天上也。

〔末社〕若宮。

神社啓蒙曰、所祭神三座內二座補佐神也。問上所述中、缺若宮本緣、若依守儀、則天兒屋命御子乎、將又別神而所祕邪、曰是唯難言、是以不言矣、決非兒屋命之子。

今村宮

今村　祠官 今村氏 禰宜二人、神人二人。

昔は、郭内榎の馬場に鎮座ありしを、元和の頃、此處に移すといふ。今に榎の□(缺字)氣折等出れば、社家へ得るなり。

一說に、宇喜多岡山城再築之時、祠官今村傳兵衞、當時新田を望みしに付て、此處へ移すと云。

寛文年中改帳には、今村三社明神神體不分明と云。

一說に、所祭豐前國宇佐同體。古へ三社八幡宮の(二字不明)に今社家持傳ふ。宇佐は應神天皇・神功皇后・玉依姫三座也。

仲哀帝・神功皇后相殿一座、應神帝一座、其已前地主の神、宇佐津姫一座、合て三社也。

古事記曰、神倭伊波禮毗古命、到豐國宇佐之時、其土人名宇沙都比古、宇佐都比賣二人、作足一騰宮、而獻大御饗。

又、當社に天照大神宮・春日大明神・八幡宮迄有、三社の額あり、近衞公の眞蹟也、是を以て、右三社の神を祭ると云、未審。

〔末社〕幸之神・八十末社・稻荷・辨才天・荒神三社・散地荒神。　〔祭禮〕八月廿七日・八日。

伊福八幡宮　石清水　下伊福村　祠官　岸本氏。

本社山城國久世郡男山也。一名雄徳山、又石清水ともいふ、此山の半に水有、故に石清水と云。　祭神三座、譽田天皇(中)玉依姫(東)神功皇后(西)也。傳は上道郡八幡宮に記す。

社司說に、慶長十年御造營有しと云。　〔社領〕物成一石四升八合。

國神社　今不存社地は殘れり。　下伊福村之内枝三門。　式内神也。祭る處の神一座。大國魂命なり。委しくは式内部に記す。

若宮八幡宮　同所　祠官　岸本氏。　當村の氏神也。〔祭禮〕

天野神社　社司說に、式内神天神社といふ、然れども、他の社司にも說有、いづれか是非をしらず。　石神　同說に式内石門別神社と云、是は式内にてもあらんか、式内部に委しくは記す。

天神・荒神・番神。

天神社　少彦名命　津嶋村　祠官　藤井氏

京都五條天神と同じ。委しくは邑久郡に記す。　又當村に、古へは神祖神の社あり、祭神は伊弉諾・伊弉冊の二尊なり。惜哉、正德年中大多羅へ移さる。

天神社　同村　枝福居　神職大工町　大賀氏。　本村天神と同じきかと云。又、一說に式內神とも云。

八幡宮　同村　枝羽浮土生　三門　岸本構。

八幡宮　石清水　萬成村　祠官　富山氏。〔社領〕高二石。外物成二石壹斗。

社司の說に、古へ矢阪山に城主男山大椽と云人あり、當社を勸請せしに依て、同性右京と云ものを神主として祝ひ奉り、夫より已來代々富山氏當社の祠官たりと云。

〔末社〕荒神　大安寺村枝矢阪に有り。

春日大明神　南都　同村　枝谷。　春日大明神　南都　大安寺村。

天津兒屋根命

日吉大明神　江州　同村　枝正野田。

本社近江國滋賀郡坂本村にあり。祭神七座之內、大宮大巳貴命を祭るか。又、大山咋神を祭とも云。

神代卷曰、大國主神、亦名大物主神、亦號二國作大巳貴命一、亦曰二葦原醜男一、亦曰二八千才神一、又曰二大國玉神一、亦曰二顯國玉神一、其子凡有一百八十一神、夫大巳貴命與二少彥名命一、戮レ力一レ心經二營天下一、復爲二顯見蒼生及畜產一則定二其禁厭之法一、是以百姓至レ今咸蒙二恩賴一。神名帳曰、近江國滋賀郡日吉神社。名神大。

名神祭部曰、日吉神社一座、註云比叡神同。舊事記曰、素戔鳴尊子、大年神之兒、大山咋神、此神者座二近淡海比叡山一、亦座二葛野郡松尾一、用二鳴鏑一神者也。

公事根源曰、日吉社者、與松尾神爲同體也。

私に按ずるに、日吉大明神と云は、大山咋ならん、大宮とあらば、大巳貴命ならんか、然れども、延喜式を得たりとせんか。

神社啓蒙、大宮大巳貴命、二宮國常立尊、聖眞子正哉吾勝尊、八王子國狹立尊、客人伊弉册尊、十禪師瓊々杵尊、三宮惶根尊、一說天照太神三女神也。是上の七社也。此外、中七社下七社を合せて日吉二十一社と云。

神代卷曰、天地初剖、一物在ニ於虛中一、狀貌難レ言、其中自有ニ化生之神一、號ニ國常立尊一、亦曰ニ國底立尊一、次國狹槌尊、亦曰ニ國狹立尊一。

又曰、次有レ神面足尊、惶根尊、次有レ神伊弉諾尊伊弉冊尊。

又曰、素戔嗚尊乞ニ取天照太神髻及腕所レ纏八坂瓊之五百箇御統一、濯ニ於天眞名井一、𪗱然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧、所レ生神號曰ニ正哉吾勝速日、天忍穗耳尊一、又曰ニ正哉吾勝々速日天忍穗耳尊一、娶ニ高皇產靈尊之女栲幡千々姬一、生ニ天津瓊々杵尊一。

三女神者、下八王子宮天御中主尊、王子宮建御名方命早尾素戔嗚尊、大行事高皇產靈尊聖女下照姬、新行事瀛津姬、中尊此殿底有レ靈、（右口傳也）小禪師彥火火出見尊、惡王子深祕、（童子形出現）岩瀧踏鞴姬命、劍宮素戔嗚變神也。氣比仲哀天皇、大竈澳津彥命、竈殿澳津姬。

宗社大明神　大巳貴命　同村　枝坂矢。　（播磨國飾磨郡姬路郭內の惣社と同じきか。）

神社啓蒙曰、總社祭神大巳貴命、額云、軍八頭正一位總社伊和大明神。按、烏居刻彫、傳聞當社者、以ニ大名持命一奉レ祟云々。里諺云、七月（十日）既望、兵士會集爲ニ軍旅之威儀一云。古老相傳云、欽明帝御宇、師安元年六月一日、當社影向也、稱ニ一國守護者一、天平寶字年中也。

按、峯相記云、天平寶字八年、異賊襲來、卽遣ニ藤原貞國一追討云々、恐者當社貞國凱旋之日祀焉。

八幡宮　北方村　神主小畑町　田中氏。　式內神、天針神社也と云。

古へは村中に鎭座ありしを、金吾中納言秀秋卿の時、今の地に移して、八幡宮と號する由、又當社地へ古へは、神宮寺と云寺あり、何時代廢せしや、其時の鎭座八幡宮なるによりて其地へ天針神社を移せしによつて、當社を神宮寺と、俗に云、是は誤なり。

私に按ずるに、神宮寺といふも、八幡宮といふも同じ事にて、其神宮寺を改て、八幡宮と稱し、其地へ式內神、天針神社を移せしならんか。

十三代にてはなし、三十二代なり

續日本紀曰、神護景雲元年、始造八幡比賣神宮寺、其夫者便役、神寺封戸限四年令畢功。

御崎宮　雲州日御崎　　同村　枝四日市　　神職　門田氏。

本社在₌出雲國出雲郡出雲郷₋、所ㇾ祭之神二座、相殿八座、上社素戔嗚尊、相殿三座田心姫・湍津姫。市杵島姫也、下社天照太神、相殿五座、正哉吾勝尊・天穗日命・天津彥根命・活津彥根命・熊野樟日命也。

日御崎社記曰、八束水神。名神記曰、八握髪命者、素戔嗚尊別稱也、八束握髯生之緣也。

日本書紀神代卷曰、素戔嗚尊年已長矣、復生₌八握鬚髯₋。

又一說に、大巳貴命を祭るといふ、按ずるに、日御崎とあれば上文のごとくなれども、日御崎の外に、別に御崎といふ社有、延喜式にも見へたり。其祭神は、大巳貴命幸魂なれば此說を得たりとせんか。又、一說に猿田彥命を祭るとも云、これも大巳貴命幸魂と云にて、猿田彥命ともいふならんか。

又、當社地に、式內神尾治針名眞若比女神社之社有、これも當村東園といふ處に鎭座ありしが、何時代よりか、當社地へ移すと云。祭神の記は、式内部に委し。　〔祭禮〕九月九日・十日。

〔末社〕天神・荒神・神皇神・稻荷・注連神。

栗岡大明神　攝州東成郡稻荷　　上伊福村　枝別所　　神職　村岡氏。

神社啓蒙曰、稻荷社者、在山城國紀伊郡、去王城東許三里、所祭之神三座。

下社　大山祇女・非開耶姫、延喜式頭注。　中社　倉稻魂。同名異神有三神、而司識各異也、而混。　上社　土祖神。延喜式頭注。

豐葦原卜定記曰、辰乃方仁當天、倉稻魂乃垂跡阿利、夫此神波、百穀於播玉故仁名奉、神代乃昔與利、此峯仁何玉不母知、只三峯仁顯玉之波、人皇十三代元明天皇和銅四年辛亥二月十一日仁垂跡寸、諸人哀憐乃御心深久、蒼生作年物波、草乃片葉末天、百乃災於穰玉。全文畧之

今傳五座說。

田中社 在于去本宮北可十町田頭也。今奉遷本宮。　**四大神** 拾遺曰、四柱兒神也。

已上之加二座、爲五座焉。

諸社一覽曰、一神道說曰、當山之地主神荷田明神之地に、倉稻魂を鎭座し奉る、故に倉稻の稻の字と、荷田の荷の字を取て號とす。

同書曰、神祇拾遺云二月初午日、當宮に參事は、元正帝御宇當社影向之日、偶二月初午日也至今用此日。

同書曰、當社鍛冶を始め、一切の金物師信仰して、十一月八日韋囊祭とて、此神を祭奉る事は、當山に御垂跡の時、天上より韋囊と云物を持下り玉ふ故也といへり。是俗說の誤也と云ふ。昔三條小鍛冶と云ふ者、當山の埴土を以て、双の土に用ひければ、比類無き劍をうち出しける故、其後は偏に當社を信敬し奉て、猶土を用ゆるとて、數當山に往來しける也。是理を不知して、金工の守護神なる故、小鍛冶は信用しけると流布しけると也。

神社考曰、空海於東寺門前、逢屓稻老人、海祭之、以爲東寺鎭守、以其擔稻故號稻荷。

按ずるに此說は兩部習合にして予はこれを信ぜず、然れども、爰に記して後君子の是正を待のみ。

〔末社〕祓殿社。注連神・木切・荒神・脇御崎・不明一字(日カ)の神。　〔社領〕物成五斗貳升。

八幡宮　野田村　祠官　安田氏。　稻荷・荒神　〔社領〕物成壹石五斗。

白髮宮　猿田彥命　北長瀨村　神職　坪井氏。　相殿之神・松尾大明神・御崎大明神。

〔社領〕物成二石五斗。

神代卷一書、天照大神勅二皇孫一曰、葦原千五秋之瑞穗國是吾子孫可レ王之地也、宜二爾皇孫就而治一焉、行矣、寶祚之隆當下與二天壤一無上レ窮者矣、已而且降レ之間、先先驅者還白有二一神一居二天八達之衢一其鼻長七咫背長七尺餘、當レ言二七尋一且口尻明耀、眼如二八咫鏡一而赩然似二赤酸醬一也、卽遣二從神一往問、時有二八十萬神一皆不レ得二目勝相問一、故特勅二天鈿女一曰、汝是目勝二於人一者、宜二往問一レ之、天鈿女乃露二其胸乳一抑二裳帶於臍下一而笑噱向立、是時衢神問

曰天鈿女汝爲レ之何故耶、對曰天照大神之子所レ幸道路、有レ如レ此居レ之者誰也、敢問レ之、衢神對曰聞天照大神之子、今當ニ降行一故奉レ迎相待、吾名是猿田彦大神、時天鈿女復問曰、汝將先ニ我行一乎、將抑レ我先汝行乎、對曰吾先啓行、天鈿女復問曰汝何處到耶、皇孫何處到耶、對曰天神之子、則當レ到ニ筑紫日向高千穗槵觸之峯一吾則應レ到ニ伊勢之狹長田五十鈴川上一因曰發ニ顯我一者汝也、故汝可ニ以送レ我而致一レ之矣、天鈿女還詣報ニ狀皇孫一於レ是脫ニ離天磐座一排ニ分天八重雲一稜威道別道別而天降之也。果如ニ先期一皇孫則到ニ筑紫日向高千穗槵觸之峰一其猿田彥神者、則到ニ伊勢之狹長田五十鈴川上一天鈿命隨ニ猿田彥神所ニ乞遂以侍送焉。時皇孫勅ニ天鈿女命一汝宜下以ニ所レ顯神名一爲中姓氏上焉、因賜ニ猿女君之號一故猿女君等男女、皆呼爲レ君此其緣也。兒嶋郡小串村鹽竈大明神の記と合せ可見。

日吉大明神　江州日吉同神　同村。

諏訪神社　信州諏訪　河本村　神職　川澄氏。　荒神・天神・宗谷權現・鎭守社

和爾雅曰、今在レ記云、上諏訪建御名方富命、下諏訪八坂入姬命。

舊事記曰、問ニ大巳貴神一今汝子事代主神如レ此白訖亦有ニ可レ申之子一乎、對曰必白レ之、且我子有ニ建御名方神一除ニ此者一無也、如レ此白間、建御名方神千引之石指ニ捧手未一而來言誰來ニ我國一而忍忍如レ此言者、然欲レ爲ニ力競一故先我欲レ取ニ其御手一故我先欲レ取ニ其手一故令ニ其手一者、卽取ニ成立氷一亦取ニ成劍刄一故爾懼而退居、爾欲レ取ニ建御名方神手一乞歸而取者、如レ取ニ若葦一搤批而投離卽逃去、因追往而迫ニ到於科野國州羽海一將レ殺之時、建御名方神白、恐矣、莫レ殺レ我除ニ此地一不レ行ニ佗處一亦不レ違ニ我父大國主神之命一不レ違ニ兒八重事代主神言一此葦原中國者隨ニ天神御子命一献矣。

日本紀曰、景行天皇四年、喚ニ八坂入彥皇子之女八坂入姬一爲レ妃、生ニ七男六女一。

八幡宮　同村　枝宮本。

社司說に、當社は行教の勸請之由、則行教聖社並石塔五輪今に當社に在と云。地氣諂に見ゆ。

〔末社〕高良・聖の社・荒神。

私に按ずるに、行教の勸請とあれば、男山と同じ神ならん、男山八幡宮は、釋行教の勸請なれば、當社も其ころに男山と同じく、行教當社へ勸請せしものか、其緣に依て、當社地は行教の石塔あるならん、然れども、當所にて死去にはあらざるべし。又末社聖の社も行教の靈を祠ひしならん、高良は武内宿禰ならんか。

神社考曰、淸和帝御宇有二行敎云者一、姓紀氏、武內宿禰之後也、昔武內宿禰爲二景行帝棟梁之臣一、成務天皇之時、爲二大臣一、而又爲二仲哀・神功・應神・仁德之補佐一、是故行敎尤崇二宇佐神一、憑レ敎欲レ遷二帝都邊一、遂移二于山城國男山一、山下有流號石淸水奏二聞淸和帝一、爲建レ社奉レ之。

行敎は、和州の大あちの沙門也、元亨釋書に見へたり、釋書の文は、墳墓の部に記す合せ見るべし。

御崎宮　原村。　船山の氏神也。　〔祭禮〕九月十五日・十六日。

若宮八幡宮　原村 中原村も氏神とす　祠官　原氏。

私に按ずるに、京師五條若宮八幡か、又男山八幡の若宮の內ならんか。

男山八幡の若宮は、祭神を、神社啓蒙に、舊記に云、仁德帝也と云、仁德帝は人皇十六代應神帝の第四子也、母を仲姬命と云、在位八十七年。

若宮八幡は、五條橋東四町にあり、往昔は佐女牛の六條に有、祭神石淸水と同じ、祭禮九月十四日。

〔末社〕荒神・稻荷・注連神

明現宮　北辰　三野村　神職　森氏。

吉田家說曰、明現則北辰尊星也、多々良氏之元祖琳聖太子之守護神也、百濟國之神也。

又一說に、北辰星は、天御中主神なりとあり。當時は多くこれを祭る。

〔末社〕山の神・三寶荒神・寄木明神・權現・生所荒神・中荒神・稻荷・山根荒神・下棚殿　〔祭禮〕九月五日・六日。

荒神　中原村

本社大和國城上郡笠山に有歟。此祭神三座、大御祖神・澳津彥命・澳津彥姬也。

八幡宮　結場村。

八幡宮　今山寺村。　〔末社〕山王宮・荒神

石山明神　これは當社にあらざれども、金山寺にあり、依て記す。此石山明神は、岡山石山（今西御丸の内也。）に鎮座ありしを、寛文五年ゆへありて、金山寺山内に遷す。

八幡宮　富田村。

天野神社　稚日女神。祭神、稚日女命と云。　奥内村　祠官　杉村氏。　〔末社〕稲荷・辨才天・荒神

祠官屋敷上に、畑四畝一歩、此高七斗六升六合御免帳引。

一説に、當社を式内神天神社といへども、社家書上に、稚日女命と有、又天野と野の字をかへたれば、若し紀伊國伊都郡高野山なる天野丹生神と同じきか。

神代卷曰、稚日女尊座于齋服殿、而織神之御服也、素戔嗚命見之、則逆剝斑駒、投入之殿内、稚日女尊、乃驚而墮機以所持梭傷體而神退矣。

神名帳頭注曰、先師說曰、高野山天野大明神丹生都姫也、天照大神之妹稚日女神也。一說云、丹生都姫天照太神也、座ニ和州丹生川之裔一、故名ニ丹生都姫一也、又顯ニ伊勢國一。

右神宮　河内係石神と同、武甕槌命。　田住村　祠官二日市村　佐藤氏。　〔末社〕若宮・荒神。

日本紀一書曰、伊弉諾尊、拔ニ所レ帶十握劒一、斬ニ軻遇突智一爲ニ三段一、此各化成神也、劒鐔ニ垂血激越爲レ神號曰ニ甕速日神一、次熯速日神、其甕速日神、是武甕槌神祖也。（舊事記曰、建甕槌之男神、亦名建布都神、亦名豐布都神。）

一說に、式内神石門別神社といふ、委しくは式内部に記すゆへに、爰に畧す。二說いづれが是非をしらず。されども京師三條猪熊に座す中山神社を、又石上と稱す。所祭天石戸別也。これ等にて考れば、當社を式内と云、是ならん。

疫神宮　素戔嗚尊　東古松村。〔末社〕若宮。

神代卷曰、素戔嗚尊此神有二勇悍一以安忍且常以哭泣爲レ行、故、令國內人民、多以夭折、復使下青山一變枯上。

天神宮　北宮　十日市村。〔末社〕二神號不知。

本社在二山城國葛野郡一所レ祭之神三座、今在。

記曰東坊城和長卿云、東源英明、中間菅丞相、西在良朝臣也。

神社啓蒙曰、菅丞相道眞公、中間。中將殿、東間。北御方吉祥女、西間。

天神宮　西市村。〔末社〕三寶荒神・中神の神。

此宮の馬場の松に、元祿十一年四月、白鳥出生、城府へ持來り、諸人見物、後山中へ放さる。

戸隱大明神　信州戸隱　大供村　神職　高須氏。所祭の神一座、天手力雄命。俗此宮を大供の宮と云、地名にて云也。

神代卷に、天照太神天石窟に入給ふ時、八十萬の神會合して禱り玉ひければ、天照太神御手を以て、細めに磐戸開けて窺はす時に手力雄神則天照太神の手を奉承り引出し奉るとあり。世人よくしる處なれば委しくは不記。

神社考曰、手力雄命取岩戸、拋空落、有信州戸隱故云爾。

社司說に、むかし盜人寶を掠め跡より追手しきりなれば、當社に隱れ、一命をたすかり逃る。彼盜人悅びの餘り、松二本植たり其松繁茂して今に社の左右にあり、此故に里民此社をあやまつて盜人宮と云。

〔末社〕稻荷社・荒神・若社。〔祭禮〕九月十四日・十五日。

八幡宮　石淸水　西古松村。

本社在二山城國久世郡男山一山半腹水、號二石淸水一。所レ祭之神三座、中殿譽田天皇、東神功皇后、西比咩神。又玉依姬と云。

白鬚宮　中仙道村　祠官　長瀨氏。

本社在二江州志賀郡境打下一。所レ祭之神一座、猿田彥命也。〔末社〕稻荷・聖宮。

〔社領〕高三石。古へは社領三拾石ありしを、宇喜多秀家卿の時、三石を附す。

天神宮　俗に誤て、此宮を青江の天神と云。　北野　新保村。　〔末社〕稲荷・荒神。　〔社領〕物成貳石壹斗。

八幡宮　新保村。　〔末社〕若宮・稲荷・辨才天。

住吉大明神　攝州長狹底筒筒男表筒男井筒男の三命也。　福嶋村　祠官　飯田氏。

昔しは、邑久郡藤井村に鎭座ありしを、寛文十一年爰に遷す。此地は、昔觀音堂ありしが、寛文年中退轉して、觀音は備中國都宇郡撫川村へ移す。元來撫川觀音と語り傳ふに依てなり。此堂の跡に住吉を勸請すと云。

神代卷一書曰、底筒男命、（伊弉諾尊之子也）中筒男命、表筒男命是卽住吉大明神矣。

日本紀曰、于ㇾ時皇后神功之船、廻ニ於海中一以ㇾ不ㇾ能ㇾ進更還ニ務古水門一而卜ㇾ之、（中略）於ㇾ是表筒男、中筒男、底筒男、三神誨ㇾ之曰、吾和魂宜ㇾ居ニ大津渟中倉之長峽一便因看ニ往來船一於ㇾ是、隨ニ神教一以鎭座焉、則平得ニ度海。

八幡宮　青江村。　〔末社〕若宮・荒神・稲荷。　〔社領〕物成七斗三升。

內宮　伊勢內宮に同じ　濱野村　祠官　石村氏。　當社を式內と云說あれども、是は非也。委は式內部に記す。

倭姫世記曰、天照皇太神一座。大日靈貴。於保比屢咩武知（靈貴乃良）御形八咫鏡座謂ニ八咫者八顙一也。

〔社領〕畑高一石、上畑五畝六歩半、御檢地帳に大引有ㇾ之。　〔末社〕若宮・荒神・稲荷。

野々宮　石見國より勸請と言傳ふ　同村　祠官　伏見氏。　〔社領〕物成二石壹斗。

倭姫命、齋宮にて、禊の所を野々宮と云。嵯峨の野々宮と云同じ、內宮の脇に因て所在なり、これも內宮を祀るべき歟と云。

私に考るに、野々宮は、倭姫命の齋宮なれば、倭姫命を祭るならん。

山王宮　江州坂本日吉同體　同村　神職　郡氏。　〔末社〕弟宮。

〔社領〕畑高一石。上畑五畝六歩半、御檢地帳に天引有ㇾ之。

津高郡

一品吉備津宮　　一之宮村　　社務正六位下　大守氏　外に三十人。　所祭之神、吉備津彦命也。又の名は五十狭芹彦命、當國之一之宮也。俗備前の御前と云。

社司說に、崇神天皇御宇鎭座、古へは社頭莊麗にして、西國旅行第一の美觀也、鎌倉の時、社領一萬餘町、又は百餘町とも云、一條院長保六年、白河院應德年中、鳥羽院天永元年、高倉院嘉應二年、順德院建長四年に、度々勅營有、慶長五年、宇喜多秀家卿、同六年、金吾中納言秀秋卿再興有といへども、皆全からず。興國公照直之奉稱之時也御造營成就す元祿十年。曹源公御再興あり。

〔社領〕高三百石。　御折紙　備前國津高郡一宮村之內、村敷地高三百斛令寄進事、可社納者也。輝武命勝入公の靈神也。火星照命輝政公の靈神也。兩神吉備津宮之拜殿。

右御供神、一宮村內、地高五拾石、奉寄進之御折紙。

本社　渡殿・釣殿・祭文殿・軒廊・拜殿・神樂殿・御供所・御藏。四神の社

右者築地之內に有。

〔末社〕隨神門・本宮・稻荷・卜方神社・三寶荒神、二社・天神宮・艮御崎・鯉食神社・尺御崎、二社・樂御崎、二社・右者築地外本社の南に有。子安神社・備中吉備津宮・備後吉備津宮・酒折宮・伊勢宮・矢喰明神・幸神・坂樹神社・枝神社・神宮寺・若宮午神。牛神。御厩・龜嶋之辨才天・住吉大明神右者築地之外、本社の東北に有。

華表四ケ所石二ケ所木二ケ所。石の反橋三ケ所。隨神門前に八馬場鳥居筋町並の東、砂川に新橋有、長十五間五尺、橫貳間、宮林三十町。龜嶋鶴嶋の廻りに池有、凡五反ばかり。

〔祭禮〕九月未申也、二度月の申を用。流鏑馬有。馬市有。元祿十丁丑年より始る。

社僧天台宗。山神中寺。社領之內三拾石配分。

古人判物類

右大將頼朝公在判下知狀一通、年號虫ばみ見へず。　足利義教公下知狀一通。
北條武藏守泰時在判下知狀一通、四月六日。　松田權守在判下知狀一通、建武三年六月廿日。
松田權頭元隆在判下知狀一通、文明二年六月廿日。　嶋村宗吾入道在判下知狀一通、同十四年九月廿一日。
江見河宗清在判下知狀一通、文龜二年五月十三日。　浦上掃部助宗隆在判下知狀一通、應安三年六月十三日。
浦上村宗在判下知狀一通、天文二年六月廿二日。　猪野駿河守勝宗在判下知狀一通、天文四年四月十一日。
小早川右衛門督隆景制札一枚、天正六年三月廿六日。　羽柴秀秋卿在判社領折帋一枚、慶長六年六月五日。

以上神物。

足利尊氏公感狀、延文元年六月九日。足利持氏公感狀、八月十一日。　太閤秀吉公狀、四月八日。
浦上宗景狀、五月十一日。　浮田直家感狀、天正三年三月十五日。　浮田秀家卿寄進狀、文祿三年九月十六日。
同卿折紙、五月三日。　小早川隆景在判狀、文明六年九月三日。　沙彌毛松田丹後前司感狀、五月廿一日。
浮田七郎兵衛忠家感狀、五月廿一日。　成羽出羽守親成在判狀、五月三日。

以上社務大守氏持傳ふ。

靈寶數多有りけれども、永祿五年十一月當郡金川城主松田右近將監元盛放火す、日蓮宗改宗せざるに依なり、其節寶物燒失す。

榮西法師（大守貞政子）建仁寺之開山也、人物之部に記す、合せ見るべし。

御田植と云祭あり、六月廿八日、此日に牛市あり、上に記す。

艮御崎宮は、辛川市場村に在當末社也。此社領壹斗五升余、丑寅とも書く。社記に、神體江州多賀神社と同じ、吉備冠者と化して、吉備武彦命に逢ひ奉ると云ふ。然れども、此說據なしと、いかゞ。

吉備津宮

吉備津彦命を祭る。備前・備中・備後共の一宮同じ、鎮座年記いまだ詳ならず。

按ずるに、上古吉備國といふて三國に分れざる時は、今の備中宮計にてありしが、前・中・後と分れたる後に、前後の二國ともに勸請せしと見へたり。其分れざる已前も、當國一ノ宮村は吉備宮の社地にして、社家は住居と見へたり。其後、當國に、勸請せし後も、當社之社司大森氏代々備中の吉備津宮の長官として、當國より社事を司る由、備中國は本社にして、此長官たるに依て也。（一說に、大森氏備中吉備津宮へ毎日出仕のため、今は一ノ宮より宮内本社迄廻廊ありし由、何れの代に廢せしや。）

又、吉備の境なる山を吉備の中山といふも、前・中・後の分れた厥後の名と見へたり。

又、一說に祭る所の神を吉備武彦命と云、何に據ていふや、下條に委しく考を記して、後人の疑を去る。

續日本後紀曰、仁明天皇承和十四年十月癸巳朔甲辰、奉授備中國无位吉備津彥命神從四位下、同十五年（嘉祥元年也。）二月辛卯朔辛亥奉授備中國吉備津彥神從四位上。

文德實錄曰、仁壽二年二月丁丑、特授吉備津彥命神四品列官社。同年七月辛酉四品吉備津命神、充封廿戶、齊衡二年二月癸亥、備中國宮吉備津彥名明神庫內、鈴鏡一夜三鳴。同年夏四月己酉朔乙卯、遣使者何備中國奉幣吉備津彥名神。天安元年六月丙寅朔壬辰、在備中國四品吉備津彥命神授三品。

神名帳曰、備中國賀夜郡吉備津神社。（名神大。）

延喜式神名帳頭書曰、人皇第三孝靈天皇御子彥五十狹芹命、亦名吉備津彥命。

備中國芦守鬼城之緣記亦謂、孝靈天皇皇子吉備津彥命。

日本書紀曰、崇神天皇十年九月丙戌朔甲午、以大彥命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彥遣西海、丹波道主命遣丹波、因以詔之曰、若有不受教者、乃擧兵伐之、既而共授印綬爲將軍、（中略）未幾時、武埴安彥與妻吾田媛謀反逆、興師忽至、各分道而夫從山背、婦從大坂、共入欲襲帝京、時天皇遣五十狹芹彥命、擊吾田媛之師、即遣於大坂、皆大破之、殺吾田媛、悉斬其軍卒、（中略）冬十月乙卯朔、詔群臣曰、今叛者悉伏誅、畿內無事、唯海外荒俗騷動未止、其四道將軍等今忽發之、丙子將軍等共發路。（中略）十一年夏四月壬子朔乙卯、四道將軍以平戎夷之狀奏焉、是歲異俗多歸、國內安寧。

古事記曰、大倭根子日子賦斗迩命（孝靈天皇）皇子大吉備津日子命、與若日子建吉備津日子命二柱相副、而於針間氷河之前、居忌瓮、而針間爲道口以言向和吉備國也。故此大吉備津日子命者、吉備上道臣之祖也、次若日子建吉備津日子命者吉備上道臣笠臣之祖也。（同書。大吉備津彦命、亦名比古伊佐勢理比古彥。）

舊事紀孝靈天皇本紀曰、妃倭國香媛、亦名絙集姉誕生三皇子兒倭迹々月百襲姬命、次彥五十狹芹彥命、（亦名、吉備津彥命、吉備臣等祖）次倭稚屋姬命。

上に記す如く、正史に吉備津彥とあれば疑ふべきにあらず、且、吉備津彥命は、將軍の初にて日本紀にいふごとく西道に功を建て、古事記に云如く、吉備國に來りて、惡神を言向和し玉ひ、夫より吉備國に家を代々して、吉備臣の始祖なれば、孝靈天皇の三世王子吉備武彥を祭んより、始祖を祭る所是也。

神社啓蒙曰、吉備神社在備中國賀夜郡、一宮記曰、吉備武彥命也、備前・備中・備後三國一宮也。神名帳註曰、人皇第七孝靈天皇御子彥五十狹芹命、亦名吉備津彥命是說非也。孝靈三世皇子吉備津命也、日本紀與風土記符合、景行天皇御子彼子吉備武彥命罷吉備國、如備中風土記者、賀夜郡伊勢御社東有河、名宮瀨川、河西者吉備建日子命之宮造、此三世王故之名宮瀨、勸請年紀未分明、按神祇正宗曰、人皇卅四代推古帝御宇元年鎭座。

神階記曰、貞觀元年五月廿七日一品、此後未考。

按ずるに、一宮記は備中風土記を據とするならん、此說非也、神名帳頭注を非なりとあれども、頭注は續日本紀文德實錄に據て書しものならん、此說是なり。

日本紀と風土記は、符合あれども、日本紀には吉備武彥・日本武尊に從ひ東征して歸路に道を分て、吉備武彥を越の國へ遣し其地形の嶮易及び人民の順否を監察せしめ、日本武尊美濃國へ出玉ふ時、越の國より出て日本武尊に遇ひ奉り、日本武尊崩じ玉ふ時、吉備武彥を都へ上せて、東征の次第を復命せしめし事。又、日本武尊吉備武彥の女吉備穴戸武媛を妃として、武皷王と十城王とを生み玉ふ事は記されたれども、其卽啓蒙の如きは所見なし。

又、備中社家の說に、本殿吉備武彥也、本宮孝靈帝也、（去本殿南三町）岩山地主神也、（去本殿南十町許）釜宮、（去本殿西一丁許）と有、本殿を吉

備武津彦として、新宮を吉備津彦といふは啓蒙に據るものならん。

按ずるに、上古より吉備津彦命を祭りしは、上に記す如くなれば、新宮の吉備武彦と後世傳謬ならんか、未だ是非を知らず。

國造本紀曰、盧原國造駿河國盧原郡志賀高穴穗朝代、以二池田坂井君祖吉備武彦命兒意加部彦命一定賜二國造一。姓氏錄曰、盧原公稚武彦命之後也、孫吉備建彦命、景行天皇御世被レ遣二東國一、伐二毛人及鬼神一、到二于阿部盧原國一復命之日、以二盧原一給レ之。

按ずるに、吉備津彦命は、西國に大功多く、吉備武彦命は東國に大功多し、故に盧原國を賜ひて、子孫東國に多し、吉備津彦を祭る是等にても叶る也。

當國吉備津宮の名、古書に見へざれば、勸請年記猶不知、予が見し書の中にては、東鑑に記せしを初とす、故に左に東鑑・太平記を記す。又、當社に古文簡多くあれども、數多なれば爰に記さず、別卷にあり、合せ見るべし。

東鑑曰、備前國吉備津宮領、西野田保地頭職貞光事、任二道理一停二止論人之妨一、如レ本無二相違一欲レ令レ知二行事一。

此外富士の牧狩に備前國住人吉備津宮の王藤内とあり。太平記に左馬頭直義は、福山の敵を追落して事始よしと悦び玉ふ事不斜、其日一日唐皮の宿に逗留有て、頭の實檢有けるに、生捕討死の首千三百五十三と注せり。當國の吉備津宮に、參詣の志しおわしけれども、合戰の最中なれば、觸穢の憚有とて、只願書計を所藏。

當國一の宮緣起には、備前國一品吉備彦大明神者、人皇七代大日本根子彦太瓊天皇第三皇子五十狭芹彦命也。亦名吉備津彦命と云ふ。

延寶五年、護國公。國淸公は神社號あり度旨、吉田家に仰遣されしに、八幡の神體と同時に其儀ありて、一品宮に拜殿せらるゝ由、兼て其御用意ありければ、鎭武命の護國公御事火星照命の國淸公御事日光丸にて、八幡の神體と一所に、十二月八日假殿に入玉ふ、是より先、十一月二日、八木山より火星照命は假殿に入玉ふ。御神體は、佛工浮慶が造る所、くわしくは鏡石神社の祭に記す。十二月九日八幡に御參詣ありて、神樂終りて假殿にわたらせ、御奉幣常王見垣近江助也神樂あり、信州殿にも拜[illegible]、御目錄

御代使等八幡に同じ、委しくは八幡の條下に記す。同十三日の酉夜の比、二社一品宮へ遷宮あり、御供水野三郎兵衛・長屋新左衛門・西村源五郎・山下文左衛門等也。同六年正月十二日、一品宮にまふで玉ふ。御狩衣・立烏帽子、御供方布衣の御事御太刀、小堀主殿。御笏、澤權太夫。御刀、湯崎半左衛門。御沓、熊谷淸八。白張五人・御沓持・御傘・御草履・御馬取二人。奉納御太刀・馬代持参の役、寺澤藤左衛門布衣。

御・願・事・あ・り・左・に・記・す・

奉献納。輝武命神社。　御太刀。一振。眞政。

右爲祈家族繁榮士民快樂之狀如件。

延寶六年正月日　　從四位下行侍從兼伊豫權守源朝臣　御印

同日兩社に祭田を附らる。

爲備前國吉備津宮相殿輝武命・火星照命兩神社御供料、同國津高郡一宮村之內地高五十石奉寄進之者也、仍而如件。

延寶六年正月日　　從四位下行侍從兼伊豫權守源朝臣　御判

同日信濃守殿御狩衣風折烏帽子も参詣、從者二人素袍。

此後いつの事にや、奉納ありし御太刀二振、御甲冑等、今も寶庫に祕藏す、同日祭田所附おも、大森に賜はる、左の如し。

爲二備前國吉備津宮之相殿輝武命・火星照命兩神社領一以津高郡一宮村之內藏田、上高川越之內上田壹町壹反九畝三歩、高貳拾石三備畔加手つきめん中川之內中田壹町三反八畝廿七歩、高貳拾三石六斗壹升三合、いま溝やら田下高田之內下田壹反六畝拾六歩半、高貳石四斗八升二合、畠壹反貳畝六歩、高壹石貳斗七升六合、田畠畝數貳町八反七畝拾貳歩半、都合高五拾石、御寄進候條可有社納之旨依仰如件。

延寶六年正月十二日

大森筑後守殿　　日置左門在判
池田大學在判

八幡宮　石淸水　花尻村　一ノ宮の攝社。

古老の傳說に、古へ宇野則武といふ殿上人は、平相國の惡行によりて、京師を去て此國へのがれ來りて　花尻村に住居し、男山を勸請すといふ。

八幡宮　石淸水　尾上村　同上。

丑寅御崎宮　伊弉諾尊　辛川市場村　同上。　八幡宮　石淸水　西辛川村。

社司說に、江州多賀神社と同じ、吉備冠者と化して奉迎、吉備津彦鄕道して、鬼の城を攻るといふ。按ずるに、此說未審。

明現宮　東楢津村　枝中楢津。

若宮八幡宮　同所　竹原氏。〔末社〕番神。

八幡宮　西賀村　〔末社〕天神・稻荷・荒神。

松野尾明神　松尾と同じ神、　同村枝　安部倉。

在二山城國葛野郡一所レ祭之神二座、大山咋神、市杵嶋姫命。

舊事紀曰、大年神兒大山咋神、此神座二葛野郡松尾一卽鳴鏑神者也。

同書曰、天照太神乃以二素戔烏尊所レ帶之劍一振二濯於天眞名井一、䶢然咀嚼、而吹棄氣噴狹霧之中化生三女、之神、八握劍化生之神、號曰二市杵島姬命一。

天滿天神　野殿村　丁宮禰宜　大賀氏。　〔末社〕荒神・大明神・疫神社。

白上權現　首部村　神職　八代氏。

本社、在二加賀國石三郡白山一。一宮記曰、中社伊弉册尊、左右祭二於菊理姬・泉道守一者。

記曰元明帝和銅二年四月十一日山城國山田莊

神代卷一書曰、伊弉諾尊追至ニ伊弉冊尊所レ在處一、便語レ之曰、悲ニ汝故來一、答曰族也勿レ看レ吾矣、伊弉諾尊不レ從、猶看レ之、故伊弉冊尊耻恨レ之曰、汝已見ニ我情一、我復見ニ汝情一、時伊弉諾尊亦慙焉、因將出返ニ于レ時不ニ直默一歸而盟レ之曰族離、又曰不レ負レ於レ族、乃所レ唾之神、號曰ニ速玉之男一、次掃之神、號ニ泉津事解之男一、凡二神矣、及ニ其與レ妹相ニ鬪於泉平坂一也、伊弉諾尊曰、始爲レ族悲及思哀者、是我怯矣、時泉守道者白云、有レ言矣、曰吾與レ汝已生レ國矣、奈何更求レ生乎、吾則當レ留ニ此國一不レ可ニ共去一、是時菊理媛神亦有ニ白事一、伊弉諾尊聞而善レ之乃散去矣。

〔末社〕八大牛王社。

御崎大明神　御一本に圓に作る　横尾村　神職　伊丹氏。　〔末社〕荒神・牛王社。

山王宮　佐山村。

松野尾御崎宮　富原村。　祭神二座、大山咋神・大巳貴命也。本社山城國葛野郡ならんか。

按ずるに、大山咋神・大巳貴命を合祭する故に、松尾御崎といふと見へたり。

大中臣定好松尾鎭座。荒子山より、加茂に初て奉傳と云ふ。啓蒙。

白山權現　同村　枝大岩。　〔末社〕稲荷。中原村に有。

八幡宮　長野村。　木倉大明神　池谷村。

八幡宮　松尾村。　八幡宮　清水村。

疫神　芳賀村。　〔末社〕地主・氏疫神・荒神。

主大明神　一言主神　同村　枝下芳賀。　〔末社〕狄大明神・ダリイ神。

古事記曰、一時天皇雄畧登幸ニ葛城山一之時、百官人等悉給レ著下ニ紅紐之青摺衣服上、彼時有下其自ニ所レ向之山尾一登ニ山上一人上、既等ニ天皇之鹵簿一、亦其裝束之狀、及人衆相似不レ傾爾天皇望令レ問曰、於ニ玆倭國一除レ吾亦無レ王、今誰人如レ此而行、卽答曰之狀亦如ニ天皇之命一、於レ是天皇大忿、而矢刺、百官人等矢刺爾、其人等亦皆矢刺、故天皇亦問曰、然

告二其名一、爾各告レ名而彈レ矢、於レ是答曰吾先見レ問故、吾先爲二名告一、吾者雖二惡事一而一言、雖二善事一而一言、言離(コトサカ)之神、葛城之一言主之大神者也。天皇於レ是惶畏而白恐我大神、有二宇都志意美一者、不レ覺白而大御刀及弓矢始、而脫二百官人等所レ服之衣服一以拜獻、爾其一言主大神、手打受二其捧物一、故天皇之還幸時、其大神滿山末、於二長谷山口一送奉、是一言主之大神者、彼時所レ顯也。

舊事記曰、葛木一言主神。座倭國葛上郡。

宗形大明神　大窪村。　式内之神也。祭所之神、筑前宗像神と同じ。委しくは、式内部に記す、可合見。

〔末社〕稻荷・疫神。

八幡宮　久米村。　〔末社〕稻荷・番神。　〔社領〕米壹石五斗。

久米村八幡宮は、和氣絹に、最所氏宮勸請の地を許儀有之處に、一夜の內に、大きなる蟹來りて、土上に己が形をなす、人々奇異のおもひをなし、其所に宮造營し、蟹の形を寫し內陣に有、甚不レ詳。

八幡宮　今保村。　〔末社〕快神社。　〔社領〕米壹石五斗。

八幡宮　白石村　神職　關氏。　〔末社〕大柴社・番神・稻荷。　〔社領〕米壹石五斗。

宗形幡社　吉尾村　神職　松本氏。　〔末社〕若社二社・岩戸大明神。神田　五畝帳外れ。

八幡宮　勝尾村。　八幡宮　中山村。　八幡宮　中野村。　八幡宮　高野尻村。

淀子大明神　中牧村　神職十谷　實利氏。

肥前國與土日女神社と同じと云。

一宮記曰、與土日女神社、在二肥前國佐嘉郡一、號二河上大明神一、今在レ記曰二豐玉姬一也。

諸社一覽曰、肥前風土記曰、人皇三十代欽明天皇廿五年甲申冬十一月朔日甲子、肥前國佐嘉郡與止姬神有二鎭座一、一名豐姬、乾元二年紀曰、淀姬大明神者、八幡宗廟之叔母神、神功皇后之妹也、三韓征伐之昔者、得二于滿兩顆一而

沒二巽賊之凶徒於海底一、文永弘安之今者、旋風雨之神變、而摧二幾多之賊敵於波濤一。神名帳注

考るに、今東記には豐玉姫と有、一覽には八幡宗廟の叔母と有、二說いづれが是なる事をしらず、豐玉姫は、海神の女彥火々出見尊の妃也、委しき事跡は、玉井宮の條下に記す。

松野尾大明神　下牧村　神職　木戶氏。

松野尾大明神　菅野村　神職　末廣氏。

八幡宮　同村　枝西菅野。

八幡宮　日應寺村。

春日大明神　河內村　神職母谷　江見氏。〔末社〕王子權現。神田　五反。

藤田權現　同村　枝母谷。

八幡宮　同村　枝山條　〔神田〕二畝四步。

八幡宮　同村　枝富谷。

八幡宮　同村　枝原。

八幡宮　同村　枝小田。

岩倉八幡宮　柏谷村　神職　靑井氏。〔末社〕若宮八幡・王子權現・今宮八幡・矢代權現。

御崎八幡宮　中原村　枝在原。

八幡宮　深溺村。

八幡宮　田原村。

八幡宮　吉尾村。〔社領〕壹石。

和氣絹曰、正八幡宮津高郡吉尾村當社は、松田春山建立也。是田原藤太秀鄕末葉也と有。然れども不詳。

七曲大明神　金川村　祠官　小神氏。

天照太神、八幡宮、春日大明神を祭るといふ。社家略に、古へ此所の領主松田氏、代々尊崇の神なり。松田氏は、元來相州の人也、相州金川七曲の神社の氏子なりし故に、此所へ七曲神社を勸請して、所の名をも金川と改めしや。一說に、尾張國七曲神社と同體なる故に、名付しと云り。金川と名付る事も、川二筋左右にながれたるゆへに、かね川といひし也。

按ずるに、前說是ならんか、左右二筋の川有て、かね川と名付る事、其言葉あたらざるに似たり、然れども、書紀に德山襄陵の語有、是れの二つに分れて山をいたゞきたるよふすなり、かねといふ言葉、あたらざるにもあらずといへども、迂濶の說なら

柏原天皇といふは桓武天皇をいふ神武天皇を柏原天皇といふは正史見る所なし（沼田頼輔）

んか。

内外神社　右延寶四年、日置忠明創造。

〔末社〕古殿社。天神宮。神武天皇社。大力男神社・結々神社・子安神社・龍王社・聖人社・稲荷・摩利支天神。

正八幡宮　菅村　神職　椅村氏。〔末社〕神宮社。天神・明現・稲荷・山王・龍王。社領　米壹石。

若王子權現　宇廿上村　神職　二宮氏。〔社領〕米三斗三升五合三勺。

王子權現　同村　枝中泉　同　草野氏。〔社領〕米貳斗五升壹合五勺。

牛頭天皇　同村　枝下畑　同　河田氏　禰宜一人。〔末社〕龍王。社領　米五石壹斗四升。

柏原大明神　神武天皇　同村　枝九谷　同　二宮氏。

日本紀曰、神日本磐余彥天皇、諱彥火火出見波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也、母曰玉依姫、海童之小女也、天皇生而明達意確如也、年十五立爲太子、長而娶日向國吾田邑吾平津媛爲妃、生手研耳命。中略辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮、是歲爲天皇元年、尊正妃媛蹈鞴五十鈴媛命爲皇后、生皇子神八井命神渟名川耳尊綏靖天皇七十有六年春三月甲午朔甲辰、天皇崩于橿原宮、時年一百二十七歲、明年秋九月乙卯朔丙寅、葬畝傍山東北陵。

按ずるに、柏原大明神といふは、神武天皇柏原の宮に居玉ふ故に、柏原大明神といふならん。此帝を柏原天皇とも云。

〔社領〕米四斗壹升九合三勺。

加茂大明神　紙工三ケ村　禰宜　片高氏。〔末社〕龍王・若宮。〔社領〕米九斗四升。

神原大明神　同原　神職　石原氏。〔社領〕米三斗二升。

若一王子權現　同村枝　天滿　同　田中氏　禰宜二人。〔末社〕龍王。

〔社領〕米五斗二升五合。

太刀一口、長四尺三寸。中心三尺。鐔五寸。　右傳來なれども時代不知。

神社考曰。熊野權現證誠殿本地阿彌陀、本宮。兩所權現者、藥師觀音、新宮。傳云、伊弉諸伊弉册、若一王子、施無畏大士。號云日本第一大靈驗三所權現。

按ずるに、此說習合なり、我唯一神道には、これを可用理はなし、されども、先づこゝに記して、後の識者を待のみ。

箱瀨大明神　一本箱崎等に作る　同所。〔社領〕四斗五升米。

八幡宮　同村　枝久保　禰宜　藪田氏。

若一王子權現　虎倉村　同　林氏。〔末社〕松尾御崎。〔社領〕一石五合。

三十八社大明神　同村　同　林氏。〔社領〕壹石九升餘。

社司說に、當所の城主伊賀左衛門尉久隆の忠臣三十八人を祭るといへり。

巖嶋大明神　安藝國嚴嶋を勸請　西原村　同　坂本氏。

伊都岐嶋神社、在安藝國佐伯郡。一宮記曰、市杵島杵姬命也。

天神　中田村。　王子大明神　櫻村。

七社八幡宮　建部上村。〔末社〕天神・龍王・大黑社。

王子權現　市場村。〔末社〕稻荷。此稻荷仕方帳に有れども、此社內になし、いかゞ不審。

番神二社　番神　富澤村。　熱田大明神　祭神　日本武尊　尾張國年魚市郡。

諏訪大明神　祭神　建南方命　信濃國諏訪郡。

廣田大明神　祭神　天照太神之荒魂　攝津國武庫郡廣田村。

氣比大明神　一宮記　祭神　仲哀天皇據式則氣比神社七座、非仲哀天皇一座而已。　越前國敦賀郡。

氣多大明神　一宮記　祭神　大巳貴命又、天治玉命と神名帳註社記。　越中國礪浪郡も同じ。　能登國羽咋郡。

鹿嶋大明神　祭神 武甕槌神　常陸國鹿嶋郡。

北野天神　祭神 右大臣菅原朝臣之靈也　山城國葛野郡。

江文大明神　祭神 倉稻魂 内三十番神篇云、江文明神者倉稻魂也。　同國愛宕郡大原にあり。

貴船大明神　祭神 高龗神。水德神也　同國愛宕郡鞍馬の傍に有り。

天照太神　祭神　伊勢國度會郡宇治鄕。　八幡　祭神 譽田天皇　山城國久世郡男山。

加茂大明神　祭神 別雷神　同國愛宕郡。　松尾大明神　祭神 大山咋神　同國葛野郡。

大原大明神　祭神 春日同神　同國乙訓郡。

春日大明神　祭神 天津兒屋命　大和國添上郡春日鄕。

平野大明神　祭神 日本武尊•仲哀天皇•仁德天皇•天照太神　山城國葛野郡。

大比叡大明神　祭神 大巳貴命　大宮　近江國志賀郡坂本村。

小比叡大明神　祭神 國常立命　二宮　同所。

聖眞子　祭神 正茂吾勝尊　同所　客人　祭神 伊弉册尊　同所。

八王子　祭神 國狭立尊　同所。　稻荷大明神　祭神 大山祇女倉稻魂土祖神　山城國紀伊郡。

住吉大明神　祭神 底筒男中筒男表筒男神功皇后　攝津國住吉郡 一宮。

祇園牛頭天皇　祭神 素戔嗚尊　山城國愛宕郡。

赤山大明神　祭神 太山府君神也 神社考曰、赤山者支那山名山有神也 稱太山府君神也　近江國志賀郡西坂本。

建部大明神　一宮記 祭神 大巳貴命 諸社一覽兼熈番神註云、天明王命也云々。　同國栗本郡。

三上大明神　祭神 天御影命同書社記云、伊弉諸之別稱也。　兵主大明神　祭神 大國主命大巳貴命別名也。　同國野洲郡。

苗鹿大明神　式内那波加社是也　祭神 天太玉命兼熈番記曰、天太玉命、記老翁鹿負稻魂尊之故名。　同國志賀郡坂本鄉苗鹿村。

吉備津大明神　祭神 吉備津彥命　備中國賀夜郡。

番神　宮地村　正八幡宮　品田村　天神　品田村之內久々。

八幡宮　草生村　神職 成瀨氏

五社八幡宮　田地不村　祭神 東氏。　〔末社〕番神・宮侍社・才神・龍山・山之神。

川瀨大明神　草生村。　祭神を瀨織津比女神と云。

神名祕書曰、荒祭宮伴神伊弉諸尊洗ニ左眼一因以生神號曰ニ天照荒魂一、亦荒祭宮、亦名瀨織津姬神是也。

又一說に、川瀨大明神は、川瀨造等の祖神天屋根命かと云。

舊事紀曰、七代耦生天神、次に天屋根命、川瀨造等祖云々。

高尾大明神　同村　森久師井　神職 有行氏。

古森大明神　藏守神と同じと有　鹿瀨村　神職 江口氏。　〔末社〕明現。

本社在大和國吉野郡吉野山。所祭之神與住吉同、底筒男命、中筒男命、表筒男命也。

八幡宮　上賀茂村　祠官 樋口氏。

賀茂大明神　同村　祠官 佐藤氏 禰宜一人・神人三人　〔末社〕稻荷・森大明神。

〔社領〕米壹石貳斗七合。

式内神なり委しくは式內部に記す。

惣社大明神　加茂市場村　神職 菱川氏 禰宜二人・神人二人。　〔末社〕荒神・木船。

〔社領〕高三石。

比氣大明神

此宮は案田柿山米末神所の論所なり。　南都春日　祠官　服部氏　禰宜一人・神人八人。

元正天皇之御宇、大和國添上郡春日の神を移すといふ。所祭之神四座、武甕槌神・齋主神・天津兒屋根命・姫大神也

當宮神寳にいさゝ王と云、鹿の角の由にて、長尺七八寸ばかりにて、四人さり枝さきたる角あり、世にまれなるもの也。

又、此比氣大明神へ、里民祈願ありて、其願成就する時は、鹿の角を社頭へ掛るといふ。

私に按ずるに、比氣は笥飯の誤にてあらんか、氣飯音相近し、又氣比の字上下して比氣となりたるを、比の字を化の字に誤りたるか、越前國敦賀郡氣比神社と同じく吉備津彦を祭りしならん。

古事記曰、建內宿禰命、率二其太子一應神天皇爲レ將レ禊而、經二歷淡海及若狹國一之時、於二高志前之角鹿一造二假宮一而座、爾座二其地一。伊奢沙和氣大神之命、見二於夜夢一云、以二吾名一欲レ易二御子之御名一、爾言禱白之恐、隨レ命易奉、亦其神詔、明日之旦、應レ幸二於濱一獻二易名之幣一、故其旦、幸二行濱一之時、毀レ鼻入鹿魚、既依二一浦一、於レ是御子令レ白二于神一云、於レ我給二御食之魚一、故亦稱二其御名一、號二御食津大神一、故於レ今謂二氣比大神一也、亦其入鹿魚之鼻血臰（クサカリキ）、故號二其浦一謂二血浦一、今謂二都奴賀一也。日本紀氣比之字作二笥飯一。

同書頭書曰、伊奢沙和氣大神、上文所レ謂比古伊弉勢理毗古命、亦名大吉備津命。舊事紀云、角鹿國造吉備臣祖、若武彦命孫建功狹日命。神名帳云、越前國敦賀郡氣比神社七座。按、後合三祀仲哀、應神、神功、建內、若武彦、建功狹日等於二伊奢沙和氣神一乎。

此等を以て考れば、いざさ王は、伊奢沙和氣にて、鹿の角は入鹿魚の角ならん。元來は吉備津彦命、當國に來りて大功有ければ、此處にて祭りしに、越前國にてとりたる入鹿魚の角を、當社へ納めて、吉備津宮の名を改めて、敦賀の氣比の字を取行、當國にても、氣比大明神と號せしを、後世誤りて、比氣大明神といふか。しかれども、何の傳ふ古語なければ、神の事かろ〲しく記すは、其罪恐れ多けれども、或人の手書にも此說に等しきあれば、爰に記しぬ。

〔末社〕齋宮・若宮・龍王、本宮にあり。　〔末社〕加治矢宮、五明村・若宮・明現大師、小森。　神職　草地氏　禰宜一人

追加、越前國敦賀郡氣比社は、當時所祭之神仲哀天皇也。又、一說に宇佐と同じ共有。此等にて考るに、古事記の頭書の神を、

當國へ移し、跡に仲哀天皇を祭りしならん。

牛頭天皇 天暦の頃、山城國祇園を勸請と云。 和田村 祠官 土居氏 禰宜二人・神人七人。

〔末社〕宮一・主馬安社・龍王・若宮・天神。

在山城國愛宕郡八坂郷。所祭之神三座、素盞嗚尊、八王子、稻田姫。

八幡宮 天暦の比、石清水を勸請。 豐岡村。 〔末社〕竈神・若宮・若宮。

大梵天王 按ずるに大梵は佛語也。 同村。 〔末社〕泉大明神・若宮。大明神。政野御崎・荒神・三寶荒神。

社司説に、寛弘の比、丹波國桑田郡愛宕神社を移す。所祭之神、素盞嗚尊。

好古考曰、愛宕神社、在ニ丹波國桑田郡水雄北一。所祭之神二座、伊弉冊尊・火産靈尊。

御前大明神 社方帳には御崎とあり 上田村 祠官 森山氏 神人四人。 〔末社〕齋宮・八大荒神・三寶荒神。

一條院之御宇、山城國葛野郡松尾神社を勸請。所祭之神二座、大山咋神・市杵島姫命。

日吉山王 延喜式江州坂本、日吉神社を勸請。 下加茂村 祠官 山根氏。 〔社領〕壹石四升八合。一本に二石と有。

神主社・宮荒神・宮主馬・大神主。今宮。御崎・竈神。大神主已下之四社、社方帳になし。

若宮三所權現 天元の比、紀州熊野神社を勸請。 三納谷 同 海士部氏。 禰宜三人・神人六人。

在紀州牟婁郡、所祭之神三座、伊弉冊尊、事解男、速玉男也。

神代卷一書曰、伊弉冊尊生ニ火神一時、被レ灼而神退去矣、故葬ニ於紀伊國熊野之有馬村一焉、土俗祭ニ此神之魂一者、花時亦以花祭、又用ニ鼓吹幡旗歌舞一而祭矣。

同書曰、伊弉諾尊追至ニ伊弉冊尊所レ在處一、便語レ之曰、悲汝故來、答曰、族也勿レ看レ吾矣、伊弉諾尊不レ從、猶看レ之、故伊弉冊尊恥恨レ之曰汝已見ニ我情一、我復見ニ汝情一、時伊弉諾尊亦慙焉、因將ニ出返一于レ時不ニ直默一歸、而盟レ之曰、族離、又曰不レ負ニ於族一乃所レ唾之神、號曰ニ速玉之男一、次掃之神號ニ泉津事解之男一、凡二神矣。

〔末社〕齋宮・荒神・龍王・大歲社・神社・宮注連社。 〔社領〕貳斗壹升。社方帳には、主神とあれども、櫟村守札に三所と有。

八幡宮 長德年中、石清水を勸請。 江與味村 祠官 若林氏 禰宜五人。

〔末社〕浮龍社・聖社・龍王・神宮寺・宮荒神・三社權現。

大明神 同村。 〔末社〕若宮。

高野大明神 紀州丹生神社を勸請。（在伊都郡高野山上。所祭之神一座、天野丹生神） 杉谷村 神職 杉田氏 禰宜一人。

〔末社〕龍王・齋宮・御崎宮。

神名帳頭書曰、丹生津姬也。天照太神之妹、稚日女神也。一說云、丹生津姬、天照太神也。

三寶大方宮 傳へ云、歲星精。按ずるに、大歲神ならんか。 溝部村 禰宜 大樫氏 神人一人。 〔末社〕齋宮・浮龍。

舊事紀曰、素盞嗚尊、復娶二大山祇神女一、名神大市姬、生二二神兒一、大年神、次稻倉魂神。又曰、大年神凡御子十六神、先娶二須沼比神女伊怒姬一爲レ妻、生子五柱兒、大國御魂神、大和神也次韓神、次勇富理神、次白日神、次聖神。

國師大明神 大國魂神 森久村 祠官 行森氏 禰宜一人。 〔末社〕若宮・龍王。

舊事紀曰、素盞烏尊御子大年神、娶二沼比神女伊怒姬一爲レ妻、生子五柱兒、大國御魂神、大和神也。

日本紀曰、崇神天皇六年、百姓流離、或有二背叛一其勢難二以レ德治一レ之、是以晨興夕惕請二罪神祇一、先レ是天照太神和大國魂二神、並、祭二於天皇大殿內一、然畏二其神勢一、共住不レ安、故以二天照太神一託二豐鍬入姬命一、祭二於倭笠縫邑一、仍立二磯堅神籬一、亦以二日本大國魂神一託二渟名城入姬命一祭。

天神 北野 尾原村 神職 河原氏。 〔末社〕若宮・龍王。

知里火大明神 按ずるに、參州知立神同歟、祭神葺石合尊。 同村 枝 禰宜 行森氏。 〔末社〕齋宮・龍王。

寬文政帳に傳說、廣岡明神歟。

風倉大明神 廣西村 神職 元廣氏。 〔末社〕若宮・荒神・八幡宮、宮山内に有。

八幡宮　笹目村　同　行森氏　禰宜・神人一人づゝ。〔末社〕若宮・龍王。

玉藻宮　祭神を玉藻前と云。　作州高田玉藻宮　下土井村　祠官　杭田氏。

神社考曰、玉藻前者近衞院之侍女也。以二艶媚一幸會ヽ上不豫、醫療無レ效、召二安倍泰成一占レ之、泰成入レ宮令下二玉藻前一持中御幣上、泰成宣二祝詞一、玉藻前措レ幣而去、化爲二白狐一、走入二下野國那須野原一害レ人惟多、上遣二三浦介承純上總介廣常驅一レ之於レ是試進二走犬一而習二射騎一、是犬追物之始也。已而三浦介上總介狩二那須野一、狐又化レ石飛會走獸觸レ之者立斃故號二殺生石一。

岩崎初太郎寫
丸山子堅校

吉備溫故秘錄卷之二十一終

吉備溫故秘錄　卷之二十二

大澤惟貞輯錄

神社　三

赤阪郡

高倉大明神　高倉下靈　牟佐村　祠官　難波氏

舊事紀曰、饒速日尊兒天香語山命、天降玉を名手栗彦命、亦名高倉下命。此命隨二御祖天孫尊一、自レ天降二坐於紀伊國熊野邑一之時、天孫天饒石國饒石天津彦彦火瓊々杵尊孫磐余彦尊、發レ自二西宮一、親帥二船軍一東征之時、往々逆レ命者蜂如起未レ伏、中州豪雄長髓彦勒レ兵相距、天孫連戰不レ能レ戡也、前到二於紀伊國熊野邑一、惡神吐レ毒人物咸瘁、天孫患レ之不レ知二出計一、爰高倉下命在二此邑中一、夜夢天照大神謂二武甕槌神一曰、葦原瑞穗國、猶聞喧擾之響、宜汝更往而征レ之、武甕槌神對曰、雖二卽不一レ行而下二吾平レ國彼時劍一、則自將レ平矣、乃謂二高倉下命一曰、予劍韴靈、今當レ置二汝庫裏一、取而獻二於天孫一矣、高倉下命稱二唯々一、寤而明且開レ庫視レ之、果有レ劍、倒立二於倉底一、因取而獻焉、天孫適レ寢、忽然曰、予何長眠在レ此乎、尋而中レ毒、士卒悉復醒起矣、皇師趣二中洲一、天孫得レ劍、日增二威稜一、勅二高倉下一、褒爲二侍臣一也。

一說に、高倉院を祭るといひ傳ふ。いぶかし、高倉院にては有べからず、高倉下靈といふ是ならんか。

〔末社〕稻荷。

〔祭禮〕又、十一月十七日に杵舞いふ祭り有。

雨宮大明神　一本に雨文八幡大明神とあり。　岩田村　神子家

八幡宮　穗崎村　岩戸氏　神子家二人。

松尾大明神　同　神子家

をとするは誤なり、點讀の假字本文に入るのみ。

天神宮　稻荷　同　　王子權現　同

右四社之社領、高貳石一斗八升七合。

八幡宮　長尾村　神子家　　大明神　同

野原八幡宮　沼田村（社方帳には、齋富村と有。）　神子家　　山田八幡宮　日古木村　岡野氏　神子一

〔社領〕高一石四斗九升五合。　　〔社領〕高貳石三斗壹升八合。

王子權現　若王子　正崎村　小林氏

〔社領〕高八斗四升五合。

惠美須宮　蛭子神といふ　上市村　（俗に夷三郎と云は非なり。蛭子は天照太神と同じく伊弉諾伊弉册二尊の兒なり。）

神代卷曰、伊弉諾尊伊弉册尊生日神、次生月神、次生蛭兒、雖已三歲脚猶不立、故載之於天磐樟船、而順風放棄。

神社啓蒙に、西宮は蛭子神也。相殿之神二座。右は事八十神（大巳貴命之兒也。）左は大穴遲命とあり。

又一說には、大國主命と、其子事代主命と、二座を祭るといふ。此說を得たりとす。右爰に、二神の事跡を記して、考に備ふ。後人これを正せ。

神代卷曰、經津主神武甕槌神降到出雲國五十田狹之小汀。則拔十握劍倒植於地、踞其鋒端而問大貴巳神曰、高皇産靈尊欲降皇孫君臨此地。故先遣我二神、駈除平定、汝意何如、當須避不、時大巳貴神對曰、當問我子然後將報。是時其子事代主神遊行在於出雲國三穗之崎、以釣魚爲樂、或曰遊鳥爲樂、故以熊野諸手船載使者稻背脛遣之、而致高皇彥靈勅於事代主神、且問將報之辭、時事代主神、謂使者曰今天神有此借問之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違、因於海中造八重蒼柴籬、蹈船枻而避之。

同一書曰、大國主神、亦名大物主神、亦號國作大巳貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千戈神、亦曰大國主神、亦曰顯國主神。

和爾雅曰、一說俗所謂夷殿者、事代主命而、大巳貴命之子也。設其垂釣之像者、依日本紀所記事代主命遊行有於出雲國三穗之崎、以釣魚爲樂之說也、蓋此御神者、日本最初之地主神也、故歲首揭而祭之。

舊事記曰、奉避此國、於大巳貴神者兄弟二神、各有欲婚稻羽八上姬之心、共行稻羽之時、於大巳貴神負袋爲所從者、率往到氣多碕之時、裸兎有伏矣。于時、兄事八十神謂其兎曰、汝將爲者、浴此海鹽、當風吹而伏高尾山上、其兎隨八十神教而伏之時、其鹽隨乾、其身皮悉風所吹、故若病泣泣伏矣、其最後大巳貴神見其兎、言由何汝泣伏、兎答言、僕在於彼嶋、雖欲渡此地、不由渡傳、故欺海和邇言、吾與汝競欲計族之多少、故汝者隨其族在皆悉率來、始自此嶋迄氣多碕、皆列伏渡、爾吾蹈其上乍走讀渡、爰知汝與吾族孰多、如此言者見欺而列伏之時、吾蹈其上讀來、今將下地時、吾云汝者我見欺、言竟則伏最端鰐捕吾悉剝我衣服、因此泣患者先行事八十神、令以誨言浴鹽當風伏、故爲如教者、我身悉傷矣、大巳貴神敎告其兎、今急往此水門、以水洗汝身、卽取其水門之蒲黃敷散、而輾轉其上者、汝身如本焉必差、故爲如敎、其身如本矣云云。于時兎白大巳貴神云、八十神者必不得八上姬、雖負袋而汝命獲矣、於是八神姬答八十神云、不聞汝等之言、將緣於大巳貴神矣。

按、今世間刻彫負袋之形、而配夷子稱大黑者、大巳貴神也、大黑與大國音相同、蓋黑國之字誤乎、大國者大巳貴命之異稱也、然未知是非、後人正之。

〔社領〕高壹石七斗貳升三合。

八幡宮　〔末社〕稻荷　熊崎村　岩戶氏。　大明神　同　八幡宮の社地に在り

祇園神社　祭神素戔嗚尊なり　河本村　太田氏　神子一。　久保八幡宮　同

櫻大明神　私に、此祭神を考るに、伊勢之朝熊神社之內、櫻太刀神を祭るならん。　同

御鎭座傳記曰、朝熊神社六座倭姬命崇祭之神社也。

櫻太刀神二座　靈華木座也、大八洲櫻樹始從天上降坐、因以爲華開姫命也　大山祇　寶鏡鑄造功神也、靈石坐也、櫻神與並座也。

名所記鏡宮、又、朝熊宮とも櫻宮ともいへり。櫻太刀神。

國分寺八幡宮　馬屋村

古へ當國之國分寺當村に有りしが、今は廢寺となりて古跡となりけり、此國分寺の鎭守なりしに依て國分寺八幡宮と號するならんか、土地は馬屋村の内なれども、高屋村の宮なり。

春日大明神　南都春日を勸請せし由　馬屋村。　天王宮　高屋村　社方帳には馬屋とあり

中八幡宮　西中村。　正八幡宮　同。　小山八幡宮　下仁保村

六社權現　上仁保村　小林氏〔社領〕高壹石五升八合四勺。

祭るところの神六座、五の山祇神に天神を祭りて、六社權現といふなり。權現をはぶいて六社大明神といふて可ならんか。

神代卷一書曰、伊弉諾尊斬ニ軻遇突智命一爲ニ之段一、此各化ニ成五山祇一、一則首化ニ爲大山祇一、二則身中化ニ爲中小祇一、三則手化ニ爲麓山祇一、四則腰化ニ爲正勝山祇一、五則足化ニ爲䨄山祇一。天神之傳略レ之。

按ずるに、山祇神は地神なり、天神を祭りて天地として宇宙六合に象るならん。

西王子權現　上仁保村。　松尾天神宮　同村　天神宮　同村

明現　大鹿村　天神宮　鍋谷村　枝川瀨　神子家

十二所權現宮　斗有村　赤井氏

按るに、熊野十二所權現なるが、十二所は軻遇突智命•埴山姫命•罔象女•稚産靈命•火火出見尊•遠玉之男•葺不合尊•天照太神•國常立命•忍穗耳尊•伊弉册尊•事解之男。

神代卷曰、次生ニ火神軻遇突智一時、伊弉册尊爲ニ軻遇突智一所レ焦而終矣、其且レ終之間、臥生ニ土神一、埴山姫及水神罔

象女、即輌遇突智娶埴山姫、生稚産靈、此神頭上生蠶與桑、臍中生五穀。

七 天饒石國饒石天津彥火瓊々杵尊、此神娶大山祇神女子木花開耶姫命爲妃、而生兒號火酢芹命、次彥火火出見尊。

五 伊弉諾尊追至伊弉冊尊所在處、便語之曰悲汝故來、答曰族也、勿看吾矣、伊弉諾尊不從猶看之、故伊弉冊尊耻恨之曰、汝已見我情、我復見汝情、時伊弉諾尊亦慙焉、因將出返、于時不直默歸而盟之曰、族離、又曰不負於族、乃所唾之神號速玉之男、次掃之神號泉津事解之男、凡二神矣。

豐玉姫果如前期、將其女弟玉依姫、直冒風波來到海邊、逮臨產時請曰、妾產時幸勿以看之、天孫猶不能忍、竊往覘之、豐玉姫方產化爲龍、而甚慙之曰、如有不辱我者、則使海陸相通永無隔絕、今既辱之、將何以結親昵之情乎、乃以草裸兒棄之海邊、閉海途而徑去矣、故因以名兒曰彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、後久之彥火火出見尊、崩葬日向高屋山上陵、伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者歟、於是共生日神、號大日靈貴、一書曰天照太神。此子光華明彩照徹於六合之內、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱舉於天上也。

一 天地之中生一物、狀如葦矛、便化爲神、號國常立尊。至貴曰尊。自餘曰命。

六 素盞嗚尊乞取天照太神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯於天眞名井、䶦然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、次有神伊弉諾尊伊弉冊尊、乾坤之道相參而化、所以成此男女、自國常立迄伊弉諾尊伊弉冊尊、是謂神世七代者矣。

二 伊弉冊尊生火神時、被灼而神退去矣、故葬於紀伊國熊野之有馬村焉、土俗祭此神之魂者、花時亦以花祭、又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣。

神代卷を爰に引に前後すれども、祭所の神名の次第に依て記す、故に頭に一二三を付て、次第をあらわす也。

南王子權現　斗有村。　天神宮　同

尾崎大明神　山口村〔社領〕高壹石九升　王子權現　若王子　同　津嶋氏　神子家一

八幡宮　同。　嚴嶋大明神　同

右三社（王子・八幡・嚴島）之社領　高三石。

八幡宮　大苅田。　木船大明神　同。　王子權現　町苅田村　額田氏　神子一

八幡宮〔末社〕產神社　町苅田村。　內王子權現　津崎村　宮下氏〔社領〕高三石壹斗六升

天滿天神　本社は攝州難波天滿なり、祭る所の神、京師北野天神宮に同じ　西窪田村〔社領〕高壹石六斗

中八幡宮　尾谷　神子家

片山大明神　在伊勢國鈴鹿郡坂下驛、所祭之神一座、大比古命也　由津里村　神子家

倭姫世紀川俣縣造祖大彥命、參相支汝。國名何問賜、白味酒鈴鹿國祭具波志忍山白支、然神宮造奉令幸行、又、神田井神戶進支。

日本紀曰、孝元天皇七年春二月丙寅朔丁卯立鬱色謎命爲皇后、后生二男一女、第一曰大彥命、第二曰稚日本根子彥大日月天皇、第三曰倭迹姬命。同書曰、崇神天皇十年九月丙戌朔甲午、以大彥命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彥遣西道、丹波道主命遣丹波、因以詔之曰、若有不受教者、乃擧兵伐之、既而共授印綬爲將軍。壬子大彥命到於和珥坂上時、有少女、歌之曰歌略、於是大彥命異之、問童女曰、汝言何辭、對曰勿言也、唯歌耳、乃重詠先歌忽不見矣。大彥乃還而具以狀奏、中略、冬十月乙卯朔、其四道將軍等今發之、丙子將軍等共發路矣。十一年夏四月壬子朔己卯、四道將軍以平戎夷之狀奏焉、是歲異俗多歸國內安寧也。

〔社領〕一石四斗四升。

御崎神社　同　王子權現　若王子　正崎村

〔二社領〕高一石四斗四升　〔社領〕七斗三升余

八幡宮　東輕部村　福井氏 神子家　箱明神　若狹國遠敷郡波古神と同じ　同

朝日明神　北斗精　今井村　小畑氏　〔社領〕四斗九升　朝日明神　北斗精　南佐古田村

申八幡宮　一に津野屋八幡宮に作　北佐古田村　神子家　尾中大明神　同　數藤氏

〔末社〕稻荷。　〔末社〕荒神・稻荷。

明登八幡宮　大屋村　藤井氏 神子家　〔社領〕高三斗貳升

〔末社〕荒神・稻荷、一社名不知。

明現宮　北斗星　大屋村　天龍王　山之上村

津八幡宮　社方帳には津神尾に作る　山手村　辻氏　八幡宮　平山村　末石氏 神子一

〔末社〕龍王　〔社領〕高四斗。　〔末社〕龍王・天王。

松尾大明神　坂邊村　行田氏 神子一　〔末社〕觀王宮・稻荷、二社神名不知。

八幡宮　坂邊村　天神宮　惣分村　森氏 神子一

稻妻八幡宮　同　〔末社〕稻荷・龍王、一社神名不知。　〔社領〕高三石四斗八升六合。

福一八幡宮　同村 枝持行　龍王　中畑村　福嶋氏　明現　同

〔末社〕荒神。　〔社領〕高五斗六升五合。

天神宮　小原村　〔末社〕稻荷。　權現宮　同　〔末社〕見渡荒神。

天神宮　小原村。　權現宮　多賀村　利守氏　彌宜宮等

紫明現　北斗星精　同　社司說に、式內宗形神社といひ傳ふ由、然れども、式內にてはなし。末社二神名不知。

八幡宮　同　〔末社〕若宮。　王子權現　廣戸村　定清氏　神子一　〔末社〕一神名不知

明現　同　〔右二社之社領〕高壹石壹斗四升六合。　御崎宮　一に大崎大明神　出屋村　神子家

所祭之神を大國魂華魂といふ。又白鬚大明神ともいふ。未詳。

貴船明神　仁堀中村。

在山城國愛宕郡所祭之神、一座、祈雨止雨之神也。今在記曰闇罔象女(クラミツハノ)。

神代卷一書曰、伊弉册尊爲ニ軻遇突智ー所レ焦而終矣、其且レ終之間、臥生ニ土神埴(ハニ)山姫及水神罔象女(ミツハノ)ー、神社啓蒙曰、貴布禰禰所祭之神高龗、水神德也。

二說何れが是なる事をしらず。

布勢神社　同　小岩氏　式內神なり、所祭の神一座、布施氏の祖神、大彥命といふ。委しくは式內部に記す。

〔社領〕高二石三斗三升六合　〔末社〕一神名不知。

八幡宮　同　野上氏　〔末社〕松尾　〔社領〕高一石貳斗九升。　山王　同

加茂神社　仁堀西村　式內神也、祭る所の神三座、鴨の下上を祭るものか。委は式內部に記す。

已前は京師加茂之神主松下三位社務せしが、勅勘の後、寺社奉行司之、今に松下氏に百五拾石御寄附の地なり。

龍王　佐野村　近寄氏　神子家一。　王子權現　中勢實村　水嶋氏

〔末社〕若宮　〔社領〕高六斗五升。

龍王　同　祠官　水嶋氏　〔社領〕高五斗貳升。

若一王子權現　西勢實村　服部氏　〔末社〕龍王・今宮・若宮二社神名不知　〔社領〕貳斗四升。

弓矢八幡宮　戸津野村森末氏 彌宜一　〔末社〕稻荷　二社神名不知　〔社領〕高三斗五升。

天王宮　素戔烏尊　戸津野村　神子家　〔末社〕稻荷　〔社領〕高三斗三升八合。

十二所權現　〔末社〕荒神小鎌村　杉本氏　〔社領〕高三斗三合。

軻遇突智命・埴山姫命・罔象女・稚産靈命・火火出見尊・葺不合尊・天照太神・國常立命・忍穗耳命・伊弉册尊・速玉之男・事解之男

韴靈神社　大松山村 石上村ともいふ　祠官 物部氏 神子神人二人　〔社領〕高貳十石。式内神也。委しくは式内部に記す。

社記畧曰、素盞嗚尊出雲の國にて、八岐の大蛇を斬玉ふ、尾にいたり、つるぎの刄すこしかけたり、怪く裂見給へば、ひとつの劍あり、是をば天に奉り給ひ、後に草薙の劍といふ是なり。其大蛇を斬給ふ劍を、おろちの麁正の劍といふ。又、おろちのからさひの劍ともいふ。委しくは、緣起に見へたり。

當村を古へは石上村といひしが、後改名して、今大松山村といふ、神名帳にも、石上布都之魂神社とあり、いかなる故に依て改名せしや、惜哉、其名殘らずなりなんとするによりて、烈公の御代に、修理を命ぜられ、今又古にかへりて、世人其名を知るにいたる。祠官も同姓物部氏に、曹源公之時復す。是皆國家のたまものなり。

棟札の寫し

神德赫々高垂八雲靈天祥綿々永奉修造備前國赤阪郡平岡庄石上村韴靈神社、致四方寧。寶永七年庚寅歲月日

國主從四位下左少將源朝臣綱政遷宮。正二位侍從卜部朝臣兼政。郡代藤岡勘右衞門作長洪、小堀彥左衞門若原明貞　寺社奉行門田市兵衞源貴通　代參池田左助源信武、遷宮名代八幡宮社務正六位下近江守藤原國和。郡奉行加世藤三郎平次英　作事奉行村瀨勘次郎藤原俊重　作事奉行太田藤八郎源友重。祠官物部肥後藤原勝正。

大工棟梁谷彥太夫忠次

棟札裏に

八幡宮　平岡西村　長尾氏 彌宜一・神子一　〔末社〕三寶大荒神　〔社領〕高三石八斗。

大梵天王　所祭天御中主尊　新庄村　是近氏　神子一

舊事紀曰、一代俱生天神天御中主尊。亦曰、天常立尊。

古事記曰、天地初發之時、於高天原成神名天之御中主神獨神成座而隱身也。

吉田家改帳に云く、天御中尊を、佛家稱之大梵天王とあり。

八幡宮　同。　三社權現　〔末社〕一神名不知　同　藪井氏　彌宜一人

〔社領〕壹石四斗五升貳合。右は八幡宮三社、權現二社の領なり。

按に三社は熊野三所權現、伊弉册尊、速玉之男、事解之男の三神を祭るならん。

十二所權現　寺部村。　諏訪大明神　周遮村　片山氏

〔末社〕龍王・三寶荒神・九社神名不知　〔社領〕高三石九斗。　〔末社〕稻荷・一社神名不知・〔社領〕高八斗。

正八幡宮　同　景山氏　〔末社〕稻荷　〔社領〕高四石。

正八幡宮　春日大明神福田村　田村氏。　荅大明神　福田。　弓矢八幡宮　草生村

天神宮　黒本村。　山王宮　同村枝瀧山　〔末社〕稻荷・明現・王子權現。

五社大明神　神體不分明　黒澤村　山本氏　〔末社〕稻荷。

五社大明神、祭る所の神名未詳。私に考るに、河内國の水分明神を勸請せしや。

和爾雅曰、水分神社河内國石川郡、中社の水分明神、左社日神月神、右社呉子孫子也、所祭之神五座、故稱之五社大明神。

舊事記曰、速秋津彦速秋津姫之二神、因河海持別生神八柱、先生沫那藝神、次生沫那美神、次生頰那藝神、次生頰那美神、次生天之水分神、次生國之水分神。

古事記曰、天之水分神訓分云久麻理下效此。次國之水分神。

按るに、水分神社の相殿巽子・孫子を祭るは、河内國は楠氏代々領地なり、正成は古今の良將なり、此水分神社に、我が尊信す孫巽の二子を合祭せしに依て、五社大明神とするならん、鳥居の額は楠正行が筆跡なる由、此水分神社の奥に、南木の神といふ社有なり、是は楠正成をまつれる也（鳥居より以下名所とありと諸社一覽に見へたり。）

五社大明神といふ、出雲にもあり、これは祭神、又この河内國と違ふ。

私曰、當社を考るに、河内國水分神社にてもなく、又、出雲五社大明神にてもなく、春日大明神を祭りしならん、佛家春日を五社大明神と稱する也、委しくは邑久郡五社大明神の條下に記す、合せ見るべし。

明現　同。　八幡宮　下鹽木村。　弓矢八幡宮　中山村　田下氏

〔末社〕稻荷・龍王・山王

卷宗八幡宮　是里村　門野氏　彌宜一。神子一

一に卷宗を卷峯に作る。又、社司說に山形八幡とも號する由、當村の氏神なり、式内の宗形神社といふは、當社のごとくいふ。未分明。

〔末社〕稻荷・神宮祠・掛持宮、武內宿彌・公之宗大明神・津木大明神・瀧大明神・天神・天王・二社、神名不知。

〔社領〕高三石二斗。

王子權現　〔末社〕稻荷　同村　枝大谷　岩本氏　河原權現　同村　枝河原屋

天下大明神　社方帳には、三善天下宮とあり。　太田村　影山氏

古へは山上に鎭座ありし由、天正之頃に今の所へ來移るといふ。

明現宮　太田村。　酒本明神　天正年中創造　同　十二所權現　吉田村　影山氏

若宮權現　寛文年中創造　同村　枝下谷　〔末社〕大明神・稻荷・稻荷　〔社領〕高五石。

明現七社大明神　七曜星也　土師方村　山中氏

所祭七曜星精也。按ずるに、日月木火土金水の七星か。

〔末社〕稲荷・稲荷・稲荷。

小森大明神　吉田の折紙に籠る大明神住吉同神　同　〔末社〕龍王。

八幡宮　小倉村　寺門氏　〔社領〕田貳反。　十二所權現　矢原村　原氏

八幡宮　岡ケ原村　〔社領〕高一石六斗六升余。　八幡宮　伊田村　大谷氏 神子家

明現　同　右八幡明現〔二社領〕高三石五斗五升貳合。　祇園社　川高村　六社權現　同

一に、大檜(おほそね)神社に作る。

磐梨郡

八幡宮　原村　祠官　津上氏　神子二。　正八幡宮　元恩寺村　同所

取遣米七石九斗四升五合。　〔社領〕八石五斗。

箭崎大明神　本社筑前國箭崎神社か　圓光寺村

和爾雅曰、箭崎神社在筑前國那珂郡箭崎村、所祭之神一座、八幡大神相殿之神二座、神功皇后比咩神也。古昔神功皇后生于應神天皇於宇瀰邑。時箱胞衣、以瘞此地、植松於其上為標、故有箱崎之號、謂埋於戒定慧之箱者、浮屠氏附會之妄語也。神社啓蒙曰、筥崎神社廿二社註式曰筥崎神三座神功皇后、應神武内也、人皇六十代醍醐天皇延喜廿一年六月廿一日、依託宣建宮柱於筥碕松原、書新羅降伏之旨、而置御座下、立石柱祈神誓不朽。

按に、和爾雅啓蒙祭所之神違であり、然れ共貝原は、所國の事をしるせしなれば、和爾雅を得たりとせんか。

日本紀曰、神功皇后從新羅還之、十二月戊戌朔辛亥生譽田天皇於筑紫、故時人號其產處曰宇瀰也。

大明神　同。　飛松大明神　田原下村　藤原氏　〔末社〕三社荒神。

春日大明神　同

正八幡宮　　田多原村　林氏　　鍛冶屋　岡本氏

建久年中に南都東大寺建立之時、俊乘坊重源、當時隣梅保木村の太田といふ所にて、同寺の瓦を焼たりし時に、南都之正八幡宮を勸請せしといふ。

神社啓蒙曰、奈良八幡、在二大和國添上郡東大寺中一也、所祭之神同宇佐、北畠准后說云、孝謙天皇御宇天平勝寶元年依二八幡神託一造宮。改曆雜事記曰、孝謙天皇天平勝寶二年、宇佐八幡東大寺入御、天平勝寶元年十一月十九日。內裏にして年七つの童子に神うつらせ給ひて、我都にうつりなましとや、宇佐緣記に見たり。同廿四日甲寅、石川朝臣年足・藤原朝臣魚名等を宇佐八幡大神を向へ奉る勅使として、道すがらのけがれを清めさせたり。續日本紀神御乘物なきよし神勅ありしによりて、御門の玉輿をたてまつらせ給ふ。詞林採葉禰宜左右朝臣社女神輿をたてまつらせ給ぬれば、丹鷹神驛にのりたり。宇佐緣起十二月十五日五位六衞府舍人など、神を平群郡にむかへて、此日戊寅都に入奉り、宮南の梨原宮新殿をつくり、僧四十口にして七日行ひき、同十二月丁亥日、片門行幸なり給ひ、左大臣橘宿彌諸兄公みことのりを申さるゝ也。其宣命のことばは、續日本紀にみへたり。梨原宮より大仙殿のほとりにうつし奉る也、ことの後、鎌倉の西明寺の仰によりて、三月堂の南に移し奉る也。寛永十九年十一月廿七日に、炎燒して、黑木の神殿に移し奉りて、後造營なし。

天神　　鍛冶屋村　　岡本氏　　〔神田〕一反貳拾四步。

神社考曰、北野天神者、右大臣菅原朝臣之靈也。其先出レ自二天穗日命一、命十有四世孫、曰二野見宿彌一、居二出雲國一、纒(マキ)向(ムクタマ)珠城宮御宇、野見宿彌奉レ詔、到二大和國一、與二當麻蹶速(ケハヤ)一角レ力而贏(カチタ)、當二是之時一、死者多殉葬、帝甚哀レ之、野見宿彌率二土師三百人一、採レ埴造レ像(ヒトカタチ)、以代レ殉、帝大喜之、賜土師姓。

案、是之時殉葬秦氏之餘習已傳耶、抑吾國舊來之俗耶、見二野見宿彌以レ埴易一レ人、於レ是乎知二其有一レ後也、積善之家有二餘慶一、蓋信乎。

遠ニ天宗高紹御宇一天應元年野見宿彌之後遠江介土師宿彌古人（フルヒト）散位土師宿彌道長奏請、依ニ其所レ居地名一改ニ土師一爲ニ菅原姓一、詔許レ之。桓武帝延曆元年少內記正八位上土師宿彌安人、改ニ土師一賜ニ秋篠姓一、四年冬十二月、勅以ニ菅原宿彌古人侍讀之勞一、賜ニ古人男四人衣糧一、令レ勤ニ學業一。九年冬十二月、勅ニ菅原眞仲土師菅麿一、改ニ其姓一爲ニ大枝朝臣一（枝一作江）是月、詔ニ菅原宿彌道長秋篠宿彌安人一、並賜ニ姓朝臣一、又土師宿彌諸士賜ニ大枝朝臣一、古人之子曰ニ清公一、博學多聞、弘仁天長之際、與ニ亟相清原眞人（マット）及諸博士一、斟ニ酌律令一、而作ニ義解一、清公之子曰ニ是善一、能繼ニ家業一、侍ニ讀清和帝一、以講ニ孝經論語經史及群書治要等一、帝甚善遇、時與ニ大枝氏一齊ニ名世一、稱曰ニ菅江一、先レ是、大學寮每年春秋釋ニ奠先聖先儒一、此寮有ニ東西曹司一、菅氏江氏爲ニ其曹主一、敎ニ授諸生一、是善仕至ニ參議正四位下勘解由長官兼式部太夫播磨權守一、是善之子者乃右大臣也、名道眞字三、幼而穎悟才過ニ父祖一、及レ壯文采日進、屬ニ文章一作ニ詩賦一、初貞觀四年五月補ニ文章生一、九年爲ニ得業生一、十二年三月廿三日、對策及第、十八年進爲ニ侍從一、元慶六年渤海使者來、諸儒往ニ鴻臚館一見レ之、使者一日見ニ右大臣所レ作詩藁一、稱曰風情似ニ白樂天一、大臣聞而悅レ之、仁和年中、任ニ南海道讚岐守一、寛平五年二月進爲ニ參議一、六年九月門徒於ニ吉祥院一修ニ五十賀一、九年六月經ニ中納言一、升ニ大納言一、兼ニ大將一、昌泰二年二月累進至ニ右大臣一、右大將如レ故、是時與ニ左大臣左大將藤原朝臣時平一、共受ニ上皇勅一、輔ニ佐天子一、攝ニ行萬機一、初帝年十四卽レ位、（寛平九年）至レ是聽明、一日行ニ幸朱雀院一、上皇謂レ帝曰、右大臣年高才賢、擧國之所レ望也、専寛ニ任用一、乃召ニ右大臣一宣ニ其旨一、右大臣固辭而止、已而左大臣聞而大恨、於是左大臣與ニ光朝臣菅根朝臣等一相謀、遂譖之、帝疑之、左大臣妹爲皇后、帝及左大臣年相當而內外讒行、昌泰四年正月廿日、左遷大宰權帥、延喜三年二月廿五日、右大臣薨于配所、葬安樂寺、（年五十九）平生所レ詠和歌曰ニ菅原御集一、其詩文曰ニ菅家文草一、其在ニ宰府一所レ著詩文曰ニ菅家後集一、初右大臣與ニ諸儒一奉レ詔修ニ文德天皇實錄十卷一、右大臣撰レ序、又嘗自ニ日本紀一至ニ三代實錄等一部類而修ニ類聚國史二百卷一、共行ニ于世一、延長元年捨ニ左遷宣旨一、復ニ本官一、贈ニ正二位一、天慶三年七月、菅靈託ニ右京七條坊婦文子（アヤコ）者一、欲レ棲ニ右近馬場一、天曆元移ニ立祠北野一、正曆四年五月、遣ニ勅使於宰府安樂寺一、詔贈ニ大政大臣正一位一。

中將殿東間菅三品嫡子、（詳記不及見。）北御方吉祥女西間。

未レ考ニ何家女一、一云、西園寺家也、稱ニ吉祥女一、住ニ居都西南吉祥院里一之故名焉、今神官等稱ニ吉祥天女一者可レ笑之甚也。（右啓蒙に見へたり）

好古考曰、北野天神在ニ山城國葛野郡一、去ニ王城一西半里許、所レ祭之神三座、今在記、曰東坊城和長卿云、東源英明、中間菅亟相、西在良朝臣也。

按るに、二說同じからず、然れども啓蒙之說を得たりとす。好古の考、東の間源天明とあるは、若其說を得たり共いわんか、されいまだ是非をしらず。

牛頭天皇　　宗堂村。　　熊野權現　　梅保木村

御崎大明神　所祭之神を大國魂幸魂といふ　　肩背村

舊事紀曰、大年神先娶須沼比神女伊怒姬爲妻、生兒大國魂神。

天垂大明天　　天豆別神　　同　　靑江氏　神子

孝謙天皇の御宇に、奥州里川郡天豆大明神を勸請せしといふ。此社の氏子は、故有て伯州大山へ參詣せざる由言傳ふ。

〔末社〕荒神。

日本紀曰、觀松彥香殖稻（ミマツヒコカエシナノ）天皇孝照二十九年春正月甲辰朔丙午立ニ世襲足（ヨソタラシ）媛一爲ニ皇后一、后生ニ天足彥國押人命、日本足彥國押人天皇一孝安六十八年春正月丁亥朔庚子、立ニ日本足彥國押人尊一、爲ニ皇太子一、年廿、天足彥國押人命比和珥臣等始祖也。

古事記曰、御眞津日子訶惠志泥命坐ニ葛城腋上（ワキカミ）宮一治ニ天下一也、此天皇娶ニ尾張連之祖奥津余曾之妹名余曾多本毗賣命一、生ニ御子天押帶日子命、次天倭帶日子國押人命二柱一、故弟帶日子國忍人命者治ニ天下一也。兄天津帶日子命者、春日臣・大宅（ヤケノ）臣・粟田臣・小野臣・柿本（カキノ）臣・賣比韋臣・大坂臣・阿那臣・多紀臣・羽栗臣・和多臣・牟邪（ムサ）臣・都怒山臣・伊勢飯高君・壹師君・近淡海（チカツアハミノ）國造之祖也。

八幡宮　江尻村　神子家　〔末社〕荒神。　八幡宮　沖村

正八幡宮　大内村　木庭氏神子　〔末社〕荒神・稲荷。　明現　同

諏訪八幡宮　同　〔末社〕荒神。

玉寶荒神　下村　澳津彦命・沖津姫命を祭る、是竈神なり。三寶は佛語なり、これをはぶいて可なり。

春日大明神　坂根村。　八幡宮　寺地村。　龍王　同。　權現　彌上村　枝山之池

若宮八幡宮　京都若宮八幡宮か　彌上村

神社啓蒙曰。若宮八幡宮三座、在山城國愛宕郡五條橋東四五町許、垂跡同清水。六十二社註式曰天皇七十代後冷泉院八年、天喜元年依勅願勸請、兼親奉行之、伊豫守頼義御沙汰也。佐女牛八幡といふ。

正八幡宮　下眞上村　小山氏　〔末社〕天神・龍王・上村明神。　〔神田〕八畝八歩。

正八幡宮　下眞下村　〔末社〕天滿天神・地軍司・國子天神。　八幡宮　同　枝加山

熊野權現　徳富村　和氣氏。　春日大明神　小瀬木村　矢部氏　福山權現。　小瀬木春日の末社也。　松木。

正八幡宮　佐古村　祠官　行本氏　神子

此宮を又小野田八幡ともいふ。古へは浦上政宗より、小野田庄に於て田地五町八段寄附有し由。其後社領なし、天文年中、殿谷村の城主小野田左馬進先祖小野田宗右衛門尉茂行再興、棟札あり。其外、寄附状縁記等有之處、正暦(明カ)元年十一月九日失火にて、右之品々燒失して一物もなし。貞觀年中創造といふ。

〔末社〕山王・荒神・石上八幡宮・榎本荒神。

御所大明神　小川御所大明神ともいふ　澤原村

按に、足利將軍義政公の御臺所、名は富子は、義尚公の母堂なり、京師小川の御所に住玉ひしに、義尚は延徳元年江州勾里にて薨じ玉ひ、義政公も同二年に薨じ玉ひ、義政公の養子義材の世となり、二三年ありて、義材没落し、義澄へ移りて、富子の勢

春原書春に作るを誤寫せり（朱書）

衰へ、當村へさすらひ給ひしに依て、京都室町の八幡を勸請せしものならん、これに依て、小川御所大明神とはいふならん、當村に富子の墓並に義政公の墓等あり、又、京師本地道柳馬場西へ入る所に、今も御所八幡有、則室町將軍家の御所の跡なり

又、當村自性院之記には、嘉應年中平清盛小川内親王をこゝに祀すとあれども、是は誤りなり。

山王社　石蓮寺村　〔末社〕龍王・荒神・權現。　子守八幡宮　酌田村　神子家

加茂大明神　聖村。　春日大明神　三宅村

石神宮　武甕槌命　田中村　河内國大縣石神と同じく、武甕槌命を祭りしものならんか。

神代巻曰、伊弉諾尊斬二軻遇突智一劍鐔垂血激越爲レ神、號曰二甕速日神一、次熯速日神、其甕速日神是武甕槌神之祖也亦曰甕速日命、次熯速日命、次武甕槌神。

又曰、高皇産靈尊使三經津主神於葦原中國一、時有二天石窟所住神一、稜威雄走神之子、甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子甕槌神、此神進曰、豈唯經津主神獨爲二丈夫一、而吾非二丈夫一者哉、其辭氣慷慨、故以即配二經津主神一令レ平二葦原中國一、二神降到二出雲國一、于レ時大巳貴神及其子事代主神共避隱、於レ是二神誅二諸不順鬼神等一、而後皇孫降二於日向襲之高千穗峯一。

神書抄曰、武甕槌者、常陸國鹿嶋明神、是春日第一神殿也。

天書曰、武甕槌者天之進神也。其先出レ白二稜威雄走一者、昔有二天闇霧一、方四里許、其中有二小孔一、化爲二石窟一窟中有レ神、是謂二雄走一、生二甕速日一、甕速日生二熯速日一、熯速日熯生二武甕槌一。以上神社考。　按ずるに、石神と云は、上文の石窟之字に因ていふならん。

王子權現　所祭熊野眷屬　田中村。　御崎大明神　西谷村。　王子權現　祭る處の神熊野眷屬　父井村

宇佐八幡宮　頭村

社司の說に、豐前國宇佐八幡宮を勸請せし也。神輿船にて犬嶋に着く、國中所々の宮地を擇びて今の所に建立す、此所は古へ池大納言賴盛領分成よし、當所へ迁宮の時、犬嶋より西大寺村迄船漕寄しが、其時迄は川舟なかりし

故に、筏にて當所まで着す、其砌は社領有し由、浦上宗景沒收すといへり。
東鑑曰、壽永三年四月五日之條、賴朝卿勤狀池前大納言家領十七箇所中、備前國佐伯庄とあり。和原雅宇佐八幡在豐前國宇佐郡、一宮記曰、應神天皇比賣神帶姬。
神社啓蒙には、應神玉依神功、又應神比咩神大帶姬、又應神神功姬神之三說あり。然れども一宮記を得たりとせんか、比賣神は天照太神生れきと、三女神也。

八幡宮本記曰、欽明天皇三十一年辛卯のとて二月十日(癸卯の日)、豐前國宇佐郡菱形の池のやとりにて、應神天皇の神靈大神比義に託して、始て神とあらはれ給ふ。此時神告ありけるは、我は是日本人皇十六代譽田天皇廣幡八幡麻呂なり、諸州を照領すといへ共、今始てこゝに顯るゝと宣へり、是よりさき、同郡下毛郡仲鄉の靈地におゐて、宇佐么池守といふ人に神告あり。又、後に宇佐郡の神山にて靈異を示し及び、或は同郡高城の峯にて神光をあらはしなどし給ひ、凡てさまぐ\の神異備りしが、此時に至り、初て神とあらはれ給へり、是則應神天皇の神靈、八幡大神と顯はれ玉ひし始也。
八幡大神の祭りに、卯日を用る事は、始て神とあらはれ給ふ事、卯の年•卯の月•卯の日なりしによれる。是よりさき、譽田の御陵の例に御社を立られしも、欽明天皇廿年己卯之年也。又是より後淸和天皇貞觀元年己卯年石淸水に勸請ありき。しかれば卯の日を八幡宮の祭日とし侍る事深き理りあること也。石淸水譽田宮などの緣起に、卯の日を八幡の祭日にするは、大神降誕の日なる。右のよし記せるは大なる誤なり。(八幡大神誕生の日は丁亥なり、日本記に見たり。)

延喜式神名帳に、豐前國宇佐郡三座(並大)八幡宇佐宮(名神大)　比賣神社(名神大)　大帶姬廟神社(名神大)とは則此宇佐宮三所の御事也。
宇佐郡三座と書るは三所おのく\別に有にあらず、三所の神殿東中西相ならんで別に立てりつらなりて、一宇あるにはあらず、中の社の御前に告殿ありてこゝにて三社に幣帛を奉り賽し祈視をなす、故に告殿と云也。又、三社共に各東西に譌ありて、內院•外院をわかつ、內院には僧侶を妄に入る事をゆるさず、外院までは僧徒も參拜して事を務ひ、凡此神廟は南に向ひて西を第一殿とし中を第二殿とし、東を第三殿とす。第一殿は則八幡大神を祭り奉る所にして、相殿に仲哀天皇鎭座し給ふ。第二殿比賣大神。是は天照太神の生ます所、思姬命•湍津姬命•市杵嶋

姫命の三女神の御事也。此三女神をすへ號て道主貴と云よし、日本記神代巻にしるせり。

此三神天照太神の勅によりて、宇佐嶋に降臨まします事、日本記第一巻に見へたり、八幡太神いまだ宇佐に顯れ給はざりし時より、すでに鎭座し給ひし祭神なれば、此御神を以て、宇佐の地主の神とし、八幡大神を以て賓とす、延喜式等に、已來宇佐八幡宮と稱せずして、八幡宇佐宮と稱するは、此故となん。(猶、社殿の源旨あり。)其後、國々に八幡宮を勸請し奉るにも、皆宇佐の例に隨ひ此比咩神を相殿に祭り奉るは、宇佐宮は八幡大神はじめて顯れ給ひし所なれば、是を根元とし侍る故なり。然るに、雜書の説に、比賣御神を海神の女神、神武天皇の御母玉依姫と稱し、俗説にも又是にしたがひ、玉依姫湍津姫とす、これ無稽の妄説なり、證とすべからず、いかんとなれば、此三女神は天照太神の勅にて、往古よりこゝにしつまります御神なれば、八幡太神此地に顯れさせ給ひし後も、此三大神を退け奉て、其祭を捨べきやうなし、正しく三女神なれば、延喜式に比賣と稱する事むべならずや、神武の御母誠にたうとぶべし、しかれ共、此御社に一所に祭り奉るべき理なし。又説あり、比賣大神天照太神の勅にて、神代より此地にしづまります神なる故、後代八幡大神此所にあらはれ玉ふといへども、往古より居をしめ給へる尊神なれば、其まゝ是を中殿に祟め祭れり、されども、後世に至り、八幡大神をおもくいつきまつれるにより、次第を以ていふ時は、八幡宮を第一と稱し、中殿を第二とかぞふる也、若玉依姫を後に祝ひ祭るといはゞ、八幡大神をわきに移し參らせ、玉依姫を中殿にそなへ祭るべき道理なしと云、此義尤分明なり。抑、中の御社を三女神と稱する事は、我曾て聞ける所の眞決にして、且、宇佐大宮司の家に傳ふる所の説も、又是に同じ、疑ふべからず。

第三殿は、大帶姫尊則神功皇后の御事なり。

嵯峨天皇の弘仁十一年に、神託有て、同十四年癸卯の年、始て鎭座し給ひしとかや、凡八幡太神を軍神と稱し、或は弓矢神などといへる事、其説多しといへども、皆鑿説なれば、こゝに出さず、ひそかに思ふ、八幡大神いまだ生れ給はで、御胎内にましませし時、國敵すでに退散し、三韓又降服せしは、是八幡大神の御武德也、此ゆへ武神と號すと云説、少し理に近し、然しながら、總て其實皆神功の御武德ならずと云事なし、凡何國にても、八幡宮と號すれば、皆御母子を一社に祝ひ祭れる故、神后の御德をかねて武神と稱する所以なり。(夫神后すでに仲哀帝におくれ給ひ、御年いまだ三十にみち給はぬ女君にてましませ共、諸臣萬民深く、尊敬信服し奉り、我國のみだれを難なくしづめ玉ひ、又よく異敵をしたがへて、後迄長く我朝に朝貢せしめ、專ら御子孫の帝基を堅くし給ひ、天下おだやかにして、萬民永く其澤を蒙れり、是誠に類なき御武德なり。)それゑにしなき神をだに、一體分身などいへる事あり、いはんや、御母子の御事なるをや、されば八幡大

神と申も、一體分身の神功皇后と申も、同様一體の八幡大神にてましませば、當社に詣て、香椎大神と拜み奉るも可なり、又、香椎宮に參りて、八幡大神と拜し奉るも妨なし、しかれば御母子廣大なる文武の御神德を示も、何とか更に分つべきや、されども、しゐて其趣を尋ば、神后は是神明不測の英武の德そなはり玉へる靈嚴の神にてまします、古我國のみだれ異國さはぎあれば、代々のみかど必、香椎宮に詣らせ給ふ事は、委しく國史に見へたり、是ひとへに神功の御武德を、あふぎたうとばせ給へるゆへなり。又、八幡大神は、天地に經緯たる我國、文德の大祖の神にておはします、八幡宮の御代に、異國より百濟國王仁なといへる學士をめさせ給ひ、仁義五倫の道をおしへはじめさせ給ひしより、わが國は小國なりといへども、四方のゑびすの國にすぐれて、仁義五倫の教へたち、人の道にふして、君子國のほまれ天下にあまねし。是則陰陽一大極の理によりおなじく、一社に鎭座ましませば、文武合一のめでたき事、いはずしてしるべし。

〔末社〕加茂大明神・若宮。八幡本記に、八幡太神の御子大鷦鷯尊を祭り奉る、相殿に大葉枝皇子小葉枝女を祭る。

天神　田尻村。　二宮八幡宮　同。　三寶荒神　瀛津彦命・沖津姫命を祭るといふ。　壬生村

諏訪大明神　信州諏訪郡の南方刀美神社と同じきか、所祭は建御名方留命なり　宇屋村

雨吹大明神　矢田部村。　天神　幕田村。　天王宮　祇園と同じ　八嶋田村　神子家

八幡宮　石村　神子家。　宇佐八幡宮　稻蒔村　長濱氏　神田一反二十三歩

朝日明現　同。　高之瀨大明神　同。　明現　星精　稗田村

武津神社　同　〔末社〕荒神。　黑田權現　河州志紀郡と同神　野間村

岩崎定勝書
佐藤健太郎校
澤渡廣孝校

吉備溫故秘錄　卷之二十二終

吉備温故秘錄　卷之二十三

大澤惟貞輯錄

神社　四

和氣郡

天神　木谷村　神子家　〔社領〕高一石四斗。　〔末社〕權現・延原荒神・神子神社四社・稻荷。

福神社　所祭　大國玉命所謂大黑神なり。　閑谷新田村。

鏡石神社　八木山村　祠官　八木氏　神子三人。　熊谷權現　熊谷或は熊野に作。

鏡石といふて、岩の面方二間計光り有りて、物の影をうつす事、鏡のごとき所一尺五六寸なり、中古故有りて少しはくもるといへども、今に光り明らかなり、此社の神體と崇む。

〔社領〕二十石之御折紙。熊野權現の社領一石は、御折帋の外也。

備前國和氣郡八木山之内二十石寄進訖可社納者也。

寶永七庚寅年五月朔日　御書判有。

八木山鏡石明神祠官當

大明神　同　山神　同

福神社　同

私に考るに、世につたふは、國淸公を鏡石明神と神號ありし樣にいへども、これはあやまり也。鏡石明神は、此村にむかしより所祭の神にて、すでに上に記すごとくなり。又、熊谷權現といふ神も、相殿にて今にあり、祭田も壹石を附らる。いかなる神にて、いつ比、祭田附らるゝ事は、またつまびらかならず、國淸公を、右之鏡石の相殿に移し奉ること、左に委しく記す。

和氣郡八木山に佛工中慶といふ者あり、父母に孝あり、國淸公其行を感じ玉ひ、慶長七年田地免許あり。

八木山村佛師左衛門太郎抱田畠

一、上田六畝十步。　一、下田二反二十一步。　一、上畠八畝三步。　一、中畑七畝七步。　一、下畑九畝二步。　一、下々畑一畝六步。　一、屋敷一畝十二步。田畑合五反四畝一步。

右永代被成御扶持、諸役共御免許候間、田畑荒不作無之様に作取可申者也。

慶長拾七年十一月廿三日　　中村主馬　判

備前和氣郡八木山村之內抱分、田方二反五畝、畑方二反九畝一步、都合五反四畝一步、依有孝親、永代扶助候也。仍如件。

慶長拾七年十二月□日　　國淸公御名　判　　八木山村佛作淨慶

此後宮內少輔樣當國を領し玉ふ時も、免許あり。烈公御封。

(マヽ)建後も被下、備前國和氣郡八木山村之內、抱分高六石八斗六升八合御扶助者也。

寬永十一年十二月十五日　　烈公御名　判　　佛作淨慶子正遍

此淨慶親に事至孝のみならず、國淸公薨じ玉ひし後、白石（此石は隣三石村の產する所なり俗謂て八木山石といふなり。）をもつて、國淸公の御像を作り、みづから祭り奉る。此よしを烈公聞しめされ、彼が篤志を感じたまひて、御書を以て賞し玉ひ、還俗せしめ、八木左衛門と改め、永代御像の守護とせらる。其場所の御感書。

備前國和氣郡八木山村之土民、淨慶有孝行由聞、亦能刻石造佛像、其行甚妙、予祖父相公感彼孝行、免其家年貢・課役、以養父母、相公辭世之後、淨慶悲歎之餘、自造相公之石像朝夕禮拜、有子二人、命彼等曰、我蒙國主之恩最深厚、汝等爲僧守護此石像、是我之所願也、二人之子、卽剃髮爲僧、淨慶已死、長子亦號淨慶、能守護石像亦事母有孝年久、予憫彼等爲出家之身而無子孫之相續、竊かに彼等令告之曰、祖父相公免汝父年貢課役、依有孝行之譽

也、然今汝等爲僧無子、是不孝之第一也、況又汝等死後無子孫之守護石像者乎、願改過還俗子々孫々永守護、石像誠可謂達父子之本意、淨慶大悔前非曰、恭承君命、嗚呼復善之速而有孝、有孝不可不加褒賞、依令淨慶還俗、號八木左衞門復善、亦舊地六石余之上、加增十三石、前後之高都合二十石永可爲神像之祭田者也。

萬治三年十月廿五日　　烈公御名判

かくて、此時より國清公の御像淨慶が白石にて作る所の御像也を、當村鏡石明神の相殿に安置し奉りて、八木左衞門祠官たり、此社御造營は萬治元年にありしといふ。扨、此御相殿と成しに依て、又宮殿を造營あつて、宮より村まで八町が間に、石燈籠八基を建らる。一町毎に一基をたつ。此燈籠は、水野伊織・山脇修理・眞田將監・加藤九左衞門・川村平太兵衞・津田左源太・薄田了壽・渡邊助左衞門八人より奉納す。今も、此燈籠存在せり。

寛文九年に至て、ふたゝび造營あり、奉行は鈴木所左衞門・杉山四郎右衞門、下奉行伊藤九郎兵衞・岡才兵衞、步行横目矢牧平兵衞なり。九月廿二日より、普請にかゝり、同十月廿四日に落成す。同十年二月十四日遷宮あり。其式。

一、神木。　岡刑部・瀨尾次郎兵衞。　一、奏樂。　大森主膳・大森隱岐・武田出雲記内・見垣藏人・松末織部。

一、鹽水。　岸本因幡・山守常陸。　一、洗米。　小川修理・杉山豐前。

一、駒犬。　中尾左兵衞・宍耳左近。　一、青和幣。　松末隼人・業合齊。

一、白和幣。　松岡主殿・藤井主馬。　一、璽函。　松岡市之進。

一、羽車。　杉山豐前・宍耳左近・中尾左兵衞・瀨尾次郎兵衞。

御家老中より御奉納之品は、

一、御手水鉢石。　伊木長門。　一、御火鉢石。　池田出羽。　一、御簾。　池田大學。

一、御高衝膳。　土倉淡路。　一、御瓶子。　池田主水。　一、御神鏡同臺。　池田隼人。

一、金燈籠一對。　日置猪右衞門。　一、同斷。　池田伊賀。　以　上。

右御遷宮に付て、岡山より諸役人出張し、諸事警固等あるべけれども、いまだ書記したるものをみれば、委敷不知。曹源公に

は、同日岡山を御發駕ありて、同十五日御參詣、十六日御歸城。

延寶五年、曹源公吉田家に申させ給ひて、國淸公に神社號御勸請ありて、火星照命と申奉り、此年十一月十三日、吉備宮に移し奉れり(委しくは一ノ宮に御相殿の條下に記す)。されども、禰宜八木左衞門には、如前々貳拾石の祭田をゆるし玉ひて、今に至れり。

權現宮　同。　正八幡宮　福浦村　〔社領〕一石六斗。〔末社〕荒神　相殿に祭る。

金子大明神　對馬國那須賀美金子神社と同歟。所祭金山彦神。　金谷村　〔社領〕高一石八斗。〔末社〕若宮・稲荷。

延喜式神名帳曰、對馬國上縣田郡那須美乃金子神社、今在男鹿村・志多賀村、所祭金山彦神。

春日大明神　古へは春日岩倉宮といひし由、棟札に見へたり。　麻宇那村　頓宮氏　〔社領〕高二石七斗。〔末社〕若宮 是は今なし・子天社・山神。

天神宮　友延村　禰宜一人。神主一。〔社領〕高二石四斗。〔末社〕岡崎。

住吉大明神　難田　神子家　〔社領〕高六斗。〔末社〕蛭子神社・荒神二社。

天神　同。　辯才天　同。

春日大明神　星村　那須氏　〔末社〕蛭子・荒神。　八幡宮　同　〔社領〕高九斗。

春日大明神　寶永四年創造　同村之內大漂　〔社領〕高二石。

春日大明神　社司の說に、伊東大和二郞建立といふ。天正年中浦上遠江守宗景之臣、日笠次郞兵衞再興といふ。　三石村　神子家二　〔末社〕若宮・荒神。

八幡宮　社司說に、此宮も伊東大和二郞建立といふ。　同　右(春日・八幡)二社之社領高二石一斗。

天王　建立上に同じ、祭神祇園に同じ。　同。

三石大明神　伊弉諾尊　同。

社司の說に、神功皇后異國退治の時、此所にしばらく御座有し時に、五月五日水石・火石・風石を得玉ふ。それ故、三石大明神と號す、それより御宮造營あり、其後伊東大和次郎再興也。

此說古き書に見あたらず、不㫪なれ共、爰に記す。考るに神功皇后新羅征伐して歸朝の時、忍熊別皇子ひそかに逆謀をくわだてしに依て、弟彥王を當所につかはし、播備の境に、關を造て、是を防がしむ、いはゆる和氣の關是なりしと、姓氏錄に見へたり。若此時のことならんか、今此宮地に三石とて石三ッ、一ッに成たる石あり。地名も三石といふ、皆此石を以て名附たるか。

今伊勢宮　山津田村。

内外兩大神を祭る。すべて伊勢宮といふ。今の宇いかなる故かしらず。按ずるに式内に當國伊勢宮あり、後に當社勸請せしにより、今の宇冠らしむるならんか。

神根神社　式内神也。所祭之神、開化天皇皇子大根王。又說、鐸石別命といふ。委しくは式内部に記す。　神根村　〔社領〕高一石九斗。　〔末社〕龍王・明現。

八幡宮　門出村　〔末社〕龍王。

大山祇神社　和意谷新田。

神代卷曰、伊弉諾尊伊弉冊尊生山神等、號山祇。同一書曰、伊弉諾尊拔劍斬軻遇突智爲二段、其一段是爲雷神、一段是爲大山祇神、一段是爲高龗。

正八幡宮　吉永村。

注連大明神　連一作進。所祭之神、天鈿女命也、是神子神なり。　同。　右二社之領高一石二斗。

神代卷曰、天照大神入于天石窟、閉磐戶而幽居焉、故六合之內常闇而不知晝夜之相代、于時八十萬神會合於天安河邊、計其可禱之方、(中略)猿女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之矟、立於天石窟戶之前、巧作俳優、亦以天香山之眞坂樹爲鬘、以蘿爲手繦、而火處燒覆槽置顯神明之憑談。是時天照大神聞之而曰、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國、必爲長夜云何、天鈿女命嚧樂如此者乎、乃以御手細開磐戶窺之時、手力雄神則奉承天照大神之手、引而奉出、於是中臣神忌部神、則界以端出之繩、乃請曰勿復還幸。

又、一本に注連を注進大明神に作る。是も祭神をば天鈿女命といふ。これは天孫降臨之時、天鈿女命と衢神猿田彦大神と問對して、天鈿女命還り詣て、其狀を報じたふと神代卷にあり、其復命せしに依て、注進と號せしや未是非をしらず。委しき傳は、猿田大明神の處に記す、合せ見るべし。

明現　同。　熊野神社　樫村。　荒神　田倉村。

武內神社　所祭武內宿禰　千躰村　槇野氏

日本書紀曰、景行天皇三年春二月、庚寅朔卜幸二于紀伊國一、將レ祭二祀群神祇一、而不レ吉、乃車駕止之、遣二屋主忍男武雄心命一、一云武猪心令レ祭、爰屋主忍男武雄心命詣之居二于阿備柏原一、而祭二祀神祇一、仍住九年、則娶二紀直遠祖菟道彦之女影媛一、生二武內宿禰一。

按、孝元天皇子彥太忍信、其子武雄心其子武內也。武內は凡事二六君一(景行・成務・仲哀・神功・應神・仁德)、其壽殆三百十餘歲、其事迹詳二于君書紀一、蓋有二武功一之人也。

八幡宮　いにしへは、鄕所といふ山に鎭座成しを、元和年中この所へ移す。　〔社領〕高七斗。　〔末社〕晩日明現。

大谷八幡宮　いにしへは、春日岩倉宮といひしよし、棟札見へたり。　勢力村　〔社領〕高五斗。

八幡宮　益原村　〔社領〕高一石八斗。　〔末社〕若宮

八幡宮　尺所村之枝大田原　兒玉氏　神子　〔末社〕神功皇后・宮若宮八幡宮・西宮殿・神子神。

〔社領〕高四石五斗。

社記に、赤松律師則祐尊氏公にしたがひ、筑紫にて戰ひ、武運を宇佐八幡に祈りて、合戰勝利を得て、後、神助を報ひて、此所の八幡宮の傍に、神功皇后の異靈を奉じて、當社を創造す、俱に皇后の陣草履といふ物を納め、鐙金の簇を奉納す、家臣等もまた弓矢を獻ず、又、新田庄本庄・和氣・伊里・新庄・弓削・吉原・田七村の民を氏子とす、造營の間、則祐假屋を本庄にもふけて、松を其かたはらに植へ、松月丹艤と名づく、創造成て播州へ歸るといふ。今に明石大和守景行奉納

の箭あり、箆に明石景行とあり。按るに、神功皇后の宮は、末とはあれ共さにはあらず、八幡の攝社ならんか。

日本紀曰、氣長足姫尊神功皇后稚日本根子彦太日日天皇開化天皇之曾孫ヒマゴ、氣長宿禰王之女也、母曰二葛城高額媛一、足仲彦天皇仲哀天皇二年立爲二皇后一、幼而聰明叡智、貌容壯麗、父王異王ふ焉。九年春二月、足仲彦天皇崩二於筑紫橿日宮一、此間に三韓征伐あり、爰に略す。皇后從二新羅一還之十二月戊戌朔辛亥生二譽田天皇筑紫一。中略 明年冬十月癸亥朔甲子、羣臣尊二皇后一曰二皇太后一、是年也。大歲辛巳卽爲二攝政元年一、中略 六十九年夏四月辛酉朔丁丑、皇太后崩二於稚櫻宮一、時年一百歲 冬十月戊午朔壬申、葬二狹城盾列陵サキノタテナミ一。

牛頭天皇　稻坪村。　八幡宮　片倉村。

北辰權現　野吉村、社方帳には大田原とあり。　北辰權現　同。里民、此北辰權現の兩社を、東宮・西宮と唱來る由。

八幡宮　大中井村　能勢氏　神子二　〔社領〕高一石二斗。〔末社〕諏訪大明神・水引大明神。

天神宮　河本村　禰宜　坪井氏　〔社領〕高七斗。〔末社〕龍王・明現・若宮。　明現　大岩村。

八幡宮　同　〔社領〕高一石。　八幡宮　北山方村　〔社領〕高一石二斗。〔末社〕權現。

空明現　同。　竹馬天王　素戔烏尊の由。同。　明現　同。

八幡宮　南山方村　〔末社〕山神。八幡宮　鹽田村　〔社領〕高一石四斗。〔末社〕松尾大明神・荒神。

四社大明神　春日四座之神　香登本村　川崎氏　神子二　明現　同。

〔末社〕八幡宮・惣堂大明神。　〔社領〕高二石四斗。

大將軍　祭るところの神を、磐長姫命といふ。又、大白星ともいふ。　香登西村　神子家　〔社領〕高八斗。

神社啓蒙曰、大將軍社在二洛陽西京紙屋川之東一、所レ祭之神一座石長姫神、大山祇女日吉神道密記曰、大將軍神者、大山祇女木花開耶姫之姉也。神代昔以二其顏貌醜一、而遂不レ幸焉云。故此神能守二夫婦之配匹一。

神代卷一書曰、天津彦火瓊々杵尊降二到於日向槵日高千穗之峯一。中略後遊二幸海濱一、見二一美人一、皇孫問曰汝是誰之子耶、對曰妾是大山祇神之子、名神吾田鹿葦津姫、亦名木花開耶姫、因白亦吾姉磐長姫在、皇孫曰、吾欲二以レ汝爲一レ妻、如之何、對曰妾父大山祇神在、請以垂問、皇孫因謂二大山祇神一、曰吾見二汝之女子一、欲二以爲一レ妻。於レ是大山祇神乃使二二女持二百机飲食一奉進、時皇孫謂姉爲レ醜不レ御而罷、妹有二國色一引而幸之、則一夜有レ身、故磐長姫大慙而、詛之曰假使天孫不レ斥レ妾而御者、生兒永壽有レ如二磐石之常存一、今既不レ然、唯弟獨見レ御、故其生兒必如二木花之移落一。一云磐長姫耻恨而唾泣之曰、顯見蒼生者如二木花之俄遷轉當衰一去矣。此世人短折之緣也。

舊事紀曰、父大山祇神白送言、我之女二竝立奉由者、天神御子之命雖二雪零風吹一、恒如二磐石一、而常石堅石不レ動坐亦使二木花之開姫者如二木花之榮一榮坐誓約貢進、而返二磐長姫一、獨留二木花開姫一、故天神之御子壽命、有二木花之阿摩比能微坐一、故是以至二于今一天皇命等之御命不長矣。

大白星五星之中金星也。詩經曰、東有啓、西有長、後日而入、日待明星、先日而出、日曉明星。

八幡宮　坂根村　神子家　〔社領〕高二斗。

いにしへは龍山二の丸といふ所に在しを、寶永年中に、今の所へ遷すといふ。

天神宮　畑田村　神子家　〔社領〕高八斗。

御崎神社　苫木村。　天神　大内村　神子家。　大明神　同村枝大瀧。

天神宮 北野　伊部村　祠官　日畑氏　神子二　〔社領〕高四石七斗。但小幡寺領之内を配分。　〔末社〕沓掛天神

此沓掛天神は、菅相亟筑紫へ左遷之時、當所を通行せられし節、此處にて御馬の履をかけかへ巾内に、しばらく石に御腰かけられける。其石を神體として崇め奉ると、社司說なり。右古老の物語并和氣誌等にも見へたり。

木々大明神　一氣化現神。　同村之内小幡。

一氣化現神は猿田彦命なり。

諸社一覽曰、猿田彦の事、神宮にては與玉神、山王にては早尾、熱田にては源大夫道祖神とも幸神とも、舟にては

船魂、又さき玉とも、出雲にては、手なつちともいへり、しやうけの神とも、うか神ともなれり。善惡とともに二六時中人々におこる所の一念を、氣に乘て現ししやうけ成す事あり、蹴鞠の坪におゐては、鞠の明神ともあらはる。

右卜部兼邦の抄の心。

私に按るに、當社は元來同所長法寺司りなりしが、寛文年中より、改めて社祠のみ用也。又、長法寺の緣記中に、雉子大明神とあり。雉子は、和名きゞすなり、これを以て考るに、若神代卷の無名雉を祭りしならんか。此雉子を一氣化現神といふも、いわれなきにあらず、そのことはりは、神の事かろ〲しく書んも、いかゞと爰に記さず。

神代卷曰、高皇產靈尊更會二諸神一問下當レ遣者上、僉曰天國玉之子天稚彥是壯士也、宜レ試レ之、於レ是高皇產靈尊賜二天稚彥天鹿兒弓及天羽羽矢一以遣レ之、此神亦不二忠誠一也、來到卽娶二顯國玉之女子下照姬一、因留住之、曰吾亦欲レ馭二葦原中國一、遂不二復命一、是時高皇產靈尊、怪二其久不一レ來報一、乃遣二無名雉一、伺レ之、其雉飛降止二於天稚彥門前、所一レ植湯津杜木之杪一、時天探女見而謂二天稚彥一曰、奇鳥來居二杜杪一、天稚彥乃取二高皇產靈尊所レ賜天鹿兒弓天羽羽矢一、射レ雉斃之、其矢洞二達雉胸一而至二高皇產靈尊之座前一也、時高皇產靈尊見二其矢一曰、是矢則昔我賜二天稚彥一之矢也、血染二其矢一、蓋與二國神一相戰而然歟、於是取レ矢還投下之、其矢落下則中二天稚彥之胸上一、于レ時天稚彥新嘗休臥之時也、中レ矢立死、此世人所謂反矢可畏之緣也。

八幡宮　弓削村　吉田氏　神子一。〔社領〕高五斗。〔末社〕若宮・折井。　天神宮　福田村　末石氏　神子一。

八幡宮　宇佐八幡　西片上村　松末氏　禰宜一人。下神家一人。

〔末社〕兼尊宮・蛭子神社。此蛭子社は、いとちいさき祠なりしを、元祿七年新に石垣を海上に築出し、やしろをも大きく作り度由願ひしに、同五月九日、御ゆるしあつて追々造作しぬ。

社記に曰、建武三年足利尊氏公九州合戰之時、武運を祈りて、宇佐八幡宮へ參籠し玉ふ、其夜の託宣によりて、一戰に勝利を得給ふ。歸路の宇佐八幡を當所富田松山に勸請し、社頭神物壯麗にして、神田五十余町寄附有し由、曆應二年、尊氏公神祇長にもふして、神職松末宮內秀富を、從五位上に補す、嘉慶二年、松末權頭秀春を從五位上に

補す、承永元年八幡大神を和鹿山上に移す。

當社額は篆書にて、八幡と有、此額の裏に備前國和氣郡片上氏神、寛永十四年林鐘良辰從五位下加茂縣主敦直書とあり。

寶物の內、黑塗弓矢䩮、傳來書あり、信長公の弓のよし。鼻高西(面カ)。獅々頭、供に春日作。

御黑印

備前國和氣郡片上村之內、高八斛九斗九合令寄進訖可社納者也。

寶永七庚寅年六月朔日　御黑印

片上村八幡宮　神職

今の處へ遷宮ありし願主は、當郡寺見村の住人寺見丈長今弓削村也浦伊部村住人小國六郎左衞門兩人なりと、祕錄に見へたり。

八幡宮　久々井村　神子家。

〔末社〕天神・荒神・山神。

八幡宮　吉田村枝働。

〔社領〕高七斗。　〔末社〕山神。

龍王　中比、八幡宮と稱せし由。　吉田村。　此社内に古へ樫の大木有しに、宇喜多秀家卿、岡山城再築之時切りとりて、本丸の眞柱とせし由。

山王權現　同村枝奴久谷。

明現　同。

八幡宮　日笠下村　金中氏　〔社領〕高五石一斗。

大己貴大明神　同。

舊事紀曰、大巳貴(オホアナムチ)神亦名大國主神。亦云大物主神。亦云國造(クニツコ)大穴牟遲(ムチ)命。亦云大國玉神。亦云八千矛(ヤチホコ)神。亦云顯見國(ウツシクニ)玉(タマ)神。亦云葦原醜雄(アシハラシコヲ)命。竝有二八名一乎。其子凡有二百八十一神一也。

若王子權現　天照大神荒魂　日笠上村。

阿波良波命傳曰、伊弉諾尊洗左眼、因以生神曰天照荒魂、亦名瀨織津比咩神。

松尾大明神　同。

猿目大明神　藤野村。

神代卷一書曰、天津彥彥火瓊々杵尊且レ降之間、先驅者還白有ニ一神一、居ニ天八達之衢一、其鼻長七咫背長七尺餘、當レ言ニ七尋一、且口尻明耀眼如ニ八咫鏡一、而絶然似ニ赤酸醬一也。卽遣ニ從神一、往問時、有ニ八十萬神一、皆不レ得ニ目勝相問一、故特勅ニ天鈿女一曰、汝是目勝ニ於人一者、宜ニ往問一之、天鈿女乃露ニ其胸乳一、抑ニ裳帶於臍下一、而笑噱向立、是時衢神問曰天鈿女汝爲之何故耶、對曰天照大神之子所レ幸、道路有ニ如是居一之者誰也、敢問之、衢神對曰、聞ニ天照大神之子、今當ニ降行一、故奉レ迎相待、吾名是猿田彥大神、時天鈿女復問曰、汝將先レ我行乎、將抑我先レ汝行乎、對曰吾先啓レ行、天鈿女復問曰、汝何處到耶、對曰天神之子則當レ到ニ筑紫日向高千穗槵觸之峯一、其猿田彥神者、則到ニ伊勢之狹長田五十鈴川上一、卽天鈿女命隨ニ猿田彥神所レ乞、遂以侍送焉、時皇孫勅ニ天鈿女命一、汝宜下以ニ所レ顯神名一爲中姓氏上焉、因賜ニ猿女君之號一、故猿女君等男女、皆呼爲レ君此其緣也。

故事紀曰、送ニ猿田毘古神一而還到、乃悉追ニ聚鰭廣物狹物一以問言、汝者天神御子仕奉耶、之時諸魚皆仕奉白、之中海鼠不レ白、爾天宇受賣命謂ニ海鼠一云、此口乎不レ答之、口而以ニ紐小刀一拆ニ其口一、故於レ今海鼠口拆也、是以御世御世之速贄獻之時、給ニ猿女君等一也。

八幡宮　牛中村。

熊野權現　飯掛村。

山神　同。

岩戸七社　祭神七座五部之神に、思兼神。天手力雄神なりといふ。　同村。

神代卷曰、天照大神入ニ于天石窟一閉ニ磐戸一而幽居焉、故六合之內常闇而不レ知ニ晝夜之相代一、于レ時八十萬神會ニ合於天安河邊一、計ニ其可レ禱之方一、故思兼神深謀遠慮、遂聚ニ常世之長鳴鳥一、使レ立ニ長鳴一、亦以手力雄神立ニ磐戸側一、而中

朝日明現　木全村。

瀧大明神　美濃國多支神社と同じきかといへば、祭神素戔嗚尊なり。　〔末社〕山神・荒神。

八代荒神　同。

八幡宮　下畑村　〔社領〕高六斗。

臣連遠祖天兒屋命忌部遠祖太玉命、堀天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、下枝懸青和幣白和幣、相與致其祈禱焉。又猨女君遠祖天鈿女命、則手持茅纒之矟、立於天石窟戸之前、巧作俳優、亦、以天香山之眞坂樹爲鬘、以蘿爲手繦、而火處燒覆槽顯神明之憑談、是時天照大神聞之曰、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國必爲長夜、云何天鈿女命嚧樂如此者乎、乃以御手、細開磐戸窺之時、手力雄神、則奉承天照大神之手、引而奉出、於是中臣神忌部神則界以端出之繩、乃請曰勿復還幸。

又曰、中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猨女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命凡五部神。

王子權現　大藤村。　　王子權現　大股村　〔末社〕山神・荒神。

山王宮　八塔寺村　〔社領〕高物成五斗一升六合　寶永四年御建立之時引取遣。　〔末社〕荒神

山王　同村枝西畑。　　山神　同村城ケ畑。

神明宮　天照太神。　岸野村。　高原氏。〔社領〕高四斗二升。〔末社〕荒神　春日大明神・八幡宮。　相殿・東明現の神。　明現・山相殿。

神代卷曰、伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰、吾已生大八州國及山川草木、何不生天下之主者歟、於是共生日神、號大日孁貴、此子光華明彩照徹於六合之内、故二神喜曰、吾息雖多未有若此、靈異之兒不宜久留此國、自當早送于天而授以天上之事、是時、天地相去未遠、故以天柱擧於天上也。

八幡宮　室原村。　　熊山權現　香登木村。

〔末社〕若宮・山神。　　〔社領〕高二十石。　〔末社〕稲荷・奥大仙・鍛冶屋。

邑久郡

片山日子神　土師村。

式内神なり、祭處の神一座、天日方奇日方命也。又一説に、大山咋神ともいふ。委しくは式内部に記す。當社いにしへは國府山に鎭座ありしを、後山下に民家出來、いまだ村名もなき時、此神名をとりて片山家といひしよし。今の土師村是也後當社を、今の所に移すといふ。

木鍋八幡宮　同　岡部氏 奥浦村。神子三。　〔社領〕高十八石三斗の御折帋。　松尾神社　同。

備前國土師村之内高十八斛三斗御寄進訖可仕納者也。

寶永七庚寅年六月朔日　御黒印

土師村八幡宮　祠官

宇佐八幡宮　服部村　祠官 大西氏 神子三

〔社領〕高四石九斗六升、外に米貳石貳斗六升。　〔末社〕山王・加茂神社・天寺八幡宮・神子和氣郡新庄村より構。

家高八幡宮　礒上村　禰宜一、神子二。　〔社領〕高八斗。　多賀神社　同　〔末社〕荒神。

美和神社 今は廢して社地のみ残れり。　同。

式内神なり。祭ところの神一座、大巳貴命なり。今は廢して社地のみ残れり、可惜〳〵。

一説に、福里村の寄宮に有といへども、是は別に美和神社ならん。此福里村にも、古へ美和神社といふ有しが、正徳年中、上道郡大多羅村へ移して寄宮とす、若其跡に小祠を築きたるをいふか。

祟神天皇　同　天神　長船村　高原氏 神子一。　〔社領〕高五斗。

〔社領〕物成三石八斗四升一合。

日本書紀曰、御間城入彥五十瓊殖天皇、稚日本根子大日日天皇第二子也。母曰伊香色謎命、物部氏遠祖大綜麻杵之女也。天皇年十九歲、立爲皇太子、識性聰敏、幼好雄略、既壯寬博謹愼崇重神祇、恒有經綸天業之心焉、元年甲申大歲即天皇位、尊皇后曰皇太后、立御間城姬爲皇后。三年秋九月、遷都於磯城、是謂瑞籬宮。六十八年

冬十二月戊申朔壬子、崩時年百二十歲、明年秋八月甲辰朔甲寅、葬二于山邊道上陵一。

此宮のあたりを天台原といふ、古へより眼病を憂ふる人、此神にいのりてしるし有と言傳ふ。

八幡宮　八日市村　祠官　山本氏。

〔社領〕高八斗。　〔末社〕荒神二社・若宮二社。

八幡宮　イに出戸八幡とあり　豆田村　神職。

〔社領〕高一石。　〔末社〕荒神・伊羅社二社。

八幡宮　箕輪村　〔末社〕松殿三社・風早。

阿架八幡宮　大窪村　祇園氏　壬德村　神子一

〔社領〕高三斛五斗七升二合。　〔末社〕天神二社。

大垣八幡宮　山手村　神子

〔社領〕高七斗。又物成一石四斗壹升七合。

五位大明神　長船村。

大將軍　磐長姬命　同。

荒神　福長村。

加茂大明神　山手村。

八幡宮　北地村。

〔末社〕松殿二社・辨才天。

阿字八幡宮　同　〔末社〕三王。

百枝八幡宮　尾張村。鷲見氏　禰宜一。神子一。

〔社領〕高一石六斗二升。

貴船大明神　山田庄村　大森氏　禰宜二。神子三。

〔社領〕高三石三斗。又物成一石三斗二升七合。　〔末社〕本神社・瀧牛頭天皇・東御神・西鄉・奧御神。

神社啓蒙曰、貴布禰本社在二山城國愛宕郡鞍馬北一可(ハカリ)二一里一、所レ祭之神二座高龗神。水德神也。別雷神宮第二攝社也。神代卷曰、伊弉諾尊斬二軻遇突智一、爲二三段一、其一段爲二高龗一云云。可工夫。

神書抄曰、龍神類也、蓋有レ旨哉、日本後紀曰、弘安九年五月、爲二大社一。奧御前、氏成私記曰、爲二平安守護一所レ祭レ之

蓋日城地守神明也。二十二社註疏曰、城州貴船社、船玉命與二高龗一也。

好古考曰、所祭之神一座、祈雨止雨之神也。今在記云、闇罔象女(クラミツハノメ)。

神代巻一書曰、伊弉册尊爲ニ軻遇突智ー所レ焦而終矣、其且レ終之間、臥生ニ土神埴山姫及水神罔象女。

王持八幡宮　上笠賀村　祠官 藤井氏 神子四　〔社領〕高三石四斗八升。又物成六斗四升。

〔末社〕天照大神宮・早秋津姫社・神御崎社・諸神社・松殿二社・王子權現二社。　權現　同。

岡八幡宮　福本村。　白山權現　賀州白山同じ伊弉册尊　濱村　祠官 祝部氏 神子。

〔社領〕高二石二升。　〔末社〕權現社。　〔社領〕高三石六斗。

春日大明神　新村。　若宮大明神　乙子村　岡崎氏。　〔末社〕下高明神。

乙子大明神　乙子一に神崎に作る、此方是ならん。弘安年中鎭座、所祭之神猿田彦命なり。　神崎村　祠官 岡崎氏　〔社領〕高五斗。

〔末社〕天王・濱明神・下馬明神。　天神　吉松辨才天　宿毛村之内にあり　邑久郡鄉村。

八幡宮　石清水より勸請　邑久鄉村　現仁井氏 神子二。禰宜二。　〔社領〕高一石二斗。　〔末社〕荒神・明現。

麻御山明神　或說に大山津見神か古事記曰、生山神名大山津見神云　同　谷口氏 神子一　〔末社〕荒神・志茂祭社。

八幡宮　東片岡村　片岡氏 神子二　〔社領〕高一石二斗。　〔末社〕女保社・荒神・稻荷。

社司說に、賴朝卿の時、片岡八郎が氏の神たるにより、山城國男山より、此處伊茂岡山へ勸請す。其比、東西の片岡を入賀村と云。今に至りて、祭禮の時、幣を八郎の末孫の者より是を献るといへり。又、社司も片岡氏にして、彼が先祖民部亟範季に賜りし足利尊氏公の判物あり。中ころ衰微になりし時、是を八太郎が末孫の家に預けて今に在り、古へは社領八町二段ありしに、金吾中納言秀秋卿の時沒收す。

天神　同　禰宜 道萬氏 神子一　〔末社〕荒神・室田社。　明現　西片岡村。

辯才天　本社在、近江國淺井郡竹生嶋、所祭之神一座、素戔嗚尊之子宇賀御魂命といふ。舊事記曰、素戔嗚尊之子稻倉魂神。亦云宇迦能御玉神。　同村枝正儀。

稻荷神社　幸田村 元祿六丙申年、土師村より爰へ勸請す。 片岡氏 神子二

白石大明神 祭神古傳なし。私の考、卷末に記す。合せ見るべし。 同村之内北幸田

八幡宮　長沼村　岡本氏 神子一　〔末社〕伊勢宮・八王寺・松殿社。　〔社領〕高七斗。

社司說に、當社は浦上遠江守宗景より社領百石寄附。金吾中納言秀秋卿沒收之。國清公社領七斗御寄附。

八幡宮 城州男山より勸請 牛窓村　祭禮 八月十五日　井上氏 禰宜一 神子一　〔末社〕御靈・疫神社。

古へは、社頭十二宇有、社領も千石ばかり有しよし。永祿の比、藝州兵亂之時、海賊多く民屋を掠めとり、此社頭をも燒込す。神功皇后の御鎧・御太刀、當社に有しを、寬文年中、依烈公命五蹴宮へ移藏す。金吾中納言秀秋卿社領寄附、家臣稻葉内匠頭・杉原紀伊守兩判の折紙一枚、今に持傳ふ。慶長六年六月五日の折帋なり。

〔社領〕御黑印

備前國邑久郡牛窓村之内、高二十斛、御寄進訖、可社納者也。寬永七庚寅年六月朔日　御黑印

牛窓村八幡宮祠官

五香宮 伏見五香宮。本社は、山城國伏見驛糸町の東に在り、所祭之神一座、神功皇后なり。 同。

烈公之御時寬文七年御創造伏見より御勸請、此時同村之八幡宮に有し神功皇后の御太刀御鎧を、此宮へ移し納、古へは住吉神を祭るよし。

一說に、此寶物八幡宮にはあらず、當所に古より觀音堂一宇ありしが、寬文六年八月に住僧逐電す。今年新に渡殿を造りて、甲冑を納められし也。其後、本社御建立ありて、五香宮を御勸請と云。今は甲冑は祠官井上氏の宅に在り。

天神宮　同。

此宮の廻りに、古き瓶數多埋てあり、少しづゝ現れ見ゆる。往古星祭りの物かとも云り。播州大倉谷に如此瓶をいけたるあ

頭輔云ふ。この瓶は埴輪にして、社地は古墳の上にあり

り、これをば仲哀天皇の五色塚といふ。いかなるといふいわれをしらず。

寛文七年五香宮勸請

邑久郡牛窓村に觀音堂あり。此堂にいにしへより、神功皇后の御物なりとて、御鎧御冑の立物鍬形御太刀上帯を藏せり。此堂の北に當て寺あり、此寺より觀音堂をも受込居たりしが、去年寛文六年八月に寺僧逐電す、ことし四月郡奉行安宅彌一郎に命じて、彼等を壞たせらる。寺名詳ならず。按るに大唐山台藏寺、牛頭山眞光寺の内なるべし。安宅心得たがひ、觀音堂をも壞てり。故に件の寶器納め置べき所なければ、觀音堂の跡に、渡殿を作り、寶器を納むべきよし命ありて、八月廿九日、普請成就し、寶器を納む。かくて五香八幡を造營ありて、社領二十石を附らる。所祭の神は神功皇后。井上與左衞門を以て神職とする。いつの比よりか、右の寶器渡殿にはおさめず、今は神職井上が家に藏せり。

今當社に言傳ふは、寶器は元來同村の男山八幡宮にありしを、烈公五香の宮に移し納め玉ふといふ。古はさもあるべし、いづれ中比は觀音堂にありしを、本文にのするごとくおさめられし事明白なり。按るに、此五香宮此比までは、いとちいさき神祠にて、廢社同然なれば、神職もなく、おのづから件の寺の鎭守のごとくにてありしを、此度造營ありて、觀音堂の跡に作られし、渡殿も社内に属し、所祭の神をも改め、寶器の故を以て神功皇后を勸請ありし成べし。祠官井上は、元來は社僧普藏坊弟子にて良高といひ、久く高野山へ登り、佛學をつとめて、寛文五年牛窓に歸り、末廣生安と共に語り、初て佛は異端なる事を語り、忽に佛を廢して儒書を讀み、同志と勸學し、其理を求め、又神道興起せんと願けるを、郡奉行前田段右衞門大に悦び、先良高に還俗させ、井上與左衞門と改しむ、此旨聞召れ八幡の祠官とし、祭田二十石をぞ付玉ふ。一說に烈公新に創造ありしやうにいへども、是もあやまり成べし。すでに社司の說にも、此宮いにしへは所祭の神住吉明神なりしを、此年より今の神御勸請也といへば、古祠を再興ありし事疑ふべからず。

若宮八幡宮　尻海村　祠官　幡中氏　禰宜二 神子二　〔社領〕高八斗。　〔末社〕高良神社・攝社惠比須。

大嶋權現　大山祇社　同。

社司說に、古へは海中の嶋に鎭座あり。其比は、人家さだかならず、村名もなかりしに、後に人家多くなりて、尻海

村と名づく、其時より今の所へ移すといふ。

八幡宮　上山田村　尾崎氏 神子　〔社領〕高五斗。　〔末社〕荒神二社

今殘る所の棟札に、天文廿三年甲寅十一月十一日、大願主大野伊賀守重次とあり。何人といふことをしらず。

天神社　所祭少彦名命　同

舊事紀曰、大巳貴神之平國矣、行到於出雲國之御大御前、而且當飮食之時、海上忽有人聲、乃驚而求之都無所見、于時自浪穗、乘天蘿摩船、而有一箇小男、以白蘞皮爲船。以鷦鷯羽爲衣、亦內剝鵝皮剝爲衣服。隨潮水、以浮到于大巳貴命所、而取置掌中而翫之、則跳嚙其頰、乃恠其物色、爾雖問其名不答、且雖問所從諸神、皆爲不知、爾多邇且久白曰、此者久延彥必知之、卽召久延彥問、時答曰此者神皇産靈神之御子少彥名神、故爾白上於天神之時、神皇産靈尊聞之曰、吾所産兒凡有一千五百座、其中一兒最惡不順敎養、自指間漏落者必彼矣、故與汝葦原色男爲兄弟、宜愛養矣。卽是少彥名命是也、其顯白少彥名神所謂久延彥者、於今者山田之僧富騰者也、此神足雖不行、而盡知天下之神者也、大巳貴神與少彥名神、勠力一心經營天下矣、復爲顯見蒼生及畜産、則定其療病之方也、復爲攘鳥獸昆虫之災異、則定其禁厭之法也、是以百姓至今、咸蒙恩賴者矣、大巳貴命謂少彥名命曰、吾等所造之國矣豈謂吾成乎、少彥名命對曰、或有所成或有不成、是談之蓋有幽深之致矣、于其後少彥名命行到熊野之御碕、遂適於常世國矣。

亦云至淡島而緣粟莖、有則彈渡而至常世鄕矣。

按るに、京師の五條天神が、出雲國手間天神かの門を勸請せしや、其門、五條天神ならんか、神社考を左に記す。

五條天神神代卷曰、大巳貴命與少彥名命、經營天下、復爲蒼生及畜産、定其療病之方、又爲攘鳥獸昆虫之災異、定其禁厭之法、百姓咸蒙恩賴、案少彥名命者高皇産靈尊之子也、卽是五條天神也。今每年節分、人皆詣此社、取餅及白木爲除疾病也、蓋神代之遺風耶。

天子不豫、或世間騷動時、五條天神宮被レ懸レ靱矣、鞍馬山有ニ負靱明神一、是亦被レ懸レ靱之神也、昔懸ニ靱于勅勘者家一、則人不レ得ニ出入一、靱者看督長之所レ負者也。

神社啓蒙曰、五條天神。眞とすんで可レ讀。

天神　同。　權現　大ケ嶋。　天神宮　同。　山王　同。

笠松明現　所祭北斗星精。社方帳には、笠松に作る。　同　邑久郡　相澤氏　禰宜二。

五社大明神　春日若宮　鹿忍村　祠官　出射氏　神子二。〔社領〕高一石、又物成二石三斗一升九合。

書上に、春日若宮とあるをもつて、私に考るに、佛家の春日大明神之緣起を見るに、春日之祭神天津兒屋根命の本地を尋るに釋迦・藥師・地藏・觀音・文珠之五尊也、和光同塵の方便として、五社大明神と顯れさせ給ひて、和朝の群生を利益し給へり、とあり。又兒島郡高嶋の春日大明神を、寺社爭論其時（貞享年中の事也）能勢少右衛門、內陣を開き、神體を奉見處、佛體五つ有、其臺座の書付に、奉造立五社大明神御體本願主宥算上人、佛師又右衛門とあり。

右二條を以て考るに、五社大明神といふも、春日大明神といふも、同神異名にして、五社大明神は、浮屠氏の稱したるなれば、吾神道にては、春日大明神と稱し奉る方是なり。

又、武甕槌命・齋主命・天津兒屋命・姬太神之四座、若宮の神を合せて、五座なり。故に五社大明神といふ也。若宮は祭神三座なれ共、同二座は、輔佐神なり。故に是を一座にしたるならん。

武甕槌命は、鹿嶋の神なり。齋主命は、香取の神なり。天津兒屋命は、卽春日の神なり。姬太神內宮の神なり。有四社之傳、御野郡春日の下に記す。

若宮神社啓蒙曰、問上所レ述中欠ニ若宮本緣一、若依ニ字儀一、則天兒屋命御子乎。又、別神而所レ秘邪。云是唯難レ言、是以不レ言矣。決非ニ兒屋命之子一、又、輔佐兩神說舊記曰、文永七年七月十三日秀氏狀云、大力雄大王兩神也秘說。

又按に、遠州濱松に五社明神の社あり、祭神武甕槌命・經津主命・天津兒屋根命・姬太神・大王命等を併祭りて、五社大明神と

稱す。又、或云往古より、此地に大王命の社あり、これに春日四所を併祭りて、大社大明神とす、代々の將軍家御崇敬ありて、社領若干御寄附あり、御修復怠らず、神殿・唐門・金燈籠・樓門・石鳥居・御供所・末社稻荷祠・天滿神祠・御祈禱所・權殿・鼓樓等嚴重にして壯麗たる社頭也。例祭九月七日、神馬五疋を繋ぐと、東海道名所圖會に見えたり。

御崎大明神　同。　辨才天　同。　國師大明神　同。　睍(マヽ)現大明神　同　〔末社〕天神の祠あり。

春日大明神　奥浦村　祠官 田村氏 禰宜一、神子二。　明現　同。　八幡宮　同　〔社領〕高五斗。

瀧權現　藤井村　濃州多支社と同じといふ　〔末社〕若宮・荒神。

祭ところの神を素戔嗚尊といふ。伊弉諾伊弉册尊の御子天照大神宮の御弟也。事跡世に知る所なれば、こゝに記さず。

又一說に、大巳貴命ともいふ、いづれか是なることをしらず、後人これを正せ。

安仁神社　同　社務 宮崎氏 禰宜一、神子一。

式内神なり。所祭の神一座、大納言正三位右近大將安倍朝臣安仁卿の靈なりといふ。一說に、地主の神といふ。又、一說に阿田賀田須命ともいふ。委しくは、式内部に記す、合せ見るべし。

社司の說に、康永三年火災有て、此時記錄等燒失せり。古へは、社頭壯麗にして、神事嚴重に、勅使參向の儀式等あり。今に社頭の北の方に、勅使屋敷の跡あり。中比社領も凡千三百石計ありしよし、金吾中納言秀秋卿の時沒收せらる。其後輝政君の御時、社領五石御寄附。

・・・古へ判物・・・

浦上美作守則宗下知狀一通　文明二年十一月廿日。

山王權現　安仁神社相殿に安永九年より祭る　同人　神子一　〔末社〕左保十八所社二社・稻荷・荒神・五龍塚・伊登美宮、東片岡村枝大井にあり。　天神・杵築大明神、邑久鄉村に有。　辨才天、藤井村に別にあり。

是は千手山弘法寺の境内に鎭座ありて、社領百石を當時五十石。二十石祠官(宮崎)五石神子、二十五匁修理領と配分なりしに、弘法寺と祠官と爭論にて、社領百石を沒收せられ、新に當社へ山王御勸請、社領半を減ぜられ、五十石を給る。尤千手山の山王は、其儘只今の通にて、別に當社へ御勸請有、安永九年之事なり。寺社奉行本郷澤右衞門なり。尤別に社を創造はなし、安仁神社と御合殿に祭り、山王地主權現なり。

寶永二乙酉年御造立之棟札あり、寺社奉行門田市郎兵衞、作事奉行太田亦七郎なり。

春日宮　上阿知村　禰宜　當國氏　神子一　〔社領〕高一石。〔末社〕荒神・明現。

天神　同　〔末社〕荒神。　山王宮　千手村。

地主權現　山王は千手山弘法寺之鎭守と棟札に有、寶永二年御造立。　千手村〔社領〕高百石　當山弘法寺藤井村祠官宮崎氏、神子修理領等に配分ありしが、安永九年寺社爭論有て、社領沒收せらる。

八幡宮　佐井田村　淺原氏　神子三　〔末社〕高良・明現・若王寺權現寺之字か・天神・山王庄田村之内にあり。

〔社領〕高一石、外物成二石貳斗五升八合。　天神宮　圓張村。

廣高八幡宮　東須惠村　祠官　池畑氏　〔社領〕高十七石二斗御黑印　〔末社〕山王・天神。

備前國邑久郡東須惠村之内九斛六斗五升、同郡西須惠村之内七斛五斗五升、都合高十七斛二斗、御寄進訖可ニ社納一者也。

寶永七庚寅年六月朔日　御黑印

須惠村八幡宮　祠官・禰宜三人

若王子權現　天照皇大神荒魂　西須惠村　鳥居氏　禰宜一。神子一。　〔末社〕天神・龍王、高麗神。

八幡宮　虫明村　〔社領〕高一石五斗六合、外物成壹石。　〔末社〕伊勢神社。

井垣大明神同村に在り。　鍋嶋大明神同村に在り。　惣堂大明神猿田彦命。福谷村に在り。　三輪大明神同。

八幡宮　靏見村　祠官　野崎氏　神子一　〔社領〕高五斗外に田五畝。　住吉大明神　同村海上馬上。

八幡宮　佐山村　竹内氏　神子一　〔社領〕一石。　〔末社〕春日大明神・牛頭天王。

大明神社　久志良村。　八幡宮　同村　〔社領〕三石四斗七升。

八幡宮　飯井村　祠官　宮尾氏　禰宜一、神子一。　〔社領〕高一石、外田九畝十六歩。　八幡宮　牛文村。

〔末社〕若宮大明神・高良神社・明現。　〔社領〕高二石。

諏訪神社　同　神子　西須恵村。　稲荷神社　同。　明現宮　宗三村。

正八宮幡　上寺村　祠官　業合氏　禰宜五、神子三。　〔社領〕高八石三斗五升。

〔末社〕氣比大明神・天神・稲荷・稲倉魂命。

社記略曰、舒明天皇六年、豐州宇佐より勸請す、近衞院の御願所にて、免田百八十町御寄附の地ありし由、壽永の頃、平氏兒嶋にこもりし時、佐々木三郎盛綱、藤戸の海を渡し、先陣せし時に、あらかじめ當社に戰功の祈願有によつて、甲冑・鎌・太刀・長刀を奉納す、太刀・長刀は中比紛失するよし、甲冑・鎌は今に在り、甲冑朽敗しを、清泰侯之御時御修補あり、其後又曹源公之御時、八田彌惣右衛門に命ぜられて御修補なり。賴朝卿より盛綱に給はる感狀をも、武具にそへてこめたりしが、中比燒失するよし。

東鑑曰、元暦元年十二月二十六日、佐々木三郎盛綱自馬渡備前國兒島郡、追ニ伐左馬頭平行盛朝臣一事、今日以ニ御書一蒙ニ御感之仰一、其詞曰、自レ昔雖レ有ニ河水之類一、未レ聞下以レ馬凌ニ海浪一之例上、盛綱振舞希代勝事也。

按るに、盛綱の感狀は奉納すべきものにあらず、定て寫しなるらん。

山王權現　新地村　赤枝氏。　八幡宮　川口村　柴氏。

〔社領〕高二石九斗四升、外物成六斗四升。　〔社領〕高一石七斗二升。

八幡宮　大富村　岡本氏　神子二　〔社領〕高一石九斗四升四合。　〔末社〕二之宮・松殿社・稲荷。

八幡宮　大山村　〔社領〕高三石四斗七升。　八幡宮　福山村　谷本氏　神子一。

〔末社〕速風神社。伊勢宮。松殿二社。五社大明神。　〔社領〕高八斗。　〔末社〕稲荷。

天満天神　久々井村之内犬嶋。

白石大明神之考　岡敬之の考なり

日本紀垂仁巻云、其所レ祭神者白石也、以二白石一因以將來置二于寢中一、其神石化二美麗童女一、所謂比賣語曾神社云云。若しくは此神ならんか。比賣語曾神社は、津國東生郡にあり、祭神一座下照姫命。大己貴命の子なり。此神と出雲の御崎神とは、和歌祖神なるよし、古今集註式に見へたり。神代巻曰、高皇産靈尊賜二天稚彦天鹿兒弓及天羽羽矢一以遣レ之、此神亦不忠誠也、來到卽娶二顯國王之女子下照姫一、又名稚大王、又曰天稚彦中レ矢立死、天稚彦之妻下照姫哭泣悲哀、聲達レ于天。舊事紀曰、田心姫命生二妹下照姫命一、諸社一覽に、攝州東生郡比賣許曾神社、下照姫也。

今按るに、日本紀第六にある比賣許曾と不レ同とあれども、敬之考ふるに、其神石化二童女一事を日本紀に載られしなれば、他意なる事是ならんか。

岩崎定勝　書

佐藤健太郎　校

澤渡廣孝　同校

吉備温故秘録　巻之二十三（神社四）終

吉備温故秘録　巻之二十四

大澤惟貞輯錄

神社　五

上道郡

吉備神社　北辰星精。　海面村　〔末社〕天照大神。　春日大明神　勅旨村　神子家。

深田大明神　社司の說に。神護景雲二年、丹波國與謝郡之深田神を勸請といふ。　今谷村　中川村　岡本氏

五社大明神　春日の神四座に、春日若宮を加へて、五座なる故に、五社大明神と稱するなり。　當麻村

權現宮　素戔嗚尊。　岩間村　中川村　神子家　禰宜濱氏

坂下大明神　社なし。權現宮の內陣に納め奉るといふ。此坂下大明神の棟札は、社司今に所藏すといふ。

牛頭天王　祇園と同じ。大多羅村　中山氏　神子二　〔社領〕高八斗。　簈上神社・岩岳七所神社　此二社は末社にあらざる由

稻荷・尾合別社・厄神塚・午王塚。

八幡宮　牛頭天皇の社地內にあり。同所

句句迺馳神社　寬文六年創造也。　同村　同人　神子瓶井門前村より。

神代卷曰、伊弉諾尊伊弉冊尊生木祖句句迺馳。

備前一國備中數郡の內、淫祀の小宮を俗に荒神と名付て尊敬する類、年を逐て多く、愚民疫疾・災難・狐狸の妖ある時は、山伏神子などにたぶらかされ、此荒神のたゝりなれば祈禱すべしとて、財寶を貪り取られ、又は宮地に生る草木をも、民恐れていろはず、其弊ほどんど國中に及びけるを、烈公深くうれへたまひ、其民のまどいを解き、且、土地の費をも改正したまはんとて、寬文六年五月十八日、代官頭川村平兵衞、西村源五郎、都志源右衞門に命じて、松岡市之進と計りて、產土の神の外は殘ら

神の下人の字を脫するか

ず破脚し、其官地の材木を以て、一代官所に一社を建つ。是を寄宮と號し、吉田家より證印を御取、七十六社となし給ふ。備前・備中御領分之惣宮數壹萬千百三拾社也。內六百一社は、氏神なれば其儘なり、殘壹萬五百貳拾九社の淫社の小宮、悉くこぼち七十六の寄宮となれり。然れども、他の寄宮は合祠になく、殘りは此處ゑ集め、ものこぼちたる所に生し木社共不殘燒て其灰を此地にめ、木神句句廼馳神社と號しける。扨、寄宮の普請は、翌寛文七年同二月晦日よりとりかゝり、社地の木竹不足あらば御林の木を伐取べしと、三人の代官頭に命ぜられぬ。同九年十二月十日、邑久郡福岡村奧ノ城の寄宮、同村川中稻荷山へ移し建べしと、西村源五郎命ぜられぬ。元祿元年に、此處の寄宮大破に寄て造營あり、正德二年に至り、他の寄宮七十六社の內、六拾六社を廢して句句廼馳神社の地內に、社字を建て、此處に移す。（備中の內十社は、此時鴨方領在に移さす。）其寄宮の跡を開き、田畑とし、此物成高を以て、當郡松崎新田の內にて、貳拾九石五斗九升四合寄附あり。其內三分一九石八斗六升五合、祭禮料三分二拾九石七斗貳升九合修理料也。此時奉行は寺崎多兵衞・中島新左衞門・下奉行江見藤九郎・門田庄八郎・佐藤吉兵衞・横山甚右衞門・棟梁權左衞門・小屋棟梁三治右衞門・彥大夫・屋根棟梁與七郎・大工頭孫左衞門・淸大夫・地方手代貳人、釘持貳人、足輕貳拾八、（爰に記すは皆其役にかゝるものをのす。大工數、或は足輕人夫等の惣人數は日々異同あり、故にこゝにしるさず、只、其月日詞る所の人者のみなり。）日々出張して、追々普請し、九月中旬落成す、同二十一日、遷宮あり。（六十六社よりの遷宮なれば、一日に事すむべきにあらず、然しながら、兼て小屋の假殿を作り、兼て移し置、今日不殘遷宮ありしや、但し今日此禮を行はれて、追々遷宮ありしや詳ならず、元祿年中に、沖田寄宮のときは、日々に移しける由、之れは此度も、此例にて移されしや、いまだ詳ならず。）見垣近江守、高原主計、兩人神職大頭役也）大多羅祠官中山太左衞門、其外神職十六人也、（姓名詳ならず。）禰宜四人、巫女貳人、神貳人等皆出で、其式を執行ふ、此日座頭瞽女五百五拾八人に、錢三百貫宛を賜ふ、同十二月九日、奉行を始め、大工足輕等に至るまで白かね錢等を賜ふ事差あり。同日見垣高原中山を始め、惣神職十六人、禰宜四人、巫女貳人、神人貳人等まで、夫々に金銀を賜ひし事各差あり。其後、右の寄宮轉廢なく、今に至度々修をかへられて儼然たり。

其諸郡に散在せし所の村名別に、神名は廢社の部に記す、故に爰には只一郡に在し數のみを左に記す。

御野郡の內、四社。　津高郡の內、十社。　赤阪郡の內、十社。　磐梨郡の內、五社。　和氣郡の內、六社。

邑久郡の內、七社。 上道郡の內、十二社。 兒島郡の內、六社。 備中數郡の內、六社。 以上、六十六社也。

國長宮 神名不分明。 國府市場村

或說に卜定宮を誤て、國長宮と唱へし由、古へ大嘗會の時地を卜定して、神田と號し、其地に出來たる米を、由機須機の祭に備ふる事あり、この卜定りたる地に、宮を建てたるに依て名とすといふ。

案ずるに備前國大嘗會に顯し事、聖武皇帝神龜元年由機、桓武天皇天應元年須機、平城天皇須貴となる事、續日本紀日本後記に見へたり、此時に卜定したるならんか、元慶八年主基となれども、備前國和氣郡と三代實錄に見へたり。

惟貞私に案ずるに、如ニ先說一國長宮は、卜定宮の誤りと古人の書しいかゞならんか、地のゆらいを考ふるに、當所は古への國府にて、當國の國の守任中、此處に居たもふて政事を執行ひしに依て、國中の諸社より、御札等爰に持來りしを、一所に集め、宮社を建て、其處にて新年の祭り、國長久の祝ひありし處なるに依て、其頃この祭殿を國長久の宮といひしを、後世久の字を略して國長宮と稱せしならん。又、この國府武家の世となり、後は次第に癈して、國長久の祭りもやみ、其後は當國一の宮にて、この國長宮の祭りありし物と見へたり。康永元年一品宮御神事取行樣定書(今に一宮に所藏)之內に、一六月二十八日に、每年國之守殿より、御神馬壹疋•御馬代三貫•御弓一張•同•矢一つ•御太刀一ふり•御神樂錢三貫六百文まいりし、是釼を箱におさめ、弓を袋に入申との國長久の御祝也と云々。又、一の宮へ國中の諸社の神人神子等、殘らず此國長久の御祝の時出仕し一郡〳〵御幡其外供物等を捧る事も同書に見へたり。此御祭りを、俗に御田植といふ也。扨この國長宮の前に、小き池あり、これを今ひたしろの池みたしろの池共いふは、神田代の守ならん。又、此池の邊りの田地をほれば、今に土中に古き土器數多出る由、考ふるに、このみた代の池に、長久の祭りの時、稻を植て國中の豐年を祈り、其米秋に至て能熟し、冬是を收めて、新嘗の祭をせしならん、此二度の祭禮に、供物盛りし土器を、此神田代の池の邊りに埋めしものと見へたり。今に當社の祭禮は、十一月なり、これ新嘗の祭りの遺風か、然れども、予が杜撰の說なれば、必信用ならず、ねがわくは後の人是をたゞせ。

又、同書備前國中大小神祇神の內に、上道郡國府とあるは、當社の事ならん。

山王權現 脇田村

山王權現 江州日吉と同。 湯迫村

〔末社〕振神社•若宮•稻荷神社。

天津宮　御靈天神。　今在家村　禰宜高屋村　枝松氏　神子一　〔末社〕稻荷。

京師御靈八所之内、火雷天神を勸請せしものならん、世人當社を天滿天神、又は五條天神などいふは大なる誤りなり。古より當社の御札に、御靈天神とありて今もとのとおりなれば、火雷天神なる事疑ふべきにあらず、所祭の神は菅丞相の御靈なり。又、里民に是を聞に、上古も當村へ雷の落し事なきは、此天神社あるに依てなりといふ。近來も、今在家村四方の隣村へは雷落ずといふ。

正八幡宮　段之原村　湯迫村　大村氏

〔社領〕高十五石之御黑印。

備前國上道郡湯迫村之内地高十五石令ニ寄進一訖、可ニ社納一者也。

寶永七庚寅年六月朔日

龍口八幡　祠官

寛文元年辛丑、烈公御再興之棟札あり、其時の寺社奉行稻川十郎右衛門なり、普請奉行は、田口五左衛門これを司る。

惣社大明神　祇園村　祠官　光岡氏　神子　〔末社〕稻荷。八將軍社。隨神。

社司說に、古への棟札に、百二十八社とあり、鳥居跡とて八町ばかり南にある、此間綱張松とて、萬治・寛文の頃迄大木ありし由。

祭神詳ならず、按ずるに、この惣社大明神を、一說に大巳貴命を祭るといへども、さにはあらざるべし、社司の說にある如く、棟札に百二十社とあるは、當郡中の大小の神社を集め祭りしに依て、惣社大明神とは號すものならん、他郡にも惣社といふあり、是も郡中の諸神を祭りしあり、又は大巳貴命を祭りしもあり、その所にて斷書たり。

當村氏神なり、考ふるに、古るき神社と見へたり、御野郡銘金山觀音寺に所藏する古簡中に當社の事あり、勸請の年紀知ざれども、古き宮なり、其古簡の寫左の如し。

金山寺寄進

毎年正月七ケ日夜不斷千手供養法。　佛性燈油田事。　合水田二段者。

在上道鄕菅田廿一坪。　　惣社宮長日法華經免田也。

正和元年壬子十一月廿三日　　平政有

又一宮秘藏の一卷中に、備前國中神名帳の内、上道郡の部に惣社の神とあり。(文龜二年壬戌七月五日の一卷)

正德二年御造立の棟札あり、寺社奉行は、門田市兵衞、作事奉行は寺崎冨兵衞なり。當社は榮光院殿の氏神なれば、水原家も此造立の世話せしといふ。

祇園宮　　同人　〔末社〕若宮。稻荷神社。辨才天。

神社啓蒙曰、祇園社者在二山城國愛宕郡八坂鄕一、所祭之神三座、應神天王八王子。稻田姬。牛頭天王。應神天王同。

神代卷云、次生二素戔嗚尊一、此神有二勇悍一以安忍。八王子東。

神代卷云、天照大神乃索二取素戔嗚尊十握劍一打折爲二三段一濯二於天眞名井一、齧然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧、所レ生神號曰二田心姬一次湍津姬次市杵島姬一凡三女矣、既而素戔嗚命、乞二取天照大神髻鬘及腕所レ纏八坂瓊之五百箇御統一、濯二於天眞井一、齧然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所レ生神、號曰二正哉吾勝勝速日天忍骨尊一、次天穗日命、次天津彥根命、次活津彥根尊、次熊野櫲日命、凡五男矣。

少將井。稻田姬也。

神代卷曰、素戔嗚尊、自レ天降二到出雲國簸之川上一時、聞二川上有二啼哭之聲一、故尋レ聲覓往者、有二一老公與二老婆一中間置二一少女一、撫而哭之、素戔嗚尊問曰、汝等誰也、何爲哭之如レ此耶、對曰、吾是國神、號脚摩乳、我妻手摩乳、此童女是我兒也、號奇稻田姬、所二以哭一者、往時吾兒有二八箇少女一、每レ年爲二八岐大蛇一所レ呑、今此少女且臨レ被レ呑、無レ由二脫免一、故以哀傷、素戔嗚尊勅曰、若然者汝當以レ女奉レ吾耶、對曰隨レ勅奉矣、故素戔嗚尊立化二奇稻田姬一爲二湯津爪櫛一、而插二於御髻一、乃使二脚摩乳手摩乳一釀二八醞酒一、幷二作假庋八間一各々置二一口槽一而、盛レ酒以待レ之也、至

レ期果有ニ大蛇一、頭尾各々有ニ八岐一、眼如ニ赤酸醬一、松柏生ニ於背上一、而蔓ニ延於八丘八谷之間一、及レ至レ得レ酒、頭各々一槽飲醉而睡時、素戔鳴尊、乃拔ニ所レ帶十握劍一、寸斬ニ其蛇一、至レ尾劍刄少缺、故割ニ裂其尾一視レ之、中有ニ一劍一、此所謂草薙劍也、乃相與遘合生ニ兒大巳貴神一。

隨神　正德二年御造立之棟札あり、寺社奉行門田市郎兵衛作事奉行寺崎多兵衛なり。

八幡宮　八幡村　社務　禰宜四人、神人一、伊勢宮より司る神子三。　［末社］二十神二社。稻荷。隨神門。

社司の說に、淸泰公忠雄御時御建立、其後延寶五年、曹源公御造營あり。

石淸水宮者、在ニ山城國久世郡男山半腹一、有レ水號ニ石淸水一、故社號ニ石淸水宮一、所レ祭之神三座、中殿譽田天皇、東神功皇后、西比咩大神。

日本紀曰、譽田天皇足仲彥天皇(仲哀)第四子也、母曰ニ氣長足姬尊一、(神功)天皇以下皇后討ニ新羅一之年歲次庚辰冬十二月上、生ニ於筑紫之蚊田一、幼而聰達玄監深遠動ニ容進一止聖表有レ異焉、皇太后攝政之三年立爲ニ皇太子一、初天皇在レ孕、而天神地祇授ニ三韓一、旣產之宍生ニ腕上一、其形如レ鞆、是肖ニ皇太后爲ニ雄裝一之負上レ鞆故稱ニ其名一、謂ニ譽田天皇一、在位四十一年、壽百一十歲、崩ニ于明宮一、(上古時俗號レ鞆謂ニ褒武多一。)

同書曰、氣長足姬尊(神功皇后)稚日本根子彥太日日天皇(開化天皇)之曾孫氣長宿禰王之女也、母曰ニ葛城高顙媛一、足仲彥天皇(仲哀)二年、立爲ニ皇后一、幼而聰明叡智、貌容壯麗、父王異焉、九年春二月、足仲彥天皇崩ニ於筑紫橿日宮一、(中略)大歲辛巳冬十月癸亥朔、甲子群臣尊ニ皇后一、曰ニ皇太后一、卽爲ニ攝政一、元年(中略)三年春正月丙戌朔戊子、立ニ譽田別皇子一、爲ニ皇太子一、因以都ニ於磐余一、(是謂ニ若櫻宮一)六十九年夏四月辛酉朔丁丑、皇太后崩ニ於稚櫻宮一、(時年一百歲)冬十月戊午朔壬申、葬ニ狹城盾列陵一、是日追尊ニ皇太后一曰ニ氣長足姬尊一、是年也大歲己丑。

神功皇后之代ニ三韓一の事跡、世人よく膾炙する故に、之を除き、これを擧ず、悉しくは日本紀に見へたり。

神代卷曰、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、以ニ其姨玉依姫一爲レ妃、生神日本磐語彥尊。案玉依姫海神女豐玉姫之妹、神武天皇之母神也。又一說、玉依姫八幡宗廟之姨神功皇功之妹也、又一說、天照大神之御子三女神。(此說を得たりとせんか、磐梨郡に委敷記す。)

私に案ずるに、祇園宮も八幡宮も、古へより鎭坐ありしにより、村名をも祇園村八幡村といひしならん、八幡の祭禮八月十五日なり、是は里民の祭禮とはいわず、御上の祭といふ。九月廿九日を里民の祭といふ。

上道郡八幡宮御遷宮

吉備津宮御合殿、延寶四年秋、曹源公の仰にて、上道郡八幡宮御造營ありて、十一月朔日、白磨弓一張・矢一双・幷に二十六歌仙爰は曹源公御筆也。御寄附あり。翌五年秋に至り、神體封納之事、山口長左衛門を御使として、吉田侍從卜部兼連のもとへ仰遣さる、神體御迎船として、日光丸を登せられ、同十二月八日、大森筑後守神體守護して備前に歸り花畠屋敷の雁木より上陸ありて、八幡に入れ奉る。此道筋警固嚴重也、同十日迄假殿におさめ、同夜正殿に、棟札相懸られ此棟札一條内府樣の文にして、筆は藩臣廣澤喜之介元矩也。扨深更に及び、遷宮あり、同十一月八日にも御參詣あり、前一日御齋戒、十一日の朝昨夜遷宮の神供を御城にまいらせ御覗ありて、辰の刻御出御、衣冠なり。供奉の中布衣七人。

神供之役 澤 權 大 夫。 御太刀 大杉平之亟。 御刀 湯淺半右衛門。 御沓 熊谷淸八郎。 御笏 木戸彥兵衛。

前驅二人 下濃守 兵衛。寺澤藤右衛門。

白張五人 內、御傘持。御沓持。やなひ見御二人。

廣澤喜之介、熨斗目上下騎馬にて御目錄を持參す、信州殿も衣冠にてまいり給ふ、從者三人素袍各馬上。扨公は八幡の柵外馬場にて御駕を留めて下り給へば、日置左門狩衣 其外諸士のしめ上下。御迎に出る。今日の警固馬場、西口は若原監物。是輕弓拾挺・鐵炮六挺・瑞籬より櫻御門迄、左右は步行之者蹲居す、假殿の入口は、長柄貳拾本を立つ。盥洗し給ふ內、廣澤喜之介御目錄を社務見垣近江助に渡す、同人目錄を內陣に獻納。扨幣殿にて御奉幣、幣主大森筑後守。其式終て、西面に御着坐あり、はじめ御輿さしき。信州殿も御拜、目錄は從者山羽淸右衛門持

出、社務に渡、次に一條家北方の御代使小堀主殿布衣拜禮、御目錄は澤權太夫取次、近江助に渡、其次新八郎君御代使池田吉左衞門素袍御目錄獻上拜禮右に同じ、池田丹州殿代使岡村權兵衞素袍諸事右に同じ、御代使は、神樂所東側に豫拜禮は權兵衞も參す、主殿吉左衞門幣殿の外にて少し退く。各本座に復す、此時神樂を奏す、乙女三人一人雪女、二人酒折神子、櫻女は幼少ゆへ舞事あたわずといふ。一闋の後曹源公御座を起玉ひ、輝武命。火星照命の假屋に入玉ふ、雨命の事は、一宮へ御遷宮の處に委しくしるす。其後奉射あり、久保田門右衞門、舊例を以て奉行す。

射手　中牟田三次郎　竹村五郎右衞門　長谷川甚左衞門　野尻平九郎　上山幾右衞門　久保田半之進

弓替り　堀內源三郎　着素袍。　柴山淸六　持重藤弓、白羽矢。

介副　雀部半介　堀源八　森本源右衞門　輕部圓之介　岡田甚之介　岩井惣十郎

手替　玉虫孫九郎

何も熨斗目上下、替矢を以て射手の後に侯す。

弓取　久保田門右衞門　素袍。

執筆　豐島與左衞門　素袍を着し、文臺に倚て記す。

矢取　小山又兵衞　原田五兵衞　麻上下。

射手各神前の的にむかひ一拜し、一耦一手射放て、第二耦一手射、第三耦又一手射る。如斯、次第に三手づゝ射終て退く、時に玉虫孫九郎熨斗鮑を三方にのせ、持出て執筆の前に置、執筆の一字不明を徹て其三方に記錄をのせけるを、日置左門御前に携へ披露に曹源公御載きあり、執筆退去し、門右衞門出、寺澤藤右衞門取次く、時服一つゝ射手に賜ふ、後日に金子を介副にも賜りしといふ。次に門右衞門へも時服を賜り、奉射の內神前にも、祓を誦し樂を奏す。扨御座を起玉ふ時、右の記錄を寺澤携て拜殿にて左門に渡す、左門神殿階下に行て、近江助に渡せば、請て奉納す。曹源公又幣殿に參り玉ひ、神供をいたゞき玉ふ、此役澤權太夫也、公再拜し給ひ、御退去假殿に入られ、此時雨命の御神前にて御拜なり。御

服の下、喪の一字を欠か。

歸路之時、柵外馬場南側に今度神用勤し役者蹲居す、左門披露、其人數は

水野三郎兵衛　長屋新左衛門　西村源五郎　山下文左衛門　中村治左衛門　藤岡内助　堀川吉太夫

高木左太夫　山口長左衛門

午の下刻、御歸城、其後家老中不殘參詣。

此度神前へ御備物左に記

公より　金銀幣、五十鈴。　姫君より　御釣燈籠、一臺づゝ。

新八殿より　神鏡一面づゝ。　信濃守殿より　御釣燈籠、二基。但、假殿、御神前へは不レ被レ献。　丹州殿　同斷。池田數馬殿は御服中故献上なし

家老之面々八幡壹貫文、假殿二社へ壹貫文、番頭五百文、物頭・寄合　二百文。

祭禮八月十五日たるべしとなり、今に至迄例年競馬等迄あり。

好古の八幡本紀曰、人皇五十六代清和天皇貞觀元年四月十五日、和州大安寺の僧行教俗姓紀氏にて、武内大臣の苗裔なりしゆへ、殊に八幡宮をあがめ尊みたる。宇佐にまふでゝ、一夏九旬の間也。宮こもりしけるに、七月十五日の夜の夢に、大神都の邊りに移りまして、王城を鎭護し玉ふべきよしの神勅を承りけるとて、同月廿日宇佐を出で、八月廿三日山州山崎に寄宿せしに、又神託ありて、雄徳山に鎭座ましますべきよし宣はせけるにより、明晩、雄徳山に登りて御宮所を見そなはし、頓て都に至り、奏聞を經しに、同九月十九日勅使を下して、御宮所を點定せしめ、李權允橘良基に詔し玉ひ、宇佐の御殿に准らへて、始て六宇の寶殿三字は正殿三字は拜殿を立てあがめ祭り給へり、御宮作りは南に向へり、中殿は八幡大神、東殿は神功皇后、西殿は比咩大神也。當社の下側に石の中より流出る清泉あり、是を石清水といふ。此故に御廟をも石清水宮と號す。此御宮山をば雄徳山と云。又男山とも書けり。或鳩峯とも稱す。行教又呑爐峯と名付、一に又呑爐山とも云。山城國久世郡に屬して、八幡宮の地は、杵年郷なり、男山の麓河原村より南は綴喜郡なり、類聚國史卷七十九に平城天皇の大同三年正月庚戌禁三埋於河内國交野郡雄徳山一以採造二供御器一也、出世とあり、かれは古へは河内國に屬するなり。

三祖神　祭所神三座、聖德太子・大織冠鎌足公・菅家。之國老日置家より、當地に預けられし由なり、八幡宮の社務是を司る。　同所。

神社考曰、大織冠鎌足、和州高市郡人也、其先天兒屋根命之裔也、世掌二天地之祭祀一、在レ胎聲聞レ外、孕十二月而誕、性仁孝博學玄鑑風姿挺特本姓大中臣、賜二藤氏一、柄二宰權一。

日本紀曰、天智天皇八年十月丙午朔乙卯、天皇幸二藤原內大臣家一、親問二所患(ヤマヒ)一而憂悴(カマシケ)極甚、乃詔曰、天道輔レ仁、何乃虛說、積善餘慶猶是無レ徵、若有レ所レ須便可二以聞一、對曰臣既不敏也、當復何言但、其葬事宜レ用二輕易一、生則無レ務於軍國一、死則何敢重難云云、時賢聞而歎曰、此之一言、竊比二於往哲之善言一矣。大樹將軍之辭賞語可二同レ年而語一哉、庚申、天皇遣二東宮大皇弟於藤原內大臣家一、授二大織冠與二大臣位一、仍賜レ姓爲二藤原氏一、自レ此以後通曰二藤原大臣一、辛酉、藤原內大臣薨。日本世記曰、內大臣春秋五十薨二于私第一、遷二殯於山南一、天何不淑不レ憖二遺耆一、嗚呼哀哉、碑曰春秋五十有六而薨。甲子天皇幸二藤原內大臣家一命二大錦上蘇我赤兄臣一奉二宣恩詔一、仍賜二金香爐一。

同書曰、推古天皇元年夏四月庚午朔己卯、立二厩戸豐聰耳(トヨトミミ)皇子一爲二皇太子一、仍錄攝政以二萬機一悉委焉、橘豐日(用明)天皇第二子也、母皇后曰二穴穗部間人皇女一、皇后懷姙開胎之日、巡二行禁中一、監二察諸司一、至二于馬官一乃當二厩戸一而不レ勞忽產之、生而能言、有二聖智一、及レ壯一聞二十人訴一、以勿レ失能辨、兼知二未然一、且習二內敎、於高麗僧惠慈一、學二外典於博工學哿兼悉達二矣。父天皇愛レ之、令レ居二宮南上殿一、故稱二其名一謂二上宮厩戸豐聰耳太子一、二十九年春二月己丑朔癸巳、半夜(ヨナカ)厩戸豐聰耳皇子命薨二于斑鳩宮(イカルカノ)一、是時諸生諸臣及天下百姓悉長老(コキナ)如レ失二愛兒一、而鹽酢之味在レ口不レ嘗、少幼者如二亡慈父母一、以哭泣之聲滿二於行路一、乃耕夫止レ耜、舂女不レ杵、皆曰月失レ輝、天地既崩、自レ今以後誰恃哉、是月葬二上宮太子於磯長陵一、同書註曰、更名耳聰聖德、或名豐聰耳法大王、或云法大王。

菅家之傳、既記二于上一、故略レ之。

鬼道八幡宮　隨神門。祭禮　九月八日・七日。　原尾島村　祠官湊村　岡氏　〔社領〕高三石六斗四升。

社司說に、當社は城郭の鬼門に鎭座あるに依て、鬼道(オニノミチ)八幡宮と號する由。

原八幡宮　瓶井門前村・國富村の氏神也。祭禮 八月十九日・廿日。　鬼道八幡社地とあり。　神子一　國富村

瓶井八幡宮　瓶井門前村

當社は瓶井山の境内にありて、當村并國富村の氏神也しに、近來寺社爭論ありて、當社をば、其儘爰に置き、別に原尾島村鬼道八幡宮の社地に、小祠を建て、兩村の氏神として、原八幡と號す、當村は其以來は寺の鎭守とす。

玉井宮　彦火火出見尊。豐玉之姫の尊。　門田村　祠官 佐々木氏 禰宜二、神子二

〔末社〕天照大神・春日大明神・熱田神社・辨才天・荒神・天神・門客人。

社司說に、古へは兒島郡小串村之内光明崎 今米崎といふ。 といふ所に鎭座ありしが、其後、門田村之山へ遷宮、正德二年東照宮を其所へ御鎭座在によりて、當社を少し南の山の今の所へ遷す、此時、幣建山を代地に賜ふといふ。神代卷曰皇孫天津彦火瓊々杵尊到ニ於吾田長屋笠狹之碕一矣、其地有ニ一人一、自號ニ事勝國勝長狹一、皇孫問曰、國在耶以不、對曰此焉有レ國、請任意遊之、故皇孫就曰ニ留住一、時彼國有ニ美人一、名曰ニ鹿葦津姫 亦名神吾田津姫(カンアタツヒメ) 亦者木之花之開耶姫(コノハナサクヤヒメ) 皇孫問ニ此美人一曰、汝誰之女子耶、對曰妾是天神娶ニ大山祇神所生兒也、皇孫因而幸之、即一夜而有レ娠、皇孫未ニ之信一曰、雖ニ復天神一何能一夜之間、令ニレ人有一レ娠乎、汝所レ懷者必非ニ我子一歟、故鹿葦津姫忿恨乃作無ニ戸室一入ニ居其内一、而誓之曰、妾所レ娠若非ニ天孫之胤一、必當ニ焦滅一、如實天孫之胤火不レ能レ害、即放レ火燒レ室、始起烟末生出之兒號ニ火闌降命一、次避レ熱而居、生出之兒號ニ彦火火出見尊一、次生出之兒號ニ火明命一、凡三子矣。兄火闌降命、自有ニ海幸一、弟彦火火出見尊自有ニ山幸一、始兄弟二人、相謂曰、試欲レ易レ幸、遂相易之、各々不レ得ニ其利一、兄悔レ之乃還ニ弟弓箭一而乞ニ己釣一、弟時失ニ兄釣一、無レ由ニ訪覓一、故別作ニ新釣一與レ兄、兄不ニ肯受一、而責ニ其故釣一、弟患レ之、即以ニ其横刀一鍛ニ作新釣一、盛ニ一箕ニ而與レ之、兄忿レ之曰非ニ我故釣一、雖レ多不レ取、益復急責、故彦火火出見尊憂苦甚深、行吟ニ海畔一、時逢ニ鹽土老翁一、老翁問曰、何故在レ此愁乎、對以ニ事之本末一、老翁曰勿ニ復憂一、吾當爲レ汝計レ之、乃作ニ無レ目籠一、内ニ彦火火出

見尊於籠中、沉之于海、即自然有可怜小汀、於是棄籠遊行、忽至海神之宮、其宮也雉堞整頓、臺宇玲瓏門前、有一井、井上有一湯津杜樹、枝葉扶疏、時彥火火出見尊就其樹下、徒倚彷徨、良々久有一美人、排闥而出、遂以玉鋺來當汲水、因擧目視之、乃驚而還入白其父母曰有一希客者、在門前樹下、海神於是鋪設八重席薦、以延內之、坐定因問其來意、時彥火火出見尊對、以情之委曲、海神乃集大小之魚、逼問之、僉曰不識、唯赤女（赤女鯛魚名也）比有口疾而不來、固召之、探其口者果得失鈎、已而彥火火出見尊、因娶海神女豐玉姬、仍留住海宮、已經三年、彼處雖復安樂、猶有憶鄉之情、故時復大息、豐玉姬聞之、謂其父曰、天孫悽然數々歎、蓋懷土之憂乎、海神乃延彥火火出見尊、從容語曰、天孫若欲還鄉者、吾當奉送、便授所得鈎、因誨之曰以此鈎與汝兄、時則陰呼此鈎曰貧鈎、然後與之復授潮滿瓊及潮涸瓊、而誨之曰、漬潮滿瓊者則潮忽滿、以此設溺汝兄、若兄悔而祈者、還漬潮涸瓊、則潮自涸、以此救之、如此逼惱、則汝兄自伏及將歸去、豐玉姬謂天孫曰、妾已娠矣、當產不久、妾必以風濤急峻之日出到海濱、請爲我作產室相待矣、彥火火出見尊已還宮、一遵海神之敎、時兄火闌降命、既被危困、乃自伏罪曰、從今以後吾將爲汝俳優之民、請施恩活、於是、隨其所乞、遂赦之、其火闌降命、卽吾田君小橋等之本祖也、後豐玉姬果如前期、將其女弟玉依姬、直冒風波來到海邊、逮臨產時、請曰妾產時、幸勿以看之、天孫猶不能忍、往覘之、豐玉姬方產化爲龍、而甚慙之曰、如有不辱我者、則使海陸相通無隔絕、今既辱之、將何以結親昵之情乎、乃以草裹兒、棄之海邊、閉海途而徑去矣、故因以名兒曰彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、後久之、彥火火出見尊崩、葬日向高屋山上陵。

〔社領〕御黑印。

備前國上道郡爲玉井宮領、以門田村之內高十斛令寄進訖、可社納者也。

寶永七庚寅年六月朔日　御黑印

玉井宮祠官

愛宕權現社 元和年中、清泰公御勸請、萬治年中、今の社を造營すといふ。 同 社僧 松壽院。

本社は丹波國桑田郡の愛宕を勸請か、所祭の神は二座ならんか、伊弉並尊一座、火彥靈尊一座、古へは山城國愛宕郡に鎭座の故に、愛宕宮の名出たるなり、火災を除く神なり。

葦原卜定記曰、戊亥仁當天王都守護神明坐寸、卽天神弟七陰神也、火災於永久退牟爲也止天、若宮仁和火産靈於置玉奈利、偏仁帝都靜謐乃基也。

神代卷一書曰、伊弉冊尊生二火産靈一時、爲レ子所焦而神退矣。

東照大權現 所祭神、乃源大君家康公也、元和三年、勅號東照大權現、賜二正一位一、同年建二神廟於下野國二荒山一。 社僧 利光院。

當所へ御勸請は、正德元年申九月十七日、於二江府東叡山一毗沙門堂御門跡公海僧正尊神を開眼供養有レ之、翌年正月十九日、尊神を金輿に奉レ移、常憲院海僧侶數多召共し、御迎に參る、侍中數輩奉レ驚因江戶御發輿、伏見より御船、大坂よりは日光丸といふ新造の御迎船に奉レ移、二月八日、備前岡山に御着岸、御船より直に御山假御殿へ奉納、一說に花畠に御揚といへ共、左に非ず。 同十六日夜半、御遷宮、翌日より十九日迄三ケ日の間、御法會御執行、翌年九月十七日御祭禮、初は村御旅所御執行、町方より練物之品々出る、是より每年御祭禮あり、但し、國主御在國年は九月十七日、御出府年は四月十七日なり、委敷は御祭禮記に見へたり。明曆二丙申年九月十七日流鏑馬、十番づゝ、寬文五乙巳年九月十七日迄十ケ年の間あり、此年は四月御祭禮にあたり、なれども五十年御忌に付九月御祭禮か。 寬文六丙午年九月十七日、此年より酉年まで、四ケ年の中、甲冑騎馬にて供奉御旅所馬場へ通り、神輿の前をも馬上にて供人召れ、行列にて通行、依レ之競馬相止む。

八幡宮 高屋村 **荒神** 王井宮の末社なり。 細濱村 **八幡宮** 圓山村 高原氏 〔末社〕稻荷

大神神社 式內神なり、所祭の神四座、布波能母遲久奴須神、深淵之水夜禮花游美豆奴神、天冬衣神なり、委敷は式內部に記す。 四御神村 祠官 有森氏 禰宜二。神子二。

〔末社〕若宮二社・辨才天・松尾御崎・稻荷。

社司の說に、古へ伊勢國鳥羽より鎭座、今の社地より五町ばかり東北に、松山といふ所に、古への社地なり、其後、神妙の事ありて、今の所へ遷宮す、中比火災ありて、記錄神寶等皆燒失す、末社に松尾御崎の社あり、大神鎭座以前より地崎神といふ。其時は、此村を土崎村といふよし、此大神を鎭座以後、四御宮村と名付る由。

天神 古へは土田山に鎭座ありし由。 財村 前川氏 〔社領〕高一石四斗八升。〔末社〕稻荷。

八幡宮 乙多見村 神子家 天神宮 天滿。 神下村 神子家

浮田大明神 神名不知。 下村 神子家 岩間村

舊事記曰、天物部等二十五部人、同帶笑伏天降供奉浮田物部とあり。若此浮田物部を祭るか。

惣社八幡宮 藤井村 横山氏 神子一 牛頭天王 同

岡屋八幡宮 同 〔社領〕高一石三斗三升四合。

正八幡宮 完（宍カ）耳村 松村氏 神子一 〔社領〕高一石三斗三升四合。

烈田八幡宮 中尾村 〔社領〕高一石三斗三升四合。秀家公より社領八石之折帋、今所持古簡部に記す故に爰に略合せ見。

〔末社〕石神社・今宮社・稻荷・若宮・神子神社・門客人。

正八幡宮 菊山村 〔社領〕高一石三斗三升四合。〔末社〕稻荷。社地の外に在。

中山八幡宮 南方村 河田氏 神子一 〔社領〕高二石二斗。但し、當社領も壹石三斗三升也。

青津八幡宮 沼村 末社 門客人 三宅氏 〔社領〕高一石三斗三升四合。〔末社〕稻荷・辨才天。同村枝沖益。

藤井岡屋八幡より、青津八幡迄の六社の祭禮八月十九日・二十日なり、六社共神輿藤井村惣社八幡宮社の左右へ兩側に出座、左に中尾・沼・菊山、右に南方・藤井・完（宍カ）耳なり。扨此惣社は八幡右六ヶ所の御旅所同事なれば、按ずるに此六社を合祠るに依

按ずるに六社の內中尾村八幡は、

凡六社の上座か、浮田秀家公の折帋中尾村の祠官今に所持す、其文に六社大明神社領之事とあり、當名も中尾の神主願とあり、又社領高八石也、此八石を右之六社に、今に配分しけるなり。

て、惣社八幡と號するか、藤井村の氏神は、岡村八幡なり。

春日大明神　宿奥村　矢部氏　〔社領〕高八石。　〔末社〕稲荷・牛神社。

立川大明神　國常立尊・伊弉諸尊伊弉册尊三座と云。　草ケ部村　羽原氏　神子二

〔社領〕高一石六斗。　〔末社〕若宮・牛神・石神・稲荷・門客人。

神代卷曰、古天地未ㇾ剖、陰陽不ㇾ分、渾沌如二鷄子一溟陸而含芽、及二其淸陽者一薄靡而爲ㇾ天、重濁者淹滯而爲ㇾ地、精妙之合搏易重濁之凝場難、故天先成而地後定、然後神聖生二其中一焉、故曰開闢之初洲壤浮漂譬猶二游魚之浮ㇾ水上一也、于時天地之中、生二一物一狀如二葦牙一、便化爲ㇾ神、號二國常立尊一、次國狭槌尊、次豐斟渟尊、凡三神矣、乾道獨化所三以成二此純男一、次有ㇾ神埿土煮尊、沙土煮尊、次有ㇾ神大戸之道尊、大苫邊尊、次有ㇾ神面足尊、惶根尊、次有ㇾ神伊弉諾尊、伊弉册尊凡八神矣。乾坤之道相參而、化所三以成二此男女一、自二國常立尊一迄二伊弉諾尊伊弉册尊一是謂ㇾ神也、七代者也。

王子權現　同　〔末社〕稲荷。

八幡宮　同　〔社領〕高九斗。　〔末社〕若宮・牛神・稲荷・門客人。

武部八幡宮　谷尻村　宮脇氏　〔社領〕高七斗五升。　〔末社〕牛神・稲荷・門客人。

天神　西平馬村

杵築八幡宮　同　坪井氏　神子三人　〔社領〕高一石八斗。　〔末社〕稲荷・門客人。

北古都八幡宮　東平島村　枝西島　〔末社〕稲荷・門客人。

石津大明神　石津連祖野見宿彌　吉井村　祠官　岡井氏　神子四　〔末社〕八幡・天神・神子神・門客人。

社記略に曰、古へ本村の東山の谷に、鎭座ありしに、其後神好の事ありて、今の地へ遷宮あり、人皇五十二代嵯峨天皇、當社へ行幸あり、今其所を嵯峨のはなといひ、又、嵯峨天皇の腰かけ石とて、今に社地へ取り入てあり、宇喜

多直家より、社領八十六斛寄附し、金吾中納言秀秋卿の時は、社領十石寄附、元龜二年に火災あり。

古人判物奉納の類 左の如し。

金吾中納言秀秋卿寄進狀、家臣稻葉内匠頭、杉原紀伊守兩判一通。慶長六年辛丑六月五日。

宇喜多直家在判下知狀一通。四月十七日。　黑田右衞門佐寄進繪馬一枚。

黑田彌九郎元龜年中寄進神輿三。社司の說に、今の黑田家の先祖なりといふ。

日本書紀曰活目入彥五十狹茅天皇垂仁七年秋七月己巳朔乙亥、左右奏言、當麻邑有勇悍士、曰當麻蹶速、其爲人也強力、以能毀角申鉤、恒語衆中曰、於四方求之、豈有比我力者乎、何遇強力者而不期死生、頓得爭力焉、天皇聞之詔群卿曰、朕聞當麻蹶速者、天下之力士也、若有比此人耶、一臣進言、臣聞出雲國有勇士、曰野見宿禰、試召是人欲當于蹶速、即日遣倭直祖長尾市、喚野見宿禰、於是野見宿禰自出雲至、則當麻蹶速與野見宿禰令捔力、二人相對立、各擧足相蹶、則蹶折當麻蹶速之脇骨、亦蹈折其腰而殺之、故奪當麻蹶速之地、悉賜野見宿禰、是以其邑有腰折田之緣也、野見宿禰乃留仕焉。三十二年秋七月甲戌朔己卯、皇后日葉酢媛命薨、臨葬有日焉、天皇詔群卿曰、從死之道前知不可、今此行之葬奈之爲何、於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓埋立生人、是不良也、豈得傳後葉乎、願今將議便事而奏之、則使者喚上出雲國之土部壹伯人、自領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、獻于天皇曰、自今以後以是土物、更易生人、樹於陵墓爲後葉之法、則天皇於是大喜之、詔野見宿禰曰汝之便議寔洽朕心、則其土物始立于日葉酢媛命之墓、仍號是土物、謂埴輪、亦名立物也、仍下令曰自今以後、陵墓必樹是土物無傷人焉、天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、即任土部職、因改本姓謂土部臣、是土部連等主天皇喪葬之緣也、所謂野見宿禰、是土部連始祖也。

〔社領〕　高十石之御黑印あり。

備前國上道郡一日市村之內高十石令寄進訖可社納者也。

寶永七庚寅年六月朔日　御黑印

石津宮　祠官「此外に、米壹石被遣」

八幡宮　同　神子內ヶ原村　龍王　浦間村

大宮春日大明神　所祭之神南都春日と同じく、氏甕槌命經津主命、天津兒屋根命、姫大神以上四座なり。　淺川村　祠官　松岡氏　神子一　禰宜一

〔末社〕若宮・八王寺・姬宮・今宮・稻荷・門客人。

社記略に曰、備前州上道郡北方庄春日大明神は、三條院の比鎭座、今後保元三年、三位行羽林中郎將平維盛の息女疾病のせつ、此宮へいのりて驗を得事有によつて、五間四面の本社十二間の拜殿、鐘樓末社都合十二字再造あり。長和五年秋七月廿七日、疾雷迅雨山澗欻數十仭の地となる、靈驗有て是を建立す。又歸驗山といひ、馬岩山といふ。との本社大宮山是なり、又、榊の領といふ所あり、每歲酒折宮神事の榊は、此處より出すといへり。

〔社領〕高十石。

備前國上道郡淺川村之內高十石令ニ寄進一畢、可ニ社領一者也。

寶永七庚寅年六月朔日　御黑印

大宮　祠官

朝尾八幡宮　矢井村　〔末社〕稻荷・門客人。　八幡宮　南古澤村　祇園宮　同

片岡大明神　松尾と同神。竹原村　根岸氏　神子一　〔末社〕稻荷。　八幡宮　同

貴船大明神　同　〔社領〕高二石二斗。

金山八幡宮　淺越村　祠官　杉山氏　神子一　〔社領〕高五石。此社領は同村松壽院の寺領貳拾石の內より配分なり。

八幡宮　西庄村　松島氏　禰宜武本氏、神子一

天神　同　〔末社〕三社神・門客人二社。　〔社領〕高二石。

天神宮　寛文十一年、北野より勸請す。　金岡新田村　〔神領〕一段一畝二十步。此高あるといふ事はしらず。

一本又社領高三石四斗七升五合。　〔末社〕稲荷・若宮。

天神宮　金岡村　祠官　小松原氏　神子一　〔社領〕高一石九斗。　〔末社〕稲荷。

社司の說に、菅丞相筑紫へ左遷之時、金岡の海上にて日暮れ、風波にあひたまひし時、此處の松原に、火の光見へしによりて、船をよせて陸地に揚り、此松に裳を懸玉ひしに依て、裳懸の松といひ、又、裳掛の天神といふ。

和田八幡宮　栃原村　次田氏　神子一

〔末社〕若宮・稲荷・神崎社・門客人。

社司說に、和田義盛建立せしに依て、和田八幡といふ由、此說甚だ不審。

窪八幡宮　久保村　祠官　藤井氏　神子一　〔末社〕若宮・稲荷・門客人。

社司の說に、貞觀元年、領主藤井久馬進弘清山城國石清水より勸請す、其後、尊氏公より岡下・久保村二ケ所の內にて、田地二十町余是を寄附せらる、以後亂世の節、社領沒收す、宇喜多直家より社領百石寄附す。

古人判物

尊氏公在判祈願狀一通。觀應二年十月八日。　尊氏公願書一通。貞和五年六月十四日。

いちや女筆下知狀。天正二十年八月十五日。　金吾中納言秀秋卿家臣、平岡石見制札一枚。慶長五年十一月十四日。

同家臣稲葉內匠頭在判、制札一枚。同六年六月朔日。　同寄進狀家臣稲葉內匠頭、杉原紀伊守兩判一通。同年六月五日。

〔社領〕高十一石二斗四升四合之御黑印。

備前國上道郡久保村之內高十一石二斗四升四合令寄進訖、可社納者也。

寶永七庚寅年六月朔日

久保八幡宮祠官

諏訪八幡宮　應神天皇一座。　西隆寺村　石原氏　神子二　〔社領〕高五石。　〔末社〕若宮・稻荷・門客人。

社司の說に、古へ譽田八幡宮といひし由、貞觀年中に、諏訪某といふ者、宮殿を建立せしに依て、諏訪八幡といふ由。其後、賴朝公の時、守護佐々木四郎社領一町六段寄附之、金吾中納言秀秋卿是を沒收す、國淸公の御時、社領五石御寄附有レ之、中古火災ありて、神物記錄等燒失する由。

案ずるに佐々木四郎當國の守護たるにいまだ何の書にも見あたらず、猶可考。

當社を古へ譽田八幡といふ由を以て考ふれば、河內國舊市郡之譽田八幡宮を勸請したるならん。

神社啓蒙曰、譽田八幡在二河內國舊市郡一所レ祭之神一座、應神天皇緣起曰、應神天皇葬二于河內國舊市郡長野一欽明帝始改二造廟一而有二行幸一。

日本紀曰、初天皇在レ孕(ハラマレタマイテ)而天神地祇授二三韓一(ミツノカラクニ)既產之宍生二腕上一(シシ、ナヒタリタ、ムキノ)其形如レ鞆(ホムタ)、是肖下皇太后爲二雄裝一之負上レ鞆、改稱二其名一、謂二譽田天皇一。上石時俗號鞆謂二褒武多一。

岩熊八幡宮　百枝月村　坪田氏　神子一　〔社領〕高六石。外に米五斗。　〔末社〕稻荷・門客人。

社司說に、山下に崖有、前は此所に鎭座ありしが、後に夢想によりて、今の所へ遷宮す、寬和二年、河本左近進成政當所王早山に堡を構へ、居城ありしに、出陣のとき當社へ立願有しに、其夜夢想に鐙を賜るとみへて出陣す、歸陣の以後、社領凡五十石計寄二附之一、其社領之田を、今に鐙田といふ。

澤宮八幡宮　內ケ原村　河本氏　神子一　〔社領〕高二石四斗。

〔末社〕仲哀天皇・神功皇后・上宮・下宮・稻荷・門客人。

岩宮八幡宮　山守村　百田氏　神子五　〔社領〕高二石四斗。　〔末社〕門客人。

天神　吉田村　　若宮　富崎村　枝神原

天照太神　笹岡村　〔社領〕高五斗。　〔末社〕稻荷・門客人。

牛頭天皇　祇園　觀音寺　〔社領〕高五斗。　土田八幡宮　同

沖田神社　元祿七年創造。所祭の神五座木火土金水の五行の神なり。　沖新田　祠官　金谷氏　神子二

〔社領〕五十石御寄附有レ之、沖新田中之氏神とす。

備前國上道郡沖新田村之内、高五十石令ニ寄進ー畢、可ニ社納ー者也。

寶永七庚寅年六月朔日　御黑印

沖田神社　祠官

神代卷ニ、伊弉諾尊伊弉冊尊、生ニ木祖句々廼馳火神軻遇突智土神埴小姫水神罔象女金神金山彥ー。

又當社を沖田神社と名付るは、此處を新墾之時、鹽堤を築しに、其堤數度滿鹽に崩れて、其功なきによつて人柱といふ、生たる人を海中へ沈め、其上に堤を築きければ、堤出來すといふ。其沈めし女の名を、沖田といひしによりて、神の名とするといひ傳ふれども、是信用すべき說にあらず、然れども、其女を沈めんとせし時に、定て郡ニ(吏カ)など女ゑ申聞に汝此度の役に死をいたす、甚不便也、役後は必ず神に祠らんと約せしならん、名を沖田といふは、附會の說なり。此女の靈を相殿に祭しはしれず其後、沖田家よりも每歲此靈へ供物ありといふ。今に絕ずいかゞ。

按るに當所を沖新田といふ、これを中略して沖田といふならん。又、當社は大多羅より勸請せし共、又は諸方の山祠を集め寄宮とせしなどいろ〳〵の說あり、皆誤なり、或人の記に、其說之留書あり、これを左に記す。

元祿五年沖新田成ければ、同七年に至り、此地に社を建て、此鄉里の氏神とせらるべしと、磐梨郡佐伯村の祠官金谷石見を轉居させ、新田の祠官と定められんとて、同十六日上垣外記が宅に、中村八郎右衛門、今井夫右衛門列座にて、寺社奉行庄野武左衛門仰の旨を石見に傳ふ。同五月、見垣近江守上京し吉田家の正印を勸請して、五月上旬に歸り、御野郡住吉宮に假に鎭座を設け、同九月三日に沖田神社に遷宮也。此日、津田左源太金次郎事庄野武左衛門・尾關彌五右衛門・加世藤三郎、其役を勤む、神職は近江守を初として十八人也、其後、同月廿五日、士農工商の家に在所の小祠を壞ち、沖田の社內に寄宮をすべしと仰ありて、武田內記其事を司り、一日に二三ケ所を沖田に移す、

神體はば船にて廻し、小祠の邊りにある竹木までも堀起し、沖田の社邊に移植ゆ、大木などは切刻て、金谷石見に賜ふ。同十二月二日に皆濟しければ、米多く、內記、幷、其役勤めし神職に玉ふ。寶永二年□□十五日沖田へ社領五十石御寄附。

兒島郡

八幡宮　胸上村　祠官　高原氏　禰宜二 神子五

〔社領〕高三石二斗五升。外に高八斗八升梶岡村にて取下、古へは明現宮なりしに、いつの比にや、宇佐八幡宮勸請するよし。〔末社〕明現・蛭子神社。

荒神龍王相殿　東田井地村　八幡の末社。　荒神　西田井地村　同斷。　荒神　上山阪村　同斷。

水守大明神　山田村　祠官　近藤氏　〔物成〕四斗五升。〔末社〕稻荷・天神・荒神。

若一王子權現　沼村　〔末社〕荒神。

八幡宮　後閑村　祠官　近藤氏　禰宜藤田　〔末社〕荒神・明神。

八幡宮　田井村　祠官　近出氏　〔社領〕高七斗二升。外、米三斗二升。

〔末社〕辨才天・鹽竈大明神・稻荷天神荒神　三神相殿

當村に田井新左衛門信高居住す、建武の比の人、これが子孫今に民間にあり、いつの比か、此信高の子孫、夢に八幡の靈不例の告を承る事數度ありけるに依て、當村に八幡宮を勸請せし由、信高が子孫の建立ゆへにか、田井新左衛門信高の靈をも祭ると、里民語傳ふ。

荒神　同村枝福浦

山王權現　同村枝十禪寺　祠官　近出氏　〔社領〕米三斗五升。

〔末社〕若宮・稻荷・山祇神・牛頭天皇。

里民の說に、山王鎭座故に所の名を十禪寺といふ由語傳ふ。私にこれを以て考るに、江州日吉の七社の內、十禪師を勸請せしものか、今師の字を誤て寺の字にしたるならん。

十禪師の祭神、左に記。

十禪師所祭神、瓊々杵尊。神代卷曰、天照太神之子正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、娶二高皇産靈尊之女栲幡千々姬一、生二津彥火瓊々杵尊一。諸社一覽曰、十者天七地三之數禪讓也、師國也、言二十善天子讓國之義一。鎭平記

荒神　大藪村　祠官　藤田氏　御崎大明神　利生村

八幡宮　同　田井村　近出氏　〔末社〕若宮・蛭兒神。

八幡宮　宇野村　三宅氏　〔社領〕米五斗。　〔末社〕若宮・稻荷・辨才天。

八幡宮　玉村　祠官　宮原氏　〔社領〕米四斗二升。　〔末社〕立石大明神。

八幡宮　日比村　祠官　堀氏　禰宜三　〔社領〕高物成、一石二斗一升六合。

〔末社〕若宮大明神・春日大明神・明現・辨才天・荒神。

建武の比には、此村の山上にあり、寬文年中に今の社地へうつす。

八幡宮　澁川村　〔末社〕蛭兒神・牛頭天皇。

八幡宮　宇佐より勸請　番田村　祠官　合田氏　神子四　〔社領〕米五斗。　〔末社〕稻荷・荒神。

社司の說に、此宮山を遊龜山といふ、神功皇后、三韓征伐之時、此處船掛にて揚陸まします時、大きなる龜遊び居たるを御覽ありて、遊龜山と名付玉ふ由、又、村前に鋒島といふあり、この征伐之時にも、氣惡敷此島人三種の神器を御揚ありければ、空晴しに依て、已來鋒島と名付る由。

案るに、此說何之書にも見あたらず甚不詳事なれども、古へよりの語り傳ふ故、爰に記す。

鹽竈大明神　所祭、奧州名殿郡笠島道祖神におなじ。　小串村　祠官　筒井氏

〔社領〕高二石六斗六升。外に、米貳斗八升六合、又米五斗。小物成之內にて銀貳拾目。

古へは胸上村吉浦の鹽濱に鎭座ありしは、何時頃にや此時頃にや此所へ移す。

舊事紀曰、千時猿田彦神坐二阿耶河之時一、爲レ漁而、於二比良夫貝一其手見二咋合一、而沈二溺海鹽一故、其沈二居底一之時、名謂二底度久御魂一、其海水之都夫立之時、名謂二都夫立御魂一、其沫佐久之時名謂二沫佐御魂一、爰漁二猿田彦神一而還到乃委追二聚鰭廣物鰭狹物一、以問言汝者天神御子仕奉耶之時、爾諸莫皆仕奉白之、中海鼠不レ白、爾天鈿賣命謂二海鼠一云、此口不レ答之口、而以二紐小刀一、折二其口一故於レ今海鼠口折是也、其御世御世速贄獻之時、給二猨女君等一者是其緣也、御世御世古事記作二御世島一不レ知二孰是一。

猿田彦の事跡、此卷に有之、外は御野郡中仙道村白鬚宮の條下に記す、故に爰に贅せず合せ見るべし、又、老の爲に下に二祭を記すなり。

神代卷曰兄火闌降命自有二海幸一、幸北云左知。弟彦火々出見尊自有二山幸一、始兄弟二人、相謂曰試欲レ易レ幸、遂相易之、各不レ得二其利一、兄悔レ之、乃還二弟弓箭一、而乞二己鉤鉤一弟時既失二兄鉤一無レ由二訪覔一、故別作二新鉤一與レ兄、兄不二肯受一、而責二其故鉤一、弟愚レ之卽以二其横刀一、鍛二作新鉤一、盛二一箕一、而與レ之、兄忿レ之曰、非二我故鉤一、雖レ多不レ取、益復急責、故彦火火出見尊憂苦、其深行吟二海畔一、時逢二鹽土老翁一、老翁問曰、何故在レ此愁乎、對以二事之本末一老翁曰勿レ復憂一、吾當二爲レ汝計一レ之、乃作二無レ目籠一、內二彦火々出見尊於籠中一、沈二之海一、卽自然有二可怜小汀一、於レ是棄レ籠遊行、忽至二海神之宮一。此鹽土老翁毛、亦猿田彦命也。

神社考曰、一條院御宇、中將藤實方坐二不敬一、謫二奧州一、三年註二和歌名所一、以爲二歌枕一、尋二阿古野松一而無二知人一、有二一翁一、謂二實方一曰、阿古野松、有二出羽國一、奧羽昔一州、而今分爲レ二、實方赴二出羽一、見二阿古野松一、其翁鹽竈明神也。其後實方騎レ馬而出、過二一社一、或人曰、是陸奧名取郡笠島道祖神也、行人必下レ馬、實方問何神、答曰王城加茂川西一條北出雲路道祖神之女也、以三密通二商人一、故被二放逐一來レ此、州人祭拜、禱者造二陰相一懸二神前一、必有二靈驗一、今中將其復祈二歸洛一、實方曰、然則此下品之女神也、我何下レ馬哉、徑行、實方馬俄斃、實方亦死、因葬二社側一、其靈化爲

レ雀、飛來ニ王城一、入ニ内裏殿上臺盤一、以飲啄无鳴云。

諸社一覽曰、猿田彥事神宮にては、奧玉神、山王にては早尾、熱田にては源太夫道祖神とも、幸神とも、舟にては船魂、又さき玉、出雲にては手なつちともいへり、しやうけ神とも、うか神ともなれり、善惡ともに二六時中人々におこる所の一念を、氣に乘て現しじやうち成久事あり、蹴鞠の坪においては、鞠の明神ともあらはる、右卜部兼邦の杪の心。

荒神

宮浦村

高島大明神　所祭の神を南都春日と同じといふ。一說に神武天皇當島に、三年宮居し玉ふに依て、神武天皇を祭るともいふ。　同村之内高島　小串祠官用之。

〔末社〕海龍王。

日本紀曰、神日本磐余彥天皇、神武天皇諱彥火々出見彥波瀲武鸕鶿草葺不合尊第四子也、母曰ニ玉依姬一、海童之小女也、天皇生而明達意確如也、中略乙卯年春三月甲寅朔巳未、徙入ニ吉備國一、起ニ行宮一以居レ之、是曰ニ高嶋宮一、積ニ三年一間、修ニ舟檝一蓄ニ兵食一、將欲ニ以一擧而平ニ天下一也、戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂東、舳艫相接。

吉田家の折紙にも、神武天皇幸ニ吉備國部高島宮一云々、社記略に曰、光仁天皇寶龜三年、國國大に旱す、國司備前守藤原眞葛、天兒屋命二十二世の後胤大職冠鎌足公の四世の孫也。其祖神春日大明神に雨を祈りしに、速に驗ありければ神恩報謝のために、此處に當社を勸請ありとなり。

貞享元年、當宮を寺社爭論の事ありしに、能勢少右衛門内陣を開き見分之處、佛體五ツ有レ之、其臺座の書付寫置たり。これを左に記す。

奉造立五社大明神御體。

于時寛永十七年　施主　原村喜右衛門

本願主　宥算上人

霜月吉日　佛師　又右衛門

當社は中比、浮居氏これを司るに如是佛體を神々と混じ祭る、なげかはしき事なり。安津村祠官司之、寺は願はさるなり、又其後いさゝかの事ありて、小串村之祠官司レ之、されば施物は、阿津村へ納む。

當社の隨身門の基は、切石にて、施主は寺見三右衛門尉正貞といふ。

八幡宮　阿津村　祠官　兒山氏　〔社領〕高二石七斗七升。

蛭兒神　同村にあり。　辨才天　鴫島にあり。　蛭兒神　小串村にあり。

素戔嗚宮　飽浦村　祠官　河田氏　稻荷　同　〔末社〕荒神。

八幡宮　小浦村　祠官　秦氏　〔社領〕高六斗三升。〔末社〕牛頭天王・蛭兒神。

八幡宮　郡村　祠官　難波氏　井上氏忠吉と相構　〔末社〕辨才天　當村前之小さき島にあり。

國津大明神　所祭の神一座、大國魂命。　同　井上氏麓構　八幡宮　同　井上氏忠吉と相構

右三社之社領高八石八斗二升六合。外に米五斗。

八幡宮　宇多見村　井上氏麓構　八幡宮　碁石村　同上構

早瀧大明神　瀧村　祠官　三輪氏　〔末社〕若一王子・牛頭天王・龍王・荒神・二社。

八幡宮　社方帳に本庄八幡宮とあり。所祭之神三座、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后。　通生村　禰宜一　三輪氏　神子二 神人一

〔末社〕天神・若宮・祓殿・小池殿・天照太神・稻荷・王子權現。

社司説に、大寶元辛丑年鎭座といふ、往古は寺社領として、高八十石なりしを、宇喜多直家の代に、寺院炎燒して證文も燒失しぬ。其時社領八十石も沒收せらる。輝政公御代に、當時、名請田畠之内を以て、高二十五石池田河內より寄附、其後寛文七年より二十五石之內、十五石八幡領、十五石神宮寺領と分り、以來御寄附御黑印。

備前國兒島郡通生之內高十五石令レ寄進レ訖可レ社納一者也。

寶永七庚寅年六月朔日

通生村八幡宮 祠官

天王 通生八幡之末社。 瓶池村 稻荷 吹上村 疫神 鹽生村

明神 宇野澤村 八社明神 下澤井村 四社明神 住吉同神。 同

祇園宮 鞆祇園 同 和爾雅曰、備後國疫隅神社、號ニ鞆祇園一、在ニ沼隈郡鞆浦一、所レ祭之神與ニ祇園一同。神社考曰、備後風土記曰、以レ是爲下北海武塔神通ニ南海神子一時事上、武塔神乃素戔雄神之別號也、其祠見今在ニ東國一、曰ニ疫隅社一。素戔嗚尊中稻田姫東八王子西なり。

八大荒神 通生村八幡之末社也。 同

八幡宮 貞永二年の創造といふ。祭禮八月十五日。 長尾村 祠官 難波氏 神子 〔社領〕田一反。 〔末社〕天王。

一說に、式內神鴨神社といふは、當社なり。當村之氏神なりしが、何代の頃よりか、八幡宮と號する由。按ずるに、鴨神社の相殿に、八幡宮を追て勸請したるならん。

疫神 長尾村八幡宮の末社。 迫間村 荒神 右同斷。 同

八幡宮 祭禮、九月十五日。 木目村 祠官 西尾氏 神子一 〔社領〕高二石六斗八合。外に米五斗。

善兒宮 吉田折紙に不詳とあり。祭禮、同斷。 同 里民是を疱瘡神せゝの宮といふ。

社司說に、此島に古へ、鈴鹿山の鬼の余類來りて、兒三人かたらひ横行せし故、田村將軍これを亡ぼし玉ふ。其兒の名を、東江太郎・加茂二郎・稈田三郎といひし由、依レ之此宮を加茂次郎を祭りて、延喜式の鴨神社といふ說あれどもたしかなる據なし、不審し。瑜伽山蓮臺寺、其外本郡の宮寺に、三兒横行の說あり、奇怪之談信ずるにたらざれども、本郡中所之說故に爰に記す。

八幡宮 祭禮、八月十三日・十四日。 槌ケ原村 近藤氏 〔社領〕米五斗被下。 〔末社〕王子權現。

八幡宮　用吉村　西尾氏 神子　天神　同

右二社　祭禮八月十五日。

八幡宮　祭禮八月廿五日。　大崎村　近藤氏 神子　天神　祭禮同斷。　同

八幡宮　祭禮八月十五日。　八濱村　祠官 禰宜一 尾崎氏 神子二　〔社領〕高二石六斗八升。外に米三斗五升七合。

〔末社〕御崎・惠比須 二社。

當社に古き棟札あり、一枚は應永三十四年歲次丁未十月二十七日。一枚は文明六年太歲甲午八月三日、一枚は天正十二年丙戌七月吉日。一枚は慶長十二年歲次丁未卯月二日、大願主濃州加加美郡淵本彌兵衛尉本家とあり。一枚は元和二丙辰年霜月十一日、一枚正德四年七月三日の御造立之棟札あり、寺社奉行門田市兵衛・作事奉行佐治八太夫也。

快神社　吉田の折紙には不憶とあり。八幡宮の地内に在り、末社か攝社か。　同所

此神體は古へ、淵本彌兵衛といふ者、濃州より此地へ自身負來て勸請せしといふ。

棟札　備之前州兒島郡波智濱村。

快神社者、邦內之靈神、而郡黎之所レ崇也、靈擅己歷ニ星霜一、殆荒廢、國主故羽林次將源光政朝臣命ニ稲川長彥・西村伯明・都志某・村田正長・鈴村貞政一造ニ立之一吉田侍從卜部朝臣兼連納ニ靈卯一令ニ熱田祠官松岡助延一奉遷、爾來既三十有餘年、社宇朽腐、又及ニ推壞一、於レ是國主四位左少將源綱政朝臣、命ニ社事左野某寬・奉作事澤原秀容復修ニ造之一、不日告レ成、八幡宮社務正六位下近江守藤原國和祗奉遷事、冀靈應日新、神威四振、國家輯寧、子孫繁榮、上下和樂云爾。

元祿十三年庚辰二月二十有一日

御供料三石、享和三戊戌年八月九日より、每歲御寄附。當社の祭神は、素戔嗚尊にて、祇園とおなじ。依之や世人是を疱瘡神といふて尊敬す、近來別て繁昌、遠近參詣して疱瘡を祈るに、其驗しいちじるしといふ。

八幡宮　一に若宮に作る。「但、社無㆑之、御正印は波知八幡宮に一所に有㆑之。」　廣木村　波知村構。

八幡宮　波知村　祠官　南部氏　〔被下米〕五斗。

古へ此處に、金甲山圓通寺といふ寺有しが、其寺の鎭守に、此八幡を勸請したるの寺は、今は退轉して小き堂に觀音の像ばかり殘れり。八濱村禪宗宗藏寺司㆑之。さて圓通寺に佐々木盛綱藤戸を渡せし後、觀音へ祈願有㆑之、盛綱武衣を脫て奉納せしといふ物あり、退轉以後、當社司の家藏となる、今に所持す。盛綱が武衣といふ物は、地は黃なる紗のやうなる物に、赤き裏うちて、五色の色を以て八卦日月星龍などの類、其外品々を繡て、四五尺ばかりにして、今の梵家の打敷といふ物に似たり、裏綾の御衣ともいふべきものなり。又、同じきもの絹地に裏うちて、黃なるいともて、てつせんのごとき花に蔓のいたしたる繡なり。一說に、此圓通寺還俗して祠官となる、依て右の什物幷に圓通寺への重康より兎田の狀なども、今に祠官南部氏所藏といふ。

田槌神宮　粗江村　明現　所祭、北斗星精。　同　〔社領〕高五斗五升。　〔末社〕荒神。

廣田大明神　攝州廣田とおなじ。　天城村　〔末社〕荒神・天神相殿・惠比須。

本社は、攝州武庫郡西宮鄉廣田村にあり、祭る處の神一座、天照太神荒魂なり。

日本紀曰、神功皇后征㆓新羅㆒之明年、忍熊王起㆑兵屯㆓於住吉㆒、皇后聞㆑之、還㆓務古水門(ミナト)㆒、而卜之、於㆑是天照太神誨㆑之曰、我之荒魂不㆑可㆑近㆓皇后㆒、當㆑居㆓御心廣田國㆒、卽以㆓山背根子之女葉山媛㆒、令㆑祭㆑之。

行疫神　所祭、進雄尊。　藤戸村　祠官　佐藤氏　神子　〔社領〕高二石一斗。　〔末社〕荒神。

諸社一覽曰、備後國風土記云、昔北海武塔天神素戔嗚別號也通㆓南海龍女㆒奇稻田姬日暮借㆓宿路傍㆒、有㆓二人㆒、兄曰㆓蘇民將來㆒、弟曰㆓巨旦將來㆒、兄貧弟富、天神借㆓宿巨旦㆒不㆑借、又求㆓蘇民㆒許㆑之、以㆓粟柄(カラヲ)㆒爲㆑座以㆓粟飯(ヲワシト)㆒爲㆑饗(ミアヘシ)、後天神殺㆓巨旦㆒、奪㆓其家㆒、以㆓茅輪(チノワ)㆒與㆓蘇民將來㆒曰、吾是速進雄神也、後也有㆑疫則汝蘇民將來子孫、以㆓茅輪㆒、應㆑著㆓之腰㆒將㆑免。

社司説に三台は瓊々杵尊豐磐窓櫛磐窓右三神に配當と云

一說曰、進雄借二宿諸神一皆不レ許レ之、時有二蘇民巨且云者一兄弟也、兄貧而仁、弟富而吝、進雄借二宿巨且一、固拒レ之不レ容、蘇民出迎而勞レ之、則餽以二粟飯一、尊大喜欲レ報レ之、其夕命二蘇民一渾家事二茅輪一、即有二大疫一、除二蘇民家一、皆遭二殃凶一、神亦敎レ之云、後世疫氣流二行天下一、一小簡書云二吾是蘇民將來之子孫一、幷爲二茅輪一、此二物係二之衣袂一、則必免矣。按、備後風土記、以レ是爲下北海武塔神通二南海神女一時事上、武塔神乃進雄之別號、其祠見レ今在二彼國一、云疫隅社一、今六月御靈會、於二四條京極一供二粟飯一、蓋起二于蘇民緣一云。

三台明現　尾原村　阿部氏　〔社領〕米六斗四升。

五車韻瑞曰、天文上三台大星兩々而居、在レ人爲二三公一、在レ天爲二三台一。又曰三台六星西邊文昌二星、曰二上台一、司命爲二大尉一、次二星曰二中台一司中、爲二司徒一、東二星曰二下台一司祿、爲二司空一、所二以昭レ德塞一レ違也。（前漢書天文志）

天神　福田村　明神　同

坂水王子　一本に坂手に作る。諏訪明神と同じきか。　山村　〔社領〕高三斗二升。　〔末社〕水神。

柴坂王子　熊野眷屬。　同　〔末社〕荒神。

山神　同枝白尾　〔末社〕峯王子・谷王子。

別浦海龍王　江州膳所か八幡宮と同じきか。　川張村　神子家　若一王子權現　奥迫川村　〔末社〕若宮。

御崎宮　迫川村　神子家　〔末社〕若宮・荒神。

庄大明神　所祭、素戔嗚尊。　片岡村　岡氏　〔社領〕米五斗。　〔末社〕疫神・荒神。

稻荷　田ノ口村　荒神　植松村　〔社領〕高七斗。　天王　上村

天神　彥崎村　祠官　田邊氏　神子三　〔社領〕米六斗四升。

八幡宮　此宮を鴻の宮といふ。當村の氏神なり。　下村　祠官　河本氏　神子一　〔社領〕米六斗四升。　〔末社〕若宮・龍王。

昔し當社に大蛇あり、又此宮山に鴻の鳥多く巢をかけ、寳殿も鳥の糞に穢し、其上參詣の人も、鴻の雛の有時は恐れて怠たり。又大蛇をも恐れ居たりしに、氏子どもなげき、神へ祈りけるは、いかにしてか氏神は鳥蟲のために、さまたげられき、跡は皷の音絶て、神さび渡るばかりなり、誠に神力あらたにましまさば、此難をのけ玉へと祈りければ、其夜の夢に、氏神あらはれ出で、汝等が祈る處至極なり、明日辰の一天に難を退くべし、汝等出で見るべしと告たもふ、氏子共奇異の思ひをなし、殘らず神前に蹲踞して心をすます所に、神殿震動して、大蛇一ツ現れ出で、鴻の巢かけたる大木へ登りける間、互に嚙し戰ふ處に、鴻は次第に多く群來り、つゐに大蛇を突殺しけり、夫よりして鴻八幡宮といふ也、里老の語り傳也。此事至て不審なる事なれ共、爰に記す。案ずるに、當社も昔しより在る神にて、年久しき宮居也。

此社に、建久年中の銘あるこま犬二ツ有。

明現　引網村

天神　同

社司說に、延喜年中菅丞相筑紫へ左遷の時、此處へ泊り玉ふ。其時、梅の枝を挿玉ふ。この木を八重梅といふて、今に枝葉榮へ周圍四尺計、高さ三間餘りの大木也、此花臺一ツに實を八ツ宛結ぶ、尋常の梅にあらず、本村彌右衞門と云ものゝ宅地にある。案ずるに、座論といふ梅なり。

又、菅丞相の詠歌とて、

舟とめて波にたゞよふ琴の浦かよふは山の松風の音

風により浪の緒かけて夜もすがら鹽屋引らん唐琴の浦

しらべより今朝からことに聞ゆるは春の夕日に引あみの音

案ずるに、此歌里民の言傳ふる事にして、外に見所なし。言葉にも、てにをはにもきこへがたき事有ば、訛りおほきにやと、國史に見へたり。

明神　田ノ浦村

式内神田出浦神社といふは、當社の事といふ。祭る處の神一座なり。委敷は式内部に有故に爰に略す。

明神　大畠村

八幡宮　神功皇后・應神天皇仲哀天皇。　赤崎村　祠官　藤原氏　神子一　〔末社〕若宮・祓殿。

塩竈大明神　同

八幡宮　神功・應神・仲哀。　稗田村

八幡宮　神功・應神・仲哀。　小川村　〔末社〕若宮二社。

八幡宮　所祭上に同じ。　柳田村　祠官　三宅氏

天神　味野村　〔末社〕稻荷。

社司の說に、宮崎五郎左衛門といふ者、應永十四年、阿波國より天神を守護しけり、此處に來りて、尾首坂に鎮座あり。また文明四年栢植濱といふ處に移す。

今宮　同

社司說に、古へ田村將軍、此處に來り憩ひしに依て、後に小社を造り、田村明神を勸請するよし。

日本後記、嵯峨天皇巻曰、田村麻呂者從三位左京太夫兼右衛士督苅田麻子、正四位上犬養之孫、身長五尺八寸、胸厚一尺二寸、目如ニ蒼鷹一、鬢編ニ金絲一、有レ事而重レ身、則三百一斤、欲レ輕則六十四斤、隨ニ心所レ欲、怒レ目轉視、則禽獸懾伏、平居談笑、則老少馴親云云。

福南山明現　福江村　三宅氏　〔社領〕高二石五斗。

天神　木見村

社司說に、仁和年中、菅丞相讃岐守たりしに、船隣浦に通る時に、此郷の主三宅氏某出迎尊敬を盡し奉るによつて

懇遇深恵をかふむる。延喜三年二月廿五日、菅公薨去の後、三宅氏社を此處に造營せしといふ。

疫神　同　權現　伊弉諾尊。　浦田村　荒神　同枝黒石

天刑星宮　明現之屬。　廣江村　神子家　〔末社〕速玉男

書上に明現の屬とあり。按ずるに素戔嗚尊を祭るか。

神社考曰、簠簋內傳云、北天竺吉祥天王舍城王號商貴帝、遊戯三界、探諸星、名天刑星、降娑婆界、改號牛頭天王、毘盧遮那化身、頭戴牛角、猶如夜叉形類人間。下略

八幡宮　應神天皇。　呼松村

清田八幡宮　所祭の神三座、仲哀天皇・應神天皇・神功皇后、元文之頃、造營なりし由。　曾原村　三宅氏　神子一　〔社領〕高十石八斗九升八合。

社司說に、當社の記錄は、古への兵火に燒失す、然どもいにしへの木札といふもの殘りて、今に在り、其文曰。清田八幡宮は、神功皇后三韓退治歸朝之節難風ありて、此里に御船着て、田の中に行幸あり、依之、清田と號すと云々。

此宮山に、大きなる樟の生木のぼくあり、周圍凡二丈ばかり。

熊野土所大權現宮　林村　祠官　大森氏　禰宜一 神子三

大寶元年辛丑、初て此處へ鎭座、應仁の兵火に燒亡す。當社の來歷、委しくは五流山伏の處に記す、故に爰に略す。

〔社領〕高三十石。

備前國兒島郡宇野澤村之內高三十石令寄進畢可社納者也。

寶永七庚寅年七月朔日　御黒印

林村權現祠官

岩崎定勝寫

松原一草校印

吉備溫故秘錄　卷之二十四（神社五）終

按、細媛命誤也。考日本紀倭國香媛也。

吉備温故秘録 巻之二十六

大澤惟貞輯録

神社七

備前國一品吉備津彥大明神者、人皇七代大日本根子彥太瓊天皇第三之子、五十狹芹彥命也、(亦名吉備津彥命。)御母細媛命也、抑按二此命垂跡一、此國曆數既垂一千七百餘年、是本朝神社始、以二當社一爲二權輿一、然崇神天皇十年秋七月、定二四道之將軍一遣二四方國一、同九月、吉備津彥命爲二西道將軍一、至二吉備國一之始也。(日本將軍職)于レ時、有レ神自奉レ迎レ命、諮言我國位者也、名言二吉備冠者一、粤有二惡神一雖レ爲二異域之王子一、其爲レ行也甚無狀、故見二逐謫一而至二於此國木別墅一吉備中山當二西北一有二高山一、彼山有二大石窟一是住構二城郭一疊二磐石一密二要害一、(今鬼城是也有岩穴。)於二城中一湛二泉水一貯二奇石異樹一恣二已樂一。又、招下奪双從二西國一至二帝都一貢船上、以收二厨庫一、山麓建二炊殿一日日以二機車一運擧二其供具一、(此所日煮山、是有二釜二一、上口一丈二尺餘、今一七尺餘あり、于今有レ之。)彼眷屬もら鬼つてう鬼等、取二籠一族一不レ知レ數、猛如レ雷、所レ向无レ前、所レ攻必勝、敢沒レ之命開笑矣、(此日笑坂。)則冠者爲二卿導一攻二彼城一雖レ然命之矢與二鬼王矢一相二合空中一、落二中途一、(其矢祝神、今矢食神是也、里人祟レ之。)如レ是數日、未レ有二勝負一、于レ時一度放二兩矢一告聲在二虛中一、時命廻二賢略一放二兩矢一、其一箭直中、故兵盡勢屈、垂二血浪一、或中二箭双一流血如レ川、(是曰二血水川一、流二窟下一川也、里人于レ今爲レ名。)雖二挑戰一終不レ可レ避レ窟、夫同國日差山、到二東片岡一、命尋進軍戰、彼化爲二雉子一隱レ山、命變爲レ鷹驅レ之、爲レ魚入レ海、命化爲レ鵜逐レ之、(今、鯉食神社是也。)千變萬化、无レ所二逃去一、遂伏罪、勇士之道者不レ顧レ死、唯患二名泯一而已。其後、武埴安彥與二妻吾田媛一謀及レ逆興軍忽至二各分道一、而夫從二山背一、婦從二大坂一、共入欲レ襲二帝京一、時天皇遣二五十狹芹彥命一、擊二吾田媛之師一、即遮二於大坂一、皆大破レ之、殺二吾田媛一悉斬二其軍卒一、其後、又日本武尊東下時、吉備津彥兵下沒二戎夷一戰功勝二日本武尊一、又、出雲國賊大發天皇命二吉備武彥命一向二出雲一沒二賊衆一、爾後、國內風靜波平、而國家安寧也、于時、命領二吉備國一、依レ之地爲二淸淨一、遂於是經二營宮室一、以常住。其後、化レ神吉備津彥大明神奉レ恐也。(其後有二木谷嶺一。)又、彼吉備冠者武功勝依レ有二導功一、神祝東北御崎是也、于レ今賞罰新也。祟

神天皇重ニ於是一、爲ニ吉備宗廟國之鎭守一、于ニ春秋七十二候一之祭祀。又、百八箇度之祭祀、共舊記有レ之、只今歳五十餘度、其内六月廿八日、九月中申從國主様。

正宮殿奉祭神

吉備津彦命・相殿神・天足彦命・大日本根子彦大瓊天皇・大日本根子彦國牽天皇・稚日本根子彦大日々天皇・御間城入彦五十瓊殖天皇。

本宮殿奉祭神

倭迹々媛命・松尾大明神・倭迹々稚屋媛命・彦狭嶋命・稚武彦命・護現・白髯。

別社奉祭神

子安神社三座・稻荷神社・內宮神伊勢神社と奉申傳・東山御崎・山嶺八龍王・八幡宮。

此外奉祭神八十社。往古より夫々社人共請取有レ之。

神功皇后征ニ三韓一時、船着ニ於牛窓一、于レ時、當國之刺史爲ニ勅使一捧ニ幣帛一、爾來此例不レ絕。　仁明天皇承和七年十月二十四日、贈ニ送一品爵位一、于ニ神祝部一、從四位下任官勅許。　一條院御宇御造營。　白河院御宇、應德年中炎燒。　鳥羽院御宇永久二年、八百石之貢米一萬石之官米、生絹七千九百疋、令レ達補葺(マヽ)之功也。　後醍醐天皇建武二年五月十八日、尊氏公御上洛之時、妹尾に着岸、以ニ松田權頭盛朝一捧ニ奉幣一、同左馬頭直義公、御願書被レ籠、其後、天下泰平、尊氏公參詣、於ニ一品宮一種々寶物被レ籠、此時寄進之鐘、于レ今有レ之、尊氏公御甲に持遣し鐘之由、此故に年號月日銘はこれなしと云。　後土御門院明應二年十月廿七日、神主掃部助藤原德基、任ニ筑前守一薄墨綸旨頂戴。　弘治元年、をしほの御屋形御建立。　永祿五年十一月、松田將監元盛放火、依レ不レ成ニ日蓮宗一也、此時寶物燒失。　慶長五年、中納言秀家御建立、雖レ有レ之依ニ大垣亂一、礎柱立有レ之止矣。　同六年辛丑、中納言秀秋雖ニ御再興一半而止矣。　同九年甲辰、拾遺照直朝臣續レ絕改レ舊悉御建立。　同十四年己酉四月、備前大守少將光政公御誕生、依レ之子安明神御建立。　元和八年壬戌、參議忠雄公本社上葺拜殿御建立也。　寛文八年戊申四月至ニ八月一旱、國中既且鄰邦雖レ祈レ雨而無レ驗、故國主命ニ當國

之神職ニ祈レ雨、乃雩ニ于山頂龍王ニ、期ニ七日ニ、及ニ三日ニ而雨、國中潤滿。同十二年壬子夏、依ニ光政公御遣例ニ、御未姫子安神社江被レ籠ニ御立願ニ、正宮仁而種々御祈禱被ニ仰付ニ、早速御全快、依レ之、同年八月子安神社、並、鳥居御建立、子安靈妙益新也。　延寶三年乙卯正月十八日、社務正六位下筑前守藤原光隆勅許被レ成ニ下薄墨綸旨ニ頂ニ戴之ニ。　元祿十年丁丑正月、國守少將綱政公、大改造宮殿門廡階垣、華表悉成矣。　同年十二月二十六日、社務正位下肥後守藤原隆美、勅許被レ成ニ下薄墨綸旨ニ頂ニ戴之ニ。　同十四年辛巳十二月、依ニ子安神社破壞ニ社司奉願、因レ玆國守綱政公命修ニ覆之ニ。　寶永四年丁亥八月再ニ興天滿天神宮ニ、當宮末社在ニ于南方山腹ニ。　同六年己丑歲八月、国主左少將綱政公、當宮御修覆。

備前國中大小神祇

一、津高郡之內　天王所八社。　山王所三社。　大社ノ神。　五社ノ神。　片山守ノ神。　幣苦神。　法者ノ神。　神宮寺。　權現ノ宮所五社。　同三社。　榊木ノ神。　梵天ノ宮。　天津ノ宮。　山守ノ神。　御幡ノ神。　大床ノ神。　玉鉾ノ神。　あしかいノ神。　男ノ神。　姫ノ神。　若宮所三所。　渡津ノ宮。　杉尾ノ宮。　尺ノ宮所。　今宮。　寶者ノ神。　權者ノ神。　皇ノ宮。　地藏ノ宮。　柴木宮。　宇津ノ宮。　秦姫宮。　大森ノ宮。　藤守ノ神。　新□之社。

一、兒島郡之內　權現所六社。　神宮宮所二所。　灯明神二社。　天神所五社。　帝釋天三社。　天王五社。　荒神社五社。　渡海ノ明神。　渡津ノ宮。　若宮所六社。五社。　兒ノ明神。　渡島明神。　岩付ノ神。　榊木ノ神。　幣苦神。　祝アノ神。　コトノ明神。　ヒヾキノ神。　イトノ宮。　男ノ宮。　姫ノ宮。　郡ノ宮。　浦守ノ神。　濱守ノ神。　海原ノ神。　舟付神。　足高ノ宮。　同新宮。

一、三野之郡之內　伊勢宮。　酒下宮。　八幡ノ宮三社。　天神宮五社。　護現六社。　荒神五社。　天王二社。　同同。　山王社。　舟守ノ宮二社。　若宮五社。　太尺天二社。　玉宮ノ神二社。　今村。　大宮。　祇園ノ宮。　此外

いわひかみ所宮等也。

一、上道郡之內　八幡ノ本宮。同八幡五社。天王三社。荒神六社。山王三社。祇園二社。國府神同。四ノ御神同。四所ノ明神。籠ノ明神。岩戸神。あつさの神。權現三社。榊木ノ宮。二ノ明神。山守ノ神。井手ノ明神。森ノ宮。土師ノ神。渡次ノ神。惣社ノ神。弓鉾ノ神宮。今宮。上道宮同。新宮。

一、赤坂郡之內　八幡八社。天王五社。岩內ノ宮。作田ノ宮。本郷ノ宮。權現神五社。山王三社。荒神五社。太尺三所。若宮三社。榊木宮。高尾神。六社明神。五社ノ神。松尾ノ神。數守ノ宮。玉高ノ神。國守神。赤松ノ宮。赤坂ノ宮。同新宮。

一、岩生郡之內　八幡八社。荒神七社。權現五社。山王三社。若宮六社。天神五社。天王三社。小野々神。澤田ノ神。六社ノ神。玉ノ宮。山ノ神宮。九社ノ明神。神宮寺ノ社。天守ノ神。權ノ宮。一之子ノ神。弓鉾ノ神。岩生ノ宮。

一、和氣郡之內　八幡八社。權現ノ宮五社。荒神所八社。天神所五社。和氣ノ神。山王ノ神。若宮所三社。幣ノ神。祝部ノ神。手將ノ神。神高守ノ宮。宇都ノ宮。今宮。六社ノ神。七社ノ神。浦上ノ神。赤松ノ宮。

一、上東郡之內　八まんの宮所八社。大宮ノ神。石津ノ宮。渡川ノ神。樋守ノ神。神宮寺ノ神。若宮所五社。六社ノ神。九社ノ宮。山王ノ神。天王ノ宮。權現ノ宮。榊木ノ宮。玉鉾ノ宮。あしかいノ宮。男山ノ宮。祝神。幣言神。實者神。權者之神。荒神所七社。天神社五社。上東ノ宮。

一、邑久郡之內　八幡所八社。天神所五社。荒神所七社。六社ノ神五社。九社所三社。神宮寺所。天王所三社。五社所。權現ノ宮所三社。大師ノ宮所三社。若宮所五社。岩藏ノ宮。色嶋ノ宮。うしまどの宮。渡津ノ宮。千次ノ宮。山王神。久方ノ宮。幾ばくの神。男山。姫崎宮。ならしの宮。しなの宮。小

松ノ宮。　濱崎ノ宮。

一、備中の內、あそかなや村上下　在人御まつりの時も、此方の一宮より、社家人幷役者參じ、彼村あきないを仕候衆、同いもし衆、備前之內へ參候はゞ、其初尾とて萬のうり物、又いもしの道具のはつほ、馬の數役、こまのあしと申、同前役男役と申て、數役每年春秋二度參り候、是もおたくしの由也。

一、備中大塚上下　村へ　あきない衆右之ごとく、悉く諸初尾、備前へ參り候、同あふらい杜役門役に、それ〳〵わふして參り候。

一、備中せのに雨うら村えあきへ　右之如く悉く備ぜんの一宮へ諸初尾參り候、幷御へん御さい浦役は、備中へとて春はひらのうほ卅三こん、同たいのうほ卅三こん、秋はしほだい百廿まい、又おかずの物とて、小肴百八十參り候。右の諸はつほ、神主祝部借屋、此三殿ノ家より被ニ仰付一候て、それ〳〵下奉行參り候。

備前國中村々在々ノ宮かみ〳〵御祭りに付て、一宮より御改之事、但むかしは大き成るやうに申候、先々是は近年おぼへを社人衆かき付申なり。

一、津高郡之內野殿の天神　御まつりに一宮のせんしほと申神子まいり候て、うけ取候、申分同樂ともそい參り候○白米三升三合但十三合入の桝にて　○小もち卅三也、壹升三合だんごをばかり　○わらぎ二本いもとしに二度候よし。

一、同郡山崎村天神の　御まつりに、一ノ宮一ノミニ延國延安延家以上四人參り候て、○きよふめしを廿五ぜんとり申候。　○御へんと申候て、たいのうほ五、こんせいのうほ卅三。　○みき三升三合。　○小かゞみ六まい、とり候也。

以上正月十三日・同廿五日・八月廿五日まつり也。此樂頭の衆、又うし子まとをい申。

一、同今岡村御崎ノ宮　まつりに、一宮より三子の座の衆、樂頭衆まいり、色々の神樂事被レ仕候、其おりかた。
○大かゞみ六まい○小もち百廿○さけ三升○御へんのたいのうほ六こん○おはしの下とてかわらけ卅三○ちや

ぶくろもち十二〇つくねめし六ぜんとり申候。

以上としに貳度づゝ也、何も今岡村宮一宮の社家さいはん也。

一、奈良津村三社の宮の　まつりに、一宮よりごんの一三子樂とうの衆まいりおりかたの事。〇けうの御めし六ぜん〇おんへんのたいのうほ六こん〇小かゞみ六まい〇くつかた卅三〇みき三升三合　〇御とうめういわひあぶら一升二合〇しゝはしりとてぬの十二ひろ二尺〇御馬かけとてぶちのしろ廿疋

以上正月八月貳度づゝ也。

一、芳賀村上下三社の　まつりに、惣の一三子同座の衆同樂頭之衆まいり候てとり被ㇾ申おりかた。御ぜんのけうのめし六ぜん〇御あらいこもの代一升五合但はこむしろ共十〇御こりあわせと申御祝げんに米三升三合錢百廿文〇御さい木のいわひとて卅三文〇御かゞみ六まい〇御さい木のいわひとて卅三文〇みき一升三合〇御百姓所務の御祝言とて納升に五こくを一つにまぜて三升三合〇おかずと申て大こん五ほん〇せいのうほ六ツ〇しぎの鳥三ツ。

以上正月權のかみ、五月友光、九月(かんなりにあり)三人より仕候。

一、かつほ村二神の　まつりに、一二の三子同座の衆樂頭衆被ㇾ參候、おりかたの事。〇さい木御いはひ〇松の御いわひ。

一、あおいかつらの御祝言とて、以上米七升七合、錢三十三文〇おぜんのめし六ツくれ〇小鳥六ツ〇小肴六ツ。〇かわらけ六ツ〇小かゞみ六ツ〇大だんご六ツ〇みき六升〇御としのかずとて小もち三百六十〇御馬の祝言とて大豆一升三合。

以上正月九月二度づゝあり。

一、しとり村上下三社の祭りに、一宮より禰宜一人、左行より一人、樂頭衆一ノ三子おの〳〵參り候、其時のおりかた。

〇御せん三せん〇御へんの左のこほ三こん〇御拜そろへとてきぢの鳥一つがひ〇くしがたのもち卅三〇みき三升三合〇すもうのちからあわせとてだんご餅百廿〇さか木御へいのもととて錢廿疋まいり、但、近年は此衆中御不參、奉行一人ヅヽ參上以上としに二度也〇まへかみとてひろ中紙貳束二でう。

一、うかい村・すけの村三ケ村、金川上下七社の御まつりの時、おりかた。

〇けうの御せん七せん〇ちやぶくろもち七ゆひ〇はもうとて鳥大小七ツ〇三たちの御祝言とて錢三百三十文〇三くしの祝言とて米三升三合大づ三升三合〇御かみあそびに中紙三束三でう〇だんごのもち大小百卅〇れんしのあそびとてぬの十二ひろ〇かいなさしとておび二すじ〇けんぱいとてはかまのぬの中こてのぬの十二ひろ、同わしき二本、同うちわ二ほん〇くけうのあそびとてたひのぬの三ひろ〇おばたぬくめとてわた三ば〇たまほこのまつり・あしかいのまつりとて錢三貫三百、同ほこ木とて長三間八尺のかしの木十二本。

右之七社とは、まき村上下より野々口村よしお村より、金川上下までしはいのよし、むかし申來候、但し樂頭の社家衆十二人參り候つると申傳へ候。以上。

毎年七度のよし。　いづれも、菅野村上下より、金川村上下・紙工村・宇甘上下までは、此七度の御神事、同然の支配祭り御事に申傳へ候。

一、加茂上下村々在々より一宮へ參り物事　村々の三子法者衆、三月十九日御幣の本と申、其かしらの衆より、神主衆へ錢廿疋ヅヽ、其下には、時々の進物にて被ㇾ參候。　六月廿八日には、御幡を三本からぬの三だんヅヽにてはき立被ㇾ參候。是は村々の三子法者より、錢を人やく次第に卅三文ヅツつなぎ相そろへ、かも上下の法者かしら衆三人として立被ㇾ參候以上、からぬの三本合九たんわうき合十二本、うちわ十二本、おひ十二すしにてはぎ立申其時在々村々三子ほふしや人數ありまゝ、一宮へ六月廿八日に到來仕候て、おもひ〳〵の神樂事、とうの口をあけ被ㇾ申候。同申郡々さと部々の神子太夫衆も、それ〴〵御幡を立悉く被ㇾ參候、各御幣ノ本と申神主殿へ廿疋ヅヽ樽錢持參被ㇾ申候、則ふるまひあり。同山郡かも上下禰きかん主衆、大小の宮をかゝへ持候衆中よりは、春秋に

御へいの數神樂役宮役とて、人々に樽錢廿疋ヅヽ、其時に木のみくわしをそへ、おもひ／＼に、一宮神宮殿へ被レ參候よひこしのふるまひあり。　同三とりの御祝言とて、きしの鳥二つがひ。同御幣かみとて、あつがみ三束三でう。　同榊木の祝言とて御同くらにたき申わりきすみ薪木。廿三たん三くさの御いわひとて、柴き廿三たん參り候。

其時神主殿より、其かしらの人にかゞみのもち一重すへひろこりとてわりき二本づゝ各へ遣被レ申候。

一、三野郡の內今村明神御まつり年に貳きの神事也、一ノ宮の一之三子樂頭衆以上七人罷在候、おりかたの事。

○けうのめし六せん○御へんのうほ但時は肴卅三こん○くしかたもち卅三○てなりのつくねめし三十三。　○御幣さ木の御祝言とて錢廿疋。　○はなもの舞わうき十二本、御酒三升三合、○れんしの舞の御はつほ米三斗升。

一、同宮保天神御崎八幡まつり、としに三度、此村は一ノ宮の日につくうのまいへ申御知行所也。毎日毎月ノ日くう所、此外に右之祭りに一宮より神樂ノ衆十二人出合申候、それにおりかた。

○かいなさしのはつほ錢三百卅。　○樂頭ノ祝儀三百卅文 ○御幣本三十三文 ○袖花のいわひ米三升三合○けうのめし五せん。　○御へんの肴百廿こん。但時々のさかな也 ○かわらけのいわひ十二文○だんこもち大小百廿○ちやふくろもち百廿。

一、三のゝ郡り內二日市春日のまつり年に二度、樂衆一ノ宮より被レ參、はなもの舞、ぶがく舞、其おりかた。

○白米三斗三升○けうのめし六せん○御へん肴十二こん鯛のうほ○ちやふくろもち三十三○御幣の祝言廿疋同○御はらひの祝儀とて○五こく三斗三升大豆大つ米ともに御酒三升三合○からぬの二ツ○おはしのいわひ十二文。

一、同郡鹿田ノ天神八幡今宮若宮酒下ノ明神御神事に、一ノ宮へおりかた。

○みきのはつほ三斗三升、但、つくり立のむろみのさけなり。又あま酒三升三合、又かすさけ三升三合、さしさけとて水のようなるあまさけ三升三合○このはなの御祝儀とて白米三升三合○ふぎちのいわひとてくら米三升三合三たちのいはひとて同三升三合○御かまへつついの祝とて同三升三合○御馬屋の祝儀とて大づ三升三合○三

くまの御はつほとて米三升三合〇三たいの御よろこびとて三升三合〇五こくの御祝儀とて大麥三升大づ三升米三升〇みたらしのはつほとて錢三十三文。

一、同郡伊勢宮御祭禮の時一宮へ參候御はらひの御祝儀とて錢百廿文〇御幣御いはひとて米三升三合〇みそぎの御はらひ米三升、大麥三升內神外神の御祝儀とて錢百廿文。

一、同三野村上下八まん天神御崎の宮。　一、同ひらせ上下村々神事、としに二度。

御まつり年に三度〇御酒一斗二升御はなよね一斗二升、御へいの本錢廿疋。〇御からぬのいわひとてあらそ三束三わ〇榊木の祝儀とて錢廿疋〇渡瀨の祝儀とて御肴卅三〇舟木のはつほとて薪木三たん三そく〇舟原のいはひとて錢卅三文〇うのうほとてあゆのうほの時百廿。

一、まき村上下の事。いはひ木、さい木、川さかな、御すらおろしの御鳥の羽とてきしの鳥三つがひ、したゆつりは、三社の御へい紙、以上いろ〳〵さま〳〵まいり申候、長のゝロ・金川・吉尾上下の內に入候かと被レ申、近年は同前に被二仕調一候如何、御ふしんに候。

一、むさ上下村々二ノ宮三ノ宮五社六社より、色々かす〳〵一宮へ參候書付御座候。

一、鳥取村々在々よりも、同前かきものあり。　一、いたひろ岡村々山方上下七ケ村、同前國の原。

一、かんた上下、かるべ上下、さゝわら上下、村々在々。　一、ひかさやたおのたわらしほほと田かま。

一、さいき上下、村々山方在々村々より、色々數々の子細有。　一、かま岡、わけ上下あんやうし、上下八ケ村在々。

一、片上、いり、八木山、三はし〇くにのふ村同やはきかむら矢とし〳〵三てツ、まつかつら、其子細度々あり。

一、こしまこり兒嶋浦々より、いはきかなとておんへんとも申鯛十二かけつゝ、其時々の〇小肴百廿〇御かすの物とて〇あをのり〇はまぐり〇かき〇にし〇しらうを〇なまこ〇このわた〇かゝな〇ひら〇くらげ〇あみ。

以上物數十二色、春秋に貳度づゝまいり候、いづれも和氣郡・邑久郡・兒島郡。此三かゝりのうら〳〵の舟かた・あみかた・れうしかたよりしはい仕候て、いで申候、其村同浦にれうして多少あり、何も御神前の御へんは年中のを、此浦々よりいで申候

一、右之和氣郡・邑久郡・兒島郡。此三郡りのはまし・ほかたより、かまの數にわうして、しほ年中に百廿代まいり候此しほに付ては色々の子細有。

一、備中の內せのふ雨うらより、春秋に鯛のうほ百三十かけ、ひらうほ百廿まい○はまぐり○はいかい白うほまいりしいそさかな御へんとていろ〳〵子細有。備前の內へあきない仕候て、其はつほの心なり、むかしより此　へふこ役人役馬やくに諸初尾いたし申候。

一、いぬつかひ村上下、あぶらのはつほ、はしら役。ふくろ役とて、春秋二度にあぶら合一斗三升五合、神前御とうめうにまへり候、此犬塚村の諸工事、是にてめんきよ申候。

一品宮御神事取役様并社家方

一、上官衆七人神主殿共に。　一、御番頭、一ノ殿・二ノ殿・三ノ殿。是を三守殿と申候、七人の外に三人なり。　同脇番九人。

一、社家方十二人。神人方十二人。本宮方六人。御釜方三人。　一、門客人方二人。脇殿方二人。神宮寺方三人

一、神子座十二人。地人方十二人。　一、神主殿六人。上官方社務大森殿へ東公方の神人廿三人。但それ〳〵役者にわふして也。

一、九月の御まつり、何時もさるの日也。國主より御馬、又流鏑馬錢三貫三百文、御神樂錢三貫六百文參候。

一、六月廿八日に、毎年國の守殿より御神馬一疋、御馬代三貫、御弓一張、御矢一手、御太刀一振、御神樂錢三貫六百文參り候。但、御弓はむらさきの袋に入申候、是つるぎをはこに納め、弓を袋に入申との國長久の御祝なり、其外、諸大名衆より御神樂せん參り候。

一、御馬方は藤次安延馬の亟いつれより御神樂參候時は、御くつわ錢とて、廿疋ツヽ取申候。

一、三月十九日、六月廿八日、諸あきないの衆みせかりやの事は、借屋の家よりさいはん、則下代り六間と申者なり萬うり物のはつほ取り被レ申しはいかりやせんは、御官入用につかう也、毎年六月廿八日に、御はたのこしらへやうは、六本ともに同前なり。

一、御幡一本。白布三たんにて、津高郡其村の法者神子太夫かたより、但、扇子四本幡四本、帶三筋御幣にて御はたをかざり申候　同一本からぬの三たんにて、上道郡おたみの法

者み子太夫調る。同一本からぬの三たんにて、上道郡平嶋ノ法者み子太夫仕候、同一本かふぬの三たんにて同前に、邑久郡土師村の法者衆太夫コンガラ、同二本かふぬの三たんにて同前に、津高郡之内にも村上下在々の法者各へとして仕立申候、但、樂頭二人也。

一、笛之役者二人は、上東郡之内やもうり村より出仕申候、右之役人衆六本の御はた仕、立其村々の役人神子太夫法者一組、御はたの道具相調、其郡々のくみ頭にしたがひ、一ノ宮へ到來申候、例年より其役者如此に御座候、そうして六人の頭をはじめとして、其役人數六十餘到來仕候て、おもひ〳〵の神樂事を取り行被レ申なり、此かしらの衆より御幣の本とて、料足廿疋ツヽ、神主殿祝部殿へ參候、其外は時の進物にて參候、上下の人々に悉く神主殿よりふるまいあり。

一、社務政所は大森より扱、同社務同國中諸さいばんは、悉く右之兩殿衆、先代より扱致す也。

一、社僧衆は山神、山神申寺在木山清蓮寺・八德山大谷寺以上六院內、三十二人坊數なり。

一、神人方・社人方・地人方・鬼言人方・役者・役人・行人方、此衆中神主殿・社務殿・祝部殿・借屋殿、又、それ〳〵わうして右合力に付て奉公方也。內々社邊・馬場・池邊・さゝ地を被二仰付一、悉く役人・役者被二仰付一候、以上。此衆中卅二人有。

一、囘國聖衆諸納所へ御經を納被レ申請取之事神主衆より判形出し、行事方よりヒデリ衆へ出被レ申候、其札錢六文但十二文の時も有。

一、年中御祭り大小三十三度。但昔は七十二度たり、萬神事祭り事之時は、神主の御家より一老の所へ被二仰出一、惣社中へ觸申候。又、社家衆ゑぼしおき座に付、官に成申時は、其人々の衆中、一筋々もよふして、其位次第に各々へひろう申くわんに付候、但中座の老者はヨクアガク也。

同上官之衆は、惣社中へは、案內ひろうにおよばず神主殿の下知次第なり、其後、社中へふるまい有レ之也。

御神事取行の時備え物扱方

御釜屋

御供所

御釜屋 三間 五間

神人方五人内 三人は祝部殿より下知　炊女二人 二人は借屋殿より下知　御釜一所。

此御かま屋より御くら所へ、御めしをはこび申には、長ゑの櫃に入、地人方の衆かき申也。其内に神人の衆ほかいに入候御めしを、二人とじこもり申候、又貳人のあそ女は、めしひつに入りうじをかけてかへり申候。此御かまやとおくら所の間は、右左にしめをひき申候、先〳〵中座之一老御幣をもちさきへ立申候、この所へより中座之衆うけ取申也。

御供所 二間 三間

二人はし・ほふてう・まないた。　同　二人

おんへん鯛十二かけ・此外小肴（其備へにより、いろ〳〵かず多し）。其まゝうほ一こんすへ申候物を何も御せん（一せんに・うほの類二所）、いづれもかわらけ五つすへ申候。つものは時々の物なり。右こしらへ申候御さかな、四方に悉く入、其包くし人之内、老者二人かき申候、御せん同前に御備へ所へ参り候。

南門客人

此御かとまらふとにて、右之御幣を持たる、中座ノ一老さき申にて、御せんの御案内を、いつにもこゑたかく三度ほうと申なり。これほうとは、そなへたてまつるとの事なり。

御せんのかけはん七せん、たかつき十二、さんつけ三十、たいノせん六せん、ひらせん廿五、くわらけ百廿まへ、御はしノ數百廿せん、御くけうの物六せん、是はもり物なり。

御せんの次第、是よりはいてん迄、地人衆神人衆はいてんより大床御茶たゝみまでは中老の衆、二老三老者迄、同前中段より御戸までは禰ぎ衆、同三人の御番衆、みすとてらの內は上官の御あつかいなり、いづれもいづれも大ゆかまくの內よりは、悉く御てんくらに被レ作候。

南門客人

ほうらいの龜

つゝへいじ

御せんの次に、ほうらいの鶴龜又次につゝへいじの御酒まいり申候、右菓子は、其時々の物、但五いろ是も一つにもり不申ふん〳〵たり。

ほうらいの鶴

一、かとまろふとにてさき申にてより御神樂參り候。

一、のつとはかり樂頭と申て、鼻長のおもてをかけゆごてくゝりはかまにていて申候。

御拜殿圖にての、つゝえと申也。此言葉肝要也。

一、長のやにことり、かぶとをきて、かたあて・ゆごて・せきひき・むかはぎくゝりはかまにて五人ほど、太刀・弓・長刀・けん、此道具をわきはさみ、手足のいんけうにてけはいをふみ、あくまをはらひ、四方天地をちんし申、其間に御せん參候。

御拜殿圖（えゝつ）

其御神の本來を、一々次第に申たて、其國の郡り所を申、如何樣々子細にて、所にいわゝせ玉ふ、同此旦生ノ氏けいづ、同氏孫を申、是何やうの立願祈念ノ子細息災延命之趣を一々次第に申上候也。但、其たん方ノ心中次第に萬大小申事あるべく候。此次に樂頭〱到來、此次にれんじの舞、此次にけんはいをふみ四方天地をちんしあくまをはらひ申也。

御拜殿圖

長刀・御太刀御鉾代・御ほこ・御弓白羽のかむら□（一字不明）・御ほこ・御太刀御鉾代・長刀。

一、惣樣舊社大小五十一字也。それ〱の社家衆悉く末社へそなへ申候也。同本宮へは肴はまつらず精進のもり物

也、是六人の神人內、かみをすりたる衆三人以上、百餘の御せんに、其大小は各々おりかたうけ取候、衆あり、但し、同本せんの內二せんは神主殿一せんは祝部殿一せんは借屋殿、是社務代とて二せん參り候、此次〳〵はくらひ次第ゑぼし、次第に一せんつゝ參り候。

一、いづれより神事樂事參候時は、神主殿より中座之老者へ被レ仰後、惣社中へ案內あり、然ば其さいはんはかり屋殿より被レ仕候、七人之上官衆之內惣半分神主の御家へ同神人の內にては惣半分み子座の社家へ中老の座へは、惣社家三分壹次にそれにわふして同役者等などは、惣七分一御社僧へは本宮しゆろとう法納所へおうして參り候以上、しはいのさん用おりかたの帳はかり屋の家に有也。

一、太刀刀けん馬神鳥、其外武具共まいろう時は神主の御家へ參り、祝部かりや禰宜へしはいのはからいあり、其書付前々の如くたり、諸事のひしん物にわうして、百へ御ふるまいは、悉く神主の御家へ被レ作候。御神前にて、御祈念の取行は、色〳〵多く御座候得ども、常には大百度の御祈念能々其仕樣之事。

御樂所

奉御祈念大百度の社參目錄

一十、息災延命　二十、子孫繁昌　三十、家內安全　次十、諸願成就　五十、如意滿足
六十、　七十、　八十、　九十、　百十、

右抽祈精處且主諸願如意敬白

今月今日大神吉慶

如此目錄をかき、長床の右左に、筆者と數、申と二人居候て、十二人の宮めぐり仕候間、壹度〳〵に、此目錄にてんをかけ申、則神前の拜殿におし付可レ申、宮めぐりは、北の神宮寺之北の岸迄、南は御釜之南きし迄也、此間を十二人の社家十度めぐり申候、其間に各〳〵其だんなのとし立願之子細を申きねん被レ成候、但、大名衆よりの時は、神主上段にて祈念を被レ成、同祝

部祝とねき三人の御番頭、借屋は本社のまはり大ゆかを大百度成就之間、宮めぐり被レ成候、其間に祈念候、上官衆被レ作候此間にみ子衆は拜殿にて神樂あり。但、無言なり、此外いかようの祈念にも、其筆者數申候、左右に壹人づゝあり。

一、大床の百度と申は、惣社家衆座になほりい申候て、その內一老より始御神前に參り、三度ヅツ、其祈念の子細申てかつこうの心を申て、次第〳〵にかわり〳〵、又本の座に居なほり、以上人數の迂を以百度如此に被レ成候、同神主、幷、上官衆は上段にて祈念如レ此候、神樂は此成就の間、はいでんにてあり、只今ぬかづくとは、おかみかつかうの心なり、ちゑ五くうのきねんとは、右之日くう御せんの取りおこないの事なり。時の神樂右同前。常の御くう日くうも同前。

一、たまほこあしかいうなはしのきねんまつり事は神主、同六人之上官衆の役なり、是は內神の子細なり。

一、あこねのまつり事、御へいのはらひしめのたん。

一、七代五代のまつりおこない、悉く上官役也、只今かなつり所とは祈念かなへ申との事也。

一、神樂は三とうりあり、是大小の神祇大に肝要也。

一、五十一社へ十二人、社家衆七返まはりきねんを被レ成候、是惣社の宮めくりと申在所、惣氏子のきねんに尤よく候、常に此宮めくり被仕候。

一、み子法者衆湯立かままわりと申事は、旦那よりあつらへ祈念次第の物なり、社家衆かまいなし。但おりかた支配は前の如し。

右社家之內、中座之衆は、其內一老より始申也、但

〇一老は、より上りとて、ゑぼし座次第。　〇神人衆の內は、とし次第に萬事調へ申候。　〇み子衆は、はいでんの役也。　〇法者衆は、庭の役なり、但、宮の左りの大床の下の事。

一、六人の上官衆は、上殿の役なり。但、神主は內神の役、是は所不定、餘の役は一切かまい無物なり。

一、燈明錢は旦那たりとも、神主裁判申候、自然油上る時は別燈なり。

一、何之旦那より祈念誂候時は、其神人神主殿理り申、其時大百度申臣、又其三種の大祓にても、其時の旦那の心各

御初尾次第にて、祈念申候、少々祈念にても、無理自分してはからひ申まじく候、常に祈念候、神主又上座六人出合申候、大祈念候時を不ㇾ殘出合、その役相勤也。

一、同あそのかなや村よりたゝら役、かまやくとて、春秋に〇うしくゐの〇へりと申物〇同さき〇ことく以上大小卅三、又御日くうかまとて二〇年中に參り候〇こまのあし前やく人役にもいで申候、是にて備前の内にて諸工事ゆるし申也。

康永九壬午年六月廿八日

もうでしたまふ　あゆみしたてまつる　同　はこぶかなへる　ぬかづく　らいし申　はいし申　さゝけ申　ちんし申　ひざをくづし申　いふう　かつかふしたてまつる。

・・・・・御神前にて御子方不御役申上事・・・・・

七一番　地さい仕候事　津高郡建部の内　太夫やく　　九二番　しはい入仕候事付たいのまい　赤阪郡太夫相舞　小さほやく

八三番　つるきやすみ　和氣郡太夫共に　同役人　　六四番　みてぐら遊　みしめなわあそびとてあまたの役なり　岩生郡二人　同役人

七五番　御つな遊び　女にて不ㇾ苦候　邑久郡太夫共　同役人　　四六番　神むかひ　是は神分とさほうを存候へばいかやうの物も不ㇾ苦候女にても可ㇾ調候　みの郡　太夫役人

三七番　是あまり位はなく共、いかにもかふらやのつとのまいものゝ役也。付、太夫五人のわよし　津高郡　から屋の太夫　　五八番　地のあそび　初心のものにても不ㇾ苦候み子楽付、天人さきわんせん、かゝとも但、へいは小まほ役　下代中野郡　同人役

二九番　神道の内に御へいの役は、大事の物なるにより、無學へいさかきのもんとうの者は不ㇾ仕候。付、山の神、但、へいは小さほの役、かやう初心の者せめて不ㇾ苦候　兒島郡太夫共　同行役　　一十番　天照大神まい　是はいかやうの初心の者にても不ㇾ苦役也　上道郡　をたみの役

太夫役 □□□□道（虫喰不見）

十一番　しやしゝのまい　是はいかやうの初心の者にても不ㇾ苦役也。付、りとうのくち

以上國中の午子共召つれ如ㇾ此調べ申也。御湯立は御祈念次第ものなり。

右御神事・かくら、大かた如ㇾ此調可ㇾ申上ㇾ候。

社務代 華押　建部權神子 華押

御野郡ひらせ郷　やしや御子 華押　津高郡高屋之郷　わらへ左右衛門太夫 華押

上道郡かちの郷　おたえ兵衛之介 華押　御野之内中島　三野之こんろく 華押

邑久郡内　はち能太夫 華押　上東郡内　中之部太夫 華押

社務代　やしや御子　建部權神子

わらへ左右衛門大夫　おたえ兵衛介　三野之こんろく　はち能大夫　中之部大夫

一宮政所様

天明之比、國中之神子太夫共、家衰微仕、役義も御勤不ㇾ申一宮への出勤も不ㇾ仕斷絶仕申候ゆへ、御訴訟申候て、家のすしき御座候者には、其子孫に御續せ、絕家仕申者には、他より被ㇾ仰付、古法之通り御定被ㇾ下候由申傳候、其節神子太夫共連判之證文にて御座候由、其節の御國守を松田權守元隆殿と申由、則元隆殿御判、文明二年六月廿日に被ㇾ下に今傳り候て御座候。

一、神前御祈念之事

大百度本社より、本官え、幷備中備後之神祝所、又若宮豐の御釜、神宮寺以上、此間え百度社參、其人數十二人也。同御數申一人、目錄之筆者一人、此二人は、拜殿の左右に居申也。同奉行一人、是八面の大床に居申、以上十五人也是大百度人數也。

右の御役人往來の間、御神語唱、御祈禱申也。同時神前備へ物御太刀一振、弓一張、扇團三本宛、新き御幣本二十二節、鏡面二、五穀色五、御酒所二、燈明所二、沈香・正面に榊所二幷振舞の事三度也、其多少は施主次第也。同進物等も、同前神樂は三通り在り、此多少も同前、但本社にての神樂無言也。脇殿にての神樂は檀那次第に託宣とも有。神樂の人數十二人、其道具は如レ常返々正宮にてはと託宣あるべからず、是恒例也。此宮神子は死たるもの丶、荒口訪ほとは一切あるべからず。但祈禱湯立と云ふ事は檀那の好次第たるべし。惣別尤とは無レ之祈念の第一は、御祓い是肝要也。是も三通りあり。此祓の心大事のものなるにより、常に仕候無レ之。

社僧之御祈念は、正宮にては是あるべからず、本宮にて肝要たり。然者本宮の社人、幷役人正宮にて裁判一切光レ之、同正宮之役者、本宮にもかまわず、本宮神宮寺八萬同前たり、去ば惣社家の內、上官人二、御番は一ノ守殿、二ノ守殿、三ノ守殿三人脇番六人。

一老。中老。禰宜。神人。飲女三人。言鬼（ギユ）人。地人（チニン）。

右社家之分際五通り在り、烏帽子上下それ〴〵に應じて五通り在、幷座敷も有り、是恒例たり。或は日供・穀供、或は御酒、上段をば三人之御番衆、中段は南奉行、三之段は老公（ラウシヤ）、拜殿は二老、御大狗は惣社家以上百廿人、御釜より拜殿迄。

五十一の殿宇、それ〴〵のまかりもの請取之衆、右之如く座次第たるべし。兩上官下知により、左右之行事、悉く裁判あるべき者なり。

正月七日。三月三日。五月五日・七月七日。九月九日、此御供、幷三月十九日。四月卯ノ日・六月廿八日・八月八日・九

月申ノ日、以上神事なり。是に多少有レ之、大方祭り數三百八ケ度とは申ながら、近代は年中七拾五度なり。御棚の數百七十三つくね飯なり。但本宮・神宮寺は精進也。

本社八間 但、檜わらぶき也、丑寅向なり。 拜殿 但、かわら葺なり、間にて二階作也。 長ノ屋 四間・十六間、かわら葺なり。 兩脇殿 貳間・一間に中ひわだ葺なり。兩中務殿 相向、三間・四間、かわら也。

兩門客人 三間・四間、面々西にあり、かわら葺なり。本宮 三間・四間、寅卯向、ひわだ。同拜殿 二間・三間、かわらなり。同長ノ屋 三間・八間、かわらなり。 神宮寺 六間・四面四方、一間之椽。 同集來所 四間・八間、かわらなり。 同社僧御集來所 貳間半・五間、こけら葺なり。 同法納所 一間半四面、かわら也 同廻國旅人休所 貳間・三間、かわら。 同賄所 一間半・三間、かわら也。

御釜屋 四面・七間、面南方にゑんあり、かわら葺なり。御馬屋 二間半・七間、面椽。 同馬守藤次 二間・五間。社中衆來所 三間・五間。神樂座之衆集來所 二間・三間、相向てなり。

御祓所 二間・三間、同内方のかこい所拾貳條なり。是面々門客人左りの脇なり。 社僧御祈念所 本宮拜殿の西に二間・五間、同かこひ所一間半・三間。 社務檢斷所 本社と御釜屋の間に三間・六間、おなじくかこひ所、十二條。 神力寺本堂 七間四面、本尊に彌陀三尊也。同觀音堂 五間四面。 同地藏堂 六間四面。 塔二 但内壹つ不足、貳階之輪堂なり。 同鐘つき堂 二階作りなり是南の尾崎なり。

山門 二階かわらぶきなり、鳥居正面川東なり。 同大鳥居 三野の川ふちに有レ之。上宮の居所 北は高室、南は尾の上、東美(マヽ)竹此外也。 物社家居所は 右之間を神前迄在しなり。

以上社頭五拾壹宇と申せ共、近代は如レ此見へ來り、御先年之繪圖代々之御書物は、社務大森殿に傳れども、依盛衰經年序者、爲草境不レ正、爲罷改是也。

一、社・家・人・之・次・第・

○神主 代共二人。 祝部 代共二人。 幣渡(ノット) 代共二人。 借り屋。權寶理(ゴンノホウリ)。權祝部(カリノホウリ)。 ○番頭三人以上。 一ノ守、二ノ守、三ノ守殿、大供事共申也。此三人の殿、月に十日づゝ御番也。

○禰宜。老者。左右行事。二老之衆。 ○脇番十二人以上、神主大守社務大藤内。 ○神人十二人。飯炊女(アツメ)方。雜支六人。 ○鬼言人六人以上。 ○神樂方五人。乙女八人。保頭六人。 ○馬屋方六人、以上。 ○髮そりかた之衆六人 本宮之方。 ○衆徒かたみ之衆六人 同。 ○法師方之衆三人 同。

一、社・家・衆・座・敷・之・事・

供筍のたん御火鉢の左は神主。右は祝部 左向けなり。 同下四條疊之左は番頭。右は借り屋。 左之次は一老・二老之衆。

右之次は行事・政所之衆此外天神仁中衆、何もとし次第なり。

一、冠に上は梧之頭之付たるあやを黒く染、ゑりには赤地の落色を付、水の緒にはむらさき、上下同前、白たび、しやくをもち、行事之時は沓をはき、是神主祝部分也但常には左持之ゑほしに上下白く、すゑひろこりの扇にても不レ苦。又御神事之時は、右之くろしやうぞくの上に白きらす衣を着する也。

一、左持之烏帽子（カサヲリノコト）、上下白しようぞく、すゑひろこりの扇、白たび、是は三人の番かしら、右之六上官之衆着するなり。大神事之時も、是なり。

一、常の立ゑぼしに、かりやす染の上に、白はかま、是等は老者・一老十二人、脇番、此外神仁分之衆着する也但上衆に黄蘗染、桃色かりやす色以上、此三色の多少差別あり。

一、御所ゑぼしに、鶴龜の付たるかちん染の上下を着するは、神主・祝部下代分也。但上衣にあさきこまかたらすき、何も假（マヽ）多の多少差別有レ之。

一、こゆひゑぼし、櫛取ゑぼしなどは、臺子の衆、又は老たる衆の着するなり。是にいろ〳〵理り在レ之。

一、かみをはりたる衆は、白はかま、白たびに打かけを着する也是にも三段のぎしき在レ之。

以上

一、正月出仕之事。　三ケ日之間、神前に惣社中相詰、四日には、従　神裔直に神主・祝部、此兩家へ各出仕被レ申也。其以後、面々能年々在レ之。

一、惣社中之內に、無力者堪忍不レ續者在レ之ば、右之兩家へ奉公可レ申、若武家へ奉公仕候へば、重て社家へ返り申事不レ成者也。但各之兩家之衆は公儀へ奉公被レ申事も有レ之、其ゆへは過分の知行を抱へ、殊には神惠（マヽ）社家を相つけ可レ申ために、其時に應て、武家へも償可レ有レ之。

一、備中・備後當社御一座也。然に備中宮內に若節（マヽ）、寺屋敷は備前之神主屋敷也。當社中衆備中へ到來之時は、是則宿坊也。并當社之內山神西藏坊は、備中之社家衆、當社へ到來之時是則宿坊也。同備後之社中衆兩社へ參宮之時は有木寺之內、玉泉坊是則宿坊なり。并當社之衆備後へ參宮之時は、備後之宮內大供事宿坊なり。

一、山神山神力寺・有木山昌蓮寺・大谷山八德寺、是社僧也。但此內六ケ寺は、御神役迄にて、餘之法役一切無レ之。此

外寺僧は、諸檀那佛道之執行有レ之、然て神前には出入無し。幷社中業も其親類年次不レ逢間に、佛事執行、其座敷へ立入時は、一七日之間神前へは不レ可レ召候。其内にも輕重有レ之、委は穢汚帳にしるせり。

一、廻國聖當社へ法華經奉納有レ之、其請取は從二大森之家一出候也。同札錢は十二文、又は六道錢とて、六文も出は、則是奉納所之燈明に加る也。右之請取を不レ取聖は當國之海道成間敷もの也。

一、國中諸商人、幷從山中之材木・薪等、同人足・駒之足・浦人・船中商人・獵漁等までも、當社へは判形を取り、その上は前々之年次次第、賣買調、諸初尾神納之法度在候。其輕重は委社帳に被レ載。右之諸賣物之初尾、苅屋政所より取揃上る也。毎年六月二十八日、神前之町にても同前なり。

一、正月十一日・五月五日・九月九日・神前にて國中之祈念在レ之、その御守等、從二神主一被二送配一也。五節句。正月五日・三月三日・五月五日・七月七日・九月九日也。

一、六月廿八日、嘉例の御田植、津高郡谷村太夫御子白布三段にて、御幡を一本調、同扇帶幣にて是をかざる也。其後錢とて、中郡より備中之境までの神子、さほいりほに居中候面々之前より出錢を三十三文ツヽ、つなぎとるなり。同中郡おたみ村太夫神子青布三段にて、御幡を一本相調、其役錢とて中郡に居中、神子さをのまへより、悉く如二右之一つなぎとるなり。　同東郡土師村之太夫神子、こう布三段にて、御幡一本相調、其役錢と二、東郡居中神子さをのまへより如二右之一悉くつなぎ取る也。然ば、六月廿七日之晩、正面村々到來し、此三人の神子さをのかしら大森の家に爲二案内と一禮式廿疋宛より見舞有レ之、然に身程にて郡中にあるべきほどの少神子小さを等まで悉く召れ、廿八日には神寄拜殿にて、卯刻より中の前迄、それ〲家職面々の爲業とて神樂を相調、是則年中國中、又御他國迄も徘徊し、其けんぞく等までも相續之ための加役也、若し此道場に布施□□□□、則拜面にと、國中出仕を相留るべき者なり、昔御幡六本なり。

一、三月十九日、是備中の神事也。當社も同前。社役入用等は、社帳に委在レ之。

一、卯月に入、卯日二日あれば、後の卯、三ツあれば中の卯、祭禮相調候。又は初卯も神役也。幷三野之郡酒下明神之

祭り、當社之次之日也。春秋の神事も、不斷も如ㇾ此。當社より樂頭とて、神人二三人かならず下るなり。

一、九月に入り、中の日二ッあれば後の、三ッあれば中の申、祭禮也。社役は、右同前。同酒下又次の日也。

一、國中神社に祭禮、又はいかよふの神事是ある時は、從二當社一樂頭とて、神人一二人ヅヽ罷出、其裁判中付、是荊屋三家より、延國と中社人差遣し、社務よりは助景と中社人出る也。

一、國中ほう屋さを神子、神事仕時は、從二當社一助景と中社人罷出中付也。但彼等烏帽子などき度と申者にもゆるして遣也。

一、國中市井にて、萬賣物の諸初尾六まい取申て、上中は借屋より奉行長光と中社人差遣役也。

一、國中浦々獵師・同鹽濱・舟役・網役興しかし役とて、御刀御菜之魚鯛百廿喉同御殿の物と、いなの魚、せいの魚三百六十宛、春夏秋は兒島中浦々の多少を、御支配之祝部之家へ上る、其奉行は德常と中社人也。同波はなとて鹽たわら卅三俵ヅヽ如右之。雖重之支配を以て、是も同所へ集る也。

一、十二月朔日より同廿五日まで、國中薪役片荷取とて、同馬役・人役悉く每日上下し、山人上中也。其奉行は、預りと中社人也。每年同前。

一、津高郡勝尾村より桂木、同青井葛と申物を每年卯月卯日上申候、それに花米とて一斗二升相そへ、其日之番衆請取也。マサキノカヅラ、ヒカケカツラ共云。

一、埓和村・菅野村・日應寺村より、柳とて參候、同菅莚とて十二枚、莚こも卅三枚、六月五日、十一月廿八日に必上申、其日之番衆請取。

一、同田原村・源瀉村・長野村・何も五ヶ村より三歳木とて、薪十二ケ、おこし炭五ヶかた荷、春秋二季之祭に上るなり。其日の番衆、一荷片荷ツヽ請取、殘るは政所へ上るなり。

一、同十二名より悉く祭禮調申、其入月物數の事は委社帳に可ㇾ在ㇾ之。六月廿八日の御も十二名より十二本の役有。

一、三月十九日御日供卯之時の大百度辰の時より六座の神樂、是光吉名より調也。

一、卯月卯日、御神事同前、是重松名より調。

一、六月廿八日、大御供御膳之數七十五膳、但大小あり。其外、社役之事は、右如申、上の枝福名・末吉名・小吉竹名・一久宮より調上る也。

御太刀箱に入從二國主一。

御弓錦之袋に入鏑一手相剩從二御國主一馬鞍鐙共同前、御神樂錢拾貳貫同前、御參錢拾貳貫同前、是以上從二國主殿一。

一、九月中之祭禮日供御膳之數七拾五膳、神事は如レ常也。是常持名・兼武名・德常名より調。同神前之諸役之、上りに餅を大床より面四方へなげ、氏子・臺子共、是を取遊也。

同やぶさめの馬は、國主より一疋、同奉行より一疋、神主・祝部より二疋、何も馬數は六ッ馬之先へは、舍人之藤次白かたびらを上にはをり、こまがたの付たるはかまをもち、たちを取、櫛形ゑぼしを着、白はちまきをし、先に立、二番に白ゑぼしを着、鶴龜の付たる上下を着、弓を袋に入、其上を十二所ゆひ、其上に倭裝束をき、一番に身の廻前同前、鉾を錦の袋に入、上を十二所をゆひ、三番に馬の口取、色々の兵具物之具をし二人行也。其次やぶさめをいるには、馬に乗り、如此面々同前に御池の廻りを三返廻し、是以後、的數三六の十八也。此外願之的、同馬等之事も、祈念次第其數不レ足。

一、十月神送り神返り、御祝松延名・重分名・大荒同名より相調候。

一、十二月御簾替すゝおろし、同御祝之物、彼是共數七度有レ之、則安名に行吉黑川名相調候。

一、同廿五日狛鳥とて、山形三ケ村より鶴二番參候、則其羽にて御內之すゞをはき申候、同三鳥とて三番參り候、是は御正月に被レ遣候。

一、同廿八日に神事、座之頭より御そけとて、上官の衆の門に、御幣を立はらい申也。幡共、御祓共、御鑑共申。此三つ名共時々によるなり、子細なし。

一、御節會の神事、同扁志とて御供參り、白木同黑木御べんごさい膳數大小百廿八膳、高付還こんさん付へきくきやう是皆大神事の御仕替也。

一、神前より下物之事、參錢は當番之衆支配可レ有レ之也。但、大小によらず、なわにつなかきたる錢は、神主へ上り候。同武具、いしやう馬等

も、則神主家へ、同布わた・紙扇・荒麻等の類は、祝部之家へ渡り候。同神樂錢は、大小共に三ツ之内一分は、其まゝ神前へ置、神主所へ、一分は其法師所へ、一分は神子座之衆支配。神樂は大小三通り在レ之候、何も支配は、右同然。神樂は一神子之役也。是無言、但うらない託宣など所望之女房かた在レ之ば、北之御前にていかやうとも、其意たるべし。　此神前の役神子は、惣別餘役を一切取様なき者也。又、此類の神子はそれ〴〵に在レ之候。

文明三年六月十三日

惣社家 [華押]

社僧中 [華押]

惣社家

社僧中

社務政所殿

右之條々者、先例之趣、樂承覃手次第に如レ斯候、誠に中絶を諸手連々仕候條以來爲ニ惣中ノ御惣談申置者也。此上相違之輩於レ在レ之者、神主祝部從ニ兩家ノ萬事可レ被レ成ニ下知ノ者也、仍爲ニ後日之ノ如レ件。

抑備前國當宮一品大明神。按此國之化現之曆數既垂ニ一千百余年ノ矣

人王七代　孝靈天皇　□(虫喰)王子ノ内□□□(虫喰不見)祝　孝元天皇　一品彦明神　開化天皇　杉尾明神

崇神天皇　松尾明神　吉備津宮　護現□(虫喰)今□□□(虫喰不見)　天足彦尊　白髮明神

備前鎭守一品吉備津彦大明神

人王十代崇神天皇亚ニ於是ハ爲ニ備前宗廟國之鎭守ハ是神社始日、當社爲ニ權輿ノ也、別而國家鎭護神永保護　皇國萬安之寶祚、春秋七十二候之祭祀、不レ致ニ陵夷ノ神助冥威如レ應ニ影響ノ故、以ニ　叡慮ノ見レ寄ニ社領ハ國主又割ニ采邑之地ノ寄ニ祭祀之領ハ是故大以遂ニ造營ノ矣也。有ニ破敗ノ則自ニ社家ノ告レ官、官告報ニ于國主ハ歷ニ于傳奏ニ而達ニ於　天聽ハ而事既成矣、加レ之膺時神馬御劍寶財種々幣帛惟夥焉、其外、社領公役等、一向束ニ高閣也ハ爾來代々　帝王下勅ニ言

寄二國中貢米官米一、奉レ遂二造營一正宮・本宮・拜殿・舞殿・樂屋・驪屋・清涼殿・參籠所。不老門。百八廻廊。二階樓門。備中・備後若宮殿物社・艮御崎・御釜殿、都合五十一之殿宇、七本華表柱、鏤レ金琢レ玉、西國旅行第一之壯觀也。神功皇后征二於三韓一時、御船著二牛窓一、于レ時以二當國刺史一爲二勅使一捧二幣帛一、爾來奉幣使不レ絕。　仁明天皇承和十年十月廿四日、再官位贈二從一品爵位一、同神主祝部許二爵冠一矣、神威赫々靈驗繁昌益新焉。　一條院長保六年十一月二日、大介大江朝臣清通奉二勅命一寄二十五煙一以致二修補一也。寬弘九年十月三日、大介藤原朝臣惟風卿、奉二綸言一寄二十五煙封也一。　白河院應德年中、當社及二廢壞一□天氣自國衞使二造營一焉。　鳥羽院天永元年十月廿二日、權中納言源朝臣基綱卿爲二備前之大介一承レ詔興隆畢、又、永久二年寄二八百石之貢米一萬石之官米生絹七千九百匹一令レ達二造苴一之功也。　高倉院嘉應二年、五條大納言邦綱卿、爲二大介一奉二勅宣一經レ之營レ之、革レ故而附レ新、其後歷二六十年星霜一不レ能レ無二毀廢一也、社官等奏二於雲客一、忽通二于□天耳一而　叡慮嚴矣、建長四年、以二國中段米公麥九百餘石一爲二日用役資一、頓以復レ舊也。

後醍醐天皇寶祚、四海風波日安全、建武三年丙子五月廿一日、左馬頭直義從二鎭西一赴レ雒、備中守護松田權守盛朝、令二先容一從二妹尾浦一著岸、仰二參宮恍一、今度入レ雒、爲二天長地久祈願一以二御事成一云々。尊氏參宮時、神馬御劍寶財種々求二幣帛一成二臨時之祭一、天長地久、國土安全、諸人快樂悅、三ケ國之社宮、一社同音歌二萬年一歡、鎭座以來、守二綸言之旨一、八百八ケ度祭禮、此諸々有二懈怠時一、備前守護松田權守盛朝、同神主藤原朝臣大介被二仰下一、可被レ處二天下泰平之祭禮一、此勅定於二存知一違背者、別成二天下之朝敵人同前思一、可二追伐一時可レ爲二守護一者也。國中百七十餘社神人、並、神子棹爾尊氏參宮時、右之役人六百餘到來、大神樂參時、左右之者役者、既庶子惣之諍有レ之間、爲年々。

定所

一、國中諸社之神人木、且、其身雖レ爲二誇婆一、且雖レ爲三老若一宮社中官位之書付一以二前後一萬可レ爲二次第一之事。

一、國中神子掉式雖レ爲二夫婦式一雖二兄弟一、一宮敷郡居住し神事常可二相調一、役人等可レ爲二出仕一始也。

一、國中諸役人在而、市中賣買駒足、付、海上浦役等如二恒例一諸初尾無二懈怠一神二納之一以二手次一公事可レ爲二免許一事

仍而早守ニ先例一社務大森可レ致ニ沙汰一者也、爲ニ年々一如レ件。

寛弘九年十月二十日　大介盛基在判

筆者、同社家上乔菊法師十三にて書レ之。本書、承和十年十一月二十一日。

大江朝臣清通卿之在判　藤原朝臣惟風卿在判

備前一宮社務政所

建武三年丙子五月廿二日　藤原正智護師判

左馬頭在判

松田權守在判

備前一宮社務所

文安元年甲子三月十一日　源朝臣權太夫判

筆者、同社家祝部十二歳にて書レ之。

松田豐後守判

備前吉備津宮政所

文龜二年壬戌七月五日　松田備前守盛光

筆者、同社家權保利書レ之。

備之前州一品宮大守殿

私曰、此一卷は、當社興隆を記し、本書も右のごとく在判と有れば、いにしへよりの古文書を證に取て、文龜二年に當社の社家權保利書寫して、松田備前守の花押を給りて、後證にせしものと見ゆ。

備前國赤阪郡石上村經津靈神社者、神代之靈跡、國家之鎭護也、神寶曾雖レ移ニ于大和國山邊郡遺跡一、猶存ニ于吉備國石上村一、因茲作ニ社記一奉ニ納之一、令レ知ニ其由一、且、又獻ニ石上大松村内地高二十石一爲ニ當社之神領一、以ニ社官一復ニ舊

姓物部二令レ務二祭事一、時日之禮奠不レ可二闕如一者也。

延寶二甲寅歳二月朔日　御諱御判

石上神主

石上社記

吉備の別州赤坂郡平岡の郷、石上の神社神靈なり、昔し素戔嗚尊あぢきなきしわざまし〳〵て、天照大神の御田に春はしきまきじはなち、秋は天のふち駒をはなちて、其中にふさしめ、又、大神のにはなひきこしめす時を見てひそかに其宮にけかしをし、又神衣をおりつゝ神はそのにましますを見て、天のふち駒を逆剝して見なしかめ甍をうかちて投入などし玉ふほどに、大神驚きまし〳〵て、祓をもて御手をいたましめ玉ふ、是によりて、みいかりおはしまして、則天の磐屋に入まして、夜晝の相かはるをもしらず、時に八十萬の神達、天乃安河原に神つとへにつとゐて、そのいのり奉るべきさまをはからいたまふ、是に思兼之神ふかく謀り、遠く慮り給ひて、終にとこよの長鳴の鳥を集て樂にながなきせしめ、天の手力雄の神をして、磐戸の側にたゝしめて、あまの兒屋根の命・太玉のみことをして、あまのかこ山の五百筒の立榊をねこじにして、上つ枝には八さかにのいをつへみすまるをとりかけ中つえには、八咫の鏡をかけ、下季(ツヘ)には青和幣白和幣をとりしてゝ、相ともにみいのり申さる。又天のうずめのみことをして、手にちまたのほこをもたしめ、あまのいわやとの前にたゝしめて、たゝみわさをせしめ、天のかこ山の正木をとて鬘とし、蘿をたすきとしほところにやきうけふせとゝろかし、神かゝりせしかば、天照大神きこしめして、あな此ころ磐屋にこもり居て、豐あし原の中津國は、とこやみやくらんとおもふにいかにばや、うずめのみこととかくえし〳〵するとて、御手をもていわとを、細目にあけ見そなわしたまへば、日の光りまた六合のうちにみち〳〵たり、ときに戸側に立たまへる手力雄の神き御手をかけたまはり、引出し奉る、こやね・ふとたまの命達は、則しらくべ繩を引渡して、又、なかへにましそと申てもろ神達大によろこび玉ふ。扨も素戔嗚尊罪去所なしとて、千座置どのはらつをおほせて、手足の爪をたち、髮をぬかしめて、その罪をあがなひたまふ、なを諸神達せ

めはたりまし〳〵て、素戔嗚尊は、天にもすみ玉ふよしあし原のなかつ國にもおらしめじ、すみやかに底津根の國へいにたまへと、追やりたまふ時、霖雨降しかば、みことはせんかたなく、青原をむさひて、笠は蓑としそぼちぬれてゆきたまふ、宿を諸神達にかりたまへども、かし奉る神もなし、雨風甚だしといへども、しばしとまり休たまふことをだに得ずして、たしなみつゝ下りたまふて、出雲國簸の川上に下りつき玉ふときに、川上にねなく聲のせしかば、あやしみて尋つゝ出まししに、おきなとをふなと有、一人の少女を中にすへて、各撫でなくありさまを見玉ひて、汝達は誰ぞや、いかなればかく啼やと問玉ふ、老翁答て申らく、われは是國津神なり、我名は足なづち、をふなの名は手摩乳、姫の名は稲田姫、則わが子なり、これは八人の姫ありしを、としごとに、八岐のおろちにのまれ、この少女も、又、のまれなんと申けるほどに遁に由なくて、かくいたむと申す、みこと聞召して、しからば其をとめを我に奉れ、おろちをころしなんすとて、八さらの酒をかゐてみづからやつのつまくしをつくりかしらにさし、稲田姫となりたまひて、八間の御すきをゆひてまちたまふ、はたしておろち來り、かしら尾各八岐あり、眼はあかし地のごとく、松柏背に生ひしげり、八丘八谷の間にはびわたり、酒を得て各ひとつさかふねにおとし、いれて頓醉て眠る時に、尊とみにはかせる十握の劍を抜てずた〳〵に、其大蛇をきり玉ふ、尾を斬玉ふ時、つるぎの刄すこしかげたりあやしみて裂み玉へば、ひとつの劍ぎあり、これは天上に奉り玉ふ、後に草薙の劍と申は是なり。其大蛇を斬たまふ劍はおろちの麁正と申す、又、おろちのからさひの劍と申す、是則吉備の石ノ上の神社是なり、かくて人皇十代崇神天皇の御時、大和國山邊の郡にうつし奉る、磯上布留の宮と申奉る、經津の御たまと申は、人皇の初め、神武天皇御子たきしみゝの命、軍をひきいて、熊野荒坂の津にいたりまして、丹敷戸畔(ニフトベ)といふものをうち玉ふに、あしきいきにふれて、人どもこと〴〵くにをへしかばみいくさ、又、進み得ず、時に其所に熊野高倉下と云もの、神につげてのたまはく、あし原のなかつ國、なをさやけりなり、汝ゆきてうてとのたまふたけみかつちの神、答奉りて宜く、我ゆかずとも、わかむけし、劍をくださせ目むけなんと申せしかば、大神うめりとのたまふ、武甕槌神高倉下に語りてのたまわく、わが劍を神の御靈と云、いましかくらの內におくべし、取てあゐみ

またてまつれとあり、たかくらよし〳〵と申見て、夢さめぬ、あくるまつと、めてくらのうちを見れば、はたして一ツの劍おちておりし。まに庫のしき板にたてり、則とりてあめみまに奉り、天孫これを得て、あだをたいらげ玉ふ事しか〳〵なり、これらなをふかきこゝろもあるべけれども、かけまくもかしこき御事なれば、かきもらしつ、星霜はるかにひさしく世かわり時うつり、神道陵遲して、いそのかみふるきむかしの事をしるべなく、古道おちん事をなげき、今の太守拾遺源君のおほせにしたがひて、御典の趣をえらび、こゝにそのあらましをしるす、且國民にしらしめば、すゑの代までもとり傳へて、あまねく神の御こゝろをあふがざらめや。

時に延寳初えのとし、癸丑一陽來復の朔日　廣澤元胤　奉

右社記は、廣澤氏に本書の下書あるを寫也。その未覺書歌あり、左に記す。

いその神ふりにし神のみたからをつたへばよゝにあふがざらめや

右石上近代しる人なく、西上と聞來り俣野善內、寛文の比、小宮を修理し奉れり。當年此緣記を取納、神主金谷肥後を、物部肥後に被レ改乎。

淺川村　備前國上道郡北方庄、春日大明神緣起

抑春日大明神と申奉るは、天神七代の初主、國常立尊の孫、天津兒屋根命是なり。昔時、天の岩戶を押開き、天照光と共に、此土に降誕したまひて、初は東國鹿島大明神と示現し、東漸の佛法擁護の御ためにとて、異國の夷を退治し玉ひ、其後、神護景雲年中に、神官宮人に御伴ひ、浮雲に乘り玉ひて、南都三笠山に顯させ玉ひ、或はかせきにのりて御遊び有により、末の世迄も多の鹿共、御使者と定ありと云々。去ば、當社明神を春日と名づけ奉る事は、惣じて四季の中に、春の日は餘季に勝て、照日長閑に雨露のめぐみ深してよく、千草萬木を生長するごとく、此大神無緣の大慈大悲甚廣成をもつて、春の日と書て、加須賀と號し奉ると云々、誠にかけまくも忝なくも、當社の御本地を尋るに、釋迦・藥師・地藏・觀音・文珠の御尊也。和光同塵の御方便として、五社明神と顯させ玉ひて、和朝の群

生を梨(マヽ)し玉へゑり。其中に先、釋迦牟尼世尊の如きは、娑婆有縁の教主、三界有情の慈父たりし故に、縦、三悪八難に生るゝ輩も、ことぐヽく皆是我有の金口に納り、十悪五逆を造せし族も、みな悉く是吾子の裏に漏し玉はず、藥師如來は像法轉時の導師、現在諸法の教主として、二六の大願を越し玉ひし、中にも一切衆生をして、諸の病苦を除、身心安樂ならしめんとの御誓ひ、又は安住正見の本誓不墮悪趣の直説、尤此尊の悲願に勝る事なきをや、次に地藏ぼさつは、六道の化大士二佛、中間の導師なり、切利天にして、釋迦善折の付屬を受、今無佛世界に出で、衆生の苦悪に代り、阿鼻三熱の焔の中に入て、忝も忍辱の御膚を焦し、紅蓮八寒の水の底に沈て、鎮(トコシヘ)に慈悲の御肝を摧たまひし事、皆是此度利生の御本誓、何の大士か是にしかんや。次に觀音薩埵は、極樂世界の補所、大悲闡提の菩薩なり、經曰取意若我誓願大悲の中に、たとひ一人たりとも、二世の願を成しめずんば、われ虚妄罪過の中に墮て眞とをすて、大悲を捨玉はんとの御誓約、誠に有がたくこそ、次に文珠師利ぼさつは、釋氏九代の祖師、三世諸佛の慈母として、內證の智水澄湛へて、五住の塵勞を洗ひ、外用の月きよく晴て、九識の迷情を照し給へり。扨、又垂跡の御託宣にも、千日千里しめ引勸請するとも、邪見放逸の者の家には至るべからず、只慈悲正直にて、佛法を崇敬する者の宅には、たとひ深厚の重服あり共到り玉ふべしとの事、仰ぐも仰ぐべく、信じて信ずべきもの也。就中此大明神、備前上道郡北方庄內に居を占玉ひし事は、人皇六十七代、三條院御宇長和五年丙辰八月廿七日に、俄に空かき曇り、雷電地をうごかし、雨の降こと車軸のごとし、洪水おびたゞしく、後の山中に一ツの大池出來せり、この比、淺川村に親俊といへる信力強盛の老人ありけり。此宿所へいづくともなく、鹿二疋來り、井の元に立より石の上にやすらひて居にけり、今の鹿留もの石是なり。此夜、親俊夢に見るは、高僧來りて告曰ける、春日大明神此所へ飛玉へりける、來りし鹿、其御乘物也。又、昨日出來し山の池中に、大木あり、是をいそぎ五社の御本地に造り奉りて、此山に安置すべしと、又此村に俄に狂女出來て、是もいふ事親戚の夢にたがわず、彼是疑ふべきにあらずとて、翌日にあたりの人共、出合て彼木を引より、かり屋を造り、木を入置て、扨佛師をたづねけれども、邊土の事なれば、曾て佛師なかりけり、此上は都より呼下して造り奉らんと評定せし所に、二人曰、旅人二人して、其夜

世話の次に宿意を語りければ、旅人の曰、我等こそ佛師なれば、いか樣にも望にしたがひ造り與ふべしといへり。親俊・優曇花にあふこゝちして、則賴ければ一七日の內に、御長三尺宛の御本地、五體造りてかきけすよふに失にけり。見る人、聞人、奇異のおもひに住して、扨は此ほどの佛師は、春日大明神にてこそあらめと、心肝にそみ、いよ／＼尊くありがたくおもひあへり。扨、近江鄕村の道俗男女とも、寄合て山をかりはらひ、木を引、石をたゝみ、工匠をやとひ、斧をはこびて、三間四面の社殿、旬日の中に造り畢し、神體を入まいらせて、幣帛を捧げ、貢を備へて、恭敬し奉るに、願として滿ざる事なく、望として達せざるはなかりき。其外、種々の奇異なる事ども、枚擧にいとまあらず。しかありし故に、いよ／＼都鄙遠島の者迄、貴賤老若袖をつらね、日々夜々步を運ぶ事、雲の如く、霞のごとし。其後、人皇七十七代後白河院御宇保元四卯年、平氏小松入道(三位中將惟盛卿)最愛息女、物の怪甚しく痛ませ玉ひしを、博士をめして占せ玉ふに、博士申けるは、關西山陽道の內に、春日の宮ましませり。是にお願をかけさせ玉はゞ、卽時に御平癒有るべしと申けり。則此所へ御使者を立させ給ひ、神馬を引、神樂をまいらせ給ひて、恭敬供養したまひしかば、則御息女はほとほり直らせ給ひけり、聽てその年御祈禱の爲とて、五間四面の本社、十二間の拜殿、鐘樓末社、都合十二宇、金銀をちりばめ、珠玉を粧て御再造あり、誠に信心の水すむ時は、佛地の惠日光りをうかべ、不信の水濁るときは、薩埵の應月光りを失ふいはれなるゆへに、只惡不善之罪人にして、內思の信力なくば、いかでか外緣の大悲を蒙らんや、若しからば、末世澆季に及ぶといふとも、三毒の妄念をはらひ、偏に信心をいたし、康拜作禮する輩は、現世には子孫繁榮にして、陶朱丁日が富にほとり、當來には身心淸淨にして、妙覺所藏の臺にのぼるべきものなり。仍て緣起如件。

私曰、此緣起は、佛氏の說にして、神道には取るべきものあらず、されども、當時五社明神と號する宮社方々にあり、これみな春日を祭るならん、その考のために、爰にしるす。

伊勢神社　內外宮・野宮・春日宮。

式內の神也。外宮は出石鄕に有、內宮は荒田庄濱野村にあり。此內外の兩宮は、崇神天皇五十四年丁丑に、吉備國

名方濱宮に遷て、四とせがうち齋奉る、時に吉備國造采女、吉備津比賣、又地口の田を進ると、倭姫の世紀に見へし。大神宮則是也。皇大神宮御鎭田本錄には、吉備國名方濱宮神崎岩の上の殘水蓄に遷り座とみへたり。抑爰に御鎭座ありし謂れは、崇神天皇六年までは、天照大神の御神を天皇大殿の內に祭り玉ふに、其神勢を畏て、共に住玉ふに安からず、故にこの年に、天照大神を豐鋤入姬の命崇神の皇女也に託て、倭國笠縫邑に祭り玉ふ、それより八十九年を經て、垂仁天皇廿六年十月に、今の伊勢國度會宮に御鎭座ありし事、日本紀に見へたれども、其八十九年の間、諸國に移り御鎭座ありし所々有、略して記し給はざりしや、此事は見へずして、倭姬世紀に委く註せり、所謂崇神天皇六年九月、天照大神に草薙の劍を朝廷より倭國笠縫邑に移し始奉り、豐鋤入姬をして齋奉りけり。次に丹波國吉佐宮、次に倭國伊豆加志本宮、次に木の國奈久佐濱宮に遷り玉ふ、此四ヶ所の宮に、凡四十五年を經て、同帝の五十四年丁丑に、吉備國に遷りたまひ、こゝに四年御鎭座ありて、同五十八年に倭國三輪御諸の嶺の上の宮に移り玉ひ、其後、十一ヶ所の宮々をへて、垂仁天皇廿六年丁巳の年十月に、今の伊勢國度會の宮に御鎭座ありし事世紀に、なをくわし、されば、此備前國に御鎭座ありしは、伊勢國に御鎭座有りしより三十八年前の事也、今此國の內宮に近き所に、野々宮といふ社頭も有、豐鋤入姬命の宮ゐし住せ玉ふ所なるべし、其外、伊勢の內外の兩宮に、其樣似たる事多し、故ある事にや、たとへば、伊勢の兩宮の間五十丁あれば、此國の兩宮の間五十丁あり、其間に伊勢國に宇治川ながれは、此國にも篠川ながる。篠川今へ旭川といふ、古へは川ま[illegible]遊。伊勢に宇治の里あれば、此にも宇治の鄉有り、宇治鄉、今は上道郡なれども、竜田庄濱野にならびて隣鄉なり、往古は宇治も御野郡なりしもしらず。今按ずるに、宇治山といふは、八十氏の宮人のつどひ居申所なるによりて、宇治と名あるにや。又、內宮の北に、遠からず春日大明神の社頭あり、其社記には花山天皇の御宇、寬和中に南都より爰に御鎭座ありしといふ。今按るに、細流抄に伊勢大神宮まします所には、必春日大明神まします如く、後にはかならず、藤氏の人あるべきやと物語に從玉ふ事あり。此春日南都より遷し奉るも、かゝる故あるを以、內宮近く宮ゐしたまふなるべし。寸[illegible]座。

小川長和寫
加藤熊吉㊞校

吉備温故秘錄　卷之二十六（神社七）終

昭和六年八月一日印刷
昭和六年八月五日發行

非賣品

吉備群書集成

不許複製

吉備群書集成刊行會

編纂兼發行者　森田敬太郎
東京府荏原郡目黒町上目黒三五〇番地

印刷者　鈴木清三
東京市神田區表猿樂町一番地

印刷所　昭文社
東京市麹町區三番町六八番地

發行所　東京府荏原郡目黒町上目黒三百五十番地
吉備群書集成刊行會
振替口座東京五五八二七

吉備群書集成刊行會